

聖学院大学 点検評価報告書

申請年度：2007年度

点検評価報告書 目次

序章	1
本章	
第 部 大学・学部	
第 1 章 聖学院大学の理念・目的と教育目標	7
1 理念・目的等	
1) 聖学院大学の理念・目的とその共有	7
2) 政治経済学部理念・教育目標	10
3) 人文学部理念・教育目標	12
4) 人間福祉学部理念・教育目標	14
5) 大学の理念等の周知の方法とその有効性	16
2 理念・目的等の検証	
1) 大学の理念・目的等を検証する仕組み	18
3 健全性、モラル等	
1) 教職員・学生のモラルの確保	19
第 2 章 教育研究組織	
1 教育研究組織	
1) 学部・学科・大学院研究科・研究所などの教育研究上の組織	21
(1) 教育研究上の基本組織	21
(2) 政治経済学部	23
(3) 人文学部	23
(4) 人間福祉学部	23
(5) 基礎総合教育部	23
(6) 大学院研究科	24
(7) 総合研究所	25
第 3 章 学士課程の教育内容・方法等	
第 1 節 教育課程等	29
1 学部・学科等の教育課程	
1) 教育理念とカリキュラムの体系性	29
(1) 全学共通の教育	29
(2) 各学部・学科の専門教育	34
政治経済学部政治経済学科	35
政治経済学部コミュニティ政策学科	38
人文学部欧米文化学科	40
人文学部日本文化学科	43

人間福祉学部児童学科	47
人間福祉学部人間福祉学科	50
2) 幅広く深い教養と豊かな人間性	
(1) 教育課程における基礎教育及び倫理性を培う教育の位置づけ	53
(2) 一般教養科目における幅広い判断力と人間性の涵養	54
(3) 外国語能力の育成	55
(4) 専門教育・基礎・教養教育・外国語科目の量的配分	58
(5) 基礎教育と教養教育の責任体制	60
(6) グローバル化、倫理性、コミュニケーション能力	61
(7) 起業家能力の滋養	65
(8) 学生の心身の健康保持のための教育的配慮	66
2 カリキュラムにおける高・大の接続	
1) 入学前の指導	67
2) 入学後の指導	70
3 カリキュラムと国家試験	
1) 人間福祉学科における国家試験の状況	73
4 インターンシップ	
1) 政治経済学科、コミュニティ政策学科、欧米文化学科におけるインターンシップの状況	74
5 ボランティア	
1) 児童学科におけるボランティア活動	76
6 履修科目の区分	78
7 授業形態と単位の関係	81
8 単位互換、認定等	
1) 国外の大学との提携、単位互換	84
2) 入学前の既修単位	85
3) 自学科充足率	86
9 開設科目における専任・非常勤(兼任)の科目比率	
1) 専任教員が担当する科目とその割合	88
2) 非常勤(兼任)講師の関与	89
10 社会人、留学生・帰国生への配慮	90
11 生涯学習への対応	91
12 正課外教育	
1) 正課外教育の充実度	93
(1) アssenブリアワー	93
(2) キリスト教センターの取り組み	96
(3) 学生部の取り組み	97
(4) キャリアサポートセンターの取り組み	99
(5) NPO活動	101

第2節 教育方法等	103
1 教育効果の測定	
1) 教育上の効果や目標達成度の測定の方法	103
2) 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立	105
3) 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの状況	106
4) 卒業生の進路の状況	107
5) 教育効果の測定方法の開発	109
6) 教育効果の測定結果を基礎に教育改善を行う仕組みの状況	110
2 厳格な成績評価のしくみ	
1) 履修科目登録の上限設定とその運用	111
2) 成績評価法と成績評価基準の適切性	112
3) G P A 制度の運用状況	114
4) 厳格な成績評価制度を補完するための仕組みの状況	117
5) 在学生及び卒業生の質の確保するための方途	118
6) 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況	120
3 履修指導	
1) 学生に対する履修指導の適切性	122
2) オフィスアワーの制度化の状況	123
3) 留年者に対する教育上の配慮	124
4) 学習支援としてのアドバイザー制度	127
5) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮	129
4 教育改善への組織的な取り組み	
1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善	129
2) シラバスの作成と活用状況	131
3) 学生による授業評価	133
4) F D (Faculty Development) 活動	135
5) 学生満足度調査	137
6) 卒業生による在学時の教育内容・方法の評価	138
7) 雇用主による卒業生の実績の評価	139
8) 教育評価の成果を教育改善に反映させるシステム	140
5 授業形態と授業方法の関係	
1) 授業形態と授業方法	140
2) セメスター制度	142
3) マルチメディアを活用した教育	143
4) 「遠隔授業」等による単位認定	145
第3節 国内外における教育研究交流	
1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針	146
2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置	147

3) 外国人教員の受け入れ	149
4) 教育研究成果の外部発信	150
第4章 学生の受け入れ	152
1 入学者受け入れ方針等	152
2 学生募集方法、入学者選抜方法	
1) 学生募集の方法、入学者選抜方法の位置付け	155
(1)学生募集の方法等	155
(2)入学者選抜方法	156
3 学生の受け入れ	
1) 全学的取り組み	159
2) 各学科別の取り組み	
(1)政治経済学科	161
(2)コミュニティ政策学科	162
(3)欧米文化学科	163
(4)日本文化学科	165
(5)児童学科	166
(6)人間福祉学科	168
4 入学者選抜の仕組み	
1) 入学者選抜試験実施体制の適切性	169
2) 入学者選抜基準の透明性と結果の公正性・妥当性	170
5 入学者選抜方法の検証	
1) 入試問題の検証	171
2) 入試について学外からの意見聴取を行う仕組み	171
6 アドミッションズ・オフィス入試	172
7 入学者選抜における高・大の連携	
1) 推薦入学における高等学校との連携	173
2) 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ	174
3) 進路相談・指導等情報伝達の適切性	174
8 科目等履修生・聴講生等	175
9 外国人留学生の受け入れ	176
10 定員管理	
1) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率	177
2) 定員適正化に向けた努力	179
3) 定員従属率の確認の上立った組織改組の可能性の検証	180
11 編入学者、退学者	
1) 退学者の状況と退学理由の把握状況	181
2) 編入学生及び転科・転部学生の状況	182

第5章 教員組織	183
1 教員組織	
1) 学部・学科の理念、目的等との関係における教員組織	183
2) 主要な授業科目への専任教員の配置	184
(1)政治経済学部	186
(2)人文学部	187
(3)人間福祉学部	187
(4)基礎・教養・総合科目、資格科目	187
3) 教員組織における専任、兼任の比率	188
4) 教員組織の年齢構成	189
5) 教育課程編成の目的を実現するための連絡調整機能	191
(1)教務部委員会	191
(2)学科会	192
(3)基礎総合教育部会	192
(4)大学運営委員会	192
6) その他の教員組織	
(1)キリスト教センター委員会	193
(2)学生部委員会	194
(3)国際部委員会	194
(4)就職部委員会	195
(5)広報部委員会	195
(6)入学試験実施委員会	195
(7)図書委員会	196
(8)語学教育委員会	196
(9)コンピュータ情報ネットワーク委員会	196
(10)ファカルティ・ディベロップメント企画委員会	196
(11)人権・情報保護委員会	197
(12)アッサンブリアワー企画委員会	197
(13)学生相談室運営協議会	197
(14)点検評価委員会(点検評価実行委員会)	198
7) 教員組織における社会人の受け入れ	199
8) 教員組織における外国人研究者の受け入れ	200
9) 教員組織における女性教員の割合	200
2 教育研究支援職員	
1) 教育における人的補助体制	201
3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	
1) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続とその運用	204
2) 教員選考基準と手続きの明確化	207

3) 教員選考における公募制の導入状況	208
4) 任期制専任教員の採用	210
4 教育研究活動の評価	
1) 教員の教育研究活動についての評価	211
2) 教員選考における教育研究能力・実績への配慮	213
第6章 研究活動と研究環境	215
第1節 研究活動	215
1 研究活動	
1) 論文等研究成果の発表状況	215
2) 国内外の学会での活動状況	217
3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況	220
4) 研究助成を得て行われる研究プログラム	221
2 研究における国際連携	
1) 国際的な共同研究への参加状況	223
2) 海外研究拠点の設置状況	225
3 教育研究組織単位間の研究上の連携	226
第2節 研究環境	229
1 経常的な研究条件の整備	229
1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性	229
2) 教員研究室の整備状況	230
3) 教員の研究時間を確保させる方途	231
4) 共同研究費	233
2 競争的な研究環境創出のための措置	
1) 研究助成金の申請と採択状況	234
3 研究上の成果の公表、発信・受信等	
1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置	235
2) 大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	236
4 倫理面からの研究条件の整備	
1) 倫理面から自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システム	238
第7章 施設・設備等	240
1 施設・設備等の整備	
1) 施設・設備等諸条件の整備状況	240
2) 教育用情報処理機器などの状況	244
3) 施設・設備の社会への開放	245
4) 記念施設・保存建物の状況	246
2 キャンパス・アメニティ等	

1) キャンパス・アメニティの形成	247
2) 「学生のための生活の場」の整備	247
3) 大学周辺「環境」への配慮	248
3 利用上の配慮	
1) 施設・整備面における障害者への配慮	249
2) 各施設の利用時間	249
3) 大学への交通手段の状況	250
4 組織・管理体制	
1) 施設・設備の維持・管理体制	251
2) 施設・設備の衛生・安全の確保	253
第 8 章 図書館および図書・電子媒体等	255
1 図書、図書館の整備	
1) 図書、学術雑誌等の教育研究資料の整備適切性	255
2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況	258
3) 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備	260
4) 図書館の地域への開放	263
2 学術情報のアクセス	263
第 9 章 社会貢献	265
1 社会貢献	
1) 市民を対象とした「公開講座」等による社会への貢献	265
(1) 大学学部を主体とした社会貢献	266
(2) 総合研究所を主体とした社会貢献	274
(3) 法人を主体とした社会貢献	275
2) ボランティア活動を通して行われる社会への貢献	279
3) 地方自治体等への政策形成への寄与	
(1) 地方自治体等への本学教員による個別的な寄与	284
(2) 総合研究所を主体とした近隣地方自治体への政策形成への寄与	287
4) NPO「まちづくり支援センター」の活動	289
2 企業との連携	
1) 企業との連携	292
(1) 本学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策	292
(2) 大学以外の機関・団体との共同研究、受託研究	293
第 10 章 学生生活	295
1 学生への経済的支援	
1) 奨学金等、学生への経済的支援を図るための措置	295

2) 奨学金へのアクセスを容易にする情報提供の状況	299
2 生活相談等	
1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮	299
2) ハラスメント防止のための措置	302
3) 学生生活相談への対応・カウンセリング	304
4) 地域医療機関等との連携	308
5) 学生生活満足度アンケート	308
3 就職指導	
1) 進路選択に関わる指導の適切性	309
2) キャリアサポートセンターの活動	310
3) キャリアアドバイザーの配置状況	313
4) 就職ガイダンスの実施状況	314
5) 就職活動の早期化への対応	315
6) 就職統計データの整備と活用	316
4 課外活動	
1) 課外活動に対する指導、支援	317
2) 課外活動の国内外における水準状況と学生満足度	319
3) 学生代表と定期的に意見交換を行うシステム	321
第 11 章 管理運営	323
1 教授会	
1) 教授会の権限とその活動	323
(1) 大学教授会	324
(2) 学部教授会	324
2) 学部長と学部教授会関係	326
3) 学長と大学教授会との関係	327
4) 学部教授会と大学教授会との連携	328
5) さいたま上尾キャンパス協議会	328
2 学長、学部長の権限と選任手続	329
1) 学長、学部長、チャプレンの選任手続	329
2) 学長権限の内容とその行使の適切性	332
3) 学部長権限の内容とその行使の適切性	333
4) 学長補佐体制としての大学運営委員会の役割	334
5) 個性ある学長の選任を可能とする学内体制	335
3 意思決定	
1) 大学における意思決定のプロセス	336
4 教学組織と学校法人理事会との関係	337
5 管理運営への学外有識者の関与	339

第 12 章 財務	340
1 教育研究と財政	
1) 教育研究と財政基盤	340
2) 中・長期的将来計画の策定と財政計画	342
2 外部資金等	343
3 予算編成	346
4 予算の配分と執行	347
5 財務監査	349
6 私立大学財政の財務比率	350
第 13 章 事務組織	
1 事務組織と教学組織との間の連携協力関係	353
2 事務組織の役割	
1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能としての事務組織体制	355
2) 予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割	357
3) 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割	359
4) 国際交流、入試、就職、研究活動推進等の専門業務への事務組織の関与	361
5) 大学運営を経営面から支える事務局体制	365
3 事務組織の機能強化のための取り組み	367
4 事務組織と学校法人理事会との関係	369
第 14 章 自己点検・評価	371
1 自己点検・評価	
1) 点検・評価の制度とシステム	371
2) 学外者による評価	377
2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結	379
3 自己点検・評価に対する学外者による検証	380
4 大学に対する社会的評価	381
5 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応	382
第 15 章 情報公開・説明責任	
1 財政公開	385
1) 財政公開の状況	385
2 自己点検・評価	
1) 自己点検・評価結果の学内外への発信	386
2) 外部評価結果の学内外への発信	387
3 個人情報管理	388

第 部 大学院

第 1 章 大学院研究科の使命および目的・教育目標	
1 政治政策学研究科の理念・教育目標	393
2 アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の理念・教育目標	394
3 人間福祉学研究科の理念・教育目標	397
第 2 章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	
第 1 節 教育課程等	
1 大学院研究科の教育課程	400
(1)政治政策学研究科	400
(2)アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科	402
(3)人間福祉学研究科	404
2 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	405
3 生涯学習への対応	406
4 研究指導等	407
第 2 節 教育方法等	
1 教育効果の測定	408
2 成績評価法	410
3 教育・研究指導の改善	411
第 3 節 国内外における教育・研究交流	412
第 4 節 学位授与・課程修了の認定	
1 学位授与	413
2 課程修了の認定	415
第 3 章 学生の受け入れ	
1 学生募集方法、入学者選抜方法	416
2 学内推薦制度	418
3 門戸開放	419
4 飛び入学	420
5 社会人の受け入れ	421
6 科目等履修生、研究生等	422
7 外国人留学生の受け入れ	422
8 定員管理	424
第 4 章 教員組織	
1 教員組織	426
1) 政治政策学研究科における教員組織	426
2) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科における教員組織	427

3) 人間福祉学研究科における教員組織	427
2 研究支援職員	428
3 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	429
4 教育・研究活動の評価	429
5 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	430
第5章 研究活動と研究環境	
第1節 研究活動	431
1 研究活動	432
2 教育研究組織単位間の研究上の連携	432
第2節 研究環境	
1 経常的な研究条件の整備	433
第6章 施設・設備等	
第1節 施設・設備	
1 施設・設備等	435
2 維持・管理体制	437
第2節 情報インフラ	438
第7章 社会貢献	439
第8章 学生生活への配慮	441
1 学生への経済的支援	441
2 学生の研究活動への支援	444
3 生活相談等	444
4 就職指導等	446
第9章 管理運営	446
第10章 事務組織	448
第11章 自己点検・評価	449
第12章 情報公開・説明責任	449
終章	451
点検・評価項目記載状況(対照表)	463
巻末資料	475
執筆者一覧(点検評価報告書編集委員)	

聖学院大学の新たな挑戦のために

聖 学 院 大 学

今日、価値観やライフスタイルの多様化、大衆化の進んだ時代状況にあっては、大学は、嘗てのように社会をリードする研究者や英才を世に輩出することのみをもって、その使命・教育目標とすることは出来なくなってきている。大学は、従来は最高学府として、高等学校卒業後の生徒が次の4年間に学ぶ教育機関であり、多くの者にとって最終学歴であった。しかし今日では、高等学校、大学、社会と、生涯にわたってなされる教育の一翼を担うものとなり、社会人、主婦、再入学者、留学生、高齢者など多様な志願者を受け入れ、高等教育が、職業、国籍、年齢差・世代を超えてなされるものであるという認識が進みつつある。

こうしたいわゆるバリアフリー化、ボーダレス化現象によって、高等教育における大学独自の使命や役割が曖昧になるとともに、大学にも、深い専門性と同時に広い教養、教育効果の厳格な測定と柔軟な対応、在学期間中と同時に生涯にわたる学習を推進する視点等々、いわば対立的概念の両極にある価値を同時に実現することが求められるようになってきており、教育の照準を定めにくくなっているのも現実である。そうした中ですべての価値を「あれもこれも」実現することは困難であるゆえ、個々の大学は「あれかこれか」の価値を主体的に選択することによって、それぞれ独自性を見出していかなければならなくなる。

さて、第 部・第 1 章で明言されるとおり、聖学院大学の教育の根幹はキリスト教である。キリスト教は、世界に向かって宣教することを説く世界宗教である。異邦人や社会の弱者に対しても開かれ、その出自からして反ナショナリズム的性格を強く持っている。その意味では、大衆化・多様化・グローバル化・ボーダレス化など、現代の高等教育に生じている現象は、キリスト教それ自体の性格ともきわめて類比的であると言える。しかし、キリスト教において、その外的な枠組みが柔軟になり、ボーダーが緩やかになっても籠が緩んでしまわないのは、その中心に信仰という核があるからである。

聖学院大学の教育の特色は、まさにこのキリスト教的構造である。教育は世界に対して、また何人に対しても開かれているが、物質主義、拝金主義、刹那主義が横行する中で、核になるのはキリスト教的人格教育であり、本学のスクール・モットーのひとつ「*pietas et scientia*」が示すように、深い学問的探究心を求心的に支えるのは敬虔な信仰的情熱である。聖学院大学の理念第 2 条ではプロテスタント・キリスト教の伝統にのっとり「自由と責任と活力」を我がものとするのが求められ、第 3 条では「真剣な学術研究と生きた教育、霊的強化」が謳われているが、この理念は、まさに現代の教育的課題に応えるものである。従って聖学院大学の教育目標は、この「聖学院大学の理念」をいかに具体化して現実の教育に活かすかという課題に尽きると言

聖学院大学

える。

振り返れば、聖学院大学は1988年4月に文部省認可を得て発足した。最初は政治経済学部政治経済学科の単一学部、単一学科から出発し、その入学定員は200名というきわめて小さな大学であった。その後、1992年4月には第2の学部として人文学部を創設し、それぞれ入学定員50名を有する2つの学科、欧米文化学科と児童学科を設置した。また1996年度には、政治経済学部の上に最初の大学院として「政治政策学研究科」(修士課程)を創設した。さらに1998年度には、女子聖学院短期大学の改組転換を機に大学創立10周年を記念して人文学部に人間福祉学科と日本文化学科を増設、人文学部の既存の学科を含めた各学科の入学定員は各100名となった。2000年度には、既設の政治経済学部政治経済学科に加え、同学部にコミュニティ政策学科を新設し、入学定員は政治経済学科および新設のコミュニティ政策学科とも各100名とした。2004年度には人文学部から人間福祉学科と児童学科が分離して人間福祉学部を構成し、現在、3学部6学科合わせて600名の入学定員、総定員2400名を擁する大学へと発展した。

また、大学院もさらに発展しつつあり、1999年度には「アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科」(博士前期課程)が設置され、2001年度にはこれに後期課程が加わり、さらに2006年度には「人間福祉学研究科」(修士課程)が設置されて現在に至っている。

本学の母体である学校法人「聖学院」は、遠く1903年(明治36年)に誕生し、2004年には設立100周年の歴史を刻んだ。そのはじめはアメリカのプロテスタント・キリスト教の流れをくむディサイプルス派の宣教師が、1883年に日本に遣わされて宣教活動を始め、やがて学校教育においてその業が「聖学院神学校」として実を結んだことである。その後、幼稚園、男女それぞれの中学校、高等学校、戦後に至ってさらに小学校を設立し発展を続けた。そして、一貫教育の願いが一般社会の高学歴志向と相俟って、1967年(昭和42年)の女子聖学院短期大学設立に至ったのである。

聖学院は聖学院神学校発祥の地である東京都北区駒込の高台にあり、法人全体の本部と幼稚園から中学校、高等学校までの校舎はいずれもその地にあるが、すでにその地には新しい学舎を容れる余地がなく、駒込からさらに北に位置する大宮・上尾の地に、まず女子聖学院短期大学を建設した。この「大宮・上尾」に種が蒔かれ芽生え育ったキャンパスに聖学院大学が誕生することになったのである。つまり1978年には児童教育学科の増設とともに附属幼稚園(現聖学院みどり幼稚園)が誕生し、1988年(昭和63年)には法人初の4年制大学として聖学院大学政治経済学部が設立された。また大学創立と同時に、高等教育機関としてあわせて研究を本務とする「聖学院大学総合研究所」、数年遅れてさらに研究の成果を世に問う「聖学院大学出版会」も出発することとなり、その後1996年には大学院の創設に至って、幼稚園から大学院までの一貫教育の歩みの道筋が完成したのである。

聖学院大学

このように大学創設から今日まで 19 年の歴史が経過しているが、その間も聖学院大学は、それに遡ること 100 年以上に及ぶ歴史をもつ聖学院教育の伝統を継承し発展してきた。その教育の理念はプロテスタント・キリスト教精神に基づく教育をめざしており、具体的には法人全体のスクール・モットーである「神を仰ぎ、人に仕う」、さらにそれに基盤を置いて、教育、学術研究の府としてのモットー「pietas et scientia」(敬虔と学問)に従って教育活動が営まれてきた。法人の設立理念は着実に実を結び、2004 年には法人設立 100 周年の記念事業として、念願であったチャペル・講堂棟が完成し、周辺の整備も進んだのである。

このように、学校法人聖学院は、120 年以上前に布教のために来日した宣教師たちの志を継承しつつ、また聖学院大学は特に、設立に先立って起草された「聖学院大学の理念」を目に見える形で現実化しつつ、今日に至っている。本学は、明確な建学の理念の下に設立された、数少ない大学の一つであり、これは聖学院大学の新しい挑戦であった。

しかし、3 学部 6 学科体制が完成したのは 2004 年度のことであり、未だ成人に達しない若い大学であるゆえに「大学の理念」の現実化の過程も未だ道のりの途上にあるといえる。併せて今日、社会的価値観の多様化、受験生の多様化が進み、これに「少子化」による 18 歳人口の急激な減少が加わり、前述のごとく、高等教育をめぐる趨勢はめまぐるしく変化している。そして大学という教育研究機関にまで競争原理が忍び寄ってきている。こうした趨勢にあって、大学の理念と社会の現実との溝をいかに小さくし、現実を見つめつつしかも現実に引きずられることなく、教育の理想を実現していくかということは本学にとっての課題である。間もなく大学創立 20 周年を迎えようとしているこの時期に、これまでの教育を省み、先人たちの高邁な理想が現実の教育に正しく具体化されているかを点検することは意義のあることである。

今般、本学は全学を挙げて自己点検・評価を実施するとともに、その結果を(財)大学基準協会に報告し、第三者による相互評価を委ねることになった。第三者からの評価を受けることは、本学が社会に対して客観的妥当性を保持し、公的な教育研究機関としてその社会的責任を果たす上での重大責務であると自覚している。本学は、この審査結果に謙虚に耳を傾けて、また新たなる決意で「前のものに向かってからだを伸ばしつつ、目標をめざして走る」(聖書、ピリピ人への手紙第 3 章 13、14 節) 挑戦を続けていく所存である。

本 章

第 部

大学・学部における点検・評価

第1章 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

1 理念・目的等

1) 聖学院大学の理念・目的とその共有

(A群:大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

[現状の説明] 聖学院大学は、我が国のキリスト教系の諸大学に比べても特筆に値する固有の「理念」を確立することから出発した大学である。この「理念」は、本学の教育・研究をはじめとするすべての活動の基盤をなすものであり、この「理念」への理解なしには、本学の組織・運営を正しく理解することはできない。

学校法人聖学院理事会（以下、「理事会」と呼ぶ。）は、大学設立の具体的な企画を開始するに先立って「理念検討委員会」（現在の聖学院大学総合研究所の前身）を発足させ、1年以上にわたって熱心な議論を重ねた結果、大学設置の理念を定めこれを成文化した。以下にその全文を掲げる。

第1条 本大学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって、真理を探究し、霊的次元の成熟を柱とした全体的な人間形成に努め、人類世界の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体である。

第2条 本大学は、プロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝を生命的な源泉とする。礼拝においては、聖書と宗教改革者が証する福音が語られ、そこから大学共同体にとっての生命である研究と教育のための自由と責任、及び伝道への活力、さらに本大学の伝統を継承し新たに創造する喜びと熱意とが与えられる。

第3条 プロテスタント・キリスト教は、特に近代世界の成立と展開に独特な貢献を果たしてきたが、それゆえまた、現代社会において固有な責任を負っている。本大学は真剣な学術研究と生きた教育、霊的強化とを通して、このプロテスタント・キリスト教の現代文化に対する責任という世界史的課題を大学形成において遂行し、希望ある世界の形成に寄与せんとする。

第4条 本大学は、日本におけるプロテスタント・キリスト教の伝統及びその信仰的、文化的、教育的貢献に連なるとともに、その労苦と苦心の経験に虚心に学び、その信仰、文化、教育活動の新しい進展のために努力し、日本社会に対し新たな指標を打ち立てようとする。そのため、福音的プロテスタント諸教会の協力を仰ぐとともに、とりわけ、かつての聖学院神学校が合流している東京神学大学との協力関係を密にする。また、広く内外のプロテスタント諸大学と相互協力の関係も樹立する。

第5条 本大学は、「現代文化の諸問題とキリスト教の課題」等の問題を研究する機会を提供し、開かれた大学として、プロテスタント・キリスト教の精神をもって国際化した時代と激動する社会、及び地域の問題にも積極的に取り組み、創造的な活動をすることによって、そのキリスト教的、文化的特色を発揮することを期する。

- 第6条 本大学は、学校法人聖学院の設立による諸学校との精神的、財政的な一体性の中にある。また教育的にそれぞれ独自の位置と課題を尊重しつつ、それらとの密接な関連、協力の関係を持ち、聖学院全体の一貫教育の高等教育段階を担う。
- 第7条 以上の理想のために、本大学に働くすべての教職員は、互いの人格を尊重し、各自の持ち場においてそれぞれにふさわしい責任を自発的かつ積極的に遂行するとともに、キリスト教的な愛と謙遜と熱意とをもって互いに協力し合うことが期待される。
- 第8条 教授は、福音的自由と真理への畏敬の念を持って、学問的探究に鋭意努力し、その研究と教育を通して、時代の課題に積極的に応えつつ、新しい時代の知的、実践的、靈的次元での育成に努め、本大学の精神、学問、伝統の確立と継承、及び新たな創造に努めることが期待される。
- 第9条 学生は、知的、実践的のみならず靈的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取組み、明日の社会を担い得る教養と良識とを身につけ、豊かで個性的な人格形成に努めることが期待される。
- 第10条 本大学は、以上の理念に基づくことによって、いかなる種類の組織体やイデオロギーの支配も介入も許さず、また私的並びに集団的な暴力による破壊や妨害を許さない。

聖学院大学は、「理念の力」に信頼をおいて企画され発足した大学である。それゆえ本学の「理念」は単なる文章としての“飾り物”ではなく、その一部は「聖学院大学学則第2条」の中にも明確な形をとって表現され、かつ大学の管理・運営をはじめ教育・研究活動、諸行事の企画・実施の中にその具体化が試みられている。

理念第3条には「プロテスタント・キリスト教は、特に近代世界の成立と展開に独特な貢献を果たしてきたが、それゆえまた、現代社会において固有な責任を負っている」とあり、本学は、「近現代社会の本質の究明とその完成」という課題に学術的に取り組むことを大学の使命・目的として自覚している。「近現代社会」は専制君主的、農業牧畜的、世襲制度的社会に対して、「民主化」・「権利化」（政治的側面）、「工業化」・「都市化」（経済的側面）、「契約化」・「情報化」（社会生活的側面）などを本質的特徴とする。中世的身分制度の岩盤は「超越からの召命に応じて靈的成熟をした人間」でなければ突破できないものであった。しかし同時に一度発生した近代社会は常に「自由の濫用・腐敗」という墮落現象の脅威に曝されることとなった。本学は、研究の課題をこうした近現代社会発生のダイナミズムの研究に置くとともに、「自由の濫用・腐敗」を克服し得る靈性への成熟により「近現代社会の完成」に貢献できる人材の教育・育成を自らの課題としている。

さらに、本学はただ単に目を過去に向けるだけではなく、「神を仰ぎ、人に仕う」という学校法人聖学院のスクール・モットー（建学の精神）に則り、過去の文化遺産を継承し、露わになっている現代社会の諸課題に応じて展開することをも視野に入れている。特に近年喫緊の課題として、少子化という問題と急速な高齢化社会に伴う福祉社会の形成という二つの問題を挙げるができる。これらは、国家のすぐれて政治的・行政的

課題ではあるが、しかし同時に福祉社会がしかるべき人間的基礎を要求するものである限り、それは教育の課題ともなる。本学は、福祉問題は単に技術的・政策的な観点からだけではなく、広く人間全体の問題関心のコンテキストにおいて捉える必要があるがゆえに、深く人間学的基礎において取り組む課題であると考えている。また、これらの課題を通して、人間性に裏づけられた社会福祉・教育の現場で働く専門人を養成することを目指している。

【点検・評価】 聖学院大学の設置に際して、1年以上にわたって大学設置の理念、運営・発展の根本精神が協議された。その意味では本学は理念によって建てられた大学ということができる。更に、管理教職員のクリスチャン条項は、創立後まもなく20年を迎えようとしている現在まで常に維持されてきており、今後とも維持され続けなければならない。理念第1条の「霊的次元の成熟を柱とした全体的な人間形成」とは、聖書に啓示され今も人類に生の意味・目的・使命について問いかけ続ける超越からの声に応答する人間の育成を目的とすることを示しており、この理念の堅持が聖学院大学の生命線であり続けることは間違いない。幸い本学では長年にわたる悲願であった1,000人収容のチャペルが2004年秋に完成し、本学における精神的支柱が目に見える形で実現したことの意義は大きい。

ところで、理念第2条では「プロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝」を、このような「霊的成熟」が起こる場としている。この目的のために、本学では月曜日、土曜日を除き、毎週4日間、1、2時限目の間に全学礼拝を行っている。なお、全学礼拝の「全学」とは、教員、職員、学生といった区別を越えて共に礼拝を守ることを意味している。また1年次生の必修科目「キリスト教概論」、2年次生の選択必修科目のキリスト教関連科目、3年次生の必修科目「キリスト教社会倫理」(政治経済学部)、「キリスト教文化論」(人文学部)及び「キリスト教人間学」(人間福祉学部)と関連させて全学礼拝出席を勧めている。このほか、新入生全員に1泊2日の「フレッシュマン・オリエンテーション」や、1年間の学年暦を通じてほぼ毎週行われるアッセンブリアワーでの各種講演、春・秋のキリスト教週間プログラム講演、春・夏・冬のリトリート(全学修養会)、クリスマス行事などを通して常に「大学の理念」に向けての学生指導を行っている。

次に、こうした建学の理念が現実化するためには、教育・研究・教育行政の各方面で相応しい体制が備えられなければならない。第一に教育面においては、カリキュラム上の対応については言うまでもなく、多くの専任教員は、キリスト者であるか否かを問わず大学の理念を十分に理解し、良きアドバイザーとして学生指導に当たっている。更には毎年頭に専任教職員全員が集まって「新年教職員研修会」を開催し、大学の理念の現代における意義の確認と教授団の教育力等の資質向上に取り組んでいる。第二に研究面においては、大学の理念と各学問領域の諸問題を学問的に研究・深化させ諸学問間の対話を深め総合することを目指した研究組織である総合研究所を組織しているが、本学の

専任教員は全員その所員となるものと定められている。第三に教育行政面においては、理念の担い手として大学チャプレン・学部チャプレンが置かれており、また理事、学長、学部長、大学院長、及び大学院研究科長にはいわゆるクリスチャン条項がある。

このような様々な取り組みを通して、本学では「大学の理念」や「建学の精神」が常に確認され、大学の全ての営みがこの「理念」に向かうよう計画、指導されていることは大いに評価されるべきものである。

【課題・方策】 本学が大学の理念、建学の精神を堅持し共有され続けるためには、理念を生みだしている生命的源泉であるキリスト教精神を大学構成員に対し常に提示し続けなければならない。その関連からはキリスト教センターが非常に重要な役割を担っている。また各学部・学科で具体的に大学の理念、建学の精神をさらに学術的に展開するためには、それぞれの学部・学科を基礎とした大学院研究科の存在も大きな意義をもっている。

大学は精神的な共同体として共に学び、研究し、成長していく共同体でなければならない。聖学院大学は特にキリスト教大学であって、キリスト教的共同体であり、共同体にとって大切なのは共同精神（コモン・スピリット）の共有である。キリスト教センターはこの共同体に通う心を表現し、それを培うために設置されており、主な働きは入学式、卒業式、創立記念礼拝などをはじめとするキリスト教的諸行事の企画や実行、様々な印刷物の発行による啓蒙活動であり、そのことによって建学の精神が広く大学内に行き亘るように試みられている。このような活動が全ての教職員、学生の理解を得て、今後更に質的に高められ、内容的にも充実した形で継続されていく必要がある。しかし、このように多くの重要な任務のために、それを実行に移す責任をもっているチャプレンと事務職員とに多大な負担がかかっており、それを積極的に支援している学生の団体にも過重な負担がかかっている点も看過できない問題である。

また、ファカルティ・ディヴェロプメントへの取り組みの一環として大学創立以来継続されている「新年教職員研修会」も、単なる教育におけるテクニカルな面の向上が目指されるのではなしに、常に大学の理念の原点に立ち返る立場から行われることが重要である。

2) 政治経済学部の理念・教育目標

(A群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

【現状の説明】 「聖学院大学の理念」の政治経済学部における具体的な展開は、第一に理念第3条に即して構想されている。すなわちそれは「プロテスタント・キリスト教は、特に近代世界の成立と展開に独特な貢献を果たしてきたが、それゆえまた現代社会において固有な責任を負っている」という認識に基づき、このことを教育と研究活動において明確にしようとするものである。これは既述のとおり大学全体の課題であることはいうまでもない

が、本学部では特に、この課題に応えることが、重点目標のひとつとして構想されている。「キリスト教社会倫理」が専門科目の中核に配置されていることも、また後述するように「政治と経済の統合」を目指していることも、その表れであるといえよう。

政治経済学部は大学創立と同時に「政治経済学科」の1学科でスタートした。現代社会は、科学技術の目覚ましい進展の過程で、技術的にも社会的にも分業化が進み、これに対応するように過度に専門化、細分化した学問知識をもってしては、かえってその現実の態様を捉えることができにくくなっている。そのような巨大な総合的有機体としての現代社会を認識するためには、高度に専門化した知識を活かしつつ、学際的な総合による把握が不可欠となっており、統合の学科として政治経済学科が構想されたのである。政治経済学科ではこのような社会変動を政治、経済の両局面において捉え、更には社会学的、行政的、法的な観点から多角的な視野で考察できる社会人を養成することを目標としている。一方、2000年度に増設されたコミュニティ政策学科は、今日の一つの大きな変動の方向としての行政改革における中央から地方への行政重心の移動を踏まえ、本格的に始まろうとしている地方分権の時代への新しい展開に対応する方向として開設され、新時代の地域社会の担い手、新しいコミュニティ形成に必要な基礎知識と基本精神と応用能力を持った有為な人材の養成に取り組むことを教育目標としている。

【点検・評価】

政治経済学部では、創設以来「政治と経済の統合」という野心的で魅力ある理念を追求してきた。この理念は大学の理念から直接導き出されるものではないが、近代の学問における過度の専門化、細分化に対し学問の全体性を回復し文明論的責任を果たそうという点において、大学の理念と結びつくものであった。このため政治経済学部では、その実際的な実行の場としてオムニバス講義である「現代における文明の諸問題」という必修科目（現在は「政治経済学と現代」と改称。）を設け、そこにおいて、政治、経済その他社会科学の諸領域を専門とする教員が、この政治・経済統合という共通の理念の下に教授するという方法が採られてきた。この方法は、政治・経済の様々な関係を学生に教授し、実社会の問題を理解させ政治経済学部における学修の筋道をつけさせるために一定の役割を果たしたが、政治・経済の統一的な理解という理想の実現という点からは不十分なものであった。しかしその後、オムニバス講義だけにこの問題の解決を負わせるのではなく、より積極的に学生を指導することでこの課題を果たそうと考え、国際コース、理論コース、経営コースの3コースを設けた。特に前者2コースは、それぞれ「国際的視野での政治・経済問題」と「政治・経済の理論的面」を、政治・経済統合の理念の実現を念頭において教授するものへと位置づけ、そのようにカリキュラムの改善を図った。また、その意義の理解と具体的な履修についての指導を、1年次生に対する予備演習によって行うこととした。このようなコースの設定により、政治・経済統合を語る場をはっきりさせ、学生に問題意識を持たせるように導くことにより、この難しい課題達成に関し教育上有意義な進展が得られつつある。新たに設置されたコミュニティ政策学

科は、従来の政治経済学科を二つに分割したと考えてよく、「地方の時代」という現代の要請にも応えようというねらいを持つものであった。コミュニティ政策学科が、日本社会内の様々なコミュニティにおける政策立案や経営という問題を主として取り扱う一方、学科の分割により新たにされた政治経済学科は、特に国際的な問題をも視野に入れた政治経済問題を主として取り扱うことになった。このような制度的にも明瞭な性格付けにより、学科分割以前の政治経済学科が持っていた理念上の混乱に解決が与えられたことは評価できるものである。

〔課題・方策〕 まず「政治・経済の統合」という目標は、少なくとも現在の学界においては既成の理論や方法論が未だ確立しているとは言えず、我々自身がなお探究し開拓していかねばならない課題でもある。この課題は総合研究所によってもその学問的研究が試みられている。このように「政経の統合」というねらいは、現時点ではなお今後の探究に待つべき課題に止まっている。

3) 人文学部の理念・教育目標

(A群:大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

〔現状の説明〕 人文学部の「人文」(humanitas)とは、ルネサンス時代の「ヒューマニスト」における literae humanae (humanities)の研究よりも広く「人間性」を意味する語である。本学では「フマニタス」をその本来の意味に深めて理解し、特にキリスト教文化における「人間学」(anthropology)の伝統を継承し、教育と文化を結びつけて、現代における人間学的な文化統合を目指して人文学部が設置された。1992年4月の発足時には、「欧米文化学科」と「児童学科」の2学科編成でスタートしたが、6年後の1998年には新たに「日本文化学科」と「人間福祉学科」とが加わり、4学科体制で1学年400名の入学定員を有する学部で成長した。ところが現代のモダナイゼーションとグローバリゼーションの新しい傾向は、これまでの「フマニタス」の概念に新しい意味を与えるようになり、それと共に人文学部にも新しい要素が求められるようになった。そこで、2004年4月、「児童学科」と「人間福祉学科」とが発展的に分離・独立をする形で第3の学部である「人間福祉学部」を誕生させるに至った。これに伴い、人文学部はキリスト教の文化伝統を受け継ぐ「欧米文化学科」と、プロテスタンティズムの日本到来による日本文化との新しい出会いの結果として日本文化を新しい視点から捉え直そうとする「日本文化学科」という2学科構成になった。これは日本の大学が伝統的に継承してきた旧来の「人文学部」に近い構成であるが、しかしその教育理念は、従来からの「人文学部」が持っている学問研究の継承に留まらず、新しい「フマニタス」像の構築を目指すことになったのである。

ここで現代世界に目を転じてみると、グローバリゼーションは、貿易、金融、投資と

いった経済分野ではもはや不可逆的な潮流となっており、しかも世界経済の進展を促す重要な要因となっている。しかし、この流れは同時に、雇用問題や環境問題の深刻化、あるいは、貧富の格差の拡大、そしてそれがもたらす過激な騒乱を世界規模で現出させる要因ともなっている。このようにグローバル化はとかく経済あるいは政治面での現象としてのみ捉えられ、こうしたとらえ方には思想・文化という位相の欠落の危険性が潜んでいるのである。つまり哲学なきグローバル化は、人類を危機的な状況に導くおそれがあるということである。このような世界状況の文脈において、本学の人文学部が指向すべき方向は、次のような共通の課題の探究である。すなわち、「欧米文化学科」がいわば外側から内側を見るのに対して、「日本文化学科」は内側から外側を見るというそれぞれの視座から、グローバル化する文化の担い手の「人間」そのものの研究と、更に地域、国家、世界(地球)の間の相互関係の研究を現在から将来への重要な課題として掲げ、それを教育の中で活かしていくことである。具体的には、「欧米文化学科」は、時代の趨勢である国際化に対処し、本学の存立が根ざすプロテスタント・キリスト教の伝統の精神及び文化を継承しつつ、それを教育・研究の対象とする。また、それをもって国際社会に貢献し得る人材の養成に取り組むことを目的とする。一方、「日本文化学科」は、明治以来の欧米のキリスト教文化の到来が惹き起こした日本文化との出会いが単なる文化の比較論によっては捉えられない深い次元での文化接触であると捉え、それが要求する新しい日本学の構築を目指している。つまり日本文化の研究は、いまや多元主義による自家文化の特殊性の擁護や主張にとどまることはできず、むしろグローバル化という文化地平が拡大していく中で、日本文化の特色を自覚しそれを新しく人類文化の文脈の中で理解し、新しい文化交流へと活かすという、日本学が要求される。したがって、日本文化学科はそのような日本における文学・歴史・宗教・思想・芸術などを踏まえつつ、広く視野を拡大して、日本文化を新しい視点で見直し、グローバル化の文脈において将来の日本社会の担い手となりうる人材の育成を目標として掲げている。

【点検・評価】 欧米文化はその本質において「キリスト教文化」であるから、その精神的核であるキリスト教の理解から欧米文化を探究するようにカリキュラムは組まれている。また、その中心である英米の共通の言語である英語教育には特に力を入れ、集中的に学習させる。また、同様に西欧の中心言語であるドイツ語、フランス語についても選択必修で学ぶことを通して、欧米、特に西欧文化を統合的に把握する訓練を与えるような構造となっている。日本文化学科については、日本文化の新しい見直しと統合の視点から、特に近隣の東北アジアとの文化交流を中心に新しい日本学を展開するようになっている。このように、両学科ともその学科設置の趣旨から歴史を縦軸とし、比較文化研究を横軸として、国際文化関係、文化グローバル化を探究する構造となっており、人文学部はその意味で学校法人聖学院の内的要求に即したものであり、カリキュラムを含む教

育プログラムの中にその精神が具現化されていることは、大いに評価できるものである。

[課題・方策]

まず人文学部は、今日飛躍的に発展しつつある現代人文科学の成果を十分に取り入れた新しい学問を確立する必要がある。その新しい学問は近代ヨーロッパにおいて形成された古典的な学問にとどまることは許されない。近年とみに発展の著しい生物学・心理学・社会学・言語学・文化人類学の成果を取り入れた総合的な学問として再構成され、これに向かって教員各自が積極的に取り組む必要がある。その上で、各学科の問題点が克服されなければならない。

たとえば、欧米文化学科では元来は思想を中心に学科が運営されていたが、学生の思想離れに対応して抽象的な哲学思想や古典的な文学作品からいっそう具体的な風俗習慣・民話・伝説などの基層文化へ向けて視野を広げる必要がある。それによって思想を形成してきている文化の深層に迫って研究がなされなければならない。また、日本文化においてはグローバリゼーションの視点からその再構成が理念として掲げられているが、ここへ向けて研究の根本姿勢を確立することはきわめて困難であり、それを積極的に推進できる体制が検討されなければならない。

4) 人間福祉学部の理念・教育目標

(A群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

[現状の説明]

人間福祉学部は2004年、それまで人文学部に所属していた「児童学科」、「人間福祉学科」を、在学する学生を含めてそのまま移行して成立した学部である。新学部の設置の理念は聖学院大学設置の理念・目的の中で触れたとおりである。現代日本では高齢者問題、児童虐待、家庭崩壊等、福祉問題が社会の深部にまで影響を及ぼし、社会を大きく揺るがしている。こうした中で、今求められていることは、全ての人が健やかに心豊かに生活できる福祉社会の実現であり、これは人間の根本欲求でもある。17世紀ピューリタン革命の時、「人民の福祉が最高の法なり」との古いストア的格言が新しくキリスト教的含蓄をもって主張されたが、福祉社会の実現のためには単に社会制度を整えることだけではなく、確固とした人間的基礎を持った福祉人の養成が必須の課題である。人間とは何か、人の幸福とは何かという根本的な問題に常に立ち返りつつ、福祉社会のあり方を探っていくことが要求されている。

このような視点から本学における児童学科は、キリスト教による児童理解の確立を目指すことを教育目標の主眼としている。本学の伝統的遺産であるキリスト教人間理解、児童観、家庭観を活かしつつ人間形成の本質を見極める力を養い、これら人間学的基礎を中心に児童学、児童文化、児童心理、教育、保育、児童福祉に連なる多岐にわたる授業が展開される。更にはこの関連で将来の社会の担い手としての児童・幼児の育成・教育に貢献すべき人材の育成は、日本社会における本学の教育的使命でもある。一方人間

福祉学科は、日本の社会福祉の現場で働く専門職の養成という具体的使命を持ちながらも、更には福祉文化の担い手としてのキリスト教人間学的基礎教養を備え、精神なき専門人ではなく、あるいは逆に精神だけで専門的訓練のない心情家でもない、福祉の心と専門知識に裏打ちされた精神ある専門人、すなわち「福祉人」の養成を第一の教育課題としている。またこの福祉人は、社会福祉という特定の分野に限定されるべきではなく、社会のあらゆる局面において社会を福祉社会へと膨らませるパン種となる人間でもある。

【点検・評価】

古代・中世のヨーロッパでは、キリスト教の教会・修道院が福祉的活動を担ってきた。4世紀から救貧院、孤児院、病院等も修道院が経営してきており、その意味でキリスト教はすぐれて福祉的であると言える。人間福祉学部は、その設置理念に基づき福祉文化の担い手として必要な基礎教養と、キリスト教による人間理解を基礎とした専門職業人としての基礎訓練を具体的教育目標として多様なカリキュラムを展開している。現在、本学部は開設3年目に入ったところであり、その理念と教育目標についての評価は、今後卒業していく学生達の社会的評価に委ねられることになる。

児童学科はその前身である女子聖学院短期大学児童教育学科の時代より、毎年多くの小学校・幼稚園教諭、保育士を輩出してきた。このことは同学科が単なる資格取得だけを目標とするのではなく、子どもについて総合的に探究し、子どもの目線に立つことを通して、人間社会を学ぶためのより多くのチャンネルをもつことができることを示している。そしてそれは、単に教育、福祉等の現場だけではなく、人が人として共に生きる場で、より大きな力を発揮することを可能にしている。

また、社会全体がハンディを持つ人にやさしいバリアフリー化を目指し、更には全ての人にとっても利用しやすい製品、情報、環境を提供しようというユニバーサルデザインの発想も広まりつつある。しかし一方、子どもの虐待事件が起こるたびに、学校や行政、地域がどれほど力を持ち得たか、という議論が繰り返されている。また、障害者のためのバリアフリーが声高に叫ばれているものの、現実には社会的弱者に対する理解は十分とは言えない。そのような中であって、専門的知識と福祉のこころを身につけた人材の養成を教育目標に掲げている人間福祉学科の理念は、現代社会の要請に応えたものとして評価できるものである。

【課題・方策】

少子化の進む現代社会において児童の問題が新しい課題となる一方、高齢化の進む今日、高齢者社会の問題は緊急の課題である。福祉の課題は、むろん高齢者だけではないが、全体としてケアを中心とする領域であり、ケアは技術と知識と訓練を必要としつつも、同時に全人的行為である。正しい人間理解と社会理解に基づく専門的知識・技術並びに価値がいつそう求められることになる。福祉のための教育においては、本学部の基本的理念である精神の教育と教育・福祉技術面の教育とが結合されていなければならない。これに応えるべく人間と福祉を統合した専門学部としての使命を担っていくための不断の検討を継続していかなばならない。

5) 大学の理念等の周知の方法とその有効性

(A群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性)

【現状の説明】 建学の精神や大学の理念については、キリスト教礼拝形式で行われる入学式や卒業式、創立記念礼拝の他に、日常の全学礼拝などにおいても取り上げられる場合が多い。

これ以外にも、本学では日本の他大学ではあまり例を見ない独特の方法によって、大学の理念は言うまでもなく、各学部・学科の理念や教育目標を周知し、理解させている。それはアメリカのユニオン神学校における「マンディ・フォーラム」やイギリスのケンブリッジ大学における「フォーラム」の考え方を導入し、聖学院大学が掲げる建学の精神や大学の理念を学問的に統合しつつ展開する教育の具体的なプログラムとして行われている「アッセンブリアワー」と呼ばれるものである。

アッセンブリアワーは原則として毎週水曜日の2時限目に行われるが、各セメスターの授業開始に当たって学長や学部長、チャプレンなどが全学生に向けて聖学院大学の理念と学問研究の意味について語ることを初めとして、語り手の人格性に触れながら本学での学びをより具体化させるためのプログラムが組まれている。また、本学の専任教員による学術講演会なども行われるが、それは通常の教室での授業とは異なって、学際的な視点や人間観・世界観の問題として専門研究に裏付けられた講演となることも多い。更には、各学科の教育理念や目標に従って、社会の各分野で活躍している人物を招いての講演・シンポジウムや実演などを行うことにより社会との相互交流を図りながら学問研究の課題発見や深化を目指すプログラムなども用意されている。学生は、全学的、学部別、学科別などの様々なプログラムに参加することになる。あるいは、この時間帯はアドバイザーグループごとの集会や専任教員のオフィスアワーとして用いられる場合もある。このようにアッセンブリアワーの時間帯には、正規の授業とは別に本学の理念の深い理解をめざして様々なプログラムが準備されている。

これらは、学生のみならず教職員に対する大学の理念や建学の精神の確認の場でもある。更に教職員に対しては、毎年行われる新年の教職員研修会のプログラムを通して周知徹底している。日常の活動の中でも、教授会では聖書が読まれ、祈りをもって開始され祈りで終わる。また、毎朝の職員の朝礼においても聖書が読まれ、祈りによって1日の仕事を開始するなど、学内における殆どの会議や会合において聖書と祈りが重視されている。

また学生保証人や外部等に対しても、ホームページや様々な広報紙などにキリスト教精神に基づく教育を行うことを明記した学則や聖学院教育憲章(巻末資料1参照)を掲載し建学の精神や大学の理念を明らかにしている。更に、本学のチャペルでは日曜日毎に本学と協力関係にある緑聖教会の礼拝が持たれ、大学周辺の地域や社会に対する周知が図られている。

【点検・評価】 大学における教科の教育は、各授業担当者の責任においてそれぞれなされるのが一般

的形態であろう。しかし本学では、アッセンブリアワーを通して、学部や学科の教育目標の下にありながらも、科目ごとに展開される教育研究活動を統合するとともに、学問研究や世界観に関わる問題提起を行うことで学生自身の自己理解を深めながら、大学における学修の活性化を進めることをねらいとしているのである。

本学では、専任の教職員や学生たちに対してはアッセンブリアワー以外にも様々な活動を通して大学の建学の精神や理念、各学部・学科における教育理念や目標の浸透を図っており、本学では少なくとも専任の教職員たちの中に本学の建学の精神を知らぬ者は存在しないのではないと思われる。これは逆に言うと、非常勤（兼任）講師に対する大学の理念の浸透という面では課題も残されているとすることができる。非常勤（兼任）講師は単に授業を担当し、必要な知識と経験を学生に伝える役割だけを与えられている、ということであるならばあまり問題はない。しかし専門教科目のみならず、キリスト教関連の科目や語学科目、更には教養科目などに多くの非常勤（兼任）講師を抱えている本学の状況にあっては、カリキュラム上の非常勤（兼任）講師の役割は、本学の教育理念、更に言えば建学の精神との関わりで非常に重要と言わざるを得ない。年に一度以上、非常勤（兼任）講師と専任教員の懇談会や教科科目グループ毎に特別連絡会などを開催して本学の方針を確認する場を設けているが、常に全ての非常勤（兼任）講師が参加することは事実上不可能であり、また非常勤（兼任）講師の場合は年度ごとの交代も激しいため、全ての教員から十分な理解を得るには至っていない。

一方、学生に対する大学の理念や建学の精神の周知については、大部分の学生は本学のキリスト教主義に基づく人間教育について、入学前より大学ホームページや入学案内・パンフレット等を通して理解しているものと考えられる。しかしながら、キリスト教に対する理解そのものが必ずしも十分とは言えない日本にあって、学生の多くは大学入学以前、キリスト教とは無縁の存在であったことも事実である。その意味では全ての学生に対して正しいキリスト教理解と大学の理念、建学の精神への周知が図られているとは言い切れない状況があることも事実である。

【課題・方策】 おそらく、本学ほど建学の精神や大学の理念を強調し、教職員や学生たちに対して周知徹底を図り理解を求めている大学はそう多くはないのではないと思われる。それは、本学が比較的小規模の大学であり、また学長のリーダーシップの下で全学的にその徹底が図りやすいという条件があることは間違いのないところである。アッセンブリアワーの時間帯は週の中でも学生や教職員たちが集まりやすいという観点から水曜日の2時限目を当てているため、これを別の時間帯や曜日に移すことについての意見が出されることも度々ある。しかし、アッセンブリアワーは大学の建学の精神の維持、継承のために重要な役割を果たしてきており、今後もこのような場と機会を通して本学の理念や建学の精神の周知を徹底していくことが重要である。

なお、非常勤（兼任）講師に対する大学の理念の周知については、残された課題であ

る。キリスト教関連の科目についてはキリスト教牧師や専門的知識を有するクリスチャン非常勤（兼任）講師を採用する機会が多いが、専門科目については、キリスト教に対する理解を要求することは困難である。本学では特に新規の非常勤（兼任）講師に対しては、学期の授業開始時に授業運営や成績評価上の注意と共に大学の理念を理解する機会を設けているが、このような地道な活動を今後も継続していく必要がある。

2 理念・目的等の検証

1) 大学の理念・目的等を検証する仕組み

(C群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況)

(C群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況)

[現状の説明] 本学では、1991年に自己点検・評価の一環として教員業績報告書の刊行を行い、その後活動報告書の要素を取り入れながら、原則毎年度発行している。また1993年には、全学の「点検・評価に関する規程」を制定し、本格的な点検評価活動に入った。大学の理念の現代的意義については、その成立過程を踏まえ、聖学院院長、大学学長、大学院長、学部長、研究科長などからなる、聖学院大学総合研究所内の研究所委員会において主として議論される。その中から新たに聖学院大学のモットーとして生まれてきたのが「pietas et scientia (敬虔と学問)」と「ヘー・アレーセイア・エリユーセローセイ・ヒューマス(真理は、あなたがたに自由を得させるであろう)」というラテン語とギリシヤ語の二つの言葉である。前者は、英語では"Piety and Science"と訳される。現在人類はクローン人間に代表されるごとく遺伝子や生命操作をもなし得るようになり、科学の進歩は目指す目的も知らずにただ暴走する勢いである。またあらゆる分野で知識は増大し、その知識の統合、整理は困難を増し、その結果青少年の学力崩壊という現象が起きる事態に至りつつある。このような状況にあって、前者の「pietas et scientia」というモットーは、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき神の私たち人間への愛が語られ、私たちは神への敬虔、人々への敬愛、私たちの精神的・霊的貧しさを知り、しっかりした存在基盤のもと、喜びと感謝をもって学問に励む、という本学の姿勢を表している。一方後者は、ヨハネによる福音書8章32節からの引用である。私たちは、自分を無意味な存在と決めつけたり、あるいは逆に、過大評価して背伸びをした毎日を過ごしたりする中で、人間的先入観により不自由にされている。「聖学院大学の理念」第1条には「自由と敬虔の学風」とあるが、本学で真理を学ぶことによって、私たちが決してどうでもよい存在でないことを自覚し、たとえ絶望的な状況に置かれていても、必ずどこかに突破口のあることを知りうるのである。

また、このような大学の理念の現代的意義を常に明らかにしながら、それに伴って教育目標の見直しを行っている。本学では学長の諮問機関として大学運営委員会を毎月定

例で開催しているが、この委員会において大学の理念の現代的意義を踏まえつつも、常の学生の現状に即した各学部・学科における教育目標を議論・協議し、その成果を大学教授会、各学部教授会、及び各学科会等に説明し、理解を得るようにしている。なお、大学教授会、学部教授会、運営委員会などについては、「第11章 管理運営」に詳述している。

【点検・評価】 大学における理念や建学の精神は、時代や社会の要請によって変わるものではないはずである。理念が変わる場合は、大学そのものが新しく変わることを意味するが、本学の理念は、現代の社会的要請や入学する学生の質の多様化といった状況を踏まえてもなお、ますます重要となっている。しかし一方、時代の変化に対応して、理念の適用やそこから導き出される時代に即した大学の目的や教育・研究の目標は変化を必要とすることがある。それゆえ本学が学長を中心とする大学教授会や大学運営委員会という全学的な協議体制が整えられ、学部や学科を超えた議論が行える状況にあることは、大きな利点であり、評価できるものである。

【課題・方策】 将来に向かって本学がプロテスタント・キリスト教を基礎とする大学ではなくなることはありえない。しかし、時代の変化に応じた具体的教育・研究目標、更には教育方法等については継続して見直していかねばならない。そのためには、毎年新年に行われている全専任教職員参加の研修会が果たす役割は大きい。また、本学ではキリスト者教職員やキリスト者学生の比率は比較的高い（教育職員(大学院・学部・総合研究所)67%、事務職員 59%、学生(学部・大学院)5%）ものの、各自が持つ思想との関連で、大学の理念への理解と協力体制を整えるために、今後も、教育目標の見直しを、大学全体の課題として議論し続けなければならない。

3 健全性、モラル等

1) 教職員・学生のモラルの確保

(C群: 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況)

【現状の説明】 本学院全体の建学の精神でもある「神を仰ぎ人に仕う」を達成するにあたって、学生、教職員のモラルを確保することは極めて重要であり、そのことがまた、大学の健全性にもつながることになる。大学の理念においては第7条以降にその関連の条項が示されるが、教職員については「互いの人格を尊重し、各自の持ち場においてそれぞれに相応しい責任を自発的かつ積極的に遂行するとともに、キリスト教的な愛と謙遜と熱意とをもって互いに協力し合うことが期待される」と本学における教職員の基本的あり方が明示されている。また学生に対しては、「知的、実践的のみならず霊的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取組み、明日の社会を担

い得る教養と良識とを身につけ、豊かで個性的な人格形成に努めること」が期待されている。その他、学内にはセクシャル・ハラスメント等に関連した人権・情報保護委員会を設置し、パンフレット配布、研修会や講演会の開催など積極的な啓蒙活動に取り組む他、これとは別に相談窓口となる教職員を通して、人権や情報保護等に関する具体的なトラブルなどが発生した場合に対応する組織上の体制を整えている。

【点検・評価】 本学では大学の設置にあたり、まず理念を作成した。このことは本学がどのような理想と精神を持っているか、更には大学の構成員である教職員、学生はどうあるべきか、ということ内外に明確に示してスタートしたことを意味する。したがって、その後本学の組織に加わるすべての教職員、学生に対してこの理念を理解し共鳴できることをまず求めているが、その意味では倫理的にも高い水準が要求されている。また、このことは新年毎の教職員研修会やアッセンブリアワーなどの機会を通して常に周知しているが、このように本学では、キリスト教精神が単なる飾り物ではなく、実質的に命を持った形で大学が運営されている。この点は高く評価しうる。

近年、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、更には個人情報保護などの問題が大きく取り扱われ、日本の教育研究機関においても様々な問題が噴出している。キリスト教精神とは基本的に個人・人格を大切に扱うものであるため、本学においては学生、教職員のモラル違反に対しては、厳しく、かつ適切に対処、処理している。この点は、学内のモラル維持・向上に大いに役立っていると判断できる。

【課題・方策】 本学はキリスト教大学として学生、教職員のモラル維持・向上に対して特段の努力を払ってきている。このことは本学の建学の精神とも直接的に結びつく課題であり、今後とも継続的に行われる必要がある。

第2章 教育研究組織

【到達目標】 聖学院大学は、創立にあたって、理念検討委員会による大学の理念づくりから作業を開始したが、それ以後の学部・学科の新増設や改編等にあたって、理念の具現化を常に意識した組織編成を行ってきた。従って、このことは今後将来にわたって本学における教育研究組織を検討する場合にあっては、必ず目標として置かれ続けるものである。また、本学が日本社会における高等教育機関としてその使命を全うするためには、学問研究や科学技術の進展、大学を取り巻く社会的状況、さらには大学に対する社会的期待に十分対応できる教育研究組織とすることを目標とするが、そのためには学部・学科機能の一層の強化が必要とされる。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

現行の組織は、大学の理念や建学の精神の具現化のためにふさわしい組織であるか。

各学部・学科は、教育目標達成のために有効に機能する組織となっているか。

1 教育研究組織

1) 学部・学科・大学院研究科・研究所などの教育研究上の組織

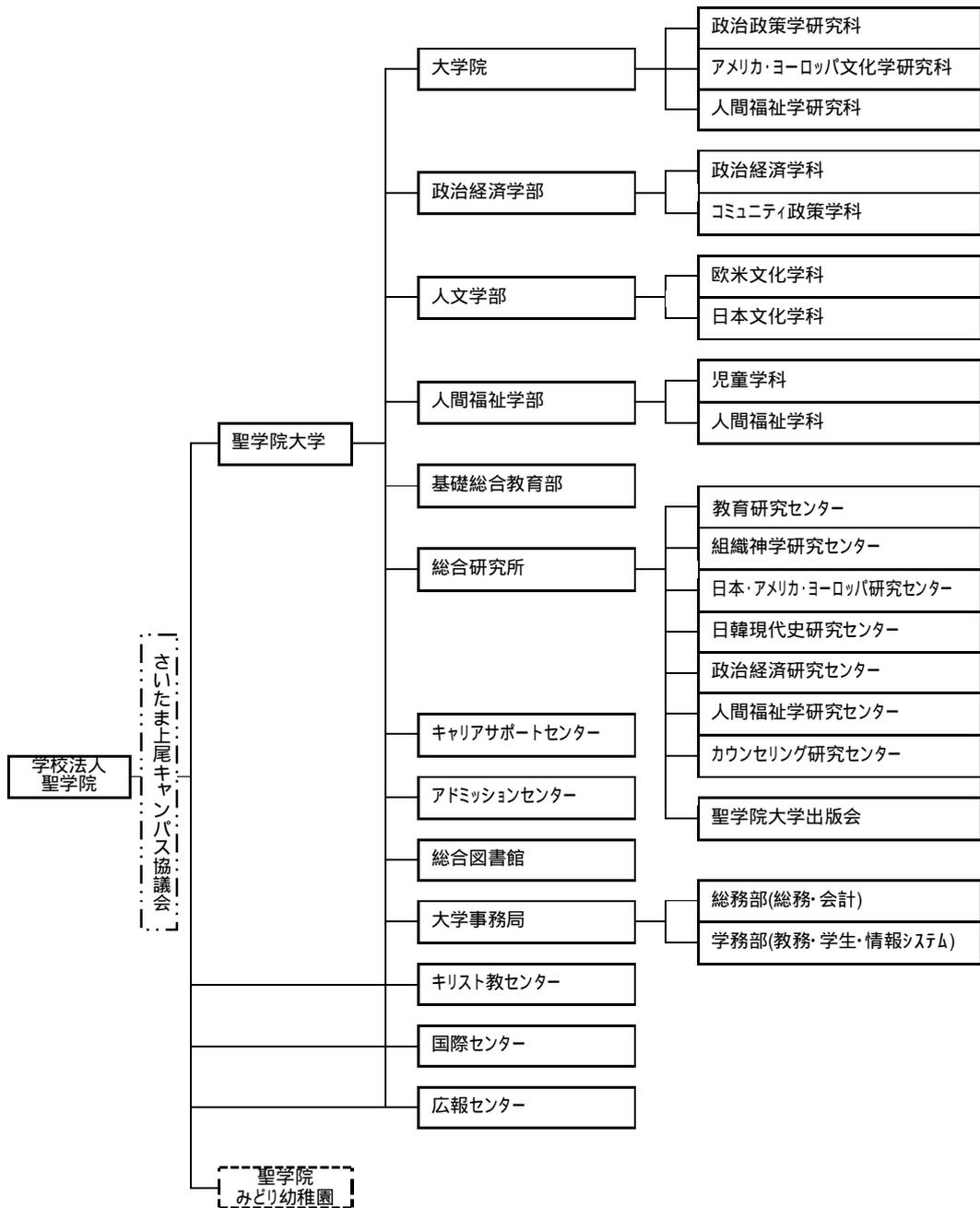
(A群:当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性)

【現状の説明】 (1) 教育研究上の基本組織

現在、本学の教育研究組織は、3学部6学科、3大学院研究科から構成されている。政治経済学部については政治経済学科とコミュニティ政策学科、人文学部には欧米文化学科と日本文化学科、人間福祉学部は児童学科と人間福祉学科があり、各学科とも総定員は400名(入学定員100名)である。また、学部に関連したその他の教育組織として全学共通の基礎教育、教養教育、総合教育等について実質的な責任を負う基礎総合教育部がある。

大学院政治政策学研究科は政治経済学部と総合研究所政治経済研究センターを基礎として、またアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科は人文学部欧米文化学科と総合研究所日本・アングロアメリカ研究センターを基礎として、更には2005年度に開設された人間福祉学研究科は人間福祉学部と総合研究所カウンセリング研究センターを基礎としてそれぞれ設置されている。大学各学部(または学科)と総合研究所の上に大学院研究科を設置する目的は、これまでの日本における大学院教育が学部教員の兼務により研究的側面が弱かったのに対して、本大学院では総合研究所の活発な研究活動に基盤を置いた教育・研究活動を強化するためである。具体的には、原則として大学院教員は大学学部専任教員が大学院担当となる場合と総合研究所専任研究者が大学院を担当する場合があり、いわば教育と研究の総合を目指した大学院教育を志向している。

学部、大学院以外のその他の付置機関としては、総合研究所、総合図書館、キリスト教センター、キャリアサポートセンター、アドミッションセンター、国際センター、広報センターなどがある。その内キリスト教センターと国際センター、広報センターは法人が設置する初等・中等教育諸学校のそれぞれの関連の業務も担っている。



本学では、大学設置の構想段階よりキリスト教センター（2002年度に「宗教センター」より改称）の位置づけを重要視しており、そのためキリスト教センター所長（法人理事・非常勤（兼任）講師）を大学全体の特任教授とし、必要な場合には教授会等への出席を認めるなど建学の精神の実現に向けての積極的な協調・協力体制がとられている。

カリキュラムなどの教育に関わる重要な案件については、学部レベルについては学科

会、または基礎総合教育部にて発議、協議された上、必要に応じて学科長連絡会や全学的組織の各部会・委員会等での協議を経て最終的には運営委員会に報告され、全学的な観点からの調整や検討が加えられ、学部内の案件については学部教授会、全学に関わる案件については大学教授会にて審議・決定される。大学院については、原則として各研究科委員会（大学院全体に関わることは大学院委員会）において全ての議案が審議されるが、特に必要な場合は小委員会を組織して対応している。

研究活動については、学部及び大学院専任教員は全員総合研究所の所員となっており、個人レベルの研究活動を除く共同研究等に関しては、現在は総合研究所内にプロジェクトを発足させて推進・実施する体制をとっている。

本学の事務機構は学部単位ではなく全学的な組織となっているが、大学院、総合研究所については学部とは切り離れた独立の事務が設置され、全体との連携、調整を図りながら教育研究事務が遂行されている。

(2) 政治経済学部

本学部は2つの学科で構成されている。1988年の大学創設と同時に設置された政治経済学科と2000年度に開設されたコミュニティ政策学科である。現在の本学部の専任教員配置は以下のとおりである。

政治経済学科	14名	(収容定員 400名)
コミュニティ政策学科	15名(内、2名は特任)	(収容定員 400名)

コミュニティ政策学科は、従来の政治経済学科の2コース国際政経課程と社会(コミュニティ)政経課程を株分けする形で設置され、学部全体の総定員、入学定員は変更されていない。そのため、新学科設置当初は両学科間の専任教員の配置にアンバランスが見られたが、現在は解消されている。なお、特任とは任期付きの専任教員のことであるが、教授会構成員ではない以外は、原則として他の専任教員と同等に扱われる。特任に関する取り扱いは、全学共通である。

(3) 人文学部

本学部は2つの学科で構成されており、それぞれ以下のような教員配置となっている。

欧米文化学科	14名(内、1名は特任)	(収容定員 400名)
日本文化学科	14名(内、1名は特任)	(収容定員 400名)

人文学部は1998年に学科増設および定員増により4学科、総定員1600名の学部となったが、2004年度にはその内容的な側面から主に歴史・文化に関わる学科として欧米文化学科と日本文化学科を人文学部に残し、人間・文化に関わる学科として児童学科、人間福祉学科により新たに人間福祉学部を立ち上げ、現在に至っている。

(4) 人間福祉学部

本学部は2つの学科で構成されており、それぞれ以下のような教員配置となっている。

児童学科	15名(内、3名は特任)	(収容定員 400名)
人間福祉学科	14名(内、1名は特任)	(収容定員 400名)

人間福祉学部は 2004 年度に人文学部より、特に人間・文化に深く関わる学科として 2 学科が分離され、新たな理念のもとに独立した学部である。なお、新学部設置に当たっては、新生の募集から開始するのではなく、それまで人文学部に所属していた同名学科の在学生全員の所属学部を切り替える形で行われた。

(5) 基礎総合教育部

基礎総合教育部は、全学共通の基礎教育、教養教育、総合教育等について実質的な責任を負う教員組織として 2002 年度に設置され、学長の任命による基礎総合教育部長の他、各学科の学科長、教務部長、広報部長、就職部長、語学教育委員長、コンピュータ情報ネットワーク委員長、更には、基礎総合教育部所属の専任教員である教職課程、図書館情報学課程、生涯学習関連、日本語教育関連等の教員から構成される。なお、基礎総合教育部は独自に教授会組織を持たないため、新たな専任教員の採用や昇格等の人事案件については、大学全専任教員が構成員である大学教授会で取り扱う。また、基礎総合教育部所属の特任(講師 11 名、助手 1 名)以外の専任教員(5 名)全員は、関連するいずれかの学部教授会の構成員ともなっている。

基礎総合教育部は、下部機関として学生の学習上のサポートを行うためのラーニングセンターを持ち、現在 2 名の特任教員が所属し、各学部・学科の全専任教員よりなる学生アドバイザーと協力・連携を取りつつ学生の学習上の相談や指導に当たっている。

(6) 大学院研究科

本学大学院は、設置に関わる 14 条特例の採用により昼夜間開講を実施している。大学院は現在 3 研究科で構成されており、それぞれ以下のような専任(学部との併任を含む)教員配置となっている。

研究科・専攻等	専任教員	収容定員
政治政策学研究科	8名(内、5名は特任)	20名
(政治政策学専攻修士課程)		20名
アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科	6名(内、4名は特任)	25名
(アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻博士前期課程)		10名
(アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻博士後期課程)		15名
人間福祉学研究科	9名(内、2名は特任)	10名
(人間福祉学専攻修士課程)		10名

(大学院長、全学教授は含まず)

大学院は大学院教員の採用等、大学院独自の教育研究活動に関しては、学部に対して相対的な独立を保っているが、大学院と学部共に専任である併任教員は、現在、政治政策学研究科では 2 名、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科では 1 名、人間福祉学研究科では 4 名である。それ以外の教員については総合研究所との併任教員である(特任教員を除く)。

夜間開講に伴って事務体制は大学院事務室と総合研究所事務室が連携を保って対応に当たっているが、その他の大学事務局各部署も必要に応じて協力体制がとれるようになってきている。

(7) 総合研究所

本研究所は、大学創設に先立って設置された「大学理念検討委員会」を母胎に、大学の付置研究機関として、大学設置と同時に設立された。また、大学院研究科設置に際しては大学院における研究活動の母体としてその基礎構造を担った。現在は「教育」、「組織神学」、「日本・アメリカ・ヨーロッパ」、「日韓現代史」、「政治経済」、「人間福祉学」、「カウンセリング」の7つを研究領域として持ち、それぞれの領域に研究センターを設置している。教育研究センターには「科学教育研究室」、「キリスト教教育研究室」、「語学研究室」、組織神学研究センターには「人間学研究室」、「ドイツ神学研究室」、「英米神学研究室」、日本・アメリカ・ヨーロッパ研究センターには「ピューリタニズム研究室」、「アメリカ研究室」、「日本研究室」、「EU 研究室」、「英米文学研究室」、政治経済研究センターには「地方自治研究室」、「国際金融研究室」が設置され、共同研究プロジェクトの推進、資料の収集・蓄積などにあたっている。その他、本研究所は聖学院大学出版会を持ち、主として「聖学院大学の理念」に即した学術性の高い出版物を発行している。

本研究所の運営は、総合研究所所長を中心として大学学長、大学院長、キリスト教センター所長、各学部長、各研究科委員長、大学チャプレン、各学部チャプレン、各研究センター長等が委員となる研究所委員会によって行われる。

本大学における学部・大学院の専任教員は「聖学院大学総合研究所規程」に、「全員総合研究所の所員となる」と規定されているが、それ以外にも総合研究所独自の教員採用が行われており、現在、総合研究所の専任教員配置は大学院および学部との併任を除き、准教授1名、助教授4名、講師4名、及び助手1名である。また、非常勤の客員教授13名、特任研究員3名が任用されており、各研究プロジェクトの研究推進に中心的働きを担っている。

【点検・評価】

本学では各学科とも総定員400名(入学定員100名)に対して専任教員が13~15名、その他に基礎総合教育部所属の専任教員を合わせ、少人数教育、学生指導体制が可能な陣容となっている。さらに、アドバイザー制度やキャリアサポート・就職指導体制を充実させることにより学生の多様なニーズに応えられる教育の仕組みを作りあげている。

政治経済学部は、2000年以前の1学部1学科体制から2学科体制へと明確に分割されたことにより、それぞれの学科内の意志疎通がより適切に図られ、運営も円滑に行われるようになったことは評価できる。また、人文学部についても、1998年度に既存の学科(欧米文化学科、児童学科)について50名から100名への入学定員増を行い、新設の2学科(日本文化学科、人間福祉学科)と合わせ4学科体制となり、専任教員も一気に3倍増となるなどの学部拡大が行われた。そのため、急激な学生や教員の増加によって学

部・学科の運営に一時的に混乱をきたすような場合も見られたが、その後、児童学科と人間福祉学科が新設の人間福祉学部へそのまま移行したことにより、各学部内の円滑な運営を図ることができるようになった。

カリキュラム変更などは、専門科目群については各学部、学科を中心に検討されるが、全学部共通の基礎科目群、教養科目群、総合科目群や教職課程、図書館情報学課程などについては基礎総合教育部において検討・調整作業を行っている。専門科目以外の科目群は科目群編成の性格上、責任の所在が不明確となる場合があり、基礎総合教育部は、その見直し作業の中で設置された組織であり、各学部・学科共通の教育プログラムの検討・調整機関として有効に機能している。

研究活動に関しては、既述の通り大学としてのプロジェクト研究は総合研究所を中心に企画、実施されている。従って、学部・学科や大学院研究科を超え、更には学外をも含めた学際的な共同研究活動が活発に行われている。ただし、そのため学部・学科レベルでは教員相互の研究活動に対する関心は必ずしも高くはないことが以前より問題として指摘されてきた。総合研究所のような大きなプロジェクトではなくとも、学部・学科レベルで、個人の研究活動に関して切磋琢磨が可能なシステム作りの必要がある。

次に、本学大学院は昼夜間開講を行うようになっているが、それは大学院設立当初より地元埼玉県への貢献を目標の一つとして掲げ、自治体職員や高校教員等地域の有職社会人から働きながら学べる環境に関する要望が強く出されていたことによる。なお、実際に現在の大学院は自治体の職員や議会議員、さらには牧師の入学も増えつつある。

大学学部と大学付置総合研究所を基礎とした本学の大学院研究科は、他に例がない独自のあり方である。学部の上に設置されるこれまでの大学院のほかに、近年は学部を持たない独立大学院が設置されているが、現実の大学院教育が研究者の養成、専門的職業人の再教育、生涯教育という3つの目的を持っている以上、学部からの接続としての大学院、あるいは学部からまったく独立した大学院という組織形態では多様な学生のニーズに応えるには不十分である。他大学の大学院では研究者養成コース、職業人養成コースなどを設け、現状に対応した大学院教育のさまざまな取り組みがなされているが、本学大学院の独自のあり方は、評価されるべきものである。

大学の創設と同時に設置された総合研究所は、大学・大学院の研究活動を推進する組織として重要な位置を占めるようになってきている。ここ数年、研究プロジェクトが急激に増加しているが、それは教員間で自発的に研究を進めたいという意向が強くなったためである。ところで、いくつもの研究プロジェクトが同時に展開され、研究活動が活発になるにしたがって、実際に研究主題を立案し、推進し、予算を管理し、研究成果を発表する、また研究を継続するという研究活動全体を支援する事務部門が必要になる。聖学院大学・大学院では総合研究所事務室がそれを担っており、多くの研究プロジェクトが継続して活動できるように支援していることは大いに評価できることである。

〔課題・方策〕

一時期、毎年のように行われている学科や大学院研究科の文部省申請によって、学内の組織もそのたびに大幅な修正を余儀なくされたが、現在は3学部6学科、3大学院研究科体制が整った。今後は、さらなる教育力強化に向けて、体制整備や諸規程の見直しが最重要課題となる。特に、益々多忙となる教員をサポートするための事務機構の整備については遅れ気味となる傾向があり、事務職員の増員があまり望めない状況の中、少人数体制の下でいかに効率的に事務を行い、かつサービスの向上をめざすか、その方策を検討することが急務である。

学問領域の細分化が進んだ現代において、ある特定の分野を深く究めることは社会的要請であり、各学部学科においてはそれぞれの領域の専門的な学術教育を行わなければならない。しかしまた、本学の理念や建学の精神に照らした時、専門教育だけでは十分とは言えず、本学ではキリスト教精神を土台とする人間教育・人格教育を大学全体の教育目標として掲げている。その目標達成のために全学共通のカリキュラムである基礎科目群、教養科目群、総合科目群などを設置しているが、基礎総合教育部はその目的達成のためには不可欠な組織である。各学科がある特定の分野を深く探求するという志向性を持つのに対して、基礎総合教育部は人間や社会や世界の全体を総合的に把握する総合的志向性をめざすものであり、この組織のあり方については本学でも様々な議論が繰り返されてきた。学部組織と同等のものとして考える方向性を示された時期もあったが、研究者個人としては特定の分野への探求を強く志向する故に、教育組織としての総合的志向性の間の矛盾を常に抱えることとなり、その結果として現在の基礎総合教育部が組織されたのである。その意味では、多くの機能を一組織として連携させた部署ではあるが、中には基礎総合教育部所属の専任教員もあり、この組織のあり方については、今後ともより適切なものへと発展・展開していくための模索が続けられる必要がある。

総合研究所については、研究所自体としては非常に活発な研究活動が行われているが、そのことが各学部における研究活動への刺激となるような政策を考える必要がある。組織的には大学院、学部教員は全員が総合研究所の所員となっているが、実際の研究活動の面において何らかの形で関わっている教員の割合は全体の半数程度であり、教員の意識改革とともに組織体制の見直しも視野に入れた再検討が要望されている。さらに、総合研究所では毎年活発化する研究活動のため、学外の研究者との関わりも増え、そのために研究所内センター組織や研究員体制が複雑となってきた。単純明快な組織体制へ向けての再検討も課題である。また近年は、研究活動の活性化に伴って財政面からの組織の強化も必要とされている。従来以上の外部資金の導入を初め、研究成果を出版会や生涯学習センターなどを通して社会に還元する方策を積極的に考えていく必要がある。

第3章 学士課程の教育内容・方法等

【到達目標】 教育内容・方法に関する聖学院大学の根本目標は、「聖学院大学の理念」や建学の精神、スクール・モットーに謳われる教育の理念が十全に成就するようなカリキュラムが編成され、それに則して、現実の教育の場面でその趣旨が正しく活かされるような教育方法・評価方法が実施されることである。そして、それぞれの学部・学科の特性に応じて、優れた能力や意欲を持つ学生を育成すると共に、キリスト教を基礎とした人間教育の充実が図られること、またすべての学生に対して、基礎・基幹科目の確実な履修を実現させ、更には学生の将来像や就職希望などに応じた科目履修が可能となっていることである。

この目標を実現するための具体的な方法については、カリキュラムが聖学院大学の理念や建学の精神に則りつつそれぞれの学部・学科の教育にふさわしいものとなっているかを常に見直すと共に、FD活動への積極的な取り組みが継続的に行われなければならない。特に本学ではセメスター制度と少人数クラスによる徹底した教育の充実を図る。そのためには、適正な授業評価方法の確立と成績評価方法の確立が重要である。現在のセメスター制度をさらに発展させ、教育方法の改善と教育効果（学生の授業理解度）の向上のために、履修モデルに従った段階的履修の導入と共に、学生の到達レベルを明示し、それぞれのレベルに達しない場合の補講や自習制度の導入を促進する。併せて、学生が、卒業後、社会に出てからも有用な知識・技術・モラルや、大学院で研究を継続するための基礎学力を修得できるように図る。また、卒業延期者や退学や除籍などの途中離学者を減らすため、低学年次からアドバイザーなどによる個別面談を充実させ、必要があれば補習授業を行う。

本章ではこうした観点から、特に以下の項目を顧慮しつつ点検・評価を行うこととする。

「聖学院大学の理念」や建学の精神、スクール・モットーに則って教育の理念を実現するに相応しいカリキュラム構造のもとで、人格教育、倫理性を培う教育が十分に行われているか。

高等学校の教育から大学教育への円滑な移行を促すための導入教育が効果的に行われているか。

広い教養と深い専門的知識がバランスよく学べるカリキュラム構造になっているか。

グローバル化に対応する能力、起業をして社会に積極的に乗り出す能力、健康的に一生を送る能力など、学生が卒業後も実社会で才能を發揮できるような、生きる力を育む教育が行われているか。

成績評価方法及び成績評価基準の適切性と教員への周知が図られているか。

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置が適切に取られ、有効に機能しているか。

なお、本学における教育改善に対する取り組みの多くは、学部・学科により温度差が生じる

ことのないよう、全学的に同一の方針を採ることを原則としている。従って、特に第2節で取り扱われるそれぞれの項目の点検・評価内容には、特別な場合を除いて学部・学科間の差はなく、全学的に共通である。必要に応じて学科独自の取り組みを行う場合もあるが、そのような場合は個別ケースとして事例を報告し、その点検・評価もあわせて行うこととする。

第1節 教育課程等

1 学部・学科等の教育課程

学部・学科はいかに大学の理念、及び学校教育法第52条、大学設置基準第19条を踏まえて教育課程・カリキュラムを体系的に整備しているか。

本学のカリキュラムは、全学共通の部分と各学科独自の部分の組み合わせによって構成されているので、本項目では、大学基準協会設定の項目「A群：学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連」「A群：学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性」及び「B群：『専攻に係る専門の学芸』を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性」の趣旨を上記のように解釈し、「全学共通の教育」と「各学部・学科の教育」に分けて点検・評価を進めることにする。

1) 教育理念とカリキュラムの体系性

(1) 全学共通の教育

[現状の説明] 聖学院大学は、前述の如く、プロテスタント・キリスト教の精神に基づいて建学された大学であり、特筆に価する「理念」のもとに、強い使命感をもって教育・研究活動を行っている。2004年度には、開学時以来の構想であった3学部6学科体制が実現し、1学部1学科で出発した開学時に較べると入学定員も3倍に膨らみはしたものの、大学の理念を実現するに相応しい規模が守られている。この使命感と規模のもとで、本学では全学共通の教育課程が体系的に実施されている。

その第一の特色は教育課程にキリスト教教育が織り込まれていること、第二の特色は、学科目群を「基礎科目群」「教養科目群」「専門科目群」「総合科目群」という重層的構造によって構成し、卒業要件を定めていることであり、そうした共通の構造の上に、各学科固有の専門教育が行われている。

「キリスト教教育」

本学におけるキリスト教関連の授業は、大学設置の「理念」、特にその第3条において謳われる教育と研究の理念を実現するためのものである。すなわち、本学は、プロテスタント・キリスト教が近代世界の形成に深く関わってきた歴史的経過を重視し、また同時にそれがもつ固有の責任を自覚し、この歴史観に立って近代世界の形成に責任的に

応えることを、その教育の究極の目的としている。したがって、キリスト教関連の授業はこの理念を実現するために本学の教育の土台になる基礎の科目として位置付けられ、1年次から更に学年を追って段階的に、全教育課程で実施されている。

具体的には、学生は1年次には全学共通の「キリスト教概論」を、2年次には「キリスト教関連科目」を、3年次には、学部ごとに「キリスト教社会倫理」(政治経済学部)、「キリスト教文化論」(人文学部)、「キリスト教人間学」(人間福祉学部)を履修することが卒業要件として義務付けられている。1年次生対象の「キリスト教概論」と2年次の「キリスト教関連科目」は「基礎科目群」に、3年次の学部ごとの授業は「専門科目群」に位置づけられる。1年次の「キリスト教概論」と3年次の学部ごとの授業は必修科目、2年次対象の「キリスト教関連科目」は、キリスト教と他の専門分野との接点を扱う、以下の表のような科目群である。これらはいずれも週1回の2単位講義科目で、学生は1学期に2単位ずつ、計4単位を選択必修科目として履修する。キリスト教関連の科目の必須単位数は卒業要件単位124単位中、合計12単位である。

キリスト教関連科目

		授業科目の名称	授業科目の名称
基礎科目群	キリスト教関連科目	聖書の世界A	イギリス芸術文化とキリスト教会A
		聖書の世界B	イギリス芸術文化とキリスト教会B
		神と人間A - 旧約聖書を読む -	キリスト教とアメリカ文化A
		神と人間B - 新約聖書を読む -	キリスト教とアメリカ文化B
		キリスト教と物語	ロシア宗教思想と文化
		日本プロテスタント論A	キリスト教と文学A
		日本プロテスタント論B	キリスト教と文学B
		キリスト教とデモクラシーA	キリスト教と古典
		キリスト教とデモクラシーB	キリスト教と自然科学A
		キリスト教と人権	キリスト教と自然科学B
		近代社会とピューリタニズムA	聖書の中の環境問題
		近代社会とピューリタニズムB	キリスト教と音楽A
		キリスト教と政治思想A	キリスト教と音楽B
		キリスト教と政治思想B	キリスト教音楽史A
		キリスト教と経済思想	キリスト教音楽史B
		キリスト教と国際社会A	キリスト教と美術A
		キリスト教と国際社会B	キリスト教と美術B
		キリスト教と日本社会A	キリスト教と建築A
		キリスト教と日本社会B	キリスト教と建築B
		キリスト教と日本宗教	キリスト教と児童福祉の実際A
キリスト教と日本思想	キリスト教と児童福祉の実際B		
キリスト教と倫理的諸問題A	キリスト教と高齢者福祉の実際A		
キリスト教と倫理的諸問題B	キリスト教と高齢者福祉の実際B		
キリスト教信仰と文化			

またこれとは別に、欧米文化学科の「専門科目群」には「キリスト教」科目群が設けられ、その中に「キリスト教史」「キリスト教と近代世界」「キリスト教思想史」「ピューリタニズム論」「キリスト教文化交流」「キリスト教死生観」「キリスト教カウンセリング論」が開設されている。

学科目群

「基礎科目群」

「基礎科目群」は聖学院大学における導入教育として、大学で受ける全ての教育の基礎となる科目から構成されており、主として1年次生が履修する。本学の設置理念を具体化する前述の「キリスト教概論」の他、基礎教育入門科目として、「コンピュータ基礎」、「書き方」(論文作成能力の向上を目指し、論理的な文章表現力を養成する)及び「話し方」(自分の意見を発表し、討論できる能力の養成)を開講し、高等教育を受けるための基礎力の増進を図っている。これら諸科目は、人間福祉学部の「書き方」以外は、すべて必修科目である。

更に本学では、国際化時代の必要に応え、多様化する職種に適応できるよう、本学独自の英語プログラム(p.55(3)外国語能力の育成の項参照)を実施している。政治経済学部、人文学部では2006年度より始まった新しいプログラム「ECA(English Communication Arts)」8単位を必修とし、人間福祉学部では従来の「大学基礎英語」4単位を必修の卒業要件としている。他に選択必修科目として「アカデミック英語」「ビジネス英語」「カルチャー英語」が設けられ、政治経済学部では4単位、人文学部欧米文化学科では8単位を履修することが卒業要件となっている(添付資料「聖学院大学3」学生要覧参照)。また日本文化学科では、英語以外の、第二外国語や古典日本語で4単位を履修することが可能である。

「基礎科目群」全体の卒業要件単位数は、政治経済学部及び人文学部日本文化学科が24単位、人文学部欧米文化学科が34単位、人間福祉学部は14単位である。

「教養科目群」

大学設置基準の大綱化に伴う、いわゆる一般教養解体後の1996年度には、「人間関係論」「こころとからだの健康学」「ヨーロッパとは何か」などの多数の2単位の科目が、「人間」「伝統」「自然」「社会」の4主題にわたって開講された。2主題以上から8単位以上を履修する選択必修科目であったが、学生が必ずしも系統立てて履修しないために専門教育のための基礎教養とはなりにくい、との反省から、専門性を活かした形で学問の基礎をしっかりと学ばせることを目標として、2004年度に「教養科目群」が設置された。

「教養科目群」の科目は、各学科が、基礎的あるいは学際的な専門科目のうちから、特に他学科の学生にとっても基礎教養となると思われる科目を選択し、責任を持って他学科学生に公開し、選択必修科目として履修させるものである。

政治経済学部の2学科からは「政治学」「経済学」「法学」「社会学」などが、欧米文化学科からは「西洋史」「哲学」「欧米文学」が、また日本文化学科からは「日本史」「日本思想」などが、人間福祉学部からは心理学や福祉関連の科目、「生命の科学」「生理心理学 - 心と身体の科学 - 」など自然科学に関する科目が提供されている。

「教養科目群」を全学的に編成したことによって、学部学科の垣根を越えて、全学生が互いに他学科の学問的基礎に触れる機会を作り、本学の目指す人間形成に向けて幅広く深い教養を授けることが可能になった。(各学科の卒業要件単位数及び履修方法については『2006 学生要覧』p. 17 参照)

「専門科目群」

各学部・学科の教育理念が個性的に展開されるのは「専門科目群」においてである。「基礎科目群」「教養科目群」の学習を経て幅広く深い基礎教養を総合的に身につけた学生に対して、上述の学部・学科の理念に即した専門科目を開講している。(各学科の専門科目の記述は p. 34 以下)

「専門科目群」の科目は、深く専門の学芸を習得するために、主として2年次以上の学生が履修するものであるが、一部の「専門科目群」の科目を1年次から履修できる、いわゆる「楔形」の科目配置を実施している。これは、新しい学問への期待を抱いて入学した新入学生が、主として必修・選択必修科目からなる「基礎科目群」「教養科目群」の科目のみならず、早いうちから「専門科目群」の科目を自由に選択することによって、専門の学芸を自主的に学ぶ喜びを見出し、4年間の研究計画を立てられるように配慮したものである。

また演習科目には、いずれの学科にも「専門演習」と「卒業研究」(各2単位)があり、選択必修科目となっている。「卒業研究」を履修した者のうち、「卒業論文」を提出し審査に合格した者には6単位が与えられる。主体的に学び考えたことを卒業論文として纏め完成させることは学生に深い達成感と喜びをもたらし、人格形成に益すること大であることから、各学科とも卒業論文の提出を強く奨励している。

「総合科目群」

「総合科目群」は、学部教育の総仕上げとして問題を総合的、思索的、批判的に掘り下げて考える力を養うことを目標に、2004年度に設置された。本学の教育理念や建学の精神にも関わり、更には大学院との接続を考慮した、より高度な、あるいは学際的な内容の科目である。この科目群は卒業のために必須のものではないが、それまでの本学での学修をより深めたい場合や、大学院への進学を志す者にはぜひとも履修すべき科目として位置付けられている。

「資格取得科目」

本学では、大学における所定の基礎資格を修得し、かつ定められた必要単位を修得した者は、中学校・高等学校教諭(社会・公民・地理歴史・情報・英語・国語・福祉)、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、図書館司書、学校図書館司書教諭の免許状、及び、社会教育主事、社会福祉主事の任用資格、さらに秘書実務士認定資格、日本語教員養成課程終了証明書、社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、認定

心理士認定資格を得ることができる。このうち、図書館司書、学校図書館司書教諭、社会教育主事の資格取得はいずれの学科に属する学生にも可能であり、その資格取得のための諸科目は全学的に配置されている。

【点検・評価】

まずキリスト教教育についてから言及すれば、近年とみに世俗化と物質主義の風潮が増す中で、精神的な価値の追求や倫理性の確立が重要な課題となっている。学生一人ひとりが各自に与えられた人生の課題と社会の一員としての役割を深く自覚し、積極的に人格形成に取り組むように指導することは、教育を担う大学の大きな使命である。本学がキリスト教教育を実施することによって開学以来この点に自覚的に取り組んできたことは、高く評価できることである。

キリスト教関係の授業では、キリスト教の基礎的知識を学ぶにとどまらず、そのエッセンスを学ぶことが目標とされる。そのためキリスト教関連の授業では、学内で行われる礼拝や地域にある教会の礼拝に出席することを奨励し、生きたキリスト教に触れる中で、キリスト教の考え方・生き方の学びが深められるように工夫されている。さらにそれぞれの専門性が深められる3年次には各学部の教育目標にふさわしく「キリスト教社会倫理」(政治経済学部)、「キリスト教文化論」(人文学部)、「キリスト教人間学」(人間福祉学部)を設定して、キリスト教精神と学部学科の教育目標の統合を目指している。それゆえこの教育課程の中に本学の理念を具現化する一つの特徴が現れており、学生の人格の形成に寄与するとともに、倫理性を培う重要な機会を与えるものとなっている。このように学年を追うごとにキリスト教精神の学びが深められ、ひいては大学設置基準第19条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力」を育成し、「学術の中心として広く知識を授ける」ことを謳う学校教育法第52条の教育理念を充足するものとして、体系付けられている。キリスト教関連の授業科目がこのように教育課程に配備され、人格教育、倫理性を培う教育が行われていることは、聖学院大学が掲げる【到達目標】の を充足するものとして評価できる。

学科目群については、前述の通り、人間福祉学部が開設され3学部6学科体制が整ったのは2004年度であるが、これによって、3学部で共通に、全学生向けに「基礎科目群」、「教養科目群」、「専門科目群」、「総合科目群」を体系的に整備する、いわば「普遍化」の契機と、各学科がその学問分野に固有の個性的な専門科目を開講する「特殊化」の契機とが互いに緊張関係を保つよう、全カリキュラムを見渡す立場から体系的に教育課程を編成することが一層可能となった。「基礎科目群」「教養科目群」「専門科目群」「総合科目群」の重層的構造、及び「基礎科目群」と「専門科目群」の双方に亘り年次を追って体系的に積み重ねられるキリスト教科目、また前述の専門科目の「楔形」構造によって、学校教育法第52条の謳う「広い知識」と同時に「深く専門の学芸」を教授し、また大学設置基準第19条の謳う「教育上の目的を達成するために必要な授業課程を体系的に編成」し、「専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断

力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことが一層高度に実現されるようになった。「総合科目群」の設置も、学部学生がより高度な研究に触れる機会を提供するものとして価値がある。これは【聖学院大学が掲げる目標】の を満たすものであると評価できる。

しかし、現時点では「教養科目群」や「総合科目群」開設以前の 2003 年度入学生が未だ在学中であり、こうした体系的な重層構造が完全に実現し、その教育効果が測定されるのは 2007 年度以降となろう。2004 年度以後の入学生は新しい教育課程によって学んでいるが、例えば、時間割編成によっては履修者数の偏りが生ずることや、単位を修得し損ねた学生が「基礎科目群」や「教養科目群」などの入門的科目を高年次になって履修せざるを得ないなど、教育課程の理想が疎外される予想外の事態にも配慮しなければならない。

【課題・方策】 キリスト教教育における倫理性を培う教育は、少し広く言えば、学生一人ひとりの生きる力、人間力の育成と関連している。そのため、キリスト教を中心とした倫理的教育と共に、人間力を養うような教育が求められる。そのためには、教育課程の学修に加えて、心のケアや人間関係を学び養うことができるように、さまざまな活動との有機的な関連を構築していかなければならない。

またその他の学科目については、【点検・評価】の項目で述べたとおり、新しい教育課程による卒業生は未だ出ていないが、学問の基礎と専門性、広さと深さ、義務づけられた履修と自由な履修が、緊張関係を保ちつつ理想的に実現されるためには、「基礎科目群」「教養科目群」「専門科目群」「総合科目群」の担当者間の緊密な連絡が必須である。例えば、「基礎科目群」に属する「書き方」「話し方」などの授業科目においても、それぞれの学科の学問的要求に応じた授業内容が検討されなければならない。また英語や第二外国語の教材についても、取り扱われる内容を各学科の専任教員が把握しておく必要がある。年に 1 度開催される非常勤（兼任）講師との懇談会が、懇親会的性格を脱して一層踏み込んだ実質的議論の場になりつつあることは評価されるが、各科目の専任教員を核に、さらに常に密接な情報交換を続けていくべきであろう。

(2) 各学部・学科の専門教育

各学部・学科では、大学の教育理念と建学の精神に即して、高度な専門教育が具体的に展開されている。

政治経済学部では、「考える力」を持ち実行力のある社会人を輩出しようとの共通理念のもとに、政治経済学科とコミュニティ政策学科が、それぞれ独自の専門性に富む専門科目群の授業科目を開設している。コミュニティ政策学科における「まちづくり」というコンセプトの採用は、「行政に携わる地方公務員」の育成という、学科設立当初の中心目標から、より広範囲な人材の育成へと学科の目標を転換したことを意味する。これに伴い、経済関連の教員を政治経済学科からコミュニティ政策学科へ異動させ、主として国際問題を専門とする教員を政治経済学科へと異動させた。これらの人事異動によって、政治経済学部に所属する両学科は、いずれも、政治と経済の両分野に関わる学問を教授する学科でありながら、それぞれ

ローバリゼーションと地方分権という現代社会における二つの潮流に教育の主眼を置きつつ、一体となって現代社会のニーズに応えるという学部目標に一歩近づくことができた。

また人文学部は、「フマニタス」を、その本来の意味に深めて理解すると共に、現代において新しく再構築することを目指して設置された。欧米文化学科は、西洋の側から、即ち外からの視座に立って、また日本文化学科は内側からの視座によって、グローバル化する時代の担い手としての、単なる文化の比較論では捉えることのできない深い次元での「人間」そのものの探究がなされている。

更に人間福祉学部は2004年度に、本学3番目の学部として、人文学部から児童学科と人間福祉学科とが分離、独立し、新学部を構成して誕生した。人間福祉学部では「子ども」、「高齢者」、「障害者」など、いわば人間社会の弱者が学問の対象とされる。聖学院のプロテスタント・キリスト教に基づく人間理解を土台として、スクール・モットーである「神を仰ぎ、人に仕う」に相応しい教育者、福祉人の養成を目的として教育が行われている。

前述のごとく、それまで人文学部に所属していた児童学科と、新設の人間福祉学科から新しく人間福祉学部が誕生し、聖学院大学に3学部6学科体制が整ったのは2004年度のことであり、未だ2年余りしか経過していない。それゆえ学部として2学科に共通の科目を新設して各学部の教育理念をカリキュラムに反映させたり、カリキュラムの問題点や反省を踏まえて更に共通理解を深めていくという、学部単位の歩みはまだ始まったばかりである。現時点では、「聖学院大学の理念」や建学の精神、スクール・モットーなどを具体的にカリキュラムに編成し展開する作業は、主として学部単位よりも学科単位で行われており、各学科とも、以下に述べるような、自学科の特性を活かした個性的な専門教育を行っている。

それと相俟って、複数の学科間で共通に設置され運営される専門科目もあり、個性化・特殊化と同時に専門の垣根を低くする学際的方向性も採られている。さらには、同一学部に限らず、学生が他学部・他学科の授業科目を含めて自由に履修し、自己の学問的関心に従った履修計画を立てることも許されている。各学科とも、この「自由選択科目」を24単位から40単位の範囲で卒業要件単位に含めて履修することを認めている。

政治経済学部政治経済学科

[現状の説明] 学科の教育目標

上述のように、政治経済学部は、創設以来「政治と経済の統合」的な認識という野心的で魅力ある理念の下で、現代の学問の過度の専門化、細分化に対し「学問の全体性」を回復するという文明論的責任を果たすべく、「学際的な総合による把握」を目指してきた。その中で、政治経済学科は、特に「グローバルゼーション」という国際社会の大きな変動を「政治と経済の両側面から統合的に」認識し、そうした視野の広い知識を携えて実社会の第一線で活躍する人材の育成を目的としてきた。

この目的は、全学共通の「基礎科目群」「教養科目群」「専門科目群」という三層構造の中でも、特に、他学部からの単位取得を「選択必修」として課す「教養科目群」の単位数を16単位と、コミュニティ政策学科とともに他学部より多く配することを通して幅

広い教養的な見地の修得を目指し、同時に「専門科目群」において「政治学」「経済学」「法学」「社会学」という4つの「系」に整理されたそれぞれの学問的基礎を「必修」とすることによって追求されている。

専門性を土台としつつも専門領域を跨ぐこうした総合的アプローチをあくまで追求するという方向性は、上述したように本学部・学科の理念の具体化を担うものであると同時に、学校教育法第52条に謳われている「學術の中心として広く知識を授ける」こと、また、大学設置基準法第19条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力」の育成に合致するものである。

カリキュラム編成の方針

<1 学科体制時のカリキュラム編成>

以上のような教育目的を実現するため、本学科のカリキュラムにはこれまで数度の改革が試みられてきた。本学部が政治経済学科1学科だけから成っていた初期において、「政治学と経済学の総合的アプローチ」の積極的な追求のために最初に試みられたのが、「国際政経課程」と「社会政経課程」という二つの教育課程の構成であった。前者では、とりわけ「国際社会」が固有の歴史と文明的な背景を持つ奥行きのある世界であることを理解するために、中核的科目として「比較地域圏研究」を置き、東アジア、アメリカ、ヨーロッパ、東ヨーロッパ、アフリカをそれぞれ「比較を通じて総合的に理解すること」を目指していた。また後者では、グローバルな視野を前提にしながら「地域社会」の複合的な構成を理解する知識能力を身につけることを目的として、「地方自治論」「福祉行政論」「中小企業論」などを中核的科目として設置し、地域社会で活躍する公共精神やリーダーシップ、経営的な能力の養成を目指した。

また本学建学の理念であるキリスト教的観点から、近代社会における人権思想、民主主義、近代経済人の理念がプロテスタンティズムとの深い関わりの中で形成されてきた経緯に注目し、政治経済学の共通の思想的基盤を学ぶために「キリスト教社会倫理」が必修として置かれた。さらに思想的文明論的な次元を統合的に認識するという観点から、本学科の各専任教員によるオムニバス科目として「現代における文明の諸問題」(現行では「政治経済学と現代」と改称されている)を必修として置いた。

「国際政経課程」「社会政経課程」という「二課程制」は、それぞれの課程の学問的性格をより明確にするため「二学科制」へと発展的に解消され、本学部は、2000年度から主として「国際社会」の問題にアプローチする「政治経済学科」と、主として「地域社会」の問題にアプローチする「コミュニティ政策学科」という二つの学科による構成へと改編された。

<第1回カリキュラム改革>

「政治経済学科」では、新学科設立に伴う第1回のカリキュラム改正が行われたが、

その要点は、従来の「二課程制」に対応した諸科目の改廃、名称の統合を通じて、「国際コース」「理論コース」「経営コース」という三つの科目群を配置し、学生が自ら選択したコースに即して目的意識を持った履修をしてゆけるよう促すことにあった。

しかしこうした科目群の設置は、従来の「二課程制」の枠組みの下に配置されていた各科目を起点とする再編成という作業に重点が置かれたため、必ずしも学科としての意図を明確に学生に伝えることができなかった。こうした反省の下で、新たな視点から第2回のカリキュラム改正が行われた。それは、本学部本学科設立当初からの目的である「政治学・経済学を通じての社会の総体的把握」をカリキュラムにおいてより明確かつ具体的に、そして体系性を持たせながら実現するという目的の下で、2005年度の1年間をかけて進められ、「新カリキュラム」は2006年度から施行された。

<第2回カリキュラム改正>

「新カリキュラム」では、基礎教育の修得、及び、基礎に基づきつつ学生が目的意識を持って戦略的に履修していけるような体系性が狙いとされ、「政治」「経済（経営も含む）」という二本の「系」と、それを補う形で「法」「社会」という二本の「系」を立て、それぞれの基礎科目である「政治学」「経済学」「法学」「社会学」を1年次の必修科目とし、これらの専門基礎4科目の修得なしに、それぞれの「系」において次のより専門的な科目の履修に進めないという「積み上げ方式」を徹底させた。これら専門基礎4科目は、それぞれ複数コマが開講され、少人数教育が徹底されている。学生は、この4つの「系」の基礎をなす専門基礎4科目をその「系」に属する諸科目の「入り口」として必ず履修しなければならない、その上で自分の関心を各系において主体的に展開していくことが求められている。

更に、社会科学に根ざしたより幅広い視野から多彩なコンテキストにおける知識を自由に得させることを目指して、他学部・他学科履修も可能である自由選択科目の単位数を、従来の28単位から40単位へと増加させた。

【点検・評価】 「新カリキュラム」の骨格を成すこうした編成は、本流から支流へと展開していく「学問的な体系性」に即した流れが一目瞭然であると同時に、学生の主体性に基づく自由な組み合わせを可能とするものであり、本学科の教育の意図と履修に際しての学生の理解双方から見て、プログラムの明瞭な提示を可能にしているものと考えられる。

またこの「新カリキュラム」は、学年の進行に伴ってどのような学問的な積み上げを行っていくべきか、自らの目的意識を絶えず自問し、かつ、卒業後の進路の模索とも結び付けながら戦略的な履修を進めていく上で、学生にとっても考えやすいものとなっているはずである。

【課題・方策】 今後の課題として第一に挙げられる点は、過去の卒業生の就業実績や学科創設以来の様々な進路データの分析を通して、複数の「履修モデル」を作成してこれを学生に提示し、学生が「履修モデル」と卒業後に予想される進路とを結びつけた戦略的な履修が出

来るよう、履修の便宜を図る等の方策をとることである。それによって、「学科の理念」と「カリキュラム」、そして「卒業後の進路」との間のより立体的な構成を練り上げていくことが必要である。

課題の第二は、この「積み上げ方式」が狙いとするとところから外れてしまう学生を、どのようにフォローアップし履修指導していくのかという問題であり、これは早急に議論されなければならない。各「系」の基礎である専門基礎4科目が修得できない限り、それぞれの「系」のより専門的な諸科目の履修ができないため、学生によっては、基礎の修得で躓いたまま、ずっとその先の科目群も履修できないことが懸念され、そうした場合には履修の偏りや滞りが生じうる。こうした学生へのフォローアップの具体的な方策が必要とされる。

政治経済学部コミュニティ政策学科

[現状の説明] 学科の教育目標

コミュニティ政策学科は、地方分権化の時代の到来をふまえ、地方自治の明確な理念をもち、その理念の実現と展開への知識と技能をもつ新しい担い手を養成すべく、地方分権一括法が施行された2000年に設立された。現在期待されている、地方の特色ある政治経済活動は、ひとり地方公務員のみが担うべきものではなく、「官」と「民」すなわち役所と住民の共同の作業である。この共同の場をコミュニティ政策学科では「まち」と呼び、官民を問わずこのような「まちづくり」に情熱を傾ける人材の教育を目的としている。学科設立当初は「政策」という言葉からただちに連想されるような、地方行政庁において働く公務員の育成という点にとらわれがちであった。しかし、その後「政策」という言葉を広く取り、学科の目的を「まちづくり」とすることにより、行政ばかりでなく経済活動の面でも広く地域社会に貢献する人材育成を目指す学科となった。これは学校教育法第52条にある「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」こと、及び大学設置基準法第19条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力」を培うという目的にも合致している。

カリキュラムの体系性

<演習科目の編成方針>

演習科目における本学科独自のものとして、高・大接続にも関わる「予備演習(2単位)」がある。これは入学直後から2年次の「専門演習」への移行期間の導入教育を中心とする必修科目(2単位)であり、教員は、新入生が大学生活に適應できるよう、基礎学力の向上を図るととともに、キャンパス生活全般にわたる個別相談を受け、1年次の終わりにはそれぞれの学生が自己の関心を定め、2年次の「専門演習」を適正に選択できるよう導く。続いて3年次に、原則として「専門演習」と同一の教員の指導下で、テーマを絞り込み、「卒業研究(2単位)」として研究レポートを作成する。また、4年次に「卒業

論文」を選択した学生は「卒業研究」の担当教員が卒業論文作成の指導に当たり、完成後、複数の教員による審査を経て、学科会が単位の授与を決定している。こうして全ての学生は、1年次から3年次までの3年間、必修科目としていずれかの演習に所属し、およそ学生約10名あたり1名の教員の担当という少人数の環境の中で、きめ細かな指導を受けることができる。

このような通年の指導体制と、下記の多様な科目群により、学生が自らの関心と目的に従って履修を組み立てていけるよう配慮がなされている。

< 講義科目の編成方針 >

専門科目では、まず1年次に「法学」、「政治学」及び「経済学」などを学ぶ。これらの学習を通じ専門領域を深めるための基礎知識と応用力を習得した後は、学生が自らの関心と必要に応じて、何れの系統の学科目群からも自由に学習できる選択肢を用意している。また「キリスト教教育」の項で叙述のとおり、大学生活も半ばを過ぎた3年次に必修の「キリスト教社会倫理」を受講することにより、社会人としての倫理観を身につける機会がある。

「専門科目群」は、その内容により「共通専門科目」「行政系統」「経営系統」「コミュニケーション系統」及び「関連科目」に分かれている。そのうち「行政系統」「経営系統」「コミュニケーション系統」については2005年度まで「コミュニティ行政系統」「コミュニティ経営系統」「コミュニティ情報系統」という呼称であった。しかし、煩瑣であることと、「コミュニティ情報系統」は情報に限らず広くコミュニケーション全般を扱う目的であることを考慮して、2006年度から上記のように系統の名称を変更した。

「共通専門科目」中の選択科目としては、「まちづくり学」「経営学」「簿記」「NPO・NGO論(非営利組織)」「地域経済学」「コミュニケーション論」「社会学」「地域社会論」があり、各科目が、本学科の専門科目をより深く理解するための基礎的科目となっている。

「行政系統」は、将来、地方自治体などの行政機関で働くことを志望する学生のために編成されており、法律関連科目としては、「憲法(人権)」「行政法」「地方自治法」など、政治関連科目としては「公共政策論」「政策評価論」「環境政策論」など、地方自治体関連として、「地方自治論」「地方財政」「地域福祉」「リスク対策論」などがある。

「経営系統」は、主として実業界で働くことを志望する学生のために編成されており、経済関連科目としては、「日本経済論」「日本産業論」「管理学」「商業経営論」「コミュニティ・ビジネス論」など、法律関連科目として「民法(A・B・C)」「商法(A・B)」「税法(A・B)」がある。そのほかに、秘書実務士などを志望する学生のために、「秘書学概論」「秘書実務」なども設けられている。

「コミュニケーション系統」は、将来、情報関連の知識を活かして仕事をすることを希望する学生を対象とするだけでなく、高度の情報知識を獲得して高等学校教諭一種免

許状（情報）を得ようとする学生をも対象としている。高等学校教諭一種免許（情報）に関連する科目としては、「情報処理論」「情報システム論」「情報検索演習」などがあり、情報に関連するその他の科目としては、「情報リスク論」「マルチメディア論」「情報と職業」「人間関係論」「社会心理学」「マスコミュニケーション論」などがある。更に「情報倫理」という科目によってIT化社会におけるモラルを学ぶ機会があることは、学校教育法52条にある「知的、道徳的及び応用的能力の展開」とう目的に合致しているといえよう。

これら行政、経営、コミュニケーションの三つの系統の多様な専門科目群と通年制の指導体制により、様々な領域で地域の活性化に貢献しうる人材の育成を目指している。

【点検・評価】 コミュニティ政策学科は2005年度より、情報科教員免許の取得が可能となる情報教職課程の認可を得た。しかし、これは単に情報科教員の養成にのみとどまるものではなく、更に深化を遂げる情報社会に対し、コミュニティ成員の基本であるコミュニケーションの深化にとって必要不可欠なIT関連の授業でもある。このため技術のみでなく情報倫理や、情報に対するあるべき姿勢をも十分に教育できるような体制を整えつつある。

また学科専門科目の構成については、3つのコース例が学生に示されている。これらの内容が十分適切な形で学生に伝達されているかという事を更に検討を加えてゆく。また各科目を精査し、時間割との関係でも、必ずしも十分に履修しやすい状態ではない点がある。この点については、学生に対する十分な履修指導を全教員が一丸となって更に進めることにより、学生にとり大きな助力をする事ができたが、この方針を継続していきたい。

【課題・方策】 「まちづくり」の概念は学科教育目標にとってきわめて重要であるが、卒業生の全てが必ずしも、まちづくりにのみ関わるわけではない。コミュニティ政策学科の卒業生の進路として民間会社等に就職する現状も踏まえ、専門科目を増やすことも含め、最新の学問体系をめざして適宜再編成を考えたい。また教職課程履修者が資格取得目的にのみ陥らないよう配慮し、さらに全体の基礎学力アップにも一層力を傾注する必要がある。大学全体の教育理念と、学科の指導体制の一致を更に進めていくことが必要である。

人文学部欧米文化学科

【現状の説明】 学科の教育目標

欧米文化学科は、学科の設置理念に「あたかも心臓が血流をもって生命体を生かすように、学校法人聖学院の内的要求である」と謳われるとおり、「時代の趨勢である国際化に対処し、プロテスタント・キリスト教の伝統の精神及び文化を継承しつつ、それを研究・教育する」ことを目的に創設された。欧米の文化価値を正しく理解し共有することにより、国際社会の一員としての責任を果たすことは、我が国の国際的課題であり、それを担う人材を養成することが本学科に求められている。それゆえ本学科の教育目標は、

大学の理念と学科の設置理念に従って、ヨーロッパ及びアメリカの思想、歴史、芸術、言語を総合的に学習し、その教養をもって現代社会に貢献しうる学生を育てることである。

欧米文化に不可欠な要素の一つが「キリスト教文化」である故に、その精神的核心であるキリスト教の理解から欧米文化を探究し、またそのためのコミュニケーション能力を育成するべく、英語教育に特に力を入れて集中的に学習することが本学科に求められている。

カリキュラム編成の体系性と教育理念との適合性

本学科の専門科目はこうした学科の理念と教育目標のもとに編成されている。2006年度のカリキュラム改革で、「専門科目群」が、「基礎学」「哲学・思想」「歴史」「キリスト教」「文学」「文化・芸術」「言語」「上級外国語科目」「関連科目」「大学院共通科目」の10群に分けられた。2005年度以前のカリキュラムでは「思想文化」「生活文化」「言語文化」の3本柱を中心として、その上に「上級外国語科目」「関連科目」などが立てられていたが、新カリキュラムでは、「キリスト教」「歴史」「文化・芸術」群が新設され、これに多くの科目が新設された。「基礎学」には必修8単位、選択必修8単位、「哲学・思想」「歴史」「文学」には、特に基礎となる科目各4単位が必修科目として配置されている。

「基礎学」の必修科目は1年次生対象の「欧米文化入門」と3年次生対象の「キリスト教文化論A」及び「同B」である。「欧米文化入門」は学科の専任スタッフ十数名によって行われる「チェーンレクチャー」であり、1年次生に対して欧米文化に関する基本的知識を伝授し、2年次以降の専門的な学びの道案内の役割を果たすものである。また、3年次の「キリスト教文化学」は、近代の人間学の系譜に沿いつつ、キリスト教的人間観への視野を広げることを目的とするキリスト教科目（p.29参照）である。選択必修科目としては、「ヨーロッパ文化概論」「アメリカ文化概論」のいずれかを履修することが卒業要件となっている。

その他の授業科目は全て選択科目であるが、「基礎学」以外の専門科目のうち30科目以上の科目が1年次から履修できるようになっている。履修可能上限単位数と時間割が許せば、学生の進路、学問的動機に応じて早期のうちから専門科目を履修できる、いわゆる「楔形」構造である。

今回のカリキュラム改革で、「歴史」群には「古代地中海文明史」「東欧史」が、「キリスト教」群には「ピューリタニズム論」「キリスト教文化交流」「キリスト教死生観」が、また「文化・芸術」群には「ヨーロッパ演劇」「西洋建築史」などの科目が新設され、旧来の哲学・史学・文学科の枠組みを越えた新しい欧米文化学の模索がなされている。また上級英語の能力を専門的に磨くための科目や児童英語の教授資格を得るための科目も多数新設され、更に大学院における教育と有機的連関を保つために「大学院共通科目」

が設けられ、大学院生と一緒に「欧米文化特論」や高度な文献講読、古典語の授業科目を履修する道も開かれた。

【点検・評価】 欧米文化学科は、学科の設置理念にもある通り、大学の理念を具現化するに最も相応しく、またそれが期待される学科である。設置理念では「キリスト教文化」とその精神的核である「キリスト教」を探究すること、国際的趨勢に鑑みて英語教育に力を注ぐことが謳われているが、本学科のカリキュラムにはそれが具現されているといえる。2006年度のカリキュラム改革において「キリスト教」群が新設されたこと、また児童英語に対する社会的要求にも応え、その資格取得のための科目を新設したこと、英語教授者に相応しい語学力を育成するための「上級外国語科目」を充実させたことは、まさに学科設置の理念に立ち返り、その理想に一步近づくための営みである。

本学科は、グローバリゼーションが進展する現代世界にあって、文化の多様性を尊重しながら、人類に共通に妥当する普遍的な文化価値を見出すという焦眉の課題を教育目的に掲げている。欧米文化学科は、文字通りヨーロッパならびにアメリカの文化の諸相を学ぶ学科であるが、そこには「自由・民主主義・人権」という欧米的文化価値が、単にヨーロッパやアメリカにのみ妥当するものではなく、全人類にとって共通に価値のある文化遺産であるとの認識が根底にある。こうした認識は、教育基本法第52条に明記されている「深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」という教育理念に合致するものである。

カリキュラムにおいては、前述の通り、1年次生は「基礎科目群」「教養科目群」の科目を履修すると同時に、専門科目「基礎学」に属する「欧米文化入門」を必修科目として履修する。専門科目群の科目はこうした基礎科目を学び終えた学生が履修することになる。また「ヨーロッパ文化概論」「アメリカ文化概論」は、いずれかをすべての学生が履修する選択必修科目である。このように、本学科のカリキュラムにおいては、学生は基礎知識を広く学ぶことから、深い専門的知識の修得、更には上級の能力開発へと段階を追って体系的に学ぶことになる。これは、学校教育法52条と大学設置基準第19条の謳う「広い知識」とともに「深く専門の学芸」を「体系的に」教授研究するという要求を満たすものである。

また、欧米文化学科の基本的コンセプトは、(1)ヒューマニティ (Humanity) (2)コミュニケーション (Communication) (3)グローバル・マインド (Global Mind) をキーワードとする三つの円環の重層的構造として示され得る。このことを鑑みて、カリキュラムは、欧米文化の諸相について多角的に学修できるよう、重層的かつ柔軟に編成されている。「基礎学」以外の専門科目を早期から履修可能にしたこと、選択科目として配置したことは、学生の学力や関心の多様化に応じて、学生が自己の興味や人生設計に応じて自由に履修計画が立てられるよう配慮したものである。キリスト教について深く学び大学院に進む者、英語の能力を高度に磨き教職に就く者など、進路に応じた「専攻にかかわ

る専門の学芸」が「応用的能力」として一層充実して教授されるようになった。
またキリスト教が、宗教としてのみならず欧米文化に様々な精神的、文化的影響を与えたことは言うまでもなく、本学科の学生が、「倫理学」やキリスト教について深く学ぶことを通じて、「道徳的」に啓発され、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という大学設置基準第 19 条の要求に応えることは明白である。

【課題・方策】 欧米文化学科では、ヨーロッパ文化の本質に触れ、理解する力を養成することを通じて、各自の関心に応じて、歴史、思想、文学、文化、言語、いずれの視点からもヨーロッパ研究とアメリカ研究を選択し、比較や関連づけを通して学びを深めることができるよう授業科目が開講されている。2006 年度のカリキュラム改革によって、従前の、休講状態にあるいくつかの科目が真に学科に不可欠なものか否かを検討する必要性、語学離れと語学関係の科目の充実という 2 方向の要求に応え、専門的応用能力を磨くことを望む学生とその他の学生の双方に対応するカリキュラムを編成する必要性、という 2 つの課題が解決された。

しかし、基礎から専門へと段階的に進むと同時に、殆どすべての専門科目が選択科目になった今回のカリキュラム改革は、また留意点をも含んでいる。学生が自己の時間割の都合だけから無節操に科目を選択することになると、「幅広い教養」は身についても系統的な学修が疎かになり体系性を失ってしまうという危険性である。これについては、本学科の教育理念をより一層具現化するために、1 年次からの基盤となる科目と専門科目とを有機的に関連づけることが課題となる。2006 年度入学生が 2 年次を迎える 2007 年度春には、個別的な履修指導を徹底して、緻密な履修計画を立てさせる予定である。時間割が重なってしまって履修しにくいという技術的問題の解決に加えて、各専門領域を踏まえた履修モデルの提示を含め、履修ガイダンスの徹底やきめ細かい履修指導を行うことにしている。

人文学部日本文化学科

【現状の説明】 学科の教育目標

日本文化学科は、本学の理念ならびに学科設立の目的に沿って、我が国の文化を総合的に広くかつ深く学び、豊かな教養と人間性をもった市民の育成を目指している。と同時に今日のグローバル化する世界の中で、自国の文化の特色を自覚しつつも他国の文化を等しく尊重し理解しながら、文化交流に資することのできる真の教養人の育成を課題とする。これらは学校教育法第 52 条の「学術の中心として広く知識を授ける」こと、また、大学設置基準第 19 条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力」の育成に合致し、具現化するものである。

カリキュラム編成の考え方

この学科の教育目標を達成すべく本学科は次のような方針のもとにカリキュラム編

成を行っている。1998年学科開設当初は教育研究領域を文学・文化・言語の3系統に大別して組織していたが、2002年に日本文化の更なる総合的研究を目指し、「言語/比較文化/文学/歴史・思想/文化」という5系統の柱を立て、分野ごとに体系的に段階を追って学びの深化を図るべく、カリキュラム改定を図った。その際各自の関心にしたがって、幅広く総合的に文化の諸相を捉えることができるように、コース制をとらず、履修上の制約を極力抑えた。

学年ごとの科目配当についてその体系と特長を述べると、1年次には日本文化学科独自の科目として「ライフデザイン・良く生きるA」「ライフデザイン・良く生きるB」を必修科目として配置し、各自が自分の人生設計を意識しながらキャンパスライフをデザインして、豊かで有意義な大学生活を実現するための導入教育をなしている。また高等教育の成果を挙げる為には、読解力や表現力、更に論理的な思考能力という基礎的な力を養うことが必要と考え、1年次から2年次春学期までの3セメスターに亘り「基礎教育入門(書き方)」「日本語表現法」「同」の科目を設定し、他者の考えを理解し、自分の見解を筋道立てて表現できる力の育成に力を注いでいる。また論理性を育て、それを口頭言語で伝達する能力を育成するために、基礎教育入門の「話し方」の他に「日本語表現法(ディベート)」を用意している。このほか1年次には専門基礎となる科目(日本語学概説・日本文学概説・日本史概説・日本語教育概論・古典読解AB・日本思想入門・日本文化入門・日本文化史・相関文化)を配置し、それぞれの関心とその後の専攻を考えて、10単位の選択必修を行い、2年次以降の専門教育への動機付けと道案内の役割を果たしている。

2年次には後に詳述する5系統に配置された専門科目の学びに入り、2年次後半から始まる演習科目によって学問研究の方法論を身に着けていく。3年次には各分野に「特殊講義」を選択必修として配置し、専門性を深める。4年次にはそれまでの学びの総合・集大成をはかり、研究方法の習得を目指し、卒業論文に取り組ませる。卒論は必修科目でないのもので、それを取らないものには修了科目として配置されている「日本文化総論A」「同B」の履修によって、大学での学びの集大成を図るよう指導している。

この段階的学修をさらに補完し、充実させるため、学科の指導理念として「表現」と「体験」を掲げ、上記5系統の科目群のほかに「伝統芸能」「伝統工芸」「身体表現」「文芸(創作)」「企画制作」「放送文化」「ナレーション」などの応用科目を設置し、専門の学芸の教授が単なる机上の空論に止まらないよう、また習得した知識が体験によって一層深められ、応用力を育成することができるように科目設定に注意を払っている。

カリキュラム編成の体系性と教育理念の適合性

日本文化学科は、先に述べたように5系統に分類して専門科目を配置し、各方面から日本文化にアプローチできるようなカリキュラム構成を取っている。

「言語」系統は、日本語教師養成課程に必要な日本語学・日本語教育関係の科目（日本語学 文法・同 音声・音韻・日本語教授法講義・日本語教授法演習・日本語教育実習）を中心に、言語学関係科目（言語学概論・対照言語学・言語文化論）等が位置づけられている。その際欧米文化学科の協力を得て、東北アジアの国々だけでなく、欧米諸国の人たちにも適応できるように、科目の充実を図っている（心理言語学・言語習得理論）。

「比較文化」系統は「比較文学」「比較宗教学」等のほかに日本文学に影響を与えた中国文学や、「文化交流史（アジアと日本）」「同（欧米と日本）」などを学び、「海外文化交流研修」や「韓国文化演習」等によって、実際に海外に渡航し、異文化に触れる機会を提供している。

「文学」系統科目としては、古代から現代にいたる各時代の文学史、作品と作家に関する研究と批評、児童文学やキリスト教と日本文学についての科目等が置かれている。

「歴史・思想」系統はさらに歴史と思想に大別できる。歴史は、古代から現代に至る歴史を概観する科目に加え、文化や社会との関わりを追求する科目も設けている。思想は神道・国学・儒教・仏教・キリスト、それぞれについて学ぶ科目や女性学が配置されている。

「文化」系統は、演劇・映像・美術・音楽等の各分野についての科目のほかに、ポップカルチャー、子どもと文化など若者や児童文化に関わる科目や、民俗学関係の科目も配置されている。

【点検・評価】 本学科は女子聖学院短期大学国文科の改組転換によって創設されたので、専任教員が文学に偏っていた。その後各分野の充実を図り、教員の人数バランスを考慮して人事を行ってきた為、現在は言語2名、比較文化3名、文学3名、歴史・思想3名、文化2名、教職1名と、バランスのよい構成になった。

学生の履修に関しては、コース制や必修科目の縛りをあまり設けず、緩やかに専門性を追求する形態を取っている。その為、今まではあまりに偏った科目履修や、反対に時間割の都合によって脈絡のない科目の履修に走る学生が、まま見受けられた。「ライフデザイン・良く生きるA」「同B」は、この弊害を改善する上でも有効な役割を果たしている。授業の初めに、学科のカリキュラム編成の意図や、充実した学生生活を行っている上級生の体験を聴き、大学生活の方向付けをなすことにより、キャンパスライフを具体的にデザインし、目的意識を持って科目選択をすることが可能になったからである。今日、大学卒業後の社会生活を健全に思い描くことができず、所謂モラトリアム人間、或いはニートと言われる生き方を肯定し、選択する若者が増加して社会問題になっている。特に大学での専門教育が必ずしも職業に直結しない人文系の学部・学科では、高等教育が将来の生き方や職業選択とどのように切り結ばれるのか、そのイメージを入学段階から考え、意識改革を図ることが重要である。本講義は具体的には専任教員・キャリアサ

ポートセンターのスタッフや外部講師、卒業生・上級生のオムニバス授業によってなされ、学生が自らの人生を社会的に意義あるものとして設計していくことを目指すものである。また「良く生きる」為には、自己充足に止まらず、他者とともに歩む姿勢が欠かすことのできない要素であることもこの科目を通して考えさせていきたいと願っている。本科目は2005年度に開講したばかりであるので、授業シートを記述させ、学年末には1年次生全員に面談を行い、アンケート等を実施してさらなる改善を試みている。

また本学科では、学生の勉学意欲の向上と研究領域の拡大を狙い、主ゼミのほかに複数ゼミの履修を積極的に奨励している。主ゼミの担当者は「専門演習」から「卒業研究」・「卒業研究」の3セメスターに亘り受講生の研究テーマの継続的指導を行うほか、卒業までアドバイザーを兼任し、学生の個人的な生活指導の責任も担っている。このゼミ指導のあり方は、学生が研究テーマを一貫して追求できる利点に加えて、視野を広げ、複数教師の研究方法を学ぶことができるという点で、特に意欲的な学生の指導に効果を上げている。本学の卒業論文は必修科目ではないものの、4年間の学修の集大成として意欲的に取り組み、すぐれた成果を上げる学生も少なくない。

また応用科目の履修者は、実際の体験を通して、さまざまな文化の魅力に目が開かれ、あるいは作品を作り上げる喜びを経験して、講義科目と異なる学びの奥行きを知ることができる。その成果の一つは、アッセンブリアワーにおいて実演される「狂言祭」である。これは「伝統芸能」と「企画・制作」の履修者が、それぞれに協力し合い共同作業として企画を組み、広報活動をなし、実演することによって実現している催しである。このほか、日本文化学科には中国・韓国からの留学生が多数いる。その多くが本国と日本の架け橋になりたいと、日本語教員養成課程の履修を希望し勉学に勤しんでいる。日本語学校で行われる教育実習のときに、本学学生の熱心な指導を受け、その影響で本学を志望してきた留学生がいることもこの課程の教育成果があがっていることの証左となる。

また海外文化交流研修は、学科創設当初から継続して韓国で行ってきた。それに参加した学生の帰国後の要求で、第二外国語に韓国語が設置され、また後述する韓国啓明大と提携が実現したことも、このプログラムの成果である。

以上の学科内の活動に加えて人文学部の欧米文化学科と日本文化学科2つの学科の間に、内なるグローバリゼーションが現出していることも指摘できよう。具体的には、両学科共通の科目の開設であり、また、共催の形をとった講演や芸術、芸能関係者の公演の実施である。2つの学科がそれぞれ独自の探究を進めると共に、さらなる協同関係の進展が期待される。

〔課題・方策〕 本学の目指すキリスト教的人間観に基づいて自己の存在意味や他者の尊厳を知り、人間洞察を深めて、人生や生き方について真摯に考える学生が育っていることは本学の教育理念の達成として評価できよう。そして具体的な職業選択の場で国語科の教師ならび

に日本語教師として教育の業に携わることを志望する者が少なくない。しかしながら前者は採用試験の厳しさに阻まれその志を実現できる者が少ないことを報告せざるを得ないのが現状である。これからの本学科の課題は、そのような学生たちが所期の目的を達成して、本学で培った教育への理想と情熱を現実の教育現場で遺憾なく発揮できるための道備えと支援を行っていくことである。また後者については近年積極的に海外に留学し、異文化体験を通して海外に活躍の舞台を求める学生が育っており、海外の日本語学校に就職する者や大学院への進学を果たす者が増えている。それらの学生たちと密接な連絡を取り、日本語教師としての更なる教育力の向上を図り、同時に後輩たちに生の現場の状況を伝え、使命観や生きがいを分かち合える交流・交歓の場を組織化する方向で検討を進めている。

またここで韓国の啓明大学の「日本語日本文学科」との間で行っている学生交換研修プログラムについて言及すると、本学から啓明大学校への学生の研修は2006年度の時点で5年連続となる。これに対して2005年度春学期には、啓明大学校から28名の学生たちを本学に招き、一学期分に当たる5ヵ月間の「現地学期」教育を開始した。このプログラムは2006年度にはさらに33名の学生が参加して両大学の学生に豊かな文化理解と交流の場を齎し、成功を収めている。このことは、人文学部の理念の項で述べた内側（日本）から外側を見るという「日本文化学科」の視点を、啓明大学校の学生たちに体験させるという大胆な試みであったと捉えることも可能である。引き続きプログラムの改善をはかりながら継続する予定である。

人間福祉学部児童学科

[現状の説明] 学科の理念と教育目標

児童学科は、＜子ども＞（もしくは子どもに象徴される社会的弱者）の視点から人間社会の諸問題に対処しうる教養と考察力・判断力をもった市民、かつ＜保育・教育＞という営み（もしくは保育・教育に象徴される奉仕・育成的行為）を通じて人間社会に貢献しうる実践者を育てることを目的としている。この理念・目的に基づき、「専門科目群」においては「共通基本科目」をベースに「児童文化系統」「心理学系統」「教育学系統」「福祉・教育関連系統」及び「教育関連科目」「演習科目」を配備し、＜子ども＞を総合的にとらえる視点と方法を学ぶと同時に、具体的な＜保育・教育＞の諸問題に対応しうる考察力と行動力を修得するよう教育課程を調えている。これは学校教育法52条の理念である「広い知識と深い専門性」の教授に適うものであり、また、＜子ども＞を媒介項とする専門的知識と人間社会を支える教養の教授により、大学設置基準第19条にいうところの「豊かな人間性」を涵養せんとする目的に合致するものである。加えて、霊的次元の成熟を柱とする人間形成を掲げた本学のプロテスタント・キリスト教の理念に通じるものである。

なお、学科の理念・目的は、上記の教育課程を通して、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成を中心に、子どもと直接ないし間接的にかかわる職種や活動に携わる人を育てる形で具現化される。

カリキュラム編成の体系性と教育理念との適合性

学科の理念・目的を実現するべく、下記のとおりカリキュラムの体系を整え専門教育的授業科目を配備している。

1年次においては、人間の原点として<子ども>を多様な視点からとらえること、及び子どもが人として育ち人間社会に加入することの意味と要件を学ぶ基盤となるような専門的科目を配備し、本学の特色でもあるキリスト教科目と関連付けて、本学科がめざす人間像を示すようにしている。具体的には、全教員によってオムニバス形式で行われる「児童学概論」において各専門領域とその関係性を示し、「児童教育学」「児童心理学」「児童文化」「保育原理」など、<子ども>を総合的にとらえる上で基盤となる科目を設置し、広い視野から専門的な領域へ関心をもって入っていけるよう配慮している。同年次に開講される「キリスト教概論」と合わせて、保育者養成にとどまらない「豊かな人間性」の育成による人間社会への貢献という学科の目的を明らかにしている。

2年次からは、それぞれの希望・資質・能力に合わせて、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭（保幼・幼小・保幼小の取り方が可能）に必要となる科目を選んで履修するが、単なる資格取得に終わらないよう「キリスト教関連科目」（2年次選択必修）「キリスト教人間学」（3年次必修）などと重ねて常に<人間>学として子どものことを学ぶよう科目を設置している。また、法人内幼稚園（大学に併設）での観察実習を通して、1年次で習得した「子どもへのまなざし」を確認すると同時に、専門的知識や技能と現場との関係性が把握できるようにしている。

3年次からは保育士資格に関連する保育所及び施設での実習が行われるが、ここでは2年次及び3年次に履修した専門科目の実践化と応用が問われるので、事前事後の指導によって意識化と反省が十分行われるよう配慮している。また、小学校教諭を目指す者は、教科・教育に関する専門的科目を履修すると同時に、教員採用試験や教育実習の準備が必要となるので、それに応じて対策講座や事前指導によるサポートを用意している。並行して、2年次秋学期から4年次春学期まで続く「専門演習」「卒業研究」を通して、互いに学びあうことで教養と考察力・判断力をもって社会に出てからもみずから育てていける力を備えるよう配慮している。また、4年次には、保育所あるいは施設、幼稚園・小学校などの実習が置かれ、各人の方向性に合わせて修得した理論と実践の総括が行われると同時に、社会の入り口に立ち現場において社会人として試される好機となっている。

上記のような資格取得と関連性の深い専門的科目のほかに、各人の個性・関心に合わ

せた幅広い知識・教養と、子どもの傍らに在るべき大人としての人間的魅力を練磨すべく、多様な授業を選択できるように配備している。具体的には、「キリスト教幼児教育」「セラピー論」「絵本文化」「玩具文化」「英米児童文学」「ファンタジー論」などを開設、さらに帰国生の増加に応える「異文化間コミュニケーション」の授業や、小学校のブラスパンドの指導も目指した「合奏指導」なども設け、多種多様なニーズに応えうる教育者養成を企図している。これら幅広い授業科目の設置を通して、第52条で謳われた幅広い知識と専門性が培われ、学科の理念でもあるキリスト教的人間理解を基にした「豊かな人間形成」が生まれ、子ども及びその家族に対するよきパートナーとしての専門人を育てうると考えている。

【点検・評価】 児童学科は、設立当初の幼稚園教諭の養成に始まり、保育士に加えて2006年度より小学校教諭の養成をも担うこととなった。それは単なる資格取得の増加を意味しない。乳幼児から児童へ、更に思春期を経て大人へと人が育っていく過程をみずえて、人間の原点となる子どもの育ちを支援すると同時に、自らも子どもとともに育ち、よりよい人間社会の育成に積極的に関わっていけるような人材養成という目的がより明確になったと考える。上記のとおり、子どもの育ちと自らの育ちにキリスト教的人間観が裏打ちされる形で体系が調ってきている。

入学時から専門性及びそれを活かした職業に対する関心が深いので、その意識と意欲を活かしつつ、子どもの見方や専門人の役割などを根本から問い直し、真の意味での専門性の修得を目指すよう指導しており、その成果が現れるカリキュラムになっている。特に保育士・幼稚園教諭の養成にあたっては、現場に勤めた卒業生の話なども参考に改善を重ね、かなり厳しいハードルを設けて理論（講義科目）と実践（演習科目・実習科目）が重なりつつ積層していくように設置されている。ただ、小学校教諭の養成に関しては未知数であり、本人の希望のみならず資質や能力と照らして進路選択を指導し、頻出する現場の問題に対処しうる専門人を輩出していくことが課せられている。

【課題・方策】 資格取得のみが目的とならないよう、資格を活かして人間社会にどのように貢献するか、また、社会に出て子どもとともにどのように自らを育てていくか、カリキュラムの体系性と同時に背後にある意図を伝えていく必要がある。「児童学概論」や「キリスト教概論」など1年次の基盤科目で全体の体系を伝え、加えて各専門科目の講義の開始時に体系の中の位置づけを受講生に伝えるよう、学科として統一して実施していきたい。

小学校教諭養成に関しては、児童学科の前身である女子聖学院短期大学児童教育学科初等教育専攻の卒業生（現小学校教諭）に講演を依頼したり、1年次から現場経験者によるガイダンスを行ったりして対応しているが、今後も教育現場との関係を強めて学生の意識化を図っていきたい。また、幼稚園同様、法人の小学校を初めとする小学校関連のボランティア活動が既に行われているが、このような機会を多く設け、レポートや発表の形で指導と評価を与えていくことを検討する。

人間福祉学部人間福祉学科

[現状の説明] 学科の教育目標

本学科は、創設以来、広い意味での「福祉文化」の形成に寄与することを目的としており、その基本理念を、大学の理念との関わりにおいて、次のように位置づけて今日に至っている。「福祉(Welfare)は人間の根本欲求であり、人権の内容を規定すると同時に、社会の性格をも規定するものである。『人民の福祉が最高の法である』という格言は福祉の自覚と福祉社会の構築を産みだしてきたが、それは現代日本の社会的課題でもある。本学科は、この格言にあるピューリタニズムの伝統を継承している。」人間福祉学科は、この伝統を現代に生かすべく福祉文化溢れる福祉社会を目指す福祉の心を持つ専門人の養成を目標に、教養及び専門の人間福祉に関する教育課程を形成している。

カリキュラム編成の考え方

教育課程は基礎・教養諸科目に始まり、次第に専門科目に連続していく。専門科目は、共通基本科目、共通基礎科目/共通関連科目及び各学系科目群から構成されている。なお、1年次より、教養科目と並行して、専門科目の人間福祉総論や社会福祉原論といった総論部分が同時に履修でき、早期より福祉を学ぶ自覚を促すとともに、2年次からの本格的な専門科目履修へと進みやすく課程編成がなされている。専門課程へと入っていく学生たちは、学系科目群と表現されている三つの特色ある履修モデルに添って学びを進めていくことができる。人間福祉学を、生命・環境学系科目群、臨床社会心理学系科目群、社会福祉学系科目群に分け、より体系的かつ専門性を深めつつ教授できるように編成がなされている。それぞれのアプローチは、人間福祉の教育という上述理念によって統括されている。それぞれの履修モデルにおける特性に基づき、人間福祉理念を念頭に置いた応用力を養うべく、実験実習や演習も用意されている。このように学科教育課程は、学校教育法52条、大学設置基準19条に謳われている方向に添った形と内容を保持している。

カリキュラム編成の体系性と教育理念の適合性

広義の福祉としての「人間福祉」を目指す学科カリキュラムは、学科創設以来の理念に従い、福祉の心を持つ専門人としての福祉人を養うべく構成されている。専門科目は、前述の様に生命・環境学系科目群、臨床社会心理学系科目群、社会福祉学系科目群の三つに類型化され、学生はそれぞれ、この学系科目群を中心にして履修を進めることにより、人間福祉という「漠然としている」とも捉えられがちな領域の中で、その目指す専門領域を特定化しつつ体系性を持って学士課程の勉学を進めることができるようにカリキュラムの配慮がなされている。この履修モデルの設定により、学科理念が空論に終わることなく、具体化される道が築かれている。

「専攻に関する専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目は基本的に、教育

課程として文部省への設置認可申請に準拠している。福祉社会でこれから必要とされる福祉の人材養成のための教育活動が実施されているが、その福祉理解については、当学科の掲げる人間福祉という理念に照らし「心の通った福祉人」を育成する、言わば広義の福祉を念頭に置いた科目に基づいて教育がなされ、狭義の問題対応的な社会福祉のみに（それを包含するものの）限定されていない。

一方、国家試験受験資格を希望する学生（35%程度）に対しては、狭義の社会福祉専門諸科目にできるだけ集中して学習を進めることができるように、学生たちへの学習オリエンテーションとして、1年次後期から現場実習や国家試験対策の方法、履修に関する説明を行っている。このような指導も福祉の心を持った専門人の理念を逸脱するものではない。

上述した国家試験受験資格（社会福祉士・精神保健福祉士）に加え、認定心理士資格、高等学校福祉科教員資格さらには図書館司書・学校図書館司書教諭の資格取得も可能であり、それぞれについて意欲のある学生の取り組みが見られる。

このように、本学科では福祉社会、福祉文化の担い手として社会福祉の現場で働く専門職を養成するという具体的目標をも実現できるようにカリキュラムが構成されている。しかしそこでは、単なる専門人ではなく、人間としての豊かな教養をもった人材の育成を目的とすることが絶えず念頭に置かれている。

福祉文化の担い手であり、またその形成に寄与する単なる専門人ではない福祉人を養成するためには、社会福祉の現状と課題、対象者の生活実態と問題に関する専門的な知識・理解と、文化・社会・人間・環境に関する幅広い知識と理解、そして本学の建学の理念であるキリスト教の奉仕の精神を学ぶことが必要である。そこで本学科においては、社会福祉に関する専門科目と、文化・社会・人間・環境及びキリスト教に関する広範な科目群を配して、多角的観点から福祉の理念と文化及び社会福祉の実践について教授し、学習させる。

例示すれば必修科目である「社会福祉原論」では社会福祉の理念と歴史及び現状について、また「社会福祉援助技術総論」では社会福祉の援助技術についてそれぞれ概説し、「人間福祉総論」では多角的視点から福祉・文化・社会・人間・環境についての自発的学習を促すべく啓発的・問題提起的な講義を行う。さらに「キリスト教人間学」ではキリスト教の人間理解と奉仕の精神について学習させる等の総合的諸科目が重視されている。

以上、本学科の科目は、本学部・学科の理念・目的に一致しているとともに、人間福祉学としての体系を整え、学校教育法52条の「広い知識」及び「深い専門性」の教授、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」との目的に適合している。

【点検・評価】 本学の人間福祉学科には、他大学や他学科にはない特色ある科目が多く設定されているものの、それぞれの関連性や位置づけについて、学生への説明を注意深く行っている

にもかかわらず、学生たちが十分に理解していないという問題が依然として残っている。

また、社会福祉学系については、各福祉士の資格取得に必要な実習の適性にかかわる選考を2年次の秋に実施するため、資格取得を希望する編入生や転部・転科生を3年次から受け入れることが困難な現状等の問題は現在まで続いている。履修選考による意欲ある学生の発見と教育はそれなりの意味を持つが、生じる問題の改善をも射程に入れた対応が必要な時期にきている。

更に、本学科では、特に福祉人育成の応用面において、実習・実験・演習・講義と授業形態が多岐にわたっており、実験室やコンピュータ室などの特別教室やOHP・スライド・ビデオなどの設備が多用される傾向がある。これに対応する設備面の近年における急速な整備によってこのニーズに応えることができるようになってきており、効果を上げている。

【課題・方策】

学生が将来は福祉専門職に就くという自覚を持つよう、早期から福祉関連科目・演習を配置するようにカリキュラムの改定を進めている。さらに、履修指導によって、人間福祉学科の学生として望ましい知識と技能を身につけた学生が育成されるように努力している。すなわち、学生にカリキュラム編成の意図が理解されるよう十分な説明を行うとともに、1999年度から、教職員及び上級生による履修指導も取り入れ効果を上げている。このことは、毎年、新生には非常に好評であるので、これを履修モデル毎に強化する方策を検討しているが、この意図が学生に十分に伝わっているか否かの検証はなお課題である。

更に、専門演習（ゼミ）・社会福祉援助技術演習・各教科科目など、あらゆる機会を通して、これからの時代における福祉の重要性を自覚させ、学習意欲を起こさせることから始め、専門の学芸、知的、道徳的及び応用能力の展開を試みる必要がある。

このためには、目下実施している体験プログラムの充実や、福祉現場に携わっている専門家による特別講義などをさらに充実させることを企図している。

入学者の大部分が、時代を反映して、資格取得を目的としている。本来、到達必要条件であるべき資格取得が、十分条件になる危険、さらには必要条件にも到達できない学生も少なくない。中学高等学校時代から推薦入学等のみを経て、試験・テストといった関門を通った経験のない学生が増加している。残念ながら、そのよう学生を試験による試練に直面させることは困難な課題である。基礎学力の向上から始まり、生活習慣の改善までを含め、入学時の目的・目標と入学後の現実との落差を縮小させることも大きな課題である。

2) 幅広く深い教養と豊かな人間性

(1) 教育課程における基礎教育及び倫理性を培う教育の位置づけ

(A群:教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ)

[現状の説明] 大学で言う基礎教育とは、本来は「専門教育を受けるための基礎となる教育」を意味する。しかし昨今は、中等教育で習得済みであるはずの学力や教養を身につけずに大学に入学する学生が増加しているため、「専門教育のための基礎」はおろか教育全体の基礎を大学で学び直さなければならない、というのが現状である。本学では基礎教育には特に力を入れているが、2006年度には、更に基礎力の充実を目標にカリキュラム改革が行われた。

教育課程における基礎教育科目の単位数

	政治経済学部		人文学部		人間福祉学部	
	政治経済学 科	コミュニティ政策学 科	欧米文化学 科	日本文化学 科	児童学科	人間福祉学 科
基礎科目群	24	24	34	24	14	14
教養科目群	16	16	8	12	8	8
専門科目群 専門基礎科目	20	16	20	10	6	16
計	60	56	62	46	28	38

上記の表「教育課程における基礎教育科目の単位数」は、各学科の基礎科目群、教養科目群、専門科目群中の基礎科目の卒業要件単位数を示したものである。合計単位数は欧米文化学科では62単位、政治経済学科では60単位と卒業要件単位124単位の約5割を占めていることが分かる。外国語は演習科目に属し、その単位数は講義科目の2分の1に計算されるので、受講総授業時間数に占める基礎的科目の時間数の割合は更に上がることになる。多くの資格取得科目を配置しなければならない人間福祉学部ではその数字は低くなっているが、他の学科では基礎教育に極めて大きなウエイトが懸けられている。

「倫理性を培う教育」について、これを、ますますグローバル化が進む地球の一市民として、他者のことを配慮し、言語や風習を異にする他民族とも共存することの出来る人間性を育成する教育、と考えるなら、世界宗教としてのキリスト教的博愛精神はまさにこの意味での倫理性を涵養するに相応しいものである。聖学院大学はキリスト教大学であり、本学ではキリスト教を基礎とする人間教育が行われ、これが倫理性をも培うものであることは学部・学科の教育課程で既に(p.29参照)述べたとおりである。

また、「キリスト教教育」以外にも、「倫理学」(コミュニティ政策学科、欧米文化学科)「倫理学概論」(教職必修科目)「ライフデザイン・良く生きるA」「同 B」(日本文化学科)など、倫理ないしは倫理学をそれ自体として学問的に学ぶ科目が開設されている。また他に「家族社会学」「欧米家族文化」などの専門科目、更には人間福祉学科の福

社関連の専門科目では、倫理的課題やその周辺領域が取り扱われ、これらを通じて学生が間接的に倫理性を培うことが可能である。

【点検・評価】 基礎教育、倫理性を培う教育のいずれについても、【聖学院大学が掲げる目標】の鑑みて十分な配慮のなされたカリキュラムであると評価できる。基礎力の充実に力を傾注する余り、高度な学問的研究が疎かになっているのではないかと懸念されるほどであるが、他方で、一定レベル以上の専門科目を履修した学生を対象に、教育の総仕上げとして、問題を総合的、思索的、批判的に掘り下げて考える力を養うことを目標とした総合科目を4年次に設けたり、学科によっては大学院との共通科目を設置したりして、意欲のある学生には高水準の学問探究や外国語講読、古典語などの学修を可能にするなど、学力にも知的関心にもばらつきのある多様な学生の現状に応えるカリキュラム構造が実現している。

【課題・方策】 「知ること」はもちろん最初の重要な一歩ではあるが、その知識が内面化され、学生の血肉となり人格形成に与らなければ、真に倫理性を培う教育がなされたとはいえない。1年次から高年次まで継続的に配置されている「キリスト教教育」も、それが学生にとって単なる単位取得のための手段に終わってしまうのであれば、キリスト教的人格を形成するには至らないことになる。キリスト教センターを中心に、ボランティア活動など、さまざまな正課外教育の場が用意されているので、学生が、学問として学んだことを実際に実行する喜びを体験できるように、カリキュラムと正課外の活動を結びつけて単位化するシステムを検討する段階にきている。

(2) 一般教養的科目における幅広い判断力と人間性の涵養

(B群:一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性)

【現状の説明】 本学のカリキュラムにおける「一般教養的授業科目」のうち、とりわけ幅広い教養や総合的な判断力、人間性の涵養に関わるのは、主として「基礎科目群」に属するキリスト教関連の科目と「教養科目群」の科目である。前述(p.29)のごとく、キリスト教関連の科目には、必修の「キリスト教概論」(4単位)と選択必修の「キリスト教関連科目群」(4単位)があり、「教養科目群」の科目は、既述(p.31)の通り、各学科の専門科目のうち基礎となる科目を他学科学生に公開して履修させる選択必修科目である。

前者のキリスト教関連の科目には、前述一覧表(p.30)に示したような多彩な科目が用意されており、キリスト教との関連で教養を身につけることができるようになっている。

また後者の「教養科目群」には既述(p.31)のとおり、政治、経済、法律、思想、歴史、文学などの人文社会系の科目に加えて、人間福祉学部からは「生命の科学」「生理心理学 - 心と身体の科学 - 」などの自然科学関連の科目が提供されている。

本学の教養教育の特徴は、前記のキリスト教とその関連の科目を中心に据えたことと、

学部・学科の枠を越える「教養科目群」を編成して、全学生が互いに他学部・他学科の学問的基礎を学べるようにしたことである。

【点検・評価】 本学の理念に直結するキリスト教関連の科目の履修により、キリスト教が持つ深い精神性を培い、キリスト教の持つ文化的な豊かさを学ぶと同時に、学部・学科間の枠を越えて他学部ないし他学科が提供する学問的基礎を「教養科目」として学修することにより、東西の文化についてのバランスの良い知識を身につけ、現代社会の問題を初め、広く総合的な判断力を養うことの出来るカリキュラム構造になっていることは評価できる。これは大学設置基準第 19 条の謳う「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という教育的要請に適うものであり、聖学院大学が掲げる【到達目標】のをも充足するものである。

【課題・方策】 教育課程に新しい「教養科目群」が編成されたのは 2004 年度で、未だ 2 年余りしか経過していないので、現時点でその成果や問題点を論じることはできない。今後、問題点や課題が明らかになり、必要があれば、改善策を講じていく。

(3) 外国語能力の育成

(B群:外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性)

【現状の説明】 聖学院大学は、キリスト教大学として理念形成に努めてきたが、それを国際化という点から見ると、キリスト教という世界宗教の立場からの国際的な人材の育成を教育的使命としていると言えることができる。そこで本学では開学以来外国語教育には特に力が注がれてきた。その目標は、大学の理念 10 カ条の中に謳われているように、キリスト教精神に培われた幅広い教養と外国語でのコミュニケーション能力を身につけた国際人を養成することである。

本学における基礎教育としての外国語教育のカリキュラムは、上記の目標に掲げられた理念の実現を目指すべく設置されたものである。それは「英語」と「その他の外国語」から成るが、特に「英語」については、開学以来の学部・学科の増設ないしは分化、それに伴う学生の気質や能力の多様化、さらにはそれぞれの学科の専門教科との関係のゆえに、数回にわたる大改革を経て現在の姿になっている。

「英語」の授業は、開学当初は講読中心に行われていたが、1996 年に全学科共通のプログラム、Seigakuin English Program (SEP) が開始され、主として外国人教員が会話中心の授業「大学基礎英語」を担当することになった。他に日本人教員が「英語 LL (2004 年度からはシネマ・イングリッシュ)」、「英語リーディング」を担当した。また学生は入学時に全員が SLEP によるプレイスメント・テストを受け、いずれの科目も 5 段階程度の習熟度別クラスで学修することになった。これらは 1 年次生向けの必修科目で卒業要件単位数は合計 8 単位である。また 2 年次以上の学生向けに 3 コースの英語「アカデミック英語」「ビジネス英語」「カルチャー英語」が開設され、欧米文化学科の学生にはいず

れか2コースから8単位を選択必修として履修することが求められた。この体制が長く続いたが、2006年度に、以下のような方針のもとに大改革が行われた。

それは、従来、日本人教員と外国人教員とが、会話中心の授業と、シネマ・イングリッシュ及び講読という、別々のプログラムを担当してきたが、これを改め、統合化したプログラムE C A (English Communication Arts) を協議運営する。入学生の学力が多様化し、英語の一斉教育に無理が生じてきたこと、また人間福祉学部では、資格取得のための規定に一層の厳しさが加わり、英語の履修が時間割上極めて困難な状態になってきたことから、英語の卒業要件単位数を必修8単位から4単位に減ずる。その代わりに、「医療英語」など専門領域に関わる上級英語科目を設置して、力のある学生にはより高度な授業の受講を可能にする。このような事情は他学科にも存在するので、同様の改定については今後考慮する。欧米文化学科においては、英語力の一層の強化を行う。但し、必修単位は従来そのままとし、選択科目として多様なプログラムを設置して、4年間にわたる継続的な英語学習を可能にする。他学科の学生で英語をさらに学びたい者は、この選択科目を履修することができる、というものである。

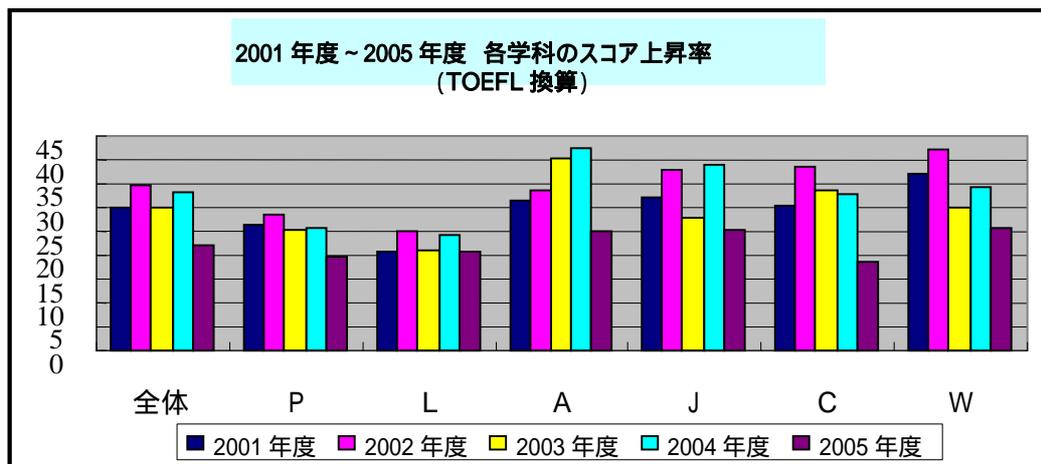
次に、「その他の外国語」については、開学当初は、フランス語、ドイツ語、中国語からの選択必修8単位であった。1992年度の人文学部(欧米文化学科1学科)の増設に伴ってスペイン語が追加され、欧米文化学科については、フランス語、ドイツ語、スペイン語からの選択必修となったが、1996年度からはスペイン語は選択必修科目から外れた。2000年度には、政治経済学部が2学科に分かれたのを機に欧米文化学科以外の5学科では、「その他の外国語」が選択科目となった。現在、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語、それに帰国学生及び留学生向けの日本語の6科目が開講されているが、こうした改定の結果、「その他の外国語」の各クラスでは、現在、履修者が大幅に減っている。

【点検・評価】 外国語教育においては能力別クラス編成、少人数制など、早期からきめ細かな配慮がなされ、改革を重ねて今日に至っており、効果を上げている点は評価できる。以下の2つの表は、全学生を対象に、入学時と比較して1年後に成績がどれだけ上昇したかをTOEFL換算値で学科別に表したものである。2004年度までは30点以上の成績上昇が見られ、試験形式に変更のあった2005年度にも全学平均で22.3点上昇した。成績の伸びが100点以上に及んだ学生も毎年25名から35名に及び、2005年度にも全体で72.9%の学生の成績が上昇している。

また、2006年度の大改革によって、念願であった日本人教員と外国人教員による共同運営が実現し、統一プログラムによって授業を行えるようになったことの意味は大きい。また、学部、学科の理念や目標に適合させるための大胆な改革を行い、一般学生の外国語科目の必修単位を減らす一方で、英語力を増強したいと望むすべての学科の学生に対して多様な選択科目を設置したことは評価できる。

2001年度から2005年度 SLEPテスト成績上昇率

各学科のスコア上昇率					
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
全体	30.0	34.8	30.1	33.2	22.3
P	26.4	28.7	25.2	25.6	19.5
L	20.8	25.0	21.0	24.3	20.7
A	31.3	33.7	40.3	42.5	25.1
J	32.3	37.7	27.7	38.8	25.2
C	30.3	38.5	33.7	32.8	18.4
W	37.1	42.1	30.0	34.2	25.7



ただし、ここで注意すべきことは、学修に積極的な学生にとっては良いカリキュラムであっても、消極的な学生にとっては、必修単位数減がそのまま外国語力の低下に繋がりがねないということである。その結果、大学全体の外国語能力の低下を招き、卒業後の活動に支障を来す恐れがあることも無視できない。外国語に止まらず、学生の学習意欲の向上を促すための配慮に一層の注意を傾注する必要がある。

上述のように、入学時に SLEP によるプレイスメント・テストを行って習熟度別のクラス編成を行ってきた。この結果によって、優秀な学生には特別クラスを設け、その反対に英語力が極端に劣る者に対してはリメディアル・コースを設け、さらに英語をほとんど学習せずに入学者向けには入門コースを設けてきた。こうした学力別クラス編成によって指導の効率が上がっていることは高く評価されるべきである。

能力別クラス編成において、成績評価が学生に不平等になりかねない、という問題も生じるが、この問題については本章第2節「成績評価」の項目で取り上げる。

【課題・方策】

必修英語科目の単位数を減らしたことによりどのような問題が生じてくるかを細かく観察して、問題が生じれば改善策を講じる必要がある。プレイスメント・テストにより学力や意欲のある学生を早期に発見し、各学科の専門領域にふさわしい上級英語の履修を奨励するとともに、外国語の学習に消極的な学生に対しては学習意欲を促す企画を工夫するなどして動機付けをする必要がある。海外研修への積極的参加を促すことも大

切である。

「その他の外国語」については、国際化、グローバル化の潮流を学生たちに認識させて、フランス語、ドイツ語のみならず、中国語、韓国語など東洋の外国語も含めて、外国語科目の履修を奨励する工夫が必要であろう。

(4) 専門教育・基礎・教養教育・外国語科目の量的配分

(B群:教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性)

【現状の説明】 本学のカリキュラムは、既述のとおり基礎科目群、教養科目群、専門科目群、総合科目群によって編成されており、基礎科目群と教養科目群の科目が概ね一般教養的科目に当たると言えよう。各学科の専門教育的科目、一般教育的科目、外国語科目の卒業要件単位数は以下の表「2006年度カリキュラムにおける専門教育的科目、一般教養的科目、外国語科目とその割合」に見る通りである。

2006年度カリキュラムにおける専門教育的科目、一般教養的科目、外国語科目とその割合

学部	学科	科目区分	卒業所要単位	卒業単位合計に対する割合	開講科目数	開講科目に対する割合
政治経済学部	政治経済学科	専門教育的科目	44	35.4%	153	57.5%
		一般教養的科目	28	22.6%	78	29.3%
		外国語科目	12	9.7%	35	13.2%
		上記または他学科より選択	40	32.3%	-	-
	小計		124	100.0%	266	100.0%
	コミュニティ政策学科	専門教育的科目	44	35.4%	198	63.7%
		一般教養的科目	28	22.6%	78	25.0%
		外国語科目	12	9.7%	35	11.3%
		上記または他学科より選択	40	32.3%	-	-
	小計		124	100.0%	311	100.0%
学部合計			-	-	-	577
人文学部	欧米文化学科	専門教育的科目	44	35.5%	193	63.7%
		一般教養的科目	20	16.1%	75	24.8%
		外国語科目	22	17.7%	35	11.5%
		上記または他学科より選択	38	30.7%	-	-
	小計		124	100.0%	303	100.0%
	日本文化学科	専門教育的科目	62	50.0%	194	62.8%
		一般教養的科目	24	19.4%	78	25.2%
		外国語科目	12	9.7%	37	12.0%
		上記または他学科より選択	26	20.9%	-	-
	小計		124	100.0%	309	100.0%
学部合計			-	-	-	612
人間福祉学部	児童学科	専門教育的科目	76	61.3%	188	64.6%
		一般教養的科目	18	14.5%	81	27.8%
		外国語科目	4	3.2%	22	7.6%
		上記または他学科より選択	26	21.0%	-	-
	小計		124	100.0%	291	100.0%
	人間福祉学科	専門教育的科目	78	62.9%	147	59.8%
		一般教養的科目	18	14.5%	77	31.3%
		外国語科目	4	3.2%	22	8.9%
		上記または他学科より選択	24	19.4%	-	-
	小計		124	100.0%	246	100.0%
学部合計			-	-	-	537

専門教育的科目: 学科専門科目 教職関連科目、資格科目(卒業要件外)を除外
 一般教養的科目: 基礎科目(語学除く)、教養科目 総合科目(卒業単位外)を除外
 外国語科目: 基礎科目(語学) 留学生向け日本語科目を含む

卒業要件単位数は全学的に124単位であるが、人間福祉学部2学科では専門教育的科目の単位数が多い反面、一般教養的科目・外国語科目の単位数が少ないなど、学科の特性に応じて、数値に開きが出ている。政治経済学科・コミュニティ政策学科では共に専門教育科目は44単位(35.4%)、一般教養的科目は28単位(22.6%)、外国語科目は12単位(9.7%)、欧米文化学科については、語学の習得が重視されるため、外国語科目は22単位(17.7%)と高くなっている。人間福祉学部の児童学科及び人間福祉学科は、資格取得志向が強いために、専門教育科目の単位数が児童学科では76単位(61.3%)、人間福祉学科では78単位(62.9%)と非常に高く、一方、外国語科目は4単位(3.2%)と低くなっている。

ところで、卒業要件総単位数の124単位から、これら諸群の要件単位数の合計を除いた単位数は、自由選択科目である。自由選択科目には、基礎科目群、教養科目群、専門科目群、他学部・他学科の専門科目群のいずれからも自由に履修して充当することができる。自由選択科目の単位数は、政治経済学部2学科は40単位(32.3%)、人文学部の欧米文化学科は38単位(30.7%)、人文学部日本文化学科及び人間福祉学部の児童学科は26単位(21.0%)、人間福祉学科は24単位(19.4%)となっている。これは、学科としてのそれぞれの科目群において最低限修得すべき単位数を設定し、それ以外についてはそれぞれの学生の興味と関心などにより自由に科目を選択できるように配慮した措置である。例えば、より専門を深めたい学生は自由選択枠を用いて専門科目を多く履修することが可能であり、また、副専攻的に他学科を含めた特定の分野の科目を多く履修することも可能である。さらには、教養を深めたい、より高度な語学を学びたいなど、それぞれの学生が自由に履修計画を立てられるよう配慮している。

したがって、個々の学生がどの科目群の科目を自由選択科目として履修するかによって、専門教育的科目、一般教育的科目、外国語科目の配分は異なってくることになる。

【点検・評価】 卒業要件単位数に占める各科目群の量的配分には、それぞれの学科の特性により相違が見られる。すなわち、人間福祉学部では専門に関連した資格取得の希望者が多いこともあり専門科目群の卒業要件単位数が多くなっているが、その他の学科ではリベラルアーツを指向し、専門科目群の卒業要件を少なくし専門基礎的科目の充実を図っている。また、自由選択枠を拡大することにより、学生の幅広い要望に対応できるカリキュラム構造をめざしている。人文学部欧米文化学科では語学の修得を重要視しているため、語学関係の卒業要件単位数が他学科に比較して多くなっている(詳細は、学科別教育課程の点検評価を参照のこと)。このように、学科の理念や教育目標に照らしてそれぞれ適切な量的配分がなされていると判断することができる。

ただし、この自由選択枠を学生がどのように利用するかにより、卒業要件単位数におけるそれぞれの科目群の比率は大きく変わる。自由選択枠として設定される単位数の学科による差は大きいですが、資格指向の高い人間福祉学部を除いては、拡大する方向にある。

こうした自由選択の部分設けることにより学生の選択裁量の範囲を拡大することは、目的意識を持った学生にとっては適した制度であると言える。しかし一方で、履修科目のかなりの部分を学生の選択に委ねてしまうことの是非も改めて問う必要がある。それが、学部・学科の理念や教育目標に照らして適切かつ妥当なものとなっている否かを、継続して検討しなければならない。また、履修における学生の裁量範囲の拡大は、履修科目の選択時における問題とも関わることになる。すなわち、自由裁量における履修科目の選択が、時間割上の都合に因ったり、単位の取得が容易であるという消極的な動機に依存したりする 경우가少なくないことである。この制度の理想とするところは、学生自身の学問的興味や関心、確固とした目的意識に裏打ちされた系統的な履修にあるが、現実には逆に作用することも否めない事実である。

〔課題・方策〕 自由選択科目については、学生が自由選択枠を用いてどのような科目を多く選択しているかという量的配分を注視していく必要がある。特定の科目や科目群に集中するような場合は、その理由を明確にし、次年度以降のカリキュラムに反映させていく必要がある。また、科目履修において学生の主体的な判断に資するよう、よりきめ細かな情報提供や啓蒙活動を行っていく必要がある。そのためには、系統履修が可能となる履修モデルの提示やガイダンスが重要になる。さらに、消極的な理由で学生に自由選択枠を用いさせないためには、科目間での成績評価のばらつきをなくす工夫や時間割作成の工夫を図る必要もある。前者については GPA 制度の充実が課題となるが、後者については授業時間帯における必修・選択科目の配置方法や開講科目数の粗密の改善など、検討すべき課題は多い。

(5) 基礎教育と教養教育の責任体制

(B群:基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況)

〔現状の説明〕 基礎教育及び教養教育と、学部の教育とが遊離した状態では、十分な学部教育の実績を上げることはできない。いわゆる大綱化以前の一般教育の失敗の一つの原因はここにあったと思われる。本学ではこの点に対する対策として、2003年度に、基礎科目及び教養科目を中心に、全学部共通の科目について検討する「基礎総合教育部会」を設置し、全学部・学科が教養教育を理解し協力する体制をとっている。以下に、「基礎総合教育部会」の組織体制及び機能について説明する。

この「基礎総合教育部会」は、基礎総合教育部長、基礎教育関係の委員会の長（語学教育委員会、日本語小委員会、コンピュータ情報ネットワーク委員会）、キリスト教関連科目の代表者（キリスト教センター委員会）、各学科長、教務部長、広報委員長、就職部長及びその他全学部共通な科目（司書課程、教職関連、生涯学習、体育関係）担当者により構成され、当部会において検討された議題は、その後全学教授会において決定される。

基礎教育に関する議題が各担当者からこの部会に提出されると、各担当者や学科の意見を反映させつつ全学的な見地からの調整がなされ、学科への議題内容理解の徹底が図られる。なお、語学、日本語及びコンピュータ関連の議題は、各学科から選ばれた委員により構成される委員会において予め検討される。

基礎科目群のうち、キリスト教関連の科目については、学部所属のチャプレンを通じて学科の意見をキリスト教センター委員会に反映させると同時に基礎総合部会において調整が図られる。また、教養科目については、主として学科の基礎科目を他学部及び学科に公開している関係上、その科目の内容及び担当教員については、その学科が責任を持つことになる。

【点検・評価】 「基礎総合教育部会」による、基礎科目・教養科目の運営は、責任の明確化及び各学部学科との関連という点で適切な運営体制であると評価できよう。特に、基礎科目担当者の意見の全学的な見地からの調整や、教養科目群の運営における責任の明確化という点で良好に機能していると思われる。ただし、「書き方」、「話し方」については外部の専門家に委託している関係上、年度の終わりに、学長、各部長、学科長などと外部講師との話し合いの場で、各学科の要望を伝えるなど、講義内容の調整を図るにとどめられている。

【課題・方策】 「書き方」、「話し方」など外部講師に委託している科目については特に、授業内容や運営方法に関して、学科と講師の意見交換の機会を多くする必要がある。そのため、学内に担当の組織を設けるなどの改善が必要とされよう。

組織的には、本委員会は、既述のとおり、各委員会、学科の枠を越えて、基礎、教養科目の運営について全学的に討議する必要性から 2003 年度に設置された組織であるので、例えばコンピュータや語学に関する技術的な教育内容については、それぞれ「コンピュータ情報ネットワーク委員会」「語学教育委員会」など専門の委員会で取り扱われており、「基礎総合教育部会」と「コンピュータ情報ネットワーク委員会」や「語学教育委員会」との関係、役割分担が必ずしも明確ではないことが問題である。基礎語学のあり方や大学の方針について責任的に議論する場としての「基礎総合教育部会」の責任と権限を一層明確にする必要がある。

(6) グローバル化、倫理性、コミュニケーション能力

(C群:グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ)

【現状の説明】 聖学院大学では、「グローバル化時代に対応させた教育」「倫理性を培う教育」「コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育」のいずれにも積極的な取り組みがなされているといえる。

まず、「グローバル化時代に対応させた教育」に関わるものとして、本学の外国語教育について既に (p.55) 述べ、「倫理性を培う教育」に関しては、キリスト教科目を初め

として、倫理学やその周辺の領域を扱う科目が開講されていることを述べた。また「コミュニケーション能力などのスキルの涵養」に関しては、「基礎科目群」の「基礎教育」において、文章力の向上を目指して「基礎教育入門(書き方)」が開講され、言葉による自己表現能力の向上を目的に「基礎教育入門(話し方)」が、さらにコンピュータによる書類の作成技術及び通信技術の習得のために「コンピュータ基礎A・B」を、それぞれ全学生対象の必修科目として開講していることを述べた。特にコンピュータ教育に関しては、「マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性」(p.143)にも詳説されている。

「外国語教育」「キリスト教教育」「コンピュータ教育」を支えるための組織も機能している。既述のとおり、常設の委員会として「語学教育委員会」、「キリスト教センター委員会」、「コンピュータ情報ネットワーク委員会」が毎月開かれ、他にキリスト教関連の授業を担当者の集まりも年に1度ずつ開催されて教育上の諸問題が論じられている。そこで本項目では、「グローバル化時代に対応させた教育」のうち、特に各学科で実施している海外研修について点検・評価をする。

政治経済学科主催の「オーストラリア環境スクール」、及びマレーシア国立大学における環境教育

政治経済学科では、グローバル化と地球的規模で加速する環境問題の深刻化に対応して、高い環境意識を持つ学生を育成するための二つの取り組みが行われている。

その第一は「オーストラリア環境スクール」の開設である。これは、オーストラリア・クィーンズランド大学(Queensland University)と学術提携をしている四日市大学環境情報学部の海外研修プログラムの一つに参加するものであり、「インディペンデント・スタディ」(2単位)として2004年度に開設された。2004年は8月15日~8月31日に開講、学生の参加者は1名、付き添い教員は1名であった。本スクールは隔年開講のため、2006年には8月20日~9月1日に開講、学生の参加者は3名、付き添い教員1名で実施する。

スクールの内容は、オーストラリアの自然・生態環境、クリーナープロダクション(環境負荷を最小限にすることを生産工程に入れる製造方式)についてそれぞれの専門の第一人者による講義と、関係のサイト(自然保護地、工場など)の見学で、他に類がないほど充実している。

第2の取り組みは、マレーシア国立大学において講じられた環境教育等に関する諸講義(森林管理学、森林水文学、日本近代化概論)とその成果を、本学教養科目「環境学」及び政治経済学科専門科目「環境保全論」中の「地球環境問題の現状」を扱う部分において、特に「熱帯林の破壊問題」を紹介する講義に用いていることである。

日本文化学科「海外文化交流研修(アジア)」

学科創設の理念にグローバルな視点でわが国の文化を捉えなおすことを謳っている

日本文化学科では、「比較文化系統」という科目群を設置し、言語・歴史・思想等、東アジア（中国・韓国）や欧米諸国と日本文化との比較を行っている。その中でも特に「文化交流史（アジアと日本）」「文化交流史（欧米と日本）」などの科目に力を入れ、「海外文化交流研修（アジア）」や「韓国文化演習」等によって、実際に異文化に触れる機会を提供している。

「海外文化交流研修（アジア）」には、学科設立の翌年（1999年）から、毎年10～15名の学生が参加し、10日間の日程で韓国を訪れ、歴史や文化への理解を深めるとともに、現地の学生たちとの交流の機会をもち、ホームステイを行っている。このプログラムの参加者の中から、本学にも韓国語の講座を設けてほしいという声が上がリ、2000年度から第二外国語の中に韓国語が入ったことは特筆すべきことである。

また「海外文化交流研修（アジア）」のプログラムを介して、韓国啓明大学の「日本語日本文学科」との間に友好関係が深まり、新たな学生交換研修プログラムが実施されるようになった。その一つが「韓国文化演習」であり、三週間にわたる韓国語と韓国文化の研修に参加することにより、単位認定をしている。2004年度から毎年2～3名の学生の参加がある。

これに対して、既述のごとく、2005年度春学期には、啓明大学から28名の学生を本学に招き、一学期分に当たる5ヵ月間の「現地学期」教育を開始した。このプログラムは2006年度にはさらに33名の学生が参加する。このことは、人文学部の理念の項で述べた内側（日本）から外側を見るという「日本文化学科」の視点を、啓明大学の学生たちに体験させるという大胆な試みであったと捉えることも可能である。引き続きプログラムの改善を図りながら継続させていく。

児童学科「児童学海外研修」

国際化の進展に伴い、子どもの問題も、海外諸事情を勘案し、それらとの連環における学習が不可避とされる。本研修は、特に実地体験の機会を通して受講生の視野の拡大と深化をはかる目的で1999年より実施されている。2001年からはオーストラリアのフリントマス大学において、幼児教育の視点や方法、背景にある子ども観や文化的構造について身をもって学ぶようプログラムが組まれている。毎年20名から30名の受講生が4週間ホームステイの形で滞在し、密度の濃い学習および生活体験を積み、帰国後も参加者による報告会を行うなど、大きな成果を上げている。

人間福祉学科「北欧福祉研修」

人間福祉学科では、学科開設以来、福祉国家といわれる北欧のスウェーデンやデンマークにおける福祉の現場体験を行っている。例年3月に希望者が教員とともに、現地の福祉施設を訪問している。出発前に訪問国の概要、生活・習慣、福祉制度、日本との制度上の違い等の事前学習を数回行ない、現地では、単なる見学だけではなく、訪問先の

大学・官庁・施設等の担当者によるレクチャー、意見交換、あるいは、訪問先国の学生または日本人留学生等との交歓をしている。さらに帰国後は分担を決めてレポートを作成するとともに、アッセンブリアワーにおける報告会、学園祭における展示、オープンキャンパス時の学科紹介、さらにレポートを編集した報告書の作成等を行っている。

目的地、参加人数は以下のとおりである。

年 度	期 間	目 的 地	学生参加人数
第1回 1999年	2000年 3月20日～27日	イギリス:シェフィールド、 スウェーデン:ストックホルム、ソレンチューナ	10
第2回 2001年	2002年 3月6日～13日	コペンハーゲン、マルメ、オーデンセ	8
第3回 2002年	2003年 3月16日～24日	デンマーク	16
第4回 2003年	2004年 3月14日～21日	マルメ、コペンハーゲン	10
第5回 2004年	2005年 3月20日～27日	スウェーデン:マルメ (コペンハーゲン)	15
第6回 2005年	2006年 3月6日～13日	スウェーデン:エスレブ市 (コペンハーゲン)	15

なお、コミュニティ政策学科、欧米文化学科では現在は学科主体の海外研修は実施していない。欧米文化学科については、語学研修を希望する学生が多いので、国際センター（第3章第3節に記載）が企画する提携校への留学や短期語学研修への参加を促しており、引率を欧米文化学科の教員が担当するなど、国際センターとの連携を強めている。また、いずれの学科の海外研修も他学科の学生の参加を認めている。

【点検・評価】 「外国語教育」「キリスト教教育」「コンピュータ教育」は、いずれも、開学当初から本学で最も力を入れて教育に取り組んでいる分野であり、関連の科目は全学的教育の基礎的部分を構成し、その殆どが必修科目である。本学の学生が、国際人としての基礎教養として外国語やコンピュータによるコミュニケーション能力を涵養し、精神的にはキリスト教に基礎付けられたグローバルな倫理観を身につけられるよう、カリキュラム上の配慮がなされており、これは【聖学院大学が掲げる目標】に照らして十分に評価されるべきものである。また学科が主体となって企画する海外研修も、それぞれの学科の設立理念や専門分野に応じて、学生が深い学問的体験をすることができるように配慮され、文字通りグローバルな視点に立った教育機会が提供されているといえる。

【課題・方策】 「語学教育」「キリスト教教育」「コンピュータ教育」は、カリキュラム上の行き届いた配慮も、それが実際の授業で首尾よく運用されなければ、画餅に過ぎないことになる。「コンピュータ教育」については既述の通り e-learning を応用した方法により実施されているが、この方法で単位を取得するには忍耐力と精神力が必要で、コンピュータ習熟の必要性を主体的に受け止める学生が少ないと、全学生の単位修得には相当の困難を伴うことになる。2005年度春学期の場合、新入学生の単位取得率は52.3%である。それ以前も平均合格率は40～50%程度であった。この合格率の低迷は本学のコンピュータ教

育の毎年の課題であり、「コンピュータ情報ネットワーク委員会」も、総力をあげてこの問題に取り組み、単位未修得の学生をクラス・アドバイザーが呼び出し、習得を促したりしている。最近は高等学校で習得済みの学生も増えているので、ここ数年は合格率は徐々に上がってきている。その点では大学の労苦は軽減しつつあるが、今後、技量に大きな開きのある入学生の能力と関心に応じた授業内容を検討しなければならないなど、一層きめ細かな対応が迫られることになる。1年次必修の「コンピュータ基礎」では、大学の学修に必要なレポート作成能力やデータの扱いなど、どちらかといえば単純な技能の習得が目指される。一方で企業が必要とするコンピュータ能力は多様化してきているので、大学が社会に開かれた目を持つのであれば、そうした社会の情報化との接続をも配慮しなければならない。

(7) 企業家能力の涵養

(C群: 起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ)

【現状の説明】 起業家能力の涵養は、まちづくりを一つの教育目標とする政治経済学部コミュニティ政策学科で実施されている。コミュニティ政策学科では、そのための基礎知識として、「商法」、「民法」などの法律知識、簿記・会計能力の習得、マーケティング及び起業経営の方法など、起業する場合に必要な知識能力を学ぶことが出来るようにカリキュラム上の配慮がなされている。なおこの企業としての一般営利企業のほか、非営利企業の起業をも視野に入れ、「NPO・NGO論(非営利組織)」も開講されている。

【点検・評価】 起業する場合の必須知識として、法律面とともに会計面での教育課程上の位置付けはそれなりに機能している。また教室面などで比較的少人数のクラスが保たれているのは評価に値する。会計面では財務会計を中心とし、その基礎として簿記を置いているが、企業は必ずしも商業に限ったことではないので、製造業の起業などを考えた場合、工業簿記の内容が入っていない点には多少問題点が残る。また法的な面では、IT技術の発展に伴い、学科の情報教育関連の教職科目との連携を更に進める必要がある。

【課題・方策】 今後の最大の課題は、起業家的能力を養うために、学生が、いかにして総合的な思考力を高め、幅広い知識と体験を身につけられるかということである。このためには、教育課程そのものを充実させると共に、クラブ活動やNPO活動などを通じて学生が自主的に深めた経験を、授業科目やカリキュラムに関連付けられるような具体的教育内容を検討しなければならない。これについては長期的展望のもとに、演習科目の更なる充実などにより補っていく方法を考えたい。

(8) 学生の心身の健康保持のための教育的配慮

(C群: 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況)

【現状の説明】 学生の心身の健康の保持・増進を促すための教育課程上の配慮としては、スポーツの実習科目と、心身の健康に関する講義科目を挙げることができよう。

「スポーツ科目」は、「基礎科目」中の「基礎科目群」に属する、教職免許取得のための必修科目でもあるが、開講科目「健康・体力づくりA」「健康・体力づくりB」「生涯スポーツ実習A」「生涯スポーツ実習B」では、学生自身が実際に体を動かすことを学ばせながら、生涯にわたり健康に留意することの重要性を指導している。

また講義科目では、教養科目・総合科目としては「生命の科学」「生理心理学 心と身体の科学」「食の文化と健康」「救急指導論」などの科目が、専門科目としては、主として人間福祉学部、児童学科では児童の健康に関連して「小児保健」「精神保健」「健康科学」「小児栄養」「子どもの食生活」などの科目が、また人間福祉学部では「精神保健」「カウンセリング論」「コミュニティ心理学」「健康教育」「衛生学入門」「公衆衛生学」「環境衛生学」などの諸科目が配置されている。これらは各学科の専門科目として配当されている科目ではあるが、他学科の学生も自由選択科目として選択履修することが可能である。

【点検・評価】 学生の心身の健康の保持・増進を促すための科目は上記の通り開設されている。健康に関する実習科目は基礎科目に、また保育や福祉に関連して心身の健康について学ぶ科目は専門科目に位置付けられている。基礎科目は、学生が1・2年次の早い時期に、また人間福祉学部の専門科目は学年が進んでから履修するので、在学4年間を通じて全体的に、直接間接に健康という課題に接することが可能なカリキュラム構造にはなっている。しかし、学生が主体的に、健康の課題を自己の問題として受け止めないと、それは単に、資格取得や学科の専門的学修に終わってしまい、学生自身の心身の健康増進には繋がらない。一部の授業では、学生が生涯にわたって健康維持に関心を持てるような工夫がなされているが、そうした教育は現状では教員個人の資質に任せられており、組織的な取り組みがなされているとは言い難い。

【課題・方策】 健康は一生の宝である。しかも若く健康なときにはその重要性が意識されにくい。薬物や喫煙、飲酒に対する健康教育は学生部も熱心に行っているが、一般学生が健康問題を我が事として受け止め、生涯にわたって留意すべき問題であることを自覚するような指導、カリキュラム上の配慮を検討すべきであろう。スポーツ科目の履修を奨励することはもとより大切である。

また、近年の傾向として精神に問題を抱える学生も増えており、心の健康をテーマとする科目にこうした学生が出席すると、教員はその学生に配慮せざるを得なくなり、課題をあくまでも客観的・学問的に取り扱うことが難しくなるという問題も出てきている。心身の健康を扱う科目の教授内容は、それが個々の学生にとって内面化されなければ、

学生の健康の保持・増進に寄与しえないが、一方で、未成熟な履修者や心理的問題を抱えて自己を客観的に把握することが出来ない履修者に対して、精神を扱う科目をいかに教授するかという問題は、学問の根幹そのものにも関わるので、慎重に検討する必要があるといえよう。

技術的・間接的には、新入生が大学に入学した途端に不規則な生活に陥ってしまうことがないように、1年次の必修科目を毎日1時限に配置するなど、隠れた配慮をしているが、自己規律のできない学生は、そのために却ってその時間の授業に遅刻や欠席をしてしまうこともあり、学生の健康教育はカリキュラムのみならず、学生の生活指導とも連携を取りながら進めていかなければならない。

2 カリキュラムにおける高・大の接続

(A群: 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況)

本学では、入学生が高等学校の学習から大学の学修に円滑に移行するための措置を、入学前にも入学後にも様々に講じている。入学前には、4つのプログラム、AO入試を通してのレポート指導、「入学前準備教育」、併設の聖学院高校への出張講義、「サマースクール」、「入学前準備課題」を通してのレポート指導を行なっている。また入学後の新入生に対しては、履修指導、ガイダンス、フレッシュマン・オリエンテーション(F.O.)の実施(p.96 正課外教育の項目参照)、クラス・アドバイザー制度、オフィスアワー、大学教育を理解させるための入門的授業科目の設置、などがなされているが、本項目のカリキュラム上の配慮に関しては、の入学前準備課題の単位化との入学後の導入教育が特に重要であろう。

1) 入学前の指導

[現状の説明] AO入試を通してのレポート指導

AO入試は、「入試から始まる教育」という本学の入試に対する考え方を象徴する入試で、受験生一人一人の内に秘められた問題関心を引き出し、育て、表現する力をつけようとするものである。受験生に対する指導に関しては、受験生の人となりを良く理解している高等学校の教員とも連携を取りながら、個々の受験生に最も適した指導の仕方を工夫しており、合格判定が出る頃までにはかなり質の高いレポートが書けるようになっている。

「入学前準備教育」

「入学前準備教育」は、2000年から実施しているプログラムで、例年2月には「英・数・国」、「コンピュータ基礎A」、「英語集中講座」の3つのプログラムが、3月には「英・数・国」のプログラムが用意されてきた(2006年には3月にも「コンピュータ基礎A」

のクラスが開講された)。また、2004 年よりプレゼンテーション教育がカリキュラムに加えられた。自己紹介や今後の学生生活で取り組んでみたいことなどについて、OHPを利用して発表するもので、効果的なレジュメを用意して人前で話をする練習の場を提供している。

「英・数・国」の講座は、高等学校で学んだことを再確認し、また補うことを目指す講座であり、例年、全入学生の約 35%が受講する。「英語集中講座」は、1年次に必修となっている英語科目「ECA(English Communication Arts)」の導入となる講座である。さらに「コンピュータ基礎 A」は、1年次春学期の必修科目の単位を先取りして取得させるものである。

講師や運営は、2005 年 2 月までは、東進ハイスクール(予備校)に依頼したが、2005 年 3 月より本学で行っている(ただしビデオ受講は除く)。特に講師は本学より依頼した入学前準備教育指導の体験者で、本学の教育の趣旨を十分に理解し、意欲的にこの教育に取り組んでいる。

また、講習初日には各学科の教員がガイダンスを行なう他、上級生による相談を実施したり、運営スタッフによる 10 分程度の個別面談を行ったりして、受講に関する相談のみならず、入学後の過ごし方などの相談にも乗っている。

2002 年度以降は、一般入試合格手続き者も対象者に加えられ、毎年受講対象者の 5 割から 6 割が受講している状況である。

聖学院高等学校への出張講義

法人内の併設校である聖学院高等学校への出張講義は、土曜日に 3 年生を対象として開かれる総合学習の授業の一環として、「日本の課題、世界の課題への視点」という統一テーマのもとにオムニバス形式で実施されている。この講義の受講者で本学に進学した生徒に対しては、自由科目の 1 単位が与えられることになっており、2004 年度入学生 1 名、2005 年度入学生 3 名が単位認定を受けている。

「サマースクール」

「サマースクール」は 2005 年 8 月に「小論文講座」を試験的に開講する形で始まったもので、9 月には「小論文講座」に加えて、政経学部、人文学部、2 コースの「分野別講義」(各 4 コマ)も開講した。2006 年度は、「小論文講座」、「英語リスニング講座」、「分野別講義(政経学部、人文学部各 1 コース)を計 10 コース実施する。「小論文講座」、「英語リスニング講座」は受験対策も視野に入れた講座ではあるが、いずれも大学での学びにとっても不可欠な技能の習得を目指すものであり、特に「英語リスニング講座」は欧米文化学科に入学する生徒には是非体験して欲しい講座である。

また、「分野別講義」は、各学部の、専門分野の異なる教員によるオムニバス授業であるが、オープンキャンパスの体験授業(30 分)や高等学校での出張講義(通常 50 分)

とは異なり、70～90分の講義である。2005年度には政治経済学部は「選ぶ」、人文学部は「比べる」を、また、2006年度には政治経済学部は「金(カネ)の力、人の力」、人文学部は「旅」を統一テーマとして、各専門分野の学びの基礎についての講義を行なう。

「入学前準備課題」を通してのレポート指導

AO入試のみならず推薦入試、自己表現入試など12月までに合格が決定した受験生に対して、「入学前準備課題」の提出を求めている。欧米文化学科では、1回の面談指導と、2～3回の郵便のやり取りによる添削指導を実施している。そして、2004年度以降、「レポート作成法」(1単位)という科目を開設して更に指導を継続し、単位認定を希望する学生が単位を取得できるようにしている。

【点検・評価】
【課題・方策】

高等学校における学習と大学での学問研究の橋渡しとしての出張講義、体験講義、入学試験、入学前準備教育は、全体として成果を収めていると言える。

入学前準備教育()の場合、期間中に受講者の個人面談を実施しており、それによって変化する高校生の気質とニーズにいち早く対応することにも成功している。受講者は全入学者の約35%程度であるが、入学者の中には地方からの入学者や留学生も含まれていることを考慮すると、強制力のない講座としては、かなり高い比率であると考えられ、この比率の高さからも、この講座が入学予定者のニーズに合ったものであることが証明される。

しかし、入学後の学修に直接に繋がる講座を受講する入学予定者の比率は英語集中講座の場合には約5%、コンピュータ基礎の場合には6分の1に留まっている。特に「コンピュータ基礎」はそのまま必修科目の単位として認定されるので、講座の趣旨を更に周知徹底させなければならない。

入学前準備課題については、すでに単位化の実施から3年を経過しており、指導方法や成績評価のシステムも定着してきた。このような形で単位認定を受ける学生は、例年約80名程度であるが、1月以降の入学試験で合格し、入学前にレポートの書き方指導を受けるチャンスを得られなかった学生のためには、「レポート作成法B」という科目を用意して、入学後、1学期をかけて指導を受けられるように公平性を図っている。欧米文化学科以外の学科でも入学前準備課題を実施しているが、未だ単位認定はされていないので、喫緊の検討課題である。

併設の聖学院高等学校における出張講義は、高・大連携という考え方からも、幼稚園から大学院に至る学校法人の一貫教育という点からも、大事に育ててゆくべきものであろう。しかし、講義の担当者は年間で6名程度と限られており、多くの大学教員にはそのような講座が開かれているという認識も乏しいように思われる。また、聖学院高等学校の生徒たちも、総合学習の多岐にわたる科目の中からクラスを選択する際に、大学教員による出張講義の受講が大学での単位認定に繋がるという認識はないと言って良い。

大学、高等学校双方の更なる理解と周知への努力が必要である。また、併設の女子聖学院高等学校に対しても、同様の講座を企画、提案することが望まれる。

分野別講義や、オープンキャンパスでの体験講義は、大学教育への導入としては非常に良い試みであると思われるが、より実り多いものにするためには、単位認定の可能性を模索する時期に来ている。

更に、聖学院を開かれた大学とし、高等学校との更なる連携を図るためには高校生に向けて大学の授業を開放することも検討する時期に来ている。例えば、欧米文化学科では夏期休暇中に児童英語関係の科目の集中講義が開講されているので、一定の条件を充たした高校生に対して受講を認め、入学後に単位認定を行うことも可能なのではないだろうか。いずれにしても、高・大連携はまだ模索途上にあり、高校と大学が連携を取りながら、生徒・学生のニーズに応える努力を続けなければならない。

2) 入学後の指導

[現状の説明] 履修指導・ガイダンス

本章第2節に詳しく述べるように、新入生の履修指導は、教務課職員による学科別説明会、上級生による個別履修相談など、試行錯誤を繰り返しながら、きめ細かく行われている。履修登録は2005年度秋学期からWeb登録となった。

フレッシュマン・オリエンテーション(F・O.)の実施

1泊2日の合宿を実施して、新入生を大学の雰囲気や生活に早く慣れさせ、友人作りの機会を与えている。フレッシュマン・オリエンテーション(F・O.)については正課外教育の項目(p.96)に記述。

クラス・アドバイザー制度、オフィスアワー

学生数約10名を1名の教員が指導するアドバイザー制度が実施されている。アドバイザーは、学生一人ひとりの把握に努め、履修や奨学金受給の相談、休学や留学など学生の進退に関わる相談にも乗っている。また各教員は週2コマ分のオフィスアワーの時間帯(水曜日2時限のアッセンブリアワー+授業の空き時間1コマ)(アッセンブリアワーについてはp.93に叙述)を定期的に設け、これを学生に公表し、学生の個別相談にしている。アッセンブリアワーにも、1学期に2、3回、学生相談日を設け、クラス全員がアドバイザーの下に集まり、学生同士、学生と教員の意思疎通を図っている。学内に張り巡らされた光ケーブルを基幹とするコンピュータ・ネットワークを最大限に活用し、教職員と学生との間のコミュニケーションを進めている学科(コミュニティ政策学科)もある。

学年が進むと、クラス・アドバイザー制度は専門演習の教員に引き継がれる。専門演

習が始まる年次は学科によってまちまちであるが、概ね2年次秋学期、ないしは3年次である。演習では演習担当の教員が、履修学生の生活指導、就職指導などに当たっている。

各学科における導入教育

更に各学科では様々な仕方による個性的な導入教育が行われている。

コミュニティ政策学科では特に「予備演習(2単位)」を設け、必修科目として全学生に課している。これは、入学直後から2年次の「専門演習」への移行期間の導入教育を中心とするもので、教員は、新生が大学生活に適應できるように、基礎学力の向上を図ると共に、キャンパス生活全般にわたる個別相談を受け、1年次の終わりにはそれぞれの学生が自己の専門領域を見出し、2年次の「専門演習」を適正に選択できるよう指導している。

日本文化学科では、新生が高等教育に必要な読解力や表現力、更に論理的な思考能力という基礎的な力を養うことを目的に、「全学的教育」の項で既述した「書き方」「話し方」(p.31)の外に、「日本語表現法」「同」「日本語表現法(ディベート)」「同」が設定されている。

欧米文化学科、児童学科、人間福祉学科ではそれぞれ「欧米文化入門」「児童学総論」「人間福祉総論」を必修科目として設置し、学科教員全員によるオムニバス形式で入門的な授業を行ったり、学科に必要な基礎知識を確認したり、授業の受け方を指導したりして、学生が円滑に大学教育に慣れるような配慮をしている。また各学科とも、図書館の協力を得て図書館ツアーを企画し、図書館の利用法や文献検索の仕方を指導している。欧米文化学科では2006年度から「欧米文化入門」の授業内容に、ノートの取り方、スケジュール管理の仕方などの項目を加えた。

なお人間福祉学部では、2005年度までは、導入教育の一環として、「書き方」「話し方」2単位が入学後課せられていたが、2006年度からは、時間割上資格取得を目指す専門教育科目の履修を容易にするため、必修科目から外した。しかし、将来、「相談・援助」を業とする学生にとっては必須な知識、技能であることから、履修指導によって、1年次に限らず選択履修することを強力に勧めている。

【点検・評価】

新入学生が学修や生活の全般にわたって高等学校から大学への変化に早く慣れるための配慮は、カリキュラム上も、授業以外の様々な面でもきめ細かになされているといえる。それにも拘らず、例えば、履修説明会での説明を聞こうとしない、理解しようとしなない、要覧やシラバスを予め配布すれば当日持参しないとといった新入学生や、また2年次になってもノートの取り方が分からない、試験にどう備えたらよいか分からないと言う学生も少なからずあり、大学側の「面倒見の良さ」が学生の現状に追いつかない面も見られる。

その意味では、高等学校から大学への学修の円滑な移行を促すためには、カリキュラム上の配慮だけでは不十分であり、生活の隅々にわたる細やかな指導が必要であるといえる。

例えばノートの取り方一つについても、中学校や高等学校で教師の板書だけをそっくり書き写すことを指導され習慣づけられている学生に、ノートは自己の備忘のためのものであり工夫して自己流を確立すべきものであることを説いても、学生はどうしてもいかに分からず、「板書の仕方が悪い」として授業への不満を抱くようになってしまう。これは中学、高等学校の教育に問題があることの証左でもあるが、入学生の多様化に即した個別的な指導が必要である。2005年度には「ラーニングセンター」が設立され、学修方法などの個別相談に乗っているが、そうした制度を利用しようともせずに落ちこぼれていく学生は、退学する惧れのある学生でもある。自分で試行錯誤を重ねる意欲も習慣もなく、言われたことだけをしていれば良いという覇気のない学生にいかにして主体的な学修意欲を持たせるかが重要課題である。

〔課題・方策〕

英語のように学力別クラス編成をしている必修科目を別とすれば、多様な学力と学習態度の不特定の学生が履修する選択科目では、授業の照準をどこに合わせたら良いか迷うところである。文科系、社会系の授業では、日本史、世界史、古典文法などを履修していない学生が多いと授業が成り立たないので、学力の多様化が更に進むようなら、将来的には基礎力に関する一斉テストを実施して、学力不足の学生には補習を行うなどの措置も必要になろう。高等学校で学ぶべき科目が未履修であったり、履修しても全く力がついていないような学生には、生半可な応用よりも基礎からしっかりやり直させる方が、就職試験のためにも結局は近道であるかもしれない。

ところで、大学での新しい学習方法に適應するか否かは、何よりも学生の意欲に因るところ大である。基礎からの復習と相俟って、学生が、投げやりな人生を送らずに、自分を大切にするような教育、自己と「今」という時をかけがえのないものと感じ使命感をもって生きる教育、ある意味では一層自己に執着して主体性と積極性をもって生きるような教育がなされなければならないであろう。そうした主体性や積極性は、理屈よりも、教師のちょっとした褒め言葉や教師から見つめられているという感覚によって促されることもしばしばである。それはひいては超越的な者に見守られている、というキリスト教信仰に通じるものでもあるゆえに、礼拝の共通テーマを設定するキリスト教センターとも連携しつつ、全学的に学生を守り育てる体制を整える必要がある。

3 カリキュラムと国家試験

1) 人間福祉学科における国家試験の状況

(C群: 国家試験につながるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率)

【現状の説明】 聖学院大学においては、人間福祉学科に社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得できるカリキュラムが設定されている。学科開設以来の受験者数、合格者数及び合格率は以下の表の通りである。

年 度	社会福祉士			精神保健福祉士			合 計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
1998 年度 入学生	27	5	18.5%	17	7	41.2%	44	12	27.3%
1999 年度 入学生	21	4	19.0%	11	5	45.5%	32	9	28.1%
2000 年度 入学生	20	4	20.0%	8	3	37.5%	28	7	25.0%
2001 年度 入学生	16	1	6.3%	12	4	33.3%	28	5	17.9%
2002 年度 入学生	38	18	47.4%	5	4	80.0%	43	22	51.2%

(受験者及び合格者とも現役のみ)

受験者のほとんどが資格取得を希望して入学してくるが、卒業時の現状は上記の通りである。社会福祉士や精神保健福祉士の仕事内容を殆ど理解せずに、ただ資格を取得すれば就職に繋がると安易に考えている学生も少なくない。入試相談の段階から、この点については丁寧に説明している。更に、1年次のオリエンテーションや「人間福祉総論」、キャリアガイダンス等でも、進路について詳しく説明している。

【点検・評価】 年度ごとに合格率が低迷化している。受験者数も98年度入学生から2001年度入学生にかけて漸減している。2002年度入学生に対しては学科をあげて合格者を増やすべく努力をした結果、初めて20名以上の合格者を出すことができた。この年には受験者数も過去最高となり、合格率も全国平均を上回る結果となった。しかし、入学者数に対する受験者数・合格者数は満足のいくものではない。

【課題・方策】 中学校時代から推薦入試方式に慣れ、試験を経験せずに入学する学生も増加している。試験によって結果が出ることに恐れを抱き、尻込みをする学生も少なくない。学生の将来を考えると、資格取得の重要性を認識させ、まず、国家試験受験生を増やすこと、さらに厚生労働省の指導基準に沿う範囲でカリキュラムの改革を実施し、国家試験受験生を増やす試みを始めなければならない。

4 インターンシップ

1) 政治経済学科、コミュニティ政策学科、欧米文化学科におけるインターンシップの状況

(C群: インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性)

[現状の説明] インターンシップを導入しているのは政治経済学部2学科と欧米文化学科である。まず、政治経済学部2学科では、就労観や就職意識の醸成、企業が求める人材の把握、就職のミスマッチ解消のためインターンシップを導入し、春学期開講の「インターンシップⅠ(事前学習)」(2単位)を受講した上で、夏季休暇中に「インターンシップ(実習)」(2単位)として、民間企業、行政、非営利団体(NPO、NGO)などでの実習を行うことによって、合計4単位を認定している。在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を積極的に積む機会を学生たちに提示し、講義科目等での学習を実践的に活かしたり反省したりしながら将来設計を練り直すように促している。事前学習は下記12回の講義からなり、実習を円滑に行えるようビジネスマナーを身につけるとともに、グループで行う模擬企画プロジェクトを通じて、討論、提案書作成、発表方法を修得することを目標としている。実業家など外部講師の講演も取り入れ、働くことの意味、仕事の進め方などを学ぶ。また、書く力をつけるために、「インターンシップに期待すること」「模擬企画プロジェクトに参加して」「実業家の講演を聴いて」「インターンシップを受講して」というテーマでレポートを合計4回書かせている。

第1講義	インターンシップの目的とその効果/職業観と職業意識を磨く
第2講義	職業観育成へのプログラム
第3講義	自己理解と対人能力向上プログラム
第4講義	ビジネス意識向上プログラム
第5・6講義	ビジネスマナー演習
第7～10講義	模擬企画プロジェクト
第11講義	実業家による講演
第12講義	インターンシップに向けての心構え(価値観・目的意識の明確化)

インターンシップは就職活動の準備の意味もあり、実習先は原則として学生が探す。実際には、埼玉県などのインターンシップ情報を活用するとともに、教員及びキャリアサポートセンター職員が個別に実習先を確保することもある。実習期間は2週間。実習中は、毎日、実習ノートを作成し、実習先担当者に提出し、コメントと押印を受ける。

実習終了後に、実習ノート、出勤簿の確認、実習先担当者の実習評価、実習レポートの審査(A4サイズ横書きワープロ原稿(40文字×30行)4ページ程度)などが行われる。この審査に合格した者に「インターンシップ(実習)」2単位を与える。また、インターンシップⅠ(事前学習)の単位認定を受けていない学生が、事前に実習計画書を提出した上で、上記の条件を満し、合格した場合には「インターンシップ(自主活動)」2単位を与えている。

この科目は他学部の学生にも開放しており、意欲的な学生が多数受講している。2006年度の受講生総数は55名であり、その内他学部からの受講生は18名である。

欧米文化学科では、児童英語教育に関するインターンシップが実施されている。本学科では、2004 年秋学期より小学校英語指導者認定協議会（J-SHINE）の登録団体として「小学校英語指導者認定資格」の取得が可能となり、そのためのカリキュラムの一環として「児童英語教育インターンシップ」（必修科目 2 単位）及び「児童英語教育インターンシップ」（選択科目 2 単位）が設置されている。

これらのインターンシップはいずれも座学ではなく学外学習であり、学期中に 60 時間の実習を行っている。この実習に向けては、履修登録時にオリエンテーションを設け、事前に授業の内容を説明するとともに、質の高い英語指導者になるために小学校の教育現場で実習することの意義づけを理解させている。

実習先は、さいたま市内の公立小学校や公民館、及び東京都北区の小学校などであり、学生が自分の空き時間内に実習先を設定して、各学期中に 60 時間の実習を積み上げていくシステムである。各実習校では、教育委員会から派遣される外国人講師による授業の見学及びサポートを行い、実習生による授業研修も一定時間行われている。実習先の小学校の教育環境が一律ではなく、外国人講師の教育経験の差や、常時外国人講師が派遣されないなどの課題もあるが、全般的には実践的で有意義な実習が行われていると言える。

人間福祉学部の 2 学科では、資格取得に際して保育や介護の実習・施設実習での学外体験が行われているので、「インターンシップ」は導入していない。また日本文化学科では実施していない。

【点検・評価】 インターンシップは、学生が社会に出て働く意味を考えさせる機会として積極的に活用されている。在学中に学生が実際の社会と向き合う貴重な機会であり、アルバイト慣れした学生にとっても、アルバイトとは異なる緊張感のある就業体験を経験することの意義は大きく、企業や議員事務所、ボランティア組織などでのインターンシップは人間的成長を促すものとして大きな成果を上げている。これは聖学院大学が掲げる【到達目標】に該当する点で評価されるべきである。

他方で、学生は「インターンシップⅠ(事前学習)」の受講後に実習に出向くが、この制度についての受け入れ先の理解の度合いによってはその実習内容に差があることも浮かび上がってきた。参加学生の多くは、インターンシップ実習に概ね満足したと評価しているものの、途中で脱落する学生もあり、実習先の選定を含め本制度についての双方の事前認識と一層の相互理解が必要である。

欧米文化学科の児童英語教育インターンシップについては、実習先の受け入れ態勢の教育環境によって、特に小学校英語の導入への取り組み方や外国人講師の問題などで実習内容が左右されてしまう点が指摘される。こうした状況の中でも、インターンシップ参加者が、これまで主として本学科内の児童英語サークルの意欲的な学生が中心となっていることにも因り、実習先からは概ね高い評価を受けている。

【課題・方策】 政治経済学部の実習は、その実習の多くを夏休み期間中に行っている。そのため、どうしても学生と実習先との実際のやり取りの詳細については、実習終了後のレポートの提出を待たねばならない。今後、実習途中での脱落等のトラブルを解消するためにも、インターンシップに関わる大学の関係部署が実習先とより緊密に連絡が取れるようにすることで、本制度のよい成果が学生ならびに実習先双方に得られるように体制を整えることも必要である。

児童英語のインターンシップについては、今後、実習先の小学校における国際理解教育のあり方やその内容を事前に十分に調べると共に、大学からの移動時間をも考慮して、実習先を再検討する必要があると思われる。さらに、資格取得のためだけにインターンシップを履修する学生が増えてきた場合、実習先の担当者との信頼関係を損なわないように十分に指導して実習に参加させることが必須である。

5 ボランティア

1) 児童学科におけるボランティア活動

(C群: ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性)

【現状の説明】 ボランティア活動を単位認定している学科は児童学科である。児童学科では学生の自主的なボランティア活動に対し、「フィールドワーク」という科目を設定し、内規に従って単位認定を行っている。

保育士資格、幼稚園教諭免許を取得できる本学科では、子どもの生活の場を学生自身が体験することが不可欠となる。そのため、授業としての実習以外に保育施設や児童福祉施設における自主的なボランティア活動を行い、保育や児童福祉の意味、また実際に直面する問題点等を現場体験から学ぶことを奨励している。

また 2006 年度からは、聖学院アトランタ国際学校幼稚部 (Seigakuin Atlanta International Schools) における海外ボランティア活動を単位認定すべく「海外実習 (SAINTS)」という科目が新設された。これは、卒業要件単位及び幼稚園教諭一種免許取得に必要な科目の単位を全て取得済みの4年次生を対象とした2週間の実習で、参加学生は現地での保育活動を手伝いながら、色々な人間が共に生きる国際舞台で、言葉や文化の違いを越えた共感を実感し「子ども」そのものに出会うという貴重な体験をしている。この実習は、秋学期に1度に3人ずつ2回実施され、応募者が多いときには選抜をして成績の良い学生を送り出していることもあり、参加学生の就職にも極めて有利であった。

他の学科では、授業科目に「NPO・NGO論(国際協力)」、(政治経済学科・人間福祉学科)、「ボランティア論」(コミュニティ政策学科・人間福祉学科)、「国際ボランティ

ア入門A」「同 B」(欧米文化学科)などの授業を開講して、ボランティアの理論や実情について学ばせているが、実際の活動を単位認定するには至っていない。

【点検・評価】 児童学科の活動では、学生が子どもの発達や保育・児童福祉施設に対して理解を深めることができ、体験を積み重ねることによって、実習や就職の際に戸惑うことなく子どもや保育・児童福祉施設に適応することが可能となった。ボランティアを単位認定することによって学生が目的意識をもって取り組み、教員も現場に適した活動を指導することが可能になった。が、これまでの「フィールドワーク」に含まれていた「海外実習(SAINTS)」が2006年度より別科目として設置された他、保育士関係の実習「保育実習A」「同 B」が設けられ実習の機会が増えたため、「フィールドワーク」としてまとまったボランティア活動を一定期間持続することが困難になり、結果として履修者が減少している。

【課題・方策】 児童学科の「フィールドワーク」については、当初の目的である現場体験は他の形で満たされている部分もあるので、今後はむしろ社会に出ていく前に、就職先となる現場に即した体験ができるように「保育インターンシップ(仮称)」のような科目を4年次に置くことを検討している。

他学科でもボランティア活動を単位化する試みがなされたが、途上国へ学生を派遣する際の安全の確保、実施時期など、様々な問題から実現が難しいのが現状である。キリスト教センターと連携してボランティア拠点を海外に設けるなど、組織的基盤整備ができると活動は一層容易になる。

6 履修科目の区分

1) 必修・選択の量的配分

(B群:カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性)

[現状の説明] 2006年度授業科目の各学科の必修・選択必修・選択科目、自由選択科目単位数は以下のとおりである。

学科目群		政治経済学部									
科目群		政治経済学科				コミュニティ政策学科					
		必修	選択必修	選択	小計	自由選択	必修	選択必修	選択	小計	自由選択
基礎科目群	基礎科目	8			24	40	8			24	40
	英語科目	8	4				8	4			
	第2外国語科目										
	スポーツ科目										
	キリスト教関連科目		4					4			
	その他										
目群 教養科	A群										
	B群		16		16		16		16		40
	C群										
目群 専門科目群	専門基礎科目	20		20	44	40	16		22	44	40
	演習科目		4			2	4				
計		36	28	20	84	40	34	28	22	84	40

学科目群		人文学部										
科目群		欧米文化学科				日本文化学科						
		必修	選択必修	選択	小計	自由選択	必修	選択必修	選択	小計	自由選択	
基礎科目群	基礎科目	8			34	38	8			24	26	
	英語科目	8	8				8	4				
	第2外国語科目		6									
	スポーツ科目											
	キリスト教関連科目		4					4				
	その他											
目群 教養科	A群		4		8	38		4		12	26	
	B群							4				
	C群		4					4				
目群 専門科目群	専門基礎科目	8	4	16	44	38	10	10	34	62	26	
		12						4				
	演習科目		4				4					
計		36	34	16	86	38	26	38	34	98	26	

学科目群		人間福祉学部									
科目群		児童学科					人間福祉学科				
		必修	選択必修	選択	小計	自由選択	必修	選択必修	選択	小計	自由選択
基礎科目群	基礎科目	6			14	26	6			14	24
	英語科目	4					4				
	第2外国語科目										
	スポーツ科目										
	キリスト教関連科目		4					4			
	その他										
教養科目群	A群		8		8	26		8		8	24
	B群										
	C群										
専門科目群	専門基礎科目	6		54	76	26	12		34	78	24
		12					28				
	演習科目		4				4				
	計	28	16				54	98			

各学科の基礎科目群と教養科目群の合計単位数は、政治経済学部が 40 単位、人文学部では欧米文化学科は 42 単位、日本文化学科が 36 単位、人間福祉学部が 2 学科とも 22 単位である。欧米文化学科では第 2 外国語が選択必修科目となっているため、基礎科目群の単位数が高くなり、一方人間福祉学部では資格取得のための必要単位数が多いので、基礎科目に重点を置くことが難しくなっている。

卒業要件単位の 124 単位は全学科共通であるから、それと上記の単位数の差が、各学科の専門科目と自由選択科目の合計である。専門科目の卒業要件単位数は、政治経済学部及び人文学部欧米文化学科が 44 単位、人文学部日本文化学科が 62 単位、人間福祉学部は児童学科が 76 単位、人間福祉学科は 78 単位と、学科間に大きな開きが出ており、そのうち必修科目の要件単位数は、政治経済学部政治経済学科と人文学部欧米文化学科が 20 単位、コミュニティ政策学科と人間福祉学部児童学科が 18 単位、人間福祉学部人間福祉学科が 12 単位、人文学部日本文化学科が一番少なく 10 単位となっている。

基礎科目から専門科目まですべてを含めた卒業要件単位数は、多い順に、政治経済学部政治経済学科、及び人文学部欧米文化学科が 36 単位、政治経済学部コミュニティ政策学科が 34 単位、人間福祉学部児童学科が 28 単位、人文学部日本文化学科では 26 単位、人間福祉学部人間福祉学科では 22 単位と、卒業要件総単位に対して 27.4% から 17.7% の間を占めている。

2006 年度には各学科ともカリキュラムを改革した。その卒業要件単位数の変更内容は、専門基礎の必修と、他学科からも自由に履修できる自由選択科目の双方を増やし、専門科目の選択を減らした学科（政治経済学部 2 学科、人文学部欧米文化学科）専門基礎の必修を増やし、自由選択は減らした学科（人文学部日本文化学科）基礎科目群の必修を減らして専門科目の選択を増やした学科（人間福祉学部 2 学科）とまちまちであるが、

全体的に見て、基礎力を充実させると同時に、学生の多様なニーズに応じて他学科からも自由に履修できる選択の幅を増やした学科が多い。

項目	P	L	A	J	C	W
基礎科目群を減らす					20 14	20 14
専門基礎を増やす	16 20		8 12	18 20		
自由選択を増やす	28 40	28 40	30 38			
自由選択を減らす				28 26		
専門選択を増やす					48 54	32 34
専門選択を減らす	60 44	60 44	44 52			

(数字は単位数)

資格取得のための単位を必要とする学科では、英語科目、「書き方」などの、全学的基礎科目群の単位数に手を入れざるを得なかった。

例えば児童学科は、要覧に明記されているように「幼稚園教諭の養成を主目的として開設された学科であり、幼稚園教諭一種免許状取得に関連する科目を修得することを原則」としている。加えて、1999年度入学者からは保育士資格の取得が、2006年度入学者からは小学校教諭一種免許の取得が可能になった。が、これは幼児保育を基盤としながらも、人が育つ過程を広範囲・長期的に把握する必要性に迫られて必然的に設けられた資格であり、保・幼・小を一環教育の場として捉え直し、子育てと教育を広範囲にわたって支援し強化しようとする昨今の社会的要請に応えるものである。したがって、幼稚園教諭及び保育士の資格取得に必要な専門的科目は卒業要件内に含まれる形になっているが、学科の理念・目的にあるように、<子ども>を基盤とした人間学修得の成果として、これらの資格が与えられると考えており、保育技術・教育技法にのみ偏らない、広範囲の知識・教養修得の上に<子どもを育てる>にふさわしい人を育てるようにカリキュラム・科目設定がなされている。(カリキュラム・科目設定に関しては別項参照)ただし、小学校教諭免許の資格取得に関しては、教育現場の要請に照らして、これからの小学校教員養成に求められる諸課程に応えるべく教科課目をすべて必修(卒業要件に含む)とすると同時に、教職に関する科目は卒業要件外に置いて修得するように設定している。

保育士資格に必要な科目単位数 < 卒業要件 = 124 単位

幼稚園教諭免許取得に必要な科目単位数 < 卒業要件 = 124 単位

小学校教諭免許取得に必要な科目単位数

= 卒業要件 (124) + 教職に関する科目 (28) = 152 単位

【点検・評価】

必修・選択科目の単位数は上述の通りだが、その量的配分は概ね妥当なものと評価できよう。必修科目の単位数を増やせばその分選択の幅が狭まるという厳しい葛藤の中で、各学科とも多くの議論と配慮の末、2006年度のカリキュラム改革を行った。今回のカリキュラム改革では、学科として全学生に学ばせる基礎科目の必修単位数を増やした学科が多いが、単位数という単なる量の変化のみならず、その位置付けを明確にした学科が

多い点は特に評価できる。内容的にも近年の教養重視、導入教育の実施という線に沿った改革が行われ、基礎をしっかり学ばせた上で、更に進んだ学修では広範にわたって履修科目を選択できるカリキュラム構造になったといえる。

また人間福祉学部には資格取得を目指す学生が多いという特殊事情があるが、必修科目の単位数を必要最低限に抑えて、資格取得を希望する学生にも希望しない学生にも対応し、多様な学生の勉学意欲に応えられるようなカリキュラム構造を構築すると同時に履修モデルを提示したことは評価できる。

【課題・方策】 体系的なカリキュラムを整備する際に常に問題となるのは、そのカリキュラム体系が目標とする理想の通りに単位を取得することのできなかった学生の対処である。今回の改革では、複数の学科で、基礎力の充実に図ることが一つの目標とされたが、それは同時に、基礎力が身に付かなかった学生に対するケアも必要であることを意味する。また自由選択科目の増加は、ともすると無節操な科目履修を許すことにも繋がりがねない。こうした学科では、具体的な履修モデルを提示し、学習の成果を目に見える形で示しつつ、個々の学生にきめ細かな履修指導をしなければならない。

7 授業形態と単位の関係

1) 授業形態と単位計算方法の妥当性

(A群:各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性)

【現状の説明】 本学の授業科目は、授業形態から次の5つに区分することができる。

- (1) 講義
- (2) 演習（語学、コンピュータ関係を含む）
- (3) 実験、実習および実技
- (4) 卒業論文
- (5) その他、学外での研修や資格取得によるもの

その単位認定は、(1)から(3)については聖学院大学学則に則って行われる。学則第22条は大学設置基準に基づいて、単位認定基準を以下のように定めている。「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。」

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。た

だし別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

また、(4)卒業論文については学則第22条の2に「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等にかかわる授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数をさだめることができる。」とあり、全学科共通で6単位を授与している。

(5)その他、学外での研修や資格取得によるものについては、語学研修は語学の単位認定方法に基づき、インターンシップ、インディペンデント・スタディ、その他、独自に単位認定方法を定めているものについてはその内規に従って単位認定をしている。

「インターンシップ」については「インターンシップ」の項目(p.74)で運営方法を詳述した通り、実習ノート、レポートなどによって2単位を授与し、「インディペンデント・スタディ」については研修、及び事前・事後の学修時間を学則第22条の授業科目の必要単位数に合わせて計算し、4、2、ないし1単位を与えている。

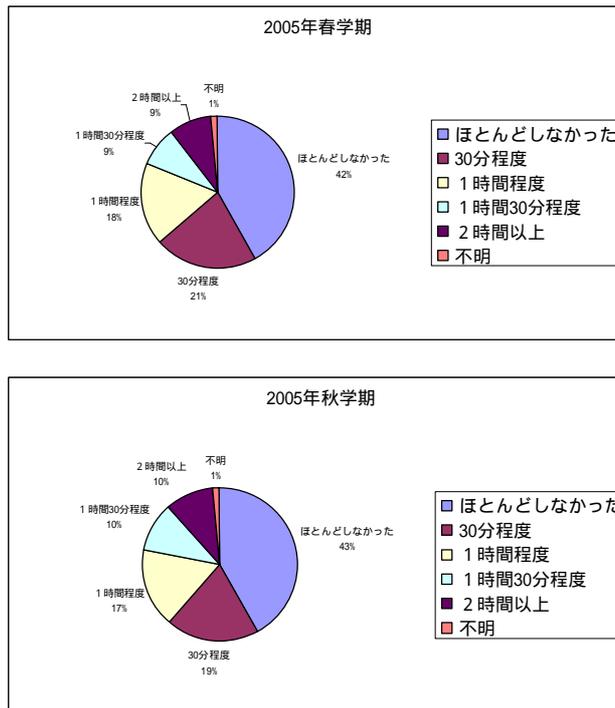
【点検・評価】

現状で述べたとおり、講義科目、演習科目、実験・実習・実技科目については、大学設置基準に基づき聖学院大学学則第22条で授業形態に応じた認定単位数を規定しており、それに則って厳格に単位認定がなされている。また学外で行われる様々な研修や自主学修に対しても、学内での学修に準じて、決して安易に単位を授与することがないよう、研修時間・内容などを厳密に審査して単位を授与していることは評価できる。

次に必要なのは、本項目の「単位計算方法が各授業科目の特徴・内容や履修形態に適しているか」の点検・評価である。そこでは概ね2点が問題となる。その第1は、しばしば提出される問題であるが、講義科目に比べて予習や復習、発表の準備等に一層多くの自宅学修時間を要する語学や演習の単位数がなぜ講義科目の2分の1にしかならないのか、という問題、第2は、現実に、学生が各科目の学修に自宅学修を含めて1単位当たり45時間を充てているかという問題である。そしてもし講義科目に対する学生の自宅学習時間が大きく不足しているとすれば、それを基準にして、語学や演習の単位数が2分の1にしかならないことを議論するのは理に適っていないことになる。

本学では2005年度春学期から授業アンケートの項目に、「あなたはこの授業のために、宿題を含めて一週間に平均どれくらい勉強しましたか」という質問項目を設けて学生の自宅学習時間の実態調査を開始した。その結果は以下のグラフのとおりであるが、語学科目の方が講義科目よりも数値は高いものの、「ほとんどしなかった」「30分程度」「1時間程度」「1時間30分程度」「2時間以上」という5つの選択肢のうち、講義科目、語学科目とも「ほとんどしなかった」と答えた学生が一番多く、大半を占めた。各学期とも試験が始まる前の調査なので、この数字には試験勉強やレポート作成のための時間は含まれていないものの、学生の日常の家庭学修時間が極めて少ないという現実が浮かび上がった。

各科目の一週間の自宅学習の時間数



これを厳密に単位計算すれば、講義科目に4単位を与えることはとうてい不可能である。一方、自宅学習時間と授業への満足度との相関関係を見てみると、「2時間以上」と答えた者のうち半分以上の学生は授業にも「大変満足している」と答えている。これには、時間をかけて勉強したのでその科目の良さが分かったという場合と、その科目が好きだから時間をかけて勉強したという場合の二方向が考えられるが、学ぶことの真の喜びはこの相乗作用によって形成されると考えられることから、学生の自宅学習時間を増やす工夫が必要である。

【課題・方策】

授業形態と単位数の問題に関しては二方面から対処する必要がある。現行の単位制度に相応しい学修内容を確保するための教室外学修についての指導の徹底と、学生の学修状況に合わせた各科目の単位数の見直しである。後者については、大学全体の制度として現行の講義科目や演習科目の単位数の見直しが必要であろう。前者の教室外学修については一部の授業で行っても効果は期待できないことから、非常勤（兼任）講師を含めた全学の教員が一致して行わなければ意味はない。このためには大学入学以前に自学自習の習慣をほとんど持たず、アルバイトに時間を費やしている多くの学生たちの意識改革や生活指導をも併せて行わなければならない。大きな労力を要することは間違いがない。またこれ以外にも、関連する周辺環境の整備が必要である。教室外学修が増加すれば学生の提出物なども増え、教員がその整理や添削に費やす時間も増える。そのため、コマ数軽減の問題や学内行政に関わる時間の削減、授業をサポートする補助職員やTAなどの体制の充実などについて検討する必要がある。また、図書館や自習室など、授業時間

外の学生の学修環境を整備する必要もある。いずれにしても、このことを推進するための教員の合意形成が第一の課題である。しかしまずは、各教員が、学生が関心を持ちやすいテーマを工夫して課題を与える、グループ発表を命ずる、など、実行できるところから改善に取り組まなければならない。まずはFD委員会にこの問題を提案することから始める。

8 単位互換、認定等

1) 国外の大学との提携、単位互換

(B群:国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性)

(C群:海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置付け・発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性)

本学では国内の大学との単位互換協定や発展途上国に対する教育支援は行っていないので、大学基準協会の2項目「B群:国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性」と「C群:海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置付け・発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性」を一括して「海外の大学との姉妹校提携の締結状況とそのカリキュラム上の位置付け、単位互換の適切性」として置き換え、点検・評価することとする。

[現状の説明] 本学では、アメリカのリンチバーグ大学、オグルソープ大学、ベサニー大学、ラグレインジ大学、韓国の啓明大学校、聖潔大学校、湖西大学校、ルーマニアのトランシルバニア大学と姉妹校提携の契約を結び、学生交流、交換留学、単位互換を行っている。

交換留学生としてアメリカの大学に留学するためには旧TOEFL500点以上の英語の能力が必要であるために、今のところ毎年1名程度しか派遣できていないが、2005年度秋学期にはSLI(Seigakuin Language Institute)が英語の特訓を行い、2006年度には4名の学生を派遣できる予定である。韓国の大学との提携は2005年度に始まり、3名の学生が留学した。いずれも留学終了後、提携校で発行された成績通知書・成績証明書をもとに、本学の所属学科長及び所属学科が単位読替科目を決定し、単位を授与している。単位認定に当たっては、現地での授業内容と本学のカリキュラムをつき合わせ、該当する科目について、現地での授業時間数を本学の当該科目の単位数に換算している。これまでの留学生には、8単位から12単位の間で単位読替をした。

また、提携校からの学生も受け入れており、アメリカからは毎年ほぼ1名ずつ、韓国からは2名の留学生が来日した。特に日本語能力の不足しているアメリカ人学生のためには、その学生の専攻分野に応じて「Japan Studies Program」として英語の授業を開講して対応してきた。しかし英語による授業は非漢字圏からの留学生や留学を希望する日本人学生にとっても有効であるので、2006年度からは「Japanese Economy Today」と「Poetry as a Popular Art」の2科目をそれぞれ政治経済学科と欧米文化学科の専門科

目に配置して一般学生も履修できるようにした。

【点検・評価】 提携校からの留学生が決定した段階で、学生の専攻分野に応じた英語による特別授業を急遽開講することは、担当教員の予定外の負担を強いることにもなるので、英語による授業を日常的に設置し日本人学生も履修できるようにしたことの意義は大きい。しかしこの科目は履修者数が極めて少ないことが予想されるので、有効に活用するためには一般の日本人学生にも履修を強く推奨するべきである。

単位認定作業は厳密、かつ適切に行われていると言える。だが問題は、この制度を活用して留学する学生数が極めて少ないことである。2001年度から2005年度までの4年間に、アメリカの提携校に留学した学生は僅か5名であった。必修の演習科目に週2回半期集中型のものを設けたり、留学生には演習の併行履修を認めたりして、在学期間中に長期に留学しやすいようなカリキュラム上の配慮をしているが、留学希望者と語学的能力が一致しないのが現実である。学生が2年次の段階では卒業までの単位取得の計画を立てにくく、3年次には就職活動が始まってしまうために、夏休みなどを利用した短期留学の方に人気が集まること、更には経済的な理由も加わって、よほど強い希望を持って早くから決断し、実力をつけないと留学しにくい、という事情に困るものと思われる。

【課題・方策】 海外での研修体験を通じて学生が国際的感覚と広い見識を培うことができるよう、学生にこの留学制度を奨励するとともに、長期留学を決断し易いようなカリキュラム上の環境を整える必要がある。欧米文化学科では、留学を望む学生を早期に発掘すべく、入学時の調査を開始した。入学時の希望は現実的でない場合も多いが、その学生が夢を実現できるよう、計画的な履修や語学能力の磨き方を緻密に個別指導するためである。

また、本学から提携校への学生派遣については、未だ旧TOEFL500点の語学力に達しない者には留学を認めていない一方で、提携校から本学への留学生には、日本語能力の著しく劣る者が含まれることもあり、1、2名の学生のために英語による授業を開講しなければならないなど、改善すべき問題点もある。こうした場合、単位授与や評価がどうしても甘くなりがちなので、提携校との間で協定内容を確認し、交換留学生や単位認定の制度が円滑に運営されるよう検討を始める。

2) 入学前の既修単位

(B群: 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性)

【現状の説明】 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定には、その学生が一般学生と同様に1年次に入学する場合、短期大学や専門学校などから2、3年次に編入する場合、更に在学中に留学やその他の教育機関で技能を取得する場合、の3通りのケースが考えられるが、単位認定が行われるのは、主として語学とコンピュータの技能に

対してである。

英語に関しては、学外の英語検定・能力試験の受験を奨励するために、英検、TOEIC、旧 TOEFL の 3 つの試験について、入学前または入学後に取得し所定の成績をあげた場合、単位認定をしている。SLEP 60 点以上、英検 1 級、旧 TOEFL 560 点以上、TOEIC 730 点以上、国連英検 Level A 以上のいずれかの場合には 8 単位、SLEP 51～59 点、英検準 1 級、旧 TOEFL 480～559 点、TOEIC 600～729 点、国連英検 Level B のいずれかの場合には 4 単位が与えられる。その他の言語については、ドイツからの帰国学生に、ドイツ滞在年数とドイツ語の能力に応じて単位認定をしたことがある。

コンピュータ基礎科目においても、入学前または在学中に取得した資格などをもって 2 単位を授与している。対象となる資格はパソコン検定(P 検)「4 級」以上、Microsoft Office Specialist(旧名称 MOUS・・・Excel・Word)、社団法人パーソナルコンピュータユーザ利用技術協会主催 パーソナルコンピュータ利用技術認定試験「4 級」以上、文部省情報処理活用能力認定試験「4 級」以上。なお、文書処理は表計算との組み合わせで両方の資格が必要である。

編入生に対する単位認定については、その学生が編入前に大学、短期大学、専門学校などで取得した単位を、2 年次編入の場合には 32 単位、3 年次編入の場合には 62 単位を一括認定している。編入生が入学後直ぐに、希望する専門の学問に専念できるようにとの配慮によるものである。

在学生に対して、外部で取得した技能や「資格」を本学での学修と同等に単位認定することは、学生が能力を磨くことへの動機付けとなり、就職活動に弾みをつける、という効果も期待されているが、現状ではこの制度を利用する学生は、語学については余り多くはなく、コンピュータに関しても人数は多いものの 4 級以上に挑戦する者の比率はまだ低い。

【点検・評価】
【課題・方策】

外部で取得した諸能力の本学の科目への読み替え作業と単位認定については、教務課職員と各学科の教務部委員が相談しつつ全学共通の基準に則って行い、これを教務部委員会及び教授会で認定している。単位認定は安易になされることなく厳格かつ公平に行われており、適切であるといえる。こうした認定作業は、現時点では件数も種類も少ないが、将来は多様な学歴や技能を持った入学生が増加することも考えられるので、前例に頼ることなく単位認定を実施できるようなマニュアル作りをしておくことが望ましい。

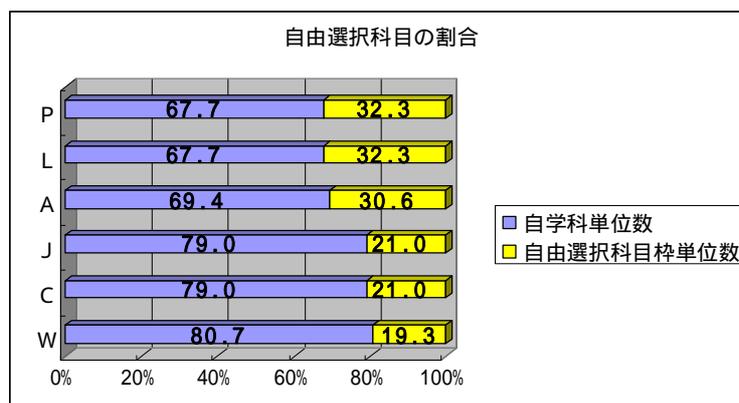
2) 自学科充足率

(B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合)

【現状の説明】 まず、他大学における履修単位の認定について述べれば、大学設置基準は、現在では、他大学の授業科目のうち 60 単位を上限として卒業単位として認定できるものと規定し

ているが、聖学院大学学則第 26 条は、開学以来、30 単位を上限としている。本学は、国内の他大学とは単位互換の協定を締結しておらず、海外の姉妹校に留学した学生が現地で履修した科目については、帰国後単位読替をしてきた。その単位数は、前述のとおり、今のところ、最高 12 単位である。しかし 2006 年度からは単位互換協定を結んでいる姉妹校に留学した学生については、現地で履修した科目を本学の科目として認定し単位を授与することとしている。編入学生については既述のとおりである。

他学部・他学科の科目については、規定の範囲内で「自由選択科目」として卒業要件単位に充当することができる。「自由選択科目」枠は、前述 (p.59) のとおり、政治経済学部が 40 単位、人文学部欧米文化学科が 38 単位、日本文化学科と人間福祉学部児童学科が 26 単位、人間福祉学科は 24 単位であるから、学生がこの枠をすべて他学科の科目履修に用いたとすれば、理論上は、自学科による認定単位数の割合は、以下の表のとおり、67.7%から 80.7%の間であることになるが、学生が実際に「自由選択科目」をすべて他学科の科目で充当することはまずあり得ない。



【点検・評価】
【課題・方策】

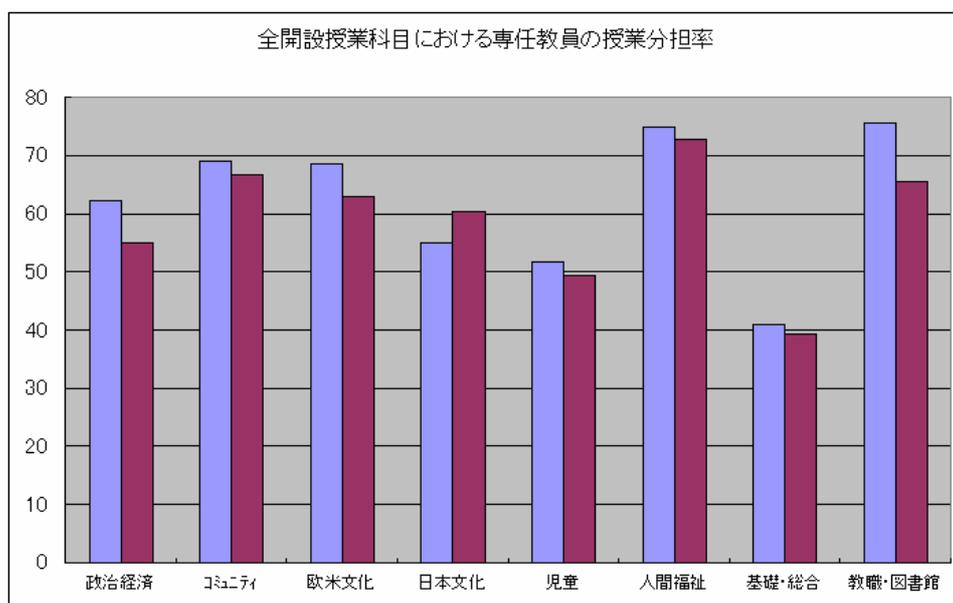
大学の特色や学科の深い専門性を教授するという観点からは、自大学・自学部・自学科が用意した科目の履修が望ましいことになろうが、教養を培うという観点からは、ある範囲では、他学科、他学部、さらには他大学の科目履修によって幅広い「教養人」を育てることも大切である。本学での自学科単位数の卒業要件単位数に占める割合は、現在のところ適正であると考えられるが、将来的には他大学との単位互換協定の締結も視野に入れて考える必要がある。

9 開設授業科目における専任・非常勤（兼任）の科目比率

1) 専任教員が担当する科目とその割合

(B群:全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合)

【現状の説明】 本学は、専任教員・非常勤（兼任）講師のほかの特任講師という教員区分を持っている。これは、専任教員に準ずる職位で、英語科目や一部の科目について、非常勤（兼任）講師よりも集中して教育に当たるためのものである。ここではまずは専任教員の授業分担率を見ておく。2005年度春・秋学期開設科目中で、専任教員が担当する科目数の割合である。



注)左:春学期、右:秋学期

このグラフをみると、多くの学科の専任率が60%前後となっており、70%を超える学科も見られる。全体的に見れば、どの学科もほぼ半分以上の科目を専任教員が担当しており、学科の教育に対する責務を果たしているといえる。ただし、その中でも、分担率の低い学科があり、日本文化学科と児童学科及び基礎総合科目は平均にやや及ばない。また、データの詳細は大学基礎データ p.4~7 になるが、必修と選択必修ともに専任教員の割合が高い学科と、必修科目に少なく選択必修科目に多い傾向が見られる学科とがある。

【点検・評価】 上記のように、全体的に問題はないと思われるが、専任教員の授業分担率が低い学科もある。日本文化学科では、学科の必修科目として「日本語表現法」「同」という科目を設けており、クラス別授業を行っている。これをすべて専任教員が持つことは困難である。児童学科においては、資格取得のための実技や演習形態の授業が多く、開講コマ数も他学科に比してかなり多いために、その大半を非常勤（兼任）講師に頼らざるを得ない事情がある。基礎・総合科目については、語学科目がこの中に入っているために、どうしても非常勤（兼任）講師に頼らざるを得ない事情が、専任比率を下けている

ものと思われる。

【課題・方策】 非常勤（兼任）講師は、専任教員との意思疎通の機会が少ないので、その科目の配当目的やカリキュラム内での位置づけ、授業の運営方法などについての共通意識を形成することがどうしても難しくなる。非常勤（兼任）講師に授業を委ねる場合には、いかにして合意形成を図るかを考える必要がある。年に1度は学科懇談会や科目担当者会などが開催され、情報や意見の交換はなされているが、そうした会に出席できない多忙な非常勤（兼任）講師も多いので、将来的には、同一科目全部を非常勤（兼任）講師に任せっぱなしにすることはなるべく避け、同一ないしは類似科目群に必ず一人は専任教員を含むようにし、その専任教員はそのコア・グループ内で責任をもって非常勤（兼任）講師との意思疎通を図るような体制作りが望ましい。非常勤（兼任）講師の数比の問題はそうした質的改善によって解決されることになろう。

1) 非常勤（兼任）講師の関与

（B群：兼任教員等の教育課程への関与の状況）

【現状の説明】 教育全体についての非常勤（兼任）教員の関与の状況は前項の通りである。また、その教育課程への関与に際しては、年1回、専任教員との交流会・懇談会のプログラムの中で適宜説明を行っている。たとえば、2005年度より実施されているGPA導入の目的と運用に関しては、文書での依頼と共に、学部ごとに懇談会を開き、その前半部分で教育課程の説明及びGPAについて、また各学科の諸問題についての話し合いが持たれている。

【点検・評価】
【課題・方策】 開講クラスに対する非常勤（兼任）講師の比率は、全体では5割を超えることはなく、前項のように平均して40%前後となっているので、適正であると言える。ただ、そこでも触れたが、詳しく見てみると、科目の性格によっては非常勤（兼任）講師の比率が高いケースもあり、精査は必要であろう。しかし、本学では少人数教育を掲げており、クラスを複数で設けたり、開講科目そのものを増やしたりすることで受講生の分散がかなえられている面もあり、大学の理念の実現に必ずしも不都合とはいえない、という視点も必要である。それゆえに、これも前項で触れたように非常勤（兼任）講師への説明などが十分でなければならない。学科の理念と、自分の担当科目の位置づけ、また本学の学生としてどれほどのレベルを教育効果として設定するのか、などといった共通理解が必要であろう。その意味では、今後、こうした説明とコミュニケーションの機会を増やすなどの改善が一層必要である。

10 社会人、留学生、帰国生への配慮

1) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮

(C群: 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮)

【現状の説明】 本学の社会人学生、外国人留学生、帰国生の在籍者数からいうと、外国人留学生・社会人・帰国生の順になる。まず、外国人留学生については、AO方式による入学試験を経てきているので、意欲や能力は十分にあるものの、日本語に関しては多少の能力差が見られる。そのため、日本語クラスに能力別クラスを設け、日本語能力の修得を優先すべき学生と、ほぼ通常のクラス進行についていける学生とに分けて履修指導を行っている。また、多くの留学生が在籍している学科では、科目によっては留学生用のクラスを設けている。

社会人に関しては、編入学の場合には、予め基礎科目等の単位認定をしておいて、入学の目的である専門課程の履修が容易になるように配慮している。1年次から入学する者に関しては、必修科目であっても学科の履修指導の下、その履修時期などについて弾力的に運用するようにしている。

帰国生については、学科の履修指導の下、適切な履修ができるように配慮している。

(単位: 人、在籍者数)

	2004年度	2005年度	2006年度
留学生	136	173	201
社会人	15	14	11
帰国生	0	1	3

【点検・評価】 留学生に関しては、受け入れ人数も多く、その学修や履修についての配慮がかなり進んでいるために、全体的な問題は少なくなってきており、今では、その学生個人の事情に基く問題の方が多段階であるといえる。

社会人に関しては、現時点では人数もそれほど多くはないが、人数が増えた場合の受け入れ体制や問題点などについて、予め検討しておく時期に来ている。例えばある学科では60歳以上の学生の入学が続き、その履修や学修について、その学生の状況に合わせた個別指導が行われた。個別指導の方が適切であるのは確かであるが、個別対応の際の基準や合意がないのが現状である。

【課題・方策】 社会人については、今後学生数が増えることが予想されるにも拘らず、その対応が遅れているというべきであろう。カリキュラムの面に加えて、現状で5時限目が5時以前に開始となるため、仕事を持ちながら履修することは事実上不可能である。また、社会人が、仕事を持ちながら4年間で卒業要件単位を履修するのは難しいので、例えば、1学期の履修上限単位数が少なく在学期間の長い「社会人コース」のようなカリキュラムを用意して、社会人が学びやすい環境を整える必要もあろう。

11 生涯学習への対応

1) 生涯学習への対応

(B群:生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性)

本項目が第3章「学士課程の教育内容・方法等」中の第1節「教育課程」に属していることを考慮し、「生涯学習への対応」を、本学が実施している「生涯学習講座」のこととしてではなく、生涯にわたって学ぼうとする学生を受け入れる体制が整っているか、また在学生に生涯にわたって学ぶことを促すような教育上の配慮をしているか、という意味に解釈して叙述する。本学が実施している「生涯学習」の内容については第9章「社会貢献」(p.265)に詳しく叙述してあるので参照されたい。

[現状の説明] 生涯にわたって学ぼうとする学生の受け入れ体制

本学における生涯にわたって学ぼうとする学生の受け入れ制度としては「社会人入学の制度」、「科目等履修生」及び「聴講生」制度、「再入学制度」を挙げることができる。

社会人入学の制度

既述のとおり、大学、短期大学、専門学校などを卒業した社会人が本学の2、ないし3年次に編入学する場合には、基礎教養に当たる単位62単位を一括して授与し、編入生が希望する専門科目を入学後速やかに履修できるよう配慮している。また社会人が1年次に入学する際にも、履修年次を変更して、入学後直ぐに専門科目を履修できるようにするなど、融通に富んだ履修指導をしている。

「科目等履修生」及び「聴講生」制度

特定の授業への出席を希望する学外者を対象に、「科目等履修生」と「聴講生」の制度が設けられている。単位取得を必要とする者は「科目等履修生」として、必要のない者は「聴講生」として、指定の受講申請手続きを経たのちに、一般学生と全く同等に授業に出席することができる。過去4年間の「科目等履修生」と「聴講生」の受講者数については4章「学生の受け入れ」の項目(p.175)に示した表のとおりであるが、数の変化はそれ以前から殆ど認められず、表に見る通り、単位を必要としない「聴講生」の受講者数は、単位を必要とする「科目等履修生」の受講者数よりもずっと少なく、2005年度までは毎年1名ずつに過ぎなかった。2006年度春学期には4名が受講を希望しているが、これは本学大学院生が学部の授業出席を希望しているためで、本学大学院生が「聴講生」として授業に出席する場合には、聴講料は無料である。また「科目等履修生」として単位取得を希望する学生は、殆どが資格取得に必要な単位を取り残した卒業生である。

再入学制度

本学学生が何らかの理由で退学、または除籍となった後に、また学業を続ける決心をした場合には、聖学院大学学則第18条2項により、相当年次に欠員がある場合には、審

査を経て再入学が認められる。退学、または除籍以前の取得単位はそのまま有効であるが、カリキュラムが変更されている可能性があるため、成績評価はN認定である。

在学生在が、卒業後も生涯にわたって学び続けるための教育上の配慮

在学生の生涯にわたる学習を促す配慮は様々な面に散見できる。

大学院進学推奨と指導

大学院の項目に叙述の通り、1996年度には政治政策学研究科、2000年度にはアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、2006年度には人間福祉学研究科が、それぞれの学部の上に設立され、学部卒業生が本学の大学院で引き続き学べるようになった。学部では優秀な学生に大学院進学を勧め、カリキュラム上も大学院との相互乗り入れ科目や「総合科目群」を設置して、学生が大学院に進学するための動機付けの機会を増やしている。本学には「飛び級制度」はないが、本学大学院は、3年次までに大学の卒業要件単位を取得し終えて大学院への進学を希望する本学学生に対しては、3年次で退学して学位授与機構に申請し、入学することを認めている。

授業科目におけるカリキュラム上の配慮

人間は本来、一生涯にわたって学び続け、そのことに喜びを感じる存在である。しかし、修得する知識が、知ることそのものを喜びとする知ではなくして、ある目的のために手段化した知であるとすれば、目的を達成した途端に学ぶ意欲は衰えてしまう。大学が専門学校と異なる所以は、大学での学びが、手段化した知の修得ではなしに、この知ることそのものを喜び愛知の精神に支えられた知の修得である点にある。本学でも様々な資格を授与してはいるが、いずれの授業でも技能や資格の取得で終わってしまっはいけないことを学生に伝える努力をしている。

人間が生涯にわたって知識や技能を習得すべきであることを学問的に直接に伝える科目も設置されている。日本文化学科の「ライフデザイン - 良く生きるA」「ライフデザイン - 良く生きるB」、人間福祉学科の「健康管理論」、スポーツ科目の「生涯スポーツ実習A」「生涯スポーツ実習B」などがこれに当たろう。

資格取得のための科目 教職課程、司書課程

学生が卒業後も図書館司書、学校図書館司書教諭、教職などの職に就いて、生涯にわたって大学で学んだことを活かせるように、資格取得のための科目を設置している。(「資格取得科目」(p.32)参照)

インターンシップ (p.74)

既述のとおり、座学のみによらず、実際の企業での実習を通じてキャリア教育をして

いる。

留学制度

留学生交換制度やその単位認定の適合性の項目（p.84）に既述のとおり、留学という生涯忘れ難い実体験を通じて身につけた外国語によるコミュニケーション能力や異文化理解は、生涯にわたって学生の教養と「生きる力」になることは明白である。

【点検・評価】
【課題・方策】

前項及び第4章「学生の受け入れ」の章で述べるとおり、社会人入学生は今のところ過去3年間に全学で9人と少ないために、どの学科にどの社会人が在学しているかは、教員によく周知されている。社会人学生は年齢が高いために教員とも話しやすく、入学時には履修計画などについて教員から細かい指導を受けている。年齢の高い社会人学生に対しても授業では基本的には一般学生と区別しないが、前項にも既述の通り、学生数が増えた場合には不平等にならないよう、ある基準を定めた上で個別対応のマニュアルを作成する必要がある。

12 正課外教育

1) 正課外教育の充実度

(C群:正課外教育の充実度)

本学における正課外教育として特筆すべきものは(1)アッセンブリアワーの存在である。またその他には、主として、(2)キリスト教センター、(3)学生部、(4)キャリアサポートセンターなどの部署を中心に正課外教育が行われると同時に(5)NPO活動も行われている。

(1) アッセンブリアワー

【現状の説明】 本学では開学直後から水曜日の2時限をアッセンブリアワー（AH）として設定し、大学の理念を体現するために宗教委員会（現キリスト教センター委員会）主導でプログラムを企画し、大学全体の行事を行ってきた。学生と教員とのコミュニケーションの重要な場として、また学生の自己表現の場として重要性を増しつつ今日に至っている。アッセンブリアワーで催されるプログラムは主に以下の3つに分類される。第1は大学全体の理念や建学の精神との関連で行われるキリスト教関連行事、学長講話など、第2は学生部やキャリアサポートセンターなどが全学部・学科の学生を対象として企画するプログラム、第3は各学部・学科の教育活動との関連で実施される独自のプログラムである。現在は、このうち学部や学科企画のプログラムが量的には多くなってきており、学部・学科の積極的な取り組みによってそれぞれ個性的な運営がなされ、AHが意義あるものとなっている。

2006年度 春学期アッセンブリアワー実施予定

[]内は教室番号です。

	政治経済学科	コミュニティ政策学科	欧米文化学科	日本文化学科	児童学科	人間福祉学科
4月12日	学長講話【チャペル】<11:00～11:30>					
4月19日	成績優秀者表彰、英語成績優秀者表彰(2～4年生対象)【4401教室】					
	自己発見レポートフォローアップセミナー(1年生対象)					
	学生会総会【教授会室】 FOで選出された「代表委員」が必ず出席					
4月26日	オーストラリア環境スクール【教授会室】	学生相談日【各教員研究室】				
5月3日	憲法記念日(祝日)					
5月10日	学科講演会「教職をめざすあなたのために」(小川先生)【4401】	学生相談日【各教員研究室】	留学生交流会【4号館会議室】	ビデオ上映会(1・2年生対象)【7401】	学生相談日【各教員研究室】	
5月17日	政経塾 帰朝報告会(梅津先生)【7201】	学生相談日【各教員研究室】	海外研修説明会【4301】	講演会(D.ル-ガー先生)【7401】	講演「セクハラとDVについて」講師:山田麻有美先生【4401】	進路ガイダンス【1406】
5月24日	キリスト教講演会(2年生～4年生)【チャペル】					
5月31日	トーク&コンサート(1年生)【チャペル】					
6月7日	学科講演会「公務員をめざすあなたへ」大塚健司先生【7201】	TOEFL-ITP【教授会室】	日本文化紹介 日本文化学会総会【7401】	<2年生対象>ゼミ紹介:来年度保育実習の説明【4301】	ビデオ上映会(1・2年生対象)【4401】	ボランティア合同部会【4号館4階会議室】
6月14日	政経塾【教授会室】	講演:デイトDVって何?【7301】	専門演習登録【2401】	講演会【7401】	<3年生対象>実習に備えて【4301】<1年生対象>教職セミナーガイダンス【4401】	講演:デイトDVって何?【7301】
	第6回 ジョブフェア					
6月21日		学生相談日(1・2年生対象)【8201渡辺研究室】	学生相談日【各教員研究室】	ゼミ研究発表会【7401】	<3年生対象>実習に備えて【4301】<1年生対象>教職セミナーガイダンス【4401】	実習ガイダンス(1・2年生)【7301】
	ジョン ウィット氏講演会(チャペル)					
6月28日	選択科目履修説明会(1年生)【7201/7202】	講演会「おもしろそうから始まるNPO」【7302】	ゼミ交流会【各教員研究室】	ゼミ研究発表会【7401】	<4年生対象>実習に備えて【4401】<1年生対象>教職セミナーガイダンス【4301】	北欧福祉研修報告会【7301】
7月5日	教会と大学との懇談会					
	CSCガイダンス(3年生対象就職活動キックオフガイダンス) 詳細はCSC掲示板を確認してください。					
7月12日	専門演習説明会及び予備登録(2年生)【1202】	学科講演会「人が変わればまちは変わる」【4401】	TOEIC-IP【教授会室】	専門演習説明会(2年生)【7201】アドバイザー面接・受験注意(1年生)【7202】	<全学年対象>音楽会【チャペル(予定)】	学生相談日【各教員研究室】

は「全学科対象」の行事です。

で囲んである行事は他学科の学生でも参加可能な「オープンプログラム」です。

2006年度 秋学期アッセンブリアワー実施予定
 【 】内は教室番号です。

	政治経済学科	コミュニティ政策学科	欧米文化学科	日本文化学科	児童学科	人間福祉学科
9月27日	学生相談日 【各教員研究室】	学生相談日 【各教員研究室】	学生相談日 【各教員研究室】	日本文化探訪ツアー 説明会【7401】	アドバイザークラス別 懇談会(1年生) 【各教員研究室】	学生相談日 【各教員研究室】
就職講座(3年生対象) 詳細はキャリアサポートセンター掲示版を確認してください。						
10月4日	学生相談日 【各教員研究室】	アディショナル・レクチャー 「国際ボランティアについて」 ～ボランティアって、何～ (早瀬 昇氏) 【7401】		伝統芸能発表会 (体育館2階)	アディショナル・レクチャー 「国際ボランティアについて」 ～ボランティアって、何～ (早瀬 昇氏) 【7401】	
就職講座(3年生対象) 詳細はキャリアサポートセンター掲示版を確認してください。						
10月11日	学生相談日 【各教員研究室】	上級生による ゼミ相談会【7201】 / 学生相談日 【各教員研究室】	ゼミ交流会 (2～4年生対象) 【各教員研究室】	卒論中間発表会 【7号館1階】	実習事後指導 (3年生)【4301】 海外児童学 研修報告会 【4401】	学生ボランティア 合同説明会 【4号館4階会議室】
10月18日	「メディア政治に惑わ されるな! -日本の 政治経済の現実」 (金子勝氏) 【チャペル】	上級生による ゼミ相談会【7201】 / 学生相談日 【各教員研究室】	ハロウィーン 【2号館4階全教室】	卒論中間発表会 【7号館1階】	実習事後指導 (3年生)【4401】 実習事前指導 (3年生)【4301】	学生相談日 【各教員研究室】
10月25日	秋のキリスト教週間					
11月1日	ヴェリタス祭週間					
11月8日	オーストラリア環境スクール 報告会 【7202】	学生相談日 【各教員研究室】	TOEFL-ITP 【教授会室】	日本語教育実習 報告会【7301】	実習事後指導 (4年生) 【4301・4302】	第2回実習ガイダンス 【7302】
11月15日	11/22 プレプログラム 【7202】	講演会 「災害ボランティアの実態」 【教授会室】	卒論中間発表会 【7302】	観劇会説明会 【4401・2401】	実習事後指導 (4年生) 【4301・4302】	進路ガイダンス (1年生) 【7301】
11月22日	政治経済学部共通プログラム 「多重債務者問題の救世主 宇都宮弁護士研究」 【チャペル】		海外活動報告会 【7302】	専門演習 説明会 【4401】	人間福祉学部共通プログラム 「発達に遅れのある子の親からの専門 家へのメッセージ」 海津敦子氏 【7401】 講演会「作って遊ぼう」 (1年生対象) 【7201】	
11月29日	秋の留学生交流会(仮)					
12月6日	講演会 姜 尚中氏 【チャペル】	卒業論文 中間発表会 【7102・7103】 専門演習ゼミ説明会 【7201】	キャリアガイダンス 【2401】	講演会「災害と社会」 北原糸子氏 【7401】	実習ガイダンス (1・2年生) 【7301・7302】	第3回実習ガイダンス (2年生) 【7202】
12月13日	卒業論文発表会 【1202】	専門演習ゼミ 説明会 【7201】	人文学部共通プログラム 「薩摩琵琶とリュート」(演奏とお話) 【チャペル】		卒業論文 中間発表会 【7301】	就職ガイダンス (1～3年生) 【7202】
12月20日	自己表現入試					
1月10日	講演会(予定) 牧原議員 【7202】	専門演習ゼミ 説明会 【7201】	学生相談日 【各教員研究室】	日本文化紹介 【7401】	実習ガイダンス (1・2年生) 【7301・7302】 実習事後指導 【4301】	アドバイザークラス別 懇談会 【各教員研究室】
1月17日	学生相談日 【各教員研究室】	教務デー ゼミ交流会 【4401・4号館会議 室】	TOEIC-IP 【教授会室】	教務デー 【4号館3階】	アドバイザークラス別 懇談会(1年生) 【各教員研究室】 実習事後指導 【7401】	帰国報告会 (増田先生) 【7202】

は「全学科対象」の行事です。

で囲んである行事は他学科の学生でも参加可能な「オープンプログラム」です。

【点検・評価】 AHは、開始当初より崇高な理念と理想を追う形で実施されてきているが、現実の課題としては以下のことがあげられる。第1には学生・教職員等出席者の確保である。出席点や単位取得と関わりがないために学生集めに大きな労苦が払われているのが現状である。第2は運営上の問題である。AHは毎週行われるので充実したプログラムを開発

しなければ学生の参加を期待することはできない。このために授業と組み合わせて出席を取るなど、授業の一環としてのプログラムが増えつつあり、大学の理念の浸透という A H 本来の利用法からは離れる傾向がある。第 3 にはこのこととも関連して、実務的・実用的なプログラムが増えつつあることである。就職に関連するガイダンスや企画はキャリアサポートセンターとしては毎週でも組みたいプログラムであるが、このことにより A H の本来の目的が薄れつつあるといえる。

【課題・方策】

A H の設置当初はプログラムの多くはキリスト教関連の企画で占められていたが、A H の時間帯そのものが通常の教育活動にとって極めて有効であることから、この時間を授業、あるいは日常の教育活動に利用したいという意見は常に出される問題である。現在、A H では、大学の理念と関わる行事として、春・秋のキリスト教週間の礼拝、講演会、音楽会、さらにはクリスマス礼拝や創立記念礼拝、学長講話などが実施されている。しかし、単位を与えずに学生を集め、建学の精神や大学の理念の浸透を図ろうという試みは、理想だけではなかなか実行困難な状況である。大学の理念やキリスト教に関するプログラム以外の多くのプログラム作成のあり方について検討すべき時期に来ている。

(2) キリスト教センターの取り組み

【現状の説明】

キリスト教センターでは、本学の建学の精神であるキリスト教の伝統と精神に基づいて、全人格的教育に取り組んでいる。その活動は、具体的には主に以下の項目に分けられる。

全学礼拝

本学の生命的な源泉である礼拝は、大学チャペルにおいて火曜日から金曜日まで 10 時 20 分より 30 分間行われ、毎回 100 名余りの学生が出席している。チャプレンやキリスト者である教職員、外部牧師が聖書に基づいた奨励を行ない、学業の合間に心静かに人生について考えるひと時となっている。

フレッシュマン・オリエンテーション

入学直後に新入生は、学科別に学外の施設において行われる 1 泊 2 日のフレッシュマン・オリエンテーションに参加する。礼拝、アドバイザー・グループ別懇談会、学科についてのガイダンス、親睦会などのプログラムがもたれる。上級生による学生実行委員会が編成され 3 ヶ月余りをかけて準備するが、準備と運営に関わる経験を通して学生実行委員にとっても人間的な成長の場となっている。

リトリート

各学期の終わりに、リトリートと呼ばれる 2 泊 3 日のキャンプが行なわれる。自由参加であるが毎年 80 名近い多くの学生や教職員が参加している。あわただしい日常を離れ自然の中で、聖書や人生についてじっくりと語り合い、心の修養の時がもたれる。礼拝、

教員による講演、学生による発題、グループ別ディスカッション、レクリエーション、キャンプファイヤーなどのプログラムを実施している。

キリスト教週間の行事

春学期（5月末）と秋学期（10月末）に一週間ずつキリスト教週間として、キリスト教に関連するプログラムが企画される。主な行事は講演会や音楽会である。講演会では学外の著名な講師を招き、音楽会では一流の音楽に触れる機会となっている。他に映画鑑賞も行なっている。

クリスマス関連の催し

クリスマスは、本学においてキリストの誕生を祝する特別な時であり、クリスマスツリー点火祭やクリスマス礼拝が行なわれる。クリスマスツリー点火祭は11月下旬の夕方に近隣の住民も含めて毎年千人以上が集まり、本学の一大イベントとなっている。この日よりクリスマスツリーとして本館前の大きな樹に光が灯され、クリスマスのイルミネーションによってキャンパスはクリスマス一色となる。12月中旬のクリスマス礼拝では、キリストの降誕劇（ページェント）や音楽による讃美を行なっている。

【点検・評価】

キリスト教センターは、キリスト教精神を養う様々なプログラムを通して、学生の精神的また霊的な教育に取り組むという任務を負っている。大学の礼拝は、霊的次元の成熟を目指す教育プログラムの中心に位置するものである。入学直後に新入学生が全員参加するフレッシュマン・オリエンテーション（F.O.）では、キリスト教の学風に慣れ、学科の教員や学友と交流をもつ場として大学生活を始めるにあたり良い導入教育となっている。毎学期の終わりにもたれるリトリートは、自由参加にもかかわらず毎年多くの学生が参加していることが示すように、学生に好評である。教職員と学生が3日間豊かな自然の中でじっくりと人生について語り合い交流を深めるリトリートは、本学の全人格的教育の場として重要な意味を持つ。キリスト教週間の行事やクリスマスの催しを通して、キリスト教精神やキリスト教文化を学ぶ良い機会を学生に提供している。

【課題・方策】

キリスト教センターの全人格的教育の取り組みに、いかにより多くの学生が興味をもち積極的に参加できるかが今後の課題である。キリスト教週間の行事やクリスマス関連の催しにはまだ工夫すべき余地が残されている。そのためには多くの教員や学生達が企画や準備の段階から積極的に関わることが必要である。

(3) 学生部の取り組み

【現状の説明】

学生の中には、多様な能力の学生、幼稚で社会性の乏しい学生、目的意識を喪失している学生、悩みを抱えた学生もあり、学生部はこうした学生の個性に応じた支援に苦心している。課外教養プログラムの取組みには、サービス型、体験型、自立支援型、コミュニティ形成型などのタイプがあるが、本学でも、学生の自主的活動に任せているだけ

では、社会的な人格形成や自立といった学生の成長を図ることは難しいので、積極的に自らを語りあうキャンプや人生の目的を考えさせる講演会を企画している。個の発達支援の観点から、課外活動に参加しない学生にも参加の機会を提供している。また、キャンパスに留まりにくい留学生に提供するプログラムでは、留学生と日本人学生の宿泊を同室にするなど、日本人学生との交流、他者との連帯感や共有能力、責任感の育成、自己発見を促す仕掛け作りを行い、参加者から高い満足が得られている。以下に事例を述べる。

留学生スキーツアー

本学では、毎年2月に、留学生、日本人学生、教職員によるスキーツアーを実施している。留学生と日本人学生を同室にして、異なった価値観や責任感を共有しながらスキー技術を習得をさせると、2泊3日ではあるが、非常に密接な人間関係が構築でき、参加者の人間関係満足度は大変高くなっている。仲間に入れないような参加者に対しては、学生相談室相談員や留学生専門相談員が対応している。参加者は毎年増加しており、良い正課外教育の場となっている。

課外教養プログラム

毎年、手話講座、点字講習会、簡単料理教室、護身術講習会、手芸講座等、正課では与えられない技術習得や芸術系のプログラムを実施し、好評を博している。学生のニーズを把握するためのアンケートを実施して、学生の関心度の高い企画を常に検討しながら実施している。

課外教養セミナー

学生生活上重要と思われる事柄について、学外講師を招き講演会を実施している。たばこや薬物に関する講演は、毎年実施しているが、他に、性感染症や望まない妊娠が惹き起こす幼児虐待、簡単に手に入る覚せい剤の問題など、学生の関心の拡がりに応じて講演内容を拡大している。また、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントに関する講演会も実施している。

クリーンキャンパスキャンペーン

学生の体験清掃の実施、昼休み時間のノースモーキングタイムの呼びかけ、たばこタワー（たばこの吸い殻のオブジェ）の展示など、春と秋に各一ヶ月間学内美化活動を実施している。これは、文化会連合の有志学生と学生部で行うイベントである。毎回100名程度の学生が体験清掃に参加している。

【点検・評価】

学生の他者との繋がりが希薄化し、孤立化が進んでいるので、留学生スキーツアー、課外教養プログラム、課外教養セミナーなどによって、課外活動に参加しない学生に正課外教育の機会を提供することは意義のあることであり、一定の成果を上げている。し

かし限られたスタッフで企画運営をしているので、他大学と共催するなど、内容の濃い体験型プログラムの実施に向けた組織作りが求められる。また、ボランティア活動などの積極的支援の拠点としてボランティアセンターの設置も検討するべきであろう。

【課題・方策】 コミュニケーション能力や人間性を涵養し、人間関係を構築するためには正課外教育の充実は欠かせない。社会の要請に応え得る人間力を兼ね備えた人材育成が求められている昨今、自主性・協調性を涵養する場として、広く一般学生をも視野に入れた企画の強化が必要である。特に、エネルギー不足と思われる学生を対象に、自己の生きる力を再発見させる体験型プログラムを野外で行う必要性があり、実施に向けた取組みが望まれる。さらに、自主的活動の促進のためにボランティア活動支援の拠点としてボランティアセンター設置の検討を具体化したい。

(4) キャリアサポートセンターの取り組み

就職指導全体に関しては 10 章「学生生活」の項目に記述し、本項目では、正課外の「教育」に関わる部分のみについて点検・評価をすることとする。

【現状の説明】 キャリアサポートセンターでは、アッセンブリアワーを利用してキャリア教育を行うとともに、各学科のキャリア教育を支援している。

キャリアサポートセンター主催のキャリア・プログラム

春学期のプログラム

4月早々に1年次生を対象に「自己発見レポート」、2年次生を対象に「自己プログレスレポート」、3年次生を対象に「キャリアアプローチ」を実施する。その後、学年ごとにフォローガイダンスを行い、その年の目標を立てさせている。特色あるプログラムとしては3年前から全学年を対象に「しごと発見シリーズ」を企画し、学生たちが仕事のイメージを描く機会を設けている。2005年度に取り上げた「しごと発見シリーズ」は、「医薬品業界 MR」「商社業界 商社マン」「ブライダルプランナー 起業家」等の仕事を理解させ、目標を持たせる企画であった。この他に資格取得ガイダンス、公務員ガイダンスを行い、学内で開講する資格講座の紹介を行う。一方、就職活動継続中の4年次生を支援するプログラムとして、学内で企業の採用試験の第一次選抜を行う「ジョブフェア」を実施している。2005年度には、学生がこの「ジョブフェア」に自信を持って参加できるよう、前もってヤングキャリアセンター埼玉の講師により就職活動サポートガイダンスを行い、本番に臨ませた。

秋学期のプログラム

秋学期には、水曜日に15回にわたって3年次生のための就職ガイダンスを行う。15回中4回はキャリアサポートセンターの職員が行い、残りの11回は外部講師に指導を依頼している。就職ガイダンスは、本来、小グループで行う方が良い効果を出せるが、す

すべての小グループ毎に指導者を配置することは人数的に不可能なので、ガイダンスで効果をあげるために、既に内定を取得済みの4年次生を各学科から平均2名ずつ選び、研修を受けさせて、3年次生の指導を手伝ってもらっている。プログラムとしては「履歴書・エントリーシートの書き方」「業界・会社研究」「面接のマナー」等で、3年次生は就職活動を終わったばかりの先輩からアドバイスを受けている。また、就職活動の実力をつけるために、約10名でグループを作り、「内定GET講座」を行っている。採用試験では本来他大学の学生と競うことになるので、2年前から内定GET講座に他大学2校に参加してもらい、「模擬面接」「グループディスカッション」「模擬会社説明会」を共に体験させるようにしている。

学科企画のキャリアガイダンス

学部・学科によってはキャリア形成をキャリアサポートセンター主導で画一的に行うことが難しい場合もあるので、学部・学科が独自に企画するキャリアガイダンスの支援も行っている。指導は原則としてキャリアサポートセンターの職員が行うが、要望が水曜日のアッセンブリアワーの時間帯に重なることが多いので、その場合は外部の講師に指導を依頼している。

資格取得講座の実施

開学当初から資格取得講座を実施しているが、その内容は少しずつ変化している。過去には宅建・ビジネス実務法務・ファイナンシャルプランナーなどの講座も開かれていたが、現在では、秘書・日商簿記・日商販売士・カラーコーディネーター等の講座を開講している。講座の指導は外部業者に委託しているが、合格率の目標を全国平均とし、合格率が極端に低い場合は業者を代えることを伝え、緊張感を持って指導に当たらせている。

基礎力養成講座の実施

2001年度より、3年次生の7月初旬から10月下旬の間に、基礎力対策講座を実施している。講座の内容は「企業採用試験・公務員試験」基礎力対策で、企業採用試験向けにはSPIを中心に20コマと、公務員試験を目指す学生のためにさらに60コマにわたり勉強の機会を設けている。

公務員試験対策講座の実施

学生の入学時の進路希望調査によると公務員を希望する学生が多いので、「公務員対策講座」を開講している。これは基礎力養成講座の受講者と受講者以外で公務員講座受講を希望する学生を対象に選抜試験を行い、40名を目処に開講するものである。

開講時期は11月中旬から6月中旬で、延べ94コマを開講する。受講料については、学生の負担を軽減するために、業者から提示された金額の20%を大学が負担している。

それでも期間が長いために途中で落伍する者もあることから、公務員試験の一次試験に合格した者には40%の褒賞金を出し、二次試験で名簿に記載された場合にはさらに40%の褒賞金を与え、意欲が持続するようにしている。

【点検・評価】
【課題・方策】

資格取得講座を含め各講座において、意欲的に取り組んでも基礎学力がないために良い結果を得られない学生が目につく。キャリアサポートセンターが行う「基礎力対策講座」は3年次生が対象であるが、3年次から基礎学力をつけるのでは限界がある。基礎学力は早期に各学科で付け、3年次の段階では応用力を付ける講座を実施し、さらに公務員講座に繋げる必要がある。

また、アッセンブリアワー（水曜日2時限）にはキャリアガイダンスや就職ガイダンスを実施し易い。しかし、この時間帯は他のプログラムと重なるために、魅力のない内容だと学生が集まらないので、さらに工夫が求められる。そこで、AHの全学的な企画・調整を行っているアッセンブリアワー委員会とプログラムについて擦り合わせを行い、キャリアサポートセンターの重要な企画に競合するプログラムを入れないよう調整を依頼している。特に秋学期に行う3年次生の就職ガイダンスは就職活動の準備として大切なので、キャリアサポートセンターのプログラムを最優先してもらい、混乱を避けている。そして就職ガイダンスよりも学科のプログラムを優先させなければならない時は就職ガイダンスをビデオに収録し、後日活用できるようにしている。

更に、取得単位数が少ない学生が、就職ガイダンスに出席しなければならないにもかかわらず、自分は卒業できないので関係がないと考え、就職プログラムに参加しないことも問題である。これらの学生の多くは学部・学科の企画にも参加しておらず、この対策について考えねばならない。

(5) NPO活動

NPO活動についての記述は第9章「社会貢献」にもあるが、本章では、学生の正課外教育に限定して記述する。

【現状の説明】

本学では、学生の人間的成長、コミュニケーション能力の向上、考える力や自主性・積極性の醸成・強化を目的として、従来から盛んであったボランティア活動を踏まえて、課外活動・地域活動の活性化を図っている。その実現のため、地域社会に開く学校の窓口として、全学校法人の協力を得て設立されたNPO法人「コミュニティ活動支援センター」の埼玉支部を最大限に活用している。同支部は、地域の諸組織への参加を学生に呼びかけるとともに、地域のまちづくり協議会の一員として自ら地域活動を企画し学生に提供している。さらに学生の自主的な課外活動を支援している。具体的には、ホテル再生活動、地域の祭りへの参加、大学周辺の川の調査、清掃活動、蕎麦作り、野菜作りとその販売など、多種多様な課外活動と地域活動を提供あるいは支援している。また、校内での助け合い活動を促進するために、同支部が事務局となり地域通貨「デナリ」の

普及を図っている。

【点検・評価】 地域住民との交流は、学生にとって実社会の良い勉強である。本業の仕事をやりくりして、夜間や休日に地域活動を行っている地域住民と接する時、学生は、授業では見せない真剣さを顔に表している。地域の新しい祭りである「ふれあいフェスタ in 宮原」や、まちづくり協議会の活動において、ある部分の仕事を任せられ、それを実行することにより、責任感が高まり、自ら考える力がつき、それによって行動力や積極性が向上した学生が見られた。例えば、鴨川や逆川の調査では、自ら問題を見つけ、それをどのように解決すべきかを考える良い機会となった。ホタル再生活動に関しては、ホタルを育てるためのせせらぎを作り、その維持に積極的に関わっている。さらに他の学生や住民がホタルを愛するように、NPOの学生スタッフが自主的にマスコットキャラクターを創作し、ホタル鑑賞会の来場者にキャラクター入りの手作りうちわを配るなどの活動を行っている。これらは、当初、全く予期していなかった学生の自主的な活動である。

【課題・方策】 NPO法人に属している学生は、種々の活動を行う際に、精神的、資金的な支援を受けているが、他のボランティア活動に携わっている学生グループはそうではない。今後、このようなグループに対しても、必要に応じて支援する仕組みを形成することが検討課題である。

第2節 教育方法等

1 教育効果の測定

1) 教育上の効果や目標達成度の測定の方法

(B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性)

【現状の説明】 個々の授業においては、科目ごとの特性を踏まえて各担当教員の判断により教育効果が測定されている。具体的には定期試験や小テスト、レポートなどであるが、教員によっては毎回の授業の度に確認テストや質問事項等を提出させ、次回の授業に反映させるなどの試みを行っている。また演習科目においては、通常授業における報告、質疑応答の他、学習成果をまとめた発表会なども行われている。各教員はそれらを通して授業の効果を確認しつつ、最終的な成績評価へとつなげている。

学生の個人レベルの評価の指標として、本学では1988年の大学開設と同時に不完全な形ながらGPA(Grade Point Average)制度を導入してきたが、2004年度よりこの制度の充実を図っている。具体的には学生の成績を段階評価(合格4段階、不合格2段階)し、修得した成績ごとに与えられたQPI(Quality Point Index)の合計を履修科目の総単位数で割って算出し、これにもとづき学生成績優秀者表彰を行ったり、学生指導に活用したりしている。GPA制度の導入により、学生1人1人の学習状況が綿密に把握できるばかりでなく、全学的に見ても、2004年度のGPA値平均が1.97であったのに対し、2005年度は2.14に上昇するなど、教育上の効果を測定しうる指標ともなっている。

全学生が取得したGPAの平均値

対象年度	政治経済	コミュニティ政策	欧米文化	日本文化	児童	人間福祉	全体
2004年度	1.71	1.74	1.96	1.85	2.44	2.10	1.97
2005年度	1.86	1.91	2.03	2.10	2.63	2.25	2.14

なお、2002年度より大学全体として正式導入された授業アンケートにおいては、その質問項目の中に学生自身による自身の教育効果に関する点検項目を設けており、それらによって、教員はそれぞれの科目における教育効果のある程度判断することができるようになってきている。

大学における最終的な教育上の効果の指標としての卒業生の進路状況は、「就職指導」(p.108)に記載した。

【点検・評価】 教育上の効果を測定するための方法の適切性については、第一に測定水準の設定の適切性が問題となる。現行のシステムにおける個々の授業における教育効果の測定は成績評価に依存することになるが、それぞれの科目における到達目標やその授業レベルが適正なものとなっているかについては、専任教員については学科会や教授会などである程度の統一が図られている。しかし、非常勤(兼任)講師については十分な周知・徹底が

図られているとは言い難い状況である。また、GPAを用いての教育効果の測定に関しても教員ごとの成績評価の適切性という問題を抱えている。しかしながら、従来の何単位取得したかというような単なる量的な判断基準から、成績内容を評価する質的基準が導入されたことの意義は大きい。更にはGPA制度にリンクする重要な仕組みとしてのクラス・アドバイザー制度による学生一人一人へのきめ細かな学習指導の徹底により教育効果を上げるための努力が続けられており、少人数教育のメリットを生かした、学生個人の事情に応じた履修指導や生活指導を実施することにより、教員が個別学生への教育効果を実感し、卒業へ導くよう心がけている。本学は比較的小規模の大学であるため、クラス・アドバイザーやゼミ担当者以外の教員も学生と個人的接触をもつ機会が多く、教員同士の連携によって学生の相談に対処する場合も少なくない。GPAが一定水準以下の学生への指導、また正当な理由なく連続2年間の取得単位が32単位未満にとどまった者に対する退学勧告を含む強力な指導なども、このアドバイザー制度を中心として行われていることは評価できるものである。

〔課題・方策〕 科目ごとに教員個別の教育効果の測定方法についての精度を高める努力は、GPA制度の更なる改善と共に行っていかなばならない問題である。一方、大学における教育活動のすべてを含んだ教育効果の測定法としては、単なる学生が履修した科目の集合体としての全体評価ではなく、それぞれの教育課程、具体的には基礎科目群、教養科目群、専門科目群、総合科目群ごとに配置された科目やそれに付随する諸活動が有機的に連結され、カリキュラム全体として総合的な教育効果の測定という側面から判断されるべきものである。例えば、基礎科目群や教養科目群は大学教育の導入的意味を持つものであるから、その測定は専門科目群や総合科目群の履修状況などから判断されるべきであり、専門科目群や総合科目群については卒業後の進路状況などを判断の指標とするなど、更に広い意味での教育効果としては、卒業生へのアンケート結果や大学への受験生の応募者数なども重要な指標の一つとなりうるものである。そのような観点からすると、これらの教育評価は、現実には日常の教育活動の中で暗黙の内に当然のように行われてきたものではあるが、体系的かつ組織的な教育評価法の確立という面からは、なお今後の課題として残されている。

一方、目下の具体的な教育上の課題として退学や除籍などによる中途離学者の問題が浮上しているが、これに対しては2005年度より基礎総合教育部にラーニングセンターが開設され、専任の教員（指導員）を配置して学生の学習相談に応じている。同時に、中途離学者や学習継続困難者がどのような理由で発生するかについての具体的なデータが蓄積されつつあり、今後教育効果を判断するための重要な資料となっていくものと考えている。

2) 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立

(B群:教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況)

【現状の説明】 教育効果の測定に関する教員間の合意については、「聖学院大学学則第24条」及び「単位認定に関する内規」により成績評価という形で明確に定められている。また、単位認定に関する各教員の評価方法や基準はシラバスに掲載することが義務づけられており、対応が不十分な場合には指導の対象となる場合もある。教育効果や目標達成度そのものに対する教員間の合意については、特に全学的な明確な基準は設けてはいないが、教授会において、成績評価が極端に偏らないような教育水準（教育目標）を確保することが合意されている。なお、GPA制度の充実を図ることと共に2004年度からは教員組織として正式にFD委員会が設置され、個々の授業における教育効果や教育目標に関する教員間の合意確立のために、トップダウンではない方式としての啓蒙活動が開始されている。また、FD委員会では授業効果の測定の一環として、教員有志による相互授業参観や授業時間帯の配置の改善などを試験的にスタートさせている。

【点検・評価】 各授業における教育効果の測定法に関する教員間の合意については、現状では特に問題となることはなく、妥当なものと言うことができる。これまでGPA制度充実の過程で、成績体系をA、B、C、D評価からS、A、B、C、D、X評価（D評価は成績不良による不合格、X評価は欠席が多いことによる不合格であり、学内指導用の評価）に変更することに伴い、S評価の基準などについて若干の混乱が見られたが、現在では学内的な合意が行き渡りつつあると言える。ただし、教育効果や教育目標そのものについての合意形成という面では、授業そのものが各教員の判断や裁量に依存する部分が大きく、客観的な判断を難しくしているのが現状である。なお、GPA制度の活用方法に関連して、この制度は教員の授業設計上、教育効果や教育目標を適正なレベルに設定するための教員自身の自己点検的なツールでもあるとする理解が、ようやく深まりつつある状況にある。

なお、「学生による授業アンケート」の集計結果は、各担当教員に返却され、それぞれの授業の改善に活用されている。また定期的に「授業アンケート回答集」も発行されている。ただし、それらの情報やノウハウについての教員間の共有は現時点では十分に進んでいるとは言えず、FD委員会の今後の課題となっている。

【課題・方策】 特に大学教育全体としての教育効果の測定法に関して、組織的な取り組みが必要である。現在FD委員会が授業改善等に向けて積極的な取り組みを開始しているが、その前提となる教育効果をどのように検証していくかということについての教員全体の合意形成には至ってはいない。また、ここで忘れてはならないことは、教育の多くを担っている非常勤（兼任）講師にそれを如何に伝達し、理解と協力を得るかということである。FD委員会では定期的に刊行物（ニューズレター『授業へのパスポート』）を発行して教員間の啓蒙や合意形成のための努力を続けているが、このような地道な活動は今後も継

続して行っていかねばならない。

3) 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの状況

(B群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況)

【現状の説明】 本学では特別委員会である自己点検評価委員会とは別に、定例の委員会として点検評価実行委員会を設置し、文字通り「教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組み」が導入されている。点検評価実行委員会の主要な役割として、毎年「教員活動報告書」の作成と共に、「学生による授業アンケート」の実施があるが、本学の授業アンケートには以下の大きな特色がある。第一に教員が回収に携わることなく学生が回収する形態が取られ、自由と公正が守られていること、第二に学生を教員と共に授業を創り上げる共同作業者とみる考えに基づき、教育効果そのものを学生自身に自省的に考えさせるような項目が多く盛り込まれていること、第三にこのアンケートは教員の人事考課や査定に用いるのではなく、あくまでもそれぞれの教員の授業改善に活用されるためのものであるということである。更に、原則として2年に一度ではあるが、学生による授業アンケートに対して教員が誠意を尽くして応える応答集『授業アンケートに答えて』が作成されるなど、小規模大学ならではの独自の仕組みが多く採用されている。

また、教育効果を測定するシステムとしてのGPA制度の有効性を確認し、検証するために、 Semesterごとに教員による成績評価の集計結果を全教員に配布している。すなわち、学部長、学科長などの責任者に対しては、所属する専任、兼任教員の授業ごとの成績評価の結果が示され、各教員の教育効果の測定が適切なものとなっているか判断するための資料とされる。更に、教員個人に対しては、それぞれが担当する授業ごとの成績評価の結果と共に、学科別、教育科目群別の平均値など、全体の状況が把握できるための情報が提供される。これにより、各自の成績評価が全体の中でどのような位置づけにあるかなどが一目で確認できるようにしている。

【点検・評価】 教育効果の測定方法を機能的に有効なものとするためには、教育効果を数値化するなど目に見える指標として体系化していく必要がある。その意味では学業成績そのものは最も数値化が容易なものであり、これに関しては Semesterごとに出される教員による成績評価の結果などから、有効に機能しているかどうかを判断することは可能である。一方、学生個人における大学での最終的な教育効果は、学生の卒業後に判断される場合が多い。しかし卒業する学生が大学における学問知識的な面と共に、社会人として要求される礼儀やマナーを身につけているか、更にはリーダーシップを備えているかといったことは、通常の授業の中で数値化することが困難である。この点に関しては、アドバイザーやゼミ担当者が学生との個別の相談や指導の中で判断せざるを得ないが、本学で

は少人数教育のメリットを生かしたこのような指導は比較的充実していると言えることができる。

【課題・方策】 現状の説明で述べているように、成績評価の集計結果は、セメスターごとに教員個人や各学部、学科に戻され、理解が十分ではない教員に対しては非常勤（兼任）講師を含めて個別に指導が行われることがあり、また教務部やFD委員会などでは教員への啓蒙活動を行っている。これらについては今後も継続していく必要がある。さらには、それぞれの授業毎、教員毎の成績評価結果を、大学ホームページなどを通して公開していくことについても検討する段階に来ていると言える。一方、数値化することが困難な指標については、単に各教員による評価の集合体ではなく、組織全体による評価へどのように反映していけるかということが課題である。近年情報化の進展により様々な情報を共有化することが可能となっているが、そのようなインフラを活用して組織的に学生個別の教育効果に関する情報を共有し、指導できる体制についての検討が必要である。

4) 卒業生の進路の状況

(B群: 卒業生の進路状況)

(C群: 国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況)

【現状の説明】 2005年度の大学全体の就職者率（卒業生に占める就職者の比率）は70.9%である。進路率（卒業生に対する就職者と大学院進学者の合計の比率）で言うと72.3%となる。しかしながら、学部、学科の特性にもよるところが大きく、就職者率で見ると、人間福祉学部人間福祉学科では75.4%であるのに対して、人文学部欧米文化学科では61.0%と14ポイント以上の差が見られる。一方、欧米文化学科の卒業生は大学院進学率が2.5%と6学科中最も高いために、進路率で見た場合の差は10ポイント以下であった。なお、学科によって21.3%（人間福祉学科）から30.5%（欧米文化学科）の学生が、進路を決定できないままで卒業しているが、この中には臨時採用や大学院進学浪人、留学準備などの者も含まれている。

就職先を見ると、人間福祉学部では、児童学科は幼稚園や保育園などへの就職が全体の3分の2以上を占め、人間福祉学科も福祉施設や介護事業等が4割近い値となっている。このように、人間福祉学部の2学科は、資格取得を目指す学生が多いこともあって、4年間学修した専門的知識を活かして就職する学生が多い。一方、政治経済学部や人文学部の4学科については、小売、商社、サービス、製造、金融、情報・マスコミなど多様な業種に就職している。

近年、卒業生の内、大学院進学を希望する者の割合が徐々にではあるが増えつつある。本学の大学院は、それぞれ関連する学部、学科の卒業生がより専門的な研究を行えるようになっており、政治政策学研究科では、税理士試験の一部科目が免除される税法関連科目も開講している。アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科では、英語コミュニケーション

ンコースを開設すると共に日本文化に造詣の深い教員が着任したことにより、特に人文
 学部の両学科からの進学を想定してこれまで学んできた学問を一層深められるカリキュ
 ラムとなっている。また、2006年度には新たに人間福祉学研究科を開設し、人間福祉学
 部の卒業生に対して、より専門的な学修の場を提供することになった。このように、学
 部と大学院の連携を深めることによって、本学の大学院も学生にとっての有効な進路の
 一つとなりつつある。

本学は1988年に開学した比較的若い大学であり、第1期生がようやく30歳代後半に
 達した段階である。そのため、現時点において大学として把握している範囲では、一部
 に他大学の専任教員となった者もあるが、学問的レベルにおいて国際的、国内的に大き
 く注目され、また評価される段階まで達している卒業生は見当たらない。ただし、スポ
 ーツ関係やマスコミに連載エッセイを執筆する者や、青年協力隊など海外で献身的に奉
 仕をする者など、地道にはあるが各界で確実に卒業生が活躍しはじめている。なお、
 本学の前身である女子聖学院短期大学の卒業生の中には、絵本日本新人賞を受賞したり、
 グラフィックデザイナーとして高く評価されたりしている者もあり、また、小学校や幼
 稚園、公立図書館などで責任ある役職についている者もいる。

2005年度卒業生の進路状況

学 科	政治経済	コミュニティ政策	欧米文化	日本文化	児 童	人間福祉	全 体
卒業生	123	96	118	77	140	122	676
就職者	87	70	72	55	103	92	479
(内自営業)	2	2	5	0	1	2	12
進学者	5	4	10	5	3	4	31
(内大学院)	1	1	3	1	2	2	10
その他	31	22	36	17	34	26	166
(内非活動他)	20	9	14	6	5	8	62
卒業生に対する比率							
就職者率	70.7%	72.9%	61.0%	71.4%	73.6%	75.4%	70.9%
進学者率	0.8%	1.0%	2.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.5%
進路率 (就職+進学)	71.5%	74.0%	63.6%	72.7%	75.0%	77.1%	72.3%

【点検・評価】 就職者率及び進路率は、2005年度卒業生については、それぞれ69.7%、70.9%、72.3%
 と前年に比べてそれぞれ上昇していることは評価できるが、多くの学生が資格取得をめ
 ざす人間福祉学部の2学科については、自己の将来への方向性や就職に対する意識をし
 っかりと持った学生が多いため、より100%に近づけるように努力すべきである。それ
 以外の学部の4学科では、必ずしも学問領域と直結した就職活動が行われるわけではな
 いが、大学院進学を含めて80%程度以上をめざすべきである。その観点からすると、就
 職活動を全く行わないで卒業する者を含め、就職や進学以外の卒業生が現状で約25%も
 いることは早急に改善すべき問題である。なお、大学院への進学者は、2004年度8名、

2005年度10名と現時点では限られているが、今後は学内の大学院の整備も進んだため希望者が増えることが予想される。本学では2003年度に、それまでの就職センターをキャリアサポートセンターに改組し、単に就職させるための指導ではなく、大学院進学を含めた将来の方向性を考えさせるキャリアガイダンス指導を重視する方向に転換しており、評価できるものである。なお、キャリアサポートセンターについては、第13章「事務組織」に詳述している。

〔課題・方策〕 大学院等を含めた進路率の増加を図るため、キャリアガイダンスおよび専門科目の一層の充実を図る必要がある。また、社会状況の変化、企業や関連施設等の要望を踏まえながら、大学で学んだことが就職した際に十分に活かせるように、授業内容の充実、教授法の工夫を引き続き行っていく必要がある。思い通りの就職や大学院進学ができない場合は、本人の希望と実力の間にギャップがある場合が多く、学生の進路希望に対して、どのような努力が必要か、などというような具体的な目標を持てるような進路ガイダンスが今後益々重要となる。

国際的、国内的に注目され評価される人材の輩出という点に関しては、大学の理念や建学の精神、更には本学の教育目標との関連から、世間に注目されるような人材を輩出することが大学自身の目標とすべきかどうか、ということについて少なからぬ疑問がある。本学では、たとえ世間に注目はされなくとも地道な活動や堅実な働きにより、社会や地域、所属する団体や企業などに貢献し、信頼される人材を輩出したいという願いを持っているためでもある。ただし社会的に評価される人材の育成のためには、学生一人一人の個性を大切にし、能力を引き出していく教育が必要であり、課外活動を含めた大学生活全般に学生が満足できるような教育を今後も地道に積み重ねていかなばならない。

5) 教育効果の測定方法の開発

(C群:教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況)

(C群:教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況)

〔現状の説明〕 2004年度よりFD委員会が設置され、2006年度には同委員会の年度テーマとして、「成績評価からの授業改善」が掲げられている。個別の授業の教育効果に関してはGPA制度を基礎としながら、教員が設定した目標の妥当性や学生の学業面における到達度の測定・評価に関する議論が深められることになっている。また、大学全体を通しての学生の教育効果の測定については、卒業生へのアンケートや授業アンケートなどを通じて自己点検評価実行委員会の課題として取り組み、教授会全体の問題として提言していく予定である。

〔点検・評価〕 現状の説明で述べているとおり、この問題に関しては、今年度からFD委員会や自己点検評価実行委員会などでテーマとして取り組もうとしている課題であるため、現時点での評価は困難である。しかしながら、今後の議論にもよるが、実践での活用に耐えう

るだけの新たな測定指標を短期間で開発することは、実際には非常に困難な問題でもある。その難しさは特に測定水準が高くなるにつれて大きくなり、逆に言うと低い水準、すなわち個々の授業科目についてのものであれば比較的容易であろう。それは授業科目ごとの教育効果は純粋に学修の結果としての数値としての評価が出しやすいが、大学生活全体を通じた教育効果については、大学の理念や建学の精神をも踏まえつつ、今後社会人として活動するに当たっての適応能力なども加味されたものでなければならないためである。

【課題・方策】 大学自体が、従来のように、高等教育機関としてより高度な専門知識を授けることのみを教育目標と掲げるのならば、教育効果の測定は比較的たやすいと言える。しかし近年、大学に要求される卒業生の資質は、ある意味では学業面以上に社会への適応性などを含めた人間的成熟度が重視される場合が多い。特に高等教育への進学率が同年代人口の50%を超えるような事態となった今、その傾向は益々大きくなりつつある。入学する学生の価値観の多様化と共に教育レベルにも大きな差が見られる状況となり、全体を一律な指標で評価することの困難さがつきまとっている。教育の方法についても、一斉授業的なものでは成り立たなくなりつつあり、学生ごとの個別の対応が必要となっている。このような状況を踏まえて、大学としての教育のあり方と共に、教育効果の測定方法についても、継続して模索していく必要がある。

6) 教育効果の測定結果を基礎に教育改善を行う仕組みの状況

(C群:教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況)

【現状の説明】 従来は、大学における教育効果の状況を、学部・学科レベル、あるいは科目群レベルでの教員組織での話し合いに基づき大学運営委員会などで吸い上げ、大学全体として教育改善に向けていかに取り組むか、といった議論を重ねてきた。また、具体的な教育改善の方策については、特別委員会を組織してそこに検討を委ね、答申結果を基に具体的な教育改善プログラムが策定されるという流れが確立していた。なお、2005年度からは教務部とFD委員会の協力体制が強化され、教育改善に向けてのFD委員会の政策立案を教務部が受けとめ、実施に移す態勢が整いつつある。2006年度は更にFD委員会と自己点検評価実行委員会との連携が強化されることになっている。

【点検・評価】 授業ごとの教育改善については、大学設立当初より有志による授業改善に関する懇談会が不定期に開催されていたが、2004年度からはFD委員会活動の一環として、組織的に、より積極的に取り組みつつある。学生の大学における諸活動全体を通じての教育効果を卒業生アンケートなどの結果を基礎として大学運営委員会や特別委員会を中心に基本的な改善方針を議論した上、具体策について各学部・学科や教育科目群において検討されるという方式は、大学全体として教育改革や改善に取り組む姿勢を明確にし、全学

あげて取り組むという点からは評価できるが、現実の問題としては大学運営委員会が負う負担が非常に大きくなるという欠点もある。FD委員会を中心に、常時この問題を議論し必要に応じてそれぞれの組織との連携をとって教育改善への提言を行っていく方式への転換は、より機動的な対応が可能となり大いに評価できるものである。

【課題・方策】 教育効果の測定結果を基礎として教育改善を行っていくためには、それぞれの水準、すなわち各授業単位から大学全体のレベルまで、それぞれに応じたフィードバックの仕組みが確保されていること、更には、新たな問題が発生した場合に、それを解決するための責任体制が明確になっていることが重要である。これらの課題を踏まえつつFD委員会を中心に個別授業の改善から大学全体としての教育改善に向けての提言ができるような体制を作り上げていくことにしている。

2 厳格な成績評価の仕組み

1) 履修科目登録の上限設定とその運用

(A群:履修科目登録の上限設定とその運用の適切性)

【現状の説明】 本学の各セメスターにおける履修登録の上限について、政治経済学部及び人文学部では、卒業に関する科目を現在各学期24単位まで履修できるとしている。一方、人間福祉学部の児童学科、人間福祉学科の2学科については上限を30単位としているが、これは当該学部、学科には小学校教諭第一種、幼稚園教諭第一種、保育士、社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格、高等学校教諭第一種(福祉)、認定心理士などの資格を得るための科目があり、履修登録の上限を高くしない場合には、それらの免許等資格取得に影響が生じるためである。ただし、これはあくまでも履修の上限であり、夏期休暇中に実施される様々な実習科目の単位も含まれているための措置である。実際の履修登録にあたっては、アドバイザーなど担当教員が指導を行っているが、教育効果の面から原則として各学部、学科共に20~22単位を目安として履修するよう指導している。

【点検・評価】 現在、卒業に関する科目についての履修登録上限を、人間福祉学部以外の学部・学科でも各セメスター24単位までとしているのは、分量的にはやや多いというべきかもしれない。第一には授業効果の面からの問題である。1セメスターで最高24単位まで履修できるということは、最低でも6科目以上、多い場合には10科目以上の履修を行うことになる。教室外学習時間の確保の問題や各科目における学習目標達成度の観点からは履修上限を引き下げるべきであるとの議論もある。第二には履修単位数からの問題である。現行の上限単位では5セメスターで120単位の履修が可能となり、6セメスターで、ほぼ卒業に必要な単位数を満たしてしまうことになるためである。単に卒業に必要な単位

を満たすということだけから言えば、4年次の1年間、2セメスターは授業の履修をする必要はなくなる。その意味では大学における教育の意義が問われる問題でもある。しかし、現実には3年次の秋学期から本格的な就職活動が始まっている実情があるため、学生には1年次の内から計画的な履修をすることを勧め、指導している。また、学業半ばで様々な事情から学生生活への意欲が薄れたような場合でも、短期間であるならば、こうした計画的履修を進めることで回復も可能であり、現実的には有効に機能していると考えられる。

なお、人間福祉学部の2学科については、資格を取得して卒業する者の平均修得単位数は、児童学科にあつては150単位前後、人間福祉学科にあつては140単位前後となっている。単純に上限の30単位で計算すれば5セメスターで完了することになるが、実際には3、4年次に開講される複数の実習科目が始まるまでに取得しておかねばならない科目が多く、特に複数の資格をめざすような場合には、時間割との関係から単位取得が困難な学年が存在してしまうなどの現実的課題への対応ということがある。現状では、他学部と同様、アドバイザー制度やGPA制度の活用により、教育効果の面から効果的な履修ができるよう指導している。

【課題・方策】 教育効果の面からは履修単位数の上限を厳しく制限し、科目ごとの教育効果をより高めるための方策を考えるべきである。また、現在教務部を中心としてGPAの評価レベルに応じた上限単位数に幅を持たせることについて検討中であるが、この新しい方式を導入する場合には、併せて優秀な学生については3年次修了時点での卒業を認め、大学院等への進学道を開くことも検討する必要がある。一方、低下傾向が指摘される学生の基礎学力との関連から、講義科目ではあっても授業中に学生に発表させるなど、学生とのコミュニケーションを重視した学生参加型の授業形態が増えつつある。その観点からは、従来の講義科目と演習科目との区分の見直しが必要な時期に来ている。学生参加型授業を増やすことと共に、卒業に必要な単位数や履修単位数をアップさせることも検討に値する問題である。

2) 成績評価法と成績評価基準の適切性

(A群:成績評価法、成績評価基準の適切性)

【現状の説明】 教育上の効果を測定するために、本学では授業における学生の成績評価方法として主として以下の4つを採用している。

平常試験(授業時の小テストやミニレポートを含む)

定期試験

レポートなど

口述・身体などの実技による評価

以上の他、授業への出席を特に重視する科目などでは、授業への出席状況を成績に加味する場合もある。これらの評価については一般的には単一の評価法だけを採用するのではなく、複合される場合が多いが、そのような場合には、シラバスに評価方法や評価割合、基準等を明示することとしている。なお、学生が授業の3分の1以上を欠席すると単位認定試験の受験資格がなくなることについては、全学的に教員、学生共に徹底させている。

成績評価基準については、開学後 2001 年度までは A (80～100 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)を合格とし、それ以外を D (不合格)とする評価基準で行ってきたが、この評価方法では、より優れた学生に対する評価を差別化することが困難であったことから、従来の A 評価 (80～100 点)を 2002 年度より S (90～100 点)、A (80～89 点)の二評価に分割し、現在に至っている。なお、不合格についても対外的な成績評価は D 評価のままであるが、学内的には D (点数不足による不合格)、X (出席不足による不合格)に二分割し、成績返却後の履修指導等に活用している。

評価	説明	基準点数	合否	Q P I
S	要求された程度を超えて優秀な成績	100～90	合格	4.0
A	要求にふさわしく優れた成績	89～80	合格	3.0
B	要求を満たす成績	79～70	合格	2.0
C	単位取得を認める合格最低ライン	69～60	合格	1.0
D	合格最低ラインに達しない成績	59～0	不合格	0.0
X	出席不足による評価不可	—	不合格	0.0
I	複数学期にわたる成績評価など	—	—	—
N	他大学などで修得した科目など	—	合格	—

*QPI(=Quality Point Index)：各科目の評価に与えられるポイント

【点検・評価】 それぞれの授業科目の評価方法は、原則として担当教員の裁量に任されているが、後述する G P A 制度とも関わって適正な評価に対しての共通認識を得るための継続的な努力が必要である。大学としての基本方針は「成績評価は絶対基準であるが、履修学生が少ない科目や演習科目などの場合を除き、成績評価の結果が極端に偏るのではなく全体に平均化されるような授業内容、レベルの確保に配慮する」というものとしている。成績評価は、特に同一名称科目について複数の教員が担当者となる場合などは評価にばらつきがあると問題になるが、現在は教員へ配布する出講手帳や担当者間の打ち合せ会において周知徹底されている。一例として、基礎科目としての英語科目 (E C A) では、教員が毎週定期的に会合を開き、授業方法や評価ポイントなどを確認している。しかし、それ以外の科目についてはそうした努力が十分とはいえない状況もある。また、学科によって成績分布に有意な違いが見られるが、評価が高めにつく学科と、低めにつく学

科などがあり、評価の公平性などの観点からは問題である。ただし、この問題については、学科による学生のレベル差を含め、全学共通科目での検証などを進めつつある。

成績評価方法は、一般的な大学の伝統として、従来は定期試験による評価が主流であったが、最近では定期試験のみならず、毎週の授業ごとにミニテストなどを行い、実際の学生の理解度を測定しながら、また、それらも学生の成績評価に加味していく方式が増えている。更に、本学では授業への出席を重視することから、出席の状況も学生本人の意欲と結びつけて評価に加える場合が報告されている。このように、各教員の創意工夫により多様な評価方法がそれぞれ検討されていることは、教育効果を多様な側面から測定できるという点で評価することができる。ただし、評価方法が教員によって異なることは学生に混乱を引き起こす場合もあるため、シラバスなどで評価法や評価基準等は明示することを義務づけている。

[課題・方策] 教員に対しては Semester ごとの各自の全成績評価の結果を全体の分析データと共に配布し、改善の資料として利用されており、評価の適切性の面からは毎年改善が進んでいる。過去の例では、履修学生の殆どが S 評価であったり、また逆に D (不合格) の評価であったり、ということが多く見られたが、現在では激減している。適切かつ厳格な成績評価の実現に向けて、引き続き啓蒙活動を行っていく必要がある。専任教員については、普段の教授会や学科会などを通しての説明や理解を得るための努力が功を奏しているが、非常勤 (兼任) 講師については、教員による理解の違いが未だ大きいと言わざるを得ない。非常勤 (兼任) 講師は毎年入れ替わることも多く、また授業のための出講日以外に説明の機会を設けることはきわめて困難なために、主として文書による協力依頼を行っているが、十分な効果を上げているとは言い難い現状である。極端に評価に問題があるような場合には、学科の責任者などから直接的な依頼や指導を行う場合もある。また、年に何度か非常勤 (兼任) 講師を招いての懇談会などを開催し、Semester 制の説明や、成績評価結果の分析などを実施しているが、このような地道な努力を今後も継続していく必要がある。

3) GPA 制度の運用状況

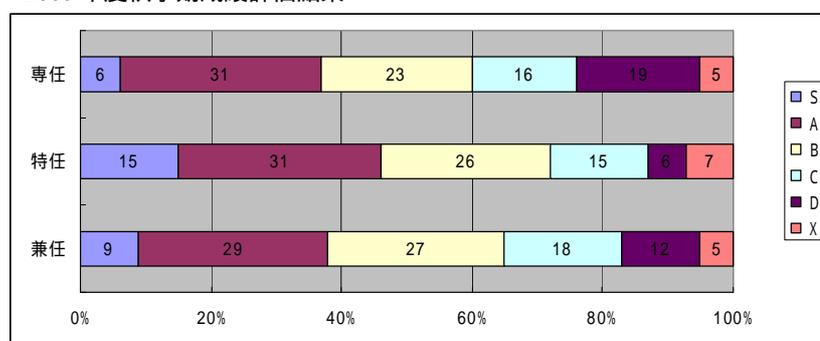
(B 群: 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況)

[現状の説明] 2004 年度から単位当たりの成績評価の平均値を示す GPA (Grade Point Average) 制度の改善を行い、評価の基準を定め、従来は科目当たりの平均値であったものを、単位当たりの平均値に改め、更には、学生自身に GPA 値を通知することによって、それまでの履修単位数という量的評価を、履修内容 (成績) という質的評価への意識転換を図ることによる教育効果の向上をめざしている。また、Semester ごとの全科目の成績評価結果を、教員所属別、学部・学科別、科目区分別、講義科目・演習科目別など、様々

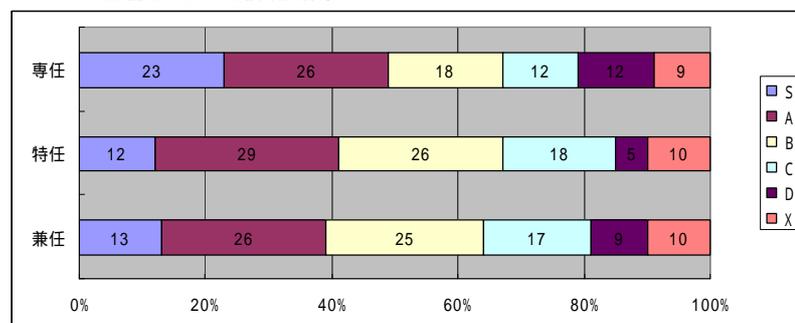
な分析の結果と共に公表しており、教員の成績評価改善のための資料として利用している。

【点検・評価】 2004年度は、改善された本制度導入の最初の年であったが、教員側にも学生側にも多少の戸惑いが見られた。学生側からは、GPAといった評価方法そのものが、これまでの評価方法とどのように異なっているのかが理解されにくく、その周知にも時間がかかった。現在は、ホームページなどでも説明を行っているが、特に新入生に対する説明のわかりやすくするなど、さらなる改善が必要である。教員側にとっては、採点基準が変更になったことに関して、具体的な対応に、教員ごとのばらつきが見られた。特に専任、特任、兼任といった所属によって評価分布が異なる傾向があった。以下に、GPA制度導入直前の2003年度秋学期の成績評価結果、及び導入最初の2004年度春学期の結果を示した。

2003年度秋学期成績評価結果

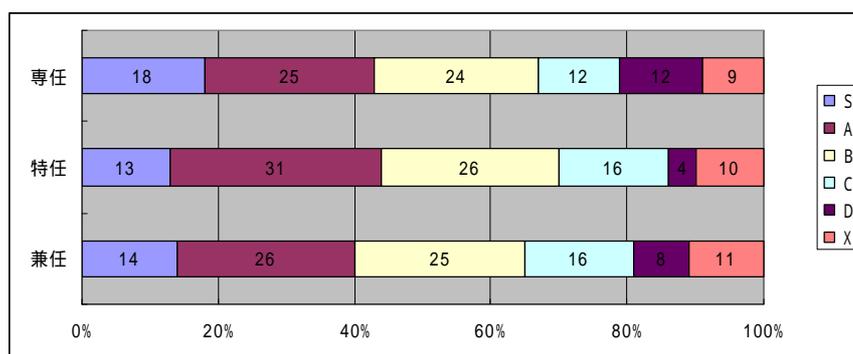


2004年度春学期成績評価結果



これによれば、S評価の割合から見て全体的に評価が厳しいといえる専任教員は、GPA導入時の説明がかなり行き届いたこともあり、2004年度は高めの評価をつける傾向があった。もっともそれまでの評価自体が厳しすぎたと言えないこともなく、ある意味では適切な範囲になったということが言える。それに対し、特任や兼任の教員については、従来とそう大きな傾向の変化はないようである。この理由は、専任教員に対しては学科会や教授会などを通じて、基準が変わったことを再三アピールしたこと、奨学金選考の際にはGPAによる結果を用いるなどの計画を説明したことなどに対し、特任、兼任の教員にはそうした説明、周知が不十分であったためと考えられる。

このような結果を踏まえて、特任教員や兼任教員への啓蒙活動に力を入れた結果は、以下の2005年度秋学期成績評価結果の通りである。



導入当初に比べて全体的に教員区分毎の差は少なくなり、平均化されてきた。即ち専任教員による成績評価の結果と、特任教員、兼任教員による成績評価の結果が近づきつつあり、比較的安定化してきていることを意味する。ただし、問題は授業ごとの評価のばらつきである。下記の表によれば、毎学期の教員による成績評価の授業ごとの平均点は年々上昇してきているが、その授業ごとの評価のばらつきは一向に改善される傾向が見えない。一部の教員や授業では学生の成績評価の平均値が高い(評価が甘い)が、別な教員や授業では低い(評価が厳しい)ということの意味し、この傾向はGPA導入当初より改善されてはいない。というよりはその傾向が拡大しているということができるほどである。この表は、教員によって評価のばらつきが特に大きい専門演習、卒業研究科目を除外し、一般の講義、演習、実技科目の内、受講生10名以上のクラスを集計した結果を示しているが、この問題はGPA制度の信頼性そのものに関わる課題であり、改善のための対応が必要である。

授業クラスごとの学生成績評価の結果

		春学期	秋学期
2003年度	評価平均値	1.969	1.958
	標準偏差値	0.5678	0.6044
	対象クラス数	534	501
2004年度	評価平均値	2.013	2.046
	標準偏差値	0.5896	0.5948
	対象クラス数	527	521
2005年度	評価平均値	2.114	2.122
	標準偏差値	0.5999	0.6451
	対象クラス数	554	517

評価平均値: S:4, A:3, B:2, C:1, D・X:0として授業ごとの評価の平均値を算出し、全対象授業クラスで平均した値
 標準偏差値: 評価平均値の授業クラスごとのバラツキ
 対象クラス数: 上記計算対象授業クラス数合計(専門演習、卒業論文、コンピュータ基礎再履修クラス、および9名以下の受講生のクラスを除外)

このような大きな問題点を抱えつつも、各学部、学科では組織的な取り組みとして、総合試験の実施や専門科目の学習効果をGPAを利用して評価するなど、学生の学力を様々な観点から把握し、それらをもとに授業方法や評価方法などの検討を行うなどの試みが行われ始めており、様々な批判を受けながらもGPAによる評価方法が認知されつ

つある。

〔課題・方策〕 GPA導入の目的の一つとしての厳格な成績評価という場合に、学生にとって厳しい成績評価、という印象で受け取られることがある。勿論そのような面を否定はできないが、ある意味ではそれ以上に厳格化が求められるのは評価する側の教員であることの認識が不足していることがある。確かに教員個人はそれぞれに厳格な成績評価を行っていることは間違いないだろうが、教員間による成績評価のばらつきが大きい場合には、外部からその結果を見た時に、それは決して厳格な評価とは言えないのである。したがってGPA制度の課題は、すぐれて教員の問題であるとも言うことができる。成績評価は授業担当者自身の意識の問題でもあり、改善は一朝一夕には進まない課題である。しかし同時に、これは単なる個人に帰するだけではなく、大学全体における教育責任としての成績評価である、ということについての理解を得るために、地道な啓蒙活動を今後も継続していかねばならない。本学では Semesterごとの成績評価結果を統計的に分析し全教員に公表しているが、こうしたデータを全教員に開示することによって、教員自らの評価基準の修正や他者と自分の成績評価の相対化などが徐々になされてきている。このように、成績評価を全学的な視点を提示することによって改善してゆくことが重要である。

なお、GPA制度自体の課題としては、全ての科目について同一基準で評価することの是非の問題がある。講義科目と演習科目、あるいは同一科目で難易度に差を持たせたクラスなどについて、本学では現在、これらを同一の基準で評価し、同レベルでGPA計算に参入している。元々GPA制度自体がアメリカで発展した制度であり、現在はほとんどそのまま日本に移入されている場合が多いが、日本における大学教育制度に合った独自のGPA制度の開発の必要性が認識されており、今後検討すべき課題である。

4) 厳格な成績評価制度を補完するための仕組みの状況

(B群: 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況)

〔現状の説明〕 本学では、2002年度より履修科目取り消し期間及び成績確認申請期間を制度的に設けている。前者は、履修登録をしたものの授業の内容が予想とは異なっていたり、授業レベルが自分と合わなかったりした場合に、科目の登録を取り消すことができる制度である。これは学生が安易に授業を放棄してしまうことがないように設けられた制度である。また後者は、成績発表後一定の期間を設け、学生が自分の成績に疑義がある場合に、教員に評価の詳細を問い合わせるためのものであり、学生たちに自身の成績評価結果についての意識を持ってもらおうとするものである。

上記2つの制度の利用状況は以下の通りである。なお、成績再確認の申請書類の保存期間が、これまでは2年間であったために、2002年度は訂正件数しか残っていないが、

今後は長期保存をしておく予定である。

対象年度	履修科目取消		成績再確認	
	申請人数	取消件数	申請件数	成績訂正件数
2002年度	399(人)	484(件)	(件)	17(件)
2003年度	366	529	42	25
2004年度	508	669	35	16
2005年度	511	695	47	16

【点検・評価】 実際にこの数年間の本制度利用者の推移は、特に履修取消制度に関しては、正式にGPA制度を導入した2004年度以降の取消件数は大幅に増えてきている。一方、成績再確認に関しては、2003年度は特別な年であった。ある特定の授業について多くの学生から再確認願いの申請が出されたことから、申請件数および成績訂正件数が大きな値となったが、その例外を除けば2004年度以降は再確認のための申請件数は増える傾向があると言ってよい。実際には、申請が増えたことに伴って成績訂正された例自体が増えたわけではないが、学生の成績に対する意識が変わってきていることを見て取ることができる。このような結果から、これら二つの制度は本学におけるGPA制度を補完するシステムとして有効に機能していると評価することができる。なお、このように成績評価に対する学生の意識が高まってきたことは、教員側にもある種の緊張感が生まれ、それが更に今度は学生による授業評価にも反映され、結果として教員の授業改善が進む、という好循環を生みつつあると言える。

【課題・方策】 GPA制度を補完する制度として位置づけられる履修登録科目取消制度の利用や成績確認申請期間に成績の再確認を求める学生数は年々増加している。これは、GPA制度が導入されたことにより、学生自身が成績評価に対してこれまで以上に強い関心を持ち、また評価に対して厳しい目で見始めているということである。一方、教員の側からすると、この制度によって毎回のように学生からの成績訂正の願いが出されることは大きな問題である。成績訂正の内容を見ると、そのほとんどが教員の転記誤りなど比較的単純なミスに起因するが多い。人間である以上ミスはある程度避けられないものではあろうが、特に成績評価に関することは学生の将来にも大きく影響を及ぼすおそれがあることを、教員はより一層自覚する必要がある。成績評価の厳格化について語る場合に、このような単純なケアレスミスが後を絶たないとなれば、学生の成績評価に対する信頼感にも影響することになる。

5) 在学生及び卒業生の質を確保するための方途

(B群：各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性)

【現状の説明】 本学における在学生および卒業生の質を確保するための措置としては、学則第37条の規定に「成績不良者に対して退学を命ずることができる」とある通りである。また、そ

のような状況に達する以前にも、正当な理由がなく2カ年間に合計32単位以上を修得できない者には退学を勧告することができるが、実際にはこれらのルールをそのまま適用することはなく、もう少し細やかな対応をしている。すなわち、1年次終了時点で修得単位数15単位以下の者については2年次の履修指導時に注意を行い、その後アドバイザーが面談を行う。さらに、2年次終了時点では31単位以下の者を個別に呼び出し、厳重な注意、および指導を行う。また、32単位以上の修得単位数であっても、このような状態が続く場合は4年間での卒業が難しくなると思われる者に対しても呼び出しをして履修指導をする、といったように、各学年において早め早めに対処してゆく方法をとっている。また、GPA制度の導入も卒業生の質の確保のための方途の一環であり、現状ではGPAの最低必要点数を卒業の条件には含めてはいないが、将来的には含めることも視野に入れて検討を行っている。

【点検・評価】 現状の説明で述べたように、本学では、教務部より出された成績データをアドバイザーが把握することにより、早めの対処が可能となっている。これにより、科目修得状況に問題がある学生への速やかな対応が進み、在學生や卒業生の質的な確保が可能となっている。また、GPA制度が正式導入されて間もないこともあり評価基準がやや不安定であることは先に述べたが、この制度が教員、学生双方に浸透すれば、学生の学習内容の点検に十分寄与することが可能となる。

ただし現状では、本学卒業生としてのミニマム・リクワイヤメントや、学部・学科の理念との関連で各学科固有の最低必要とされる要件についての議論がなされる一方で、最近には様々な学力レベルの学生が入学するようになってきていることもあって、在學生の質の問題よりも卒業が可能か否かという問題が依然として話題となる場合が多く、質の確保に過度に重点を置くことによって、卒業できない者が大量に発生するおそれがあることを否定することはできない。

【課題・方策】 在学中に様々な理由で修学継続が困難となる学生が生ずることは、現在、本学にとっての最大の課題である。そのために、これまでもアドバイザーによる指導を強化したり、ゼミの充実を進めたりすると共に、学年単位ではなく Semester 単位の指導に切り替えることにより、更にきめ細かに、また早期対応が可能となる方策などが検討されてきている。ただし、問題は様々な理由から大学に来ることさえなくなった学生への対応である。状況によっては夜中まで家庭や下宿先へ電話連絡をし、大学へ来て指導を受けるように注意を促している。このことによって再び学業に戻る学生も決して少なくはないが、非常に労力を要する作業である。本学では受け入れた学生を途中で挫折させることなく、卒業させることを目標として学生指導を行っているが、ある意味では卒業生の質の確保という観点からは相矛盾する課題でもある。在學生の途中離学問題と卒業生の質の確保の問題については、今後も引き続き検討を継続していかねばならない。

6) 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

(C群: 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況)

【現状の説明】 GPA制度の導入に伴い、質的な学習成果を評価する方向への転換が図られつつあるが、現在はそのGPA値が高い学生については、各学科における成績優秀者として表彰され、特にトップクラスの者については奨学金が給付されたり、卒業論文優秀者が特別表彰されたりするなど、学生の勉学意欲の向上をはかる仕組みが導入されている。更に現在は、登録できる履修単位数の上限を各学生のGPA値に応じて決めていこうという動きや、より高度なあるいは学際的な科目(総合科目群など)の受講資格を与えるなど、勉学意欲の高い学生にはより高度な学修を可能とする環境を提供することなどが検討されている。

特に政治経済学科では、2006年度より「トップ30育成プログラム」という位置づけのもとで、「選抜式・少人数制(定員15名まで)かつ複数の教員による学際的なチーム・ティーチングのクラス」を複数設置し、意欲的に学修に取り組もうとしている学生に、更に研ぎ澄まされた問題意識と深い学問的掘下げが可能となるよう促している。このクラスでは、現実に今生じている問題をリアルタイムで取り上げて学び、議論し、外部講師を招いた講演会を開催し、更に学外へ場を移して、実践的に現場の第一線にある政治家や企業人など、外部との意見交換の場を持つことも設定している。担当教員は、憲法学、財政学、政治学を専攻とする3名からなり、授業計画の準備段階では教員間の共同研究的な議論の場を重ねて運営している。2006年度は「私たちが生きている時代を考える」とのテーマの下に、「二極化・格差社会」「構造改革・福祉国家の終焉における『公』の役割」「ナショナリズム・国家とは何か」「9.11以後の世界」という4つの切り口から学び、最終段階では、学んだことに基づく疑問・問題提起を携えて現職国会議員とのセッションを持つことが予定されている。

なお、学習意欲や基礎学力が不足している学生への対応については、最終的には留年や中途離学という形で顕れる場合が多いが、留年者の学科個別の対応の状況については「留年者に対する教育上の配慮措置」にて詳述する。

【点検・評価】 学生の成績評価結果に基づく成績優秀者表彰の制度は、大学創立以来行われてきたものであり、優秀な学生の学習意欲を刺激する試みとしては評価できるものである。さらに近年はGPAの点数が高い学生に対しては、各学科における専門ゼミの選択に際して優先したり、欧米文化学科では大学院との連携によって、より高度な科目の履修を可能としたりするなど、優秀な学生の学習意欲を引き上げるための試みがなされている。現状の説明で述べた政治経済学科における「トップ30育成プログラム」もその試みの一つであるが、2006年度に試験的に始まったばかりであり、まだ適切な評価ができる段階ではない。しかし受講者の一部の学生は、学外で開かれているシンポジウムや講演会などにも積極的に参加し、インターンシップに参加して国会議員事務所での就業経験を積む

など、大学での講義を受講するだけの学習から社会へのコミットメントへと活動の場を広げつつある。こうしたキャンパスにおける学問的堀下げと、社会の内部へのコミットメントとの往復運動の中から、新たな可能性が引き出されてくることは確実である。

この例のように、勉学意欲が旺盛な学生を更に伸ばそうとする試みは、比較的容易な問題であり、本学においても政治経済学科のみならず、他学科でも同様の試みを実施し、あるいは検討している。これに対して、勉学意欲に乏しい学生に対する対応は十分とは言えないが、これは本来大学という組織は、勉学意欲が乏しい者を救済するための機能は持ち合わせてはいないためであった。このような学生は、基礎学力が不足している場合と、勉学に対する意欲が沸かないという2種類の学生に大きく分類することができる。後者の学生の場合は、何らかのきっかけを与えてやることにより急激に伸びる場合があるが、前者についてはリメディアルコースの設定やラーニングセンターの活用などを含め、どのような対応をとるべきかについて、なお試行錯誤している段階である。

【課題・方策】

勉学意欲が旺盛な学生の意欲を更に引き出す方策として現在検討中の課題は、大学院レベルの授業の提供である。すでに欧米文化学科では試験的に開始されているが、専門科目の一部について大学院との共通科目として実施しており、また、本学における総仕上げ的教育課程としての全学共通の総合科目群については大学院レベルのものとするなどが検討され、2007年度より実施予定である。更には、3年次卒業の制度も検討の対象となる。既に3年次修了時点で卒業に必要な単位を優秀な成績で取得した者が、他大学大学院に進学した例が出ているが、その場合、本学での扱いは、現状の学則では中途退学とならざるを得ない。非常に成績が優秀な者に対しては4年間学部に縛るのではなく、将来の可能性を引き出す意味からもこの制度の検討は必要なことである。

政治経済学科における「トップ30育成プログラム」については、現段階では他学科に先立った実験的取り組みということもあるが、その成果を見極めつつ、2007年度以降は他学科も含めて複数のプログラムを立ち上げていくことが課題として議論されている。教員間の多様な組み合わせによる学際的なチーム・ティーチングのもとで、少数教育という本学ならではの特色を活かしながら、今日の社会が直面している問題に切り込んでいくクラスを複数設定していくことが当面の課題である。

一方、学習意欲や基礎学力が不足している学生への対応については、中等教育レベルの総復習をすべきとの意見もあるが、問題は学生本人に能力がないというよりは、学習に取り組む姿勢そのものが養われていないということであり、その意味では、ただ単に中学校や高等学校の復習を行えば良いというものではない。逆にそのような場合には、学生の大学生としてのプライドを傷つけることにもなり、対応のしかたによっては逆効果ともなりうるものである。学生の学習意欲の問題については学部、学科間での差が大きいため、大学全体として一様に適用することは困難である。基本的には学科内等で議論されねばならないが、地道な努力ではあっても、アドバイザーやゼミ担当教員を中心

として学生とのコミュニケーションの強化を図っていくことが肝要である。

3 履修指導

1) 学生に対する履修指導

(A群: 学生に対する履修指導の適切性)

【現状の説明】 本学では、まず入学時における履修指導を徹底している。入学後、学部・学科別に学外で行われる1泊2日のフレッシュマン・オリエンテーションをはじめ、履修指導や生活指導などを中心に授業開始までの約1週間を集中的に充てて行っている。学生の履修登録に関する事柄やガイダンス日程については、履修要項や入学式当日のオリエンテーションで徹底している以外にも、学内掲示板による伝達、およびホームページ掲示板によって詳細な日程等を学生に周知している。履修ガイダンスは、まず学科単位の全体指導の後に個別履修相談を教員および当該学科の上級生によって行っている。また、資格取得志望者に関しても、そのコースごとのガイダンスを設けている。在學生についても同時期に履修登録、履修ガイダンスを行っているが、特に学業成績に問題がある者に対しては個別に呼び出し、教員の履修指導を必ず受けさせている。なお、定められた期間に履修登録を行わなかった者については、教務課で把握後、各学科との連携によって早めの指導を実施している。なお、こうした履修ガイダンス・指導期間以外の時期における履修指導は、授業開始後、定期的に設けられているオフィスアワーによって、教員が自分のアドバイザーグループの学生について、単位の取得状況とその内容を元に面談を行い、学生の授業履修の現状や問題点を把握している。

【点検・評価】 大学入学直後に行われる履修指導は、これまでの高校時代とは大きく異なる履修の方法に対し、4年間の学習目標と学習計画を考えさせ、必修科目、選択必修科目、自由科目などへの理解、講義、演習、実験・実習などの授業形態や単位制度、GPA制度などについて教務部教員、教務課職員などが中心となって説明、指導しており、また、それぞれの学科においても指導体制が整えられているなど、ほぼ問題はない。

また、履修ガイダンス・指導期間内における指導については、様々な手段を用いて学生への日程などの周知を行い、更に成績不振学生への個別対応などを行っており、これらに関してもほとんど問題なく機能している。特にセメスターごとに学科別の全体指導、個別指導が行われているために、この一連の流れには問題は生じていない。この期間の特に教務部担当教員への負担が過重となっていることは問題であるが、ここでの指導の丁寧さが、在學生の大学における学生生活に大きな影響を与え、ひいては卒業生の質の確保にも繋がることを自覚して、それぞれが熱心に担当している。

【課題・方策】 今後の課題となりうるのは、履修ガイダンス・指導期間以外での学生の履修状況の把

握についてである。現状では、それぞれ週2コマ以上設けられている各教員のオフィスアワーに、アドバイザーの学生の面談を実施しているが、特に学業成績の思わしくない学生については、面談結果をレポートとして教務部に提出させ、今後の指導の参考にしている。学生生活自体に問題を抱えている場合はともかくとして、こうした学生の内には、基礎学力に問題があったり、精神的に不安定な要素を抱えたりしていることもあり、このような場合には、不慣れな教員が担当するよりも専門的知識を有する学生相談室やラーニングセンターの指導員へ引き継ぐようにしている。最近では、むしろこうしたケースが増える傾向にあり、アドバイザーと学生相談室やラーニングセンターとの連携が益々重要になりつつある。場合によっては教員や職員がカウンセラー的な訓練を積む必要があるとも言われるが、中途半端に学生の内面に踏み込むと状況が一層悪化するおそれもあり、慎重な対応をしている。

2) オフィスアワーの制度化

(B群: オフィスアワーの制度化の状況)

【現状の説明】 本学では専任教員は1週間の内、最低でも2コマ以上のオフィスアワーを設け、その時間帯は常に研究室で学生の訪問に備えることになっている。各教員のオフィスアワーの時間帯は学内掲示板やホームページ掲示板等で学生に周知され、その時間帯には学生は自由に教員研究室を訪問し、日常の学修や生活面での相談をすることができる。勿論それ以外の時間帯であっても、教員が在室し、面会が可能な状況である場合には、いつでも対応するようにしている。(2006年度オフィスアワーの状況は、巻末資料5の通りである。)

【点検・評価】 GPA制度の導入に伴って、これまで以上に学生と教員が接点を持つ機会が増えた。そのため、教職員が学生とコミュニケーションを保つことにより一人一人の学生の状況を十分に把握し、適切なアドバイスを行うための場や環境を整備することの重要性が一層増してきている。その意味では、本学のオフィスアワーは十分機能を果たしており評価できるものである。更には、学生が教職員と接することを通して授業だけでは得られない教養を深め、キリスト教大学という絶好の人間交流の場を利用して人間性を培うことにも役立っていると言うことができる。ただし、正式な統計を取っているわけではないが、教員によって学生の訪問者数や相談件数に大きな差があるようである。これはアドバイザーとしての教員の個性や学生に対する熱心度を反映しているものと考えられるが、入学時、学生はアドバイザーを選ぶことが原則としてできないため、全ての教員が一定レベル以上の学生対応が可能となる必要がある。なお、2005年度にはラーニングセンターが開設され、一教員では対応しきれない相談内容が増えつつある状況の中で、アドバイザー、ラーニングセンター、学生相談室等、複数の相談窓口が準備され学生の悩

みや相談に応じることができる体制は評価できよう。

〔課題・方策〕 オフィスアワーの時間帯には、主としてアドバイザーグループや専門ゼミの学生が多く訪問するが、それ以外の学生でも授業に関することや学生生活面で相談に来室する学生も少なくはない。GPA制度導入に伴って、アドバイザーは学習支援者として学生の履修と成績を常にモニターする役割をその中心的使命として要求されており、オフィスアワーはそのための制度として学生に開放された時間として引き続き提供していくことは学生サービスの一環として重要なことである。

3) 留年者に対する教育上の配慮

(B群:留年者に対する教育上の配慮措置の適切性)

〔現状の説明〕 本学には、在学期間中の学年進行においては「留年」という制度はないため、4年次において卒業が不可となった学生が「留年」することになる。現実の状況としては、2004年度の場合、大学全体の約1割の学生が卒業年度を迎えても卒業できずに留年することとなった。学科によってその比率には差があるが、それはそれぞれの学部や学科の特性や学科内における学生指導の状況にも関連している。こうした学生の内、退学者を除いて約7割が次セメスターにおいても卒業できない状況であった。

各学科・学年の卒業対象年度学生のうち、卒業できなかった学生(2004年度秋学期-2005年度春学期)

	政治経済	コミュニ ティ政策	欧米文化	日本文化	児童	人間福祉	合 計
2004年度 4年次秋学期在籍者数	119	111	100	104	126	126	686
秋学期末卒業者数	101	96	77	93	121	113	601
卒業不可学生数	17	15	20	8	3	12	75
卒業不可学生割合(/)	14%	14%	20%	8%	2%	10%	11%
2005年度 春学期留年者数	16(1)	15(0)	17(3)	8(0)	3(0)	10(2)	69(6)
春学期末卒業者数	8	3	9	0	1	1	22
卒業不可学生数	8	12	8	8	2	9	47
卒業不可学生割合(/)	50%	80%	47%	100%	67%	90%	68%

(注:2005年度春学期留年者数には2004年度末退学者を含まない。括弧内が退学者数で外数)

学生が卒業できない、すなわち留年の理由は様々であるが、大別すると3つに分けられる。第一には、全く大学に来ない(授業を受けていない)学生である。この場合、アルバイトに傾斜して大学に来ないといったような従来からのケースもあるが、精神的に問題を抱えていて「大学に来ない」のではなく「大学に来られない」といったケースも散見される。こうした場合には、学科やアドバイザーと学生相談室などとの連携により、適切な措置を取るようになっている。第二には、入学当初のあるいは学年ごとの履修計画

が不十分なため4年間では卒業できない学生である。この対応としては、3年次から各学科の教務部教員に当該学科学生の単位取得の状況を提示し、学科内における履修指導を計画的に行うようにしている。第三には、履修計画は卒業が可能であったがなんらかの理由でその年に卒業ができなくなった学生たちである。本学では Semester 制度をとっているために、春学期のうちに所定の単位を取得して卒業することも可能であり、基本的に卒業要件まであと少しという学生の場合はあまり問題にはならないが、かなりの単位を残している学生の場合には、こういった履修計画が適当かを本人と検討するため、特に学科による指導の強化を図っている。

なお、留年者に対しては、卒業のための不足単位数が8単位以内であれば、申請によりその学期の学費が軽減される措置を講じている。

留年者に対する対応に関しては、以下に各学科における取り組みの状況を述べる。

(1) 政治経済学科

これまででも一定数の留年生および離学者（退学者・除籍者）は見受けられた。従来から、各教科の出席状況のチェックと、それに基づく期末試験受験資格（3分の1の欠席で受験資格喪失）を理由とする出席奨励、および学期の成績発表を待っての面接指導で対応してきた。特に面接指導にあっては、本人、父母（保証人）、教員という三者による面談によって、学習意欲の惹起と確認、および次学期の単位取得目標の設定などの履修指導を行っている。

(2) コミュニティ政策学科

留年者対策として、必修の演習科目について再履修クラスを設ける一方、専任の職員による電話連絡で授業出席を促している。また、留年のおそれのある学生を3年次終了時点で呼び出し、指導するなど、4年次履修計画作成についてきめ細かな対応を行っている。

(3) 欧米文化学科

欧米文化学科においては、留年者は必ずしも成績不振のみではなく、海外留学や健康上の理由によるものなども見られる。主としてそれぞれのアドバイザーやゼミ担当者が配慮し、更に履修登録の際には教務担当者が履修相談に応じて、卒業要件となる必修科目の履修状況を確認し、履修指導を行っている。

(4) 日本文化学科

留年予備群を減らす為に1年次生からの履修指導に力を注いでいる。たとえば、必修科目に対しては、再履修者に対するクラスを準備して半年で遅れを取り戻すことができるよう配慮している。学年末には、一定単位に満たない学生（1年次生20単位、2年次生50単位、3年次生90単位未満）を学科として呼び出し、反省を促すとともに、新学

期のための履修指導を行っている。また、4年次生の中で学年当初に留年せざるを得ないことが判明した学生の場合は、1学期遅れで卒業できるように、きめ細かな履修指導を行うようにしている。

(5) 児童学科

児童学科の留年者は非常に少数であり、その内容も進路変更や健康上の理由による場合が殆どである。そのため、学科の教務担当教員と、入学時から2年次春学期まではアドバイザー教員、それ以降はゼミ担当教員がそれぞれ必要に応じて連携をし、本人及びその家族と連絡を取りつつ、本人の状況に配慮した無理のない適切な履修指導を実施している。

(6) 人間福祉学科

留年者に対しては、その確定以前に大学の制度的対応として、年度ごとの取得単位数の少ない学生をチェックし、学科長が父母と共に本人と面談し、留年の危険性の指摘とともに、履修の指導を行っている。更に当該者の所属卒業研究演習（ゼミ）の担当教員より、本人に留年に関する注意が喚起される。同時に学科教務委員もその事態を把握し、本人からの相談に応じる。こうした体制によってもやむなく留年に至った学生に対しては、上記演習担当者が、本人からの求めを前提としてアドバイザーとしての役割を果たす。あるいは積極的にアドバイスを求めることのない学生に対しては、留年決定時点、およびその後にはわたって連絡を取りつつ指導を行っている。

【点検・評価】

大学として留年者対応を考える場合、学科によっては海外留学によるものなど積極的な理由からの留年者も含まれていることは明記されるべきであるが、最近の学生の中には、留年が判明した時点で落胆し退学を申し出る場合も少なくないので、卒業までに必要な単位数が少ない学生に対しては、授業料の減額措置の制度を利用させるなどのアドバイスを含め、学業を全うできるよう励まし、指導している。

本学では各学年における留年の基準を設けて卒業に向けて働きかけていくのではなく、各学科における対応にも見られるごとく、履修指導を細かに、個別に行うことによって学生個人の事情把握や励ましを行うことを原則にしている。これは、「卒業」を事務的な、数字上の学業の完了と見るのではなく、人格の形成を大学としての教育目標として置いていることから当然の対応であり、教育上の配慮、措置としては適切であると評価される。またこれは、本学の教育方針でもある少人数教育という点で可能となるものであると自負している。

このように、従来の方法は一定の成果を上げてきたと考えられるが、近年の学生の質の変化による留年者予備軍の増加は、これまでの対処方法では対応しきれないとの指摘が現場教員から出てきていることも事実である。また単位の取得状況を見てからのケアでは、事後的なものに終始することから、恒常的なケアの必要性も指摘されている。そ

ここで、政治経済学科では新たな取り組みの一つの方策として教育補助員の導入を開始した（「政治経済学科ボトム30」プログラム）。具体的には、各教員からの授業への出席情報をもとに、教育補助員が随時学生と連絡を取り、面接指導をし、場合によっては教室まで同行するなどして、出席を促すものである。そのような学生の情報は専任の授業担当教員も把握し、授業に出席しなかった場合には、その現場から補助員に再度連絡が取られ、当該学生にリアルタイムで連絡するという体制も整いつつある。このように、この教育補助は教室現場とのタイアップはもちろん、補助員と当該学生との相互の意思疎通・信頼関係の確立が重要な課題となっている。目下この制度は、かなりの成果を上げていると考えられ、政治経済学科では恒常的欠席者は半数以下に減少した。

【課題・方策】 問題となるのは、多くの単位を残している学生への配慮である。こうした学生の場合、単に勉学意欲を喪失してしまったとか、経済的に修学継続困難な問題を抱えているとかのケースもあるが、精神的なケアを必要とする場合もある。後者の場合には、その対応によっては卒業が可能となる場合も多い。4年間で卒業ができないからといって、退学や除籍といった道をとらないのは、この比率の学生がある程度存在することを示している。学生個人の問題を把握して、適切な方向に導くための指導體制の一層の充実が必要である。現状では、アドバイザーがまず問題把握をして、精神的な問題を抱える場合は、学生相談室などと連携していく。その際に、本人や家族とも相談して、最短期間での卒業を考えずにじっくりと取り組むことを選ぶ場合もある。「在籍している」ということが支えになる場合もあるからで、「卒業」だけをゴールとは考えないことが肝要である。学生にとって、大学在学が社会に出るための一つ前のステップであるとするのなら、十分に力を貯めることを可能とする指導もまた大学の使命である。そのためには大学だけではなく、家庭との連携も今後益々重要となってくる。

政治経済学科で新たな試みとして行われている教育補助制度の課題として以下のことが指摘されている。すなわち、留年予備者と思われる学生は、平日の日中だけの対応では不十分な場合が多々あることである。これは、このような学生については生活指導的な側面があるためである。その点を勘案しながらも、大学としてどこまで関与していくことができるのか、あるいは関与すべきかという問題は、今後この方式を全学的に適用させるにあたって十分な検討が必要とされる課題である。

4) 学習支援としてのアドバイザー制度

(C群:学習支援(アカデミック・ガイダンス)を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況)

【現状の説明】 本学では、全学科共通のシステムによってアドバイザー制度を導入している。1学科を1クラス30人程度の4クラスずつに分け、更にそれを3つずつの小グループに分ける。この約10名程度の各グループに1人の専任教員がつき、グループアドバイザーとなる。

2年次以降、必修の専門演習（ゼミ）が開かれるようになると、以後はゼミの担当教員がアドバイザーとなる。この制度は導入してすでに8年になるもので、その間さまざまな試行錯誤の結果、比較的良く機能してきている。アドバイザーは、学習支援者として学生の履修と成績を常にモニターしているが、特に各学年において標準的な取得単位数に満たなかったりGPA値が低かったりする学生に対しては、アドバイザー独自に、あるいは教務部委員会からの通知によって面談を行ない、その結果を教務部に提出する。

なお、教務部が履修登録期間中に日時を決めて行っている履修ガイダンス・指導の他に、常時相談を受け付ける窓口として、アドバイザー以外にもラーニングセンターがある。ラーニングセンターは、大学における学業に関する全般的なアドバイスを行うために設置された常設の教育支援組織であり、専任のアドバイザーを配置し、学生の質問や疑問、悩みにいつでも対応できる体制を整えている。

【点検・評価】 学習支援という点において、アドバイザー制度は非常に有効である。アドバイザーによる面談結果は、学生情報の共有化へともつながり、問題の把握も早くなり、早期解決にもつながっている。ただし、アドバイザーと学生の接点をどう取るのか、という点に関してはまだ課題を残している。すなわち、アドバイザーは問題のある学生と授業などでの具体的な接点がなければ、なかなか連絡が取りにくいという問題である。そのためにオフィスアワー制度を設けて時間の確保はしているが、普段接触があまりない学生の場合には、その学生をアドバイザー教員のところへどのように誘導することができるのか、という点においてさらなる改善が必要であろう。

【課題・方策】 上記の問題点の指摘の通り、アドバイザーは学期開始時の履修指導ではよく機能しているが、学期途中での学生の継続的把握が難しい状況もある。一方、ラーニングセンターは学生が行きやすい環境であることもあって、日常的に比較的に利用されているが、ラーニングセンターとアドバイザーの連携を含め、アドバイザーとそのグループに属する学生との接触をどのように確保するか、という点について更に検討を行う必要がある。一例として、政治経済学部コミュニティ政策学科では1年次にアドバイザーによる基礎ゼミを開講して対応しているが、一応の効果があることが報告されており、他学科でも検討を開始している。

なお、専任教員（アドバイザー）であっても、自学科のカリキュラムの説明や履修指導が十分に行えない教員が、少数ではあるが存在することも事実であり、アドバイザーとしての質の確保など、各学科内における教員による学生指導体制の一層の充実が求められるところである。

5) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮

(C群:科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性)

【現状の説明】 本学では、本学の学生以外の者が単位の取得を目的として特定の授業科目を履修する者を科目等履修生、単位の取得を目的とせずに受講する者を聴講生として、正規課程の学生の教育研究に支障をきたさない範囲において毎学期受け入れを許可している。科目等履修生については、履修し合格した科目には単位を認定し、その記録を保存する。これらの学生は、出願時に履修あるいは受講希望の科目を申し出ることになっているが、場合によっては、受け入れ決定後の履修登録の時期に学科の履修指導を受けて、適切な科目に変更する場合もある。その後の授業における教育指導は、当該授業担当教員に委ねることになる。

【点検・評価】 本学のように小規模な大学で正規学生のための授業担当や学生指導に多忙な中であっては、科目履修生、聴講生の受け入れに対しては積極的であるとは言えないのが現状である。したがって、科目等履修、聴講等を希望する者は、本学卒業生が資格科目の取り残しの補いという理由で履修する以外には、多くは大学の近隣住民に限定されるなど、ごく限られた範囲にとどまっている。また、このような学生に対する指導も履修登録時にはある程度行うものの、それ以後は担当の教員に委ねているのが現状である。但し、過去には留学生などがビザ取得目的で出願する場合も多く見られたため、受け入れ時での審査によってそれを防ぐようにしている。また、出願の時点で判明しなかった場合は、授業への出席状況や単位の取得状況などから、次回の出願時にその結果を活かせる体制をとっている。

【課題・方策】 本学ではこれまで、正規学生への教育に特に力を注ぎ、科目等履修生や聴講生等については積極的な受け入れを行ってこなかった。しかしながら、本学が社会的な存在として社会に開かれた大学としてあるためには、また常に「学び続けられる大学」であり続けようとするならば、今後は社会的な生涯学習の機運の高まりと相俟って、その重要性が増すことは明らかである。生涯学習センターとの連携を含めて、学内の受け入れ態勢の整備が急務であろう。

4 教育改善への組織的な取り組み

1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善

(A群:学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性)

【現状の説明】 学生の学修の活性化に関しては、入学直後に1泊2日で実施されるフレッシュマン・オリエンテーションのほか、個別指導としてアドバイザー制度やオフィスアワー制度によるきめ細かな履修指導が学科ごとに実施されている。また学生相談室やラーニングセ

ンターとの連携により、相談体制の充実が図られている。他方、教員の教育指導方法の改善に関しては、毎年1月に新年教職員研修会が実施され、各種グループ協議による密度の濃いディスカッションが行われている。また、授業を複数の教員で担当するオムニバス科目等を設け、教員が連携しながらそれぞれの指導法に改善を加えながら授業を進めたりもしている。

なお、2004年度からは学内の正規委員会としてFD委員会が組織され、2005年度秋よりカラー刷りのニュースレター『授業へのパスポート』を発行し、授業は教員・学生双方がともに創り出すものであるというコンセプトのもとに情報発信を行う他、具体的な授業の取り組み例を紹介したり、授業相互参観制度を試験的に実施したりしている。

【点検・評価】 セメスターごとに、授業開始前の約1週間を履修ガイダンス・履修相談、履修登録期間としているが、この間に行われるグループガイダンス、個別指導などは良く機能しており、学生の学修の活性化の観点からは評価することができるものである。

アドバイザー制度に関しては、一部の教員より限界に来ているのではないかと、という意見が出される場合がある。専任教員1人あたりの担当学生数は1学年10人前後ではあるが、ゼミ指導者としてのアドバイザーの役割を含めると、4学年で約40名前後の学生を担当する必要があり、現実の問題として、学生一人ひとりと接する時間を確保することがなかなか難しくなっているためである。また、オフィスアワーについても、担当する学生達が同時に研究室に来室することを想定した場合、とても対応しきれものではないことは明らかである。このようにアドバイザー制度にしてもオフィスアワー制度にしても、全ての学生には対応しきれないことを前提として成り立っている制度といえることができるが、現在の専任教員体制ではそれ以上を望むことには無理がある。そのため、現在はアドバイザー、学生相談室、およびラーニングセンターとの三者相互の連携を重視している。現状では、相談が必要な学生への対応は比較的円滑に行われていると言える。

教員の教育指導方法の改善については、毎年の新年教職員研修会で、テーマを決めて学科ごとにあるいは混成グループで建学の精神や教育指導に関しての様々な議論が行われている。これは、事務職員と教員との問題意識の共有にも役立っている。その観点から、この研修会は教育活動の活性化に大いに貢献していると評価できる。FD委員会は、実験的にはあるが教員相互の授業参観を企画したり、教員と学生との座談会を開催し学生の大学や授業に対する要望を吸い上げたりして、教育指導方法の改善を進めている。また、点検評価実行委員会が実施する授業アンケートは、それぞれの授業に対する学生の生の声を拾い上げることにより、授業や指導法の改善に大いに役立っている。

【課題・方策】 アドバイザー制度は、学生が積極的に利用すれば大いにメリットがある。したがって、今後も維持、継続していく必要がある。先に出された問題点については、学内で組織的に行われる学生相談や一般的な学習相談などの体制を一層充実させることにより解決さ

れねばならない。そしてそのことにより、教員は主としてアカデミックな面でのアドバイザーへと役割を切り替えていく必要がある。

複数の教員で担当するオムニバス授業に関しては、多くの場合、その日の授業を教員が一人で担当する形を取ることが問題として指摘される。常に複数の教員が学期中継続して授業に出席し、学生と共に他の教員の講義や指導に接すると同時に、他の教員と教育活動に参加して授業を担うなどの方法を徹底することにより、教育指導方法の改善を図る必要がある。

教育方法に関しては、近年コンピュータなどの情報機器を中心として様々な技術の開発は日進月歩である。教育全てをそれに置き換えることは不可能としても、より効率的なしかも教育効果の上がる授業を行うことが可能となりつつある。ただし、教員についてはそれら新しい技術についての情報も少なく、また受け入れるだけの余裕がないことも現実の問題としてある。現在は、全体としてこうした情報機器の活用や新しい教育方法の導入が増えつつあるものの、一部の興味と関心のある教員が利用するにとどまっている段階である。大学として大きな投資をしてこれらの機器やシステムを整備していることもあり、FD委員会やコンピュータ情報ネットワーク委員会などが中心となり、新しい教育技術についての情報を積極的に提供していく必要がある。

2) シラバスの作成と活用状況

(A群:シラバスの作成と活用状況)

【現状の説明】 本学では、授業に先立ってシラバスの作成が義務付けられている。シラバスは、授業の目標と概要、授業計画、評価方法、教科書、受講生への要望などの項目から成り立っている。また、Web版シラバスと、製本されたものとの2種類があるが、新入生は製本版、上級生はWeb版を用いることが基本となっている。このWeb版は、大学のホームページから一般にも常時公開されている。

【点検・評価】 毎学期行われる「授業アンケート」に、シラバスに関する質問項目が含まれている。講義科目および語学科目を合わせた結果は下表に示した通りである。なお、この表には含まれていないが、2005年度からは「学生自身がシラバスを読んでいるか」との設問が設けられている。このため、2005年度のデータには、シラバスを「読んでいない」と回答した学生のデータは含まれていない。逆に、2004年度はこのような設問を設けてはいなかったために、シラバスを読んでいない学生のデータも回答に含まれている。これらの学生は、おそらく下表の設問に対して、「どちらともいえない」「そうは思わない」「全くそうは思わない」との回答に分散して含まれていると考えられる。そのため、以下の分析は、主として「そう思う」「たいへんそう思う」という回答をした割合について検討する。また、2004年度秋学期は学生へのアンケート回答集の作成作業に集中したため、

授業アンケートは実施していない。

シラバスに関する授業アンケートの結果(2004-2005年度) (単位:%)

		2004年 春学期	2004年 秋学期	2005年 春学期	2005年 春学期
(1) 授業の進度と内容はシラバスの既述と概ね一致していましたか	たいへんそう思う	17.3	実施せず	10.6	14.5
	そう思う	29.5		34.8	32.7
	どちらともいえない	43.4		18.5	16.7
	そうは思わない	6.4		1.9	1.7
	全くそうは思わない	3.4		0.8	0.9
(2) シラバスは授業科目の選択と授業の準備等に役立ちましたか	たいへんそう思う	15.7	実施せず	10.5	13.7
	そう思う	26.0		29.3	29.8
	どちらともいえない	42.9		22.9	18.0
	そうは思わない	9.7		2.6	1.9
	全くそうは思わない	5.7		1.2	0.9

2004年度の集計には、シラバスを読んでいない学生の回答データも含まれている。

2005年度の集計には、シラバスを読んでいない学生、無回答の学生のデータは含まれていない。

アンケートの結果によると、「(1)授業の進度と内容はシラバスと一致していたか」という設問に対しては、「たいへんそう思う」と「そう思う」を合わせた割合が、実施時期の早い順に 46.8%、45.4%、47.2%であった。一方、シラバスが「(2)授業の選択や授業準備に役立ったか」という内容の設問に対する結果は、同様に 41.7%、39.8%、43.5%であった。このことから実施した時期よっての差はほとんどない、すなわちこの1、2年のシラバスに対する学生の意識の変化はあまり見られない、と言って良いであろう。

(1)の設問では、授業アンケートに回答した5割弱の学生が授業は概ねシラバス通りに進められていると認識していることが伺える。シラバスと実際の授業内容・進度については、以前より授業担当者からは、受講する学生のレベルや状況によって授業の内容を変更せざるをえない、という問題意識が投げ掛けられており、本学では授業開始前に配布、閲覧されるシラバスの他に、実際の授業に際してはより詳細な授業計画について受講者に配布することを奨励している。その中で受講生の状況によってある程度のシラバスの修正を認めているが、このことが学生のアンケートの結果にも反映されているものと考えられる。

(2)の設問では、約4割の学生が科目選択や授業準備に役立ったと答えているが、逆に言うとそれ以外の約6割の学生にとっては、科目の選択は別の要因で決定されていることを示している。また、学生自身の授業準備もあまり行われていない様子が伺える。例えば、児童学科のように資格取得を中心とするような学科の場合は、定められた科目を取らざるを得ず、選択の余地は少ない。また、基礎科目については、殆どが必修か選択必修の科目となっている。その意味では、実際にシラバスを見て科目選択ができるものがどの程度あるか、ということも問題になるであろう。

2005年度以降は、「学生自身がシラバスを読んでいるか」との設問が設けられたが、結果によると、2005年度春学期では68.8%、秋学期では67.7%がシラバスを読んでいる

ることが明らかとなった。ただし、「読んでいない(「シラバスの存在を知らなかった」を含む。)」と回答した者の内の約3分の2は、「この科目については読んでいない」との回答であったので、実際には授業アンケートに回答した9割近くの学生は一部でもシラバスを読んでいる、と言って良いであろう。

本学ではシラバスは学外者を含めてホームページ上から見るできるようになっており、シラバスの冊子を配布するのは原則として1年次生に対してのみである。学生による授業アンケートの結果は分析に際して受講生の学年による区分は行っていないが、2年次以上の学生にパソコン上からシラバスがどの程度利用されているかの検証が必要である。また教員側についても、シラバス記述作業はネットワークを通して自宅や研究室などから可能となっているが、安易な変更を許さないために授業開始後の変更は原則として認めていない。しかしながら、入学生の基礎学力レベルの格差が拡大しつつある傾向の中で、上述のように受講生の状況によっては授業内容や進度もある程度変更もやむを得ない場合もあるのが現実である。

【課題・方策】 シラバスをめぐっては、2005年度末にFD委員会から、改善に向けての提言がなされている。これにより執筆の際の指針が改めて示されたが、授業の目的と概要については、1) 授業の概要と目標を200文字程度にまとめること、2) 学科もしくは全学カリキュラムにおける位置づけを明示すること、3) その授業、その学問の持つパブリックな意義を学生に分かる表現で簡潔に示すこと、ということであった。しかし、2006年度版のシラバスにおいては、全ての科目においてその提言が必ずしも反映されているとは言いがたく、FD活動の難しさも提示することになった。

アンケートの結果、シラバスに目を通してしている受講生はそれなりにシラバスを活用して授業に向かっていることが伺えるが、問題は約3割の学生がシラバスに目を通してはいない、と回答していることである。この問題に関しては一部に冊子配布という形のシラバスの復活を望む声もなくはないが、Web版シラバスと授業関連サイトとを連動させることにより、授業でより有効に活用される方向での改善が必要である。

授業開始後、授業の内容などを変更することは本来望ましいことではない。逆に言う学生はきちんとシラバスの内容に目を通さないまま受講する場合があることの弊害が現れているとも言えるが、現在は大学全体として授業科目の難易度レベルを数値等で明確に示す方法についても検討を始めており、早い段階での実現に向けて準備中である。

3) 学生による授業評価

(A群: 学生による授業評価の活用状況)

【現状の説明】 2002年度春学期から学生による授業アンケートを毎学期実施し、その結果を各教員に返却している。授業アンケートは、講義科目、語学科目、実技科目別に設問内容を変え

たマークシートによって答える選択形式の設問と自由記述欄から成っており、選択形式の部分はコンピュータにより単純集計及びクロス集計を行い、各教員が自己の結果と全体の平均値を比較できるようにして返却している。また自由記述部分の記述は、活字化して返却している。これらによって、各教員が自己の授業の問題点に気づき、自ら授業改善に取り組むことが期待されている。

また、2004年度から、教員が授業アンケートの結果をいかに受け止め授業改善に活かす努力をしているかをまとめた、学生向けの応答集『授業アンケートに答えて』を隔年で発刊し、学内に公開するようにしている。これにより、学生が、自分たちの声が授業改善に具体的にいかに活かされたかを知り、教員と学生の信頼関係や学生の授業に対する参加意欲が高まることが期待される。更に、学生がこの応答集を読んでどう感じたか、読後アンケートや学生と教員との座談会なども実施し、応答集が教員の側からの誠実で具体的な回答となっているかをチェックすると共に、学生と教員との授業改善に向けてのコミュニケーションの機会を提供している。

【点検・評価】 授業アンケートは当該学期に複数の授業を担当している教員の場合は2科目までとし、受講者数の多い授業から2科目が選択される。非常勤（兼任）講師については、全科目を対象としている。設問内容は、授業内容・進め方・方法に関する設問、授業環境に関する設問などの他に、受講者自身の授業への取り組みの姿勢などについても質問する形式となっている。授業アンケートの内容は、全学一斉に実施されるより2002年度よりも前に、それぞれの学科や教員が個別に行っていたものや、他大学等で実施されているものを参考にして本学の様式を作り上げたが、その後も若干の修正を加えながら現在に至っている。本授業アンケートは各最終授業から2週前の授業の最後の30分程度を割愛し、教員が教室から退席した状態で学生自身により行われるなど、授業アンケートに対する全学的な協力体制は整っていると評価することができる。

授業アンケートの結果は各教員へ返却される他、学長および当該所属の学部長にも参考資料として渡され、それぞれの教員の授業改善のため、あるいは施設・設備の改善の資料として活用される。なお、当該学科の専任教員および非常勤（兼任）講師の場合は各学科長にも報告されるが、特に授業運営上問題があると思われるような場合は、直接授業担当者と改善に向けての話し合いが持たれる場合もある。

学生向けの応答集『授業アンケートに答えて』は、全教員に配布されているが、教員が学生の授業理解度や授業法の問題点を知り、その問題を共有化する上で、極めて有効に機能していると言える。ただし、この資料は現時点では外部への公開は行っていない。

【課題・方策】 大学全体として2002年度から継続して行われている授業アンケートであるが、4年を経て様々な問題点も指摘されている。全体として学生は率直な評価を行っており、教員側も時には励まされたり、あるいは大いに反省させられたりすることが少なくない。しかし、授業アンケートの自由記述欄には、教員の人格を傷つけるような表現も時折見

られ、学生の生の声をそのまま教員に伝えることで、教員の側が却って学生に不信感を抱いてしまうことが心配されるような場合もある。また、授業アンケートの実施時期にも問題があると指摘する向きもある。授業を全部聞かなければ正当な授業評価が出来ないのは当然のことではあるが、最終授業近くに授業アンケートを実施すると、それまでにすでに授業を放棄してしまい、もはや出席していない学生の生の声を聞くことは出来なくなってしまう。また定期試験直前の週であることから、たまたま、その時の授業にだけ出席したような、ある意味で評価の資格がない学生によって評価が歪められてしまうことも起こりうる。したがって、授業アンケートは原則として一定以上授業に出席した学生（受講生）による回答を基本とするが、一方では途中で履修を中止した学生（受講生）の生の声を聴く機会として活用されるべきである。そのため、学生による評価が高いか低いかということが主な関心事とするのではなく、常に学生（受講生）の生の声を聞きながら、各授業担当者の創意と工夫により授業改善へとつなげられるような方策を考えていくことが重要である。このような観点から、授業アンケートを含めて、本学の教育に対する学生の意見をいかにして組織的に捉えるかということは、なお検討の余地がある。学期の中間地点でも授業アンケートを実施するなどの方策も考えられるが、大学全体として行うためには大がかりな対応となり、また教員に対する負担も大きくなることが予想されるため、このような組織としての対応が、本当に教員個々の授業改善に向けて効果的であるか、ということを含め更に議論を深める予定である。また教員個人としても、学生（受講生）の意見を真摯に受け止める幅広い度量が要求されることになる。

4) F D (Faculty Development) 活動

(B群: F D 活動に対する組織的取り組み状況の適切性)

(C群: F D の継続的实施を図る方途の適切性)

[現状の説明] 本学は現代社会における自らの使命を特に意識した大学である。そのことは建学の精神や大学の理念にも表されているが、特にプロテスタント・キリスト教、デモクラシー、近代民主主義などに対する使命を学生自身に十分に理解させ、その使命を帯びて社会に貢献できる人材として育成するためには、教職員一人一人が大きな責任を負うことになる。この責任を十分に果たすためには教職員自らがよく学び、批判と評価を通して自らの進歩、改善のために努力することは必須の要件であり、F D とはそのことを組織化するためのツールであるとも言える。また、F D は決してトップダウン的に行われるべき内容ではなく、多くの教員が抱える教育上の様々な課題を共有し、その解決や改善に向けて一致協力して励むことにより、結果的に学生に良い教育的効果を及ぼすことを目指すものである。そのような理解をもって本学のF D 委員会はスタートした。

2004 年度に F D 委員会が初めて設置された際、その活動の継続的实施のために、全委

員に対して年度末に当該年度のまとめのレポートを要求し、次年度への問題継続性を確認した。そしてその思想の延長線上に、2005年度の秋より開始されたニュースレター『授業へのパスポート』の発行がある。第1号は「秋学期のスタートに向けて」というタイトルのもとに、「授業開始前のチェック事項」、「初回授業時の心得七箇条」、「学生との“契約”を明確に」、「感想カードの活かし方」、更には「90分をどう使うか - 実践例」を3つ収録するなど、まずは教員向けに教育指導方法の改善支援を主目的とした。つづく第2号でも「シラバスを書く姿勢から授業を変える」というタイトルのもとに、「講義の目標及び概要には三要素が必要」、「講義内容を200字以内に煮詰めるには?」、「カリキュラム上の位置づけを明確に」、「授業計画をどう立てるか」、「評価方法・受講者への要望は学生との契約」、「学長のシラバス体験記」のほか、2名の学生による「学生から見たシラバス」を掲載し、シラバスをテーマとして学生の意見も導入した。そして第3号はいよいよ学生が主役となり、全学生への配布となった。学生の意見聴取と意識改革のための座談会や各種アンケートの実施、FD委員会独自の「賞」の検討など、教員、学生双方からの授業改善の場が継続的に設定されている。

【点検・評価】 現状の説明に述べたとおり、本学におけるFD活動はニュースレターの発行を通して、各教員の課題・問題点や意識の共有という側面から開始された。すでに、新年教職員研修会などの機会を借りてFD活動への取り組みがなされていたが、2004年度に本学の将来を担う比較的若手の教員を中心としてFD委員会が正式に設置されたことにより、本学におけるFD活動が本格化したと言えよう。とはいえ教員のFD意識には、個人毎に差が認められるのが現状であり、全学あげての組織的取り組みにはなお時間を要するであろう。しかしながら、2005年度から、教務部とFD委員会の連携が強化され、教育改善に関するFD委員会による政策立案を教務部が受けとめ実施に移す態勢が整いつつある。2006年度は更に、点検評価実行委員会との連携が強化されたこともあり、この動きが加速度的に高まることが期待される。

【課題・方策】 本学でも遅ればせながら全学組織としてFD委員会を組織し、活動を開始した。しかしその歩みは決して平坦なものではなく、学内でも依然としてそれぞれの教員ごとに教育指導に関して様々な意見が存在することも事実である。トップダウン的なやり方を避け、比較的若手の教員を中心に教員の中から作り上げる方式を尊重してきたこともあり、現在に至るまで固定化された制度として確立しているものはない。しかし、FD委員長を中心として様々な試みが行われていることも事実である。今後も教務部や点検評価実行委員会との連携を保ちつつ、大学全体としての継続的な活動と共に、授業改善に向けた教員相互の学びの機会を活性化していく予定である。

5) 学生満足度調査

(C群: 学生満足度調査の導入状況)

【現状の説明】 授業や学業面における学生の満足度の調査は、不定期に持たれる教員と学生らとの懇談会以外に、学生による授業アンケートを通して行われている。なお、学生生活全般に關しての調査は、1999年から毎年、入学時点で新入生意識アンケート調査を、また、卒業時点で卒業生満足度調査を実施しており、この調査の中で一部カリキュラムや教育活動に關する設問も設けている。更に、保証人・保護者等へのアンケート調査を2年に一度実施している。これらのアンケート調査結果は各学科、各部署に報告され、学生の要望を把握すると共に改善すべき点については可能な限り早急に改善されている。特に自由記入欄に具体例としてあげられた指摘事項については担当部署に戻し、それぞれの部署で具体的検討を行うようにしている。またアンケートの分析結果を広報誌等に公表し、学内外に結果を知らせている。そのような形で聖学院大学が標榜する「面倒見の良い大学、入って伸びる大学」の実現に向けての努力を、全学をあげて行っているが、アンケート結果を見ると確実に学生の満足度が上がってきていると言える。

(学生アンケートおよび卒業生アンケートに関する詳細は、第10章「学生生活」学生生活に關する満足度アンケートの実施と活用状況を参照願いたい。)

【点検・評価】 学生による個々の授業アンケートの結果から、個別の科目の満足度を評価すること、あるいは学生生活全般に關する満足度をある程度把握することはできるものの、教育課程、あるいはカリキュラム全体として学生の評価を得ることはできてはいない。もちろん大学として、あるいは各学部、学科として学生の状況を踏まえつつ最適な教育課程、教育方法等を考慮してはいるが、教育効果の測定の項目でも触れたように、現時点での適切な評価手段がないために、ある意味では自己満足となっている可能性もある。勿論、学生の要望がそのまま反映される教育課程が良いと判断できるわけではないが、少なくとも学生のニーズを把握し、それを踏まえた形での教育課程を構成していかなければならないであろう。

学生生活に關すること、施設・設備の整備状況への満足度などは、アンケートの結果をもとに、重要性や緊急性を勘案して、それぞれ關連する部署で速やかに対応するようにしている。また、長期的な計画のもと準備を進める必要があるものについては、大学全体の課題として、大学運営委員会や教授会などで全学的な合意形成を図るようにしている。

【課題・方策】 本学では授業アンケートの他、学生生活に關する満足度調査は定期的に行っているが、教育活動に關する満足度調査については十分とは言えない状況である。しかしながら、あらゆる面で合格点を取るということは、現実には決して容易なことではなく、不十分な点を十分把握しつつ、それを上回る本学としての教育特色を打ち出して行くことが必要である。そのためには、大学がめざす教育を学生や保証人に対して十分に伝達するこ

とが重要であり、また、理解を得るための活動を大学としてどのように行っていくか、ということが課題である。更に、他大学にはない本学の特色を強く打ち出し、そのことに理解、共鳴する学生を増やしていくことが、一方では重要である。

6) 卒業生による在学時の教育内容・方法の評価

(C群: 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法の評価させる仕組みの導入状況)

【現状の説明】 2002年より、卒業予定者全員を対象に「大学学生アンケート」調査を毎年1～3月に実施し、その中で、4年間の教育内容・教育システム(16項目)、授業内容・方法(19項目)、教員(7項目)に対する感想などについて把握、分析している。調査結果は、関係の組織、教員にフィードバックされ、教育の改善向上の参考資料などとして利用される。

また、2005年度からは、ヴェリタス祭(学園祭・11月)に来学した卒業生に対して、別途アンケート調査を実施している。まず、仕事の内容を確認した上で、業務遂行に必要な知識や経験は何か、大学で学んだことが仕事やプライベートな生活で役に立っているか(10項目)、大学時代に何をもっと学んでおけば良かったか(12項目)、授業の改善の方向性(6項目)などを質問している。2005年度は、約80名の卒業生の回答を得た。調査結果は、キャリアサポート、および就職ガイダンス、そして教育の改善向上の参考資料として利用されている。

【点検・評価】 卒業時点における教育内容・方法の評価は一般に甘くなる傾向があるが、それにもかかわらず厳しい評価のあった事項については、真摯に改善を検討する必要がある。その意味では、卒業時点だけの評価では不十分であり、卒業後しばらく経過した時点での教育内容・方法の評価も必要であり、2005年度よりそのような調査を開始したことは評価できるものである。また、卒業後の事後評価は、大学での教育が仕事や私生活に、どのように、どの程度役に立っているかを具体的に確認するためのものとなっている。これは、教育内容だけではなく、教育方法についても改善の必要性や方向性を判断する重要な資料の一つとなりうるものである。ただし、このような調査の存在は、関係部署以外の教職員に十分に認識されていない状況があることも事実である。したがって、調査の結果から関連する組織での必要な改善は順次行われてはいるものの、全教職員の認識の下で、本学では何がどのように改善されつつあるか、という情報を共有できていないことは問題である。また、これらの調査結果が出される時期が、次年度のカリキュラムづくりの時期に合っていないという問題も残っている。

【課題・方策】 まず、2種類の調査の実施に関して、学内における情報の共有化を図る必要がある。次に、卒業時点での調査に関しては、集計・分析スケジュールを短縮し、早急な対応や改善が必要な場合に備えて、次年度のカリキュラム検討の時期に間に合うような体制作

りが必要である。なお、卒業後の調査については、2006年度以降、教務部、学生部、就職部の共同作業として対象者数を増やしたアンケート調査の実施を検討する予定である。これらを行うことにより、教育内容の質を高め、教育の効果を高めることが期待される。

7) 雇用主による卒業生の実績の評価

(C群:雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況)

【現状の説明】 本学の卒業生を雇用している企業の人事担当者を招き開催する就職懇談会(毎年11月)の参加者を対象に、「聖学院大学出身者の就業状況」に関するアンケート調査を2005年度より開始した。調査事項は卒業生の在社状況、勤務評価、業務上期待する能力、本学への教育要望などである。2005年度は82社を対象とし、回収は郵送による返送方法をとった。回収状況については回答社数42社で、回収率は51.2%であった。調査結果は就職部で検討され、教務部、教授会等を通じて関係の部署や教員などに報告され、教育改善に活用される仕組みとなっている。なお、就職懇談会には本学教員が例年20名程度参加し、卒業生の近況を聞くと共に、企業人事担当者から直接に大学教育への要望を聞くことができ、これらを教育の改善の機会としている。更に、インターンシップ先や教育実習先への教員訪問によっても、卒業生の勤務状況の情報を入手している。

【点検・評価】 調査結果によれば、多くの企業から、コミュニケーション能力、積極性、問題発見・解決能力、ホスピタリティー精神、コンピューターリテラシー、リーダーシップと共に、ソーシャルスキルなどの社会人としての基本マナーの習得に関する要望が挙げられた。また、企業では経費削減などによる教育研修費縮小という状況の中で、本学の教育への要望と期待が年々高まっていることを知らされる。このような形で、企業などから直接に卒業生の情報や本学に対する要望を得るようにしており、教育現場への情報の提供も円滑に行われていることは評価できるものである。

【課題・方策】 若者の早期退職が社会問題化している今日、本学卒業生が職場へ円滑に移行できるように、企業の要望を大学教育に取り入れていくことは大学として重要な課題であり、このような調査は継続して行っていく必要がある。

卒業生が継続して採用される企業に関しては評価が固定化してしまうことも考えられるので、今後は、本学からの採用者数が少ない企業に対しても調査対象を広げることになっている。具体的には、本学の卒業生を初めて採用した企業を対象に、半年後の10月ごろにアンケート調査を実施する。また、調査票郵送方式による調査とともに、企業に対する個別インタビューも実施し、調査票で把握できない面を補うことを計画している。

8) 教育評価の成果を教育改善に反映させるシステム

(C群:教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 点検評価実行委員会では、組織的な教育改善に向けて、授業アンケートの結果が具体的な授業改善、授業環境の改善、カリキュラム改善に繋がるよう、FD委員会、教務部などと連携している。FD委員会とは必要に応じて合同の委員会を開き、例えば、アンケートに対する教員による応答集が学生の授業参加への意欲にいかなる影響を及ぼしているか、などを話し合っている。また教務部には、授業環境やシラバスに関するアンケート結果を報告し、具体的な改善を促している。更に、委員は各学科を代表しているので、アンケートの結果をそれぞれのカリキュラム改善に活かす努力もしている。例えば、教員の熱意が評価される一方で、学生の理解度や満足度が低い授業や科目があるならば、その授業や科目は学年配当や前提科目の有無などに問題があることが考えられる。そうした科目の学年配当を変更するなどして、学生がその科目を学力に応じて履修できるように改善している。このようにアンケートによる授業の評価は、施設などの授業環境やカリキュラムに負う点もあり、これらについては教員個人の熱意や努力にのみ帰せられるべきではないと考え、対処している。

【点検・評価】 学生による授業アンケートの結果は、直接的には教員個人の授業改善に関わる部分が多い。しかしながら授業環境やカリキュラムに関わる部分は、大学が組織として対応しなくてはならないのは当然である。このような観点から、授業アンケートはただ実行すれば良いのではなく、また各授業担当教員に返却されれば良いのではなく、その結果の組織的な分析が行われ、更にはそれが具体的な教育システムの改善へとつながっていかなくては完結したことにはならない。その意味では、本学では実施されたアンケートから大学組織として対応すべき課題を抽出し、関係部署での検討の材料としていることは評価できるものである。

【課題・方策】 個別の授業改善をも含めた形で、授業アンケートの結果を最大限に活かすためには、アンケート結果の全学的な公開が課題になる。現在は、それぞれの担当教員以外には学長、学部長、学科長、点検評価実行委員会などごく一部での検討の材料としているが、大学全体としての課題の共有化のためには、原則として全てのデータの公開を進めていく必要がある。

5 授業形態と授業方法の関係

1) 授業形態と授業方法

(B群:授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性)

【現状の説明】 本学における授業形態は、大学設置基準に示されている講義科目、演習科目、実験・

実習科目に分けられる。しかし現実にはそれぞれの授業形態の区分が曖昧になってきていることも事実である。本学ではよりきめ細かな教育を可能とすることを目標として、少人数による教育、教員・学生間の双方向授業を目指しているが、それは従来のような多人数での講義形式による授業というものが確実に減少しつつあることを意味している。現在本学では、各授業の受講者数を150名以下としているが、これは1学年1学科の人数が100～130名であることから来ている受講者数の上限目標である。実際の運用では、150名を上限とはするができるだけ100名以下に押さえることをめざしているが、ごく一部の授業についてはやむを得ず150名を超える場合もある。しかし、これらについては担当教員の手配や時間割の都合上、例外的なものとして認めている。2006年度春学期においては150名を超える授業は全796授業クラス中、6クラスのみである。このような配慮を通して、本学における各授業クラスの受講者数は50名以下のものが全体の80%を超えている。

授業方法については、教員によって、また学科の性質や科目の内容によって異なる。講義科目については、一方通行的な授業のあり方が見直され、学生たちからのレスポンス・ペーパーを頻繁に求めたり、小テストを実施したりすることにより学生の理解度を常に確認しながら、また毎時間に配布されるレジュメの工夫や、ビデオ等による視覚映像からの理解やプレゼンテーションソフトなどを活用することによって、板書による分かりにくさを解消するための努力がなされている。その他、ディスカッションやディベート、ロールプレイングなど、学生の理解の向上のために様々な方法が取り入れられている。なお、最近の情報化の進展に伴い、e-ラーニングのように情報機器を活用した授業が大幅に増えつつある。また、一部では講義の様子をそのままコンピュータに取り込み、学生の復習などに活用するなどのことも試みられている。

【点検・評価】 本学の特色の1つとして掲げられている少人数教育の授業形態が語学教育の場合には特に活かされており、ほぼ望ましいクラス編成となっているのは、語学教育の授業方法として妥当であろう。今後は、能力別クラス毎のよりきめ細かい授業運営上の配慮が必要である。

講義科目については、教員それぞれの授業方法にかなりのばらつきがあり、一方的な講義形式による授業は大幅に減る傾向にあり評価できるが、今後、FD活動の推進によって、非常勤（兼任）講師を含む大学全体として一層の授業方法の改善が望まれる。なお、学科や科目によっては単なる教室内の講義ばかりでなく、企業人や芸術家といった学外の専門家の指導を直接受けるなどの体験学習により、従来の講義科目のみでは得られなかった科目の奥行きを深さを知ることができるなど、大いに効果が上がっているものもあることは評価できる。

【課題・方策】 これまでも本学では、教育効果の向上のために少人数授業や双方向授業について積極的に取り組んで来た。しかしそのことは、現在の学則上の講義科目と演習科目との境界

が不透明となる事態を招くことになった。したがって、単位数の見直しを含めて授業形態のあり方を再検討する時期に来ている。また、授業方法の改善については、各教員のFD活動への関心の高まりもあり、今後一層組織的対応を図っていく必要がある。教職や司書、保育士などの資格科目については、原則として文部科学省及び厚生労働省などから指示のあった科目についてはその通りに、その他の科目に関してもそれぞれの内容に最も適切であると思われる授業形態（講義、演習、実習）によって、授業を行っているが、より教育効果をあげるためには、特別教室等の一層の充実が必要とされている。

2) セメスター制度

〔現状の説明〕 本学では教育の充実をめざして、1996年度よりセメスター制度を導入した。本学のセメスター制度は1年の学年暦を春学期と秋学期に分けて授業を行い、原則として学期ごとに単位を認定する制度である。セメスター制度導入の目的の第一は、1科目週2回授業を設置することにより、学生の1週間における学科目数が減ることで集中的な学修が可能となり、それにより学習効果の向上が期待できることである。第二は、履修登録の機会が年に2回に増えることにより、春学期または秋学期に取得できなかった科目の再履修が同一年度内に可能となり、卒業や進級、休学や復学における支障が少なくなることである。また、段階的および系統的な履修が可能となることによって、より充実した科目の学修ができることである。第三は、秋学期開講科目が設置されたことにより、国際化に対応しやすくなり、海外の大学との交流が促進されることである。

このように、メリットの多いセメスター制度ではあるが、一方では、4単位の講義科目の場合、1時限90分の講義を半年で26～30回受講することになるため、内容が過多となり授業効果が下がる場合があることが言われる。また、すべての授業形態にとって90分が適正時間というわけでもない。とりわけ教員による一方通行的な授業形態については学習効果上の疑問が投げかけられ、参加型授業、作業型授業など創意工夫に満ちた授業形態が必要とされる昨今においては、90分で一話完結とするにはむしろ時間不足との指摘もある。このような様々な要望に耳を傾け、多様な授業時間構成への可能性の途を開くため、FD委員会の提唱により、授業改善の一環として、26～30回の講義を2時限連続で実施する授業形態を、2006年度から一部の講義科目で試験的に実施することとなった。2時限連続授業は一步間違えると学生を苦痛におとしいれかねないが、各学科のFD委員の指導のもとに科目の選択を行い、授業内容を十分に吟味・設計し、創意工夫を取り入れたうえで実施するならば授業効果の上昇が予想されている。そのため、その成果を教員全体で共有するためにも、事後の担当教員のレポート提出を義務づけている。

【点検・評価】 セメスター制度導入の当初のもくろみとは異なり、学科によっては週1コマ授業という形態が増えつつある。これは非常勤（兼任）講師を多く抱える本学では、同一科目週2回の授業が多くなると適切な時間割を組むことが困難になることや、授業準備のための教員の負担増の問題、更には学生が内容を消化しきれない場合があるなどの問題点が指摘されているためである。また、資格科目が多い人間福祉学部では多種類の科目を履修する必要があり、指導機関からの指示により週1回の授業とせざるを得ない場合もある。

一方では、週二回授業により学生との密接なコンタクトが可能となり、より深い学生指導ができるという意見もある。更には、授業は一部の必修科目を除いて春学期と秋学期とで同一のものが開講されるわけではないため、不合格となった科目を別の学期に再履修することが困難であるなど、当初想定したセメスター制度の利点を活かし切れていない問題もある。このように、形式的なセメスター制度は行われているが、内容的には未だ旧来の古い制度との間で揺れ動いている状態であると言える。

【課題・方策】 形式的なセメスター制度の導入により、春学期末卒業や秋学期入学も可能となり、国際化にも対応しうるようになったことは間違いないが、日本における社会環境、教育環境の中であって、改めて見直しが求められている課題とすることができる。本来のセメスター制は、これまでの4年間で卒業、という意識を8セメスターで卒業、すなわち従来1年サイクルで行われていた教育活動を半年サイクルで行わなければならない、という抜本的な意識変革を求めるものであることを、まずは大学構成員全員がより深く意識しなくてはならない。現在の教員の殆どは、旧制度の通年制の中で教育されてきたこともあり、ともすれば通年制への回帰が叫ばれる場合がある。そうすることで、長期休暇期間にはまとまった宿題を出すことができるなど、学修への活用も期待できるとの指摘もある。しかし、世界的なグローバル化の流れの中で、日本の大学だけがそれに逆行する動きをすることは許されないであろう。それよりは、セメスター制以外にもトリメスター制やクォータ制などを含み、日本の教育システムにより適合した新たな学期制度の開発を行うことが、重要な課題とすることができる。

3) マルチメディアを活用した教育

(B群:マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 本学では、基礎科目群の中の必修科目として「基礎教育入門(コンピュータ基礎A)」、「基礎教育入門(コンピュータ基礎B)」を置いている。この科目は、CD-ROM教材を自宅や大学などで自主的に進めるe-ラーニングの性格を合わせ持った授業である。この教材の内容は、コンピュータのワープロ・表計算ソフトの初歩を学びながら課題を作成し、それをネットワーク経由で大学内のサーバーに送信し、採点を受けるというものである。

最後に確認テストを受講して合格することにより履修が修了となり、単位が認定される。こうして1年次からコンピュータに慣れることで、その後の大学生活においてコンピュータを駆使し、いかに的確な情報を収集、加工、伝達（発信）蓄積していくかの技術を身に付けさせることを目標としている。また、英語科目ではインターネットを活用した学習が実施されており、更には、一部の専門科目の授業では将来的なe-ラーニングのための実験として授業を録画記録し、学生の復習などに活用しているものもある。その他、通常の授業においても、コンピュータやマルチメディア装置などを活用した授業が増えつつある。

【点検・評価】 本学のマルチメディアを活用した教育は、実験的には比較的早くから取り組まれていたとはいえ、それが実際の授業に生かされるためには、なお多くの課題を解決する必要があると言える。それは教員、学生双方の事情による。教員の側から言えば、従来、授業方法の改善が主として教員個人の努力に委ねられ、大学全体での組織的な動きになっていなかった、という点が挙げられる。新しい教育方法の導入は、単純なものではなく、それに伴うメリットやデメリット双方が生じる。特に新しい機器の導入は、教員の負担を軽減する場合もあるが、逆に増幅する場合もあり、その導入は一律にはいかない。授業方法にもかなりの変化を強いられるから、それを支援する仕組みが現在十分には整っていない点が課題として残る。

一方、学生の側の問題もある。授業方法を改善することにより、その場での理解が容易となることは一見良いようにも思えるが、教育効果の面からはそうとばかりも言い切れない。問題は、学生の自宅での学習時間の減少傾向である。単位取得の要件である授業時間以外における学修が、様々なアンケートの結果、全体的に減少している傾向が見られるためである。このような中で、分かりやすい、理解しやすい授業により、その場で分かったような気になってしまえば、何が理解できていないかが不明のまま残されてしまうことがある。たとえば、マルチメディアを活用した授業では、分かりやすくなったという声がある反面、ノートを取らなくなった、という指摘もある。受身の授業になりやすい傾向も見られる。しかし、“分かる”という実感無しに授業が進むこともまた問題であり、このバランスが難しい。また、授業時間外の学修を効果的にしようと、e-ラーニングのように授業の記録を保存し自宅で学修できるようにしても、今度は「授業はいつでも受けられる」ということで授業に対する軽視が起りかねないのである。

マルチメディアを活用した授業は、増え続ける傾向にある。しかし、単に学生が理解しやすいとか、興味を引くためにとかいった安易な理由で増やすことは慎まねばならない。また、現在はこの問題が大学全体として組織的な課題として取り組まれていないことにも問題がある。

【課題・方策】 マルチメディアを活用した授業を活性化させるためには、組織的な支援が必要である。マルチメディア活用の功罪について本格的に議論し、本学として基本的方針を打ち出す

必要がある。なお、2003年度には総合図書館を含めた大学情報化の将来計画として、情報センター構想に関する答申が出されている。答申以来数年を経過し、今改めて情報センター構想の再検討が必要となっている。

4)「遠隔授業」等による単位認定

(B群:「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性)

【現状の説明】 本学では、リアルタイムの双方向授業としての遠隔授業は行ってはいない。マルチメディアを活用した授業として取り上げた「基礎教育入門(コンピュータ基礎)」という科目は内容的に遠隔授業的な要素を含んでいるが、純粋な意味の「遠隔授業」とは言えない。

【点検・評価】 一般的な“遠隔授業”は、キャンパスが分散している場合や他大学との連携との関連で活用される場合が多い。本学は現在そのいずれにも該当しないので、“遠隔授業”を導入するメリットが、見だせていないのが実情である。ただし、先に触れた「基礎教育入門(コンピュータ基礎A)」、「基礎教育入門(コンピュータ基礎B)」という科目については、ある意味で“遠隔授業”と“通常授業”の双方の良さを取り入れたものと言え、システムそのものは比較的良くできている。これは、導入当初には情報関連業界などで話題となり、e-ラーニング研究の先駆的事例として取り上げられてもいる。しかしながら、問題点は再履修の学生の多さである。自分のペースで学修が進められるということを安易に捉え、自己管理ができずに履修を継続できないケースが多い。この点については、課題の進捗状況を学科の担当委員に報告し、遅れ気味の学生を励ましたりしているが、なかなか進捗管理には結びついていないのが現状である。本来、この科目の設置の隠れた目的として「自宅で学修する習慣」をつけさせるということがあったが、そのことが本学で取り組んでいる“遠隔授業”を成功させる鍵だということが次第に理解されてきている段階である。

【課題・方策】 最も大きな課題は、「基礎教育入門(コンピュータ基礎A)」、「基礎教育入門(コンピュータ基礎B)」科目の再履修の学生の数を減らすことである。そのためにも「自宅で学修する習慣」の重要性を学生に気がつかせる方策を検討すべきである。一方で、純粋な意味での“遠隔授業”については、今後海外を含む他大学との連携がより推進されるようになった場合、その導入について真剣な議論が必要になるだろう。

第3節 国内外における教育研究交流

1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

(B群:国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性)

[現状の説明] 国際交流の推進に関する本学の基本方針は、大学の理念 10 カ条に基づき、学生が国際人として通用する人格と教養を身に付けることができるように、様々な面からその成長を助ける努力を結集することである。また、教職員に対しては、自らを国際人とするべく切磋琢磨の機会を提供することである。上記目標を実現すべく行われてきたことを列記すると以下のようになる。

- (1) 学生には、全学をあげての公募制による2週間から4週間にわたる海外研修を実施してきた。過去5年間(2002年度から2006年度)の実績は、派遣国はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国であり、本学との姉妹校、提携校などに総数264名を派遣した。なお、参加者全員に研修奨励金が給付されている。
- (2) 現在、提携校はアメリカに4校(オグルソープ大学、リンチバーグ大学、ベサニー大学、ラグレインジ大学)、韓国に3校(啓明大学、聖潔大学、湖西大学)であり、提携校交換留学生の公募に応募した者の中から選抜し、更に一定の基準に達した者を1セメスターないしは1年間派遣している。過去5年間(2002年度から2006年度)の実績は、総数10名である。提携校への留学の場合、授業料は無料であり、その他に教科書代、寮費、航空運賃等は個人負担となっているが、相当額の奨学金を給付している。
- (3) 教員には、特別研究期間制度のもとで1セメスターまたは1年の間、国外で研究できる機会を提供している。過去5年間(2002年度から2006年度)に在外研究として海外へ出張した実績は、総数16名である。本制度適用者の割り当ては、各学部年間2セメスター分を原則としている。この制度を利用する者には、派遣期間によりセメスター当たり100万円を特別研究費(旅費交通費を含む。)として給付している。研修期間中の給与は役職手当および通勤手当を除いて、全額が保証されている。
- (4) 同様に、教員については短期特別研究期間制度があり、2カ月の間、特に夏休み期間中、公務を免除されて国外において研究に専念できる。年間2名程度、合わせて100万円の予算が計上されており、過去5年間(2002年度から2006年度)の海外出張の実績は、総数4名である。
- (5) 提携校からの学生の受け入れも行われており、期間は1セメスターあるいは1年である。過去5年間(2002年度から2006年度)の実績は、アメリカからは7名、韓国からは4名である。提携校との合意事項に基づいて授業料は無料である。
- (6) 本学への2年間(編入生の場合)あるいは4年間の私費による正規留学生の2006年度の在籍者数は200名である。大部分の者が勉強の意欲が高く、成績は学年上位を

占める者が多いため、日本人学生に対してよい刺激を与えている。きめの細かい選抜の方法も含めて、この留学生受け入れ制度が本学の益となっている。

(7) その他、学科独自のプログラムとして、政治経済学科ではオーストラリアにおける環境スクールでの短期研修、人間福祉学科ではスウェーデンなどでの北欧福祉研修を実施している。また日本文化学科では、韓国の啓明大学との提携により 2005 年度より現地学期として、3月から7月にかけて 30 名前後の学生が本学に滞在し、本学のカリキュラムに沿って、授業を受講し、単位を取得するプログラムを行っている。

【点検・評価】 本学は大学の規模から判断して、教員ならびに学生に対する海外研修及び留学制度は平均的な水準にあると思われる。しかしながら、学生の海外派遣のための提携機関の数や相手国については、未だ不十分であると言える。具体的にはイギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリア、中国・台湾等の大学との提携を結ぶ必要がある。フランス、ドイツについては、欧米文化学科では奨学金制度を設けてインディペンデント・スタディとして派遣を行っており、一定の成果を収めている。

なお、これらの国際交流に関する事務は国際センターが窓口となって扱っているが、教育内容等に関しては関連する学科との連携を取りながら実施しており、学生や教員のサポート体制としては適切である。

【課題・方策】 上記のように派遣・提携国に偏りがあるので、早急に解決すべく調査を始める必要がある。現在、7校のキリスト教大学と提携関係を結んでいるが、とりあえずは 15 校程度を目標にして、国際センターを中心に資料の収集・検討、先方校への打診などを行う。

2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置

(B群:国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性)

【現状の説明】 学校法人聖学院はアメリカより派遣されたキリスト教宣教師を中心として建てられた教育機関であり、日本におけるプロテスタント・キリスト教の文化伝統を受け継ぐ組織であることを強く意識し、そのことから必然的に生じる欧米を中心とする国際交流を学院創立当初よりその中心的命題としてきた。そのため、現在は全法人的組織として国際センターを設置し、大学のみならず幼稚園から大学院に至る各レベルでの国際教育研究交流に関する働きを担っている。アメリカのキリスト教大学であるオグルソープ大学とは大学設立とほぼ同時に提携を結び、相互に交換留学生を派遣している他、夏(7~8月)・春(2~3月)には語学短期研修の学生を派遣している(現在、短期語学研修は休止中)。またリンチバーグ大学とは、本学の前身である女子聖学院短期大学時代から提携を結んでおり、学生交換のみならず、短期大学卒業生がリンチバーグ大学へ編入したり、客員教員を相互に派遣したりすることなども行われてきた。近年では、正式な提携校としてベサニー大学やラグレインジ大学などが加わったが、いずれも本学の建学の精

神と理念的共有が可能なキリスト教大学である。ヨーロッパでは正式な提携に至っている大学はないが、総合研究所を中心としてイギリス・オックスフォード大学、アメリカ・エモリー大学、韓国の翰林大学校日本学研究所、極東問題研究所などとの研究交流が盛んに行われており、その関連で本学教員が特別研究期間中にこれらの大学や研究機関で受け入れられる場合もある。

1998年に人文学部に日本文化学科が設置されて以来、これまで欧米中心であった国際交流に加えて韓国を中心とする近隣アジア諸国との交流にも力を入れつつある。韓国とは現在3大学（啓明大学、聖潔大学、湖西大学）と姉妹校提携を結んでおり、相互に交換留学生を送り合ったり、韓国の大学卒業後、本学へ編入したりする学生も出ている。また啓明大学校からは、毎年春学期に30名程度の学生を日本現地学期として、本学にて授業を履修するシステムが定着している。その他、韓国とは翰林大学と大学院レベルでの提携をし、学費・滞在費を大学院が負担し、学生を受け入れている。

【点検・評価】 本学院では、小学校、中学校、高等学校を含め、特に欧米を中心とする国際交流については、それぞれのレベルでこれまでも積極的に行われてきたことは評価できる。その特色は国際化・グローバル化の流れの中での交流協定を締結するだけの表面的な交流に留まらず、文化的、思想的基盤を同一にするキリスト教を媒介とした信頼関係に基づく交流関係であるが、当初は学校単位でそれぞれのレベルに応じた交流を行ってきた。大学設立以後は、国際センターが整備されたことも受けて、各学校単独ではなく全法人をあげての交流に進展するケースが多い。一方、近年は大学を中心にアジア各国との交流も進みつつあり、2004年度にはACUCA(Association of Christian Universities and Colleges in Asia)へ加盟するに至った。また、本学には元々キリスト教宣教師を中心に外国人教師が多かったが、最近では特に外国語科目についてNative Speakerである外国人教員の採用も多くなり、交換留学生や現地学期生、更には一般の私費留学生などの増加と相俟って、キャンパス内に国際的な雰囲気生まれてきつつある。

大学としては、これらの留学生と日本人学生や教職員との交歓会や日本の伝統文化と触れ合う機会として、着物着付け講座を実施したり、留学生スキーツアーや留学生スピーチコンテストなどを企画、実施したりしているが、このような形で本学の国際交流推進のための措置としては適切に行われていると判断することができる。

【課題・方策】 国際交流については、学生自身の関心も高く、大学で用意するプログラムはもとより、個人的に国外へ語学留学に出る学生も増えつつある。そのようなことから、今後は現在のプログラムを更に円滑に進める努力を継続しながら、新たな学術交流提携校の開拓による教員や学生の交流促進、また学生の留学支援に向けてのカリキュラムの整備などが視野に入れられるべきである。また、欧米からの留学生の中には、日本語や日本の文化・政治・経済など特定の関心を持っている者が多く、本学で交換留学生用に開講しているJapan Studies Programの充実など、受け入れ態勢の一層の整備が求められている。

なお、現在の本学の姉妹校提携校はキリスト教大学に限られているが、より幅の広い提携を行っていくためには、キリスト教大学以外の大学との提携のあり方について、学内的な意思統一を図る必要がある。

3) 外国人教員の受け入れ

(C群:外国人教員の受け入れ体制の整備状況)

【現状の説明】 専任教員以外の外国人教員の受け入れについては、現状では「聖学院大学客員教員規程」が定められ、これにより特に海外の提携大学等からの教員を交換教授という形で比較的短期（原則1年以内）に迎え入れることが可能となっている。このような場合には本学のカリキュラムに従って科目担当をすることもあるが、大部分は既に開講されている講義などでの特別講師として授業の一部を担当する場合が多い。本学における外国人客員教員は主としては研究交流を目的として来日し、総合研究所・大学院などを中心として活動を行っている。

これまで本学において外国人客員教員を迎え入れた例は下表の通りである。学部では招聘教授の制度は設けてはいないが、大学院、総合研究所では提携校以外にも招聘教授として招く場合があり、その場合も必要に応じて講演会やシンポジウム、更には学生の授業の一部を担当する場合がある。

客員教員氏名	所属大学等	期間	担当科目 / 対象学部等
ロビン・ルブラン	米国・オグルソープ大学	1995.5.30- 1995.6.30	総合研究所
池 明観	韓国・翰林大学校日本学 研究所長	1996.4.1- 2004.3.31	総合研究所
ハン・キウ・ソン	米国・リンチバーグ大学教授	1998.9.16- 1999.1.15	日本文化学科
康 仁徳	韓国・極東問題研究所長、 北韓大学院大学校	1999.7.1-	政治政策学研究科
フリードリッヒ・W・グラーフ	ドイツ・ミュンヘン大学教授	2000.6.1-	アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 隔年に授業「海外研究者講義」担当
千 昊載	韓国・啓明大学校教授	2004.3.1- (来日中止)	日本文化学科
クリストフ・シュヴェーベル	ドイツ・チュービンゲン大学 教授	2005.5.20-	アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 隔年に授業「海外研究者講義」担当
ジョン・ウィッテ	米国・エモリー大学教授	2006.6.1-	総合研究所
ハロルド・コンラッド	日本ドイツ研究所研究員	2006.4.1-	総合研究所

【点検・評価】 現在、学部・学科レベルでの外国人客員教員は提携大学からの教員を迎え入れることに限られている。提携大学各校とは交換教員のルールを定めており、そのルールに従って客員教員として迎え入れることになる。客員教授の受け入れは、原則として Semester 単位で行われるが、サバティカルなどの期間を利用する場合が多い（本学から送り出す場合も同様）ので、大学等で授業を担当する場合には規定の講師料などを支払うことになる。ただし、本学は常設のゲスト用宿泊設備を持たないため、本学に客員として所

属する場合には滞在費用等が障害となる場合がある。客員として招聘する場合は、その滞在費用は本学で負担することになり、短期の滞在には臨時にホテルなどを手当てすることも可能だが、中・長期にわたる場合には同様に宿泊施設の費用が嵩むことになり、学部レベルでの外国人研究者の招聘には消極的にならざるを得なかったと言える。

【課題・方策】 客員教員採用の制度そのものに関して、現時点では殆ど問題はないが、本制度をより活性化させるためには客員教員用の宿泊施設を確保することが必要である。本学から同様に外国の大学へ行く場合には寮などが完備されている場合が多く、その意味でも、本学でそのような施設を自前で持つか、あるいは外部に確保するかは別としても、常に準備しておくことは客員教員を招くための基本的インフラと考えられ、そのようなことを通してより活発な教員交流が可能となるものである。

4) 教育研究成果の外部発信

(C群:教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性)

【現状の説明】 教育研究成果の内、研究成果に関する問題は第6章で扱っているため、ここでは主として教育成果の外部発信について述べる。

本学では1996年度に入試広報センターを設置したが、翌年入試部門を残して広報センターは法人全体の組織として改編された。広報センターに関わる業務は大きく3つに分かれるが、その第1はマスコミへのパブリシティ広報およびマスコミ対応である。学内での教育研究諸活動をマスコミに発信することにより、大学近隣地域は勿論、広く社会への本学への理解度を高めることを目的としているが、本学の特色ある教育・研究活動や入学式、卒業式、ヴェリタス祭、ジュベナリス祭などの年中行事の案内、生涯学習センター等による公開講座の開催、特別講演会、シンポジウムの案内など、地域新聞社等へニュースリリースとして発信している。第2は広報誌の作成である。定期的に「聖学院報」(年2回)、「ASF NEWS」(年2回)、「聖学院だより」(毎月)などを、主として在学生(あるいはその父母)、卒業生、教職員向けに発行している他、大学広報部と連携して大学パンフレットなどの入試広報誌の作成も担当している。第3はホームページによる広報である。学校法人聖学院では2005年度の理事会決議により「聖学院はホームページ主義でいく」という方針が打ち出された。具体的には、インターネットやIT技術を活用して、教育問題や憲法・教育基本法改正問題、更にはグローバリゼーションの進展と現代日本を取り巻く状況の中で生じている様々な問題に対して教育機関として社会に発言していく。聖学院諸学校についての情報発信を一層進め、聖学院教育の良さを広く広報していく。園児・児童・生徒・学生の安全確保、家庭との連絡強化を図る。という3点が確認され、これに基づき外部情報発信やホームページの充実等が図られている。また、外国への情報の発信という観点から英語のホームページの充実を

進める他、中国語や韓国語のページの作成について準備中である。なお 2007 年度版大学ランキング(朝日新聞社)ではWEBサイト部門で本学は全国全大学の中で第 39 位にランクされた。

【点検・評価】 本学はプロテスタント・キリスト教の精神を基盤に、3 学部 3 研究科 1 研究所を擁する大学であり、このような大学の性格と利用できる教育資源の観点から、リベラルアーツ的教養教育と実業社会や専門的職業に対する教育の両面での積極的関与を継続して行ってきた。聖学院大学公開講座を 36 年間(当初は女子聖学院短期大学公開講座として開始された。)継続開催することができたのもそのためである。特に近年では、大学院研究科や総合研究所を中心に、地方自治体の政策決定に関わる形での協力体制が維持されている。本学の創立当初からめざしてきた地域社会との連携の強化という観点から評価できるレベルに達している。更にこの数年は、地域コミュニティの活性化をめざした N P O 法人を立ち上げ、大学周辺の町内会や商店街などと連携した活動が推進されつつあり、教職員や学生と地域住民との協同活動が様々な場面で展開しつつある。また、地域と大学との連携が進むことにより、大学教員本来の役割ともいえる講演会や演奏会、更には審議会委員等への委嘱なども増えつつあるが、これらの連携や地域への貢献を進展させるためには広報部門の働きが大きいと言わざるをえない。

問題点としては、これら地域社会への貢献は様々な形で行われているものの、本学のような規模の大学としては、地域貢献のためのマンパワーが不足していることがあげられる。色々なプログラムが評価され、それぞれの方向に拡大していくにつれ、全体を統括する枠組みが必要な段階になっている。一つ一つのプログラムは高い評価を受けてはいるが、現在、総合研究所や生涯学習センターなどで、ばらばらに行われている地域貢献諸活動に関する全プログラムを、統括する枠組みが現時点ではできてはいない。

【課題・方策】 本学がこれまでと同様、社会的な存在として地域社会・住民や自治体への貢献をし続ける大学であるためには、生涯学習の充実や地域社会との連携は益々重要となる。また、その新しい形として N P O による地域住民協同参加型のプログラムが、より活性化されていく必要がある。

他方、本学のようにその理念・建学の精神において「プロテスタント・キリスト教総合文化大学」を標榜する大学としては、地域の枠組みを自ら狭いものとすることなく、日本社会においては少数派であるキリスト教を、文化の面から、あるいは教育や福祉、人権等の立場から啓蒙していくという視点を欠落させてはならない。更に、第 6 章で触れる研究活動を通しての世界への貢献という観点からは、現在の「聖学院大学総合研究所オン・ザ・ウェブ」などの充実も必須の課題と言える。

第4章 学生の受け入れ

【到達目標】 学生は、本学理念の担い手として重要な構成員であり、学生の確保は必須の目標である。さらに大学全入時代にあって、定員数の学生を継続的に確保することは、私学としての財政的基盤を確立する上で重要な課題である。このためには、高校新規卒業者ばかりでなく、シニア世代、社会人、留学生など、それぞれの学部・学科の理念に相応しい学生を受け入れる必要がある。

本学の「アドミッションズポリシー」(小冊子)においては、学生選抜の基本方針について「能力の『選抜』をするのではなく、本学の教育を理解して将来に夢をもち、意欲的に取り組むことのできる学生を『見出す』ことを目指している」と述べられている。さらに、勉学意欲に溢れた学生、語学、スポーツ活動、ボランティア活動、キリスト教文化活動等の特定の分野に秀でた能力を持つ学生など、画一的でない多様な資質を持った学生を柔軟に受け入れるためには、そのための広報活動や選抜方法などの整備が必要である。

以上を踏まえて、本章では以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

大学の理念に相応しいアドミッションズポリシーが明確に示されているか。

アドミッションズポリシーに適合した学生選抜が行われているか。

学生定員に相応しい入学者数の受け入れが行われているか。

退学者を減らすために、適切な対策が講じられているか。

1 入学者受け入れ方針等

1) 入学者受け入れ基本方針

(A群:入学者受け入れ方針と大学の理念・教育目標との関係)

【現状の説明】 学生を受け入れるという大学教育における最も初期の段階での行為は、大学存在に関わる最も重要な問題の一つである。どのような学生を受け入れるかということは、大学自身が自己の存在にどのような意味づけをするかという問いに自ら答えるものであり、そのため、学生の受け入れには、大学としての確固たる方針の下に、常に緊張感を持って当たることは言うまでもない。

一般に、大学が良い知的財産として卒業生を社会に送り出すために、できるだけ良い素材である入学者を選抜しようとするのは自然の成り行きである。しかし、大学の長い歴史において、この素材選びとも言える入学試験は、その素材がどの程度の知識を有しているか、あるいは与えられた課題をいかに速く、正確に解決することができるか、ということなどが選抜の尺度とされてきたのである。すなわち、大量の素材を同一の選抜基準で判定し受け入れてきた。そして、このような同一基準で選抜された同一の素材を4年間の大学教育という製造・加工行程を経て、卒業生として世に送り出してきた。し

たがって、このような教育を経てきた卒業生は多くの知識量と同一の高い品質を有する人材として評価されてきた。

しかし、この同一の素材を同一の品質を持った完成品である人材に育てるという教育のあり方には大きな問題がある。それは人間という素材は決して同一ではありえない、ということである。そこで本学では、受験生の潜在的素質を見いだそうとするならば、そのための教育活動はそれに合わせて多様なものでなければならない、という前提のもと教育活動を行い、また入学者選抜を行っている。聖学院大学の理念第9条には「学生は、知的、実践的のみならず霊的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取組み、明日の社会を担い得る教養と良識を身につけ、豊かで個性的な人格形成に努めることが期待される。」とあるように、学生一人一人を、個人としての主体性を持った人間として教育し、人格形成に至らせることを教育目標の中心命題としている。それゆえ、本学の入学者選抜においては、異なる素材、言い換えれば潜在的素質を見だし、受け入れることを具現化する方法を常に模索してきた。

その観点から、本学のアドミッションズポリシーにおいては、学生選抜の基本方針が「能力の『選抜』をするのではなく、本学の教育を理解して将来に夢をもち、意欲的に取り組むことのできる学生を『見出す』ことを目指して作られています。」と述べられている。

本学ではこのような基本方針に基づき、多様な潜在能力を持つ受験生を選抜すべく、多種多様な選抜方法を取り入れている。その詳細は次節で述べるが、ここでは、建学の精神や大学の理念と深く関わるキリスト教推薦入学制度と、キリスト教主義高等学校および法人内高等学校を対象とする推薦入学制度について触れる。

キリスト教推薦は、入学後本学のキリスト教諸活動に率先して参加し、またキリスト教関連諸学生団体において指導的役割を担える学生を養成することを意図しており、チャプレンが当該学科教員と共に丁寧に面接した上、入学を許可している（2006年度実績は8名）。

また、本学はキリスト教学校教育同盟に加盟しているが、同じプロテスタント・キリスト教を建学の精神に掲げる加盟校の高等学校からは、指定校推薦の枠内で優先して学生を受け入れており、キリスト教推薦同様、本学のキリスト教諸活動を学生の側から支える人材として期待されている（2006年度実績は20名）。さらにこれとは別に、開学以来法人内の聖学院高等学校、女子聖学院高等学校を対象とする推薦制度を設けている。この制度は、法人内一貫教育の完成を目指すものとして、本学院のスクール・モットーである「神を仰ぎ人に仕う」人材の育成に貢献することを目的としている（2006年度実績は聖学院高等学校については19名。女子聖学院高等学校については11名）。

【点検・評価】

本学の入学試験における学生選考・選抜方法は、以降の項目でそれぞれ説明するように、本学がキリスト教大学として掲げる理念においていかなる人材を受け入れ、教育し、

どのような人材を世に送り出そうとしているかの直接的な意思表示である。

本学の入試制度では、一回の入試で多くの人数を一括して受け入れるという方法ではなく、小刻みに多種多様な入試を繰り返し、その一つ一つにおいて丁寧に少人数を受け入れる方法をとっている。特にAO入試は入学希望者と大学教員との面談を繰り返しながら、本学への入学への希望を確固たるものへと育てる入試方法であり、この時点で既に大学での教育が開始されていると言って良い。また、筆記試験による一般入試についても、入試問題はいわゆる受験技術を求めるものではない。単なる知識量を量るのではなく、これまでの学習成果を見極め、入学後の教育指導に結びつけられることを目標としている。このように、本学における学生の受け入れの方針は、キリスト教に基づく人間教育をその教育的使命と考える建学の精神や大学の理念と一致しており、評価できるものである。クリスチャン推薦、キリスト教主義高等学校指定校推薦、法人内高等学校推薦などの入試は、キリスト教を基礎とした大学教育を目指す本学の真摯な姿勢と、本学に是非入学して勉学や諸活動に励みたいという強い動機を持った学生の希望が合致し、双方の希望を実現させるための制度的役割を果たしていると言える。また、多様な入試方法を採用していることは、受験生を同一の基準で選抜するのではなく、個人としての多様性を認め、異なる素材の可能性を見いだす方法として適切であると言える。

【課題・方策】

日本全体の受験生人口が大幅に減少している。そのため各大学では受験生確保のために入試制度の多様化、柔軟な運用、推薦入試やAO入試枠の拡大など、様々な努力を払っている。本学においても受験生減少の影響は避けられず、そのような状況の中で定員確保への努力が払われている。しかし逆に言うと、このような時にこそ、これまでの偏差値輪切りの大学受験制度を打破し、各大学の特色を活かした学生募集を行えるとも言える。その観点からは、広報活動を通して建学の精神や大学の理念を受験生へ周知する働きかけは、今後益々重要になるものと考えられる。またその活動は単に受験者数を増やすためのものとしてではなく、本学の理念を理解し、目的意識を明確に持った受験者を見いだすためのものとして行われるべきであろう。

さらに、このような多様な入試制度の運営には、多くの教員・職員が熱意を持って対応しているために成り立っていることである。今後もこのような協力を得るためには、大学の理念や教育目標が全教員・職員の間で共有される必要がある。

2 学生募集方法、入学者選抜方法

1) 学生募集の方法、入学者選抜方法の位置付け

(A群:大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性)

[現状の説明] (1) 学生募集の方法等

学校法人聖学院は100年の伝統を有するが、「聖学院大学」はようやく創立18年の新しい大学であり、社会的知名度も十分ではない。本法人は大学開学以来、大学を中心に全学的な募集・広報活動を円滑にするために、法人本部に広報部を設置するとともに、学校法人内の各幼稚園・各校代表者による広報・入学試験実施委員会を組織した。一方、大学には広報・募集・入試活動を遂行する「アドミッションセンター」がある。広報・募集活動は、法人本部に所属する広報センターと大学に所属する「アドミッションセンター」の密接な連携のもとに下記のように行われている。

学校法人および大学が直接行っている募集活動等

- ・大学ホームページ上での広報・入試情報の提供
- ・大学案内パンフレットの作成（上記HPでも閲覧可能）
- ・学科別案内のパンフレットの作成
- ・AO入試ガイドの作成
- ・オープンキャンパスの開催（年7回）
- ・個別相談会の開催（オープンキャンパス時毎回、その他4回計11回）
- ・資料請求者に対する出願を促す手紙の発送
- ・高校教諭、塾・予備校関係者を対象とした相談会の開催
- ・高校訪問（指定校など年間延べ約2,600校）

業者委託の募集活動等

- ・各種受験雑誌への広告
- ・キリスト教関係新聞・雑誌への広告
- ・業者DMの発送（資料請求）
- ・業者設定相談会への参加（05年度は関東甲信越を中心に46回実施）
- ・業者設定高校説明会への参加
- ・業者設定高校模擬授業への教員派遣
- ・電車内広告（高崎線・山手線等）
- ・沿線駅構内の広告板の設置
- ・一般新聞・雑誌・専門誌への広告

高等学校等からの直接依頼による募集活動

- ・高校説明会への参加

- ・一日体験授業の本学内での実施
- ・高校からの要望による模擬授業への教員派遣
- ・高校単位のキャンパス見学会の実施

(2) 入学者選抜方法

本学の入学者選抜の特色は、受験生が単に偏差値を指標とする学力試験のみに偏ることがないように、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を積極的に取り入れ、複数回の受験機会、および一人ひとりの受験生に対する丁寧な選抜を実施することを心掛けている点である。

学力の偏差値尺度に基づく「入れる大学」から自己の能力・適性、関心等を最大限に活かせる「入りたい大学」を主体的に選抜できるように、4つの入試方法を取り入れている。2006年度の主要な入学者選抜は、下記の方法で実施された。

「AO入試」、「推薦入試」、「自己表現入試」、「一般入試」である。なお、このほかに社会人や留学生等には「特別入試」(詳細は後述)が用意されている。

AO入試

受験者自身の関心やこだわりを学びに結びつける手助けをすることを目指す入試で、数回の面談を通してレポート作成の指導をし、レポートが完成した時点で合格となる入試である。レポートのテーマは受験生とAO面談担当者の相談によって決定されるが、入学後の各学科での学びや将来の職業に関わるようなテーマが設定されることが多い。募集定員は政治経済学部および人文学部は各学科各25名、人間福祉学部は各10名、ただし児童学科は07年度入試からAO入試は実施しないこととした。これは、児童学科に小学校教諭免許取得が認可されことに伴い、AO入試希望者が大幅に増加し、複数回の面談を重ねるAO入試への対応が困難となったためである。

推薦入試

小論文と面接が実施される。小論文は、各学科で取り組むことになる諸問題に対する受験生の考え方や姿勢を問うような問題が出題される。この入試では、高校の学業・課外活動に順応し、一定の成果を修めた実績を持つ人材が得られるものと考えられる。

推薦入試には次の種類がある。

- 指定校推薦：在学中の高校が推薦基準以上の成績に達した生徒を指定する。面接等の上、合否は決定されるが、原則として高校の指定を尊重する。
- クリスチャン推薦：信仰の理念を本学と共有するキリスト教教会が推薦する生徒が受験する。
- 公募推薦：高校時代の学業成績が一定以上の評定平均に到達し、高校から推薦された生徒が受験する。

募集定員は推薦入試全体で政治経済学部および人文学部は各学科ともに各 30 名、人間福祉学部は両学科ともに各 40 名である。

自己表現入試

各学科の特徴を活かして文章表現、口頭および身体表現(外国語のスピーチを含む)、作品紹介、グループ・ディスカッション、などを評価する方式で実施されている。この入試では、受験者がこれまでの経験をどのように捉え、今後の学びに結びつけようとしているかについての表現力や、保育や福祉の現場でのコミュニケーション能力が問われることになる。

募集定員は政治経済学部および人文学部は各学科とも 5 名、人間福祉学部は両学科とも 10 名である。

一般入試

地道に勉強に取り組み基礎学力を身につけると同時に、忍耐強く努力のできる人材が得られることを期待して実施する入試である。一般入試は、A および B 日程の 2 回、06 年度からは C 日程を加えて 3 回実施されている。

なお、2007 年度の一般入試【A 日程】会場は、受験生の便宜をはかり、大学キャンパス以外に、東京・立川・横浜・仙台・郡山・新潟・高崎・柏・長野の会場で実施する。

その他

この他に各々少人数が対象となるが、「特別入試」として「社会人入試」、「帰国生入試」、「留学生入試」および編入学試験が位置づけられている。出願できるのは、いずれも各出願資格を有し、入学を希望する学科が求める学生像に適する者である。

- a. 社会人入試：出願資格は高校卒業後おおむね 5 年間以上の社会的経験(主婦を含む)を有する者である。入試は A O 試験方式で実施される。
- b. 帰国生入試：出願資格は日本国籍を有し、海外の高等学校に 1 年以上在学し、高等学校を卒業もしくはそれと同等以上の学力が有ると認められた者である。入試は A O 試験方式で、必要に応じて小論文が加えられて実施される。
- c. 留学生入試：出願資格は原則として日本国内に在住している者である。外国において学校教育における 12 年の課程を修了し、一定レベル以上の日本語が理解できる者としている。
- d. 編入学試験：出願資格は 4 年制大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者、もしくは 4 年制大学・短期大学に 1 年以上在学した者で、31 単位以上取得済み、または取得見込みの者である。専修学校にあって一定の条件を満たした者も出願資格が認められる。編入学試験：出願資格は 4 年制大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者、もしくは 4 年制大学・短期大学に 1 年以上在学した者で、31 単位

以上取得済み、または取得見込みの者である。専修学校にあって一定の条件を満たした者にも出願資格が認められる。

【点検・評価】 募集のための広報活動では、大学ホームページ上での詳細な広報・入試情報の迅速な提供、大学案内パンフレットの作成、年7回のオープンキャンパスおよび年11の個別相談会の開催、高校教諭、塾・予備校関係者を対象とした相談会の開催、担当者によるきめ細かい高校訪問などが、受験生や高校側に支持されて、受験生の確保につながっているとえよう。

上記の4方式での入試が実施されるようになって数年になり、受験生や高等学校、予備校にも本学の意図が理解されるようになり、それぞれ違ったタイプの受験生、入学者が得られるようになった。入試の方式に工夫を凝らし、様々な方法を組み合わせることによって、定員を確保するとともに、本学の教育目標を達成できるような入学者が得られている。

4つの入試方法を通して、学生達はそれぞれ、「みっちり指導されて良いレポートが書けるようになった」(AO入試)、「高校から推薦された」(推薦入試)、「自分というものはっきり持ち、それを他人に理解されるように表現できた」(自己表現入試)、「学力審査で合格点を取った」(一般入試)といった誇りを持って入学しており、キャンパスの雰囲気をよくしている。

【課題・方策】 大学全入時代にあつて入学者の定員確保はますます難しくなってくる。このような状況の中で、さらに大学の理念・目的・教育目標にあつた学生のみを受け入れることは困難な状況である。しかし、個別相談を重視するとともに、AO入試、自己表現入試および推薦入試など、学生と直接面接・面談する機会には、本学各学部の理念・目的・教育目標等を説明し、出来る限り、それに賛同する学生を受け入れるための継続的な努力が必要である。

学部・学科の性質に一層適合した入学者を得るためには、学部・学科に一層適合した入試方法を研究しつつ、受験者の動向も絶えず見極めながら、入試別の定員配分も年度ごとに検討する余地がある。

3 学生の受け入れ

(B群: 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係)

(C群: 学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係)

学生の受け入れにおいては、各学科別に学科の特長を生かした取り組みが行われている。はじめに全学的な取り組みについて述べ、その後各学科別の取り組みについて記載する。

1) 全学的取り組み

[現状の説明] 「偏差値による一元的審査を脱却し、多元的な評価基準での審査」と「入試から始まる教育」が本学の入試のモットーであり、入試においては受験者の学ぼうとする意欲や資質が問われると同時に、受け入れる側の教育力も問われることが認識されている。誇張した表現ではあるが、個々の受験者について4年後の到達点を想定して受け入れの可否が決定されている。このような方針と合致した新しいタイプの入試が、AO入試と自己表現入試である。

本学のAO入試は、受験生が面接担当教員の指導に従って真摯に課題レポートに取り組む限りは、不合格とはしないという原則の下で実施されている。ただし、合格となるまで、指導が数ヶ月に及ぶこともある。まさに「育てる入試」である。そのため、本学では、入学定員に占めるAO入試による合格者の割合を増していこうとしている。ただし近年、児童学科にはAO入試の志願者が多く、不本意ながら多数の不合格者を出さざるを得ないところから、2007年度入試ではAO入試を廃止した。

自己表現入試は、レポートという形では表現しきれない技能、個性を表現するための入試である。音響や映像を用いたプレゼンテーションや、外国語でのスピーチなど、従来型の入試では発揮することの出来ない受験生の資質を表現する場となっている。

カリキュラムとの関係においては、2006年度に各学科においてカリキュラムの改定を行った。入学者の志望動機が必ずしも職業と密着している訳ではない学部に関しては、学生の多様な問題意識を受け止めたうえで伸ばしていくために、政治経済学部の場合には政治・経済・法律・社会を、人文学部の場合には哲学・歴史・文学を、それぞれの柱とし、それらを必修科目として基礎から積み上げていく方式を打ち出している。特に、人文学部欧米文化学科では、AO入試における課題レポートを展開させることや、新たなテーマを探究することを入学予定者に課しており、入学後には「レポート作成法」として単位を認定している。

カリキュラムと入試科目の関係については、まず、一般入試における入試科目は、2科目受験の場合には、英語、国語・数学・世界史・日本史・政治経済の5科目のうちから選択した1科目、3科目受験の場合には、英語、国語と、数学・世界史・日本史・政治経済の4科目のうちから選択した1科目である。また、2006年度入試から欧米文化学科のみ、英語2科目入試(英語・、およびオーラル・コミュニケーション)を実施している。

以前は、英語と国語の2科目入試を実施していたが、社会科学・人文科学を学ぶ上での基礎知識のある入学者の獲得を目指すべきであるという理由から、数年前から現在のようないくつかの試験科目が設定されている。

入試科目として全学科に対して英語が必修とされているが、このように英語が重視されるのは、「英語の聖学院」として、学校法人聖学院一貫教育の最終段階として、全学共通の英語プログラム（SEPまたはECA）に従って英語教育が行なわれるためである。

一般入試の入試科目と人間福祉学部のカリキュラムとは必ずしも連動が十分とは言えないが、入試科目への数学の導入は福祉工学方面の進路を意図している。児童学科の場合には自己表現入試が、人間福祉学科の場合はAO入試に対人ボランティア経験をエントリーの条件としたが、これは学部・学科のカリキュラムを意識して入試方法を検討した結果である。

【点検・評価】 上記の通り、4方式の入試でそれぞれ異なった特徴を持つ入学者を受け入れているため、入学者の学力にはばらつきがあり、さまざまな問題が生じている。

高校卒業までに習得しておくべき基礎学力の確認のために、2000年から入学前準備講座を開講している。また、同時期に開講される「英語集中講座」は、入学後の英語クラスへの導入の役目を果たしている。

全体的に見れば、入試科目とカリキュラムの関係は密接で適格的といえよう。ただし、大学での学びは、入試科目の全科目に関して基礎学力を習得していることを求めているのに対して、入試は選択制で行なわれているため、授業運営に困難が伴うという実情も否めない。

【課題・方策】 学部・学科での学びに必須の学力・基礎知識の習得については、カリキュラム改定によって対応しようとしている。新カリキュラムはまだ施行したばかりであり、今後の動向に注意する必要がある。

入学前準備講座は、一定の実績を上げているが、受講の必要のある学力の低い学生が必ずしも受講を希望しないという問題がある。ラーニングセンターによる学習サポートも開始されたが、ラーニングセンターに相談に行かずに落ちこぼれていく学生への対策が課題である。

入学前準備講座は数年の体験を踏まえてカリキュラム内容も充実してきたので、受講へのインセンティブを与えるためにも、単位認定を検討する時期が来ているように思われる。また、基礎学力補填のための講座を学期中にも用意し、学生が必要に応じて受講できるようなシステムを整えることを検討するべきであると思われる。そのようなシステムを整えることで、ラーニングセンターに出向く勇気を持ってない学生を見つけることが可能になり、離学予防にもなるのではないかと考えられる。

2) 各学科別の取り組み

(1) 政治経済学科

[現状の説明] 選抜方法を多岐に展開しているが、本学科の場合、とくに政治経済という学科の名称のとおり幅広く門戸を広げている点に特長を有することから、すべての志願者が大学で学ぶ内容について、学科の属性に関連付けた統一的なイメージ・希望をもっているわけではない。資格取得等卒業後の進路を入学時点において明確に提示している他の学科と比較して、本学科が特徴を異にする点である。志願者の中には、将来起業を志すために経営を中心として学びたい、あるいは、公務員志望、教員志望などのように明確な目的意識をもっている者もあるが、多くの場合、志願者は政治経済を中心として社会全般について学び、在学中に将来の進路を見出したいと考えて受験するのが現状である。一方、近年の本学科への志願者に非日本国籍者が増加しつつあり、その大部分が自国と我が国との取引に関わる仕事に就くことを望んでいる。彼らは卒業後の進路を明確に意識しているという点で日本人志願者とは対照的であり、入学後の早い時期より適切な指導が可能である。

本学科は、こうした学生の問題意識の多様性を尊重しつつ、一元的な偏差値基準による選抜ではなく、個々の問題意識と今後の学びに向けた積極的な姿勢を細やかに評価するために多様な入試選抜方法の維持を、その入試方針としてきた。さらに学生の問題意識の多様性および入試選抜方法の多様性を吸収しつつ、入学後の各自の学びを個性化してゆくことを意図して改訂された新カリキュラムにおいて、政治・経済・法律・社会（さらに経営）という柱を立て、それぞれの基礎科目を必修とし、それらの基礎の上に積み上げていくという「積み上げ方式」を打ち出した。受け皿の多様性をカリキュラムとして明確にすることによって、志願者が多様な問題意識を入り口としながらそれぞれ主体的に自らの核となる専門領域を選んでゆくための道標とする考え方によるものである。

また本学科では、複数ある入試方式の中でもAO入試を重視してきた。これは、政治経済全般に関心を抱く志願者の「展望が定まるまでは、幅広く学びたい」という漠然とした問題意識を大切に受け止めながら、同時に、入学後の勉学の核となる専門領域を自ら見出して行き、かつ、そのために必要な文献調査等のスキルを身につけることのできるプロセスともなりうるものとして、AO入試を位置づけてきたことに基づく。そのため志願者には少なくとも2回以上のレポート作成を促し、新聞スクラップやインターネット等による資料収集、また、場合によっては関連ある現場取材なども取り入れてレポート作成することを細やかにまた粘り強く指導してきた。真剣に取り組む志願者が、数ヶ月間で目覚ましい成長を遂げて入学する例は多く見られ、このようにして入学した者は入学後の勉学姿勢も好ましいものとなっている。まさに「育てる入試」である。

しかし、いわゆる大学全入時代となりつつある今日、志願者に、質の高い課題を課すこうした入試方式を避けてより安易で簡便な選抜を選ぶ傾向が強まり、複数回のレポートの作成に消極的な志願者が増えつつある。こうした趨勢の中で、本学科の意図を志願者や高校の進路指導担当者に理解してもらうことは、これまでになく困難な状況にあるのが現状である。

【点検・評価】 政治経済という幅広い領域に跨る専門領域を擁する本学科を受験する学生の多くが、政治や経済などの社会の諸現象への関心を持っているとはいえ、自らの入学後の勉学や卒業後の進路について明確な像を描けずに入試に臨んでくることを考慮すると、今回の学科カリキュラム改革で入学後のカリキュラムの核となる領域が明確化され、同時に、どの系についてもその基礎が必修として学べるように配置されたことは、志願者の多様な関心というニーズに合致するものとして評価できる。さらに、多様性を維持しつつも核となる問題意識を入学前に育成するという観点からAO入試に重点的に取り組んできたことにより、本学科に合った学生の入学を可能としてきたという意味で一定の成果を挙げてきた点は、高く評価できる。

しかし上述のように、大学全入時代到来による志願者の入試への姿勢の変化は極めて大きなものがある。こうした現状を踏まえると、従来からのAO方式を堅持するだけでは、本学のカリキュラムにとって適合的な入試の形とは言えなくなるのも無視しえない事実であろう。この点の早急な検討が必要である。

【課題・方策】 今後もAO入試を重視してゆく点に大きな変更はないとはいえ、変化する受験生の動向を分析しつつ、AO方式の取り組み方を柔軟に変化させていくことが必要であり、そのための模索が現在始まっている。本年度の取り組みを点検し、来年度以降のAO入試の方法に活かしてゆきたいと考えている。特に本学科の志願者に知的好奇心を涵養する「入学前教育」を施す具体的な方策の検討と実施準備が肝要である。

また、AO入試に限らず入試方法全般とカリキュラム・履修プログラムとの関連をもっと積極的に考えていく必要があるかどうか、今後の課題である。あまりに早期に学問関心を固定化することの弊害もあるであろうし、かつより迅速に勉学を進めたい学生への入試段階からの対応という問題もあり、こうした点についての考察が課題である。AO入試で入学が内定した志願者に対して「入学前教育」として試行を続けてきた、入学後に受ける大学教育の一部を入学前に体験させるような試みも、今後は拡充の必要があるかも知れない。

(2) コミュニティ政策学科

【現状の説明】 コミュニティ政策学科は、一般的には、地域社会の問題に関心がある人、地域社会のために働きたい人、そのためにリーダーシップを取りたい人を、より具体的には、

地方公務員、教員、地域経済の担い手などになりたい人を積極的に受け入れている。

前述のとおり本学には複数の入試があるが、なかでも4,000字のレポートを2～4回書かせるAO入試は、テーマを地域社会の問題に設定することが多く、レポート作成の過程を通じて地域社会の様々な問題への関心と知識を育てている。また自己表現入試も、地域社会に関する題材（新聞記事が多い）を読ませ、それに基づいて小論文を書かせるものであり、地域の問題へ関心を持つことを促す効果があると考えられる。

また本学科の専門科目を学ぶ場合、「英語」「国語」はいうに及ばず、「政治経済」「世界史」「日本史」「数学」の基礎的知識があると理解が容易であり、これらの科目が一般入試の選択科目として課されていることは、大学での教育を順調に進めていくためにも必要なことであろう。

【点検・評価】 ほとんど全ての授業において、資料の読解能力や、試験や提出レポートにおける文章表現能力が求められる。それゆえ、AO入試や推薦入試、自己表現入試において、資料を読み、文章にまとめる力を問うていることは、大学教育を受ける準備ができているかを判断する上で適切と思われる。また特にAO入試では、面談に必要とされるレポートの作成作業自体が、すでに大学教育の導入教育としての意味を持っており、相応しい成果をあげている。総じてAOによる入学者の入学後の成績が良好であることは、この入試方法が大学入学前準備教育としても優れていることを示している。

【課題・方策】 4つの入試方法によって、それぞれ特長ある入学者を迎えている結果、例えば「政治経済」「世界史」「日本史」等の基礎的知識においてかなりの差が生じている。入学後の教育において基礎ゼミなどを通じて、この基礎知識を補うべき方策を検討する必要がある。

(3) 欧米文化学科

【現状の説明】 欧米文化学科への受験者は、欧米諸国の文化や社会に関心のある者、英語等の外国語の習得に関心のある者、文化と語学の両方に強い関心がある者、欧米文化に漠然とした関心は抱くもののはっきりとした目的意識を持つには至らない者、の4つのタイプに大別することが出来よう。学生のこうした多様化と関心の拡がりに一層きめ細かく対応するために、カリキュラム上は、上級外国語科目を量、質両面で充実させるとともに、2006年度のカリキュラム改革で、前述（p.41）のごとく、欧米の宗教・文化・芸術に関する科目を増やした。また、クリスチャン推薦入試で入学してくる学生の受け皿として、「キリスト教」科目群を新たに設け、キリスト教関係の専門科目を新設した。

a. 一般入試

一般入試の試験科目は全学共通である。3科目受験の審査において、従来は、欧米文化学科の受験生に対しては「英語を含む上位2科目の得点の合計」によって合否判定を

行ってきたが、 や タイプの受験生の場合、必ずしも語学が得意であることが求められているわけではないとの認識から、2006 年度入試より、他学科と同様に「3 科目中、高得点の上位 2 科目合計点」をもとに合否判定を行うことにした。

一方、 タイプのうち特に語学を得意とする受験生に対応して、英語 2 科目入試（「英語 ・ 、オーラル・コミュニケーション」）を導入した。

b. AO入試

欧米文化学科の AO 入試方法は他学科と同様であるが、教員が学生の関心を聞き出し、その関心を欧米文化に結びつけやすいよう、テーマ選び、文献の探し方、レポートの書き方などを指導しながら面談をしている。 の、初めから欧米文化に強い関心を持って入試に臨む学生はもちろんのこと、 の、大学生活や欧米文化に漠然とした憧れを抱きながらも明確な目的意識を持つには至らなかった受験生も、この入試方法を経て、それまで気づかなかった自己の志向性や関心を自覚させられ、主体的、意欲的に学ぶ姿勢を培うことになる。この AO 入試のレポート作成を通じて、学力的にも精神的にも目覚しく成長し、卒業論文としても通用するような立派な論文を書き上げる受験生も近年見受けられるようになった。また、AO 入試合格後には、学生が自己の関心のあるテーマについて入学後もずっと研究し続け、最終的には卒業論文にまで繋がられるように、履修上のアドバイスやゼミの教員の紹介など、細かな指導もしている。その意味では、本入試においては受験者の学ぼうとする意欲や資質が問われると同時に、受け入れる側の教育力も問われることになる。面談者は、誇張した表現ではあるが、受験者の 4 年後の到達点を想定して受け入れの可否を決定するように努めている。「カリキュラムにおける高・大の接続」の項目（p.67）にも記したように、AO 入試の課題を更に入学前準備教育に繋げ、入学後に「レポート作成法 A」（1 単位）の単位として単位認定もしている。

c. 自己表現入試

自己表現入試は、 文章による自己表現、 口頭発表や身体的技能による自己表現、 外国語による自己表現、 のいずれかで行なわれる入試である。この入試では、受験者がこれまでの経験をどのように捉え、今後の学びに結びつけようとしているかが問われる。近年は写真を題材として用いた小論文も実施している。

d. 推薦入試

推薦入試では、高校の学業・課外活動に順応し、一定の成果を修めた実績を持つ人材が得られる。クリスチャン入試は全学共通であるが、先述の通り 2006 年度から「キリスト教」科目群が設置され関連の科目が開講されるので、自己の信仰について客観的、学問的に学びたいという志願者にはカリキュラム上の準備がなされていると言える。

【点検・評価】 大学全入時代を迎え、受験生の多様化に応じて、学力のみに偏しない様々な入試方法

が模索され、受験生が夫々自分に相応しい仕方で受験をし、自信を持って大学に入学することは望ましいことであり評価できる。しかし一方で、入学生の学力が一定ではなく、受験勉強の経験のない学生の中には、忍耐力や集中力に欠ける者、基礎学力の著しく劣る者も増えてきている。一般入試の試験科目には世界史が含まれるが、世界史で受験をする学生は極めて少なく、講義の際に、欧米文化の基礎をどの辺りから復習しなければならないか、どのレベルに照準を合わせるたら良いのか、技術的にも難しくなっている。こうした学力の多様化に因應するために、本学科の「欧米文化入門A」・「同 B」(春・秋2単位ずつ)では、数年がかりで教員全員が専門分野に必要な基礎知識について4択式の選択問題を計約1000題ほど作成し、それを纏めた冊子『欧米文化の基礎知識』を2006年度から学科共通の教科書として使用し始めた。専門科目では学力別クラス編成は実施されていないが、学力を問わない入試が主流になると、学力の高い学生が大学に不満を持つことにならないようなカリキュラム上の配慮も必要となって来よう。

【課題・方策】 AO入試の時点で学生の優れた知性や能力が発見された場合、その能力を4年間に充分伸ばせるような指導が大切なことは言うまでもないが、現時点では個性の発見やその教育は、教員個人の情熱に任せられている。大衆化時代の大学教育では、ともすれば、脱落しかけた学生の手当てに追われて、秀でた才能を持つ学生に対する組織的な取り組みが疎かになりがちであるが、「入試を通して教育する」聖学院の入試で、入試の時点から発掘された才能を、入学後の学修に円滑に繋げていく仕組み作りが必要と思われる。一方で、余りに早くから学生の関心を固定してしまうことは、また学生の才能の芽を摘んでしまうことにもなるので、一人の学生の才能を総合的に判断し、まさにその隠れた能力を引き出す(erziehen)教育(Erziehung)が適切に行われるような組織作りが必要であろう。

(4) 日本文化学科

【現状の説明】 日本文化学科が求める人材は、日本文化に強い関心がある人、異文化体験を通して日本文化を見直したいと考えている人、国語科教員、日本語教員あるいは図書館司書などの資格取得に志を持って勉学を目指している人、漢字検定・英語検定などの資格を持ち、既に着実に学習を深めている人などである。すでに言及したように本学には多彩な入学選抜方法があり、またその理念が明確であるので、受験生が個性や希望に適した選抜方法を選択できるように、学科説明会や個別相談を通してきめ細やかな指導をしている。

カリキュラムとの関係を述べれば、一般入試で課される科目は、広く文化を学ぶ上で、いずれも必要かつ重要な科目であり、大学でなされるすべての授業を理解し、履修する上での基礎知識を提供している。とりわけ英語・国語・日本史・世界史は学科設立の理

念である「グローバリゼーションの文脈における日本研究」と深く関係している。それゆえに入試科目とカリキュラムの関係は密接で適格的といえよう。問題は、学力試験を経ない入試で入学する学生に、基礎学力に欠け、興味・関心の偏りや狭さが目立つ学生がいることである。本学科では、一年次配当の「ライフデザイン・良く生きるB」において、基礎教養を養う為のプログラムを設けているとともに、他学科提供の教養科目をABC各群から4単位以上履修を義務付け、その欠落を意識的にカバーするように指導している。

【点検・評価】 多様な入試方法によって、おおむね受験生の個性や持ち味を損なうことなく、また学科の入学受け入れの方針とも合致した取り組みが実施されていると評価できよう。たとえばAO入試では、はっきりした日本文化への関心と研究課題を抱いた受験生の応募が期待できる。審査の過程でなされる自分のテーマの明確化、資料探索・調査方法の習熟、そして報告書の作成という作業は、入学後のゼミ指導の先取りを意味しており、面接を重ねる中で、ますます日本文化に対する興味を深め、意欲的になる学生が少なからずいることは、この入試の方法が大学入学前準備教育の役割をも果たす、良い入試であることを示していよう。推薦入試では、充実した高校生活を過ごし、本学科を第一志望とする者が多いので、大学生活を満足して送る学生が少なくない。さらに自己表現入試では、学科の指導理念である「表現」と「体験」に合致した個性ある学生の確保が可能になっている。また一般入試は、課されている受験科目がグローバルな視点で日本文化を捉えなおすのにいずれも必要な科目であり、受験生としては基礎学力があり、地道に努力を重ねることのできる人材の確保が期待できる。

【課題・方策】 入試科目である「国語」の中に選択問題として位置づけられている「古典」は選択する者が少なく、また「漢文」は入試科目に入っていない。そのため古典文学や江戸時代までの歴史を専攻する者にとっては原典講読や史料解読の際に、困難が伴うという実情がある。この問題を解決する手段として語学科目の中に「古典日本語」「古典日本語」を設置し、さらに課外「古典講座」などを試みているが、このようなプログラムの充実もこの課題の解決方法の1つであろう。

(5) 児童学科

【現状の説明】 本学科の入試においては、学科の理念・目標に照らして、子どもと直接・間接にかかわることにより、子どものみならず自分自身を磨き育てられるだけの基礎学力・学習意欲・コミュニケーション能力の基盤が備わっているかどうか測られる。本学科では、前述した理由により2007年度入試からAO入試は行わず、推薦入試・自己表現入試・一般入試を設けている。入学希望者の大半が、資格（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭）を取得して保育・教育に関連する分野で専門人として働くことを目指しており、志望動

機や学習意欲は明確である。しかし、それだけに資格取得にのみこだわり、みずからの資質や能力を測る意識や、4年間かけて<子ども>について広く深く学ぼうとする視野に欠ける危険性もないわけではない。入試は、それぞれの出題方法によって、受験生自身が資質と能力を問い直し、実習も含めた多岐にわたる科目を履修し、現場に出てなおみずから育てていく力を養えるかどうかを測るべく企図されている。たとえば、本学科の「推薦入試」の面接においては、自分自身の良さを把握しているか否かが子どもの良さを見出す能力でもあるという観点から、丁寧なやりとりが行われ細やかな判断がなされている。また、今年度より始まる新しい「自己表現入試」は、従来のような技術力に基づく表現能力をみる試験ではなく、受験生が培ってきた「子どもを見て理解し考える力」を測るべく、ビデオを見て課題に答えるという形をとっている。「一般入試」においては教員採用試験にもつながる幅広い知識・教養への関心や専門性に向けられた学習意欲が測られることと期待されている。

これらの入試において測られるのは、子どもが置かれている現状を広く深く理解しようとする意識・子どもの心を汲み取ろうとするやわらかい感性・自らの考えを他者に的確に伝える能力であるといえよう。カリキュラムは、このような力を入試の延長においてさらに育てるように組み立てられている。1年次における「児童学概論」を初めとする専門的科目においては、<子ども>をめぐる現状や諸問題が幅広く提示され、2年次以降は実習と並行しながらさらに深い専門的知識と広い人間観が積み重ねられるよう配慮されている。入試をきっかけに、<子ども>をめぐる人的・物的環境の広さと抱える問題の深さに気づき、入学後に専門的知識や実践体験を得ることによって、専門人として涵養されるよう確たる通路が敷かれているといえよう。

【点検・評価】 従来AO入試で測ってきた「子どもの言動を読み取り、自分の考えを的確に他者に伝える能力」については、2007年度入試より「自己表現入試」で測ることになった。受験生が培ってきた子どもを見る目・理解する力・自分の考えを言語化して伝える能力など、児童学科で学ぶ学生に求められる力を、設定された時間・課題の中で発揮する形である。また、2006年度から小学校教諭一種免許取得が可能になったため、教員採用試験を射程に入れて知識・学力の向上を目指す受験生が一般入試に積極的に取り組むようになってきており、その成果が2006年度入試にも表れてきている。資格取得の道が整い、それぞれの道に即した資質および獲得目標が明確になったことにより、受験生の希望もさることながら、どの試験で自らの力を発揮できるかを測ることで、4年間の学芸の方向性と将来の進路が推し量りやすくなった。将来の方向性と自らの資質・能力を意識化しながら入試に臨めるよう入試方法が整ったといえる。入試の受け方がすなわち本人の資質や能力を測る第一歩となるので、合格発表で終わるのではなく、そこから大学の授業へと結びつけていくことができると考えられる。

【課題・方策】 上記のとおり、小学校教諭（一種免許取得）の養成が加わったことによる受験生の幅

の広がりに対応できるよう入試方法を整えているが、今年度（2007年度入試）が新方式に変わって初めての入試になるので、学科の意図が正確に伝わっているか、また、受験生がそれぞれの力を発揮しやすい入試になっているか、合格者にアンケートをとるなどして検証していかねばならない。また、2年次から各人の方向性に応じて履修科目が設置されているが、入学時の希望を考慮しながらも、各人の資質・能力・意識などを測りつつ相談にのり、納得した上で将来に向けて学芸の修得に励むことができるよう、教務部委員とアドバイザーの教員が連携して、個々の学生に対する丁寧な指導をしていく必要がある。

(6) 人間福祉学科

〔現状の説明〕 人間福祉学科の教育は、将来、相談・援助・カウンセリング等の仕事に就くことの出来る人材の育成である。AO入試、推薦入試および自己表現入試等の面談・面接が採り入れられている入試では、選抜にあたって、特にこの点の適性に留意している。

a. AO入試

人間福祉学科では、エントリーにあたってはとくにボランティア経験の有無を重視している。事前面談とボランティアや社会活動経験の有無によってエントリーを許可された学生は、高校時代の成績よりも、面接による人物像、志望動機の明確さ、提出を義務づけた福祉に関するレポートの評価により合格判定をしている。このような判定に基づいて入学を許可された学生は、カリキュラムに設定された福祉関連の諸科目に、その福祉的動機の明瞭性ゆえに素早く適合して勉学意欲も高い。

b. 推薦入試

出願基準を充足する学生に対し、書類審査、小論文及び面接による審査を行っている。選抜方法は形式的には本学で統一された方法であるが、学科としての独自性は、小論文に表れる福祉に関するセンス、面接における人物像と福祉を学ぶ意欲の中に学科の特性を保持するよう努めている点である。

c. 自己表現入試

与えられたテーマについて、自分の意見を詳論に纏める。その後写真ないし絵を見た上で、自分の意見や感想をディスカッション方式で表現するグループ面接を行っている。評価は複数教員の観察による方式をとっている。単なる自己アピール力ではなく、目立ちにくくても地道な努力と意欲を持った人物を評価できるように努力している。評価基準として、「『福祉の心』を持ち、福祉社会の実現に寄与することを希望する、さらに人間福祉の実現に貢献できる人材である」ということを自己表現できるということを公表している。

d. 一般入試

本学の定める方式による学科試験による選抜である。学科の特性は反映しにくい、国語・英語・数学など基礎知識習得の達成度、理由不明の欠席等に対しては注意を払っている。

【点検・評価】 単に資格を取得したい、あるいは「これからの時代に福祉は就職に有利」と安易な気持ちで応募し、入学後に現実を学んで意欲を消失する学生も散見される。福祉現場の実状と福祉の重要性を認識して大学での勉学をスタートする意味でも、AO入試でボランティア経験を重視していることは学科の特質として評価される。

将来、福祉施設、福祉団体等で相談・援助にあたる人材の養成に当たっては、すべての入試科目が入学後の勉学の基礎となる。国語や英語は後の基本学習（基礎教養科目）に影響することは言うまでもない。一般入試における数学の導入は福祉工学方面の進路を意図しており、学科のカリキュラムを意識して設定された。数学はさらに社会調査や統計学といった科目及びそれと密接に関わる諸科目との関連性が深まることになると評価される。

【課題・方策】 福祉の社会基盤は残念ながら十分に整ってはいない。厳しい福祉現場の現実と福祉の重要性の狭間でこの両面を理解して、なお、福祉の勉学に意欲をもって入学してくる学生を選抜することが継続的な課題である。

福祉を学びたいという学生の中には、自らの問題を出発点としている学生も少なくない。とくに精神保健や心理学を学びたいという志願者には、自分の心の問題を抱えている者も散見される。教育の可能性を無限に信じるのでもなく、また問題を抱えている学生を一律に遠ざけるのでもなく、学科内の専門家の意見等を参考に選抜していく努力は今後とも必要であろう。

4 入学者選抜の仕組み

1) 入学者選抜試験実施体制の適切性

(B群：入学者選抜試験実施体制の適切性)

【現状の説明】 入学者選抜の組織は、入学者選抜を有効かつ円滑に行うため、「聖学院大学入学者選抜規程」に基づき、学長のもとに入学試験実施委員会（以下「入試委員会」という。）が置かれている。

入試委員会の構成は、学長、大学チャプレン、学部長、学部チャプレン、学科長、教務部長、学生部長、広報部長、就職部長、国際部長、その他教授、助教授、講師のうちから学長が大学教授会において指名した者、事務局長、である。

入試委員会は、次の業務を行う。(1)入学者選抜の制度、方法、日程等の検討、(2)入

学試験実施の管理、運営、(3)その他必要な事項

入試事務に関する取り扱いは、アドミッションセンター（p.362）で行っている。

入試合格者の判定は、学科会において審議の上、入試委員会、大学教授会の議を経て決定されている。

入試実施方法等の決定にあたってはしばしば、激しい論議が戦わされるが、入試実施に際しては、全教職員が一致団結して各々役目を分担している。

【点検・評価】
【課題・方策】

入試選抜試験実施には全学挙げて教職員が協力して取り組んでいること、合否の判定は学科会、入試委員会、全学教授会と3段階の検討を経て決定され、選抜の公正性と全学的統一基準を確認していることは評価できる。

入試の形態は多様化し、AO入試を別にしても入試回数は6回を超えようとしている。公正性と全学的統一を取りつつも、教職員が負担過重にならないような工夫が必要である。

2) 入学者選抜基準の透明性と結果の公正性・妥当性

(B群:入学者選抜基準の透明性)

(C群:入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況)

【現状の説明】 本学では、アドミッションズポリシーを明確にし、AO入試、推薦入試、自己表現入試、一般入試という4形態の入試の審査方法および評価方法を明らかにすることにより、入学者選抜基準の透明性を確保している。

アドミッションセンターでは、年度毎のデータブックを発行しているが、その中で一般入試においては、A、B、C日程試験及びその正答を公開しており、また合格最低点をも公表している。また、入試内容があいまいになりがちなAO入試や自己表現入試においては、各学科の求める学生像を明らかにし、入学者選抜基準の透明性を高める努力をしている。

こうした点については、高校教員を対象とした大学説明会（p.155 参照）において説明するとともに、高校訪問をする際に、進路指導担当教員にも説明を行っている。さらに、アドミッションズポリシーの内容は冊子化されており、オープンキャンパス等で本学を訪れる高校生には冊子を配布するとともに、その内容の説明を行っている。

【点検・評価】

各入試における出願状況は毎日集計し、ホームページ上に公表している。年度毎の入試結果は、出願者数・受験者数・合格者数・入学者数別に詳細に集計し、データブックとして公表している。また、入学案内（冊子）、アドミッションズポリシー（冊子）等を発行して、入試における審査方法、「聖学院大学が求める学生像」を文書化して明らかにしている。これらは入学者選抜基準の透明性と入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保する手段として評価される。

【課題・方策】

入学定員数の確保を優先し、少なからぬ大学が出願者数等を非公開とし始めている。

選抜基準の透明性、選抜の公正性・妥当性を保ちつつ、入学定員数と入学者の質を保つ努力が今後の課題である。

5 入学者選抜方法の検証

1) 入試問題の検証

(B群:各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況)

【現状の説明】 適正な選抜が行われるためには入試問題の質が保証されなければならない。そのために本学では入試改革の一環として8年前から入試問題の良問化の取り組みを始めた。

7年前からは、外部の機関を使って一部の入試問題の評価を行っている。問題用紙と解答及び各問の正答率を元に、問題の出題範囲、難易度、バランスなどをチェックし、「診断書」の提出を受けている。「診断書」は各項目ごとにA B C Dの4段階で評価、各項目にコメントが入る形式である。この結果を入試作成委員に戻し、翌年度の改善に役立てている。外部機関による総合的な評価はAまたはBで安定してきており、外部評価が入試問題の良問化に生かされている。

2006年度入試において、実施1ヶ月後に採点上のミスが発覚した。本件は直ちに、内部調査を実施し、実態と善後策を監督官庁に報告するとともにホームページにて公表し、また該当者には連絡した。内容は単純な採点ミスであったが、単純なミス故に、再発防止の対策を定め、実施に移している。

【点検・評価】 一般入試において、受験者の多い2科目(英語・国語)のみではあるが、入試問題の
【課題・方策】 外部評価を実施していることは評価できる。

小規模な大学で、科目毎の出題者が十分に確保できない本学において、入試問題の検証や印刷・校正等の誤りを皆無にするために、継続的でかつ、多大の努力を必要とする。チェックシステムそのものを絶えず検証するとともに、システムが正しく機能しているかの監視をおこない、再発を防止する必要がある。

2) 入試について学外からの意見聴取を行う仕組み

(C群:入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況)

【現状の説明】 本学は、学校法人聖学院に属する一教育機関であり、法人全体で広報会議を月に一回開いている。その目的は、本法人内の全教育機関における入試広報戦略を考えるためであり、その会議では入学者選抜方法についても話し合われる。本学にとっては、本学で行う入学者選抜の方法や、その結果を報告し、法人内諸学校からその適切性について意見を聴取する機会としている。

広報担当者は、受験予備校・塾・受験雑誌等の受験産業関係者から発信される受験に

関する全国的趨勢についての情報を察知するように努力している。さらに、本学では、高校の進路関係者に対して年に1、2度、大学説明会を実施しているが、その際に、高校生の大学受験動向、本学の入学者選抜の方法と前年度の入試結果について情報提供するとともに、意見聴取を行っている。

【点検・評価】
【課題・方策】

本学の入学者選抜方法は、こうした意見聴取の結果であり、高校の進路関係者はもとより社会的にも納得される公平性を持ち、なおかつ高校生の大学受験動向を踏まえた妥当なものとなっている。大学全入時代を間近に控え、受験動向が毎年のように大きく変わる現在、本学としては、さらに高校の進路関係者に対する意見聴取をする必要があることは言うまでもない。

6 アドミSSIONズ・オフィス入試

1) アドミSSIONズ・オフィス入試

(C群:アドミSSIONズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性)

【現状の説明】 本学では、1999年度に行われた自己推薦入試Bをもとにして、その翌年からAO入試（アドミSSIONズ・オフィス入試）を始めている。AO入試を導入した大学としては初期に属しており、高校では批判の多いAO入試を本学独自のものとして発展させ、聖学院大学のAO入試として認知されるまでにしてきた。

推薦入試においては、受験生の高等学校における成績及び生活態度をもとにして入試が行われる。また、一般入試は受験生の学力を問う入試と位置づけられる。しかし、近年、高校生の学力低下が問題にされ、さらに授業の受講態度、あるいは勉強の仕方そのものに問題があると思われる例も散見される。したがって、資質的にはいいものを持っていながら、高校生活においては、その資質を開花させることなく終わるケースが多く見られるのではないかとこの予想にたち、勉強姿勢を身につける、大学での授業に対応できるように準備する意味で、本学では「AO入試（アドミSSIONズ・オフィス入試）」を行っている。

本学のAO入試は、オープンキャンパス開催時に行われる事前面談から、エントリーカードをもとに行われるA面談、そしてA面談終了時に出されるレポート課題をもとに行われるB面談と、少なくとも3回の面談を行うため、最低で1ヶ月半ほどかかる。したがって、本学を第一志望とすることはもちろんのこと、勉強意欲なくしては続かないものとなっている。さらに、大学の雰囲気を感じることができ、教職員との緊密な関係を築くことができるため、入学当初から積極的に授業等において参加できるメリットがあると考えられる。その結果、AO入試を早くから志望して、合格を勝ち取るものには、各学科のリーダーシップをとる学生が多く見られることも事実である。

本学はAO入試を重視している。本学の入試全般におけるAO入試の位置づけ、および各学部学科別の取り組みについては、学生募集方法、入学者選抜方法(p.155)および入学者受け入れ方針等(p.152)の項で詳述した。

【点検・評価】
【課題・方策】

AO入試は、ともすれば入学者の早期確保を目的とした安易な入試に流れやすい傾向がある。本学では、時間をかけた、きめ細かな対応によって各学科の理念・教育目標に合ったAO入試を実施していることは評価できる。

一方、選抜に当たる教員の負担増、本学と競合する他大学の動向、および高校生の大学への全入時代による質的变化に対応して、各学科に適合する学生の確保は今後の課題である。さらに、もう一つの課題は、全学的統一を取りつつ、各学科の特色あるAO入試を実施することにも限界があることである。

7 入学者選抜における高・大の連携

1) 推薦入学における高等学校との関係

(C群:推薦入学における、高等学校との関係の適切性)

【現状の説明】 アドミSSIONSポリシーでも明らかにしている通り、本学は高等学校とのコミュニケーションを大事にしている。本学の特色ある教育は理解されつつあり、単に多数の受験生が送られることを目的にするだけではなく、本学の教育にあった受験生ひとり一人が選ばれて送られるようにしている。とくにこの2年あまり、高等学校における本学の教育に対する理解が進んでいると思われ、多くの高校から受験生が送られている。一方、推薦入試の趣旨から考え、推薦された受験生は極力、合格者とするように心がけている。不合格となる率は、志願者が急増した人間福祉学部児童学科を除き、低くなっているのが現状である。

【点検・評価】 現在のところ、推薦入試の定員は人間福祉学部人間福祉学科、児童学科では40名、その他2学部の6学科では30名としており、各学科の定員の50%を下回っている。また、実際の合格者数について見ると、各学科入学者の50%を下回ってはいるものの、入学定員に対する比率が50%を超える学科も出ているが、大学全入時代を迎えるにあたり、入学者が減少してきており、次第に定員数に近づきつつあることから、入学定員数に対する推薦入試合格者の比率は今後下がるものと予想され、適当な割合になるものと思われる。

【課題・方策】 早期に進路を決めたいという受験生の心理状況と、確実に学生を確保したい大学側の思惑から推薦入試合格者の入試全体に占める割合は全国的には増加する傾向にある。学生の質を確保することと、入試全体から見た入学者数バランスの検討は常に必要である。本学では、一般入試、AO入試および自己表現入試において、これまで通りの入学

者数を確保することによって推薦入試の合格者数の割合を 50%以下におさえることは、学生の質を保つことにつながると考える。

2) 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

(C群:入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ)

【現状の説明】 本学では、アドミッションズポリシーを明確にし、AO入試、推薦入試、自己表現入試および一般入試という4形態の入試を実施しているが、それぞれの審査方法および評価方法を明らかにしている。推薦入試においては、面接、小論文とともに、調査表の評価平均値を点数化している。さらに、面接では、各面接官は自己推薦書とともに調査表に事前に目を通すこととしており、受験生の高校生活を知る材料としている。AO入試においては、合格内定まで調査表の提出を求めないが、AO入試を通じた教育指導を進めていくために、高校との連絡を取り、情報を収集している。自己表現入試および一般入試においては、調査表は合格後の準備教育を行う際の指導のための情報として利用している。

【点検・評価】 調査表は、推薦入試において、その生徒が高校時代に学業に正面から真面目に取り組む、出席状況も良好で、なすべき勉学と生活を十分に成し遂げてきたことを高校が証明するものである。そのような生徒を大学として受け入れるための適切な方法として評価される。

【課題・方策】 調査表の評価にあたっての問題は、高校間の学力差を測ることが困難な点である。一般入試に先立つ時期に行われる推薦入試では学力試験を行うことは出来ない。小論文と丁寧な面接によって、調査表の補完を行う方策が必要であろう。

3) 進路相談・指導等情報伝達の適切性

(C群:高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性)

【現状の説明】 本学では、オープンキャンパスを年に7回、また個別相談会を年に3回実施しており、4月と2月以外のすべての月にいずれかを実施していることになる。オープンキャンパスや個別相談会では、本学を希望する受験生に対して、各学科の教員が進路相談・指導に関する適切、かつ専門的なアドバイスを行うようにしている。また、高校や業者が主催する説明会にも、主にアドミッションセンターの高校訪問担当者が積極的に参加し、高校生に対して進路相談や指導を行っている。さらに、本学では、入学志願者の大学訪問を随時可としており、こうした際にも高校生に対して進路相談や指導を行っている。このように、様々な場所において高校生に対して進路相談や指導を行っているので、説明の統一性を保つ意味において、冊子化されたアドミッションズポリシーを元にして相談・指導を行っている。

さらにオープンキャンパスや個別相談会等の情報をはじめ入試情報は出来る限り早急に大学ホームページ上に掲載している。

【点検・評価】 学生の募集対策の一環ではあるが、全教員を交代で動員するオープンキャンパスや個別相談会等による進路相談・指導、大学案内、アドミッションズポリシーおよびデータブック等の冊子、大学ホームページ等によって、情報伝達は適当に行われていると評価される。

【課題・方策】 オープンキャンパスに参加する高校生を対象としたアンケート結果などを参考に、大学の発信しているメッセージが、どの程度、高校生に伝わっているか、受け入れられているかの検証は継続的に実施する必要がある。

8 科目等履修生・聴講生等

1) 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針

(C群:科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性)

【現状の説明】 本学学則第 43 条に基づき「聖学院大学科目等履修生規程」および「聖学院大学聴講生規程」が定められている。科目等履修生は卒業生などで資格取得のために、在学中に習得できなかった関連科目の単位を取得する者、あるいは、種々の理由のため退学し、その後、科目等履修生となって一定の単位を取得後、再入学を目指す者などである。聴講生は、社会人で正規の学生としての身分を持たずに大学の講義のなかで興味ある科目を聴講できる。2003 年度から 2006 年度までの聴講者数は以下のとおりである。

科目等履修生	学 科	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
	政治経済	1	1	2	
コミュニティ政策					
欧米文化	1	1	1	2	
日本文化	2	3	2	2	
児童		5	3	3	
人間福祉	2	1	1	4	
計	6	11	9	11	

聴講生	学 科	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
	政治経済			1	
コミュニティ政策			1	1	
欧米文化				1	
日本文化					
児童				1	
人間福祉	1			1	
計	1	1	1	4	

【点検・評価】 学則および規程によって科目等履修生、聴講生等を受け入れていることは評価できる。外国籍の者が科目等履修生として一定以上の単位を登録すると、在留資格が認められる。

在留資格を得る目的で登録し、講義に出席しない学生も過去に散見された。受け入れにあたっては、履修・聴講の目的を申請時に確認するとともに、受け入れは教授会の承認事項として、厳密に運用していることも評価できる。

【課題・方策】 生涯教育の観点からも、科目等履修生や聴講生等の受け入れは積極的に行い、地域住民や卒業生に開かれた大学を目指す必要がある。一方、前述のように登録後、出席状況が悪い者も認められた。開かれた大学を目指すとともに、その運用が適切に行われる様な仕組みの維持が必要である。

9 外国人留学生の受け入れ

1) 留学生受け入れ・単位認定の適切性

(C群:留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性)

【現状の説明】 本学では、既に日本の就学ビザをもち、日本に入国している日本語学校在学生などを入学の対象としており、原則として本国から直接留学生を受け入れることは行っていない。また、日本に在留する留学生の受け入れにあたっては、AO方式を採用している。必要とされる提出書類の有無だけでなく、エントリーカード、レポート課題、それぞれの提出時に行われる面談を通して、十分な時間をかけて、学力、資質だけでなく、提出書類のチェックをも行っている。また、編入学にあたっての単位認定については、各留学生の留学目的と学科カリキュラムとの整合性を考慮しつつ、各学科において検討することとなっている。機械的に進めるのではなく、時間をかけて編入生一人ひとりをチェックすることを心がけている。この点については、日本人と留学生についての違いはない。

留学生の学力や勉学に対する意欲には差があることは否定できない。しかし、学科によっては成績上位者を留学生が占めている事実もある。

【点検・評価】 留学生をAO方式で十分に面談し受け入れていること、中国や韓国だけでなく、非漢字圏の東南アジア諸国の留学生も積極的に受け入れていることは評価される。

【課題・方策】 本学は留学生の本国で入試選抜を行うような方式は採用していない。しかし、より優秀な学生を継続的に確保するためには、他大学の動向も参考として本国での入試選抜を行う可能性の検討やそのための情報収集を考えておく必要がある。

10 定員管理

1) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率

(A群: 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性)

[現状の説明] 最近3年間の学科別学生受け入れ状況、および学生在籍の状況は下表の通りである。

学科別入学者数および在籍者数の状況(2004-2006年度)

学 科	2004 年度			2005 年度			2006 年度		
	入学者	在籍者	(編入学者)	入学者	在籍者	(編入学者)	入学者	在籍者	(編入学者)
(学科定員)	100	400	-	100	400	-	100	400	-
政治経済	140	540	(6)	141	553	(11)	115	532	(16)
コミュニティ政策	120	467	(3)	120	463	(5)	110	459	(5)
欧米文化	127	499	(4)	122	485	(4)	119	481	(7)
日本文化	131	476	(1)	132	505	(7)	125	516	(6)
児 童	120	528	(5)	125	520	(2)	129	497	(2)
人間福祉	128	525	(10)	131	521	(5)	119	507	(7)

一人一人の個性や人格を尊重したきめ細かな人間教育をめざす本学では、教員と学生との対話を通じて学生が学び、成長していくプロセスが基本となる。そのために、教員一人当たりの在籍学生数を可能な限り低く抑えることは、少人数教育実現のためにも重要となる。収容定員と在籍者数の乖離はその観点から最小限に止めるべきと考えるが、現実には毎年の新入生の受け入れの動向や専任教員の退職や採用などの状況によって変動する。また、経営の観点から、法人理事会からは入学定員を上回って可能な限り多くの新入生を受け入れることへの要望が出される。これらの様々な要因を含んで現在の本学の在籍者の状況がある。

上記の表に見るように、学生の在籍状況は、年度による差や学科による差が大きくなっている。日本文化学科を除いては、在籍者数は全体的に減少傾向にある。日本文化学科において在籍者数が増加しつつあるのは、この数年は比較的安定して入学者数を確保できていることと、退学等による離学者が減少しているためである。一方、児童学科では入学者数は暫増しているが、在籍者数は減少している。これは2000年代前半に大幅に入学定員を超えて入学者を受け入れてしまったが、それらの学生が卒業しつつあることによる。それ以外の4学科については、多少の凹凸はあるものの在籍者数は減少する傾向にある。しかし、いずれの学科の場合も収容定員を上回っており、収容定員に対する在籍者の比率は1.15～1.38の範囲である。なお、大学全体としては、2004年度には1.26であったものが、2006年度には1.25に低下した。

一方、入学定員に対する入学者の比率は、この3年間では学科、年度により1.10～1.41の範囲にある(大学全体としては、2004年度1.28、2005年度1.29、2006年度1.20)。入学者数については、入学定員を大幅に上回らない範囲で、安定的に学生を確保することを目指している。しかしながら多様な入試を数多く実施しているため、一回の入試に

おける受け入れ人数が少ないことに加え、競合他大学の状況によっては合格者手続率が大幅に変動することから、入学者数の予測は難しくなりつつある。本学としては、毎回の募集定員を決して下回ることなく入学生を受け入れることを原則としており、安全を期して多めに合格者を出すため、結果として入学定員を大幅に上回る結果となった。

【点検・評価】

毎年の在籍学生数、入学者数が、それぞれ収容定員、入学定員を大幅に上回っていることは問題である。少人数教育の徹底を標榜する本学としては教育環境の悪化につながりかねない。この理由は、第一には経営的観点からのものである。大学の毎年度の運営費用の約7割を学生納付金でまかなっている私立大学としては、在籍者数の減少は致命傷になりかねない問題である。第二には最近の日本の大学における入試環境の大幅な変動によるものである。本学では一回の入試で受け入れる入学者数を低く抑え、多くの入試を実施することにより多様な学生を受け入れると共に、受験生の入学機会を増やすことを行っている。そのため、他大学の募集の状況の影響で応募者数や合格者手続率が大幅に変動するため、安全を見て多めに合格者を出さざるを得ない状況がある。

これらの理由があるにせよ、定められた定員を大幅に上回することは、本学の建学の精神や大学の理念の具現化、さらには教育目標達成を阻害する要因ともなるものである。本学では、このような現状を踏まえ、教育環境の悪化をできるだけ防ぐ方法として、専任教員の増員を行っている。設置基準上は本学は75名の専任教員が要求されているが、実際には準専任とも言うべき特任教員を含めた専任教員は、学部全体で103名（学長を含む）となっており、在籍学生数の大幅な定員超過を上回る教育体制が整えられていると評価することができよう。（特任講師については、第5章教員組織に詳述する。）

近年の大学を取り巻く環境から、1学科でも入学定員を割り込む状況が生じた場合、大学全体のイメージに及ぼす影響は計り知れないものがある。特に、大学としての歴史が浅く、規模も大きくはない本学にとっては、致命傷となる危険性もある。このようなことから、現在の収容定員に対する在籍者数や入学定員に対する入学者数の割合は、ぎりぎりの選択とすることができる。

【課題・方策】

競合する他大学の入試動向が毎年大きく変動する状況の中で、正確な合格者手続率を算出することはほとんど不可能と言って良いであろう。そのような中であって、本学のような小規模大学では定員割れを防ぐという大原則の下、多めに新入生を確保することはある程度やむを得ないことと考える。問題は、そのことによる教育環境の悪化を防ぐための方策である。本学では現在専任教員数を多く確保することによって対応しているが、今後はそれ以外にも、一旦入学した学生をできるだけ脱落させることなく卒業へ至らせること、ITなどの新しい技術を駆使しての教育環境の改善など、教育的な手段により大学の本来の教育目標達成のための努力を継続していく必要がある。

なお、この数年安定的に編入生が確保されていることから、編入学定員を設けることも検討する段階に来ている。

2) 定員適正化に向けた努力

(A群: 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況)

[現状の説明] 前項で合格者手続率の予測は困難であることを述べたが、そうではあっても、安易に定員を大幅に超える状況を放置することは問題である。そのため、本学でも様々な手段を用いて、入学定員と入学者数、また収容定員と在籍学生数の乖離を最小限にするための努力が続けられている。

2005年度入試においては、以下の3つの学科について、特に大幅な入学定員超過となったが、これらの学科の2006年度入試に向けての対応を以下に述べる。

政治経済学科では、特別入試(社会人・帰国生・留学生入試)における応募者が多かったことと、自己表現入試における合格者手続率が予想に反して高かったことから、1.41と著しい入学定員超過につながった。したがって、2006年度入試では特別入試における入学者数を制限するとともに、自己表現入試における合格者手続率予測を高めを設定して募集人数に近い入学者確保をめざしたことによって入学定員超過率は1.15となった。

日本文化学科では、推薦入試における入学者数を、推薦高校との関係から55名と多く受け入れざるを得なかったことが1.32という定員超過の原因となった。このことから、2006年度入試では推薦入試における入学者数の制限に特に気をつけたことにより、1.25まで入学定員超過率を下げる事ができた。

児童学科では、定員超過の状態は続いてはいるものの、一時期のような著しい超過は避けられており、2006年度入試においても、例年以上に各入試における合格者手続率予想に気をつけた。しかし2006年度から児童学科では小学校教諭一種免許状を取得することが可能となったこともあり、一般入試Aでの手続率が極端に高くなり、入学定員超過率は1.29となった。

以上のような対応は、入学生を入学定員に近づけるために本学が2006年度入試において実際に取り組んだものであるが、収容定員については、これら入学時における受け入れ人数が適切となることによって、必然的に収容定員超過率も適正な値となってくる事が予想される。

[点検・評価] 現状の説明で述べたような対応を取る事により、これらの学科はいずれも前年度よりは入学定員超過率を低下させる事ができた。ただし、これらの方法はいずれも対症療法的なものとなっており、その意味では安定した形での恒常的な対策とは言えないが、日本における大学入試制度が大きな変動期を迎えている現在の状況の中では、困難な課題と言えよう。

しかしながら、2006年度では一般入試Aにおいて、児童学科の合格者手続率が例年に比べて特に高かった(20名の募集に対して147名が受験し、53名を合格とした。その内33名が手続を取ったが、最終的にはその内28名が入学した。)ことによりB日程以降で

募集人数までの合格者を出すことができない事態が生じ、受験生や関係者に多大な迷惑をかける結果となったことは大きな問題である。このような事態が二度と生じないよう細心の注意を払う必要がある。

【課題・方策】 前年度に大幅に入学定員を超えて入学させたため、やむを得ず今年度は定員を割って学生募集を行う、などということは勿論できることではない。本学としても、これまで入学者数を入学定員に近づけるために様々な努力をして来たが、それにも拘わらず2006年度入試では児童学科の一般入試Aのような事態が発生してしまった。特に一般入試では、一回の入試の募集人数が少ないこともあり、手続者が2、3名違うだけで手続率は大幅に変わってしまうという事態が発生する。年度によって合格者手続率が30%～70%の範囲で大きく変動するという状況の中で、定員を確保しつつ、その定員を大幅に超えないようにすることは、実際には困難が多い。本学では、受験生の心理状態にも配慮して、近年はできるだけ補欠者を設けないようにしている。しかし、このような状況の中で合格者以外に補欠者を設けることについての再検討が必要になってきている。

3) 定員充足率の確認の上に立った組織改組の可能性の検証

(B群: 定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況)

【現状の説明】 幸いにもこれまで定員を割るような事態は発生していないため、組織改組や定員変更の話題が公的な会議等で出されることはなく、従って、そのような事態に至った場合の仕組みについても特に議論されてはいない。ただし、本学では、建学の精神や大学の理念に基づき、その理念的裏付けを得てそれぞれの学部・学科を構成しているため、世間の人気動向などによって安易に組織改編や定員変更に至ることは現時点では考えられないことである。

【点検・評価】
【課題・方策】 大学全入時代を迎えようとしている現在、既に定員割れの大学が40%を超え、伝統校・有名校においてさえ、あらゆる手段を用いて学生確保のための努力している現状を考慮すれば、現在の組織体制改編や定員変更の可能性を5年後、10年後を見据えて考えておくことも必要である。現状では広報部内や学長・学部長連絡会などにおいて話題となることはあるものの、学部や学科編成は法人としての理念に関わる部分が大きく、本学内だけで検討可能な議題ではない。

しかし、かなりの努力によって定員が確保されている現在の内に、将来の組織改組や定員変更の可能性を検証する仕組みの導入は必要と思われる。

11 編入学者、退学者

1) 退学者の状況と退学理由の把握状況

(A群:退学者の状況と退学理由の把握状況)

【現状の説明】 まず出学（退学・除籍）者数の推移を年度別に下表に示した。出学（退学・除籍）者数は、増減はあるものの130名～160名の間で推移している。

年度別出学者数					
2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
130	145	123	159	141	142

これらの理由の詳細は巻末資料2「学科別出学者一覧」のとおりである。

このところ少なからぬ退学者のあることが指摘されている。この中には、近年の傾向として、経済的な理由によりやむを得ず退学を余儀なくされている者も少なくない。一方、精神的問題により学業を続けることが出来ない者も存在する。これらの学生については、前者については、公的あるいは大学独自の奨学金などにより、また後者に対しては、学生相談室にカウンセラーを置くなどして、出来る限り学業を続けられるように対処している。

次の問題は、大学へ入学したものの、学業の面で躓きを覚え、授業への欠席が多くなった学生に対する対応である。本学では授業への出席を重視しており、休みがちな学生の情報を得やすい。それらの情報を専従の係員に集めることにより、休みがちな学生一人一人に電話をすることにより大学へ呼び出し、授業を休むようになった理由を聞くなど、アドバイスをするとともに、授業出席を促している。さらに、大学へ出てくるようになった学生に対しては、1年生の場合には、その学生に入学時よりアドバイザーとして割り当てられている教員が、2年生以上の場合には、演習（ゼミ）担当の教員が、相談に乗っている。

これらの努力によって、学生が不幸にも退学せざるを得ない場合でも、その退学理由などについて正確な情報を把握している。また、退学に際し、上記のアドバイザーあるいは演習担当の教員が、保護者の意思をも確認する体制をとっており、この点でも退学に対し慎重な対応をとっている。

入試の形態と退学者との関連性を探るべく分析を試みた結果、推薦と一般入試Aに退学者の比率が高いことが判明した。学力に不安を抱えるAO入試合格者の動向が懸念されたが、それほどではない。高校時代に推薦が受けられたので入学したといった安易な進学、一般入試での不本意入学などが問題になる可能性が高い。

【点検・評価】 出学者対策は、大学にとって重要な問題であると認識しており、退学理由のデータを集めている。学生相談室によるカウンセリング、休みがちな学生に対する呼び出し業務、ラーニングセンターでの相談など、専任の教職員による日常的な対応は、講義や演習担

当の教員の教育努力を補完する上で大きな効果を発揮しており、退学にいたる原因を早期に把握するとともに、対策をとることによって、退学者の数を減らしていると思われる。

【課題・方策】 退学にいたる理由を正確に把握することは容易ではない。様々な要因が複合して退学に至るからである。現在のアドバイザー教員による聴取は退学理由の把握に成果を上げているが、客観的判断にはなお不十分と言わざるを得ない。目下、学生部委員会を中心に、退学願提出時のアンケート記入について、項目および実施時期等を検討している。

学生をひきつけるのは何よりも授業の充実であるが、その上で、上記の対策を質・量とも、より充実させることが必要である。いずれにしても、入学後に学生の問題点や不満をうまく掬い上げ、学生の勉学意欲を生み出せるような興味深い授業や学生生活を創出する努力が、大学としても一層必要であり、この点についてはFD委員会でも検討がなされている。

2) 編入学生及び転科・転部学生の状況

(C群: 編入学生及び転科・転部学生の状況)

【現状の説明】 2001年度以降の編入学者数は以下のとおりである。

年度	政治経済学部				人文学部				人間福祉学部				合計	
	政治経済		コミュニティ政策		欧米文化		日本文化		児童		人間福祉			
2001	4	(0)	-	-	2	(0)	2	(2)	3	(1)	4	(4)	15	(7)
2002	1	(0)	1	(0)	4	(2)	3	(2)	3	(2)	10	(7)	22	(13)
2003	10	(3)	1	(0)	3	(3)	6	(5)	4	(4)	10	(7)	34	(22)
2004	6	(2)	3	(2)	4	(2)	1	(1)	5	(4)	10	(6)	29	(17)
2005	11	(3)	5	(5)	4	(4)	7	(5)	2	(2)	5	(4)	34	(23)
2006	16	(4)	5	(1)	7	(5)	6	(4)	2	(0)	7	(2)	43	(16)
合計	48	(12)	15	(8)	24	(16)	25	(19)	19	(13)	46	(30)	177	(98)

カッコ内は女子で内数

本学では現在は編入学定員を設けてはいない。しかしながら、毎年若干名の募集を継続して行っている他に、指定校の短期大学からの編入学を認めている。さらには、近年留学生を受け入れるに際して、1年次入学ではなく編入という形で入学を希望する者が大幅に増えつつある。本学では修学目的が明確であることを条件として審査を行っているが、その結果、毎年度大学全体として29～43名の編入学生を受け入れている。

転科・転部の制度はあるが、転科・転部を希望する学生は例年、極めて少数に止まっている。

【点検・評価】 定年退職後の大学入学や生涯学習の観点からも編入生の受け入れは積極的に行うべきであろう。この数年安定的に編入生が確保されていることから、定員管理の点からは、編入学生定員を設けることも検討する段階に来ている。

【課題・方策】

第5章 教員組織

【到達目標】 聖学院大学では開学以来、大学の理念実現のために、全学的に学部・学科の壁をできるだけ取り払う形で大学運営を行ってきた。また、このことは教員の人事においても同様であり、学部独自の人事案件についても全学的な観点から取り扱ってきた。

教員の募集、任免、昇格については、明確な基準を設定し、これに基づき公正な人事を行うことが重要であるが、同時に退職した専任教員の補充を含む教員組織の充実のため、本学の理念や建学の精神を十分に理解し、優れた教育研究活動を行う教員を確保するための採用計画の策定と、その弾力的で着実な実施が必要である。教員の教育研究活動の評価に関しては、研究業績と共に教育業績を適切に評価するための基準の明確化と透明性の高い適切な評価方法の検討が課題となる。このようなことを通して、最新の専門知識・技術を備えた若手教員・実務経験者・外国人教員等、幅広い人材の採用を行う必要がある。

本学の学部・学科の教育目標との関連では、必修等の主要科目はできるだけ専任教員が担当すべきである。また、専任教員の半数は教授職を確保し、さらに、それぞれの学部・学科の教育活動を適切に運営するために最適な兼任講師を配置する必要がある。それ以外にも、専任教員の年齢構成を適切なものとし、対学生比率が少人数教育にふさわしく確保・維持されることや、学問分野間のバランス、緊急性・必要度の高い分野の専任化、さらにT A、S Aなどを含む人的な教育研究補助体制の充実を図っていく必要がある。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

教員の年齢構成は適切であるか。

教員の募集・任免・昇格は規程に従い、公正・適切に行われているか。

教員の教育研究活動についての評価が適切に行われ、教育研究活動の活性化に役立っているか。

教育研究活動に対する人的補助体制は質・量ともに適切に確保され、十分に活用されているか。

1 教員組織

1) 学部・学科の理念、目的等との関係における教員組織

(A群:学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性)

【現状の説明】 本学学部は現在政治経済学部(政治経済学科、コミュニティ政策学科)、人文学部(欧米文化学科、日本文化学科)、人間福祉学部(児童学科、人間福祉学科)の3学部6学科体制をとっているが、教員組織としては、全ての学部・学科に関わる全学組織としての基礎総合教育部を併せ持つ。基礎総合教育部は学部とは独立した、教授会を持たない組

織であり、所属する専任教員についての人事案件が発生する場合は、学部教授会ではなく全専任教員が構成員である大学教授会において取り扱われる。

設置基準上の本学の専任教員数は 72 名であるが、各学部・学科における少人数指導体制の観点から、現在は、原則として各学科 13 名の教員体制を基準にしている。また、基礎教育や語学教育など全学的観点から専任教員の採用を行う必要がある場合は、基礎総合教育部において若干の専任教員の採用や補充が行えることとしている。

その結果、現在の専任教員体制は以下の通りである。なお、表中の特任とは任期付き専任教員のことであり、教授会の構成員ではないが、特に教育面を重視した活動を行い、学科会・部会・委員会などには原則として専任教員と同様に出席する。なお、特任教員についても専任教員と同様に研究費、研究室が与えられる。

2006 年度専任教員数(学部)

学部・学科	収容定員	専任(教授会所属)			特任		専任 + 特任	兼任講師
		教授	助教授	講師	講師	助手		
政治経済学部	800							
政治経済学科	400	8	3	3	0	0	14	18
コミュニティ政策学科	400	4	7	2	2	0	15	19
人文学部	800							
欧米文化学科	400	8	5	0	1	0	14	14
日本文化学科	400	6	5	2	1	0	14	29
人間福祉学部	800							
児童学科	400	5	6	1	3	0	15	32
人間福祉学科	400	8	3	2	1	0	14	10
(基礎総合教育部)	-	1	3	1	11	1	17	64
大学学部 計	2,400	40	32	11	19	1	103	186

【点検・評価】 現在、教授会所属の専任教員と特任教員を合わせた、いわゆる専任と呼ばれる教員数は各学科 13～15 名の範囲である。この値で各学科における学生収容定員数をそれぞれ割ると専任教員 1 人当たりの学生数は各学科 26.7～30.8 人の範囲となり、さらに、基礎総合教育部所属の専任教員を含めた大学全体平均は 23.5 人である。学科による教育の特色などを踏まえた場合に、単純に専任教員数が多ければ良いということではなく、本来はその教育課程、教育方法に応じた適正な専任教員数が考えられねばならないが、少人数教育、面倒見の良い大学を標榜する本学としては、現在のこの数値は、ほぼ望ましい適切な値であると言える。なお、実際には各学科とも収容定員以上の学生を受け入れているため、実人数は上記数字よりも若干多くなる。

一方、教授会構成員である専任の教授、助教授、講師の割合を見ると、政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科および人間福祉学部人間福祉学科においては教授の割合が 50% を超えるが、それ以外の 3 学科は 50% を下回っており、特に政治経済学部

コミュニティ政策学科においては30.8%と低い数値になっており改善が必要である。

専任教員と兼任教員の比率は単純に人数の割合だけではなく、それぞれの教員が担当する科目数や受講者数などからも判断する必要があるが、専任教員に対する兼任教員の人数割合は、学科によって1.2~2.4の範囲にあり、学科による開きが大きくなっている。これは、人間福祉学科では兼任教員として委嘱できる専門家数そのものが多いという状況や、児童学科では学生が取得可能な資格の種類が多いことに伴って開講科目数が増え、兼任教員も多くならざるを得ないなどの事情によるものである。また、基礎総合教育部所属の兼任教員は非常に多いが、大学共通の基礎科目、教養科目などにおける少人数教育充実のために必要な科目数を確保するためには適切な数字であると判断できる。ただし、大学としては重要な科目はできるだけ専任教員が担当することが望ましいため、専任教員の担当コマ数との関連があるものの、過度に兼任教員に依存する状況とならないよう常に注意を払うべきである。

【課題・方策】 本学では大学の理念、建学の精神との関連から、専任教員の募集に際しては“キリスト教信者”または“キリスト教教育に十分な理解のある者”との条件を付けている。このため、現在の専任教員については、政治経済学部では約57%、人文学部では約68%、人間福祉学部では約62%、基礎総合教育部では約65%の教員がキリスト教信者であり、学内の意思決定のために大きな力となっている。本学では常にキリスト教精神を意識した教育・研究活動が行われているため、今後ともこうした方針は維持されていくべきである。

また近年、きめ細かな少人数クラス指導体制の実現のために、いわゆる“コピー授業”を増やさざるを得ない状況が起こりつつある。本学では全開講授業クラスの80%は受講者数50人以下の規模になっており、受講者数が100名を超える規模の授業は2%程度である。このことは教員の授業負担が増えることを意味するが、大学の理念と建学の精神を教育プログラムの中で反映、実現させるためには重要であり、授業補佐体制を含めた教員の負担軽減のための取り組みが一層重要になる。併せて、大学の理念、建学の精神に立脚した教育を行っていく上で相応しい専任教員数を確保することは、単に大学設置基準を満たすだけでなく、学生サービスの基本でもあることから、教員人事は今後も最大限の注意を払って実施しなければならない。

2) 主要な授業科目への専任教員の配置

(A群: 主要な授業科目への専任教員の配置状況)

【現状の説明】 本学では専門の主要科目(必修科目および選択必修科目)については原則として専任教員が担当することを目標としている。各学部・学科においてはその教育の特色などから一様ではないが、人間福祉学部児童学科では、一部の例外を除いて殆どの主要科目は

専任教員が担当している。一方政治経済学部政治経済学科では、その比率は70%を超えた程度であり、他学科と比較すると若干低い値となっている。その他の学科においてはほぼ70%台後半から80%台後半の比率となっている。

一方、全学的な位置付けの基礎科目(キリスト教科目、基礎教育、語学、スポーツ)、教養科目、総合科目については、大学における基礎教育の充実、学生の多様なニーズへの対応、および少人数教育を謳っていることから、開講科目・コマ数が多い。一方では、これらの科目を担当する専任教員が少ないこともあって、専任教員による授業担当比率は50%を切っている。教職等の資格に関連する科目については、概ね専任教員の比率は65%程度となっている。

2006年度専任/兼任担当科目数

学部・学科等 教育課程	担当科目数	必修・選択必修		全開設科目	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
政治経済学部 政治経済学科	専任	24	17	41	39
	兼任	9	7	25	32
	(専兼比率)	71.9%		58.4%	
政治経済学部 コミュニティ政策学科	専任	44	36	76	62
	兼任	7	4	34	31
	(専兼比率)	87.9%		68.0%	
人文学部 欧米文化学科	専任	41	32	65	56
	兼任	11	10	30	33
	(専兼比率)	77.7%		65.8%	
人文学部 日本文化学科	専任	34	29	45	47
	兼任	9	9	37	31
	(専兼比率)	77.8%		57.5%	
人間福祉学部 児童学科	専任	32	24	86	65
	兼任	2	1	80	67
	(専兼比率)	94.9%		50.7%	
人間福祉学部 人間福祉学科	専任	46	39	57	51
	兼任	13	14	19	19
	(専兼比率)	75.9%		74.0%	
基礎・総合科目	専任	108	89	111	92
	兼任	117	103	160	142
	(専兼比率)	47.2%		40.2%	
教職・図書館情報学 課程	専任	28	18	31	21
	兼任	10	10	10	11
	(専兼比率)	69.7%		71.2%	
大学全体	専兼比率	65.6%		55.4%	

【点検・評価】 専任教員の配置については、各学部・学科における教育目標やカリキュラムとの関連が大きいため、以下、この項目の点検と評価は学部・学科等の教育組織毎に行う。

(1) 政治経済学部

政治経済学科では、専任教員が主要科目を担当する比率が6学科中最も低いが、これはこの数年のカリキュラム改革によって、必修の専門基礎科目を大幅に充実したことによる。すなわち、専任教員は原則として専門基礎科目をなるべく多く持つようにしているが、一方では、各自の専門性を反映した科目を開設することによって学生の幅広いニーズに対応しようとしたためである。専門基礎を充実させると同時に、高度な専門科目

も配置するという考え方がカリキュラム上に表現された結果であり、その意味では、単に専任教員が担当する重要科目の比率が低いということで批判されるべきことではない。コミュニティ政策学科では、主要科目については90%近い科目を専任教員が担当している。これは特に専門の基礎ゼミとして、全専任教員による専門基礎導入教育を行っていることによるものであり、専門基礎教育に特に力を入れている学科の特色を表わしており、評価できるものである。

(2) 人文学部

欧米文化学科、日本文化学科では、専任教員の担当する必修・選択必修科目の割合はそれぞれ80%近くになっている。これは欧米文化学科で「欧米文化入門」、日本文化学科で「日本語表現法」など専門教育のための基礎的・導入的科目や学科の基盤となる「概論」科目などについては、ほぼ専任教員が担当しているためであり、評価できる。ただし、両学科とも必修科目に限って見ると専任教員の担当比率が50%程度かそれ以下となっていることは改善の余地がある。学科のカリキュラム改革に対して専任教員の適正な配置が追いつかない状況は、早急に見直しを行うべきである。

(3) 人間福祉学部

児童学科では、カリキュラムの構造自体が主として初等教育教員養成課程と深く関連していることもあり、主要科目についてはほぼ専任教員が担当していることは大いに評価できる。人間福祉学科では主要科目のみならず、全開設科目についても専任教員が担当する比率は75%前後と高くなっており、他学科で選択科目の多くを兼任教員に依存していることからすると評価できるものである。

(4) 基礎・教養・総合科目、資格科目

基礎総合教育部には現在17名の専任教員が所属しているが、その内、語学科目担当者は11名、資格科目担当者は4名、ラーニングセンター担当者(教育指導員)は2名となっており、“語学”や“資格”以外の教養的科目の専任教員は採用されていない。その結果、基礎科目群では「基礎教育入門(書き方)」、「基礎教育入門(話し方)」や、全学生に必修の「キリスト教概論」を含むキリスト教関連の科目は、多くの兼任教員に依存しなくてはならないのが現状である。ただし、これらの科目は、基礎総合教育部長やキリスト教センター所長などがコーディネータとなり、教育方針に沿って教育内容や指導法について調整し、それぞれの授業も相互の緊密な連携のもとに進められていることは評価できるものである。教養科目群や総合科目群については、可能な限り各学部・学科所属の専任教員が担当することを理想としているが、専任教員の担当コマ数の過度な負担となるため、実現にはほど遠い状況である。

資格科目については、それぞれの学科の教育課程と密接に関連する資格に関しては、

その大部分を専任教員が担当していることは評価できる。

【課題・方策】 それぞれの学部・学科における教育目標を踏まえながらも、大学全体としては専門への導入教育の充実が計られつつあることは間違いのないところである。その観点から、専任教員はできるだけ専門基礎となる科目を担当し、早い段階から教員と学生の関わりが深く緊密になることを目指したカリキュラムが組まれている。近年、政治経済学科では専門導入科目と教員の専門性をより活かした高度な専門科目の両方を、バランスを保ちながら実施していくという新たな方向性を打ち出しているが、大学全体としてもこのような考え方に対して十分な議論が必要であろう。例えば基礎科目やキリスト教関連科目で見られるように、主要科目ではあっても場合によっては兼任教員に委ね、専任教員は全体として統括するコーディネータ的役割（統一教科書の開発や統一シラバスの採用など）を担う体制を構築し、専任教員はむしろアドバイザーや、少人数で学生との緊密な接触が可能となるような授業に傾斜させることで、教育の質的向上を図ることも検討されるべきである。

3) 教員組織における専任、兼任の比率

(A群:教員組織における専任、兼任の比率の適切性)

【現状の説明】 前項において、主要科目における専任教員の配置状況を見たが、ここでは担当科目全体としての専任教員および兼任教員の割合について触れる。本学では基礎・教養・総合科目等の教養的科目において、専任教員の担当割合は40%程度の低い値に留まっている。一方専門科目は、児童学科において50.7%と低い値となっている他は、各学科とも58.4~74.0%の範囲で専任教員が担当している。児童学科における専任教員担当比率が低い理由は、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保育士免許など学科コア科目以外に資格取得のために多くの周辺科目が必要となっていることによる。

【点検・評価】 一般的に専任の担当科目割合がどの程度であるのが適正か判断は難しいが、本学では専門科目のみに限れば61.2%、基礎・教養・総合科目など全てを加えた場合55.4%となる。基礎・教養・総合科目について専任教員の比率が低いことは前項で既に述べたが、専門科目については約6割を専任教員が担当している状況は、児童学科における特殊事情などを除けば、全体としては概ね適切な値ではないかと考えられる。全ての科目を専任教員が担当することは理想ではあるが、そのためには専任教員の増員を考えざるを得ず、本学における専任教員1人当たりに対する学生数が比較的低い値になっていることから、また、経営的な観点からも、これ以上の専任教員増員は難しい課題である。児童学科において兼任教員の比率が高くなっていることについては、ある程度やむを得ないこととしても、学科全体の教育活動に関する意思疎通が図りにくくなるため、教育目標にズレが生じないように、学科内の連携を一層強める工夫が必要であろう。

なお、単純に教員数だけを見た専任・兼任比率は大学全体として約 1 : 2 であるが、教員組織の適切性の項で述べた通り、単に人数だけの比較は意味を持たないため、ここでは触れないこととする。

〔課題・方策〕 少人数体制による人間教育の実現のためには、学生一人一人の特性や将来の志望などを十分に汲み取ったきめ細かな学修指導とガイダンスが必要である。特に語学教育における能力別クラス編成や、人間福祉学部児童学科や人間福祉学科での、学生の資格取得と直結する実習や実験を重視したカリキュラムなどには、十分な数の優秀な教員を確保しなくてはならない。しかし、専任教員一人当たりの担当科目数、授業時間数(コマ数)、卒業論文指導、ゼミ指導などには自ら上限があり、大学として開講できる総科目数、総授業時間数にも限界がある。専任教員の内、学内行政に携わる者はさらに負担が大きくなる。そのようなことから兼任教員に多くを依存しなければならない現状があるが、これは多くの大学が常に抱える課題でもあろう。

専任・兼任比率を改善する方策としては、以下の2つのことが考えられる。第一には、専任教員の数を増やすことである。本学では任期を定めた特任教員の制度があるので、兼任よりも大きな教育責任を担うことができる特任教員を多く採用することは検討に値すると思われる。第二には、カリキュラムをより精選していくことである。価値観や学生の興味・関心の多様化に対応する必要もあるが、その場合にはカリキュラムは益々肥大化することになる。近隣大学や他のキリスト教大学等との単位互換などの連携を進めることにより、カリキュラムのスリム化を可能としていく必要がある。聖学院大学にとって最低限必要な科目は何であるか、それ以外の周辺の科目は、他大学等との提携による単位互換制度をより活用するなどの方策を、大学全体の方針として検討していく必要がある。

なお、専任・兼任比率の向上という面からは逆行することにもなりかねないが、専任教員の役割を見直すことは、直接教育改善につながる可能性がある。前項で述べたように、専任教員が、授業科目担当者というよりも教育コーディネータの役割を担うことによって、科目間の連携をより緊密にし、学部・学科としての教育効果をあげることにしても検討課題となる。

4) 教員組織の年齢構成

(A群:教員組織の年齢構成の適切性)

〔現状の説明〕 本学では開学以後、10 数年にわたって学部や学科等の新增設および定員増等が繰り返されてきた。そのため、新設された学科の教育課題を担うべき専任教員としては、豊かな経験や学識を持つことが必要とされた。加えて、本学の前身である女子聖学院短期大学の改組等に伴う専任教員の移籍によって、大学全体として年齢構成のアンバランスが

指摘される場合があった。しかしその後、定年退職による補充に際しては年齢構成を考慮した募集、採用が行われ、結果として現時点での教員の年齢構成は以下のようになっている。

年代別専任教員数

学部・学科	年 齢	-30	31-40	41-50	51-60	61-	計(人)
政治経済学科 (平均 50.71 歳)	教 授			1	4	2	7
	助教授			2	1		3
	講 師		3				3
	特 任						0
	合 計	0	3	3	5	2	13
コミュニティ政策学科 (平均 50.47 歳)	教 授				2	2	4
	助教授		1	3	1	2	7
	講 師		1	1			2
	特 任		1			1	2
	合 計	0	3	4	3	5	15
欧米文化学科 (平均 51.21 歳)	教 授			1	6	1	8
	助教授		2	2	1		5
	講 師						0
	特 任			1			1
	合 計	0	2	4	7	1	14
日本文化学科 (平均 53.36 歳)	教 授			1	3	2	6
	助教授		1	2	2		5
	講 師		1	1			2
	特 任					1	1
	合 計	0	2	4	5	3	14
児童学科 (平均 52.60 歳)	教 授				3	2	5
	助教授			3	2	1	6
	講 師			1			1
	特 任	1	1			1	3
	合 計	1	1	4	5	4	15
人間福祉学科 (平均 51.50 歳)	教 授				4	4	8
	助教授		1	2			3
	講 師		2				2
	特 任		1				1
	合 計	0	4	2	4	4	14
(基礎総合教育部) (平均 47.35 歳)	教 授				1		1
	助教授			2	1		3
	講 師			1			1
	特 任		6	3	1	2	12
	合 計	0	6	6	3	2	17
大 学 計 (平均 51.03 歳)	教 授	0	0	3	23	13	39
	助教授	0	5	16	8	3	32
	講 師	0	7	4	0	0	11
	特 任	1	9	4	1	5	20
	合 計	1	21	27	32	21	102

(学長を除く)

学科別では、専任教員の平均年齢は人文学部日本文化学科で最も高く 53.36 歳であり、政治経済学部コミュニティ政策学科で最も低く 50.47 歳である。また、主として語学教育や教職、図書館情報学などの資格関連科目を多く担当する基礎総合教育部所属の専任教員の平均年齢は 47.35 歳となっている。なお、全専任教員の内、教授は 102 名中 39 名(38.2%)であるが(学長を除く)、その内 40 歳代は政治経済学部政治経済学科および人文学部日本文化学科にそれぞれ 1 名ずつである。一方、任期付きの専任教員である特任教員は合計 20 名であり、専任教員全体の 19.6%を占めている。特任教員は年代的に

は30代、40代が多いが、60代の割合も比較的高くなっている。特に60歳代後半の特任教員が多いが、これは実績ある専任教員を必要としながらも、60歳代後半では専任教員として採用するには高齢であるため、特任として任期を定めて採用するためである。

【点検・評価】 本学における専任教員の年齢構成は、平均年齢が51.03歳であるが、学部・学科間の差はそれほど大きくはない。また、各年代層のバランスも比較的取れている(30歳代...21.56%、40歳代...26.47%、50歳代...31.37%、60歳代...19.6%、70歳代...0.98%)と言える。ただし、詳細に見ると、欧米文化学科では50歳代に教授が集中し、児童学科では30歳代の専任教員がいないなど、学科によっては将来の年齢構成上問題となるおそれもある。なお、専任教員の定年は70歳であるが、任期付きの専任である特任教員は70歳以上であっても科目担当の必要性などから例外的に採用する場合がある。現在、そのような例外的な特任教員が2名いるが、2006年度末には退職の予定である。

【課題・方策】 学部における専任教員全体の年齢構成は、現状ではバランスがよく取れていると評価することができるが、教授職の年齢構成が比較的高いことは懸念材料である。本学では、採用時または昇格時に、教育上の経験や社会的な経験などについても考慮しているが、研究者としての実績により重点が置かれているためである。しかし、大学に対する高等教育機関としての社会的要請と期待が益々高まりつつある状況の中で、豊かな経験と実績を持つ社会人などを専任教員として採用することは必須の要件である。また同時に、研究機関としての体制を整え、維持していくために、若手の専任教員には積極的に博士号学位取得等を含む学問業績を積み重ねていくための努力を勧め、また研究に専念できるための体制作りが重要となる。

5) 教育課程編成の目的を実現するための連絡調整機能

(B群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整機能の状況とその妥当性)

【現状の説明】 本学の教育課程は、別項で述べたとおり、大学の理念と建学の精神を基盤とし、変貌著しい現代社会の動向と本学で学ぶ学生のニーズに即応すべく、十分な検討を経て編成されている。しかし、その目的達成に際しては、実施主体の教員の自発的努力に依拠するだけでなく、相互の連絡調整とそれを保証する制度の確立が不可欠であることは言を待たない。本学の場合、目的達成のために機能しつつあるのは以下の諸組織である。

(1) 教務部委員会

教務部は、カリキュラム・授業計画・学生の履修や単位認定にかかわる教育業務を司る重要な教員組織の一つであり、その具体的な業務内容詳細は別項(3学士課程の教育内容・方法等)で述べられている通りである。この組織は、各学科から2~3名ずつ選出された委員によって構成され、学務部教務課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の定例委員会を開催している。教務部においては、円滑な授業運営を進めるための諸

問題が検討され、教育課程の具体的展開にかかわる全学的合意の形成が企てられている。さらに各学科にかかわる固有の問題が報告され、全学部・学科に共有されるように図られている。

(2) 学科会

各学科は、学科構成員（専任教員）全員による学科会を、原則として月1回開催し、教育に関わる諸活動の相互理解と連絡調整の機会としている。学科会は決議機関ではないが、授業運営と学生の生活指導を中心として、教員各自の教育上の諸問題を提起し討議しあって、問題解決のための相互支援を試みている。また、教育課程のうち、学科専門科目にかかわる諸教科の新設や改定は、先ず学科会で起案されることが多く、学科会は教員相互の合意と学科の意思決定のために大きな役割を果たしている。

(3) 基礎総合教育部会

基礎総合教育部は、全学部に関わる独立した教育研究組織であるが、その運営は、基礎総合教育部長を議長とし、各学科の学科長、教務部長、広報部長、語学教育委員長、コンピュータ情報ネットワーク委員長、さらには、教職課程、図書館情報学課程、生涯学習関連、日本語教育関連等の教員から構成される基礎総合教育部会による。基礎総合教育部会は、原則として月1回開催され、基礎・教養・総合科目や資格科目など、大学全体に関連するカリキュラムの編成と、それに付随する教育上の諸活動の相互理解と連絡調整の機能を果たしている。基礎総合教育部会は決議機関ではないが、学部・学科間相互の合意と大学共通の教育プログラムに関する意思決定のために果たす役割は重大である。基礎総合教育部については、別項（第2章 教育研究組織）に詳述されている。

(4) 大学運営委員会

本学独自の組織として、大学運営委員会が学長の諮問機関として設置されている。本委員会は教育課程に関わる教務部や各学科の報告を受け、全学的観点から問題の解決方向を模索し示唆している。大学運営委員会の討議を通じて、各学科固有の問題が全学的に理解・共有されることも多い。大学運営委員会については、別項（第11章 管理運営）に詳述されている。

【点検・評価】 本学においては、教務部委員会、学科会、基礎総合教育部会、運営委員会という運営上の組織は、現状において概ねよく機能しており、学科および教員相互の連絡調整のために有効な役割を果たしている。ただし、これら4定例会議開催が原則月1回であるため、事柄の決定には1ヶ月以上を要することが一般的であり、緊急事態に対しては、時として意思決定の遅延を免れ得ず、そのことが問題とされることがある。今少し敏速な意思決定の方略が勘案される必要がある。

【課題・方策】 現状では、前述の4組織は概ねよく機能しているため、制度的な大幅な改善は考えら

れてはいない。教務部が扱う課題は大学における教育の一層の充実化の要求から、年々拡大する傾向がある。このことは教員の負担増という問題はあるものの、安易に、機能別に委員会を細分化することは議論の重複を招き、責任体制の曖昧さにもつながることであり、注意を払わなければならない。大学における教育課程は時代の移り変わりに伴い変化するものであるから、これを支える教員組織自体も合わせて変化して行かねばならないが、その過程では、教員間の連絡調整メカニズムについて簡素化する努力が必要になってくるであろう。

6) その他の教員組織

(B群:教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整機能の状況とその妥当性)

[現状の説明] (1) キリスト教センター委員会

キリスト教センターは、聖学院諸学校におけるキリスト教に関連する事項を中心的に扱う全法的組織であるが、同時に大学の理念や建学の精神に関わる、主として高等教育機関における霊的次元の教育において中心的な責務を分担する組織でもある。すなわち聖学院大学の標語「ピエタス・エト・スキエンチア」に言い表されているように、精神なき専門人(マックス・ヴェーバー)でもなく、また、反知性主義的に信仰の壁の中に籠る宗教性でもなく、「敬虔と学問」とが両立した教育の提供がキリスト教センターの提供する教育プログラムの目標となる。キリスト教センター委員会はキリスト教センター所長の他、学長、大学チャプレン、各学部長、各学部チャプレン等により構成される。

主として霊的な面に向けられる教育プログラム

「聖学院大学の理念」に「本大学は、プロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝を生命的な源泉とする」(第2条)とある通り、毎週火曜から金曜まで行われる全学礼拝は、霊的な面に向けられた教育プログラムの中心に位置するものであり、その運営はキリスト教センターの重要な責務の一つである。また、全学礼拝の奨励を集めた「緑信叢書」を年2回発行し、学内外に広く配布している。

主として知的な面に向けられる教育プログラム

毎年、春と秋のキリスト教週間で行われる講演会は、従来はあまりアカデミックな性格を持つものではなかった。しかし近年は、アカデミックなレベルを保ちつつ、キリスト教的な精神の涵養に益し、しかも学生が聞いて理解できるものへと講演の狙いが変わりつつあり、知的・学問的側面からもキリスト教についてより深く学べる体制が整いつつある。また、キリスト教週間には毎回専任教員が「キリスト教と諸学の会」で研究発表を行う。これは主として教員向けのプログラムで、自己の専門分野をキリスト教との関連において捉え、研究発表をするものであるが、毎回レベルの高い発表がなされて

いる。また、最近は学生の参加も増えつつある。この研究発表は、定期刊行誌として『キリスト教と諸学』にまとめられている。

(2) 学生部委員会

学生部は、正課以外の学生生活全般に関する事項を扱う組織である。具体的には、学友会（教員と学生の会）、クラブ活動等の課外活動に関する業務の他、学生の健康管理、奨学金、学生食堂等学生厚生施設、学生の賞罰や学生厚生補導に関する事項を扱う。その具体的な業務内容については別項（10 学生生活）で詳述されている。学生部は、各学科から2～3名ずつ選出された委員によって構成され、学務部学生課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の定例委員会を開催する。学生部では、各学部・学科と緊密な連携をとりながら、学生生活全般に亘る指導を行っている。また、学内の学生相談室や人権・情報保護委員会の働きを側面からサポートすることを通して、学生達が有意義で、かつ円滑な大学生活を送れるように配慮している。

(3) 国際部委員会

国際部は、国際交流提携・留学相談・留学斡旋等の、主として学生の国際交流活動支援に関わる業務の他、種々の海外研修プログラムの立案・実施、さらには、外国からの留学生の受け入れや生活指導等を、学内の諸関係部署との連携・協力のもとに行っている。国際交流に関する詳細は別項（3 学士課程の教育内容・方法等）で述べられている。国際部は、各学科から2～3名ずつ選出された委員によって構成され、事務を担当する国際センター事務室職員代表の陪席を得て、原則として月1回の定例委員会を開催している。

国際センターは、形式的には法人全体の諸学校の国際化教育、国際交流等に関わる問題を扱う組織であるため法人組織に位置付けられているが、実質的には国際部と常に連携協力して大学生の海外交流を促進するという役割を担っている。

海外交流プログラムは現在までのところ提携校との学生の交換留学、および認定校への学生派遣に留まっており、現時点では教員の派遣は行っていない。なお、大学院は学部とは別に交換留学制度を持っており、対応も大学院が独自で行っている。

一方、国際部はまた、現在ほぼ200名に達する正規課程留学生の、留学生間および日本人学生との相互交流の推進という任務を担っている。また、学生部との連携により留学生の生活相談の一部を担当している。特に、留学生の80パーセントを占める中国人留学生については、台湾籍の非常勤（兼任）講師を相談者に任命し、週1回の相談窓口を設けている。さらに、学生交流委員会という学生組織を設置し、学内の留学生の様々な相談に乗っているが、この委員会は年に1回行う留学生の日本語スピーチコンテストにおいて、出場者の募集やスピーチの指導などの面でも重要な働きをしている。なお、2004年よりアジアキリスト教主義大学同盟 (Association of Christian Universities and

Colleges in Asia、通称 ACUCA)に加盟し、アジア諸国のキリスト教大学との連携強化を視野に入れた活動を開始した。

(4) 就職部委員会

就職部は、キャリアサポートセンターと連携協力しつつ、学生の就職活動に対する指導・助言、種々のガイダンスの他、講演会などのキャリアアッププログラムを企画し、また、これらに関わる個別指導も行っている。就職指導に関する内容の詳細は別項(10 学生指導(就職指導))で述べられる通りである。就職部は、各学科から2～3名ずつ選出された委員によって構成され、キャリアサポートセンター職員代表の陪席を得て、原則として月1回の定例委員会を開催している。ここでは、学生の就職活動を中心とした諸問題の検討が行われ、学科に関わる固有の問題が報告されること等を通じて、全学科にまたがる理解と調整を図り、全学的な合意形成が企てられている。なお、就職部においては、2002年度からは在学生の就職指導以外に、卒業生の再就職等に関するアドバイスを行うようになり、現在に至っている。

(5) 広報部委員会

広報部は、大学における広報の窓口として、特に、入学試験実施委員会や法人組織である広報センターとの連携によって、主として学生募集広報(高校訪問、大学説明会、マスメディア対応などを含む)を担当している。関連して高大連携や本学で開催する外国語スピーチコンテストなどの業務についても、他部署と協力しながら担当している。広報部は、各学科から2～3名ずつ選出された委員(原則として入学試験実施委員を兼務する。)によって構成され、広報センター所長、アドミッションセンター所長、入試委員長、およびアドミッションセンター職員代表の陪席を得て、原則として月1回の定例委員会を開催している。広報部においては、円滑な学生募集のための様々な問題が検討され、学内他部署と連携してホームページや各種冊子等によって外部に対する有効な情報の提供を行っている。さらに、高等学校や他大学をはじめとする世の中の動向に常にアンテナを張り巡らし、カリキュラムを初めとする学内の教育改革への指導・助言等を行っている。

(6) 入学試験実施委員会

入学試験実施委員会は、広報部、法人広報センターとの連携・協力のもと、入学者選抜の制度、方法、日程等の検討、及び入学試験実施の管理、運営などの業務を担当する。また、入学試験の合否判定に関して、各学科の意見を集約・調整し、大学教授会提出の原案を作成する。入学試験実施委員会は、大学運営委員会構成員に加えて、各学科から1～2名ずつ選出された委員(広報部委員を兼務する。)によって構成され、原則として月1回の委員会を開催している。大学運営委員会構成員は、主として合否判定と入学者

選抜に関わる重要事項を審議する場合に委員会に加わるが、通常は各学科から選出された委員によって運営が行われている。

(7) 図書委員会

図書委員会は、総合図書館長との連携・協力のもと、総合図書館における企画・運営、予算・決算、図書・資料の選定や廃棄・除籍等に関する業務の他、本学の研究紀要である『聖学院大学論叢』の編集・発行および他教育研究機関との交換等に関わる業務を担当している。また、「聖学院大学研究叢書」の募集等の業務も行っているが、発行は聖学院大学出版会のもとで行われている。総合図書館関連の業務の詳細については別項（8 図書館および図書・電子媒体等）で述べられている。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、総合図書館司書課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催している。

(8) 語学教育委員会

語学教育委員会は、基礎総合教育部の指導のもと、教務部や国際センターの協力を得て、大学の基礎教育の一部である外国語教育プログラムに関するカリキュラム・授業計画・学生の履修や単位認定に関わる教育指導に関連する業務を担う。特に英語教育（English Communication Arts：通称 ECA）については ECA 実施責任者である ECA 主事との連携のもと、本学における英語教育のあり方などを含めた授業の改善策などについて検討を行っている。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、学務部教務課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催している。

(9) コンピュータ情報ネットワーク委員会

コンピュータ情報ネットワーク委員会（通称：コンピュータ委員会）は、本学におけるコンピュータ情報ネットワークシステム（SEIG_U Net）の管理・運営に関わる総合的な計画の立案および関連諸部門間の調整に関わる業務を担当する他、基礎総合教育部の指導のもと、教務部との連携・協力を得て、大学の基礎教育の一部である情報化教育に関するカリキュラム・授業計画・学生の履修や単位認定に関わる教育指導を担う。また近年は、特に情報化技術を活用した教育の活性化の方策についての検討や、情報機器利用との関連において、個人情報保護に関する事項についても人権・情報保護委員会と連携しながら取り扱っている。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、学務部情報システム課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催している。

(10) ファカルティ・ディベロップメント企画委員会

ファカルティ・ディベロップメント企画委員会（通称：FD委員会）は、本学におけ

る各教員および各学部・学科等の教育力向上、また学生の学力向上のための支援・提言等を行うことを目的として、関係各部署との連携・協力のもと業務を担う。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、学務部教務課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催する。FD委員会においては、国内外の他大学における教育改革の動向を見据えつつ、学部・学科等に対する教育手法の開発等教育力向上に向けた諸施策の提言の他、学生の中途離学者対応に関する提言、教育問題に関する学内向けニュースレターなどの編集・発行を行っている。

(11) 人権・情報保護委員会

人権・情報保護委員会は、「聖学院大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」、「聖学院大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する内規」、および「聖学院大学個人情報保護に関する規程」、「聖学院大学個人情報の収集、管理及び利用に関する内規」に基づき、本学における学生、教職員の人権保護および個人情報の公開や保護に関連する業務を担う。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、学務部学生課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催する。人権・情報保護委員会においては、セクシュアル・ハラスメントを初めとする様々な人権に関する諸問題について国内外の動向を踏まえながら啓蒙活動を行うとともに、万が一問題が発生した場合には直接的に対処する役割も担っている。また個人情報の問題については、個人情報の扱いについての啓蒙活動を行いながらコンピュータ情報ネットワーク委員会との連携・協力のもと、個人情報の取得、取り扱い、管理、情報公開等についての基本原則等を検討し、大学に対して提言を行っている。

(12) アssenブリアワー企画委員会

本学では、正規の授業とは別に学長講話や識者による特別講演等による本学の理念の深い理解をめざしてアssenブリアワー(AH)を週一回設けているが、この運営についてはAH企画委員会が担当している。AHの詳細については別項(1 大学の理念・目的および学部の使命・目的・教育目標)で述べている。この委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、総務部総務課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催する。各学期開始前に学部・学科単位、あるいは教務部や学生部、国際部、就職部等から企画されたプログラムの調整を行うが、全学的観点からのAH独自のプログラムを企画・実施する場合もある。

(13) 学生相談室運営協議会

学生相談室は、「聖学院大学学生相談室内規」に基づき、学生の大学生活における様々な相談を受け、助言を行い、学生の健全な生活が保持されるよう助力するための組織である。学生相談室における活動の状況については別項(10 学生生活)において詳述し

ている。学生相談室運営協議会は、学生部の下部組織として具体的な運営に関わる様々な事項を検討するが、その構成員は、専任教員の中から学長が指名した相談室長の他、学生部長、大学チャプレンまたは学部チャプレン、学生部委員若干名である。運営協議会では学生相談室の相談状況が報告され、その結果に基づき学内の必要な関係部署などと連携しつつ相談室の円滑な運営が行われるよう配慮している。

(14) 点検評価委員会(点検評価実行委員会)

本学では「聖学院大学点検評価規程」に定める大学点検評価委員会を中心に点検評価を進める体制を取っているが、大学点検評価委員会の構成員は大学運営委員会構成員に各種委員会委員長が加わる形で、委員会は不定期に持たれる。委員会では、全学的見地から点検評価についての企画、立案、調整、総括等を行うことになっているが、従来は年1回程度、夏期休暇中に行われる運営委員会合宿に合流する形で行われる場合が多かった。しかし近年、第三者評価を含めた点検評価の重要性が増すことに伴い、大学運営執行組織である大学運営委員会とほぼ同一のメンバーで点検評価を実施することには、業務負担のみならず適正な評価という面から困難があるとの観点で、2004年度より点検評価に関する実務組織として点検評価実行委員会が組織された。本委員会は、各学科から1～2名ずつ選出された委員によって構成され、総務部総務課職員代表の陪席を得て、原則として月1回の委員会を開催する。本委員会は、点検評価に関する企画から実行、総括に及び一連の業務を担当するが、現在の主たる業務は、自己点検評価及び第三者評価に関すること、教員活動報告書に関すること、学生による授業アンケートに関することなどである。また、点検評価の結果を受け、他部署との協力・連携のもとで大学改善に向けての協議などを行い、上部組織である大学点検評価委員会や大学運営委員会に提言する働きを担っている。

【点検・評価】 これらの教員組織は、大学における教育研究活動に直接関わる組織ではないものの、大学における様々な活動を円滑に行うために、また、大学の理念を直接的あるいは間接的に支える部門としていずれも必須の組織といえる。しかしながら、それぞれの組織は固定されたものではなく、大学の目的達成のために必要な組織の追加やあるいは他組織との統合など、常に見直しが行われている。各組織の次年度委員の選出は、各学科長、および関係組織の部長・委員長などの責任者からの推薦に基づき、学長・学部長が調整の結果、学長指名という形で行われるが、教員自身の意見も聞きながら最終的には学長のリーダーシップのもとに毎年組織が編成されており、これは大学運営上好ましいことである。問題点としては、組織によっては各年度の活動報告がきちんと行われていない場合があり、部長・委員長など組織の責任者や委員が入れ替わる際に混乱を招きかねないことである。

【課題・方策】 これら教員組織の運営自体は円滑に行われているが、次年度の組織編成作業が遅れが

ちになる傾向がある。これは専任教員の退職等による新規採用手続きや学内での配置換えなどが年度末近くになって決定される場合が多く、必然的に組織編成の作業が遅れるためである。しかし、年度末まで新組織がなかなか決定されないことは、前年度との引き継ぎが十分に行われないという問題や、新年度の計画作成が遅れてしまう問題を引き起こすことを意味し、部会・委員会等の正常な運営にも困難を来すことになる。このような状況を避けるためには、専任教員の人事を計画的に行うことが重要である。遅くとも前年末には新年度の人事を決定していなければ、新年度のカリキュラムなどにも悪影響を与えかねないため、委員会組織編成に影響を及ぼす採用等人事のあり方・方式などについて、なお継続的な検討が必要である。

7) 教員組織における社会人の受け入れ

(C群:教員組織における社会人の受け入れ状況)

【現状の説明】 現在、本学に在職する専任教員の内、社会人としての特別枠で受け入れられた教員はいない。学部・学科の授業によっては体験学習的な要素を含む演習や実習があり、その観点から採用時に研究業績のみならず様々なレベルでの教育経験や社会人としての体験を重視することも試みられている。しかし、それは当初から社会人枠として受け入れるということではなく、結果的に大学人以外から採用される場合がある、ということである。従って、採用された教員は採用後も区別されることなく、他教員と全く同様の基準で昇格等の審査が行われている。

【点検・評価】 本学においては、特に社会人ということ意識した募集は行っていない。学科やカリキュラム上の特色を活かした授業を行うために、社会経験を勘案した採用を行うことはあるものの、それは大学研究者として研究業績を低く評価しているわけではない。本学では、たとえ実務的な、あるいは実習を中心とする授業内容であったとしても、指導する側の学術的裏づけが必要との認識に立っているからである。しかしその結果として、大学人ではなく研究所や一般企業からの採用者数は2006年度在職の全専任教員の内、33名(内、前職が研究職の者13名、高等学校等教諭の者12名)となっており、社会人受け入れという本来のあり方からは評価できるものとなっている。

【課題・方策】 社会人枠のようにして、あえて社会人募集を行うべきかという問題は今後も議論を継続して行っていく必要がある。現代の大学における教育の役割や社会的要請からは、社会における活動や実務経験豊かな者を大学教員として受け入れることは意味あるものであろうが、高等教育研究機関としての大学のあり方の問題とも関わって、本学の考え方を明確にしていくことが必要である。

8) 教員組織における外国人研究者の受け入れ

(C群: 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況)

【現状の説明】 本学では、主として英語教育との関連で多くの外国人を専任教員として受け入れている。また、学部・学科の性格上、人文学部では2名の外国人研究者(教員)が所属しているが、言語学や文化交流等に関連する分野を主たる研究対象とし、授業を担当している。政治経済学部や人間福祉学部では、採用の際の条件として日本人と明記しているわけではないが、これまで教授会所属の外国人研究者を受け入れた実績はない。英語教育担当の外国人教員は主として基礎総合教育部に所属し、英語教育そのものを研究対象としている場合が多いが、現在は専任教員17名中英語教育担当の7名が外国人教員である。

なお専任教員以外に、恒常的にはないが大学同士の提携により、外国大学から客員教授として半年または1年程度の短期の研究者の受け入れを行う場合がある。その主目的は研究交流である場合が多いが、これについては別項目(3 学士課程の教育内容・方法等 (3)国内外における教育研究交流)で述べる。

【点検・評価】 外国人研究者(教員)の受け入れについては、学部・学科の性格にもよるため、一概にその多寡を論じることはさして重要ではない。本学はプロテスタント・キリスト教の伝統を受け継ぐ大学であるが、そのため、これまでも学部や学科の新設の際などに、欧米諸国からのキリスト教宣教師を、その専門との関連で受け入れてきた。現在9名の外国人教員が在職しているが、英語教育との関連でネイティブ・スピーカーを必要とし、異文化交流などを学科の教育目標の柱の一つに掲げている組織としては、適切、かつ必要な教員構成上の配置である。しかしながら学の国際化の観点からは、様々な分野についてより多くの外国人が採用される必要があるだろう。

【課題・方策】 本学では、これまでもその必要性から外国人教員(研究者)を受け入れてきたが、従来は欧米諸国からの教員の受け入れが殆どであった。現在本学では、韓国を初めとする近隣アジア諸国との関係強化を進めているが、今後は、これらの国々からの研究者、教育者の受け入れをより増やしていく必要がある。なお、外国人研究者の受け入れに伴う問題は、言葉の違いの他に、労働に対する意識の相違によって、学内諸活動の相互連携や協力関係の維持が難しくなることである。しかし、真の意味での国際化を進めていくためには、様々な考え方をもちた外国人研究者の採用を積極的に進め、国籍を問わない教員間の相互理解や協力体制を作り上げていくことが重要な課題となる。

9) 教員組織における女性教員の割合

(C群: 教員組織における女性教員の占める割合)

【現状の説明】 本学の教育組織においては、女性専任教員は、学部・学科による学問上の特質もある

が、現時点では政治経済学部において 28 名中 4 名（政治経済学科 2 名、コミュニティ政策学科 2 名）、人文学部では 28 名中 10 名（欧米文化学科 7 名、日本文化学科 3 名）、人間福祉学部では 29 名中 14 名（児童学科 7 名、人間福祉学科 7 名）、その他、基礎総合教育部では 17 名中 6 名となっており、全体では 102 名中 34 名と、3 割を超える状況である。

【点検・評価】 全体の傾向としては、文化・文学系、語学教育系、児童教育系、福祉系の分野で女性専任教員の割合が多くなっている。特に人文学部欧米文化学科、人間福祉学部人間福祉学科では専任教員の半数が女性教員となっている。このことは、本学院が外国人キリスト教宣教師によって立てられた教育機関であることに関連して以前より女子教育に熱心に取り組んでいたこと、本学の前身である女子聖学院短期大学より異動した女性教員が多いことなども要因としてあるが、伝統的に性差別を行わない組織であることによる。その意味では、本学では男女共同参画社会を実現していると言えよう。

ただし、大学の運営の中心を担う役職者に関しては、学部長を含む部長職 8 名中には、現在女性教員は 1 人もなく、また、学科長は 6 名中 1 名のみが女性となっており、全体の女性教員比率に比較して役職者における女性の割合が低くなっていることは改善を要する。

【課題・方策】 基本的には、全体的に女性教員の比率を高めていくという現在の方向性を、今後も維持すべきである。特に政治経済学部では女性教員の比率が 2 割を切っており、学部による偏りが甚だしく、ジェンダー・バランスに欠けているのが現状である。この分野への女子学生の参入を促すためにも、優れた女性研究者を発掘し、積極的に採用することが不可欠の課題である。また、役職者における女性教員の比率は、年度によって変動するものの決して高いとは言えず、今後積極的に増やしていく必要がある。

2 教育研究支援職員

1) 教育における人的補助体制

- (A群: 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性)
- (B群: 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性)
- (C群: ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性)

【現状の説明】 本学では人間福祉学部の一部の授業で実験・実習的授業があるものの、大学全体としては工学部や芸術系学部などのような実習助手や副手等の専門的知識を持つ教育補助職員は採用しておらず、必要に応じて学務部教務課事務職員などに実質的な協力を求めるにとどまり、それは事務職員にとっても主要な業務とはされていない。現在は、情報処理コンピュータ関連授業ではパート補助職員や学部在学中の学生を採用するスチューデント・アシスタント (S A) 制度が機能しており、また、児童学科の実験科目や教育実習

の事務的補助として何人かの事務補助職員を配置しているが、その他には大学院博士課程前期・修士課程の学生を任用するティーチング・アシスタント（T A）制度がその教育支援的役割を果たしている。T Aの任用については、本人の申し出により大学院の推薦を受けた者が「聖学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に従って採用される。T Aの主たる業務は、多くの履修者を抱える科目の出席のチェック、各クラスの小テストの補助、レポートの整理、および学期末試験の問題印刷や試験監督などである。一方、研究に関しては、教員個人の研究活動に対する支援体制はないが、共同研究に関しては、総合研究所において大学院博士課程後期の学生を任用するリサーチ・アシスタント（R A）制度が採用されている。R Aの任用は「聖学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」による。その他、補助金や助成金申請に関わる事務的サポートは総合研究所事務室が行っている（科学研究費補助金については総務部総務課が担当）。

本学の外国語教育、特に英語教育プログラム（E C A）は、実際に使える英語を目指した取り組みであり、その意味では極めて実践的である。したがって、そのようなプログラムを運営するためには人的なサポート体制が重要となる。しかしながら、現時点ではそのようなサポート要員を配置してはいないため、E C A担当の特任教員に関しては、学内委員会等の役割を免じ、授業に集中できる体制としている。

また、政治経済学部政治経済学科では試験的に非常勤の教育補助員の採用を行っている。これは授業の出欠情報などをもとに、特に学習継続が困難と思われる学生を抽出し、必要に応じてアドバイザーやラーニングセンター、学生相談室等と連携しつつ学生本人と連絡を取り、面談し、場合によっては学習指導をも行う役割を担っている。

【点検・評価】

現状は、実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等の効率的実施のために配置されている人的補助体制は、必ずしも十分と言える状態ではない。理想的には少人数教育の観点から、これらの科目については学生に十分なサービスがなされるような個別指導体制が全学的に整えられることが望ましい。ただし、個別指導とまではいかなくとも、学生の学習ニーズに合わせた最低限の支援体制は整えられるべきであり、その関連において、特に英語教育（E C A）では専任教員の事務的作業量が非常に多くなっていることは問題である。

個別に見ると、既に定着している制度に関してはその目的を果たしており十分に評価できるものとなっている。すなわち、情報処理関連の授業では教室外学習、個別対応型のいわゆるe-ラーニング的な授業が行われており、そのためのサポート教室には常時外部の委託講師と4、5名のS Aとが待機し、学生の個別指導を行うことが可能となっている。またT Aについては、採用された者は原則として各学科担当とはなるが、勤務時間の都合で必要に応じて相互に協力する体制が作られ円滑な運営が図られている。ただし、T Aは原則として修士課程の2年間に限定され、入れ替わりが激しいため、継続的な教育支援職員の採用も考慮すべきであろう。なお、児童学科では実験を要する授業が

あり、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の3つの資格に対応する教育実習を行っているため、その教育および事務支援のため3名の職員（内2名はパート職員）が配置されており、学科内の教育活動に貢献している。

研究補助員であるRAについては、現状では大学院や総合研究所の研究活動の補助者として良く機能していると評価できる。

教育研究活動における人的補助体制にとって最も大きな問題は、このような体制を維持、整備していくための経費（人件費）負担が大きいことである。人件費が大学経営を圧迫しかねない状況にあっては、現在以上の体制を整えることは難しい。

【課題・方策】 教育研究支援のための人的補助体制の維持と充実は、少人数教育をより有効なものとするために、また研究活動の活性化のために、目立たないが非常に重要な課題である。しかし現実には、新たに学外より教育研究支援職員を採用する体制とはなっていないために、本学の学生であるSAやTA、およびRAに頼らざるを得ない状況にある。SAやTA制度は良く機能しているが、しかし彼らはあくまでも教員の教育研究上の補助者であり教員の代理ではないということを、しっかりと認識する必要がある。すなわちSAやTAは自らの勉学・研究をすることが本来の姿であり、補助作業の量は本来の目的遂行にとって障害となるほどのものであってはならず、彼らに過度の期待をすることは戒められるべきである。また、SAやTAであっても、広い意味では本学の教育研究機能の一端を間接的に担うのであるから、彼らのための教育研修プログラムを行うことも考慮すべき課題である。

本学における人的補助体制の最も大きな課題は、既述したように体制を維持し整備していくための財政的基盤の強化が容易ではないことである。この点に関しては、事務組織の再編等によるルーチンワーク等事務作業の合理化によって、事務職員の役割の比重を教育研究支援的なものへと移していくことなども検討すべき課題となっている。

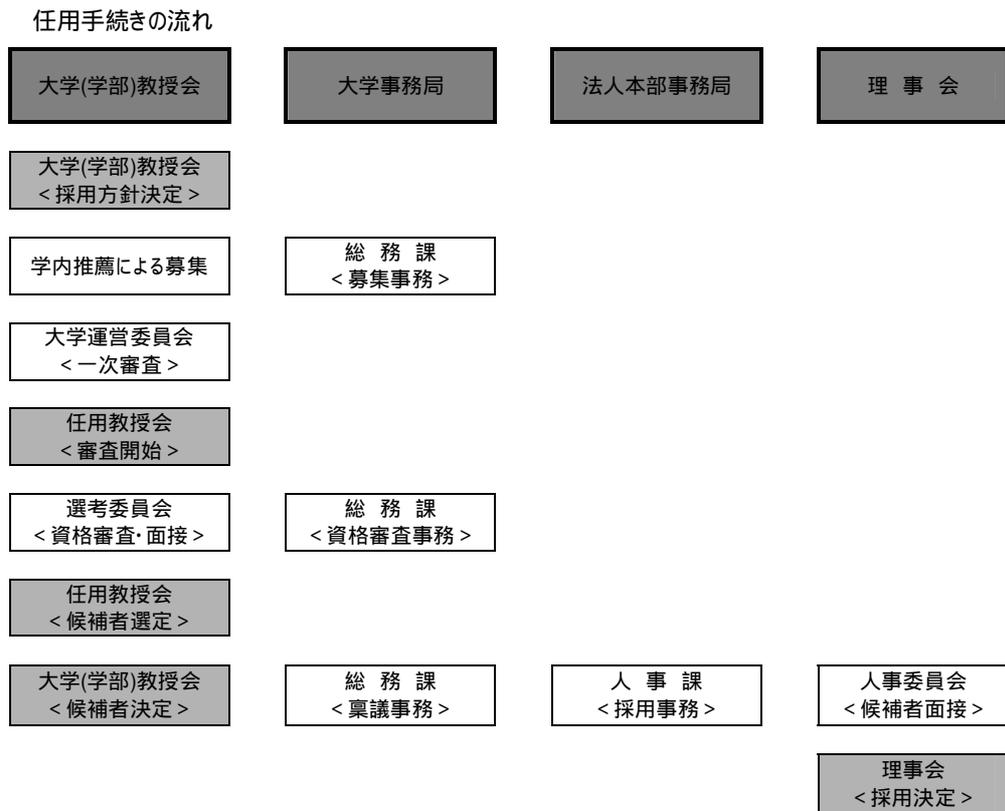
なお、政治経済学科において試験的に開始した非常勤の補助教員による教育支援については、現在経験を蓄積し、本学独自の制度として確立すべく試行錯誤している段階である。教員はまず学修上問題のない大多数の学生に対して責任を負う必要がある。しかし、それ以外の学生についても、一般の学生への指導との整合性を保った上で個別に対応する必要がある。場合によっては相対立する教育方針は学生に混乱を与えるおそれもある。本制度の目的は教員が教育補助員と共に学生の情報を共有し、両者がそれぞれの立場で教室での指導と大学に来なくなる学生のケアを分業し、両面から支えることを狙ったものであるが、現時点ではその効果は上がりつつあると評価することができ、今後は全学的な取り組みへと展開していく必要がある。

3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

1) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続とその運用

(A群:教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性)

[現状の説明] 本学の専任教員の募集・任用は「聖学院大学教員任用規程」(平成7年(1995年)制定)に定める基準に依拠し、規定の手続きに従って行われる。大学の「建学の精神」および「大学の理念」を理解することを前提とし、研究歴、教育歴、人物を中心に審査されるが、選考のための資格基準は「聖学院大学教員昇任選考基準」第2条に規定する資格別所要点数基準を準用する。教員任用にかかわる過程は次のとおりである。



本学では専任教員の採用については、発議はそれぞれの学部長からなされるが、資格審査等の選考手続は大学全体として行っている。すなわち選考委員会の構成員は学長、大学チャプレン、各学部長、各学部チャプレン、各学科長および学長が指名した教授若干名である。任用教授会の構成員は選考委員会の構成員および各学部所属の教授となっている。なお、本学では専任教員の採用にあたっては、現在は一般公募という形を採ってはいない。法人内を含む学内の専任者の推薦を必要とする内部推薦という形で候補者の応募を受け付けている。

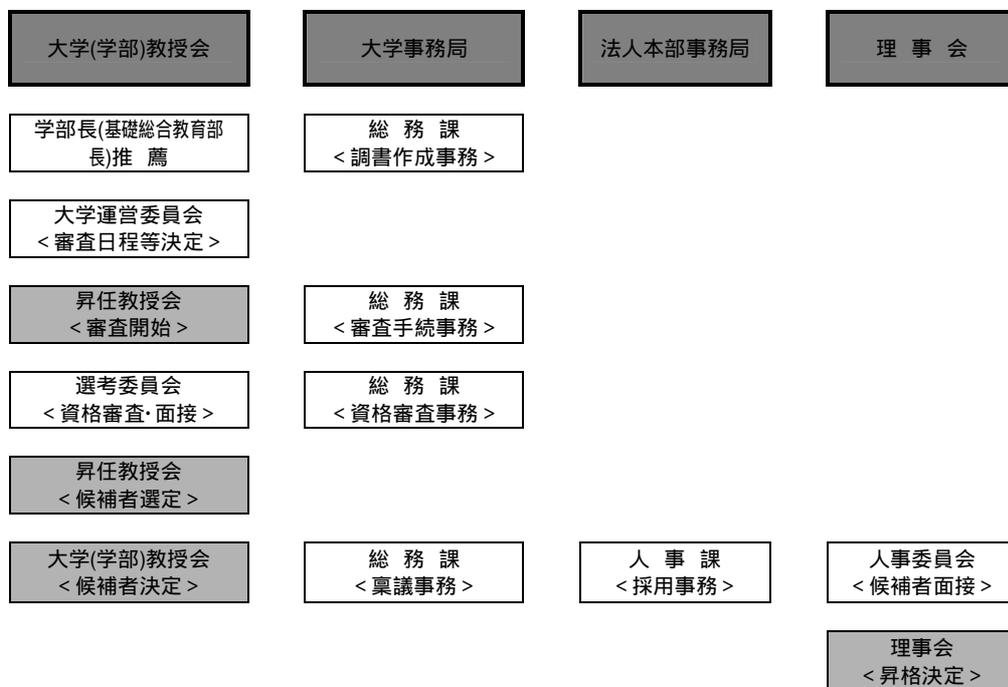
なお、現在大学全体で20名に及ぶ任期付き専任教員である特任教員の採用にあたっては、教育経験をより重視する傾向があり、厳密な形での研究業績審査は行われてはいない。それは、特任教員は教育の担当を主たる任務として採用されるため、研究面にお

ける業績評価があまり重視されないためである。したがって、教授会構成員にもなってはいない。そのため特任教員の採用の手続きについては、任用教授会を経ずに、学部・学科からの推薦に基づき、運営委員会においてその必要性についての協議を経た後、大学教授会、又は学部教授会で決定される。ただし、その後の法人人事委員会、理事会の手続きは専任教員の採用の場合と同様である。特任教員の任期は1年とし毎年度更新していくことを原則とするが、特殊な分野や特別な事情がある場合は複数年の任期を定める場合もある。これまでの最長の任期は5年であった。特任教員は、大学において教授会構成員となる専任教員の募集がある場合には応募することができ、これまで特任教員から専任教員への採用は3名である。

一方、専任教員の昇格については「聖学院大学教員昇任規程」(平成4年(1992年)制定)に定める基準、並びに手続きに従って行われる。研究歴、教育歴、人物を中心に審査されるが、その審査基準は「聖学院大学教員昇任選考基準」に経歴年数、教育および研究業績の資格別所要点数として定めたものによる。

教員昇格に関わる手続きは下記の通りであるが、学内における昇格候補者の決定は、学部所属の専任教員の場合は各学部教授会において、また、基礎総合教育部所属の専任教員の場合は、大学教授会において行われ、最終決定は法人人事委員会を経て、理事会が行う。

昇格手続きの流れ



このように、本学における専任教員の採用、任免、昇格については、「聖学院大学就業規則」に則り所定の手続きを経て行われるが、人事に関する事項は全て理事会(人事委員会)の専権事項となっている。

【点検・評価】 専任教員の任用および昇格の際には、本学の規程に定める基準や手続きに従うとともに選考も公平に行われているが、このことは言うまでもなく、教育研究の活力を維持し大学の質を高めるためにも欠かせないことである。なお、本学では講座制を採用していないこともあり、研究業績の評価に当たって、学内に必ずしも適切な人材が得られない場合も多い。そのため選考委員会では、研究業績を評価するに相応しい人材を外部に求め、客観的な立場からの意見を聴取する機会を原則として設けている。これらのことを通して、本学の任用、昇格に関する業績の審査は適切に行われているとすることができる。

現在、専任教員の募集を内部推薦という形で行っていることに関しては、賛否両論があることは否めない。一般公募の方が、応募者が増えることは明らかであるが、大学の理念や建学の精神の観点から、過去に必ずしも本学にとって望ましい専任教員が得られなかったケースがあったためである。そこで推薦者に現役の専任教員を加えることにより、より綿密で厳格な評価を行うことができると判断して今日に至っている。

特任教員制度は、主として教育面の強化の必要性から導入されたものであり、大学教員の流動化を促進することを主眼とした制度とは性格を異にするものである。特任教員の教育面における本学への貢献度は非常に大きく、その採用は「特任教員に関する規程」に従って行われている。

これら大学専任教員に関する人事は、いずれも学部教授会、あるいは大学教授会で決定した後、法人人事委員会、理事会を経て最終決定される。理事会では法人全体の立場から、その当否を最終判断するが、特に採用に関しては、場合によっては差し戻し、不採用というケースも起こり得る。これは、専任教員採用にあたっての基準が単なる学問的業績にとどまらず、採用後、他教職員と協力して本学の建学の精神を担っていく存在となりうるかとの観点から、必要なチェック機能を果たしているといえることができ、評価することができる。

なお、採用、昇格などの場合以外にも、本学には人事に関する任命および罷免等の最終的な権限はなく、これらの決定も理事会において行われる。大学としては懲戒等の人事案件が発生した場合は、学内調査を経て、学長の上申という形で人事委員会、理事会での審査を依頼する。このことは理事会と大学の間で十分な意思疎通が図られていることを前提とするが、一般に当該校における懲戒等の審査は甘くなる傾向があるのに対して、理事会では客観的な立場で判断することが可能となり、その意味では厳しい面も合わせ持つが、適切な処理が行われていると評価できよう。

【課題・方策】 本学では、採用の審査に際して必要に応じて模擬授業を実施する場合があるなど、単なる研究面からの評価のみならず、教育面、学内行政面など、将来の大学への貢献度をあらゆる観点から評価し、採用する方式をとっている。そのため、専任教員の大学への帰属意識は比較的高く、また、他大学等への転出なども一般に少ない傾向にある。この

ことは、教員の流動化という面ではマイナス評価ともなりえることではあるが、当面は、教育面の充実を特に意識した形の教員採用方法を継続していくことはやむを得ないと考えられる。ただし、このような方針の下にありながらも、一般公募という方式によって本学にふさわしい専任教員の採用が可能となるよう選考方法の改善等も引き続き模索していかねばならない。

後継者の育成に関しては、これまで本学学部卒業生から非常勤（兼任）講師として採用された者は3名であるが、専任教員として採用された者はない。なお、本学大学院出身者から採用された専任教員は2名である。今後、総合研究所の若手研究員の活用と共に、将来の課題として、本学大学院博士課程の研鑽を積んだ優秀な卒業生の採用を考えていく必要があるが、そのためには現在修士課程までしかない2研究科については、博士課程の設置が課題である。

2) 教員選考基準と手続きの明確化

(B群:教員選考基準と手続きの明確化)

[現状の説明] 本学における昇格に関わる基準は「聖学院大学教員昇任選考基準」による。また、採用時の教育研究活動等の業績評価にもこの基準が準用される。すなわち教員の教育研究活動の評価は研究業績(芸術等特殊技能に関する業績、牧師の場合はキリスト教著作物等を含む)と教育業績(教育行政上の業績、職務上の業績、学会・社会活動等を含む)に対して行われる。ただし、教育業績についての評価は全業績評価基準点数の3割以内と明確に定められており、各業績の内容についての点数基準も定められているなど、審査は厳格に行われる。なお、選考の過程では面接が必ず行われ、文書で提出された自己推薦書をもとに、本学の建学の精神や大学の理念に対する理解度を審査する。また必要な場合は模擬授業を行い、選考の参考とする場合もある。

このような業績面の審査とは別に、各教授、助教授、講師などへ昇格する場合の経歴年数基準も定められている。即ち講師となることができる者は、助手の経験年数を3年以上必要とし、かつ学部卒業後6年以上を経過していることが条件である。同様に助教授となるためには講師歴が4年以上あり、かつ学部卒業後10年以上を経過している必要がある。教授となるためには、研究者や社会人などから本学で助教授として採用される場合と、外部を含む大学において講師、助教授を経た場合の2通りがある。すなわち、前者の場合は助教授歴3年と学部卒後20年が条件であり、後者は助教授歴6年と学部卒後16年が条件となっている。これは研究者などから本学教員に採用される場合の年齢の不利を補うための措置でもある。

なお、本選考基準はホームページの学内専用ページから全ての教職員が閲覧可能となっている。また、選考に関する手続きについても既述のとおり「聖学院大学任用規程」

「聖学院大学昇任規程」に従って厳格に行われており、この規程も同様にホームページより閲覧が可能である。

【点検・評価】 採用や昇格に当たっては、教育活動に関わる業績が資格点数基準をクリアするための基準の3割まで認められる。このことは、逆に言うと研究活動の業績のみでも基準をクリアすることができる、ということの意味する。従来、教育活動に関する業績がほとんど認められなかった時代と比較すると評価はできるものの、依然として研究業績偏重の審査が行われていることは、現代の大学教員には、研究面と教育面の両面の資質が期待されていることを考えると、さらに改善の必要がある。

特任教員については業績基準が定められていないが、採用の際に問題となる場合がある。特任教員は、特に教育上の必要性のために設けられている制度であるがゆえに、教育業績や社会活動をより重視し、研究業績については特に定めていないためである。厳密な業績審査を経ずに、大学教員としての資質があると判断された場合に採用を認めるという基準は、特任教員採用に当たっての公平性や透明性などの観点からも改善の必要がある。

【課題・方策】 世界的水準の教育研究活動を維持すると共に建学の精神や大学の理念を実現するという観点からも、本学における専任教員の募集・採用は、幅広く世界に人材を求め、日本におけるキリスト教文化の伝統を引き継ぐ大学としての聖学院大学の位置付けをより強化するために行われる。したがって、選考に際しての業績評価は、教育活動の面を重視しつつ、一方で研究業績についても世界の水準に照らして行われるべきであることは言うまでもない。また、本学の建学の精神や大学の理念に対する理解や協力姿勢が不十分なまま採用すると、教育研究活動に支障を来す場合も起こり得る。日本においてはキリスト者の比率が極めて少なく、またキリスト教に対する理解も十分とは言えないため、本学における専任教員の採用には大きな努力が必要であり、困難がつきまとうことは避けられない。本学の教員はこのことを今後とも自覚的に受け止め、日本におけるキリスト教大学の確立に向けて挑戦し続けなければならないであろう。

また教授会構成員である専任教員には実質的に終身雇用的な採用方式が取られている一方で、特任教員は身分的には不安定な要素を抱えながら本学の教育活動に貢献している。現在法人としては、従来の終身雇用制度に関しても契約的要素を大きく取り込んだ形の採用形態に移行させつつあり、21世紀の日本社会に相応しい雇用形態についての検討を引き続き行っていく必要がある。

3) 教員選考における公募制の導入状況

(B群:教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 現在、本学では教員採用にあたって公募制は導入していない。大学開学に際して、専

任教員採用人事は理事会主導のもとに候補者の発掘が行われたが、退職に伴う新規採用が生じた場合の募集は公募による方式を導入した。勿論公募ではあっても、“キリスト教信者であるか、または本学の建学の精神や理念を理解し協力できること”という条件が付与されたことは言うまでもない。しかし、あらゆる学問分野においてキリスト教信者を得ることは事実上困難なため、書類による業績審査を通過した採用候補者に対しては、面接を行って大学の理念などへの理解度を確認してきた。だが、短時間の面接だけでは十分な判断を行うことは難しく、結果として教育研究業績の評価によって採用の決定が左右されるという状況が続いた。このようなことから、大学専任教員として採用された後に、本学の建学の精神や教育方針に異を唱える者が出て、教授会内で混乱を来す場合があった。そのような反省を踏まえて、この数年は、原則として学内専任教員の推薦を必要とする学内公募方式に切り替えている。ただし、その場合には、必要とされる学問分野において、学内専任教員が候補者を直接的に推薦できるとは限らないため、間接的な推薦も認めている。いずれの場合にも、学内専任教員が事前に候補者と面談するなどして、責任をもって推薦できる人材を候補者として立てることとしている。

【点検・評価】 公募制の利点は、第一には選考にあたっての選択肢が増えることである。実際に公募制を導入していた当時は、一つの応募分野について数十から百あまりの応募があった。その中には募集条件に合致しない応募者も見られたが、それでも多くの選択肢の中からすぐれた人材を選択することが可能であった。ただし、大学の理念や建学の精神に対する理解度には多様なレベルの考え方を持っている場合が多かった。第二には、そのような多様な考え方を持った人材を迎えることにより、ある意味では教育研究活動の活性化につながったことも事実である。その一方、大学運営に関しては混乱を引き起こす場合も見られた。

学内公募（学内推薦）による教員採用方法の最大の難点は、応募者が少ないことである。時として応募者が1名のみであることもある。その場合には、十分な時間をかけて審査することができるというメリットもあるが、何よりも選択肢が少ないため、結果として採用を見送らざるを得ない場合もあった。

学内公募という採用方式は、安定的な専任教員の確保や教育研究レベルの維持・向上という点からは最善とは言えないものの、採用された教員については、本学の建学の精神や教育目標に賛同し協力する姿勢が明確であることから、大学構成員が一致して目的達成のために協力していけるという点では望ましいものと考えられる。また、建学の精神や理念を維持し継承していくためには、現時点では必要な施策と考えられる。なお、それを補うシステムとして特任教員の採用を行っている。特任教員についても建学の精神や大学の理念への理解が要求されるが、教授会構成員ではないために、その要求も比較的ゆるやかなものになっている。

【課題・方策】 教員の採用にあたって公募制を導入していないことに伴う一番の課題は、大学として

の学問レベルをどのように確保、維持していくかということである。そのため本学では、専任教員に対する特別研究期間制度の充実を図り、海外や国内の高等研究機関等への留学や研修などを推奨している。また、総合研究所を中心に共同研究の機会を増やし、学内外の研究者との交流を図り、切磋琢磨できる機会を提供している。このような組織的な研究活動のサポート体制をより一層充実させ、専任教員の教育研究能力の向上のために全学挙げての努力が今後とも必要である。さらに、長期的展望に立って、将来の専任教員候補者を育成することや、必要となる分野の教員を早めに捜し始めるなどの方策も検討されつつある。

一方、公募制教員採用の導入についても、一概に否定せずに、必要に応じて再検討を要する課題である。時間と手間はかかるが、短時間での採用手続きを避け、候補者を絞って時間をかけた審査を行ったり、非常勤として教育研究活動に参加させ、本学への理解度を深めさせたりするなどのことも検討していく必要がある。

4) 任期制専任教員の採用

(C群: 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況)

【現状の説明】 本学では任期制専任教員(特任教員)の採用を行っているが、これは既述の通り、教員の流動化という観点によるものではなく、より教育活動に集中した教員を採用するための制度である。ただし、現実には、本学で教育経験を積んだ後、本学や他大学へ専任教員として採用される場合も少なくない。教員の流動化という問題への対応については、一方では建学の精神の具現化のためにある程度固定的な教員の存在が不可欠であることから、具体的な措置はとっていない。なお、総合研究所では、教員の流動化というよりも研究交流促進の観点から、他大学の教員の参加を可能とした共同研究が活発に行われている。

【点検・評価】 一般に大学においては、研究者である教員の大学への帰属意識はそれほど高くないことがよく指摘される。研究中心の大学では、研究の進展のために対外交流や研究機関相互における研究者の異動は当然必要なことである。しかし近年、大学における役割が大きく変化しつつあることから、本学においても大学の第一の使命である研究機関としての役割を十分に果たしつつも、教育機関としての役割を重視する方向性が確認されている。また、教育機関としての役割も、これまでのような学問教育のみならず人間教育が必要とされつつあり、そのため、大学教員においても、単に学問的研究業績のみならず、教育指導の能力が要求されている。また、私立大学は独自の建学の精神を持っており、教育はその観点から行われるが、教員の流動化によっては学問・研究面ではすぐれた研究者を養成することは可能であろうが、異なる建学の精神を掲げる他大学へ移った場合の教員の負担は非常に大きなものとなる。そのような観点から、本学では教員の流動

化促進を通しての教育研究活動の活性化という方向性は現時点では議論されてはいない。

教員の流動化の本来の目的は、大学教員としての資質向上と共に、それぞれの大学における教育研究活動の活性化である。その意味では、総合研究所を中心とする共同研究の推進は、本学内のみならず、他大学の教員にも広く門戸を広げており、教育研究交流を通しての活性化に対する前向きな姿勢をもち続けていると言えよう。

【課題・方策】 任期制専任教員の採用による教員流動化の問題は、今日、多くの大学で建学の精神の現代的意義を問い直し、それに基づく教育を重視しようとする動きが加速されている状況の中にあっても、特に研究を志向する大学にとっては必須の課題と思われる。しかし、大学としての個性や特色をより鮮明に打ち出し、他大学との差別化を進めることによって、その存在意義を明らかにしようとする本学にとっては、建学の精神の具現化との関わりにおいて、任期制専任教員の採用は慎重に取り扱われるべき問題である。もちろん、日本全体における大学の教育研究の活性化のためには、特に若手教員が様々な大学や研究機関を経験し研究交流等を通して切磋琢磨することの意義は大きく、また、硬直した大学組織を再生する方途としては意味あることである。その観点からは、教育研究活動の活性化を目的とした任期制専任教員の制度化を否定するものではなく、教員の「適切な」流動化といった場合の、その適切性という問題についてさらに議論を深める必要がある。

4 教育研究活動の評価

1) 教員の教育研究活動についての評価

(B群:教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性)

【現状の説明】 本学の教員の教育研究活動の評価は、教育活動、研究活動、大学運営のための委員会等活動、その他学会活動や社会貢献など、という4つの分野について行われる。また、評価の機会としては、(1)昇格時などに当該教員に対して上記4分野について点数化して行われるもの、(2)毎年公表されている「教員活動報告書」の刊行に際して、点検評価委員会に提出される各教員自身による教育研究活動の報告、(3)教員の毎年の活動に関して学長、学部長が行う人事考課、(4)学生による授業アンケート調査とそれに対する教員のレスポンス、等の多様な側面があるが、このうち最も基本的な評価は(1)によるものである。(2)については直接的には教員自身により、その年度の教育研究活動を報告・公表することが目的であるし、(4)については、学生の授業評価を通して教員自身の授業改善を進めるための情報として用いることが主目的である。なお、(3)については、全教員に対して行っているわけではなく、2002年度に新たに採用された専任教員から行われており、結果については非公開である。

本学においては、教育活動の評価は、2000年1月の教職員研修会で協議された「ファカルティ・ディベロップメント実施計画」に基づいて実行に移されつつある。その際、多くの教員は自発的に自分の担当するクラスにおいて学生にアンケート調査を行ったり、コメントシートを配布したりして、授業での解らない個所や授業の進め方についてコメントさせ、次の授業でそれに回答したりしているが、これらの方法は学生が教員の教育活動を評価する一番直接的な方法である。

研究活動の評価では、まず授業との科目適合性が問われ、ついで発表された論文の学術的な価値が問われる。そのため、論文が発表された場が客観的な査読制度を持つ専門誌であるか否かが考慮される。次に、いわゆる公的なシンポジウムで発表された論文などがランクされ、その他の出版については専門家による内容の個別の判断に委ねる。また、研究者としての基本的な力量を確かなものとするために、専門学会での発表や博士の学位を取得することが推奨される。

【点検・評価】 教員の教育研究活動の評価が明らかな形として表れるのは、特に昇格人事の際である。【現状の説明】において示した4つの分野について点数化され、一定の基準を超える時に人事の特別教授会において昇格が諮られる。既に述べたように昇格に関する基準等は明確であり、手続き的にも規程に従い公正に行われている。

学生による授業アンケートは、一部の教員の間では以前より自発的に行われていたが、大学全体で開始したのは、専任教員については2002年度から、非常勤(兼任)講師については2003年度からである。その後、2004年度には教員自身による応答集『授業アンケートに答えて - 聖学院大学授業アンケート報告集(2004)』が編纂され、学内の学生、教職員に公開した。なお、2006年度中には最新版が出される予定である。ただし、この結果自体が教員の教育能力や授業担当能力の積極的改善に結びついているかの検証は十分とは言えない。この検証作業を行うシステムを導入し、積極的に活用することが求められる。また、創造的な授業を展開している教員は多いが、そのような教員の成果を公表し、その経験を共有できるシステムの導入については一部FD委員会などでも話題となっているが、全学的な規模で検討する必要がある。

『教員活動報告書』は原則として毎年刊行され、点検評価実行委員会の主要業務の一つとなっている。しかし、このために委員会が費やす労力は膨大であり、ホームページ等を有効に活用して入力作業を省力化することも必要である。また、本学では講座制をとってはいないので教員の研究分野は多種多様にわたっているが、研究業績についての考え方にも各専門分野により大きな差が見られ、報告書に記載されるべき業績の範囲やレベル等についての議論も十分ではない。

なお、ここでは簡単に触れるが『聖学院大学論叢』は毎年2回刊行する研究紀要である。これについても教員の研究活動の内容が具体的に示されたものであるとすることができる。現在は論文についての学術的かつ客観的査読体制は取られてはいないが、大学

が発表する研究論文集としての学術的価値を高めるためにも、このような点は検討すべき課題である。

【課題・方策】 現在の評価方法が依然として研究中心とならざるを得ないことは、大学としての学術性を高め維持していくためには、やむを得ないことである。しかし教員によっては、自身の教育活動に対する改善をより積極的に行うことにより、その成果をあげている者もある。大学としては、そのような研究活動面以外の教員の努力を評価し、さらには待遇にも反映できるようなシステムを整えていく必要がある。

研究活動の直接的評価は、学内には同じ研究分野を持つ教員がほとんどいないことなどから学会活動等の社会的活動を通して行われる傾向がある。教員の昇格の際には当該教員の専門分野に相応しい学外の研究者による評価を取り入れているが、日常の研究活動の評価は、学術論文数や学位取得、あるいは外部資金導入というような形式的な面によりがちである。様々な分野の研究者が存在する組織の中で、研究活動を適切に評価できる体制が整えられる必要がある。

なお、現在機能しはじめているFD委員会を中心として、学生へのアンケート調査など様々な情報をもとに教育研究活動の検証を進め、その結果を活かす形でさらなる教育の活性化を進め、発展につなげていくための方策を大学全体の課題として検討していかねばならない。

2) 教員選考における教育研究能力・実績への配慮

(B群・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性)

【現状の説明】 専任教員採用のための選考の基準は「聖学院大学昇任選考基準」を準用して行っていることは既に触れた。その際、選考・評価の対象となる事項としては研究業績(芸術等特殊技能に関する業績、牧師の場合はキリスト教著作物等を含む)と教育業績(教育行政上の業績、職務上の業績、学会・社会活動等を含む)であることも述べた。教育業績の評価は以前と比較して重要視される傾向にあり、現在は全体の業績の3割までを加えられることが一応の目安として定められているが、この中には高等学校や専門学校での教育経験や政府機関や国際機関における活動も含めることができる。また、場合によっては候補者による模擬授業なども実施されている。本学の特質上、キリスト教信者であることが望ましいが、そうではなくても建学の精神や大学の理念への理解度や共感度などについては面接などを通して確認される。この部分については点数化されるわけではないが、選考に際して、業績と同様に重要なファクターとして考慮されている。

【点検・評価】 教育業績の評価についての割合が3割程度まで定められていることに関しては、基礎学力が不足している新入学生が年々増加しつつあることを考慮すると、さらにその割合を大きくすべきであるとの意見も聞かれる。しかし、高等教育研究機関としてのレベ

ルを維持し、その社会的使命を果たすためにも、研究業績のレベルを下げることは問題である。その意味では、教育業績の評価を3割程度としていることは、現時点では妥当性があり、評価できるものである。

なお、本学の教職員が建学の精神や大学の理念を十分に理解することは、本学がキリスト教大学であり続けるためには必須の条件である。そのため、専任教員の採用にあたって、この点についての十分な理解と共感とを採用候補者に望むことは、譲ることのできない事項であり、教育研究業績とは異なる観点からの、本学としての専任教員選考に当たっての重要な要件である。

【課題・方策】 大学教員に必要な資格として、研究能力のみならず教育能力や教育経験を重視する見方が大幅に取り入れられたことに伴って、専任教員の採用においては、それら大学教員に求められる資質・能力の多様化を反映した評価・選考に変わりつつある。もちろん採用の際には、それらだけでなく組織としての年齢構成やジェンダー・バランスなど考慮すべき問題もあるため、一概に一定の基準だけで決められるものでもない。一方では、大学において研究を軽視する趨勢に対して、本学が警鐘を鳴らし続けていくことが必要であり、教員の採用にあたっては、これらのことを総合したバランスある教員組織の維持・発展のために、今後も議論を継続していく必要がある。

本学の人事政策は、上記の問題以外に、建学の精神、大学の理念への理解とその継承を基本として行われてきたが、今後もその基本方針は変更されることなく、維持されるべきである。ただし、各専門分野にふさわしい教員全員をキリスト教信者だけで満たすことが困難な現状にあっては、建学の精神を維持、継承するために教員採用の範囲が限定されてしまうという難点も生じ得る。日本におけるプロテスタント・キリスト教大学として相応しい大学のあり方に向けて、長期的視点からカリキュラム構成や必要とする専任教員についての継続的な検討が必要である。

第6章 研究活動と研究環境

【到達目標】 聖学院大学の建学の理念を具現化するためには、まず、高等教育機関としてふさわしい研究水準を維持しなければならない。さらに、教員個人が設定する研究課題の自由は保たれつつも、長期的に広い視野から見た場合には、大学全体あるいは各学部・学科の理念に沿った共同研究の遂行も目標となる。すなわち、学部・学科の共通性を取り入れた研究、あるいは学部と総合研究所との研究に関する共通の研究活動への取り組みである。

研究環境に関しては、教員研究費の弾力的な配分、教員研究室や研究時間の確保および科学研究費など外部資金の導入に関する支援体制の整備等が目標となる。

大学全入時代にあって、受け入れる学生の多様化に伴って生じる教育活動、あるいは学内行政など業務負担の増大は免れないところである。しかし、教育の質を維持しさらに高めるためにも研究活動と研究環境の充実は、教育内容・方法と並んで、大学にとって直面する最重点課題である。

本章では以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

論文等研究成果の発表状況は適切か。

附置研究所と大学・大学院との関係は適切か。

個人研究費の額や教員研究室の整備は適切か。

教員の研究時間と研究活動に必要な研修の機会は適切に確保されているか。

外部資金の導入に関する支援体制や共同研究費の制度化の状況とその運用は適切か。

第1節 研究活動

1 研究活動

1) 論文等研究成果の発表状況

(A群:論文等研究成果の発表状況)

【現状の説明】 年度ごとに発行される「聖学院大学教員活動報告書」(別添資料)から、教員の年度別の著書、学術誌、学会発表数等を学科別に集計すると以下の通りになる。なお、研究業績の区分は「活動報告」に記載されているAa~Jの区分(下表)に従っている。

教員活動報告書研究業績基準

区 分	記 号		摘 要 (基 準)
著書・編著	A	a	学術書(研究業績としてあげられる自己の専門分野又は関連分野において執筆した図書等)、その他大学院生・大学生対象の教科書向けに執筆した専門分野に関する図書
	A	b	上記以外の著書、又は専門分野、関連分野以外の領域において執筆したもの。辞典等を含む。
学術論文	B	a	学術誌に記載した原著論文(審査制度あり)
	B	b	学術誌に記載した原著論文(審査制度なし)
その他学術論文	C		Bに準ずる発表機関誌に掲載した論文
調査・資料・報告・研究ノート	D		専門分野に関する研究報告書
翻訳	E		専門学術書、その他の書物及び論文・学術講演の翻訳
学会発表	F		一般発表、特別講演、シンポジウム、パネル、その他学会及び各種学術研究会での発表(アブストラクト等の発表記録のあるもの)
書評・評論・エッセー	G		専門分野、関連分野及びこれらの分野に隣接する分野の著書、論文等についての書評等
作品・発表・記録等	H		芸術、体育などの分野における作品、演奏発表、競技記録等
特許・実用新案	I		
その他	J		専門分野・関連分野以外の領域において執筆したもの等

業績の区分として単・共の別を記すとともに、共著、共同研究等の場合には分担範囲を明確に示す。(明確でない場合はその旨を記す)

業績で、公的機関等からの研究補助を受けた場合は「研究補助機関名」を明記する。

2000～2005年度のBa(学術誌に記載した原著論文・審査制度あり)、Bb(学術誌に記載した原著論文・審査制度なし)およびC(Bに準ずる発表機関誌に掲載した論文)に該当する論文数を学科別に集計すると、政治経済学科67、コミュニティ政策学科131、欧米文化学科61、日本文化学科47、児童学科29、人間福祉学科96、基礎総合部44となり、学科別の変動はあるものの、平均して概ね教員1人あたり年間0.5～1報の論文を発表していることになる。A～Jのすべての業績を合計すると、政治経済学科289、コミュニティ政策学科389、欧米文化学科145、日本文化学科156、児童学科185、人間福祉学科348、基礎総合部132となる。なお、業績の内容についてはすべて、年度毎の「活動報告書」に記載されている。

【点検・評価】 本学のように研究領域の異なる学部を擁している大学において、研究活動の成果を数量化することは困難である。さらに音楽・美術・体育などを専門とする教員の研究成果を一律に示すことは不可能である。そのような前提に立って上記の表から言えることは、大学冬の時代にあって、入試・教学業務に多大の時間を取られながらも、なお、着実に研究活動が継続されていることは評価に値する。なお、学部・学科毎の取り組みは十分とはいえないが、その一部は「3」当該学部として特筆すべき研究分野(p.220)での研究活動状況」の項で言及する。

【課題・方策】 平均的に見れば、妥当な成果が発表されてはいるものの、個人別には業績に著しい差異があることも否定できない。とくに論文報告数の少ない教員の奮起が望まれる。内容的に言えば、CよりもB、とくにBa(学術誌に記載した原著論文・審査制度あり)の割合を増やすように努めなければならない。それぞれ年齢層、役職上の制約はあるものの、

各自が置かれている立場に見合った成果を発表する努力は必要である。とくに、若手の教員にとっては本人の将来のためにも、大学全体の質の維持向上のためにも、着実な研究成果の発表は必要である。大学組織としても、とくに若手教員の論文作成のために、格段の支援が課題であろう。

2) 国内外の学会での活動状況

(C群:国内外の学会での活動状況)

[現状の説明] 本学教員の 2000～2005 年度の国内外における学会発表数は、下記の表の F 欄になるが、学科別に集計すると、政治経済学科 55、コミュニティ政策学科 30、欧米文化学科 23、日本文化学科 28、児童学科 35、人間福祉学科 112、基礎総合教育部 38 となる。学科別にみると、福祉・医療系の教員が多い学科では学会発表数が比較的多いなど、学科の特徴も認められる。

学科	年度	A a	A b	B a	B b	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
政治経済学科	2000	6	2	5	11	3	3	4	12	3			6	55
	2001	6	4	2	8	1	15	6	13	6			8	69
	2002	4	3		6		2		4	5			5	29
	2003	1	1		4	4	8	4	11	9			4	46
	2004	3	2	4	8		1	3	7	7			2	37
	2005	7	5	5	6		4	5	8	3	6		4	53
	計	27	17	16	43	8	33	22	55	33	6		29	289
コミュニティ政策学科	2000	6		15	9	13	9	2	7	12			2	75
	2001	4	1	3	12	9	11		7	23			6	76
	2002	5		4	4	9	13	1	9	11			3	59
	2003	3		5	5	11	29	1	1	3			3	61
	2004	3	2	5	1	8	45	1	3	4			1	73
	2005	1	1	2	10	6	12		3	8			2	45
	計	22	4	34	41	56	119	5	30	61			17	389

学科	年度	A a	A b	B a	B b	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
欧米文化学科	2000	5	1	3	5		1	3	3	2				23
	2001	4	1	2	6			2	1	12				28
	2002		1	1	4		1	1	5	1				14
	2003	2		3	4		2		3	5			3	22
	2004		1	1	5		2	1	3	2				15
	2005	1	2	3	24		2	1	8	2				43
	計	12	6	13	48		8	8	23	24			3	145
日本文化学科	2000	4	2	3	7				5	1	4		2	28
	2001	5			2	1	3		3	5	1		1	21
	2002	3	2	1	4		3		4	2				19
	2003	2	1	3	2	1	3		5	7			2	26
	2004	3	3	5	6	1	6		2	4				30
	2005	3	2	3	7	1	2		9	3			2	32
	計	20	10	15	28	4	17		28	22	5		7	156

学科	年度	A a	A b	B a	B b	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
児童学科	2000		1	2	2	1	1		14	1	6		1	29
	2001	3	2	2	1	2			5	2	7			24
	2002		2	1	1	2	1		4	5	9			25
	2003	7	2	1	1	1	2		5	4	11			34
	2004	1	3		5	2	2		3	4	12		2	34
	2005	6	1	1	2	2	6	1	4	1	13		2	39
	計	17	11	7	12	10	12	1	35	17	58		5	185
人間福祉学科	2000	9	3	13	12	2	7	1	16	8				71
	2001	10		11	9	1	6		11	3	4			55
	2002	6	5	1	9	1	3		16	1	2			44
	2003	5	5	5	4		9	1	26	2	3			60
	2004	6	6	10	6		6		16		1			51
	2005	8	8	9	3		6		27	1	3		2	67
	計	44	27	49	43	4	37	2	112	15	13		2	348

学科	年度	A a	A b	B a	B b	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
基礎総合教育部	2000	2		1		1								4
	2001	1	1						2					4
	2002	1	1	3			1		1	3				10
	2003	4	1	4	3		1	1	8	3				25
	2004	4	1	8	5	1	1		10				1	31
	2005	6	2	5	12	1	6	2	17	6	1			58
	計	18	6	21	20	3	9	3	38	12	1		1	132

2005年度の教員活動報告書から、学部・学科別教員の所属学会数の合計を指標としてみると、政治経済学科 49、コミュニティ政策学科 55、欧米文化学科 49、日本文化学科 41、児童学科 54、人間福祉学科 77、基礎総合教育部 58となる。さらに、研究会なども加えた所属学会数は、政治経済学科 57、コミュニティ政策学科 60、欧米文化学科 61、日本文化学科 56、児童学科 68、人間福祉学科 88、基礎総合教育部 73となり、多くの教員は1人あたり3～6の学会・研究会に所属していることになる。それぞれの学会で、理事・評議員・機関誌編集委員などの役員を務めている者も少なくない。

つぎに、本学ないしは本学関係者が主催した学会を列記すると下記ようになる。

- (1) 国際シンポジウム“The 4th Symposium on Inactivity, Tokyo)”を郡司篤晃教授（政経学部）が世話人となり、1999年4月10日、内外から20名のシンポジストを招聘して開催した。
- (2) 国際シンポジウム「医療と福祉における市場の役割と限界---イギリスの経験と日本の課題」を郡司篤晃教授（政経学部）が世話人となって、英国から3名のシンポジストを招聘して開催した（2000年3月31日、東京国際フォーラム）。
- (3) 情報文化学会 2000年度全国大会が11月18日に本学キャンパスにおいて開催された。大会運営委員長は本学飯坂良明学長、実行委員長は石部公男教授であった。統一テーマは「インターネット社会と情報文化」。
- (4) キリスト教文化学会 2003年度大会が11月21日～22日に松山東雲女子大学（松山市）で開催された。テーマは「キリスト教文化とグローバル化（第1回）-グローバル化」。

の文脈における日本文化を問う --」。 基調講演「キリスト教文化とグローバリゼーション」
講演者：大木英夫聖学院大学理事長・院長、講演A「近代日本の精神 - 夏目漱石、森鷗外 - 」
講演者：黒木章聖学院大学日本文化学科教授。学会長は大木英夫聖学院理事長・院長、学会理
事長は阿久戸光晴聖学院大学学長。

- (5) キリスト教文化学会 2004 年度大会が 11 月 26 日～27 日に本学キャンパスにおいて開催された。
テーマは「キリスト教文化とグローバリゼーション(第2回) - グローバリゼーションの文脈
において欧米文化を問う --」。学会長は大木英夫聖学院理事長・院長、学会理事長は阿久戸光
晴聖学院大学学長。
- (6) 日本行動計量学会第 34 回大会が 2006 年 9 月 11 日～14 日、本学キャンパスで開催された。大
会実行委員長は丸山久美子教授(人間福祉学部)であった。
- (7) 日本ピューリタニズム学会設立大会が 2005 年 6 月 11 日(土)に本学で開催された。総合研究所日
本アングロ・アメリカ研究センターに設置された「ピューリタニズム研究室」は、日本ピュー
リタニズム学会の事務室を担当している。その後、2006 年 6 月 23 日、24 日の研究大会の開催
に向けて、準備を進めている。本大学、大学院、総合研究所に所属するピューリタニズムに関
する研究者が理事等を勤め、学会と密接な連携をとって活動している。さらに「ピューリタニ
ズム研究室」は、これまでもピューリタニズム関係の一次資料、二次資料の蓄積をし、日本の
ピューリタニズム研究者に資料を公開するとともに研究を進めてきた。2005 年 12 月にこれら
の資料を本学総合図書館の「ピューリタン・アーカイブ」に集約することとなった。本アーカ
イブを日本におけるピューリタン研究資料の拠点とすることを目指している。
- (8) 「国際シンポジウム・グローバリゼーションと日本の神学」が、「国際宗教学・宗教史会議」世界大会のプ
ログラムの 1 つとして、2005 年 3 月 24 日～30 日に東京で開催された。このプログラムの事務
局は聖学院大学総合研究所が担当し、アメリカ、韓国、日本の研究者が参加した。

【点検・評価】 本学は大学創立の理念として、キリスト教文化の中心を担っている本学の特色を活か
した学会活動を行っていることは評価されるであろう。また、これらの成果は『聖学院
大学総合研究所紀要』、「聖学院大学総合研究所 Newsletter」および聖学院大学「ホーム
ページ」上でも報告・公開されていることは評価される。

キリスト教関係以外の学会については、その開催は土曜日・日曜日を日程に含む場合
が多い。本学はキリスト教大学として、聖日礼拝を重んじ、日曜日は原則として公式の
行事は行わないことになっている。そのような意味では、他大学と比較して、大学構内
において学会や学術集会の開催を行うことには困難が伴うといえる。

一方、本学では教員の学会出張に対する制度が残念ながら整っていない。これは本学
が文系の短期大学を改組して大学を創立した経緯の名残であろう。文系では理工系・医
学医療系とは異なり、教員は講義担当日あるいは会議日以外は大学に出校しないのが普
通とされ、出校日以外の日に学会参加をしてきたのであろう。理工系や医学医療系の学
会の開催期間は 3～4 日に及ぶことも少なくない。安易に休講としたり、教授会・委員

会等に欠席したりすることは慎まなければならないが、この点について、目下、見直し
がなされている。すなわち、学会発表の口演者本人、座長あるいは特別講演者・シンポ
ジスト等に招聘された場合など、一定の条件の下では、学会出張を公務として取り扱う
ようにする規程の検討がなされている。

昨今の大学の置かれている状況では、入試業務、高校等への上張講義、様々な学内行
事のために出校日が多くなる傾向があるのは当然の傾向である。そのような中であつて
も、研究活動を継続するために、入試業務の分担制、夏期および春期休暇中業務の減少、
学会出張の制度整備等を行い、教員の研究・学会活動を奨励する方策を試みている。

3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

(C群:当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況)

[現状の説明] 政治経済学部では大学院・政治政策学研究所および総合研究所現代都市研究室が共同
で開催している「都市経営研究会」に学部としても参画し、地方行政の諸問題を研究し
ている。

この研究会には、埼玉県、さいたま市、上尾市、北本市、川越市、桶川市などの自治
体職員を研究員に加え、学部・大学院教授と共同研究を進めている。研究主題は、「協働
によるまちづくり」など、現在、自治体が直面している課題に取り組む研究を進めてい
る。外部からも他大学関係者、自治体職員などを講師(講演者)として迎え、2003年度
は3回、2004年度は5回、2005年度は5回の研究会を開催した。

また、速水優元日銀総裁を聖学院大学全学教授として迎えたのを機に、総合研究所に
国際金融研究室を開設し、学部・大学院共同で、国際金融から見た日本の金融政策につ
いての研究を開始している。

人文学部では、大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所および総合研究所と連携し
て、海外の研究者との共同研究を進めている。

2004年度には、ミュンヘン大学フリードリヒ・ヴィルヘルム・グラーフ教授、またア
ンドバー・ニュートン神学大学院名誉教授、ウィリアム・エヴァレット氏を招いた「第
二次世界大戦後の教育と宗教」などを開催した。

2005年度はテュビンゲン大学プロテスタント神学部クリストフ・シュヴェーベル教
授を招聘し、国際シンポジウム「戦後60年 ドイツと日本」などを開催した。なおグ
ラーフ、シュヴェーベル両教授は聖学院大学大学院及び聖学院大学総合研究所客員教授
に就任した。

2006年度はエモリー大学大学院法学研究科のジョン・ウィッテ教授を大学院「海外研
究者講義」の講師として招聘した。今後、エモリー大学 Center for the Study of Law and
Religion と研究交流を進めていくことになっている。

人間福祉学部児童学科は、2005年度から総合研究所共同研究・研究会を発足させた。主題は「児童における総合人間学研究」、代表者は村山順吉学科長および森下みさ子助教授である。本研究会の目的は、自明と見える事象、すなわち「人間とは何か?」「人間社会とはなにか?」について、人間社会に新しく加入してくるヒトである「子ども」の視点に立って問いかけるとともに、現代の子どもと若者における他者との関係、自己像の形成にかかわる諸問題を明らかにしようとするものである。

【点検・評価】
【課題・方策】

各々、学部の特徴を活かした共同研究がなされていることは評価される。一方、個々の教員は、各々の専門分野で学外研究者との共同研究も行っている訳であるから、一律に学部の特徴を生かした研究を学内で組織することには問題もあろう。人間福祉学科においても大学院および総合研究所との連携による研究会が計画されている。

4) 研究助成を得て行われる研究プログラム

(C群: 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況)

【現状の説明】 聖学院大学総合研究所の研究活動は、研究助成を得て研究活動が進められている。2005年度に実施された共同研究の課題名は次のとおりである。

- (1) 英語一貫教育の研究(第3期)
- (2) グローバリゼーション研究
- (3) 都市経営研究(第3期)
- (4) グローバリゼーションの文脈における総合的日本研究(第4期)
- (5) 朝鮮における日本の植民地支配の終焉と大韓民国の建国期における民衆の戦争体験の調査研究(第2期)
- (6) 公共神学研究
- (7) ヨーロッパ統合の理念と実態 - 日本の対EU政策に向けて(第2期)
- (8) ピューリタニズム研究(第2期)
- (9) カウンセリング研究(日本におけるキリスト者のメンタルヘルスに関する精神医学的研究、カウンセリングの諸領域の各種臨床研究)
- (10) 児童における「総合人間学」の試み
- (11) 国際金融研究

以上の11の課題に対して、私学事業団補助金から8,224,000円の共同研究経費の助成が行われている。これらのほかに、

- (12) 2004年度、日韓シンポジウム「東アジアの平和と民主主義 - 日韓国交40年と日本の針路」に対して、日韓文化交流基金からの助成
- (13) 2005年度、日韓中学術セミナー「北朝鮮の改革可能性 - 中国の改革との比較を中心に」に、国際交流基金からの助成

(14) 聖学院・公共哲学フォーラム「日本における教会の意義と役割の再検討 - 公共する教会とは」に対して、京都フォーラム（フェリシモ）からの助成

(15) 国際シンポジウム「戦後 60 年 - ドイツと日本」に対して、フリードリヒ・エーベルト財団からの助成と榎天馬からの寄付

などがある。

次に本学専任教員が個人あるいは研究代表者になって申請・採択された文部科学省科学研究費の状況は、下表の通りである。

所 属 氏 名	2001 年度 (平成 13)	2002 年度 (平成 14)	2003 年度 (平成 15)	2004 年度 (平成 16)	2005 年度 (平成 17)	2006 年度 (平成 18)
人文学部 教授 稲田 敦子	基盤研究 C 新規	基盤研究 C 継続				
人文学部 助教授 近藤 存志				若手研究 B 新規	若手研究 B 継続	
人間福祉学部 助教授 増田 公香	奨励研究 A 新規	奨励研究 A 継続	基盤研究 C 新規	基盤研究 C 継続	基盤研究 C 継続	基盤研究 C 新規
人間福祉学部 講師 長谷川 恵美子						若手研究 B 新規
基礎総合部 教授 若松 昭子 (05 年就任)				基盤研究 C 新規(琉球大)	基盤研究 C 継続(本学)	基盤研究 C 新規
総合研究所 准教授 深井 智朗	奨励研究 A 継続				基盤研究 C 新規	基盤研究 C 継続

上記に示した科学研究費に採択された課題名は、次のとおりである。

- (1) 先駆的共生思想の比較思想的研究-石川三四郎とエドワード・カーペンター（稲田敦子：基盤研究 C、2001 -02 年度）
- (2) 加齢する肢体不自由者の社会参加に関する学際的研究（増田公香：奨励研究 A、2001 -02 年度）
- (3) 法宗教学について-法と宗教との関係についての学際的研究（深井智朗：奨励研究 A、2000 -01 年度）
- (4) 加齢する障害を持つ人々の参加と環境との関連性に関する研究（増田公香：基盤研究 C、2003 -05 年度）
- (5) 英国国会議事堂に関するデザイン史的研究-A.W.N. ピュージンと「英国性」の表現（近藤存志：若手研究 B、2004 -05 年度）
- (6) 20 世紀前半アメリカ図書館思想とその今日的な意義に関する一考察（若松 昭子（琉球大学にて申請・採択、05 年本学就任）：基盤研究 C、2004 -05 年度）
- (7) 公共領域における宗教についての研究（深井智朗：基盤研究 C、2005 -06 年度）
- (8) 加齢する障害を持つ人々の権利侵害に関する研究（増田公香：基盤研究 C、2006 -08 年度）
- (9) 心疾患罹患者の臨床心理学的実態研究と支援プログラムの検討（長谷川恵美子、若手研究 B、2006 -08 年度）

(10) 分析書誌学の萌芽と発展に関する実証的研究- 研究者間学術コミュニケーションを通して (若松 昭子: 基盤研究C、2006-08年度)

これらのほか、2003～05年度に研究助成を得た研究で、本学教員が代表者または共同研究者となった課題は次のとおりである。

- (1) 小中学校における喫煙防止教育の標準化とその評価 (鈴木明: 平成13年度～15年度厚生科学研究費補助・健康科学総合事業計画研究班 (代表: 箕輪眞澄国立公衆衛生院部長))
- (2) 高齢女性の老化とライフスタイルおよびQOL - “衰え”促進因子の縦断的研究を中心に - (鈴木洋児: 平成15年度日本私立学校振興・共済事業団・学術研究振興資金に係わる研究 (研究代表者: 鈴木洋児教授))
- (3) 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究 (中谷茂一: 平成15年度厚生労働科学研究〔子ども家庭総合研究事業〕厚生労働省)
- (4) 少子・高齢社会における成人親子関係のライフコース的研究 (中谷茂一: 平成15年度文部科学省科学研究補助金基盤研究B)
- (5) 触法行為を行った精神障害者の精神医学評価、治療等に関する基礎的研究「触法精神障害者の看護ならびに地域支援の手法に関する研究」(相川章子: 厚生労働科学研究〔こころの健康科学研究〕)
- (6) 児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究 (中谷茂一: 平成16年度厚生労働科学研究〔子ども家庭総合研究事業〕厚生労働省)

[点検・評価]
[課題・方策]

文部科学省科学研究費の採択状況をみても、十分とはいえない。国からの一律の助成金等が年々減額される動向にあるが、そのためにも、外部研究資金・助成金の導入はますます必要であろう。教員に対する公的な研究費申請の事務的支援が望まれるとともに、学内行事優先の体質から脱却し、学会出張等の研究活動に対する奨励が必要である。

2 研究における国際連携

1) 国際的な共同研究への参加状況

(C群: 国際的な共同研究への参加状況)

[現状の説明] 国際的な共同研究としては、第1に、総合研究所日韓現代史研究センターが韓国・翰林大学校日本学研究所と共同研究の協定を結び(「学術交流協定」)共同研究「朝鮮における日本の植民地支配の終焉と大韓民国の建国期における民衆の戦争体験の調査研究」(2002年度～現在)の実施、第2に、日本、韓国、中国の朝鮮半島情勢専門家による学術セミナーの開催、第3に、北東アジア安全保障の意識調査の研究を挙げることができる。

第1の共同研究は、長期にわたる国際共同研究である。ジョン・ダワー著『敗北を抱きしめて』（岩波書店）は、日本の民草における敗戦体験の聞き取り調査により、民衆レベルでの戦争経験と戦後の復興体験を分析した貴重な研究であるが、同じように朝鮮半島において、特に1940年ごろから1950年の朝鮮戦争の勃発まで、朝鮮半島の民草がどのような経験をし、戦後の国家像をどのように描いていたのか、韓国、また日本で聞き取り調査をし、研究し、報告としてまとめる。日韓現代史研究センターでは、韓国の国際交流財団から資料の寄贈を受け、基礎資料の蒐集から研究を開始したが、現在、相互に研究情報の交換をしながら共同研究を進めている。このプロジェクトでは、研究の一環として「北朝鮮からの脱北者への聞き取り調査」を実施している。2006年3月までに100名近くにインタビューし、国内情勢の掴みにくい北朝鮮情勢の分析を進めている。

第2に、2005年度から、総合研究所日韓現代史研究センター、慶南大学校極東問題研究所（現在、北韓大学院大学校）、財団法人極東問題研究所の三者が共同で、日韓中学術セミナーを開催し、研究主題「北朝鮮の改革可能性 中国の改革との比較を中心に」に取り組んでいる。この研究の目的は、2002年からの「経済管理改善措置」や脱北者の急増などに見られる北朝鮮の状況変化を深部から調査・分析することを通じて北朝鮮の改革可能性を見通すことにある。その際、比較対象として中国モデルを採用する理由は、

北朝鮮が社会主義国家の看板を下ろすことなく「経済改革」を志向している、金正日総書記は再三、訪中して中国首脳部との会談や中国先端産業の視察を通じて「改革意思」を外部に示している、中朝国境を通じた物資援助などで北朝鮮の窮乏を支えている中国の影響力は大きい などから、中国モデルとの比較が北朝鮮改革のゆくえを占う上で極めて重要だとみられるためである。2005年度はこの研究の成果を公開することを目的として、ソウルと東京で2回の学術セミナーを開催した。2006年度も継続して実施される。第1回、2回ともに日韓両国語によるセミナー資料が作成された。なおこの研究は国際交流基金の「知的交流会議助成プログラム」の助成を受けて実施されている。

第3に、総合研究所事務室が、2006年に日中韓の3カ国の学識経験者を対象にした意識調査「北東アジア安全保障対話プロジェクト」の日本事務室を担当している。このプロジェクトは、韓国の極東問題研究所が主催し、中国からは、北京大学、社会科学院などの研究者が参加する。日本からは防衛研究所の武貞秀士研究員、拓殖大学の川上高司教授がコア・グループとして参加している。研究内容は、3カ国のコア・グループが共通の調査項目を挙げて、それぞれ30人の学識経験者を選んで、デルファイ法で、北東アジアの安全保障意識調査を進める。その成果は、2007年2月にソウルでシンポジウムを開催し発表する。総合研究所は意識調査を担当し、日本のコア・グループと本プロジェクト全体の研究活動を推進している。

【点検・評価】 本学規模の大学としては、外国との連携による活発な研究活動が行われているといえるであろう。しかし、本学も創立 20 年を迎えようとしている。大学における人材の世代交代が進行する中で、各プロジェクトにおける後継者を育成し、研究活動を継続・発展させるとともに、常にプログラムの見直しと焦点を見失わない研究が必要である。

2) 海外研究拠点の設置状況

(C群:海外研究拠点の設置状況)

【現状の説明】 (1) 学校法人聖学院の海外法人校である「聖学院アトランタ国際学校」に総合研究所の海外研究拠点を置き、エモリー大学、提携校のラグレインジ大学、オグルソープ大学との研究における交流を目指している。本学とも関係の深いラグレインジ大学のデイヴィッド・エーハン助教授がその中心となって活動を行っている。2006 年度にエモリー大学法学部教授のジョン・ウィッテ氏を招聘したが、このような計画が円滑に進められているのもこの研究拠点による働きが大きい。

(2) 海外在住の客員教授、研究員、研究所顧問を置いて海外の研究情報の収集に当たっている。

アメリカ J. デイヴィッド・リード 客員教授

イギリス グレアム・ハウズ (Trinity Hall, Cambridge University、名誉 Fellow) 顧問

ドイツ フリードリヒ・ヴィルヘルム・グラーフ (ミュンヘン大学) 客員教授

クリストフ・シュヴェーベル (テュービンゲン大学) 客員教授

韓国 池 明観 客員教授

洛 雲海 (長老会神学大学校大学院非常勤講師) 研究員

【点検・評価】 海外の研究拠点が設置され、様々な人脈が形成されていることは、研究・教育の発展のために評価される。また、海外法人校「聖学院アトランタ国際学校」を法人内に擁していることも、アメリカにおける拠点として幸いしているといえる。

【課題・方策】 海外の拠点校およびその関係者との連携を維持するためには、学内における研究のレベルを維持し、さらに発展させる必要がある。さらにそのためには、国内の関係大学・関係研究機関との連携も視野に入れた将来計画が望まれる。

3 教育研究組織単位間の研究上の連携

1) 聖学院大学総合研究所

(A群: 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係)

(C群: 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係)

[現状の説明] 本学には総合研究所が設置されている。聖学院大学総合研究所は、聖学院大学設立に当たっての「理念検討委員会」を母胎として、各学問領域の諸問題を学問的に研究・深化させ、諸学問間の対話を深め総合することを目指し、学校法人聖学院全体の教育研究のシンク・タンクとしての機能を果たすために、1988年4月に創設された。

今日の学問的状况の中で、研究領域として「教育」「組織神学」「日本・アメリカ・ヨーロッパ」「日韓現代史」「政治経済」「人間福祉」「カウンセリング」の7つを掲げ、それぞれの領域に研究センターを設置している。各研究センターの中には「科学教育研究室(標宣男研究室長)」、「キリスト教教育研究室(小倉義明研究室長)」、「語学研究室(寺田正義研究室長)」、「人間学研究室(金子晴勇研究室長)」、「ドイツ神学研究室(深井智朗研究室長)」、「英米神学研究室(高橋義文研究室長)」、「ピューリタニズム研究室(松谷好明研究室長)」、「アメリカ研究室(古屋安雄研究室長)」、「日本研究室(鶴沼裕子研究室長)」、「EU研究室(大木雅夫研究室長)」、「英米文学研究室(山形和美研究室長)」、「地方自治研究室(佐々木信夫研究室長)」、「国際金融研究室(速水優研究室長)」が設置され、共同研究プロジェクトの推進、資料の収集、蓄積などにあたっている。なお1991年には、本学における研究成果を出版物で公開するために、総合研究所内に「聖学院大学出版会」が設置され、現在に至っている。

本学は1996年に最初の大学院研究科である「政治政策学研究科」が設置されたが、総合研究所はその研究部門に位置づけられ、現在も大学院の研究活動を推進・支援する役割を果たしている。2004年度からは埼玉県の実地職員、地方議会議員を対象にした「聖学院ポリシー・カレッジ」を大学院講座として開催している。また、1999年度には「アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科」が開設されたが、「日本・アングロ・アメリカ研究センター(現、日本・アメリカ・ヨーロッパ研究センター)」では、この研究科と共同で、海外から著名な学者を招聘し、大学院授業・研究集会を開催している。2006年度には「人間福祉学研究科」を設置したのに対応して「人間福祉学研究センター」を立ち上げた。

本学では、大学院・学部・学科所属の専任教員は、全員が総合研究所の研究員でもあり、共同研究プロジェクトの企画、運営に関してはそのほとんどが総合研究所の管理運営下にある。

また、総合研究所では、研究活動の成果をまとめた『総合研究所紀要』を年3回、また共同研究プロジェクトの活動を報告するために「聖学院大学総合研究所 News letter」を年5回発行している。大学院では、『総合研究所紀要』に専任教員、また大学院学生の

優秀な論文を発表している。また、大学所属の専任教員による単著書を『聖学院大学研究叢書（ヴェリタス叢書）』として原則毎年2冊発行している。

総合研究所の運営には、まず、総合研究所委員会が当たり、活動計画、予算および人事はこの委員会で協議される。委員会の構成は、総合研究所長、大学長、大学院長、大学院研究科長、キリスト教センター所長、大学チャプレン、学部長および国際センター所長である。総合研究所委員会は大学院および大学との教育・研究上の連絡・調整を行うとともに、連携を密にすることを目指している。

総合研究所の人事は、聖学院大学総合研究所規程により「任用及び任命は、研究所委員会で行い、大学教授会、理事会での承認を要する」と定められている。このように総合研究所は研究のみならず人事交流においても、大学・大学院との連携を図っている。

大学学部および大学院教員と総合研究所との関係については、「聖学院大学総合研究所規程」により、学部教員と大学院教員は「全員、総合研究所所員」となることが規定されている。大学教員、大学院教員は、総合研究所の主催する研究活動に参加できる、

総合研究所発行の『聖学院大学総合研究所紀要』『聖学院大学総合研究所 Newsletter』に投稿できる、「聖学院大学総合研究所共同研究規程」により、共同研究の実施を総合研究所委員会に申請できる、とされており大学、大学院の研究を推進する機能を果たしている。

また、聖学院大学大学院博士後期課程の学生のうち希望者は、研究補助者として総合研究所の研究・アシスタントに採用される。研究・アシスタントの制度は、「聖学院大学研究・アシスタントに関する規程」に基づき「学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するために」設けられている。研究・アシスタント希望者は、所定の手続きにより申請し、大学院委員会および総合研究所委員会の議を経て決定される。

研究・アシスタントは、総合研究所のシンポジウム・セミナーなどの運営補助、また共同研究プロジェクトの推進・研究会報告を担当する。多様な研究主題の研究会の運営補助をすることにより、また『聖学院大学総合研究所 Newsletter』に担当の研究プロジェクトの報告を書くことにより、博士後期課程学生のよい研究訓練の機会となっている。

大学院博士前期課程（修士）学生の修士論文で最優秀の評価を得たものは、『聖学院大学総合研究所紀要』に掲載される。また博士後期課程学生の博士論文の一部は、指導教授の審査を経て、『総合研究所紀要』に掲載されている。原稿執筆はもとより、論文の校正の過程で、論文としての「体裁」を学んでいくことになる。

【点検・評価】 本学における共同の研究活動の中心は、総合研究所が担っていると言っても過言ではなく、本学の研究を推進する上で総合研究所の存在は重要なものとなっており、さらにはその成果が大学院形成にも大きく寄与している。一例として「政治経済研究センター」

では、大学院政治政策学研究科と共同で、埼玉県重点施策を政策企画・実施・評価の観点から研究する「埼玉地域政策研究」を開講するなど、大学院、総合研究所が一体となった研究活動の推進により、地域社会への貢献をより強力なものとしている。

【課題・方策】 総合研究所における研究活動の今後の課題としては、プロジェクト方式を採用することにより、教育研究上特に重要と判断される活動に対しては重点的に予算がつけられ大学の総合的発展にいっそう寄与できるような道を開くことなどを検討すべきであろう。なお、研究課題の設定に関しては、総合研究所、大学院、学部等からの役職者を中心とする研究所委員会で議論されることになっているが、そのため学部や学科レベルでの研究課題については、全てが取り上げられるわけではない。したがって、学科・学部レベルで独自の共同研究活動を行えるような体制の整備も必要である。

第2節 研究環境

1 経常的な研究条件の整備

1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

(A群:個人研究費、研究旅費の額の適切性)

【現状の説明】 研究を財政的に助成する制度として、専任教員に対して一定額を限度とする個人研究費が支給されている。個人研究費は「聖学院大学研究費利用に関する規程」に従い、各教員個人の専門分野における研究の遂行を促進し、研究目的の達成に資するため、全学的な交付基準に従い、定額が支給される(大学院専任教員 50 万円、学部専任教員 40 万円、総合研究所専任教員および特任教員 20 万円)が、この中には学会等への参加費用である研究旅費も含まれている。またこの個人研究費とは別に、図書購入のために、総合研究所専任教員、特任教員を除く専任教員一人当たり 20 万円枠の図書費が計上されており、学科毎に計画して図書を購入している。その他、後述する特別研究期間適用者(大学全体で、半年間の適用の場合に約 6、7 名。その他に 2 ヶ月の短期適用者として 2、3 名)の内、在外研究、国内留学申請者には特別研究費(旅費等を含み、全体の年間予算総額は 600 万円。また、短期適用については総額 100 万円)が支給されている。

その他、現在情報ネットワーク環境が整ったことに伴い、教育研究活動上必須のアイテムとなっているパソコンの購入については、一人 1 台について大学より貸与という形で補助される。また関連してソフトウェア類についても、マイクロソフト製品については、学内の貸与パソコンはもちろん、自宅においても一人 1 ライセンスまで導入することが可能となっている。ソフトウェアについては、この他にも学内的に利用者が多く要望が高いものについては、大学としてライセンス契約を行っている。

【点検・評価】 実質利用できる研究旅費を含んだ個人研究費は決して多いとは言えないが、社会科学・人文科学系の教員の研究費としては特に少なくもない平均的な額と思われる。しかし、それ以外にも図書購入費やパソコン貸与、さらにはパソコン利用にあたっての主要なソフトウェアの購入費などが補助されていることなどを総合的に判断すると、基本的には個人で利用できる研究費としては充実しているものと考えられる。さらに特別研究期間(在外研究・国内留学)適用者には、役職手当を除く給与が全額支払われると同時に通常の個人研究費に加えて支給される特別研究費(1 年間適用者の場合、旅費を含めて 200 万円を限度として支給)などもあり、教育研究の活性化に果たしてきた役割は大きい。なお、個人研究費を、多くの大学で見られるように研究旅費と分けてないのは、各教員の研究の状況に応じて、年度によっては旅費に多く支出する場合や、書籍類購入に多くの費用が必要な場合があることなどを考慮したものであるが、このことも研究内容の充実に貢献しているものと思われる。

【課題・方策】 本学の教員の研究活動をさらに充実・改善していくためには、個人研究費の充実と共

に制度的・資金的な援助体制の一層の充実を図ることは言うまでもないことである。また一度に多額の費用を必要とする場合には、年度を超えた処理に対応することができないための不便も生じている。このことに関しては、本学において制度的に可能かどうかという点を含めて、今後検討していかねばならない課題である。

大学における財政事情が厳しさを増す中で、現実の問題としては、個人研究費の額を増やすことが困難な場合、各教員の配分方法の見直しに加え、科学研究費や委託研究、受託研究など外部資金の積極的な活用を推進していくことも今後検討されるべき課題となる。

2) 教員研究室の整備状況

(A群:教員個室等の教員研究室の整備状況)

【現状の説明】 専任教員には個別の研究室が与えられている。研究室には電話、学内外にインターネット接続されたパソコン、机・椅子・書棚などが整備されている。1室当たりの平均面積は大学・大学院では22.03㎡、総合研究所では42.19㎡である。また、大学院生には共同研究室を供与し、大学院生一人ひとりに学習研究用のスペースと設備(机・椅子・書棚・パソコン・コピー機など)を用意している。

建 物	研究室数	面積(㎡)	備 考
1号館	8	272.02	(学部・総合研究所)
2号館	6	252.42	(大学院・学部)
3号館	4	84.24	(大学院・総合研究所)
ディスプレイ館	1	18.13	(学部)
8号館	94	1,907.78	(大学院・学部)
図書館	2	106.65	(大学院・総合研究所)
合 計	115	2,641.24	

(研究室平均面積:22.96㎡、院長・学長、ラーニングセンターを除く)

研究室の管理・運営と教員への割り当ては学長、大学事務局長が直接所管しており、退職する教員に伴う研究室の空室状況、着任する新任教員への研究室割り当て等に関して各学部長などとも協議しつつ決定する。研究室の割り当てに関しては、教員間の交流が特に学科内で活発に行われるよう、例えば欧米文化学科の教員研究室は8号館2階に集めるなど、できるだけ同一学科の教員を同じ階にする配慮がなされている。また、教育研究の活性化のためには教員間の協力や意見交換等が大切であり、教員研究室の配置はこの目的の達成にとって基本的な重要性を持っているが、同様の観点から学部共同利用室やコモン・ルーム、ガルスト・ホールなど、教員間や教員と学生・大学院生間の談話室などが設けられている。

【点検・評価】 個別の研究室が与えられない例外として、英語教育関係の特任講師がある。これは本学の英語教育プログラムの運営上、常に週に一度は全員が集まってミーティングを行い、

学生の状況を共有しつつ教育を進める必要があるためである。教材作成からその結果としての評価まで常に共同で作業するため、大部屋の共同研究室を供している。このような教育活動上の配慮は、研究室の配置や共同利用研究室・談話室などとの整備と合わせて、教員間の協力体制にとって良好に作用しており、大いに評価できるものである。

【課題・方策】 個別の研究室に関する問題点としては、研究室の約4分の3は8号館に集中しているが、残りは学内各所に散在していることである。学内の情報ネットワーク網が以前に比較して飛躍的に整備され、空間的には離れていても連絡が迅速かつ円滑にとれるようになってきているとは言えるものの、直接顔を合わせての意見交換はネットワーク社会においても重要なことである。8号館は当初、全ての教員を1つの建物に集中させる計画を持って教員研究室棟として建設した建物であったが、その後の学部・学科や大学院等の充実のために、想定以上に教員が増えてきたこと、さらに共同研究室をいくつか設けたことなどが研究室不足を発生させた要因である。この意味で、研究室に対する基本的考え方の再構築が必要であると共に、教員が直接に出会い、意見交換を行える場の設定などについてさらなる検討が必要になる。

3) 教員の研究時間を確保させる方途

(A群:教員の研究時間を確保させる方途の適切性)

(A群:研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性)

【現状の説明】 学部では専任教員の基準担当コマ数(1コマ:90分)を春学期、秋学期合計で11コマ以上としている。また、それ以外にも卒業論文指導やアドバイザーとしての役割、学内の教務部委員会・入学試験実施委員会・学生部委員会等の各種委員会活動のために拘束される時間も少なくはない。そのため専任教員の最低大学勤務(授業)日数は週3日以上と定めてはいるが、多くの教員は4日または5日以上勤務を行っているのが現状である。教員は多様化する教育業務、委員会活動、入試関連活動(AO面談、出張講義など)および社会的活動等を抱えながら、それらの合間を縫って各自の研究プログラムと研究方法を工夫し研究時間を確保しているのが現状である。そのため本学では、1993年度より一定期間継続勤務した学部所属専任教員(教授会構成員)を対象に6ヶ月間あるいは1年間の特別研究期間制度を設けている。

本制度はサバティカルのような休暇制度ではなく、研究に集中できる時間を確保し、それをもって教育活動に還元することを意図する制度である。したがって適用の年齢も定年5年前までとし、若手教員の学位取得やまとまった研究を行う必要がある場合に、特に有効に利用されている。さらに、適用期間中は役職手当等の一部手当を除く給与全額が支給される。本制度は申請によるが、本学専任教員となってから6年間の継続勤務を行った者に資格が発生する。その後は1年間の適用を受けた場合は6年経過後(半年適用の場合は3年後)に再び資格が発生する。現在大学教授会構成員は約80名であるが、

単純に計算すると 11～13 年程度で回ってくることになるが、実際には採用後 6 年以上、定年前 5 年以前という制約があり、さらには学位取得などの研究の緊急性や必要性などから選別されるため、半年間(6ヶ月)適用で約 5 年、1 年間適用で約 10 年程度毎の特別研究期間取得が可能となっている。

これとは別に設けられている短期特別研究期間制度は、春期休暇期間、夏期休暇期間などの長期休暇を利用して、最大 2 ヶ月程度の集中的な研究専念ができる期間として設けられている制度である。本制度は特に現役の役職者や委員会責任者など学期期間中に研究のための時間を取ることが極めて困難な教員に対して、申請により学長が指名する。適用者は学部全体で年間 2～3 名である。

特別研究期間制度適用者

年度	政治経済学部		人文学部		人間福祉学部		基礎総合教育部		合計	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
2007(予定)	1	1	1	2	1	1			3	4
2006	1	1	1	1	1	1	1		4	3
2005	1	1		2	1	1			2	4
2004	1	1	1	2	1	1			3	4
2003	1		1	3	-	-			2	3
2002	1	1	2	2	-	-	-	-	3	3
2001	1	1	2	1	-	-	-	-	3	2
2000	1	1	1	1	-	-	-	-	2	2

【点検・評価】 教員の研究時間は、あくまでも各自の意思と意欲に基づいて確保されるものであり、これを外的に決定することはできない。しかし、学生への教育活動と並んで重要な業務である研究活動を、大学としていっそう活性化させるためには、教員の研究時間を無理なく確保しうる環境を整えておくことは必要である。その観点から本学では特別研究期間制度を早くから設け、集中的に研究に専念できる機会と財的援助を用意し、毎セメスターに各学部から 1 人はその適用を受けられるよう配慮しており、さらに、これとは別枠で 2 ヶ月程度の短期特別研究期間の適用を受けることも可能であることから、本学規模の大学としては標準以上のレベルに達しているものと思われる。しかしその一方で、教員の教育に充当すべき時間枠は毎年増え続けざるを得ない状況にあって、現状では教員の研究者としての時間の確保という問題は、教員自身の意思と計画性に任されていることから、大学としては依然未解決の課題として残されている。

【課題・方策】 長期に大学を離れて研究に専念できる教員枠を増やすことができれば理想的であるが、近年の大学が置かれている財的な状況や、現在でも各学部で 1 セメスターに確実に 1 人の教員が不在となることなどから、その間の他教員にかかる教育面の負担増などを考えた場合、安易に休暇取得の人数を増やすことは難しいと思われる。とするならば、通常の教育研究活動の中で、いかにして研究時間を確保するための方策を打ち出していけるかが課題である。

具体的には大人数の会議を初めとして、委員会活動の見直しが考えられるが、単に委員会を減らすということではなく、ネットワーク会議など効率的な委員会運営や、会議人数の縮小、会議時間の短縮、権限委譲による個人への負担軽減などを総合的に検討する必要がある。また同時に教員をサポートする事務職員のスキルアップと役割分担が大きな課題になると思われる。

また、夏期休暇や春期休暇中の行事等を極力減らし、研究や講義準備のためのまとまった時間を取れるように留意することは、長期的に見れば教員個人のためだけでなく、大学のためにも有効と思われる。

4) 共同研究費

(B群:共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 本学においては、前述(本章第1節4))のとおり共同研究については、総合研究所においてプロジェクトを立ち上げ、必要な予算を確保する体制が取られている。具体的には共同研究代表者からの申請に基づき、総合研究所委員会において承認され、予算案として提出される。2005年度においては11件の研究プロジェクトに対して、総額17,038,000円の予算が計上された。

研究プロジェクト名	研究代表者	予算額(円)	備考
英語教育研究	寺田正義	2,065,500	
グローバル化研究	大木英夫	2,389,500	
都市経営研究	佐々木信夫	2,804,500	
グローバル化の文脈における総合的日本研究	大木英夫	820,000	
朝鮮半島と北東アジア研究	康 仁徳	1,999,000	
ヨーロッパ統合の理念と実態研究	大木雅夫	1,046,000	
公共神学研究	深井智朗	1,038,000	
ピューリタニズム研究	松谷好明	1,234,000	
カウンセリング研究	平山正実	1,365,000	
児童における総合人間学の試み	村山順吉、森下みさ子	1,209,500	
国際金融研究	速水優、眞野輝彦	1,067,000	

【点検・評価】 共同研究の長所は、個人研究とは異なり多面的で複眼的な研究が期待できることである。研究テーマは大学としての建学の理念や学部・学科設立の理念に関わるものが対象として選択される場合が多い。時には専門分野を超える独自の視角で捉えられた、独創性に富み、また学際的に有意義と認められる研究が承認される場合もある。

これらの研究成果は、毎年必ず公表することが義務付けられており、総合研究所のニューズレターや紀要により学内外に公表されることはもちろん、最近では広報的に外部に向けて強くアピールできるような研究成果は、インターネットを通じて世界に向けての配信も同時に行われ、適切に運用、活用されている。また、これらの研究については可

能な限り外部機関の研究資金の導入や研究助成を得るように勧められているが、その成果が外部に向けてアピールできるものであるためにも必要なことであり、実際にいくつかの研究テーマが外部の助成を得ていることは大いに評価できる。

【課題・方策】 総合研究所が本学における研究支援機関として果たしている役割は大きい。大衆化した大学では高度な研究に裏打ちされた教育への志向は益々増大しつつある。研究の活性化と質の向上を促し、それを教育の向上につなげていくためには、教員同士が共通の研究テーマのもとに切磋琢磨する共同研究は大いに意義あるものである。共同研究は、個々の研究者の知の集結であり、各自の研究の幅を広げ、大いに刺激を与え合う機会となるはずであり、今後とも積極的な共同研究の推進が計られなければならない。予算によって研究所の活動が停滞することや、十分な成果が得られないことがないようにする一方、研究者同士の交流をいっそう深め、より実り多い研究成果が期待できるような運用が望まれる。具体的には、共同研究の検討は総合研究所委員会にて行われるが、より公開された形で共同研究テーマを募集し採択していく仕組みを整える必要がある。

2 競争的な研究環境創出のための措置

1) 研究助成金の申請と採択状況

(C群: 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況)

【現状の説明】 本学では毎年科学研究費補助金の申請を複数の教員が行い、採択されている。2005年度の新規申請は17件に対し、採択は1件、前年度からの継続交付は3件あるが、申請・採択ともに多いとは言えない。これは決して望ましい状況ではないが、学内論議への投稿も比較的安定しており、この申請・採択件数の低さが直ちに本学の研究活動の停滞を意味するものではない。科学研究費補助金に関しては、申請作業が繁雑であるにも関わらず採択される可能性が極めて低いという認識が学内にあるようであり、このことが申請を控えさせる要因の一つにもなっているとも考えられる。

一方、科学研究費補助金以外に学外の助成機関より助成を得て行われた研究は、本学で把握している範囲では総合研究所の組織として行っているいくつかの研究活動に限られている。その他本学の教員による学外の研究助成を得て行われる研究プログラムについては一般に低調である。(p.221)

【点検・評価】 科学研究費補助金への申請ならびにその採択状況や、外部民間機関等による研究助成への応募状況などを見るかぎり、学外の研究資金を得て行われる研究活動は概して低調であると言わざるを得ない。その要因として考えられることは、本学の個人研究費等の研究助成が金額面で妥当な水準に達していること、その用途についても使用規程はあるものの厳しい制限を設けておらず、教員に比較的自由的な裁量が与えられているという恵

まれた状況にあること、加えて従来教員に対して積極的に学外の研究助成に応募するよう組織的に働きかけることを行っておらず、そのため煩雑な申請書類の作成を初め、予算の執行、報告書の作成、決算報告書作成など、すべてを教員個人で行わなければならないため、申請作業自体が敬遠されることなどが考えられる。

〔課題・方策〕 学内論叢への投稿や、学会への参加・発表などを含め、教員の研究活動を外部に向けて開拓し、その成果を問うためにも外部の研究資金を獲得する努力をすべきであろう。教員の自主性に期待して外部の研究資金を獲得するための努力が図られることが望ましいが、それだけでは外部資金獲得の努力が十分になされない可能性もある。その観点からは、総合研究所における共同研究の外部研究助成の申請は事務部門が中心となって行っており、採択件数も増えつつあることから考えて、申請の補助のための専門的事務部門を設けることが課題となってくる。現在の研究所事務室の強化を進めつつ、単に総合研究所の共同研究のみならず大学全体の研究全般にわたる支援的な組織と改編することも視野に入れつつ、外部の研究助成金への応募を促すための施策を検討していかねばならない。

3 研究上の成果の公表、発信・受信等

1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置

(C群:研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性)

〔現状の説明〕 本学では、以下のような刊行物を定期発刊して教員が研究成果を発表する機会を提供している。

- ・聖学院大学論叢（年2回）
- ・総合研究所紀要（年3回）
- ・総合研究所ニューズレター（年5回）
- ・聖学院大学研究叢書（ヴェリタス叢書）
- ・キリスト教と諸学（年1回）
- ・緑信叢書（年1回）

このほか、共同研究プロジェクトへの助成、学術講演会・シンポジウム等の開催なども行われ、広く研究成果の公表を支援している。また、1991年に設立された聖学院大学出版会では、大学の教育・研究活動を学外に拡げ、その学術・文化的使命を果たすことを目的としており、主として学術図書の出版を中心とする活動が行われている。

さらに2005年度からはWEBサイトを利用した「聖学院大学総合研究所 ON THE WEB」をスタートさせ、聖学院大学としてインターネット上でリアルタイムに教育、政治、社会、経済、国際等の問題を積極的に発信することが可能となっている。

【点検・評価】 上記のような研究成果の公表を支援する措置を通して、教員は研究成果の学内外への公表を常に心がけている。このことによって、研究活動はより広い評価と批判を受ける環境にあると言え、研究活動の活性化という観点からも重要な役割を果たしている。

【課題・方策】 研究の水準維持のためには、学内紀要誌である論叢等への投稿論文の評価を行う機関、制度の設置についても検討されるべきであろう。また、教員が外国の学会などで発表する場合の渡航費などの助成は個人研究費以外には殆どない状態であり、世界に向けての情報発信の観点からは改善の必要がある。教員の研究活動の成果を教育へと反映していくためにも、高等教育機関である大学にとっては生命線とも言えるものである。それはまた教員の研究活動の自由を保障するものでなければならないことも言うまでもない。これによって研究の充実が教育の充実へと繋がるはずである。しかし、自由であることは一歩間違えると質の低下につながりかねない危険性も孕んでいる。それを防ぐためにも、学内に、場合によっては学外研究者を含めた形での適正な業績評価制度および組織の設置の必要性を検討することが求められるが、併せて教員の研究に対する自由度も損なわれないようにしなくてはならない。単なる論文の多寡によって業績を評価するという短絡的な判断が生じる可能性もあり、制度の設置には慎重な十分な議論を重ねる必要がある。

2) 大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

(C群:国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況)

【現状の説明】 本学では、プロテスタント・キリスト教の精神と文化の伝統を継承し、それを日本に紹介する意図をもって、また本学の理念に基づいて、学際的かつ国際的、創造的かつ総合的学問の進展を図るために、聖学院大学出版会を通して出版活動を行っている。2004年4月から2006年3月に出版された書籍は次のとおりである。

- (1) A Theology of Japan - - Church and State in Japan since World War II (藤原淳賀編 発行日:06/03/26)
- (2) シカゴ - - 大都市政治の臨床的観察 (C.E.メリアム著/和田宗春訳 発行日:06/03/25)
- (3) 人生の危機における人間像 - - 危機からの創造をめざして (平山正実著 発行日:06/02/28)
- (4) キリスト教諸教会とデモクラシー (A.D.リンゼイ著/山本俊樹・大澤麦訳 発行日:06/02/10)
- (5) 歴史と神学 上巻 (古屋安雄ほか編 発行日:05/12/)
- (6) 地域に求められる人口減少対策 - 発生する地域問題と迫られる対応 (平修久著 発行日:05/03/)

- (7) A Theology of Japan 1 A Theology of Japan: Origins and Task in the Age of Globalization (H. Ohki ほか著 発行日：05/03/)
- (8) ニーバーとその時代 ラインホルド・ニーバーの預言者的役割とその遺産 (チャールズ・C. ブラウン著 / 高橋義文訳 発行日：04/12)
- (9) 私学としてのキリスト教大学 教育の祝福と改革 (倉松 功著 発行日：04/08/27)

国内外の大学や研究機関等の研究成果の受信については、主として総合図書館（情報センター）がその条件整備に務めている。研究成果の一次情報の受信については、国内外の大学、研究機関の発行する紀要を受け入れ、整理提供している他、本学の教員の要望に応える形で情報の収集に努めている。なお、本学の図書館に所蔵されていない文献については、国内外の大学図書館、国立国会図書館等との連携によって現物の貸借や複写物の提供を受けたり、文献送付サービスを利用して入手するなどの体制を整えている。さらに、WEB サイトにおいて国立国会図書館データベースの検索は勿論、NII 学術論文情報ナビゲータ(CiNii)、MAGAZINEPLUS、Academic Search Elite(EBSCOhost)等の国内外の学術論文を中心とした商用データベースの検索、電子ジャーナル等の閲覧が可能となっており、インターネット上に公開されている論文等の学術情報にアクセスするための環境が整えられている。

【点検・評価】 聖学院大学出版会の出版活動は、大学の理念に沿い学問的進展をめざすものである。出版されるものは高度に学問的価値が高いと認められるものとなっている。また学校法人聖学院出資の有限会社である聖学院ゼネラルサービスも出版活動をしており、こちらは法人内の出版物を主に出している。出版会は聖学院大学の学問的レベルを維持することには大いに役立っている。いずれにしても本学ではこのような出版会を持ち、教員に研究の成果を発信できる体制が整えられていることは、大いに評価できるものである。

研究成果の受信については、教員から図書館に要求のあった印刷媒体の研究成果のほぼ8割は2週間以内に受信されること、インターネット上で発信されている情報に関しては図書館、各研究室、内容によっては自宅からもアクセスできる環境が整えられていることなどは、平均的基準を満たし、教育環境の進展に貢献していると言える。

【課題・方策】 研究論文やその成果の公表、情報発信については、先に触れたように印刷物やインターネットなど様々な媒体を提供しており、さらに出版会活動を通してそのような機会が提供されている。しかしながら、実際にどのような形で情報発信をしていくかということについては、基本的には教員個人に依存しているため、結果として十分なものになっているか否かは疑問が残る。特にインターネット上への情報発信については、教員によっては最初から断念している状況もある。このようなことから成果の公表に関する組織的支援体制をどのように整備していくべきか、また教員の負担の少ない、分かりやすい環境の整備の方策について検討の必要がある。

有料データベースの利用については、予算等の制約から提供することができないもの

もあり、これは本学のみでは解決が難しい問題である。図書館同士の協力体制や国レベルの施策を含めて大きな課題である。インターネットを利用した情報の受信については図書館の努力もあり、利用環境としては大いに進展しているが、そうした情報の存在自体を教員がよく知らない場合も散見される。さらに効果的な研究成果等の情報受信を図っていくためには、図書館などが行う研究領域に即した情報提供や活用支援をさらに充実させていかねばならない。

4 倫理面からの研究条件の整備

1) 倫理面から自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システム

(C群:倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性)

【現状の説明】 近年の生命倫理やライフサイエンスの安全性の問題が様々な場面で話題となっている。本学は全体的には社会科学的な研究分野を扱うことが多い大学ではあるものの、心理学系および医科学系研究者によっては倫理問題に関わることがないわけではない。したがって、常設の倫理委員会を設けるという形ではないが、2003年度より、全学の運営組織である大学運営委員会の委嘱により、必要に応じて倫理委員会を発足させ、人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究の適正な推進が図られるよう、その研究計画の実施の適否等について倫理的観点とともに科学的観点をも含めて審査し、文書により意見を述べる形をとっている。倫理委員会はこれまでに2度開催されている。

倫理委員会の対象となる具体的な研究課題としては、以下に掲げるものとなるが、このような形での審査については原則として研究者自身による申し出、依頼によって行うこととしている。

- (1) 「ヒトを直接対象とする研究」及び「人体より採取若しくはヒト胚に由来する試料を用いる研究(その遺伝子解析を含む)」のうち、国又はそれに準じるものが定める倫理指針等の存在する研究
- (2) 上記のほか、「ヘルシンキ宣言」(世界医師会)、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(ユネスコ) 国際医科学評議会の作成した国際指針等の趣旨を踏まえ、生命倫理的観点から審査の必要性を認める重要事項

【点検・評価】 本来の姿からすれば、常設の倫理委員会を設置し、啓蒙活動などを併せて行うことが理想と思われるが、既に述べたように本学の多くの教員の研究分野、研究課題等の状況から、必要に応じて臨時に委員会を開催するという方式は、適切であり、最低限の必要を満たしているものと考えられる。また、実際に委員会の開催も多くはなく、現状では本学の体制としてやむを得ないものと判断する。

【課題・方策】 現在、この問題に関連して常設の委員会を設置することについては話題となっていな

いが、今後、純粹に生命に関わる問題や、あるいは人間工学的問題の枠を越えて人間の心の問題、倫理の問題、人権の問題へと関わりが広がっていく可能性を見据え、将来的には委員会設置の必要性も視野に含めて対応していく準備を進めている。

第7章 施設・設備等

【到達目標】 大学には、教育研究組織の規模に応じた、必要かつ十分な広さの校地・校舎を準備すると共に、適切な施設・設備等を整備し、それらを有効活用することが求められている。聖学院大学では、校地・校舎は設置基準を満たしていることは勿論であるが、本学の教育研究活動が有効に実現される場として、常に充実に向けて改善される必要がある。また、キャンパス・アメニティの形成・支援のため、常に学生の実態と意向を把握し、適切な修学環境の整備・充実、並びに福利・厚生 of 改善に取り組んでいかなばならない。さらには、地域に開かれた大学として、安全面や管理面に十分配慮した上で、施設の積極的な開放を進めていく。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

大学の理念や学部・学科の教育目標を実現するために必要な施設・設備は整備されているか。

施設・設備等の整備は、学術研究の進展や技術革新、さらには社会的要請の変化を的確に把握し、常に更新・充実されているか。

学生のための生活の場、コミュニケーションスペースの確保・充実は適切に行われているか。

1 施設・設備等の整備

1) 施設・設備等諸条件の整備状況

(A群:大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性)

【現状の説明】 校地は、JR大宮駅からそれぞれ1駅先のJR高崎線宮原駅、JR埼京線日進駅から徒歩15分の埼玉県上尾市戸崎1番1号に所在し、近隣には大宮花の丘農林公園があり、校舎は緑豊かな自然に囲まれている。本学は大学院、総合研究所を含めて、3学部6学科、3研究科、1総合研究所を有する単一キャンパスである。キャンパスには全体で3,077名(学部生2,992名、大学院生68名、聴講生・科目等履修生17名)の学生が学ぶ施設が整備されている。また、法人併設の聖学院みどり幼稚園も隣接している。

校地面積は65,307m²、校舎総面積は27,348m²である。校地は、学生1人当たり面積21.82m²、校舎は9.14m²となり、ともに大学設置上の基準を満たしている。

校舎は、大学開学以後、大学院研究科・学部・学科の増設・改組転換や定員増等に伴って新・改築が継続して行われてきたが、特筆すべきことは、2003年度には女子聖学院短期大学時代からの念願であった礼拝・講堂棟の建設に着手し、2004年度秋に、北キャンパスに入学式・卒業式や各種講演会等で利用できる1,000人収容可能なチャペルと、その付属棟としてエルピス館(エルピスホール・インターネットカフェ・学生食堂等)

ヴェリタス館（教授会室(大教室)・学長室等）、緑聖ホール（各種集会場）を総額約 30 億円の費用をかけて建設したことである。同時にディサイプル館（旧 5 号館）を大学管理部門の事務所と普通教室に改修し、シャローム館（旧 6 号館）は食堂専用であった建物を保健室と学生相談室に改修した。また、以前は 1 階に管理部門の事務所が置かれ、2～4 階が総合図書館であった旧本館は、管理部門の移転によって 2005 年度の夏に 1 階を改修し、全ての階を総合図書館（一部、大学院研究室）とし、建物名称も本館から図書館棟とした。

校地面積

校地面積 (m ²)	学生 1 人当面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	学生 1 人当面積 (m ²)	運動場 (m ²)	学生 1 人当面積 (m ²)	付属施設
65,307	21.82	27,348	9.14	28,328	9.47	クラブハウス ゲストハウス

校舎面積

校舎名	面積 (m ²)	校舎名	面積 (m ²)
1 号館	4,840.25	8 号館 (研究棟・学務部)	3,349.81
2 号館	4,135.01	図書館棟 (旧本館)	2,419.86
3 号館	684.85	チャペル	2,444.01
4 号館	2,899.62	エルピス・ヴェリタス館	1,785.52
ディサイプル館 (旧 5 号館)	842.94	体育館	1,578.08
シャローム館 (旧 6 号館)	189.87	その他の施設	576.89
7 号館	1,601.43		
合 計			27,348.14

教育用施設・設備としては、1・2・3・4・7号館、及びディサイプル館 3階に普通教室、うち1・2・4号館には普通教室及び特別教室（PC室・音楽室・美術教室等）がある。2000年度には、図書館に障害者への配慮のためにエレベータが設置され、3階以上の建物でエレベータ未設置の建物は1号館（地上5階、地下1階）のみとなった。

学生食堂は1号館地下1階に学生ホール・食堂（435.67m²）とそれに付設する軽食堂（158.48m²）があり、4号館1階には学生ホール・食堂（405.75m²）が整備されている。学生食堂は、従来昼食時の混雑緩和が緊急の課題となっていたが、2004年度にエルピス館1階に学生食堂（390m²）を、2階には学生の自由利用が可能なエルピスホール（140m²）及びインターネットカフェ（130m²）を新設したことにより、それまで問題となっていた昼食時の食堂の混雑は大幅に緩和された。

さらに、ヴェリタス館には院長室、学長室、学長会議室及び教授会室が設置されている。この教授会室は収容人員が100名であり、LAN接続用の端子やビデオプロジェクターなどを設置し、教授会だけでなく、授業や小規模の講演会等にも使用される。また、エルピス館、及び4号館の学生ホール・食堂には電子掲示板を設置し、学生への情報として、施設の案内や休講等の情報を掲示している。

講義室に関しては、下記の表のとおりであり、本学の掲げる少人数教育の理念に沿った規模の教室を中心に配置している。

収容人員別教室数一覧(学部)

収容人員	教室数	収容人員	教室数
1～20	19	121～150	5
21～50	16	151～200	2
51～80	11	201～250	1
81～100	16	251～300	1
101～120	7	301～	1

教室に付帯する設備としては、大合同講義室・合同講義室（80名以上の規模）にはP CやD V Dを接続して利用可能な大型プラズマディスプレイ装置やビデオプロジェクターが設置され、またそれ以外の殆どの小規模教室にはテレビ・ビデオ・D V D、またはビデオプロジェクター等が備えられている。その他ビデオ教材は図書館閲覧室に備えられており、学生の自主視聴が可能となっている。

また、本学においては、「コンピュータ基礎A」・「コンピュータ基礎B」が全学生の必修科目となっており、本講座の実施に伴い、学生が学内での授業や自習において学内のコンピュータ機器を自由に使用できるよう、徐々にコンピュータが利用可能な教室等を増設した結果、現在マルチメディアスタジオが2教室、情報演習室が2教室、及びコンピュータ教室が3教室となり、情報化社会への対応に必要な学生のための利用環境を整えている。

専門分野の教育設備に関しては、人間福祉学部児童学科、同人間福祉学科の2学科は、学科の性格上、他と異なる施設・設備を必要としている。児童学科の音楽室、ピアノ演習室、美術教室、自然科学教室やリズム活動等に使用される多目的ホールなどがそれである。人間福祉学科では、演習室、実習指導室を設置している他、介護実習室を整備し、ベッドや介護用バスタブ、電動入浴用ストレッチャー等の介護用諸備品を設置している。

体育施設としては、屋内施設として体育実技室1・2階で合計1,102.1m²、屋外運動場は28,328m²の広さを持ち、学生1人あたりの面積は9.47m²となっている。

キャンパス内には、随所にベンチや自動販売機等を設置して学生の憩いの場を提供している。また、車の駐車場に関しては、2000年度より学生バスが最寄りの2駅より定期運行されたことにより、学生のための駐車スペースは学内には設けず、外部者、及び教職員のみを利用を許可している。その他、自転車通学の学生のために、駐輪場を学内に3箇所設置している。

研究棟として1998年に新築した8号館は、1階の学務部門事務所215.92m²と教員・学生用ラウンジとして使用されるガルスホール187.17m²を除き、2～7階の93室は

個人研究室であるが、近年大学院の整備充実に伴って、2号館の4階5教室も研究室として使用している。研究室各室の平均面積は20.07m²であり、全室に情報コンセントが配置され、各室に整備されたパソコンは学内LANで結ばれている。空調は各室での単独運転が可能であり、5階の共同印刷室にはコピー機と印刷機が設置されている。

また、体育科教員や音楽科・美術科教員、自然科学実験室を使用する教員には、研究室とは別に準備室が用意されており、体育科教員用には体育館内に36m²、音楽・美術関係・自然科学関係の教員にはそれぞれ各特別教室に隣接した42m²が準備室として充てられている。

大学院政治経済学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科及び人間福祉学研究科の諸設備は主として3号館と1号館とにあり、研究室・講義室・院生研究室等が設置されている。また、埼玉県的所有する「産学交流プラザ 彩の国8番館」の一部を聖学院大学教室として借り、大学院政治政策学研究科の「埼玉地域政策研究」「聖学院ポリシー・カレッジ」の教室として使用している。また東京都北区中里の聖学院本部新館を「聖学院大学・大学院生涯学習センター」として、大学院コロキウムの教室としてアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の演習のその他の教室として使用している。

【点検・評価】

学生食堂の昼食時の混雑緩和が緊急の課題となっていたが、北キャンパスにインターネットカフェ、エルピスホール、学生食堂を設置したことで設備が充実し、昼食時の食堂の混雑が緩和された点は評価できる。しかし、カリキュラムや授業科目の充実、少人数クラスの増大に伴い、一般教室は慢性的に不足する傾向となっており、早急に対処する必要がある。また、2006年度入学の児童学科の学生から小学校教諭一種免許が取得できるようになったため、それに伴う施設・設備の充実が喫緊の課題である。

【課題・方策】

2004年度の礼拝・講堂棟、及び周辺付属棟の建設に伴い、設備が充実して昼食時の食堂の混雑は緩和されたが、授業等の充実に対応するため、教育教室棟の増築など、早急に設備計画を構築する必要がある。当面は、建物としては女子聖学院短期大学時代より継続使用している1号館の改築について、5～10年以内には実施する予定であるが、キャンパス・アメニティを含めたキャンパス全体としての将来構想との関連でその詳細な計画についての議論を継続していく予定である。また、本学はプロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝を生命的な源泉として重視しており、2008～2010年には大学創立20周年事業としてチャペルにパイプオルガンを導入することが計画されている。

なお、現在の学生の課外活動のためのクラブハウスはプレハブ等、簡易建物を使用しており、決して良い環境とは言えない状況であるため、学生のための会館として学生厚生棟の新設が計画されている。これについても、1号館の改築とは別に、大学として早急に取り組むべき課題として、キャンパス将来計画の中で具体的な建設の時期などが検討されている段階である。大学における施設・設備に関する中長期的な計画の具体的実

施案の構築が急務であるが、財政的な問題を含めて今後大学構成員に明確に示していく必要がある。

2) 教育用情報処理機器などの状況

(B群:教育の用に供する情報処理機器などの配備状況)

【現状の説明】 本学における情報処理機器の配備状況は次のとおりである。以下に挙げるのは、特に高度な情報処理機器を配備した教室の概要で、これ以外にも各教室にプロジェクター、プラズマディスプレイを整備し、DVD・VHS・PCあるいは実物投影機等の利用が可能となっており、中規模以上の教室ではほぼ配備が完了している。これらによって、普通教室でも情報機器を用いた授業が可能である。これ以外にも、貸出用のPCやポータブル実物投影機等が教務課に常備されており、適宜貸出を行っている。

学生利用情報処理機器の主な整備状況

(単位:台)

教室等	PC台数	機能概要	その他
1306(PC教室)	43	LL機能有	PC補助員常駐
2103(マルチメディアスタジオ1)	1	マルチメディア機器常備	無線LAN機能により貸し出しノートPCを利用可
2105(PC演習室)	78	Eラーニング環境、サーバー3台(ファイル、エンコーディング、ストリーミング)	ノートPC75台:他教室でも利用
2108(マルチメディアスタジオ2)	1	マルチメディア機器常備	無線LAN機能により貸し出しノートPCを利用可
2109(PC演習室)	40	パソコン基礎科目自主学习専用	講師、学生チュータ常駐
4202(PC教室)	43	LL機能有	PC補助員常駐
4205(PC教室)	41	LL機能有	PC補助員常駐
図書館	60		内、ノートPC20台(無線LAN機能付)
キャリアサポートセンター	10		
大学院生研究室	10		
インターネットカフェ	6		
合計	333		

【点検・評価】 近年、情報処理機器を高度に活用した授業が急増しており、機器の配備状況は決して十分とはいえない状況となりつつある。現在の情報化社会の中で、今後ますます教育面での活用が進めば情報処理室や機器が不足することも十分予想されるので、設備面の更なる改善が必要である。現在の学生利用PCの更新は、3～4年をめどに定期的に行われており、この面では、情報処理機器は常に最新に近い状態に保たれているとすることができる。また、本学では「何時でも、何処でも」というコンセプトで、学内からであ

ればあらゆる場所から学内のネットワークやインターネット接続が可能となるよう無線 LAN 環境を整えたが、近年、情報漏えいやネットワークウイルスなどセキュリティの観点からネットワーク全体の見直しを行っている段階である。

【課題・方策】 情報化社会の進展に対して、学生のための教育用コンピュータ環境の構築及び教育サポートを中核的に担う組織・施設が本学では十分とは言えない。現在は、教員組織によるコンピュータ情報ネットワーク委員会、及び事務組織として学務部情報システム課がその役割を担っているが、情報システム課は学内の通信インフラの整備や管理などの業務も行っており、教育サポートを専門的に担う組織としての情報センターの設置に向け、具体的な機能等の検討を開始している。また、現在携帯電話や PDA など、様々な機器が情報処理機器として登場して来ており、中期的な計画を常に見直しながら臨機応変に対応できるよう対処していく必要がある。

3) 施設・設備の社会への開放

(C 群: 社会へ開放される施設・設備の整備状況)

【現状の説明】 本学は社会・地域に開かれたキャンパスとして、地域社会に対して安全面に十分配慮して施設の開放を行っている。図書館は平日 21 時 30 分まで開放しているため地域の社会人の利用も多い(2006 年度外部利用登録者数 272 人)。学会、研究会、地域住民に対する聖学院大学公開講座や彩の国いきがい大学における施設使用、近隣の自治会の会合、NPO によるホテル祭り、近隣高等学校・中学校の夏期講習、近隣中学校等の講演会開催によるチャペル使用、または各種資格検定試験や予備校等の試験時への施設貸与など、多岐にわたって校舎を開放している。予備校や高等学校等に対しては内規を定めて貸与を行っている(巻末資料 9)。

また、近隣の自治会や子供会などのソフトボールチームの練習やボーイスカウトなどにもグラウンドや体育館を貸与している。学校休業日の校舎使用の許可については、常駐するビルメンテナンス会社に貸与の業務を委託して行っている。

【点検・評価】 対外的に施設・設備を積極的に貸与することは、大学として社会的な貢献を果たすと同時に、大学施設・設備の有効利用という面から評価できるものである。さらに、この結果として近隣地域の大学に対する認知度が上がることとなり、社会・地域との良い協力関係構築にも役立っている。なお、外部の業者等への校舎等の貸与は明文化してルールも定めているが、近隣のソフトボールチーム等への貸出についてもルールを定める必要がある。

【課題・方策】 本学の基本方針として、地域との連携協力は最重要課題の一つであり、その観点からも学内施設・設備等の開放は、引き続き柔軟な対応を取ることで開かれた大学をアピールしていくことが重要である。このように、本学は社会・地域に開かれた大学ではある

が、開放されているがゆえに、不審者侵入等への対応が重要となっている。しかしながら、現時点では不審者侵入等への対策が十分とは言えず、対応策の構築は検討課題となっている。また、予備校や資格取得試験会場としての校舎の貸与時には、受験生関連の送迎によって大学付近の交通は非常に混雑し、近隣への迷惑ともなっている。それを解消するためには、学内の教育活動に支障がない範囲で、駅から大学までの学生送迎バスの利用も含めて予備校に貸与するなどの方策について検討を行っている。

4) 記念施設・保存建物の状況

(C群: 記念施設・保存建物の保存・活用の状況)

【現状の説明】 学校法人聖学院は、創立 100 周年記念事業の一環として、2004 年度に本学キャンパスに礼拝・講堂棟、並びにその他付帯施設の建設を行った。これは本学の前身でもある女子聖学院短期大学時代からの念願でもあった。この礼拝・講堂棟は、彩の国さいたま芸術劇場や東京大学弥生講堂を設計した香山壽夫氏(東京大学名誉教授)により設計され、2006 年度日本芸術院賞受賞の対象作品となった。礼拝・講堂棟は、次の 3 つの施設に分かれている。

礼拝・講堂棟(チャペル)

附属棟 1(エルピス館・ヴェリタス館)

附属棟 2(緑聖ホール)

の礼拝・講堂棟は、学生の日常の礼拝、イベントや講演、コンサート等に活用されており、正面入り口脇には女子聖学院短期大学記念室を設置している。の附属棟 1 のエルピス館にはインターネットカフェと食堂、エルピスホール等があり、学生の憩いの場となっている。ヴェリタス館には院長室・学長室・教授会室等を配置している。の附属棟 2(緑聖ホール)は大学における各種小集會に利用される他、日本キリスト教団緑聖教会が日曜日の集會等に利用している。

上記の他、8 号館 1 階には日本最初のディサイプルス派宣教師であったチャールズ・E・ガルスト(1853 年~1898 年)を記念した、ガルスト・ホールを設置し、教員同士の交流や教員と学生の交流の場となっている。

【点検・評価】
【課題・方策】

本学は創立 20 年に満たない新設の大学であるため、保存すべき施設や建物は未だ多くはない。しかし、本学の礼拝・講堂棟が完成し、日本芸術院賞受賞の対象となったことから、本建物の今後の管理には十分な注意を払っていく必要がある。そのため、メンテナンスに際し費用の負担が増大することが予想されるが、特別予算枠の設定などについて検討が必要である。

2 キャンパス・アメニティ等

1) キャンパス・アメニティの形成

(B群: キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況)

[現状の説明] キャンパス・アメニティは、そこで活動する学生や教職員にとって快適で安全な施設を整備し、提供することであるが、現在の体制は下記の通りである。

本学における課外活動や学生活動の中心団体である学友会・総務委員会から施設・整備等に対する要望や計画が学生部に提出され、それが学内のキャンパス・アメニティにとって相応しいと認められた場合は、学生部から大学運営委員会へ議題として挙げられ、大学教授会で承認された後、実行されるシステムとなっている。

大学事務局総務部では、各部署から福利厚生及び管理関係の改善要求があった場合、それを取りまとめの上、大学運営委員会へ議題として挙げ、大学教授会での承認の後、予算措置を講じて実行するシステムとなっている。

[点検・評価] 経常の経費で対応できるものについては、必要度や緊急度に応じて対応することができている。しかし、多額の費用を要するような大規模な計画については、現在大学ではキャンパス施設の老朽化等への対応に高い優先順位がつけられているため、要望の実現に時間を要する場合が多い。キャンパスの中長期計画と連動させて、計画的な整備を進めていく必要がある。

2) 「学生のための生活の場」の整備

(B群: 「学生のための生活の場」の整備状況)

[現状の説明] 学生サービスの向上を図り、大学生活に対する学生の満足度を高める上で施設の充実是不可欠な要素の一つである。一般的な教育関連施設の他に、食堂、課外活動向けの施設、学生交流や憩いの場としてのスペース等、学生活動やさらには個としての学生に配慮したスペースの確保が重要である。このような観点から、本学では「学生のための生活の場」として下記の施設を整備している。

1号館地下学生ホール・食堂、1号館地下グリーンラウンジ(軽食堂)、1号館前広場、4号館1階学生ホール・食堂、エルピス館2階インターネットカフェ、エルピス館1階学生ホール・食堂、エルピス館2階エルピスホール、プレハブクラブハウス〔学生委員会活動室・クラブ部室〕、すみれ館〔クラブ部室〕、シャローム館〔学生相談室・保健室〕、ボールゲームパーク〔フットサルコート・バスケットコート〕、チャペルスクエア

[点検・評価] 2004年の礼拝・講堂棟の建設に伴い北キャンパスの再開発が行われ、学生食堂、インターネットカフェ、学生ホールなどが充実し、学生の大学における生活の場としての環境は大幅に改善された。屋外の施設としても、礼拝・講堂棟の前庭であるチャペルスク

エアや、全面に芝生を敷き詰めた大広場は、学生の憩いの場として大いに活用されている。また、一般学生が授業の空き時間にフットサルやバスケットボールに楽しむことのできる「ボールゲームパーク」は一般学生専用運動場として開放しており、学生の生活の場として有効であると言える。

【課題・方策】 社会経験の不足や、生きる目標や目的の乏しさなど、社会人として自立していくために多くの不安感を抱え持つ学生が、自主性、集団性、協調性、継続性などを体験できる場が課外活動であり、より多くの学生が課外活動に参加できるよう、大学として環境整備を行っていく必要がある。そのためにも、学生厚生棟としての学生会館（クラブハウス）の新設が優先すべき課題となっている。また、大学施設としては狭隘な体育館やグラウンドの改善が望まれているが、いずれもキャンパスの将来計画の中で、今後議論していく必要がある。

3) 大学周辺「環境」への配慮

(B群: 大学周辺の「環境」への配慮の状況)

【現状の説明】 本学キャンパスは緑に囲まれている。図書館棟の前には樹高7メートルのヒマラヤスギがあり、毎年11月末には、近隣住民、教職員、学生、聖学院みどり幼稚園園児、日本キリスト教団緑聖教会が集うクリスマスツリー点火祭が行われ、キリスト教大学の特色を活かした行事として地域に定着している。見事に飾られた大学のクリスマスツリーは大学周辺の住民の目を大いに和ませている。また、大学正面の鴨川の土手には桜が植樹されており、毎年入学式頃にはキャンパスに彩を添え、秋のケヤキの紅葉と共に、大学周辺の環境を整えている。

学内ではゴミは分別収集されている。また、ヴェリタス祭（学園祭）ではエコリード容器（非木材パルプから作られた容器）を使用した環境に優しい取り組みを行うなど、本学学生や来学者に環境に関する意識高揚を行うなど、多様なかたちで大学や大学周辺の環境保全に対する取り組みが行われている。

【点検・評価】 本学では学生が住宅地や商店街の中を歩いて通学するため、これら近隣住民等と良好な協力関係を築くための対策を講じている。年に1回学友会（学生の自治団体）が学生ボランティアを組織して、近隣のゴミ拾い（大学周辺、大学から宮原駅・日進駅までの道のり）を行うなど、特に環境に配慮した活動を行っており、効果をあげている。また、大学と地域社会を結ぶ役割も担っている特定非営利法人（NPO）「コミュニティ活動センター」は、既に大学と近隣住民の諸組織とを結びつけ、「まちづくり協議会クローバー」を立ち上げたり、大学周辺の環境問題に取り組んだりしている。その他にも、まちづくり協議会の企画や、地域の清掃奉仕、さらには「ふれあいフェスタ in 宮原」などには多数の本学の学生・教職員が参加しており、大いに評価できる。

【課題・方策】 大学周辺の「環境」を整備するためには、周辺住民との連携の強化が今後も必要である。なお、現在大学内のゴミ分別は大まかに分けるだけで細かく分別収集してはならず、産業廃棄物として一括の処理を行っている。今後、大学全体としてさらに学生や教職員に対し環境問題への意識を強く持たせ、積極的に取り組んでいくための啓蒙活動を、機会を得ながら行っていく。

3 利用上の配慮

1) 施設・設備面における障害者への配慮

(A群:施設・設備面における障害者への配慮の状況)

【現状の説明】 校舎のバリアフリーに関しては、1992年度以降新設の校舎には車椅子も利用できるエレベータや身障者も利用できるトイレが設置されている。1991年以前に建築された校舎については、特にトイレをバリアフリーに対応するように順次改修している。学内の移動に関しても、全ての建物の入口に車椅子用のスロープが設置されており、車椅子での各建物へのアクセスが可能となっている。また、図書館棟にはこれまでエレベータの設備はなかったが、障害者への配慮として2004年度に外付でエレベータが設置された。このことにより、エレベータが必要な建物は1号館のみとなっている。また、2006年度には、不足していた視覚身障者用の点字ブロックが整備され、視覚障害者が全ての建物にアクセスができるように改善された。

【点検・評価】 人間福祉学科を設置する本学としては、特に障害者に配慮した施設・設備が強く要望されてきたことである。また、現実に障害を持つ学生や教職員が増えつつあることもあって、年次計画による継続した改修等によって、全ての建物の入口に車椅子のためのスロープが設置され、各建物への車椅子による移動が円滑になった。また、全ての学内の建物へ視覚障害者が安全に移動できるように点字ブロックが整備されたことは評価できる。

【課題・方策】 1号館は1968年に建設され、エレベータもなく老朽化が進んでいる。随時必要な改修を行ってはいるが、今後建て替える方向で検討が開始されている。また、2号館のエレベータは設置後20年以上を経過しているため、これについても数年後の入れ替え視野に入れた検討を行っている。ただし、障害者のためには施設の改善のみでは十分ではないため、学生ボランティアなどの人的な体制も整えていかねばならない。

2) 各施設の利用時間

(C群:各施設の利用時間に対する配慮の状況)

【現状の説明】 キャンパス内施設は原則として8時～21時30分までの使用が可能であり、課外活動

は学生の安全面の配慮や近隣住民との関係から4時限の授業終了後から19時まで許可している。(学部の授業終了は18時20分、大学院の授業終了は21時である。)

年間を通じて学生が校舎等の使用が出来ない日は、入学試験時の外、冬季で10日程度となっている。特に図書館棟は夜21時30分まで開館(月～金)していることで、学部生、大学院生だけではなく、地域住民を含め広く利用されるように許可し、配慮している。

また、学生部(学生課)では、大学周辺の路上及び学内に警備員を配置し、学生の通学時の安全の確保、学生車両の構内への進入の阻止、及び喫煙指導等を行っている。

【点検・評価】
【課題・方策】

大学院が昼夜間開講していることもあり、図書館が夜21時30分まで利用できるのは評価できる。しかし、他に夜間利用できる施設は図書館棟に隣接した4号館1階食堂部分のみであるので、各施設においてもある程度の教室等を学生のために確保し、開放していくことが必要である。また、地域に開かれた大学であるため、逆に不審者への対応を綿密に検討する必要がある。

3) 大学への交通手段の状況

【現状の説明】

本学では、女子聖学院短期大学が開学した1960年代後半時代から1999年度まで、JR高崎線宮原駅及びJR埼京線日進駅と大学の間で教職員用の送迎バスを運行していたが、以前から学生が利用できる送迎バスが欲しいとの要望が学生からあった。大学近隣への学生の違法・迷惑駐車もあったので、学生の自転車を除く車両通学の禁止を徹底するために、2000年度から教職員と学生の両方が利用できるように、陸運局の許可を取って宮原駅・日進駅と大学間で学生バスを運行させた。これにより、身障者等の利用も可能になり、同時にクラブ活動の合宿にも学生バスを利用するといった幅広い利用状況となっている。運行間隔はおおよそ15～20分間隔であり、早朝から夜9時40分までの利用が可能である。なお、車両通学をせざるを得ない障害者には、駐車場所を指定して特別に駐車許可を行っている。

【点検・評価】
【課題・方策】

学生バスは通常運行だけではなく、課外活動の移動手段ともなっており、有効活用していることは評価できる。ただし、長期休暇期間中は運転手1名の勤務体制となり、バスの運行本数が減ることで、集中講義等の受講者が利用することによる混雑、また道路状況によりダイヤ通り運行ができないといった問題も出ており、学生バスの運行に関し、利用者の立場に立った運用方法を考慮していくことにしている。

4 組織・管理体制

1) 施設・設備の維持・管理体制

(B群:施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況)

(1) 施設における維持管理体制

【現状の説明】 礼拝・講堂棟の建築以前と以後を示すと、図からも分かるように建築以前は1つのキャンパスとして管理していたが、建築以後は一つのキャンパスであるが南キャンパス、北キャンパスと呼称し、あたかも2つのキャンパスのように管理している(巻末資料10)。校舎をはじめとする施設の維持管理については、大学院関係の一部施設を除いて総務部総務課(以下、総務課と呼ぶ。)の主管となっている。実際には、施設の維持管理を専門とする業者に大学構内へ常駐する方法で、巡回及びメンテナンスを委託している。2004年11月までは1業者であったが、12月以降北キャンパスは新しい業者に、南キャンパスは従来からの業者に委託している。

大学構内に常駐する2業者の日々の管理及び作業内容については、定期的な説明、報告を受けることにより総務課が承知、把握している。業者の日々の巡回により問題が発見された場合は報告を受けた後、緊急を要するものについては総務部長、事務局長と相談の上、速やかに対応を行う。なお、改善や修繕のための費用が高額となる場合は、設置者である法人理事長の決裁を受けることになる。高額で緊急度の低い場合には総務課で情報を把握しておき、次年度の予算により対応することとなる。

次年度予算策定のために、10月末までに大学事務局の各部署から次年度に施設として修繕あるいは新設すべき箇所を取りまとめるようにしている。挙げられたものの概算費用見積を11月中旬に学校法人と契約している建築関係のコンサルタント会社に依頼し、それを基に次年度予算で修繕又は新設すべき箇所を決定し、それらの工事を次年度の夏休み又は春休み期間に実施している。

【点検・評価】 構内に常駐する2業者が北キャンパスと南キャンパスを維持管理しているので、業者間である程度の競争意識が働き切磋琢磨している。主管である総務課も両業者から定期的に説明、報告を受け、それぞれの業者を比較している。また、総務課で判断に迷う場合には本部施設課の専門要員の判断を仰いで、決定をするようにしている。本来大学においては施設管理に関しての専門知識を持った職員を配置すべきであるが、本学規模の大学の場合、人件費の問題もあり、このような外注方式の管理体制を取らざるを得ない。

施設の維持管理については、要望があった場合には速やかに対応している。将来的に費用を節約できると思われるものや、予算措置の関係で実施できない場合もあるが、概ね適切に管理されているとすることができる。また、法人(理事長)の決裁を受ける必要がある場合、大学(埼玉県上尾市)と法人本部(東京都北区)が地理的に離れていることにより、多くの時間を要する場合がある。このような緊急時には決裁前の対応や実

施が必要となるので、円滑な決裁が可能となるよう検討していく。

【課題・方策】 施設の維持管理を外部の業者に委託する方式は今後も継続されることを前提に、業者との連携を更に密接に取っていくことが必要である。現在は、構内に常駐する2業者にキャンパス管理を委託しているが、本学の規模であれば1業者で十分であり、費用が削減できることも明らかである。2004年12月にキャンパスが大幅に整備された当初は、2業者を入れ、それぞれの業者に緊張感を持って施設管理を行わせることは意義があったが、これをいつまで継続するかの決断を迫られている。もちろん、1業者にする場合には定期的に他業者とコンペをかけることや、主管である総務課が施設管理のノウハウをより充実させることが必要である。

法人決裁の迅速化については、最近では本部事務局を含めた学内ネットワーク網が整備されつつあり、通常の業務においてはグループウェアソフト等の利用により、情報の共有や伝達がスムーズに行われるようになりつつある。現在は紙ベースで行われている決裁処理を電子決裁にするなどの方策について検討を開始する予定である。

(2) 設備（備品）における維持管理体制

【現状の説明】 設備（備品）については、その内容から維持管理を大学として行う場合と各事務部署や教員個人、あるいは学部・学科等のグループによって行われる場合とがある。ただし、いずれの場合においても最終的な管理責任は総務課が負っている。

設備（備品）の購入も次年度の購入希望を10月末までに各学部、学科及び各事務部署が総務課へ提出する。特に、近年要求が多いIT関連の設備は一度全てコンピュータ委員会（事務担当：学務部情報システム課）に提出し、大学全体としての重複や必要度を吟味した上で次年度予算を勘案して購入すべきものを決定する。設備（備品）は、購入の際に備品登録を行い（法人本部が主管となっている）個々の設備（備品）がどこでどのように管理されているかを台帳上で把握できるようにしている。設備（備品）の購入の際には、学長の決裁を受けることになっており、また高額な設備（備品）の購入については、設置者である理事長の決裁が必要となる。なお、費用の支払いにあたっては、施設設備管理担当者である総務課長による現物確認があって始めて支払伝票が発行される。設備（備品）の管理は、毎年1回の棚卸により、現状の把握・確認を行う。その際に不要なものを廃棄処分とし、また修理が必要なものなどを把握することとしている。

【点検・評価】 現在、設備（備品）の管理はほぼ適切に行われている。ただし、1999年度をもって廃止された女子聖学院短期大学時代の過去の設備（備品）は大学に移管されているが、実際の状況と異なる場合もあり、廃棄作業がまだ完全には終わっていないので、現在その廃棄作業を毎年1回の棚卸時に実施している。

また、台帳への記載は資金収支元帳（支払ベース）で行われているため、設備（備品）導入から台帳への記載までかなりの時間を要すること、更には備品シールの発行が数ヶ

月遅れるなど円滑な事務処理が行われていなかった。これは法人経理・会計システムに関わる問題であったが、2006年度からは新たなシステムが導入されたことにより、備品登録作業と同時に備品シールの発行ができるようになった。

【課題・方策】 設備（備品）は膨大な数にのぼることから、本来ならば管財課など設備管理の専門の部門を置くべきである。しかしながら現在の体制の中で、効率的な管理・運用を行っていくためには、毎年の棚卸を確実に行うことが重要である。現状では毎年の棚卸は行っているが、それぞれの部署に確認を依頼し、その結果報告を受けている状態である。2007年度以降は数日を費やして、各部署の責任者が現物確認をするような棚卸を実施する。また、使用できる備品で不用になったものについては、他の部署等で再利用することができるようなシステムを考える必要がある。

2) 施設・設備の衛生・安全の確保

(B群・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況)

【現状の説明】 水質・室内環境・エレベータ等搬送設備・ボイラー・防災設備などの安全面の確保及び施設の清掃については、構内に常駐する2業者により法定点検・整備・検査及び清掃が行われている。また日常的な警備は、業務委託契約に基づき専門業者の警備により実施され、施設・設備等の安全確保に関する監視も含まれている。学内における管理体制は、総務課と学務部学生課及び警備会社が常に連携を取って維持されている。

安全面については、礼拝・講堂棟の建設に併せて、キャンパスの周囲には全てフェンスが設置され、学内の出入口等に防犯カメラが設置された。防犯カメラの情報は北キャンパスの守衛室で監視されており、録画された映像は2週間分保存されているので、有事の際には有効活用ができるようになっている。

現在食堂は3箇所あり、2業者に営業を委託しているが、定期的に保菌検査の結果を総務課に報告することを義務付けて、食中毒に対する安全を図っている。また、ヴェリタス祭（学園祭）においても学生による食品の販売が行われるので、ヴェリタス祭実行委員会が中心となって、食品を販売する団体には保菌検査を義務付け、食中毒に対する安全をはかっている。

昨今問題となっているアスベストについては、2005年7月に文部科学省から調査依頼があり、専門業者により調査を依頼したところ、1967年度に建設された1号館の天井の一部に、1%以上のアモサイト、クリソタイルを含有した石綿が使用されていた。そのため、2006年3月末の春休み期間を利用してアスベスト除去工事を行い、全てを完了した。

【点検・評価】
【課題・方策】 校舎等の清掃については2業者が清掃を行っているため、常にキャンパスが綺麗に保たれていることは評価できる。なお、南キャンパスと北キャンパスそれぞれに施設・設

備の委託管理会社があるので、学年暦行事にかかる施設管理または有事の際には総務課と両業者が連携した対応を取る必要がある。

第 8 章 図書館および図書・電子媒体等

【到達目標】 図書館は人類の知的財産の貯蔵庫であり、大学における研究活動の出発点であるといえよう。本学は開学以来、図書館の整備を重視し、場所もキャンパスのほぼ中央部に位置するなど、教育・研究の文字どおりセンターと位置づけられている。本学の図書館には図書資料だけでも 256,000 点余が所蔵されている。また、本学の建学の理念と密接に関係してキリスト教特にピューリタン関係の図書も、多数収集されている。

しかし、これらの所蔵資料等が、質および量ともに学生数、教員数に見合っているか否かは点検の必要がある。保管スペースの点からは、紙媒体の図書や学術書などの収集量には限界がある。学術資料は従来の紙媒体から、資料のマイクロフィルム化、電子媒体化なども急速に普及している。これらの電子化は保管スペースの改善に資する可能性があるが、この変化への対応も点検の課題となる。さらに利用方法は、従来の利用者が図書館に来て検索・閲覧する方法から、研究室や自宅からインターネットを経由して、資料の検索や学術書の閲覧が可能になるような変化を遂げている。このような変化にどれだけ対応できているかも評価の目標となる。

すなわち、図書館は、所蔵資料の蓄積による充実することともに、利用環境の変化に適切に対応し、利用者の利便性を考慮した整備が必要である。さらに、地域に開かれた大学として、図書館の地域への開放、大学からの情報の発信源としての機能も目標となる。将来は大学の学術情報センターへと整備されることを目指している。

本章では以上のことを踏まえて、以下の点を重点的に点検・評価する。

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究活動に必要な資料が体系的に整備され、量的にも必要を満たす状態に整備されているか。

図書館施設の規模、機器・備品・職員体制は大学の規模に相応しく整備されているか。閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等は利用者の需要に対応しているか。

図書館は地域住民等の学外者も利用可能な開かれた状態にあるか。

学術情報の処理・提供システムの整備や国内外の大学との連携・協力は適切に行われているか。

キリスト教大学に相応しく、特色ある図書の収集がなされているか。

1 図書、図書館の整備

1) 図書、学術雑誌等の教育研究資料の整備適切性

(A群: 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性)

【現状の説明】 本学図書館は図書資料 256,838 点、学術雑誌 676 誌、視聴覚資料 4,936 点、マイクロ

資料 15,040 点を所蔵し、利用者に供している。

(1) 図書

本学図書館の特征的資料として、本学の建学の理念の基本にあるキリスト教やアメリカ・ヨーロッパ文化に関連する資料群がある。特にキリスト教関連の図書については、ドイツ語文献を中心としたミュラー文庫、英語文献からなるピューリタン文庫、日本のキリスト教関連資料を集めた工藤・隅谷文庫がある。アメリカ・ヨーロッパ文化関連では「EETS: Early English Text Society. Publications」のコレクション、「American Culture Series ,1493 -1875」(マイクロフィルム)の全シリーズを所蔵している。後者 2 点は補助金申請を行い 4 年がかりで収集したものである。また女子聖学院短期大学図書館時代に収集した「Bibliotheca Shakespeariana」(マイクロフィルム)、「Bibliotheca Elizabethana」(マイクロフィルム)の大型コレクションも本学図書館の蔵書の特徴付けている。

(2) 雑誌

各学科の創設時に図書館と学科教員とが相談の上雑誌の購入を決定したが、その後は毎年全専任教員からのアンケート結果により雑誌購入の可否を決めていた。内容的には 6 学科に関連した社会科学、人文科学系の学術誌、専門誌、学生用学習雑誌、一般誌と多岐にわたっている。

現在、2005～2006 年の 2 年間をかけて、これらの購読についての見直しを進めている。この見直しは図書委員会を中心に和・洋雑誌のコア・ジャーナルの選定を行い、購読必須の雑誌群を決定しようというものである。この見直しは学科の性格上必須のものとして長期的に収集・保存・提供する必要のあるコア・ジャーナルを決め、学科の専門性を考慮した体系的で利用しやすい雑誌群を整備することを目指している。

(3) 電子資料

電子資料としては日経テレコン、朝日新聞の聞蔵といったオンライン新聞情報、オンライン辞書 Japan Knowledge などが導入されている。そのうち最も大きなオンライン情報源が 2003 年 4 月に導入した EBSCO インターナショナル社の Academic Search Elite (電子英文ジャーナル群)である。これは英語を中心とした学術雑誌約 3,000 誌のアブストラクトと約 2,000 誌の全文を検索できるパッケージ型のオンラインジャーナルであり、紙媒体で購入している洋雑誌が 150 余誌であることを考えると強力な情報源であるといえる。今後紙媒体のジャーナルは、順次電子媒体に変更することを考えている。その他の電子媒体では読賣新聞、判例マスター、英語学論説資料索引等の CD-ROM、ジュリスト DVD など、分野を限らず資料収集を積極的に行っている。

(4) 聴覚資料

視聴覚資料は、学生が空き時間等に利用する人気のある資料群である。映画、教科関連指導資料、歴史映像などのビデオ・DVD、クラシックやキリスト教音楽のCDなどが中心となっている。どの資料も漸次増加しつつある。

(5) 選書体制

資料の選書体制は以下のとおりである。

各学科教員の図書委員により、現物やカタログ、出版目録等を用いて月1回選定を実施、購入希望資料の教員向け資料購入アンケート実施(学期初め年2回)、年度初めに教員への授業関連の推薦図書アンケート実施がある。～の教員からの購入リクエストについてはオンラインでも随時受付けている。

そのほか、シラバス掲載資料のチェックによる選書、図書館職員による定期的なカタログ選書がある。これは全体の資料構成に配慮しながら、蔵書構築上の必須図書や学科に関わらない一般図書、学生向け図書の選書が中心である。学生からの購入リクエスト及びカウンターまたはオンラインでの受付では、2005年度には、リクエスト図書206件のうち185件を購入した。購入不可となったものは趣味性が強い雑誌・漫画などである。

【点検・評価】 学生・教職員の希望を取り入れつつ、資料の体系的な収集・整備に努めていることは評価できる。また特徴となる蔵書構築のため補助金の申請を積極的に行い、それらの主題に関する資料の収集に努め、日々の業務において注意を払っていることも評価できる。

雑誌のコア・ジャーナル選定による見直しは、毎年点検すべき周辺雑誌が明確となり実質的な意味のある検討を加えるのに役立つものと思われる。また、洋雑誌は年々の価格高騰により他の予算を圧迫しているが、これらの作業を通して、限られた経費で最大効果を目指す試みをしている。

【課題・方策】 電子資料利用の拡大

書庫の狭隘化は今後も続くことが予想される。資料の収集では、電子媒体への移行を積極的に進めていく必要がある。Academic Search Elite 以外のオンライン契約については、現在のところ1または2アクセスでの契約が基本であるが、アクセス数を増やした契約に移行することによって接続の待ち状態を少なくし、キャンパス全体で利用できるチャンスを増やしていくことを計画している。

選書体制の強化

学部における選書体制は各学科の図書委員を中心に組織的に行われているが、大学院には図書館に関わる仕組み、担当組織がない。このため、大学院生のための図書、雑誌が系統的・組織的に収集されていない虞がある。大学院生・大学院研究科からの声をどのように反映していくかが今後の課題である。

また図書館では映像資料についての収集、劣化分の更新について現在明確な基準がないので、今後明文化する必要がある。運用面でも、映像資料は図書に比べてより厳格な著作権保護があることに配慮し、教育・教室用映像資料、貸出可能な資料の区別を明確にした上で、各々に合わせた運用ができるように考えていく必要がある。

積極的な除架・除籍

本学図書館が学習図書館としての機能を果たしているという側面を考えると、書架の刷新をより積極的に行う必要がある。常に書架を新しく保ち、活気あるサービスを提供するためには、利用者のニーズを意識した廃棄基準を明確にし、積極的な除架・除籍を行いたい。

2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況

(A群:図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性)

[現状の説明] (1) 図書館施設の規模

従来本館(図書館棟)の1階は事務室であったが、2004年度の礼拝・講堂棟建築に伴い、事務室をディサイプル館に移設した。2005年9月には図書館棟の改修を行い、名実共に図書館棟に相応しいものとなった。これにより図書館は1～4階の総床面積2,074㎡の規模となった。改修時には、1階部分の増設だけでなく、図書館全体としての機能の有機的な充実を目指し、2～4階部分についても大幅な改修が行われた。

主な改善点は下記のとおりである。

- ・ 図書館入口が1階になり、明るく入りやすい空間となった。これにより図書館という雰囲気を作ることができ、全体の印象が一変した。
- ・ これまで2・3階に散らばっていた雑誌がまとめられ、2階の新聞・雑誌コーナーに移設したことにより利便性が高まった。
- ・ 3階は視聴覚室として区切られていた空間の壁を取り払い開放空間とした。機器の横には視聴覚資料書架を設けた。利用者が視聴覚資料を利用する際には、フロアにある貸出しカウンターでライブラリーアシスタントからヘッドフォンを受け取って使用方法に変更した。また、ノートPCの貸出もこの貸出カウンターで扱っており、PC優先席も用意した。
- ・ 4階には新たに2つのグループ閲覧室A(36席)・B(18席)を設置し、利用目的に合わせてディスカッションやノートパソコンの使用ができるなど、一般席とは空間を使い分ける配慮をした。
- ・ 書架は203,010冊分から224,130冊分となり、約21,000冊分の書架収容能力が増加した。これにより書架に若干の余裕が生まれ、資料が見やすく、また探しやすい環境となった。

(2) 機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

図書館の改装に伴い、館内のネットワーク環境及び情報コンセントが大幅に増加し、貸出用ノートPCを含めてPCの台数は60台になった。図書館の資料(図書、雑誌、電子資料群)を利用した情報の収集、レポートの作成など、有効に環境整備をした。

ビデオからDVDへという映像資料の変遷にあわせ、資料の形態が変わってきた。そのため視聴覚コーナーの機器類も増加している。DVDレコーダーも増設した。

【点検・評価】 1階部分のレイアウトに工夫を凝らして図書館床面積を拡張し、学生の積極的利用を促している。閲覧座席・書架収容能力が増加したこと、情報端末、AV設備及び資料等の充実を図っていることは評価できる。また、利用者の便を図るため、1階と3階にも貸出等のカウンターを設置したことも評価できる。

【課題・方策】 (1) 規模

図書館全体の広さについて調べると、同規模の私立大学(学生数2,000名から4,000名84校)の図書館の平均は3,406㎡で、改装後の2,074㎡も全国平均の約61%にしか達していない(「日本の図書館2005」「図書館年鑑2005」より抽出)。そのため本学図書館の面積は現在も必要最低限の水準であるといえる。この限られたスペースをどう有効に利用するか、更には今後どのように拡張するかは重要な課題である。

(2) サービス環境(視聴覚コーナー・プリンター)

視聴覚コーナーはスペースの割には機材が多く、居住性に欠けている。よりゆったりした空間が必要であり、機器の台数も増やすことが望ましい。

館内で提供する端末数が増加し、利用者も増加した。現在4台のプリンターを設置しているが、試験期間やレポートが集中する期間には利用者が非常に多いため、利用者用プリンターの増設を検討している。

(3) アメニティ(空調・洗面所・防犯)

空調：1階は防犯のため窓が開閉できず、換気を空調に頼らざるを得ないことが課題である。またボイラー設備も老朽化し、微調整ができない。ボイラー室も大きいので、省スペース、エネルギー効率等を配慮して導入したいが、大がかりな工事が必要となり、早急の解決は難しい。

洗面所：図書館内の洗面所の数が不足している。1階にはなく、2・3階も男性用女性用のいずれか1つしかない。建物全体のスペースにも限界があるため確保が難しく、快適な空間を提供するための工夫が必要である。

防犯：以前の図書館棟は1階部分が事務室であったため、大学全体の警報盤が1階カウンターの背後に設置されたままになっている。学内での異常発生時には閲覧室にまで警報が鳴り響くので改善を検討している。

(4) 書架

改修により書架スペースも増加したが、年間図書増加数の約3年分にすぎず、16,000冊がそのまま継続して外部書庫にある。外部書庫は2005年度には230万円余の費用がかかっており、1冊あたりの保管料は年間126円となる。図書館内の書架が満杯となり、年間6,115冊(7,531冊を受け入れ1,416冊を除籍するとしたときの2001年から2005年の平均値)の本が増加していくと、毎年約77万円の書庫保管料の追加が必要になる。3年後には図書館内の書架が一杯になると予想されるので、13年後(2019年)には保管費用が1,000万円を超えることになる。今後、書庫の中・長期対策を早急に検討したい。

3) 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備

(A群: 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性)

[現状の説明] (1) 学生閲覧室の座席数、開館時間

図書館の改修では閲覧席の増設や閲覧環境の向上に力を入れ、閲覧座席は227席が315席(88席増)となった。座席の種類も多様となり、個人キャレル、情報コンセント付閲覧席、グループ閲覧室などを設置し、利用者がその目的にあった席を選択できるようになった。

開講期間中の平日は8時45分～21時30分、土曜日は8時45分～17時の開館時間で、大学院の夜間授業終了後も利用できる。開館日数は、夏期休暇中も閉館することなく、年間276日(2004年度開館日数)に達し、同規模の私立大学(学生数3,000～4,000人)の平均257.6日(「日本の図書館2004」より抽出)を上回っている。ただし、2005年度は図書館改修工事のため夏期休暇中に閉館期間があり、開館日数は231日であった。

(2) 図書館ネットワークの整備

ネットワーク環境では新しい図書館階閲覧席にデスクトップを17台設置した。1階部分と4階グループ閲覧室はOA床になり、館内貸出用ノートPCの接続などが自由できるようになった。デスクトップPCは、レポート作成、データベース・インターネット検索などに利用できるものと、蔵書検索など立ったまま短時間の利用を想定したスタンドタイプのものを設置して変化を持たせるようにしたが、学生のPC利用希望は多く、検索用として用意したスタンドタイプで学生がレポート作成を行う場合もある。また、利用者が持ち込むPCは、図書館が用意した無線LANユニットを差込むことで簡単に利用できるようにした。

(3) 図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

1階カウンターの一部には、利用者が座って相談できる高さの低いレファレンスデスクを設置した。ここでは図書館員と利用者の両者が座り、PCの画面を見ながら一緒に

資料を検索することができる。利用者も図書館員も落ち着いて会話できることから、利用者の満足度も高く、相談件数が増加している。

また、図書返却ボックスは入館せずに返却できるように1階エントランス部分に設置した。2002年から導入し、日常的に利用されている。

利用者と図書館員のコミュニケーションはカウンター及びオンラインによる。一般カウンターやレファレンスデスクでの直接の会話の他、リクエストやILL（図書館間相互協力）オリエンテーション申込といった要望についてはオンラインでも受付けている。

本学では図書館のオリエンテーションに積極的に取り組んでいる。4月初めに実施する新任教職員オリエンテーションは、本学図書館を知り、図書館活動の理解を深めることを目的としている。そしてその後の教職員の研究・教育活動に図書館が貢献するきっかけの一つとなっている。

学生には新入生向け、2・3年生向け、4年生向け、大学院生向けと、授業内の1コマ（90分）で利用者数にあわせた少人数（1～20人を対象）のプログラムを用意し、実施している。

これらのオリエンテーションは学期開始時の教員アンケートや図書館のホームページで随時受付けている。受付後は教員と図書館職員が相談し、テーマ・内容を決め、授業の内容に沿った柔軟なプログラムを組んでいる。

図書館では2004年度に図書館の利用方法やデータベースのマニュアルなどをまとめた「図書館ハンドブック」を作成した。この「図書館ハンドブック」はオリエンテーションを受ける学生のほか、教職員、大学院生に配布し、日頃の図書館利用の手引として利用されている。更に図書館が発行する図書館報「ぱびるす」（年2回発行）はホームページ上でも公開されており、図書の探し方、雑誌記事検索法などの特集が生まれ、オリエンテーションの際の基礎資料、あるいはカウンターでの利用指導の補助資料として利用されている。

本学図書館で導入した英文電子ジャーナル群は、大学の教職員のみならず、法人内の教職員にもアクセス権限が与えられ、場所と時間に関係なく学内外からの利用が可能である。

更に、上記の本学学生、教職員に向けたサービスの他に、夏期休暇中に行われる図書館司書講習と図書館司書教諭講習の受講者や韓国啓明大学の留学生にも、学生とほぼ同じ条件でサービスを提供している。

【点検・評価】

図書館の閲覧座席は315席となり、学生数のおよそ1割の座席を確保したことは評価できる。オンラインによるリクエストなどの申込みシステムの確立により、利用者の要望はいち早く図書館にもたらされ、迅速な資料提供に力を発揮している。特にILLで申し込まれた複写や貸借図書は「聖学院大学図書館のILLは早い」という評判が教員の間にも広まるほど、素早い処理とサービスがなされていることは評価できる。オリエン

テーションは好評で、年々利用申込みが増え、2005年度では59回延べ858人の学生が受講している。オリエンテーションの内容も年を追って工夫され、現在では図書館員がパワーポイントを使用して図書館のサービスの数々を説明し、学生が一人ひとり実際にノートPCで検索体験をする時間を設けている。2004年度からは図書館オリエンテーションクイズを実施し、学生が飽きずにオリエンテーションに取組めるよう工夫もしている。またハンドブック、図書館報など刊行物による利用支援も積極的にしていることは評価できる。

【課題・方策】 学生閲覧室の座席数、開館時間

閲覧室の座席数については大幅な増加を実現したが、定期試験前のピーク時にはほぼ満席となり、図書館の利用を諦めて館外に出て行く利用者が見られ、快適な利用空間が十分に確保されているとは言いがたい。最近新設される大学図書館には学生数の2割の座席を確保する館も少なくはなく、座席数の増加が今後の課題である。

図書館の授業期間中における開館日数、開館時間は十分確保されていると思われるが、授業期間以外の開館時間、特に夏期期間中に開催される司書講習・司書教諭講習の受講者から開館時間の延長希望があり、対応方法などを検討している。

図書館ネットワークの整備

図書館のネットワーク環境の整備は一段落したが、今後は快適に利用できる環境整備に力を注ぐ必要がある。例えば、利用上のマナーとして、短時間で利用を想定した検索端末の長時間使用禁止、ゲームなど目的外使用の指導を検討している。

また利用者が持ち込むノートPCの接続は無線ユニットによる接続が主となっているが、情報コンセントによる有線接続については運用方針を明文化し、積極的な利用を促進していくことが求められる。

図書館利用者に対する利用上の配慮

図書館入口が1階になり、明るく入りやすくなったことで、1日の平均入館者数は改修前より40%以上増加した。それに伴い利用者への対応も増え、職員の負担は増加している。更にオリエンテーションなどの活動が広がって人手不足になっているが、利用者へのサービスを低下させないよう対応する必要がある。

図書館のオリエンテーションは、複数回受ける学生がいる一方で、一度も受ける機会がなく図書館利用法を知らないまま卒業していく学生も多いのが現状である。教員の要望に応じ、授業計画に沿った情報収集法としてのオリエンテーションを積極的に進める一方、図書館利用法や基本的な資料の探し方などを知る機会として、1年生向けオリエンテーションを必修科目の一部に組み込むなどの検討が必要である。大学図書館が基本的な図書館利用を習得した学生を育成していくことは、大学の教育に貢献する重要な役割である。

また、入館者の増加とともに防犯対策が緊急の課題となっている。ここ数年、館内で盗難や覗きといった事件が発生し、利用者の安全を確保する責任が増した。改修時に防犯カメラを各階に2台ずつ設置したが、全ての場所が見えるわけではなく、職員による館内見回りを増やしているが、前述のような人手不足の状況のため、警備員の定期的な巡回などが必要である。なお、現在全く行われていない利用者の入館チェックを実施するために、2006年度初めに入館ゲートを設置する。

4) 図書館の地域への開放

(A群: 図書館の地域への開放の状況)

【現状の説明】 本学図書館では女子聖学院短期大学図書館時代の30年以上前から、学外者への図書館開放を行ってきた。18歳以上の学外者に対し、閲覧、貸出(5冊を2週間)、PCの利用、視聴覚資料の視聴(土曜日のみ)など、一部を除いて学生と同等のサービスを提供している。居住地域による制限はなく、卒業生へも同じサービスをしている。

本学が開催する司書講習・学校図書館司書教諭講習、公開講座や生涯学習センターの受講者の多くが受講期間中に図書館を利用する他、聖学院みどり幼稚園の保護者、近隣住民の利用もある。近年の一般利用者(学外者)は、本学図書館のホームページを見て来館することもある。一般利用者の利用者証発行は、更新も含めて毎年160名以上に上る。改修によって入口が1階となったため、館内の様子を外から知ることができ、今後より多くの学外者の利用が期待される。

【点検・評価】 図書館を早い時期から近隣住民など地域に開放してきたことや、公開講座と関連させて受講者に図書館利用を促し、地域に貢献していることは評価できる。

【課題・方策】 一般利用者の貸出には、学生と同様、長期の延滞、あるいは引越しによる連絡先不明などによる返却のトラブルがある。定期的に図書館へ来る習慣のない一般利用者に対し、資料の速やかな却方法を構築したい。また、様々な目的を持つ利用者がそれぞれに快適に利用できるような環境作りに努めることも課題である。

2 学術情報へのアクセス

1) 学術情報の処理・提供システムの整備、国内外の他大学との協力

(B群: 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況)

【現状の説明】 (1) 学術情報の処理・提供システムの整備状況

2005年に、図書館システムが更新された。新たなシステムはUNIPROVE/LS(日立公共システム)で、ブラウザタイプである。OSの更新に強く、UNICODEにも対応している。このシステムでは情報の精度が上がり、ドイツ語、フランス語、ハンゲルなどを正

確に表示できるようになった。また検索が容易になり、カウンターでの検索方法に関する単純な質問は減少した。このシステムは大学図書館だけでなく、法人併設の聖学院中学校高等学校、女子聖学院中学校高等学校の図書館にも導入され、法人内の3図書館の資料検索が一度に行えるようになった。

図書館のホームページ上での情報発信の一つとして、「聖学院大学論叢」(年2回発行)の目次が掲載されている。このうち15巻2号(2003年3月)以降は本文も収録・公開している。またこれらの情報は、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii(サイニイ)にも登録され、学外の利用にも広く提供されている。

(2) 国内外の大学との協力の状況

I L L(図書館間相互協力)では、N I I(国立情報学研究所)を通じて国内外の大学図書館との連携がなされており、2004年度からは料金相殺制度にも参加している。これにより、以前より複写依頼件数の増加傾向が見られる。利用者の要求に応じて海外図書館との現物貸借、紹介状の発行している。

【点検・評価】 図書館システムの変更により、利用者にとって検索が簡単になったことは評価できる。また長期休暇期間中も窓口を閉めることなくI L Lを常に受け付け、学外に向けたサービスにも力を入れていることは評価できる。

【課題・方策】 学術情報の処理・提供システムの整備

学術情報の発信では、過去に発表された論文も、電子化と公開の許諾を得て公開していくとともに、論叢に掲載されたもの以外にも発表された研究成果を収集し、収録を進めることが望まれる。それらの研究成果と本学教員の業績一覧、学会や社会での活動に関連させた情報の発信など、学術情報の発信・交流の場としての図書館の役割を考えた活動を行う必要があるだろう。そのためには、機関リポジトリの環境を整備し、学内の研究者へアピールしていかななくてはならない。

また『聖学院大学論叢』についてのみ行われている国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii(サイニイ)への登録を、『総合研究所紀要』についても検討する必要がある。

国内外の大学との協力

海外I L Lの現物貸借は返却・送金の方法が国、図書館により様々で、更に手数料にも幅があるなど課題も多い。今後はそれらに関するノウハウを蓄積し、効率のよい処理を考えていきたい。

第9章 社会貢献

[到達目標] 本学は、大学の知的財産ばかりでなく、建学の理念に則しても、キリスト教精神に根ざした文化や教養を、地域住民の学習意欲の高まりに応えて提供する責務を負わねばならない。

このような基本的な姿勢に立って、本学が使命として担ってきた社会貢献として、短期大学以来継続し、地域社会へ向けて公開講座を実施してきた。一方、大学学部・学科をはじめ、様々な学内団体によるボランティア活動は、教育の一環であるとともに、地域社会に貢献している。さらに地元である上尾市をはじめとする、地方自治体からの要請によって、多数の教員が政策形成等に協力しているが、これも本学の使命であろう。その他、社会人、シニア世代の学生の積極的な受け入れ、図書館の一般市民への開放など、地域や社会に向けて、多様な企画が必要とされている。

それゆえ、このような企画が社会貢献として適切かどうか、以下のような具体的な項目を重視して点検評価する。

公開講座等は適切に開設され、公開講座への市民の参加状況は適切か。

社会との文化交流等を目的とした教育システムは適切に構築されているか。

地方自治体等の政策形成への寄与は適切か。

教育研究上の成果は市民へ十分に還元されているか。

大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携は適切か。

1 社会への貢献

1) 市民を対象とした「公開講座」等による社会への貢献

(B群: 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度)

(B群: 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況)

(B群: 教育研究上の成果の市民への還元状況)

[現状の説明] 本学は、建学以来、大学学部・大学院・総合研究所および学校法人本部という複数の主体が連携しながら「社会に開かれた大学」として、学習・研究の機会を地域社会に対して提供する役割を積極的に担ってきた。これは、プロテスタント・キリスト教の伝統と信仰を基礎として日本社会の中に新たな指標を打ち立てようとする建学の理念に基づく営みとして取り組まれてきたものである。

現代は 20 世紀から 21 世紀への世紀転換期というだけでなく、「冷戦後」の世界的激動や「グローバル化」、「テロとの闘い」そして国内における「二極化」といった大きな変化の中で、誰もが生き方やその意味づけを模索している時代にある。このような時代の中であって、本学は、とくにキリスト教精神に根ざした文化や教養を、地域住民の学習意欲の高まりに応えて提供する責務を負っている。

本学の社会貢献としては、大学学部を主体としたもの、大学総合研究所が主体となっ

て担っているもの、および法人本部が主催するものがある。以下では、本学の社会貢献の営みについてそれぞれの主体ごとに示して行く。

(1) 大学学部を主体とした社会貢献

学部が主体となって社会に開かれたプログラムを行ってきたものとして、一般市民を対象とする「聖学院大学公開講座」「児童英語教師養成講座」「学校図書館司書教諭講習」「図書館司書講習」などの各種講座・講習がある。また学科主催のＡＨでの講演会等の企画を、上尾市教育委員会との共催の形で公開し、上尾市市民を初めとする学外からの一般参加者にも開放している。

社会人の大学への受け入れも積極的に行っている。社会経験５年以上の者を対象として、ＡＯ面談方式による「社会人特別入試」が定着し、毎年若干名の年配者が入学している。また「科目等履修生」と「聴講生」の制度を設置することによっても社会人への門戸を開いている（既述、詳細は「第４章科目等履修生・聴講生等」参照）

さらに学外者への大学図書館の開放も本学の社会貢献の一環として位置づけることが可能であろう。以下で順次説明する「聖学院大学公開講座」「学校図書館司書教諭講習」「図書館司書講習」などの受講者の多くが受講期間中に図書館を利用しているほか、付属幼稚園の父母、近隣住民などの利用もあり、毎年１６０名以上が登録している（既述、第８章「図書館 図書館の地域への開放の状況」(p.263)を参照)

「聖学院大学公開講座」

「聖学院大学公開講座」は、本学が行っている社会に開かれたプログラムとして、もっとも長い伝統を持つものであり、本学の前身である女子聖学院短期大学時代の１９７１年に「英会話」を中心とする「公開講座」として開設されて以来、毎年開催されてきた。１９９５年以降は埼玉県教育委員会、上尾市教育委員会、大宮市（現さいたま市）教育委員会との共催のもとで行われており、１９９８年度に短期大学を改組した後は、「聖学院大学公開講座」と改称され、現在、本学の各学部が１年ごとに交替で企画立案を担当し、春学期に４講座を開講している。

開講当初は、「英会話」や「英文学と一般教養」、「日本文学」、「ワープロ講習」を中心に行われたが、１９８８年に４年制大学として聖学院大学が設立された後は、講座の内容も従来からの内容に加えて「バブル崩壊後の生活と自立」、「暮らしの中の政治経済」、「地域社会と民間組織（ＮＰＯ・ＮＧＯ）の役割」、「子どもの成長とこころの世界」、「生きる意味、生きる愉しみの探求 福祉社会に向けて」、「パソコン講習」、「コーラス」など内容も多様なものとなっている。

受講者数の推移を見ると、第１回以来毎年２００名以上を数え、詳細な記録のある過去１４年間の平均では２５８.５人である。なお２０００年度から２００５年度までの間に開設した公開講座のテーマ、講師及び受講者数は以下のとおりである。

聖学院大学公開講座開催状況(2000～2005年度)

年度(回)	講座名	講師	受講者数	修了証書受領者数
2000年度 (第30回) 5月13日～7月29日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 役に立つ英会話	マグソソ、ヘーガン	120	103名
	第二講座 新しい時代の家族	本田和子、結城敏哉、志田俊郎、鈴木洋 児、山田麻有美、増田公香、中谷茂一、池 弘子、松本 祐子、阿部洋治	16	9名
	第三講座 パソコン初歩	西 一美	80	73名
	第四講座 コーラス	藤田 明	68	45名
2001年度 (第31回) 5月12日～7月21日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 役に立つ英会話	ミュー、ウォルシー	120	92名
	第二講座 地域社会と民間組織(NPO・NGO)の役割	富沢賢治、佐野正子、柴田武男、村上公 久、秋吉祐子、吉田博司、鈴木順一、西本 憲弘、西川 正、内田雅幸	19	17名
	第三講座 パソコン初歩	西 一美	80	75名
	第四講座 コーラス	藤田 明	61	46名
2002年度 (第32回) 5月11日～7月27日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 役に立つ英会話	リダン、スタウト	114	75名
	第二講座 異文化への架け橋	寺田正義、原 一子、渡邊正人、井上伸 子、黒木 章、柴田史子、バーガー、鹿瀬颯 枝、安酸敏真、稲田敦子	34	25名
	第三講座 パソコン初歩	西 一美	78	65名
	第四講座 コーラス	藤田 明	65	50名
2003年度 (第33回) 5月12日～7月21日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 子どもの成長とこころの世界 - 幸せな社会の形成のために	森下みさ子、松本祐子、池 弘子、長山篤 子、菅原啓州、長谷川恵美子、丸山久美 子、中谷茂一、永井理恵子、牟田隆郎	20	12名
	第二講座 役に立つ英会話	カレル、スタウト	95	20名
	第三講座 パソコン初歩	西 一美	42	36名
	第四講座 コーラス	藤田 明	59	38名
2004年度 (第34回) 5月12日～7月21日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 「信頼と社会」 - 関係性の回復を目指して -	土方 透、藤掛 明、佐野正子、吉田博 司、有賀 貞、大森達也、眞野輝彦、小川 洋、郡司篤晃、富沢賢治	17	14名
	第二講座 役に立つ英会話	カレル、スタウト	107	85名
	第三講座 パソコン初歩	江連 亮	54	53名
	第四講座 コーラス	藤田 明	64	46名
2005年度 (第35回) 5月12日～7月21日までの 毎土曜日(全 10回)	第一講座 「響きあう文化」 - 国境・時代・ジャンルを越えて -	寺田正義、川崎 司、小林茂之、近藤存 志、井上伸子、氏家理恵、渡邊正人、アンダ ス、清水 均	39	30名
	第二講座 役に立つ英会話	カレル、スタウト	92	61名
	第三講座 パソコン初歩	片山 誠	45	42名
	第四講座 コーラス	藤田 明	72	44名

(主催：聖学院大学、女子聖短期大学(～1998年度)、埼玉県教育委員会、上尾市教育委員会、さいたま市(大宮市)教育委員会)

「聖学院大学市民大学講座」

「聖学院大学公開講座」とは別に、大学人文学部が実施主体となり、大宮駅近辺の大宮市(現さいたま市)の公民館等施設に出向して公開講座を実施した。この公開講座は1999年に聖学院大学と大宮市と共催で第1回が始まった。2001年度以降の実績は次のとおりである。

- a. 聖学院大学第3回市民大学講座(聖学院大学主催、大宮市教育委員会共催)

期間：2001年5月12日～6月9日毎週土曜日(5回)

会場：宇宙劇場ジャック大宮（大宮駅隣接）

講座内容：第1講座「英会話とポップカルチャー」講師：K.O.アンダスン教授

第2講座「文学の中の女性たち」講師：岡田潔教授・井上伸子教授

受講者数：第1講座27名、第2講座20名

b. 聖学院大学第4回市民大学講座（聖学院大学主催、さいたま市教育委員会共催）

期間：2002年2月18日～3月18日毎週月曜日（5回）

会場：大宮中部公民館（旧大宮市役所隣接）

講座内容：第1講座「英会話とポップカルチャー」講師：K.O.アンダスン教授

第2講座「愛と文学」講師：西谷博之教授

受講者数：第1講座13名、第2講座14名

上尾市との連携による公開講座の実施

大学所在地である上尾市の教育委員会および地区公民館と連携（共催事業）として、下記のような公開講座を実施した。この講座は、地区公民館が企画と受講者募集を行い、大学が講師を派遣するものである。

a. 上尾市大谷公民館：平成14年度大谷みどり学級10回講座のうち2回を聖学院大学と共催事業とした。

・2002年6月4日「人権・生き甲斐講座」加藤恵司助教授（参加者約100名）

・2002年7月2日「伝統芸能を学ぼう！『歌舞伎』のお話」井上伸子教授（参加者約100名）

b. 上尾市大谷公民館：平成15年度大谷いきいき学級10回講座のうち2回を聖学院大学との共催事業とした。

・2003年5月27日「水の文化と健康について」 中村磐男教授

・2003年6月10日「高齢者と人間関係 - - 家族と友人 - - 」 古谷野亘教授

c. 上尾市大谷公民館：平成15年度「古典文学講座」全5回を聖学院大学との共催事業とした。「古典文学講座 - - 枕草子を読む - - 」 岡田潔教授

d. 上尾市中央公民館：あげおふるさと学園平成15年度、自然・環境コースに3名が出講した。

・2003年6月27日「環境問題 総論」村上公久助教授（政治経済学部）

・2003年7月11日「環境問題 大気」遠山 益教授

・2003年9月5日「環境問題 水」 中村磐男教授

e. 上尾市大谷公民館：平成16年度大谷いきいき学級9回講座のうち2回を聖学院大学との共催事業とした。

・2004年5月25日「文学の中の女性たち（江戸時代）」井上伸子教授

・2004年6月15日「地域と家族の為の心の健康について」相川章子専任講師

f. 上尾市大谷公民館：平成16年度古典文学講座全5回を聖学院大学との共催事業とした。

「古典文学講座 - - 枕草子を読む - - 」岡田潔教授、期日は10月19日～11月30日、参加者は42名であった。

g. 上尾市大谷公民館：平成17年度大谷いきいき学級10回講座のうち1回を聖学院大学との共催事業とした。

・2005年6月14日「青少年の非行問題について」丸山久美子教授（参加者約100名）

h. 上尾市大谷公民館：平成17年度古典文学講座全5回を聖学院大学との共催事業とした。「徒然草を学ぶ」標宮子教授、期日は10月18日～11月15日、参加者は45名であった。

「児童英語教師養成講座」

聖学院大学語学教育委員会が2001年度以来毎年1回行っている（ここ数年、7月開催が定着してきている）「児童英語教師養成講座」は、良い評判を得ており年々受講者が増加している。第1回以来の日程、講師、受講者数等の詳細についての一覧を以下に掲げる。開催当初の受講者数からみると今年度は約3倍に達しており、社会的な評価の高さは受講者数の急増という形で表れている。

「児童英語教師養成講座」一覧(2001年～2006年)

第1回 2001年	日程	6月30日(土)・7月7日(土)・14日(土)・21日(土)・28日(土) [総計11時間50分]
	会場	聖学院小学校 80名受講
	講師	伊藤嘉一(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・久埜百合・Aleda Krause・相良みどり・外山節子・毛利純子・矢次和代・江川美知子
第2回 2002年	日程	10月5日(土)・12日(土) [総計14時間]
	会場	聖学院小学校 65名受講
	講師	富田祐一(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・Aleda Krause・松香洋子・江川美知子
第3回 2003年	日程	7月19日(土)・20日(土) [総計14時間]
	会場	池袋・ミプロ国際展示場(6階)および コンベンションセンター(8階) 153名受講
	講師	金森強(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・久埜百合・外山節子・仲田利津子・Tom Merner・松香洋子・矢次和代・江川美知子
第4回 2004年	日程	7月24日(土)・25日(土) [総計13時間]
	会場	池袋・ミプロ国際展示場(6階)および コンベンションセンター(8階) 186名受講
	講師	吉田研作(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・金森強・久埜百合・Aleda Krause・小泉清裕・永井淳子・仲田利津子・Nena Nikolic-Hosonaka・東仁美・Tom Merner・松香洋子・江川美知子
第5回 2005年	日程	7月23日(土) [総計11時間10分]
	会場	東京国際フォーラム B7、ガラス棟 401～410 会議室、ホール 230名受講
	講師	影浦 攻(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・石川由利子・奥村真司・粕谷恭子・久埜百合・Aleda Krause・直山木綿子・仲田利津子・中本幹子・Nena Nikolic-Hosonaka・東仁美・Mike Bostwick・松香洋子・矢野淳・江川美知子
第6回 2006年	日程	7月22日(土) [総計11時間10分]
	会場	東京国際フォーラム B1&B5、ガラス棟 401～410 会議室、ホール 240名受講
	講師	松川禮子(基調講演)・阿部フォード恵子・アレン玉井光江・石川由利子・海崎百合子・久埜百合・Aleda Krause・小泉清裕・高橋美由紀・仲田利津子・中本幹子・Nena Nikolic-Hosonaka・東仁美・David Pole・Tom Merner・松香洋子・横田玲子・江川美知子

「総合的な学習の時間」の開始前年であった 2001 年度の第 1 回と、日本における小
学校の 9 割が英語活動を取り入れている現在とでは、参加者の経験もニーズも非常に異
なってきているので、受講者が求める研修内容を的確に供給することは難しい。

受講者の大半は小学校の教員と民間児童英語講師が占めている。日本の英語教育の将
来を考えると、大学生の参加も期待したいところであるが、一般的に大学生の勉学意欲
が低下している傾向があり、受講者がなかなか増えてこない点が残念である。

「学校図書館司書教諭講習」

「学校図書館司書教諭講習」は「学校図書館法」に基づき、文部科学大臣の委託を受
けて「学校図書館司書教諭講習実施要綱」に従って昭和 29（1954）年より実施されてい
る。埼玉県では、戦後、埼玉大学が唯一の開催大学であったが、本学では、平成 9（1997）
年の「学校図書館法」改正の趣旨を理解し、また学校図書館の重要性に鑑み、その運営
の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な養成に賛同し、1998 年度から「学校図書館司
書教諭講習」（夏季）を開始した。

埼玉大学を初めとする教員養成系学部を持つ多くの元国立大学は、従来から「司書教
諭講習」を開催してきたが、科目を担当できる講師が専任として在職しておらず、同年
度内に全科目講習開講が困難な場合が多い。本学では高度情報通信社会に対応する「新
しい学校」の構築に学校図書館および司書教諭の果たす役割が重要であるとの認識のも
とに、受講者の便宜をも考慮し、同年度内の全科目開講を実施している。

「学校図書館司書教諭講習」受講者数 (人)

年 度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
受講生数	124	122	125	70	98	39	61	65

講師には司書教諭としての経験と豊かな実績を持つ者を委嘱し、学校現場における図
書館運営とその促進に対応できる専門的な知識を持つ人材育成に配慮している。

開講以来の受講者数は上記のとおりである。広報活動は主として県内の教育機関に広
く行ってきたが、県外からの受講者も見られた。当初の受講者には小中学校教諭ととも
に高等学校教諭、養護学校教諭なども多く見られた。2005 年度は 65 名が受講したが、
学校図書館事務担当臨時職員や学校支援ボランティア職員、教職課程を受講中の大学生
の参加も見られるようになり、現職教諭の参加が相対的に低くなってきている。

また、勤務校校務などで欠席を余儀なくされる現職職員が見られることあるが、2005
年度は、校務や教育委員会主催研修会などを理由に欠席する現職教諭の受講者は見られ
ず真摯な受講姿勢が窺えた。なお現職教諭から、「講習を受けて学校図書館の意義と役割
について初めて理解した」という意見が寄せられることから、本講習の意義を再認識し、
さらに継続して開講することが望まれる。

しかし通常は一年間を通して平常のカリキュラムの中で提供していけばよい科目を、本講習では短期間に集中的に設置していることから、そのための準備に多大な時間と労力を要するのが現状である。約 70 名の受講生を受け入れるには大学の夏季休暇を利用しての開催となり、夏季における講師の確保、教室の確保、長期間の講習を支援する事務体制や学習環境づくり、受講生の健康面への配慮などの点で、改善されなければならない課題も多い。

「図書館司書講習」

「図書館司書講習」は、「図書館法」に基づき文部科学大臣より委嘱を受けて行うもので、「図書館法施行規則」に則って昭和 26（1951）年から実施されている。聖学院大学は、全国 13 開催大学（2005 年度実績）のうちの一つであり、首都圏北部では唯一の開催大学である。本学では、2000 年度に第 1 回の講習を開催して以来、下記に示す一覧表のとおり、毎年約 120 名の受講生を県内外から受け入れてきた。

「図書館司書講習」開催一覧

回 / 年度	開講期間	募集人数	資料送付数	受講申込書提出数	受講許可数	受講者数	修了書発行数
第1回(2000)	7月10日～9月15日	80	297	110	90	75	63
第2回(2001)	7月9日～9月25日	120	279	146	135	113	81
第3回(2002)	7月9日～9月25日	120	306	167	157	120	95
第4回(2003)	7月10日～9月25日	120	309	176	165	132	94
第5回(2004)	7月12日～9月25日	120	313	179	173	131	98
第6回(2005)	7月11日～9月24日	120		206	157	126	94

2005 年度の受講生は 126 名であったが、内訳は、図書館の司書現職者のほか、一般社会人、主婦、司書課程を持たない他大学学生など多様である。また退職後に図書館活動に関わりたいと願う者、子供の読書教育に役立てたいと思う者、資料収集をより効率的に行いたいと考える研究者の卵など、その動機も多岐にわたっている。司書講習が単なる資格取得の場としてだけでなく、情報社会や生涯学習社会における有効な基礎知識会得の機会としても機能していることが窺える。図書館情報学課程では、司書講習修了者ならびに学校図書館司書教諭講習修了者および本学図書館情報学課程修了生を中心に「図書館情報学研究会」を組織し、講習終了後の受講生に対する専門知識の充足と発展に努めている。

一方、通常は一年間を通して平常のカリキュラムの中で提供していけばよい科目を、本講習では集中的に行わなければならないため、約 90 日間を通して一日 4 コマの授業を提供することになり、開催のための周到な準備に多くの時間と労力を要する。100 名を超える受講生を約 2 ヶ月間受け入れるためには、大学の夏季休暇を利用しての開催となるが、上述の「学校図書館司書教諭講習」と同様、夏季期間の講師の確保、教室の確保、

受講生を長期間支援する事務体制や学習環境づくり、受講生への健康面への配慮などの点で、課題が多い。

彩の国 8 番館「聖学院大学生涯学習センター講座」

埼玉県からの呼びかけに応じて聖学院大学生涯学習センター（キャリアサポートセンター内に設置）が企画立案し、2003 年度から「彩の国 8 番館」（埼玉県の施設）を借りて、一般市民を対象とする講座を開講しており、2005 年度には 8 講座を開講した。

1 講座 90 分の講座を 10 回あるいは 12 回、前期（4 月から 9 月）、後期（10 月から 12 月）、冬期（1 月から 3 月）に開講している。講座は、卒業生や一般市民を対象とするものが多いが、在学生向けの講座については、学生にも受講を促し、「インディペンデント・スタディ」として単位認定を行うなどの配慮をしている。

開設当初は多くの部分を外部講師に依存していたが、2005 年度からは本学の特色を活かす講座として「名画で見る聖書の世界」、大学院・総合研究所関連の「カウンセリング入門」等の 4 講座を、本学 3 学部の特徴ある講座として開講することができた。開講以来 2005 年度までの講座名と参加者数等の一覧は以下のとおりである。

年度/回数	講座名	参加者	定員
2003 年度			
前期 12 回	「コミュニティ福祉」リーダー養成講座	29	30
10 回	メンタル・ヘルスカウンセラー養成講座	17	20
後期 12 回	「コミュニティ福祉」リーダー養成講座	29	30
12 回	「コミュニティ福祉」就職支援講座	30	30
10 回	メンタル・ヘルスカウンセラー養成講座	30	20
冬期 12 回	「コミュニティ福祉」就職支援講座	7	30
		合計 142	
2004 年度			
前期 12 回	「コミュニティ福祉」リーダー養成講座	11	30
12 回	「コミュニティ福祉」起業支援講座	18	30
10 回	カウンセリング入門	32	30
10 回	カウンセリング入門(増設)	30	30
10 回	心理テストを体験する	12	30
10 回	名画で見る聖書の世界	12	30
後期 12 回	「コミュニティ福祉」起業支援講座	6	30
10 回	カウンセリング入門	19	30
10 回	カウンセリング入門(増設)	18	30
10 回	アートセラピーを体験する	14	30
10 回	名画で見る聖書の世界	12	30
冬期 1 回	コミュニティ福祉 一日講座	98	100
		合計 282	

2005年度			
前期 12回	続・名画で見る聖書の世界	4	30
10回	源氏物語を読む - 光源氏をめぐる人々	3	30
10回	子どもの教育・福祉と現代社会講座	9	30
12回	カウンセリング入門(増設)	30	30
12回	カウンセリング入門	29	30
後期 10回	心理テストを体験する	11	30
12回	カウンセリング入門	14	30
12回	カウンセリング入門(増設)	21	30
通年 10回	発達心理学を学びながら自分史を書く	9	30
冬季 10回	困った人たちの理解とカウンセリング	17	30
		合計 147	

文部科学省生涯教育TVへの貢献

文部科学省の「生涯教育TV：エル・ネット」作成プロジェクトに、平成12年度は人文学部が、平成13年度には政治経済学部が、平成14年度には人文学部日本文化学科が応募し、採用され、以下の諸講義をもって参加した。

収録年度	講座名	講義名	講師名：所属/役職
2000 (H12)	21世紀日本の課題	少子社会の家族と子ども	本田和子： 人文学部/教授
		コミュニティー福祉社会を実現する	牛津信忠： 人文学部/教授
		変貌する時代と人間の倫理	鷗沼裕子： 人文学部/教授
		対話と協調の時代	金子晴勇： 人文学部/教授
2001 (H13)	情報社会と社会のゆらぎ	情報革新と市民中心の社会システム	富沢賢治： 政治経済学部/教授
		情報革新と変貌する金融市場	柴田武男： 政治経済学部/助教授
		情報・知識社会と21世紀の日本経済	鈴木真実哉： 政治経済学部/助教授
		環境情報と生命圏のサバイバル	村上公久： 政治経済学部/助教授
2002 (H14)	日本の国際化と日本語教育	日本語学と日本語教育学の相補関係 - <外国語としての日本語>の力-	須山名保子： 人文学部/教授
		日本語と日本語教育	内藤みち： /特任講師
		第2言語としての日本語教育と教師の養成	川口さち子： 人文学部/助教授

なおこれらの講義のうち、「環境情報と生命圏のサバイバル(村上 公久/聖学院大学助教授)」が保存版として平成13年度「エル・ネット」ビデオライブラリーNO.11に収録され、現在も全国各地で視聴されている。

その他

以上の他にも「さいたま（大宮）市市民講座」等の講座のほか、自治体等が主催する市民を対象とした多数の講座を本学教員が担当している。2005年度中に本学が正式に委嘱を受け、本学から派遣した者は以下のとおりである。

2005年度中に本学が正式に委嘱を受け派遣した講師一覧

委 嘱 名	委嘱団体等	派遣された者
さいたま市民大学講師派遣 教養コース「今を生きる知恵～現代社会の諸相～」	さいたま市民大学	大森達也
「いきいきカレッジ」講師派遣(テーマ:イギリス文学散歩)(5月から7月まで土曜日8回)	財団法人いきいき埼玉	氏家理恵
大田区私立幼稚園連合会研修会講師派遣	大田区私立幼稚園連合会	永井理恵子
ソフィアセミナー(教員聖書研修会)講師	金城学院大学	阿久戸光晴
平成17年度学校図書館司書教諭講習講師	琉球大学教育学部長	黒澤 浩 若松昭子
出張授業(講師派遣)テーマ:子どもの遊びの文化	東京都立第四商業高等学校	森下みさ子
講師派遣(全国正典として聖書を共に学ぶ会、テーマ:教会の肢として、明日の宣教を担うヘブライ人の手紙を学びつつ)	全国教会婦人連合	阿久戸光晴
養護教員・保健主事合同研修会「軽度発達障害児と学校での対応」	北足立北部学校保健会	山田麻有美
小学校英語活動指導力育成講座講演依頼(内容:小・中連携を考えた高学年の指導)	福岡女学院大学	東 仁美

(2) 総合研究所を主体とした社会貢献

公開講演会、シンポジウム、セミナーなどの開催

総合研究所では7つのセンター(「教育研究センター」「組織神学研究センター」「日本・アメリカ・ヨーロッパ研究センター」「日韓現代史研究センター」「政治経済研究センター」「人間福祉研究センター」「カウンセリング研究センター」)のもとで11の研究プロジェクト(p.432「第5章 研究活動と研究環境」の「第1節 研究活動」を参照)が行われているが、それぞれのセンター並びに研究会が主体となって、一般市民を対象とする各種の公開講演会、シンポジウム、研究会の開催、そして心理相談に応ずる「グリーンケア・ルーム」の設置等の活動を通して研究上の成果を市民と共有するように努めている。特に本学は「さいたま新都心」に近接するという地理的利点を活かし、「さいたま新都心」周辺を利用した講座を開設するなど、生涯学習の担い手として貢献している。

上述の11の研究会活動の中で、地域社会への貢献として特筆すべきことの一つに、「政治経済研究センター」の「都市経営研究会」が2005年度に主催した「まちづくり講座」がある。これは、下表が示すように、市民が「まちづくり」に参加する体制を作り出す

ための研修プログラムであり、受講者は平均 19 名であった。

月日		講義タイトル・講師
第1回	9月22日	「活動を通じて感じた大切な気付き」 関口いづみ(環境NGOちびっ子探検隊代表) 「身近な自然を知り、親しみ、守る」 高橋絹世(緑と湧き水と流れの会 代表)
第2回	11月24日	「都市マスタープランを起点とした、ゆるやかなネットワークづくり」 片桐和紀(NPO法人くまがや代表理事) 「地域ねこからまちづくり」 野田静枝(NPO法人アニマル・サポート・メイト代表理事)
第3回	2006年 2月8日	「近代化遺産を活かしたまちづくり・行田の例」 朽木宏(NPO法人行田足袋蔵ネットワーク代表理事) 「ホテルを通しての見沼田んぼの自然と地域コミュニティの創造」 福本美敬(見沼ホテル保存会会長)

心理相談室の活動

総合研究所の「カウンセリング研究センター」では、2003年11月に心理相談室「グリーンケア・ルーム」を東京・赤坂に設置し、以来、市民からのカウンセリング相談を受けている。当初、1名のカウンセラーと室長(精神科医)を配置し、週1日月曜日だけカウンセリングを行っていたが、相談者、件数ともに増加したため、2005年度からは赤坂での相談室をカウンセラー2名体制とし、大学内でのカウンセリングも開始している。

2003年度の開室時から2005年度の相談件数の総累計は下記のとおりである。相談内容は、子どもの非行(家庭内暴力を含む)が多く、その他ギャンブル依存、グリーンケア、人格障害など多様な相談がある。また弁護士や牧師、カウンセラーへのコンサルテーション活動も行っている。

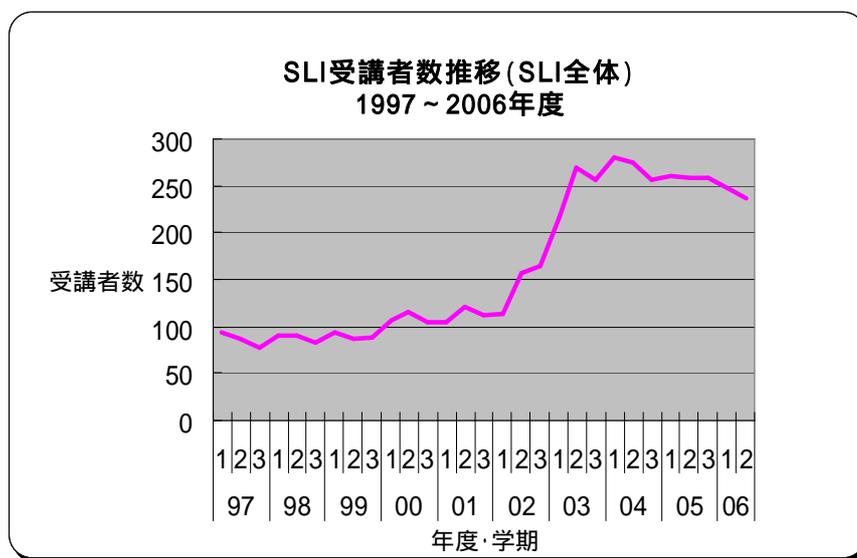
年 度	延べ相談件数	
	赤坂クリニック	大学
2003年度(11~3月)	29	
2004年度	77	
2005年度	93	64

(3) 法人を主体とした社会貢献

聖学院ランゲージ・インスティテュート(略称SLI)

聖学院ランゲージ・インスティテュート(以下、SLI)は、当初、総合研究所の語学研究センターのもとで語学研修センターとして設置されたが、2003年度に法人国際センター内に移設されて今日に至っている。

SLIは学生及び一般社会人を対象とする語学研修機関であり、2002年9月にさいたま新都心彩の国8番館に英語講座のクラスを開講し、翌2003年4月にはキッズ・イングリッシュ・クラスを開講した。上尾・さいたまキャンパス、駒込キャンパス、栄光ゼミナール大宮校でも英語講座を開講している。これらの各講座は、平均11週間を一期として合計3期33週間を、4月、9月、1月の各期に開設している。受講者数の推移は下記のとおりである。



年度	1997			1998			1999			2000			2001		
各期	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
英会話(一般)	94	86	78	90	90	83	94	86	89	107	116	105	105	121	112
英会話(キッズ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SLI合計	94	86	78	90	90	83	94	86	89	107	116	105	105	121	112
年度	2002			2003			2004			2005			2006		
各期	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
英会話(一般)	114	157	164	136	184	179	187	181	159	147	143	143	141	134	
英会話(キッズ)	-	-	-	81	85	78	93	94	97	114	118	118	106	102	
SLI合計	114	157	164	217	269	257	280	275	256	261	261	261	247	236	

また、聖学院大学、女子聖学院高等学校、聖学院高等学校、聖学院小学校、聖学院幼稚園、聖学院みどり幼稚園に講師を派遣している。

課題としては、固定化しつつある受講生をどのように増やしていくか、特に学生の受講生をどのように増やしていくかという点がある。同じ講師のクラスを同じ受講生が受講するという傾向があり、新しい受講生がクラスに入りにくいという問題も認められる。また英語能力の向上のため、明確なレベル別クラスを設置していくことも課題である。さらに学外の一般参加者ばかりでなく、特に欧米文化学科との連携のもとで本学学部の学生を対象とするエクステンション講座として運営していく方向性を今後模索していきたい。

学校法人聖学院生涯学習センター(駒込)の主催する「公開講座」

「法人生涯学習センター」は、2002年9月に、聖学院法人本部総務課が施設を、法人本部経理局が会計を、広報センターが企画・運営を担当する形で、社会人を対象とした生涯教育のための講座を設置・運営する学習センターとして設立された。

設立の趣旨は以下の通りである。

- a. クラフト、音楽など嗜好性の高い講座から、芸術、文学、語学などの教養講座まで多種多様な講座を地域住民に提供し、その中から地域のニーズを探り、また開拓することにより、地域への貢献を果たす。
- b. 聖学院駒込キャンパスに通う園児・児童・生徒・学生および卒業生やその保護者に対して福利厚生的なサービス事業として、魅力ある、趣味の講座からアカデミックな講座までを提供する。
- c. キャリアアップの要望に対して安価で質のよい資格取得講座を提供する。
- d. 地域住民に対して質のよい「学び」の機会を提供することにより就学する子供がいない世帯へ「聖学院」を紹介する機会となる。

受講対象は、一般参加者のほか、聖学院幼稚園・聖学院小学校・聖学院中学校高等学校・女子聖学院中学校高等学校保護者と児童・生徒、聖学院大学学生、聖学院教職員、オール聖学院フェロースHIP会員であり、下記の2002年度から2005年度までの開講講座数と受講者数の一覧が示すとおり、受講者数は増加の一途を辿っており好評を博している。参考として2005年度の開講講座一覧は巻末資料12として掲載する。

年度	開講期	講座数	うち講座開講数	受講者数
2002年度	2002年9月～12月 (第1期)	25	15	97
	2003年1月～3月 (第2期)	38	24	163
	合計	63	39	260
2003年度	2003年4月～7月 (第1期)	50	33	201
	夏期講座	6	6	35
	2003年9月～12月 (第2期)	78	68	300
	2004年1月～3月 (第3期)	75	42	203
	合計	209	149	739
2004年度	2004年4月～7月 (第1期)	95	74	423
	夏期講座	14	11	66
	2004年9月～12月 (第2期)	124	77	495
	2005年1月～3月 (第3期)	118	67	363
	合計	351	229	1,347
2005年度	2005年4月～7月 (第1期)	162	94	500
	夏期講座	10	10	60
	2005年9月～12月 (第2期)	194	103	565
	2006年1月～3月 (第3期)	166	70	407
	合計	532	277	1,532

きめ細かいサービスの提供をモットーに誠実に運営することで、口コミによる評判を得ることができ、創設4年を経て、順調に受講者数を増やすことができた。初年度は、

法人関係者(保護者・卒業生)が半数近くであったが、現在 80%以上が地域住民および一般の受講生である。こうした観点からは地域への貢献という所期の目的は達成できた。しかしさまざまな講座を開講してきた中で、まだ受講生のニーズの全体像を正確に分析する段階には至っておらず、引き続き模索している。さらに「2007年問題」への対応として「団塊の世代」に対応する本学独自の切り口を探る必要があると考えている。

また、講座の具体的な展開を考える際、流行や時代の潮流をかなり直接的に受けることが分かってきた。時代に適した新規講座の調査と設定を迅速に行うことが必要である。一例を挙げれば、「パソコン講座」の場合、パソコンの普及に伴い、受講生のニーズが「使ったことのない人がパソコンの使い方を習う」ことから要求が細分化し、「パソコンで何をしたいか」へ変化して来た。そのため、講師一人対複数の受講生という授業形式で対応することが困難になってきている。コストを上昇させずに講座を個別化・細分化する要求にいかに対応するかが課題である。

同様に語学講座についても、英会話・韓国語ブームが収束した今、語学講座は、長く続ける受講者が強く、サークル化して排他的傾向を示すこともあり、その中に新規受講生を取り込みにくいという問題もある。結果として1講座あたりの受講者数が年度を重ねる毎に先細りの傾向を示すことになるので、講座の継続性とコストのバランスが今後の課題である。

【点検・評価】 地域に開かれた学校法人、大学であり続けていくために、教育研究上の成果を市民社会へと還元することは重要な責務である。

本学が位置する埼玉県においては、4年制大学開学以前の短期大学時代から途絶えることなく、近隣自治体との共催の形で市民に対する公開講座を開設し続けてきたことは、地域社会への貢献の観点から評価されるものといえるだろう。本学はまた、必ずしも大きいとはいえない規模の大学としては、極めて多種多彩な講座を開設してきた。これは、多様化する市民のニーズや変化の早い現代社会の要請に敏感に応えてきたことの表れである。同時に、キリスト教大学ならではの特色ある講座を提供してきた。こうした点は高く評価されるものである。

さらに「まちづくり」を教育・研究上の基本的コンセプトとする「コミュニティ政策学科」が開設されたことに伴い、本学が率先して地域社会との連携を促進し、その拠点となる試みを具体的に推し進めていること、これらの点は評価できるであろう。

【課題・方策】 本学が、短期大学から4年制大学へ、そして1学部1学科から3学部6学科へと移行することに伴いながら、さまざまな公開講座が増設されてきた。そのため、それぞれの講座ごとに異なる部署が主体となって企画・立案や調整を担う状況が生じており、事務効率が低く、外部から見ても、受講希望者がどの講座をどの部署に問い合わせたらいいのか混乱する場合もあるのが現状である。さらにまた、学内的にも担当部署の間の連携不足、マンパワー不足という面があることは否めない。

今後は、現在の多種多彩な講座を維持しながらも、同時に、これらの「公開講座」に関する一般市民と大学との間の「窓口」を整理すること、および学内における事務的な連携強化、スリム化、効率化を図ることが不可欠であろう。「公開講座」や各種の「講座・講習」の全体像を視野に納めたうえで担当部署を見直し、大胆に整理することが課題である。

開講している各講座の内容は大学・大学院・総合研究所等、高等教育機関に相応しいものではあるが、講座によっては受講生数が少ないものもある。対象者の絞り込み、対象者に見合った開講時間の設定、広報方法の改善なども今後の課題である。外部施設の借室料の負担が大きいため、採算性の確保が困難な状況がある。社会貢献や広報という観点から生涯学習を再度位置づける必要がある。

また講座の充実には教員の協力が必要であるが、講座の企画や実施を行う余力のある教員が不足しているという問題がある。また、一つの講座の回数を固定するのではなく、内容に応じて単発的なものを行えるようにすることも今後の検討課題である。

2) ボランティア活動を通して行われる社会への貢献

(C群: ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等におけるそうした取り組みの有効性)

[現状の説明] ボランティアを通しての教育的取り組みの有効性について、本項目では、学友会におけるボランティア活動、及び、人間福祉学部人間福祉学科において行われているプログラムについて点検・評価を行う。これら二つの取り組みはいずれも単位化されたものではないが、高い教育的要素をもつものである。

(1) 学友会におけるボランティア活動について

本学の学友会のボランティア活動には、特別委員会に属する組織「聖学院大学ボランティア・アソシエーション(グレイス)」によるものと、学生部の指導の下に学生が自主的に活動しているものとの2通りがある。

ボランティア・アソシエーションの活動

聖学院大学ボランティア・アソシエーションはキリスト教センターが指導する学友会活動の一つであり、キリスト教に基づく本学の伝統的な奉仕の精神を具体的な活動とおして受け継ぎかつ伝承発展させる特別委員会である。入学時に各アドバイザー・クラスから最低1名を選び、グレイスへの参加を促している。その後はグレイスから遠のいてしまう学生も、また新たに加わる学生もあるが、週1回、50人前後の学生が昼食持参で自主的に一堂に会し打ち合わせを行い、さまざまな奉仕活動を行っている。活動の主な内容は、全学礼拝のための奉仕(放送による案内、受付、出席人数のカウント、着席誘導、司会、奏楽等々)、海外の子どもたちの教育資金援助募金、子ども養護施設や高齢

者養護施設での奉仕等々である。

「地域社会への貢献」という観点からは三つの活動がある。第1は、社会福祉法人養護施設である社会福祉法人「光の子どもの家」(北埼玉郡大利根町)における奉仕活動である。1学期に1、2度有志が出かけ、子どもたちとの交遊の時を持ちたり施設での行事の手伝いに当たる。夏休みには施設で合宿を行い、日頃できない草むしり等の仕事や出し物を用意してのパーティを行っている。また地味な活動として、毎週決まった時間に子どもたちの家庭教師を続ける学生もあり、過去5年間に約20名の学生が参加した。

第2は、特別養護老人ホーム社会福祉法人「キングスガーデン埼玉」(川越市)における奉仕活動である。一学期に2、3度、有志が訪問して洗濯物をたたんだり高齢者と面談をしたりという奉仕活動を行っている。活動開始以来、合計14名の学生が参加している。

第3は、知的障害者たちのデイケアの授産所「かやの木作業所」(さいたま市)での奉仕活動である。1回の訪問時に、だいたい2名の学生が参加し、作業を共にしながら障害者たちとの交流を持っている。過去5年間に5、6名の学生が参加した。

これらの活動はいずれも、単に有志が行きたい時に行くというのではなく、グレイスの「地域部門」の施設ごとの企画長および企画担当者が企画し、毎週の定例会で呼びかけ、参加希望者が赴くという形になっている。企画長および企画担当者たちは施設との連絡を密にし、自分たちの経験を生かしながら企画し、未経験の学生たちを指導助言しつつ奉仕する。この意味でグレイスの活動は、単に、一般学生にボランティア活動の斡旋をするというのではなく、継続と繰り返しの経験を土台とした質の高い奉仕活動を目指していると言える。これは施設利用者や施設職員との人格的な交流に裏付けられて初めて可能となるものである。

学生部指導の部活動・委員会活動

学生会の文化会に属するボランティア活動は学生部の指導の下に「文化会連合ボランティア部会」「ボランティア掲示板実行委員会」などが活動をしている。「文化会連合ボランティア部会」は学生にボランティアに参加する機会を提供することを目的に設立された部会で、「聖学院大学ボランティア合同説明会」を実施している。この説明会は毎年、夏休み前に本学で開催され、さいたま市社会福祉協議会、上尾市社会福祉協議会、障害者作業所、老人施設、病院の関係者を集めてブースを作り、夏休みにどのようなボランティアがあるのか、ボランティアを求める各事業所と直接に話ができる催しである。この日には障害者による講演も行われて学生で賑う。

「ボランティア掲示板実行委員会」は学生部が設置した学生委員会で、聖学院大学に寄せられるボランティア募集のポスター、チラシなどを独自の掲示板で学生に知らせている。ボランティア情報を学生の手で管理することで教育効果を上げている。また委員

自らも募集されているボランティア活動に積極的に参加している。

また校友会5団体（総務委員会、体育会連合、文化会連合、特別委員会連合、ヴェリタス祭実行委員会）が合同で9月上旬に地域（上尾市、さいたま市）の清掃活動をしている。2006年度には、クリーンロードDAYと銘打って、9月、11月に通学路の清掃を行う予定である。

(2) 人間福祉学部人間福祉学科の取り組み

人間福祉学科では、地域社会との連携の下で、以下のような複数のボランティア活動のプログラムを行っており、各プログラムにそれぞれ数名の学生が参加している。

上尾市教育センター 学校適応指導教室ボランティア支援員

上尾市教育センターが行う学校適応指導教室でのボランティア支援員への本学学生の参加は2004年度から実施しており、2004年度に2名、2005年度に3名が参加した。2006年度には5名の学生が参加する予定である。活動内容は、不登校の長期化した児童生徒や進路選択を控えた生徒の学力向上のための支援活動である。

指導する生徒たちから慕われており、先方からの評価は良好で、次年度も同じ学生を是非派遣してほしいとの声が届いているほどである。

埼玉県教育委員会 スチューデント・サポーター

埼玉県教育委員会が行うスチューデント・サポーター制度が始まったのは2005年度であるが、本学からの希望者が参加するのは2006年度からであり、3名の学生が参加する。活動場所は市内中学校さわやか相談室、市町村教育支援センターであり、活動内容は教員、相談員スクールカウンセラーの補助である。

4月に募集を行ったが、実際に配属先が決まるのは7月であるので、現時点では評価を下せるだけの蓄積や情報があるとはいえない。この制度は県教委が全県から募集し、各市町村の教育委員会と連絡を取り合って配属先を決めるため、決定の時期が遅く、本学のように完全なセメスター制をとっている大学では秋学期の授業時間割が変わるため、実質的には7月の2、3回で終了ということになってしまう。また活動内容が中学生の不登校生徒の指導という困難な課題であり、不登校生徒への各学校の指導体制の違いなどもあり、大学側として適切な指導の下で送り出すことは必ずしも容易ではない。

他方、さいたま市教育委員会などは、よりフレキシブルな対応で教科指導など学生の入りやすいボランティア活動を常時受け入れている。県教委のこの制度が期待される効果をもたらさうる制度であるかという点に不安もある。

子ども教育支援財団元気の泉・さいたま分室

子供教育支援財団元気の泉のさいたま分室への本学からのボランティア学生の参加は2003年度から始まり、毎年5名程度が参加している。活動内容は、不登校の悩みを抱

える小中学生とその保護者を対象に、各種相談、学習支援、心のケアのお手伝い、学校復帰支援の補助、キャンプ同行、さまざまな行事への補助的スタッフなどである。

筑波大学付属桐ヶ丘養護学校(肢体不自由児対象)

筑波大学付属桐ヶ丘養護学校への本学からのボランティア学生の参加は 2004 年と 2005 年に行い、それぞれ 5 名程度の学生が参加した。活動内容は、授業補助、遠足などの行事の支援、車椅子を利用している児童への支援などである。

【点検・評価】

特別委員会グレイスの活動も、学友会文化会の「文化会連合ボランティア部会」「ボランティア掲示板実行委員会」の活動もともに、社会に貢献する働きであり、各施設や地域住民から喜ばれている。受け入れ側の施設からは感謝の声と、さらに多くの学生に頻繁に訪問して欲しいとの要望が届いている。これら施設のキリスト者である施設長などが本学の全学礼拝で説教を行うなど、良好な関係が構築されている。こうしたことは評価されるべきである。

大学におけるボランティア活動は、実際の直接的な活動内容に加えて、将来社会に巣立つ学生たちのボランティア精神を培うという種蒔きの教育、すなわち間接的な社会貢献にも大きな意義が認められる。学生は具体的な奉仕活動を通してボランティア活動のノウハウを学び、また他者に優しくするとはいかなることかを実体験しながら、自分たちの交わりをも深めている。こうしたボランティア精神の育成という視点から見て、本学におけるグレイスや学友会各委員会の存在意義は大きい。ボランティア精神に関する限り、教室での教科による直接的な教育や単位化はかえってボランティアを押しつけることとなり、本来の意味でのボランティア精神の涵養には至り難い。そこには、多くの場合に見逃されがちな自己矛盾と限界があると言わなければならない。人を見る目、企画運営におけるボランティア的な繊細な配慮と実践、こうしたものは教科によって知的に教えられるものではなく、生きた具体的な交流や実践という体験を通して培われて行くものである。こうした活動の中で、大学の授業では見られない学生たちの実力が発揮される。特定の学生の弱さが目立つ場合でも、周囲の者たちが自然な形で支えることによって全体としての活動が成り立っている。こうした精神が特にキリスト教センターのこのグレイスの中に生きており、そして受け継がれ発展させられているという現実が、表に現れる奉仕活動とともに、評価されるべきものではなからうか。

一方、人間福祉学科での取り組みに見られるように、具体的な教育現場でのボランティア活動を通して学生が福祉の学ぶことはきわめて大きい。一例を挙げれば、現場での実践を通して、不登校が本人の「こころ」の問題のみでなく、学校、家庭、地域などさまざまな社会における環境的要因の影響を受けて表出していること、さらに、行政機関等の公的機関の関わり合いや動向などについても身をもって学ぶ機会となり、貴重な体験学習の場となっている。

【課題・方策】 全体としては、参加学生の人数の確保が現在の重要な課題である。いつも決まった学生が参加するにとどまっているという問題もある。学生への参加の呼びかけを工夫するという点はもちろんであるが、他方、ボランティア活動への参加を希望しながら日程が合わないため参加できないというケースも多数あるので、そうした点を考慮した施設側との日程調整をきめ細かく行う必要もあるであろう。

また、学生がボランティアとして教育や福祉の現場に積極的に関わることは、豊かな教育的効果を生むとはいえ、相互にとって一層有益な活動として継続していくには幾つかの課題があると言わざるを得ない。第1に、受け入れ機関も送り手の大学側も当事者が変わるとせっかくの機会を継続的に活用できない。また受け入れ先の急な方針変更などに対応できる現場との連絡経路の維持が難しく、特に大学側に常に連絡が取れる体制がないため教員の個人的な対応のみに依拠することとなり、教員の不在により連絡を密に取ることができないなどの不都合が生じている。第2に、ボランティア活動とはいえ社会活動をするに当たっての最低限の基本的判断（服装、言葉遣い、対応など）の十分でない学生への指導を要するが、必ずしも指導が十分とは言えないまま送り出さざるを得ない。第3に、教員の個人的な対応の下でのボランティアであるため、先方が希望するような、現場への教員の付き添いは実現できず、学生の現場における実際の活動状況の把握、フィードバック、振り返りをする時間が不十分である。そのため、せっかくの活動が、「総括と反省」までは及ばず、学習や社会経験としての位置づけが十分になされないうちに終わってしまうこともある。

こうした点を考慮すると、改善案として、教育や福祉の現場等における学生のボランティア活動を継続的に積極的にサポートするために、本学でも、多様なボランティア活動に対応する窓口として他大学で実際に活動しているような「ボランティア・センター」を設立し、専門スタッフが学外諸機関と学生、教員との間のパイプ役となることが望ましい。こうしたセンターを設立することによるメリットとして少なくとも以下3点が挙げられる。

- a. 受け入れ先である外部諸機関と大学教員との間で恒常的に連絡がつきやすく、ボランティア活動中の学生指導が行いやすい。それにより、外部機関と大学との間の相互信頼が増す。
- b. 学生が何らかの問題を起こした場合に迅速な対応が可能となる。
- c. 学生の有益な経験や失敗談などを、次年度に現場に入る学生に教訓として蓄積して伝達し、学生同士の交流の場を作ることが可能となる。

こうしたニーズをFD委員会が率先して具体的に取り上げ、他大学における「ボランティア・センター」の視察を実施するなどして検討を行っている。ボランティア活動が、一定の教員によるそのつどの個別的な対応と指導に依拠した活動の範囲を越えつつある現在、各種のボランティア活動の拠点となるセンターの設立が望まれる。

3) 地方自治体等の政策形成への寄与

(C群: 地方自治体等の政策形成への寄与の状況)

[現状の説明] 本学が担っている「地方自治体等の政策形成への寄与」には、本学教員がそれぞれの専門領域に即して地方自治体および中央省庁を含む官公庁に対する貢献として、個別に担っているものと、総合研究所を主体として近隣地方自治体に対して行っているものと、大別して二通りのものがある。

(1) 地方自治体等への本学教員による個別的な寄与

埼玉県上尾市環境行政における政策形成への寄与

政治経済学科村上公久教授は、上尾市環境審議会会長職にあつて現在まで継続 11 年間同市の環境行政に寄与してきた。現在は環境審議会第 6 期であり、市長からの諮問(平成 8 年 5 月)に同年 10 月当該教員が同審議会会長として答申した「上尾市環境基本条例の制定」に基づき翌 9 年 9 月に市議会が制定した同条例中、現在は特に第 8 条(環境基本計画) 10 条(環境報告書) 11 条(環境監査) 19 条(民間団体)に基づき、政策の実施を指導している。関与した項目は以下のとおりである。

- ・ 環境監査
- ・ 環境基本計画
- ・ 環境現状報告
- ・ 情報公開
- ・ 環境政策担当課・職の新設を指導
- ・ 市職員の研修
- ・ 上尾市環境推進協議会

当該教員は 2007 年 5 月に第 6 期終了をもって、12 年間の同審議会会長職を辞する予定であるが、大学の地方自治体等の政策形成への寄与、特にその大学がキャンパスを開いている地方自治体への政策形成にたいする貢献は今後も肝要である。

兵庫県姫路市の総合計画策定への寄与

政治経済学科村上公久教授は、兵庫県 姫路市における同市の総合基本計画中、環境政策策定分野について、同市の市長の依頼要請に応じて指導した。

兵庫県の在外日本文化センターの国際的貢献策への寄与

政治経済学科村上公久教授は、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市に開設されている兵庫県日本文化センターの現地活動に関し、同センター長よりの依頼要請に応じて、在米弊国法人の現地文化への貢献の促進施策などを指導した。

総務省「市町村の合併に関する研究会」の報告書等作成への寄与

政治経済学科高端正幸専任講師は、2004 年度までに推進された市町村合併の市町村行

財政に対する効果を検証すること、および、「合併協議会運営マニュアル」の改訂の内容を検討することを主な目的として、総務省が2005年11月に設置した「市町村の合併に関する研究会」の委員として、設置当初以来活動している。目的のうち前者に関しては、2006年3月に『市町村合併による効果について』（市町村の合併に関する研究会 平成17年度報告書）が発表された。

2006年4月からは、「合併協議会運営マニュアル」の改訂に向けた具体的な検討を開始している。研究会設置以降、おおむね月一回のペースで開催された研究会にほぼ毎回出席し、発言等を通じて、『報告書』に知見を反映させた。「合併協議会運営マニュアル」の改訂に関しても、同様に、研究会における検討作業に積極的に参画している。

地方6団体設置の「新地方分権構想検討委員会」報告書作成作業への寄与

政治経済学科高端正幸専任講師は、地方6団体が設置した「新地方分権構想検討委員会」の報告書取りまとめ作業を、調査研究を主とする実務面で支援することを職務とする全国知事会専門調査員の一員として、2006年2月より調査研究を行った。「新地方分権構想検討委員会」およびその「小委員会」における議論の進捗と並行して、海外事例の整理、地方財政シミュレーションの提示等の作業を他の専門調査員との協力のもとに行った。これらの調査研究の成果は、上記の「中間報告」に反映されている。2006年5月には、『分権型社会のビジョン（中間報告） 豊かな自治と新しい国のかたちを求めて - 「このまちに住んでよかった」と思えるように』が、「新地方分権構想検討委員会」から発表された。

茨城県「第4次茨城県行財政改革大綱」策定への寄与

政治経済学科高端正幸専任講師は、2004年10月より茨城県「行財政改革推進懇談会」委員として、「第四次茨城県行財政改革大綱」の策定に向けて茨城県知事に提出する「大綱（案）」を検討、作成する作業に参画した。本懇談会は、数回にわたる懇談会の開催をへて「大綱（案）」を完成し、2006年2月24日に「第四次茨城県行財政改革大綱（案）」が知事に提出された。

各種審議会等への委員としての参画

以上の他にも、各教員の個別の研究領域に即して、以下のように、地方自治体等の各種審議会・協議会等に委員として恒常的に参画することによる寄与がなされている。

・秋吉裕子教授（政治経済学科）

- a. 東京都大田区教育委員：1995年12月～2003年12月
- b. 埼玉県桶川市情報公開および個人情報保護審査会：1997年1月～5期・現在に至る。
- c. 埼玉県上尾・桶川市・伊奈衛生組合情報公開および個人情報保護審査会：2003年10月～2期・現在に至る。

- d. 埼玉県さいたま市地域新エネルギービジョン策定委員会:2004年8月12日～2005年3月31日。
- e. 埼玉県さいたま市温暖化対策地域推進計画策定委員会:2005年7月6日～2006年3月31日。
- f. 埼玉県公共事業評価監視委員会委員:2006年10月1日～2008年7月31日。

・高橋愛子助教授（政治経済学科）

上尾市人権推進協議会委員:2004年4月1日～現在に至る。

・渡辺英人助教授（コミュニティ政策学科）

上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会委員:2004～2008年

・熊谷芳郎講師（日本文化学科）

埼玉高等学校国語問題審査委員会委員:1986年4月～1990年3月、1993年4月～1995年3月、
1998年8月～1999年11月、2000年9月～2002年3月

・山田麻有美助教授（児童学科）

上尾市就学指導委員会委員:2005年8月～

その他、2005年度中に正式に大学が委嘱を受けた委員等は下記の一覧の通りである。

2005年度中に正式に大学に委嘱を受け派遣した委員等一覧

委 嘱 名	委嘱団体等	派遣された者
学校評議員	さいたま市立大宮北高等学校	大森達也
「これからの学校教育に求められる児童生徒の資質・能力に関する研究」研究協力者の委嘱	国立教育政策研究所	小川 洋
教育課程実施状況調査のための問題審査の協力者の委嘱	国立教育政策研究所	熊谷芳郎
社団法人キリスト教保育連盟理事長就任依頼	社団法人キリスト教保育連盟	長山篤子
財務省委託調査「フィリピンの財政の持続可能性確保と国際競争力強化」の委員	株式会社大和総研	高端正幸
研究発表会指導者(テーマ:子どもたち一人一人に『確かな学力』の定着を図る取組 - 小学校における教科担任制・学習支援教室の実施と効果に関する研究 -)	上尾市立鴨川小学校	小川 洋
指導者の派遣(研究発表会)、テーマ:児童の願いや思いを生かし、生きる力を育む学習活動の創造	上尾市立上尾小学校	小川 洋
教育相談研修会指導者派遣(軽度発達障害児の指導法について)	上尾市教育委員会教育長	山田麻有美
平成17年度特別支援教育巡回相談員派遣(内容:教育的支援の必要な園児についての理解と援助のあり方)	埼玉県教育委員会教育長	金谷京子
上尾市保育所事故調査委員会委員長	上尾市教育委員会	金谷京子
上尾市地域福祉計画策定委員会委員長	上尾市	牛津信忠
小学校英語活動指導力育成講座講演依頼(内容:小・中連携を考えた高学年の指導)	福岡女学院大学	東 仁美
全国自治会「専門調査員」の委嘱について	全国自治会事務総長	高端正幸

(2) 総合研究所を主体とした近隣地方自治体の政策形成への寄与

「都市提言」の策定

総合研究所「政治経済研究センター現代都市研究室」では、大学近隣の自治体職員を研究員として「都市経営研究」を進めているが、このプロジェクトの研究成果の公開として、以下の通り「都市提言」をまとめ、シンポジウムの中で発表している。

「政令指定都市への政策提言」2003年4月 B6,28頁

「『協働型まちづくり』への提言 市民と行政の新しい関係」2004年4月 B6,15頁

「『協働による自治体経営』についての提言」2005年4月 B6,25頁

これらの「提言」の小冊子をシンポジウムに参加した自治体関係者に配布するとともに、各市町村議会に送付している。議会事務局から追加の送付要請があるなど、「提言」はさまざまな形で受け止められている。

「自治体リーダー養成講座」「聖学院ポリシー・カレッジ」の開講

本学総合研究所政治経済研究センターは、大学院政治政策学研究科と連携し、自治体職員の研修プログラムとして1994年から「自治体リーダー養成講座」を開設してきた。この講座は、地方分権に移行する過程で、行政を担う自治体職員が「業務遂行型」から「企画立案型」に脱皮を求められる課題を見据えて、プログラム化され、5日間の集中講座として2003年度まで10年間開催してきた。

しかし2000年にいわゆる「地方分権一括法」が法制化され、自治体のあり方に「市民参加型」が求められるなど、課題も多様化してきた。そこで2004年度から、「自治体リーダー養成講座」を改め、自治体職員また地方議会議員が、自治体の課題を継続的に研究し政策提言できるようになることを目指して、秋学期の土曜日午後に隔週で5,6回開催する「聖学院ポリシー・カレッジ」(政策大学院講座、大学院科目名「先端政策研究」)を開設した(いずれも場所はさいたま新都心の「産学交流プラザ」(彩の国8番館)で午後3時間(12:50~16:00))。主題と講座内容は下記のとおりである。

	講座主題・概要	月日	テーマ・講師
2004年 (第1回) 参加者 16名	「新しい「公共」を考える」	10/9(土)	官から民へ、国から地方へ なぜ、公共が問われるか 佐々木信夫(中央大教授、聖学院大院客員教授、法博)
		10/23(土)	ガバナンス論をめぐって 自治体、NPO、ボランティア 中邨 章(明治大教授、聖学院大院客員教授、政博)
		11/13(土)	福祉をめぐる公共概念 NPO、ボランティアの実際 渋川 智明(毎日新聞編集委員)
		11/27(土)	公共経済における「公共」と財政のあり方をめぐって 横山 彰(中央大総合政策学部教授、経博)
		12/11(土)	協働型まちづくりとは何か 市民と行政の新しい関係 平 修久 (聖学院大教授、工博)
2005年 (第2回) 参加者 15名	「行政改革 手法の最前線」	10/1(土)	佐々木信夫(聖学院大学大学院客員教授、中央大学教授) 講義 「<新しい公共>を実現する自治体経営」 演習 「事例研究自治体経営の改革実践」
		10/15(土)	宮脇 淳(北海道大学公共政策大学院長) 講義 「ニューパブリックマネージメントの意義とアウトソーシング」 演習 「事例研究 NPMの具体化例をめぐって」
		11/5(土)	小松史郎(㈱三菱総合研究所地域経営研究センター・研究部長) 講義 「指定管理者制度の意義と実践」 演習 「事例研究 指定管理者の実際」
		11/19(土)	川村雅人(㈱三菱総合研究所地域経営研究センター・チーフプランナー) 講義 「市場化テスト、PFI方式の導入」 演習 「事例研究 市場化テスト、PFIの実際」
		12/3(土)	平 修久(聖学院大学教授) 講義 「まちづくりとPPP」 演習 「事例研究 PPPの実際」
		12/17(土)	総括シンポジウム「行政のアウトソーシング 官と民、住民との協働」 パネリスト1 : 福嶋浩彦(千葉県我孫子市長) 同 2 : 北谷孝和(経済産業省新規産業室長) 同 3 : 光多長温(鳥取大学地域学部教授) コーディネータ: 佐々木信夫(前掲)

【点検・評価】 上述のように、地方自治体における政策形成への本学教員による積極的な貢献は、本学が位置している上尾市、埼玉県といった近隣自治体におけるものに限られず、他の地方自治体や中央官庁等の政策形成過程に対しても積極的に行われており、この点は高く評価される。ことに「環境問題」がグローバルな規模で深刻化している現在、上尾市の環境政策形成に対して12年の長期にわたる継続的な寄与がなされ、環境行政の細部にわたる質的向上に多大な貢献がなされてきた点は特筆すべきことといわねばならない。

さらに、「地方分権一括法」の成立とともに「地方分権化」の流れの促進が叫ばれているが、こうした流れを加速し、また実質的な形で実現するためには、何よりもその担い手である地方自治体職員の質的向上が不可欠である。この点に早くから着目し、自治体職員のために、本学における高度な研究体制に裏付けられた研修プログラムを開講してきた点は、時代の流れを先取りしつつ敏感にそのニーズに対応してきた営みとして高く評価される。本学研究所の主催する自治体職員の研修プログラム「自治体リーダー養成講座」の開設は1994年であり、「地方分権一括法」が成立する2000年からさかのぼること6年である。また研修プログラムの開講にとどまらず、研究成果を「都市提言」の

形で公開し、「市民参加型」「市民との協働型」自治体形成を具体的に支援しようとしている点も評価されよう。

〔課題・方策〕 大学が設置されている自治体の政策形成に積極的に参与し連携を維持していくことは極めて重要であることから、上尾市環境審議会会長職を本学教員が退く2007年5月以降も、環境行政における寄与が継続的になされることが望ましい。さらに環境行政に限らず、他の分野においても上尾市市政との連携を重視し、その具体的な政策形成に積極的に寄与していくことが望ましい。

今後、本学大学院・総合研究所の開講する「聖学院ポリシー・カレッジ」を初めとする自治体職員を対象とする研修の機会を、上尾市職員に一層活用してもらうよう働きかけながら、相互の連携強化を図ること、さらには、広く近隣自治体の職員に対しても周知徹底し、「地方分権化」と「市民参加型」自治体形成へ向けた協働の旨みをさらに拡大・深化していくことが課題である。

4) NPO「まちづくり支援センター」の活動

(B群: 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度)

(C群: ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献)

〔現状の説明〕 (1) コミュニティ政策学科とNPOの創設

本学は、2000年度に政治経済学部コミュニティ政策学科を増設することによって、地域の問題に積極的に取り組み、創造的な活動を行うことを内外に表明した。コミュニティ政策学科は、地域社会の担い手の育成を目指して、自らを「まちづくり」の研究・教育センターとして組織してきた。そして、その研究・教育成果を実践に移すための組織として、学科の有志が、2001年4月にNPO「まちづくり支援センター」を設立し、大学内に事務室を確保した(同年10月に特定非営利活動法人として認証された)。

「設立趣旨書」には本NPOの設立目的が次のように記されている。「今日、地域社会における教育力が著しく低下しているために、児童の社会的成長に問題が生じている。本来は学校も地域社会の一組織であり、学校教育と地域社会における教育は有機的に結合されなくてはならない。そして、学校を含めた地域社会総体の教育力を開発するためには、学校と地域社会との連携を図る組織が必要とされる。このような社会的要請をうけて設立される特定非営利活動法人コミュニティ活動支援センターは、いわば学校と地域社会とを結ぶ橋、地域社会に開く学校の窓口として存在し、関係する諸学校相互の連携を図りつつ、学校を拠点として家族(PTA、同窓会、後援会など)、近隣集団(自治会など)、地域社会の諸組織(行政組織、企業、非営利組織など)との連携を図る。事業としては、コミュニティ活性化に関する研究・教育・情報提供、国際協力、関連諸組織の活動の調整、福祉ボランティアの養成、環境保全活動、体験学習支援などが中心になる。このような活動をとおして本センターは、地域福祉社会の建設を目指して、学校と地域

社会との連携を深め、もってコミュニティの活性化を図ろうとするものである。」

活動のための財源は、会費、助成金、寄付などを基礎とする。初年度の会員数は 70 名であった。

(2) 初期の活動

2001 年度

- ・ 上尾市大谷公民館と共催で「学社融合ワークショップ」を開催
- ・ 大学前を流れる鴨川の環境調査活動実施(次年度も継続)
- ・ さいたま市からの受託事業「まちづくりセミナー」の企画と運営(～2003 年度)
- ・ 宮原西口商工会に「まちづくり研究会」の共催を提案 「まちづくり協議会」結成(2003 年)へ

2002 年度

- ・ 上尾市大谷公民館と共催で「国際理解講座」
- ・ 学長直轄プロジェクトとして地域通貨(デナリ)を発行
- ・ 地元商店街の協賛を得、学園祭で協賛商店名入りの T シャツを作成、販売
- ・ 宮原駅西口商工会と連携して「小学生絵画展」開催(その後、毎年開催)
- ・ まちづくり協議会と連携して「里山をきれいにする活動」に参加

(3) まちづくり協議会の設立

本 N P O は、上記のような多様な地域活動を展開するなかで、大学周辺の主要な地域組織に働きかけ、2003 年 4 月に「宮原駅西口地域まちづくり協議会」(2005 年に「まちづくり協議会クローバー」に改称)を結成するに至った。その会員構成と協力団体は、下表のとおりである。

会員構成

名 称	構 成
日進町三丁目自治会	班数 175
宮原町三丁目自治会	班数 170
日進町三丁目子供会育成会	児童 280 名、育成会役員 15 名
宮原西口商工会	会員数 45
みやはら福祉会	当時は準備会
聖学院大学	学生 3035 名、教員 304 名、職員 61 名
NPO 法人 コミュニティ活動支援センター	会員数 102(個人 94、団体 8)

協力団体

名 称	活動内容
J R 宮原駅	小学生絵画展の展示協力
別所小学校	小学生絵画展の参加協力
宮原小学校	小学生絵画展の参加協力
日進北小学校	小学生絵画展の参加協力

活動対象エリア（宮原駅西口地域）は、東は高崎線、南は川越線、西は花の丘農林公苑、北は公団大宮奈良町団地で囲まれた地域である。

本地域には、JR高崎線宮原駅とJR川越線日進駅の2つの駅があり、花の丘農林公苑、三貫清水、番場公園といった緑地や、鴨川、逆川といった水の流れがある。2つのJRの駅と花の丘農林公苑の途中には、聖学院大学があるとともに、宮原小学校、日進北小学校、別所小学校もある。これらの交通拠点、まとまった緑、教育の拠点、さらには、大成建設・カンセイ跡地の開発などの拠点や地域資源を有効に結びつけることにより、本地域は、自然や多様な人々のふれあいのある良好なまちになる可能性がある。

本協議会は、宮原駅西口地域が良好なまちになるように、地域住民でまちづくりを考え、自らできることは自ら行うとともに、道路や河川の整備案などをさいたま市に提案するという構想のもとで、設立初年度（2003年度）には次のような活動を行った。

- ・ 「ゴミ拾いキャンペーン」宮原駅西口広場から聖学院大学まで（毎年実施）
- ・ 蛭再生計画の開始（2004年5月、学内にピオトープ「ひかりのせせらぎ」完成）
- ・ シンポジウム「まちづくりを考える」を学内で開催
- ・ NPO、戸崎地区まちづくり協議会、大谷公民館の共催で、休耕地を活用して蕎麦の栽培から蕎麦うちまでを行った
- ・ 「ふれあいフェスタ in 宮原」に参加
- ・ 受託事業として上尾市「ふるさと学園」の「まちづくりコース」を企画・運営
- ・ 近隣住民たちと大学体育館で5万個のドミノ倒しを実施

2003年度に始められたこれらの活動は、その後も基本的に継続されている。これらの活動に加えて、2004年度以降には、さらに次のような活動が始められた。

逆川の整備...宮原駅前を流れる逆川の現状を調べ、さいたま市をはじめ関係諸団体とともに逆川の整備について検討を開始した。逆川を可能な限りかつての小川に蘇らせる活動である。

タウン紙の発行...地域で活躍する人、地域の歴史などに詳しい人、地域の将来を熱心に考えている人などに対するインタビュー記事を中心に、タウン紙「MIYAHARA」（2005年に「クローバー」と改称）を年4～6回発行。現在の発行部数は10,000部。経費は主として広告費によっている。

三貫清水の自然を守る活動...毎年5月の「緑の日」に大学の近くの三貫清水で野点（のだて）、琴演奏、紙芝居などを行う。さいたま市の市長をはじめ、多くの住民が参加している。
学生・住民ボランティア...新潟県中越大震災（2004年）の被災地にボランティアを送る。

(4) 地方自治体の各種計画書作成への貢献

本NPOの事務局長でありコミュニティ政策学科の学科長（2000 - 2005年度）であった富沢賢治教授は、さいたま市総合振興計画審議会・教育市民部の部会長（2001 - 2003

年度)として、さいたま市総合振興計画の『基本構想』(2002年12月)と『基本計画』(2004年2月)の作成に参加し、上尾市NPO協働まちづくり推進委員会の委員長(2002-2003年度)として『上尾市市民活動調査書』(2003年3月)と『上尾市NPO協働まちづくり推進計画書』(2004年3月)の作成に参加し、2003年度には埼玉県NPO活動情報サポート検討委員会委員として県の情報サポートのあり方を検討し、2004年度以降は上尾市生涯学習推進市民会議の会長とし『上尾市生涯学習基本構想・基本計画 後期基本計画』(2006年3月)の作成に参加した。また、さいたま市明るい選挙推進協議会の初代会長(2004-2005年度)として選挙管理委員会と住民との協働関係の強化に努めた。なお、これらの活動を支えた大学とNPOによる社会貢献が認められ、富沢教授には2005年11月、さいたま市長から「コミュニティの発展に尽力した功績をたたえる」として「市政功労賞」が与えられた。

【点検・評価】 大学と地域社会との間に橋を架けることを目的として活動してきた本NPOは、地元の主要組織と大学を構成員とするまちづくり協議会を発足させることによって、所期の目的の一端を達成した。大学と地元住民の協力関係は、2003年の宮原駅西口地域まちづくり協議会の発足により、一段と進展し、住民によるまちづくりの契機が生まれている。地域における知的センター、文化センターとしての大学の役割も明確になってきている。大学が自覚的にまちづくり活動を開始すれば、まちは変わりうる。聖学院大学の事例はそのことを示していると評価される。

【課題・方策】 NPO活動も6年を数える様になった。多岐に亘る活動を継承していくためには、人材、組織、場所、資金など、様々な資源確保の方策が必要となる。大学の地域貢献と学生の教育を結びつける視点、地域の要望と学生の興味との接点などを探求し、NPO活動が継続できる基盤の確立が課題となる。

2 企業等との連携

1) 企業等との連携

(C群:大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策)

(C群:企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況)

【現状の説明】 (1) 本学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

埼玉県主催「大学連携研究会」への参加

埼玉県(総合政策部改革推進局産学連携室、現在、産業労働部新産業育成課所管)が主催する「大学連携研究会」に大学・総合研究所から参加し、「大学間の連携」、「企業との連携」、「地域との連携」について研究協議し、「政策提言」の策定に参画し、またプログラムの実施に協力している。

「研究会」は2003年から開始され、年4、5回開かれているが、(i)埼玉県内の大学

が自治体・地域・企業・大学との連携をどのように展開しているかのアンケート調査、(ii)埼玉県ホームページ上に各大学の「公開講座」の紹介を掲示することなどを検討し、一部実施している。

「埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク」の事務局担当

2003年の国政選挙で「マニフェスト」による議員選出の動きが定着したが、地方議会選挙ではまだ「マニフェスト」とは何かも十分に理解されていないし、投票率にも市民の選挙への関心の低さが現れている。全国的に「マニフェスト」推進の動きが広がっている中で、埼玉県においても、市民が中心となって選挙のあり方を変えていこうという運動が始まり、その事務局を聖学院大学総合研究所が引き受けている。

2006年7月14日に開催された「結成大会」では、本学の政治経済学部コミュニティ政策学科の教員、大学院の政治政策学研究科の教員が役員となり、ローカル・マニフェスト推進活動を開始している。

(2) 大学以外の機関・団体との共同研究、受託研究

財団法人 地方自治研究機構からの受託研究

大学以外の機関・団体との共同研究、受託研究も進んでいる。総合研究所及び大学院は、財団法人地方自治研究機構と協定を結び、2002年度に、静岡県藤枝市の市民活動についての調査研究を受託し、実施した。受託金額は2,688,000円であった。研究委員会の委員長は中邨章明治大学教授(聖学院大学大学院客員教授(当時))であり、聖学院大学総合研究所からは、3名の教員(富沢賢治教授、平修久教授、馬場健専任講師(当時))が研究に参加した。

この受託研究の報告書は『市民活動の実態分析及び協働・支援のあり方に関する研究』として平成14年3月に財団法人地方自治研究機構から出版された。

地元経済界との共同研究

総合研究所では2005年度から「国際金融研究」を進めているが、埼玉経済同友会、上尾市商工会議所の専務理事ほか地元の経済団体のメンバーを研究員に迎えて共同研究を実施している。

設置目的は、グローバリゼーションが浸透する世界的環境変化のなかで、学内外の有志が集い、国際金融問題の研究を深化させることにある。研究成果や意見はシンポジウムやインターネット等種々の形で国内外に公表している。そのことにより国際的な相互理解を進展させ、同時に聖学院大学の地元企業などへのパブリック・リレーションの裾野を拡大させることを狙いとしている。

2005年度は下記の日時、主題、発表者で開催した。

回	月日	テーマ	発表者	発表者所属	出席
1	5/7	速水優『強い円 強い経済』をめぐって	速水優 眞野輝彦 柴田武男	全学教授、前日銀総裁 総合研究所特任教授 政治経済学部教授	13
2	5/18	計画会			10
3	6/15	金融緩和政策は有効か	柴田武男	政治経済学部教授	17
4	7/20	Globalizationとわが国金融システムの変化	眞野輝彦	総合研究所特任教授	16
5	9/21	21世紀 国際金融の現状と未来	鈴木真実哉	政治経済学部助教授	14
6	10/19	対外・内外直接投資から見た日本経済の国際化	大森達也	政治経済学部教授	18
7	11/16	市場統合と社会統合は両立するか	富沢賢治	政治経済学部教授	14
8	12/21	中国経済の問題点	石部 公男	政治経済学部教授	16
9	1/11	金融市場と情報 市場倫理の観点から	梅津 順一	政治経済学部教授	13
10	2/15	市場経済と倫理的基礎づけ	阿久戸光晴	大学学長	14

【点検・評価】 企業との共同研究という課題に対しては、理工系の大学・学部が取り組みやすいが、本学は、人文・社会系、福祉系の学部学科を擁する大学であり、企業との共同研究の実績はない。ただし政治経済学部、大学院政治政策学研究科、総合研究所を窓口とした自治体、経済団体などとの連携、共同研究には積極的に取り組んできた。大学が地域社会、自治体、企業の活性化に取り組むことは、大学の重要な使命であり、果たすべき役割と認識しているからである。「埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク」「国際金融研究」の実施は参加者、関係者から高い評価を受けている（フォーラム、シンポジウムなどの参加者からの評価による）。

この点からみれば、本学は設立20年に満たない大学であるが、埼玉県、さいたま市、上尾市など、地域の自治体における人材養成、まちづくりの政策提言などの点で積極的に貢献をしてきていると評価できる。

【課題・方策】 「埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク」について、今後、大学としては、議員だけでなく「市民が作成するマニフェスト講座」を開設するなどの活動を通して、学部学生、大学院学生を参加させ、地域への関心を深める教育プログラムを策定したい。企業、経済の活性化という課題への取り組みは始まったばかりである。企業等との連携は十分とは言えない。今後も大学としてより積極的に取り組んでいきたい。

第10章 学生生活

【到達目標】 現代の日本の高等教育機関においては、国際的、国内的に評価される有為な人材の輩出が強く求められている。聖学院大学では、建学の精神に基づき学生の人間的な発展や成熟を目指し、正課外教育における諸活動においても、学生の素質を本学における学生生活を通して最大限に発揮することができるための好ましい環境を整える。また、学生個々人の個性に即した支援を積極的、かつ有効に実施することにより、成長し自立した人材、及び社会における指導的役割を果たすことができる人材、すなわち、キリスト教精神に基いて個性豊かな人材育成を目的とした学生生活への支援を目指す。

具体的には、経済的理由による学業継続が困難な学生のための奨学金等の支援制度を充実させる他、学生の心身の健康保持、安全・衛生に関する指導を充実すると共に、学生の様々な悩み等に対応する相談・解決のための組織及び体制を整備する。特に、本学はキリスト教大学としての特徴を活かした、チャプレン（牧師）によるパストラルケア体制を充実させる。また、大学内における種々のハラスメント防止に関する活動を充実させると同時に、相談、解決のための支援体制を整備し、有効に機能させる。さらには、学生が自己発見をし、自らの将来の人生や進路を考える機会を提供すると共に、就職のために適切な指導・支援を行う。なお、就職支援に関しては、本学の卒業生に対する支援も視野に入れた活動を行っていく。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

経済的理由等により学業継続が困難な学生を支援するための取り組みは充実しているか。

学生の心身の健康保持、安全・衛生に関する相談・指導体制は充実し、有効に機能しているか。

学生のライフデザインや進路（就職・進学）に関する指導のための組織・体制は整えられているか。

1 学生への経済的支援

1) 奨学金等、学生の経済的支援を図るための措置

(A群：奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性)

【現状の説明】 本学の学内奨学金制度としては、大学が行っている2つの奨学金、すなわち成績優秀者に褒賞として給付する「聖学院大学特別奨学金・第1奨学金」(目的支援型、達成型メリット奨学金(給付))と経済的困窮者に対する「聖学院大学特別奨学金・第2奨学金」(経済支援型、ニード奨学金(貸与))が主なものであるが、それ以外に、外郭団体である聖学院大学後援会および聖学院大学学友会が行っている奨学金等がある。本学の奨学

金制度は、経済状況や学業成績を基準として行っているが、成績優秀者に対する「聖学院大学特別奨学金・第1奨学金」と国際交流に関連する「女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金」以外は、経済的に支援が必要な学生に対する奨学金である。なお、本学では経済支援の奨学金は、緊急性の高い特別な場合を除いては貸与が中心となっている。聖学院大学特別奨学金・第2奨学金の最近の採用状況は、ほぼ安定的な数となっている。これは、決められた予算枠の中で対処するために、事前に人数調整を行っている結果であるが、この枠からはずれた場合は、聖学院大学後援会や聖学院大学学友会の奨学金にお願いしている。

聖学院大学後援会修学援助奨学金は、保証人の死亡などによって緊急に学費の調達が困難になったような場合に、その緊急度や経済状況に応じて給付または貸与される奨学金であり、毎年数名の採用がある。また、聖学院大学学友会奨学金は本学独自の奨学金制度が整備される以前から、金額は多くはないものの授業料または生活費における一時的な経済支援のための奨学金として貴重な役割を担っていたが、近年は利用者は減る傾向にあり、この数年は1、2名の採用となっている。

(財)日本国際教育協会は、私費外国人留学生に対し授業料減免を実施した学校法人を対象に授業料の一定額を限度に援助を行う制度を実施しているが、本学では、この制度を利用し、私費留学生の経済的負担をできるだけ軽減することを目的として、成績及び在籍確認簿が良好な留学生に対する授業料減免の制度を2005年度より設けている(2005年度以前は、留学生奨学金として給付)。近年は留学生数の増加に伴い、2005年度では学部留学生の9割以上に当たる162名の留学生を対象に減免を行ったが、その一部は上記協会より援助金として支給された。

学外奨学金の主なものは、日本学生支援機構によるものだが、それ以外に、自治体等が設置している奨学金制度による受給実績もある。

奨学金以外での経済的支援を図るための措置としては、本学学生を対象とした銀行提携教育ローン制度がある。この制度は、在学期間中、学費の調達に苦勞することなく学業に打ち込めるよう配慮した制度であり、一般の教育ローンより低金利で融資を受けることができる。2005年度の利用者数は3名、融資総額は270万円であった。

各種奨学金制度の詳細および採用実績(2001～2005年度)は下記のとおりである。

聖学院大学における奨学金制度

学内奨学金制度		基金又は予算	出願方法・資格	金額
給付	聖学院大学特別奨学金・第1奨学金	奨学費	学生部委員会へ出願、前年度の各学年・学科の成績順位が1～3位の者	1位 150,000円 2位 100,000円 3位 70,000円
	女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金	女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金基金	学長へ出願、奨学金委員会で審査、国際交流の進展に貢献する意志を有する者	上限 500,000円
	ル・ラ・ロング・コムズ記念奨学金	ル・ラ・ロング・コムズ記念奨学金	学長へ出願、奨学金委員会で審査、経済的に困窮し、援助を必要とする者	1学期授業料相当額 (半額給付、半額貸与)
	聖学院大学後援会修学援助奨学金	後援会	学友会参事会へ出願、修学継続困難者	1学期授業料相当額

減免	聖学院大学特別奨学金・留学生授業料減免(2005年度より)	留学生授業料減免	学生部委員会へ出願、学業に精励し品行に優れた者	年間授業料の30%~60%
貸与	聖学院大学特別奨学金第2奨学金	奨学費	学生部委員会へ出願、経済的困窮者	1学期授業料相当額
	聖学院大学校友会修学援助奨学金	校友会	校友会参事会へ出願、突発的に経済的逼迫状態に陥り緊急が生じた場合	月額10,000~100,000円
	聖学院大学後援会修学援助奨学金	後援会	校友会参事会へ出願、修学継続困難者	1学期授業料相当額
学外奨学金制度				
給付	私費外国人留学生学習奨励費	日本学生支援機構	私費外国人留学生	月額50,000円
	国費外国人留学生	文部科学省	私費外国人留学生	月額135,000円
	ロータリー米山奨学金	(財)ロータリー米山記念奨学会	私費外国人留学生(中国・韓国籍以外)	月額100,000円
	ツツミ奨学財団奨学金	ツツミ奨学財団	1年次生・日本国籍	月額40,000円
貸与	あしなが奨学金	あしなが育英会	保護者等が病気で死亡した家庭の子供	月額40,000円
	電通育英会奨学金	電通育英会	学業・人物が優秀な日本人	月額40,000円
	本多清六博士奨学金	埼玉県	態度・行動が学生としてふさわしい者	月額20,000円
	福島県奨学金	福島県	福島県内の高校を卒業した者	月額40,000円

日本学生支援機構奨学金

	募集人数	出願方法・資格	金額
第一種	31名	1年生:高校成績平均3.5以上、2年生以上:大学成績が1/3以上	1年生自宅月額54,000円 自宅外月額64,000円
きぼう21プラン	59名	1年生:高校成績平均水準以上、2年生以上:大学成績が平均水準以上	3・5・8・10万円から選択

奨学金採用状況

奨学金の種類	貸与/給付	金種	採用数(人)				
			2001	2002	2003	2004	2005
学内奨学金							
聖学院大学特別奨学金(第1奨学金)	給付	70,000円~15,000円	62	54	54	54	54
聖学院大学特別奨学金(第2奨学金)	貸与	1学期授業料相当額	8	17	26	27	25
聖学院大学特別奨学金(留学生奨学金)	減免	年間授業料30%~60%	21	53	87	120	162
女子聖学院短期大学記念交流奨学金	給付	上限50,000円まで	0	1	1	1	1
聖学院大学校友会修学援助奨学金	貸与	10,000円~100,000円	1	2	2	1	0
聖学院大学後援会修学援助奨学金	給付	1学期授業料相当額	2	4	1	2	0
聖学院大学後援会修学援助奨学金	貸与	1学期授業料相当額	5	6	3	4	0
学外奨学金							
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 予約採用 第一種	貸与	51,000円(自宅通学) 54,000円(自宅外通学)	6	13	14	17	12
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 予約採用 きぼう21プラン	貸与	3・5・8・10万円から選択	10	13	8	34	31
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 在学採用 第一種	貸与	51,000円(自宅通学) 54,000円(自宅外通学)	29	22	37	22	31
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 在学採用 きぼう21プラン	貸与	3・5・8・10万円から選択	35	50	31	49	68
電通育英会奨学金	貸与	30,000円~40,000円	1	1	0	0	0
青森県教育厚生会	貸与	20,000円	1	0	0	0	0
宇都宮市奨学金	貸与	38,000円	1	0	0	0	0
福島県奨学金	貸与	40,000円	1	1	1	1	0
ツツミ奨学財団奨学金	貸与	40,000円	0	0	1	1	0
あしなが育英会奨学金	貸与	一般 40,000円 特別 50,000円	0	0	1	1	0

西東京市奨学金	貸与	10,000円	0	0	1	1	1
新潟県加茂市奨学資金	貸与	30,000円	0	0	0	1	0
留学生関係奨学金							
私費外国人留学生学習奨励費	給付	54,000円	7	11	14	17	22
ロータリー米山記念奨学金	給付	100,000円	0	0	0	1	0
草の根奨学金	給付	20,000円	1	0	0	0	0
国費外国人留学生	給付	135,000円	0	0	0	1	0
朝鮮奨学会奨学金	給付	30,000円	0	0	0	1	0

【点検・評価】 本学では、1995年に独自の奨学金制度を設けて以来、多くの学生に修学継続を目的とする経済支援を実施してきた。また、本学から提携校等へ留学する優秀な学生に給付する「女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金」は留学を希望する学生の目標ともなっている。このように、本学の奨学金制度は、各年度の成績優秀者に褒章として給付する「聖学院大学特別奨学金第1奨学金」と、経済的に困窮している学生に対し貸与する「聖学院大学特別奨学金第2奨学金」を2本柱として組み立てられており、一方では学生の勉学意欲を促すとともに、様々な事情により学業継続が困難な学生へ機会を提供することで奨学金制度として一定の成果が上がっていると評価できるものである。しかし、奨学資金がこの数年ほとんど据え置かれている中で、選考に漏れた学生に対しては、他の奨学金や教育ローンの紹介が欠かせない状況でもある。なお、貸与型奨学金の返還金滞納者対策として返還督促を行っているが、この数年は連絡が取れない卒業生が出始めており、在学中における奨学金制度に対する理解を深めさせるための教育が重要となっている。

奨学金以外の経済支援としての銀行提携教育ローンについては、低利率による貸し出しや返済期間の長期化を実現すること、本学の奨学金財源に限りがあるため貸し出しに制限を設けなければならないこと、さらには返還金回収業務に係る事務負担軽減などが狙いであるが、まだ発足したばかりの制度であり、評価できる段階には至っていない。近年、日本学生支援機構の奨学金制度（貸与）や銀行提携教育ローン制度などが充実してきているが、その関連で、本学における独自の貸与型経済支援奨学金の役割や意義などについて再検討する時期に来ている。

【課題・方策】 現在、聖学院大学特別奨学金（第1奨学金、第2奨学金、留学生授業料減免）の財源はすべて一般経常費を使用しており、奨学金予算の安定的な財源確保として基金の創設が必須であるが、短期間では困難な課題でもある。聖学院大学後援会や聖学院大学学友会などでは、毎年一定額を積み立てて基金作りを行っているが、本学としても十分な奨学資金確保に向けての努力を継続していく必要がある。

日本学生支援機構では、旧日本育英会時代を含めて機構・制度改革が相次いだ。この数年は奨学金制度も安定してきている。特に「きぼう21プラン」の新設などによって、採用できる学生が増加したことは歓迎すべきことであるが、その意味では、本学独自の奨学金のあり方については、従来からの枠に捉れずに再構築する時期に来ていると言え

る。貸与型奨学金の返還業務の肥大化傾向と合わせ、これまでの奨学金のカテゴリー以外に、チャレンジサポート奨学金制度など学生のやる気を支援する褒章型奨学金の新設などを検討している段階である。

2) 奨学金へのアクセスを容易にする情報提供の状況

(C群: 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性)

【現状の説明】 学内および学外奨学金の募集、あるいは説明会等の告知は、学生課掲示板や学生課情報新聞「かけはし Bridges」紙上で行っている。しかし現代の学生気質を考えると、従来のように、説明会日程を掲示板に告知し、説明会で説明するだけの指導では充分とはいえない。説明会後にも学生を呼び出したり個別面談を行ったりして追加説明を行わなければならないが、効率が悪かったが、数年前より、申請方法に加えて応募用紙等も綴じこんだ資料「奨学金ガイド」を作成し、説明会に来た学生に配布するだけでなく、学生課に常設し、自由に持ち帰れるよう便宜を図っており、状況は改善されている。更に、近年は学生生活手帳、大型掲示板、ホームページ、メールマガジン等、伝達する媒体を多様にして奨学金制度に関する情報の周知を徹底している。

【点検・評価】 ホームページやメールマガジン等によって奨学金に関する情報を比較的簡便に浸透させることができるようになったことは、改善点として評価することができよう。そのため、最近では奨学金制度に関する学生からの質問や問い合わせが増加したので、学生課に常時奨学金個別相談窓口を開設し、様々な問合せに応じるようになった。これにより、殊に家計支持者の急変による相談や留学生からの相談に有効に対応できることになった。

【課題・方策】 様々な伝達手段によって、学生が奨学金情報にアクセスすることがこれまでより容易になったにもかかわらず、奨学金申請期日を過ぎてから申請や相談に来る学生は皆無ではない。奨学金の申請期限を厳守することは教育的配慮の面からも必要なことであり、期限を守らない学生への指導もまた重要であると考えている。

また学生課に設置されている個別相談窓口はスペースが充分でないため、プライバシー保護の観点から問題があり、今後、改善していく必要がある。相談担当職員数の増員を含め、個別相談体制の充実について具体的検討を行っていく。

2 生活相談等

1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

(A群: 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性)

【現状の説明】 本学では、健康相談、健康教育に力点を置き、毎年1月と4月に学生健康診断を行うとともに、健診結果に基づく再検査及び校医診察を保健室で実施するなど、学生に健康

管理意識が根付くよう努めている。

保健室には校医が週1回来学し、診察や健康診断を行っている。また、専任看護師1名、パート看護師1名(週3回勤務)が応急処置、健康相談、健康教育、病院紹介等を行っている。保健室には検診後の再検査やベッド利用のために来室する者が多い。また学生相談室に隣接していることから「こころの相談」が多いのも特徴である。常に利用者の傾向を把握し情報を発信できるよう、データ整理に力を入れている。

健康診断は、毎年全学生を対象に集団健診を実施している(4月に新入生～3年生を対象として行い、1月に4年生を対象に実施している)。また、健診時の問診票と健診データをもとにカルテを作成し管理している。受診率は毎年約80%程度と高い数値である。保健室の利用状況(2004～2005年度)及び健康診断受診状況(2005年度)は以下のとおりである。

2004・2005年度年間保健室利用状況

	症 状	2004年度(総利用者:3,922人)				2005年度(総利用者:3,813人)			
		小 計		合 計		小 計		合 計	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
内科	発熱・悪寒	27	38	406	409	31	23	399	321
	咽頭痛・風邪症状	111	88			106	84		
	喘息	1	1			0	0		
	胃痛・腹痛	40	55			34	46		
	嘔吐・吐き気・下痢	52	35			28	46		
	脳貧血・めまい	10	15			7	7		
	頭痛	39	71			62	50		
	倦怠感・気分不快感	126	106			131	65		
生理痛	0	50	0	50	0	56	0	56	
外科	火傷	15	9	116	136	15	9	136	101
	切傷・擦過傷	53	51			66	33		
	その他(靴擦れ等)	48	76			55	59		
整形外科	打撲・捻挫	58	50	119	74	53	39	91	62
	骨折・脱臼	3	0			2	3		
	筋肉関節痛・腰痛	38	15			27	14		
	その他	20	9			9	6		
皮膚	虫さされ・湿疹・蕁麻疹	38	25	38	25	15	21	15	21
眼科	視力測定	16	13	16	13	14	13	14	13
歯科		5	9	5	9	2	5	2	5
耳鼻科		13	12	13	12	1	2	1	2
身体測定		103	79	1,106	1,375	210	216	1,196	1,378
健康相談(心ノ体)	149	197	64			99			
保健指導	455	546	576			613			
その他利用者	365	513	319			415			
アルコールパッチテスト	31	34	24			18			
病院受診(紹介・搬送)	3	6	3			17			
合 計		1,819	2,103			1,819	2,103		
ベッド使用者数		181	144	324	261	146	140	317	291
学校医診察数	73	44	78			29			
学生相談室への紹介	5	8	14			5			
職員利用者数	63	65	79			116			
救急車要請	2	0	0			1			

2005 年度健康診断受診状況

学 科	項 目	1年生	2年生	3年生	4年超	合計(人)	一般項目 受診率
政治経済学科	対象者数	141	135	135	147	558	71.5%
	一般項目受診者	131	95	71	102	399	
	心電図測定受診者	129	17	16	6	168	
コミュニティ政策学科	対象者数	120	114	109	122	465	80.0%
	一般項目受診者	117	89	84	82	372	
	心電図測定受診者	114	15	13	13	155	
欧米文化学科	対象者数	122	120	127	139	508	73.6%
	一般項目受診者	117	87	86	84	374	
	心電図測定受診者	117	12	10	8	147	
日本文化学科	対象者数	132	130	132	99	493	80.1%
	一般項目受診者	130	96	96	73	395	
	心電図測定受診者	129	7	11	2	149	
児童学科	対象者数	125	122	129	148	524	88.2%
	一般項目受診者	124	105	94	139	462	
	心電図測定受診者	124	29	13	24	190	
人間福祉学科	対象者数	131	128	120	146	525	88.0%
	一般項目受診者	130	108	102	122	462	
	心電図測定受診者	130	23	19	10	182	
合 計	対象者数	771	749	752	801	3,073	80.2%
	一般項目受診者	749	580	533	602	2,464	
	心電図測定受診者	743	103	82	63	991	

安全への対策としては、地震や火災を想定し、聖学院大学消防計画を策定して、毎年6月に学生・教職員による「学生災害避難訓練」を実施しており、約800名の参加者を得ている。本学には、避難経路に細い道や未舗装部分などがあるため、この避難訓練を大学内のバリアフリー化や工事の必要な箇所の点検にも活用している。

学内の衛生管理については、学校保健法、食品衛生法に基づいて衛生管理をしている。受水槽清掃は、水道法34条の2により、また簡易専用水道検査は水道方施行規則により、それぞれ年1回の法定検査を行い、浄化槽保守点検は任意に年52回、他に給水ポンプ、水質などの検査を行っている。また、1号館、4号館、エルピス館の学生食堂で営業している2軒の業者とは、衛生管理に関する契約を結んでいる。各業者は、年1回の立ち入り検査、月1回の厨房職員全員の検便、健康チェックなどを徹底している。

その他、特に実家を離れて大学生活を送る学生も少なくないことから、その時々に応じて健康や衛生管理に関する情報を学内掲示板やホームページ、メールマガジンなどを通して周知している。一例として、熱中症シーズンには、「熱中症予防」の注意を喚起しているが、特に運動部・同好会、ボールゲームパーク（一般学生用運動施設）利用者に対してはリーフレットを配布して予防啓発に努めている。また、夏季休暇等長期休暇期

間に海外渡航する学生や、一時帰国する学生に向け、感染症情報を出したり、地域内伝播している地域への渡航の自粛を呼びかけたりしている。また、日本への帰国の際には健康状態に留意し医療機関受診を指導している。

【点検・評価】
【課題・方策】

健康診断の受診率が、毎年 80%程度と高い数値を維持している点は評価される。今後は、さらに学生が自らの心身の健康の自己管理に関心を持つよう促すために学生情報誌に健康情報を掲載することを計画している。

保健室に関しては、今後は保健士、養護教諭の資格を持つ職員の補充を行い、本格的な健康指導や健康相談が行えるような体制を整えることが必要である。また、学校医の高齢化を改善し学内の衛生管理状況の提言や見直し、健康教育セミナーの開催などの新たな視点による改善が課題である。

火災を含む防災対策については、北キャンパスが再開発され管理部門事務局が移転、充実したために、安全面での問題はないものの、警報の集中管理が十分とはいえない面があるので、今後順次改善していく予定である。

2) ハラスメント防止のための措置

(A群:ハラスメント防止のための措置の適切性)

(C群:セクシュアル・ハラスメント防止への対応)

【現状の説明】 (1) 包括的ハラスメントと人権情報保護

本学の包括的ハラスメント防止への取組みは、2000年4月に施行された「聖学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、聖学院大学セクシュアル・ハラスメント(以下SHと略称)防止対策委員会が組織され、さらには同日施行された「聖学院大学個人情報保護に関する規程」に基づく個人情報保護委員会が設置されたことから始まる。この両委員会は、2004年度より人権・情報保護委員会として再編されたが、同委員会では「聖学院大学におけるすべての構成員が個人として尊重され、公正で快適な環境のもとに勉学・研究に専念し、課外活動を楽しみ、職務に従事することができるよう、ハラスメントの防止に最大限努めるとともに、万一ハラスメントが発生した場合には、これに対し、厳正、適切に対処する。」という活動方針が確認され、ハラスメントに関する相談窓口を設け活発に活動している。また、問題が発生した場合には、規程に基づき生じた問題について厳正に調査・対応・対策に当たっている。

人権・情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱者として、本学が在学学生、卒業生、保証人、教職員その他一切の個人情報を適切に取り扱うために、「聖学院大学における個人情報保護にかかる基本方針」に基づき、個人情報の管理、個人データの開示等が適切かつ安全に行われているか監視する役割も負っている。同委員会では大学構成員に対する講演会や研修会、パンフレットの配布などを通して啓発活動を行い、情報・倫理・人権意識の高揚に積極的に取り組んでいる。さらにはホー

ムページなどを通して学内外に個人情報保護に関する本学の取り組み姿勢を発信している。

(2) セクシュアル・ハラスメント防止への対応

本学におけるセクシュアル・ハラスメント防止への取り組みは、上述のように 2000 年 4 月に聖学院大学 S H 防止対策委員会が組織され、「聖学院大学 S H の防止等に関する規程」と「キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ガイドライン」が制定されたことから始まる。同時に上記規程に基づき S H 相談員制度が設けられ、学生部委員会の教職員のうち 9 名（内女性 6 名）を学長が任命し、S H 相談員としてセクシャル・ハラスメント相談窓口で相談受付を開始した。また、同年 11 月 3 日には学園祭で学生部主催のキャンパス・セクシャル・ハラスメント講演会（戒能民江「CSH に関する正しい知識と認識の啓発」）を開催し、大学内に多いセクシャル・ハラスメントのケースについての啓蒙運動を開始するとともに、教職員・学生を対象にセクシュアル・ハラスメント防止啓発のためのパンフレット「聖学院大学は S H をゆるさない」を配布した。その後も学生向けに、学生課情報誌や学生生活手帳に S H コラムを掲載して啓発している。

「聖学院大学 S H 防止対策委員会」は、2004 年 4 月に「人権・情報保護委員会」に改編され、包括的なハラスメント防止を目的とする委員会として業務を拡大した。同委員会では、セクシュアル・ハラスメントは人格権の侵害であり全学的組織的な課題であることを認識し、問題解決と防止に取り組んでいる。設置後、毎年「不快な言動」「つきまとい」等の訴えがあり、これを調査し、警告を発するなどの対応をしている。また同委員会では、セクシュアル・ハラスメントの事前防止の重要性を認識し、個人の人権が侵害されることのないよう研修等による啓発を講じ、学内関係者にセクシュアル・ハラスメントに関する正しい認識が浸透するよう活動している。具体的には、2004 年度には S H 相談員・人権情報保護委員会の委員を対象に、相談受付の技術などに関する研修会を 2 回開催した。また 2005 年 1 月には新年教職員研修会において初めて全教職員を対象としたキャンパス・セクシュアル・ハラスメント講演会を開催し、大学に多いセクシュアル・ハラスメントとして対価型、地位利用型、環境型などの事例が報告され、セクシュアル・ハラスメントに関する啓蒙と共通理解の機会をもった。2006 年 1 月には、職員を対象に人権情報保護委員長を講師としてグループワークを中心とする研修会を実施し、教員の啓発活動としては、学科別の懇談会において人権情報保護委員（各学科委員）によるグループワーク形式のケーススタディを実施した。

日付	講師	講演題・研修題	対象
2004 年 10 月 28 日	稲邑恭子氏 (フェミックス)	セクハラ・ストーカーの相談を受けたら	SH 相談員・人権情報保護委員 12 名
2004 年 12 月 17 日	稲邑恭子氏 (フェミックス)	フェミニストカウンセラーとは	SH 相談員・人権情報保護委員 12 名

2005年1月8日	田中かず子氏 (国際基督教大学)	快適なキャンパスライフのために 大学のCSH	教職員 200名
2006年1月7日	鈴木真実哉氏 (人権・情報保護委員長)	SH職員研修会	職員 50名

【点検・評価】
【課題・方策】

個人情報保護やハラスメント防止問題のために組織や規程が作られ、教職員や学生への啓蒙活動が行われていることは評価できる。近年、学生の相談はますます複雑さを増し、学生間のつきまとい、不審メール、ドメスティック・バイオレンスや授業中の教員の言動に対する苦情等、様々な問題が寄せられている。問題のこうした多様化に即して細やか、かつ迅速な対応ができるよう、相談体制をより一層充実させていく必要がある。ハラスメント対策はともすれば単発に終わる傾向が強く、プライバシー保護の観点からも事例の公表や情報の共有がしにくいのが、ハラスメント防止のための恒常的な機動性を維持する必要がある。包括的ハラスメントの専門教員が不在であることから、学外情報収集に苦心しており、今後、委員会のレベル向上を期した人事投入が課題である。一方、委員やSH相談員が固定化する傾向があるので、教員への啓蒙のためにも、より多くの教員が相談員の経験をする必要がある。ハラスメント問題への大学構成員全体の真摯な取り組みと継続的な努力が必要とされている。

最近のセクシュアル・ハラスメント相談では、つきまとい、授業中の教員の言動等についての相談が多く、人権情報保護委員会が調査の上、学生処分を伴うケースも生じている。人権情報保護委員会では、常に学内におけるセクシュアル・ハラスメントについての啓発活動を怠りなく実施することをその方針としながら、同時に、他大学の事例研究を行うなどの勉強会の実施を計画している。

3) 学生生活相談への対応・カウンセリング

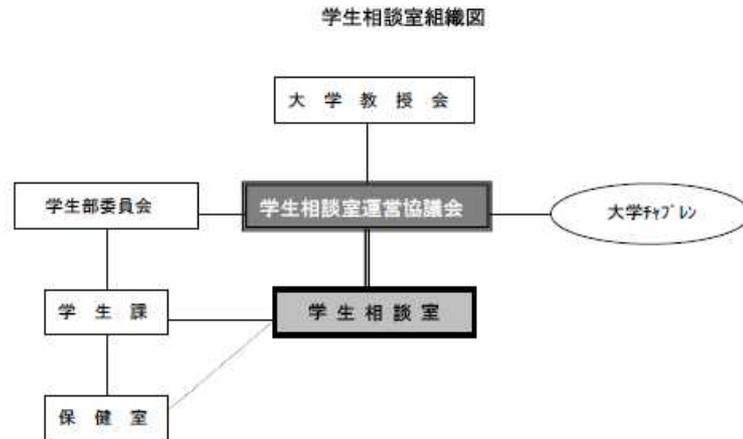
(B群:生活相談担当部署の活動上の有効性)
(C群:生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況)

本項目では、「生活相談担当部署の活動上の有効性」及び「生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況」の2項目を一括して扱うが、後者項目中の「進路相談を行う専門のスタッフ」に関する点検評価については、後述の「3 就職指導」において行う。

【現状の説明】

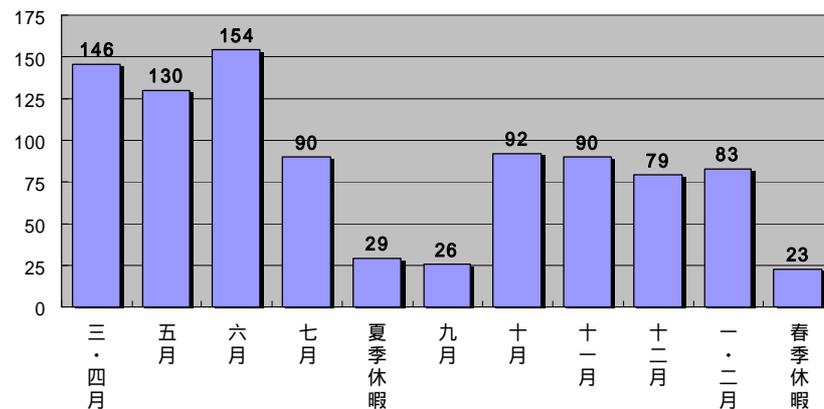
本学において、生活相談に当たる専門のスタッフは「学生相談室」に配置されている。礼拝・講堂棟の完成とその周辺のキャンパス整備に伴い、「学生相談室」は開設当初から利用していた5号館からシャローム館に移転した。シャローム館は学内の林の中に立つ独立棟なので静かで落ち着いた環境といえる。学生相談室は、室長(本学人間福祉学部教授)1名、本学総合研究所専任助手である室長補佐(カウンセラー)1名、非常勤カウンセラー4名で学生の相談に当たっている。開室時間は月曜～金曜、10:30～17:30である。また月に1回、カウンセラーが精神科医から助言を受けている。学生相談室運営協議会が「学生相談室」の人事や問題点等を検討する機関として設置されており、相

談室の運営にあたっている。学生相談室運営協議会は、原則毎月1回学生相談室長を中心として開催されている。

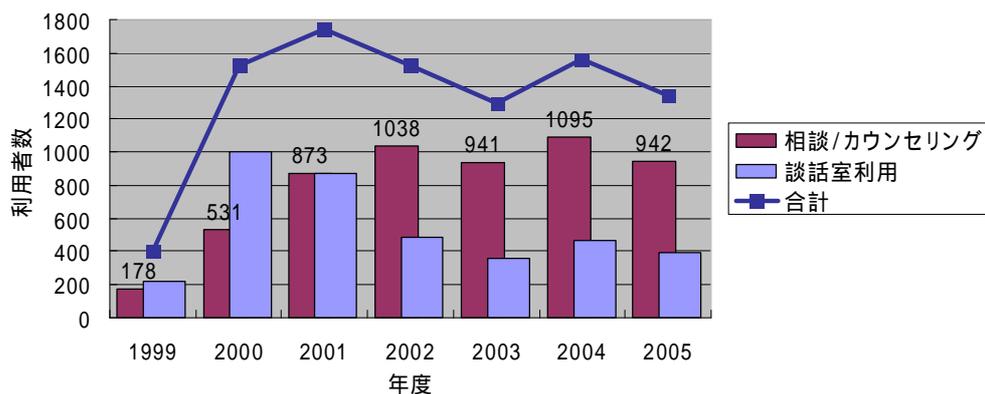


学生相談室では、毎年4月に新入生全員を対象としたアンケート調査を実施し、この結果に基づいて年々増加する利用者のニーズを把握し、また予防活動に努めている。2005年度における「学生相談室」の利用状況は以下の通りである。

数字的には2005年度の相談件数は延べ942名であった。1999年度に学生相談室を開設して以来、2002年度までは相談件数が急速に増え続けたが、その後は横ばい傾向である。また、春学期の相談が比較的多く、秋学期は少ない傾向が見られる。なお、ここでは数値としては出していないが、相談者の男女比は例年ほぼ半数であったが、2005年度は男性の相談が6割を占めた。但し、1ケースの平均来室数は男子6.7回であるのに対して、女子9.3回であったために、延べ利用者で見た場合の男女比はほぼ半数となっている。さらに学科別の相談人数では、人文学部と人間福祉学部で多く、政治経済学部の利用者は少ない傾向があった。



2005年度学生相談室利用状況(カウンセリング/相談件数)



学生相談室利用者数(延べ)の年度推移

2005年度学生相談室 相談内容(延べ人数)

相談項目		春学期	秋学期	合計
修	学業・履修	18	4	22
	転学・転部・転科・進学	0	1	1
	休学・退学	16	11	27
学	留学	0	0	0
	課外活動	9	9	18
	将来の方針	20	20	40
	就職	20	29	49
生	生活費	0	1	1
	アルバイト	5	0	5
	奨学金・学費	2	0	2
	住居	1	0	1
対	対人一般	58	32	90
	友人	5	2	7
	異性	34	34	68
	セックス	0	0	0
	家庭	35	9	44
人	学校	11	1	12
	健康	11	1	12
康	精神衛生	193	180	373
	性格	87	57	144
	自己発見	0	0	0
	思想・信仰	0	0	0
その他(不登校・DVなど)		24	2	26
合計		549	393	942

上記利用状況から明らかなように、学生達の抱える問題は、学業から就職(将来の方針) 自己理解(性格) 対人関係、精神衛生に至るまで多岐にわたっている。本学ではこのような学生達の悩みに対応するために、学生相談室の他、「教員アドバイザー」、「学生課の窓口」、「ラーニングセンター」、「キャリアサポートセンター」、「キリスト教センター」など、複数の場を設けて、学生の状況に応じた対応をしている。特にキリスト教センターでは学内の4人のチャプレンが中心となり、心のケアや宗教的カウンセリングなど、キリスト教大学ならではの取り組みをしている。

【点検・評価】 従来、学生相談やカウンセリングは、一部の特別な学生のためのものというイメージが強かった。そのことは学生相談室の設置場所を、学内のどこに置くかが本学では大問

題となったことから伺える。すなわち、学生が気軽に相談できるような学内的な位置や雰囲気が必要であると同時に、一方では目立たないように学生相談室への出入りができなくてはならない、との議論が活発に交わされた。しかし、本来学生相談やカウンセラーは、すべての学生を対象として考えられるべきものである。学生の様々な悩みに応えることにより、人間的な成長を図り、人間形成を促すものであり、その意味では教育の一環であるとの認識が次第に広まりつつある。従って、最近では本学の学生相談室もそのような観点から充実を進めてきた。守秘義務を徹底しつつも、学生が気軽に利用できるような環境を整え、『学生相談室便り』などを通して学生への周知を図っていることは評価できる。その効果から利用者は年々増加し、ここ4年ほどは相談者数は毎年延べ1,000人前後となっている。また相談室内に学生が気軽に入出入りし、静かに過ごすことができるよう「談話室」を設けており、学生の学内における落ち着いた「生活空間」のひとつとなっている。「学生相談室」は「よろず相談所」として実質的な看板を掲げているが、精神的な問題を抱える学生も多く、最近では心理的な相談が中心になっている。しかし専任の相談員やカウンセラーがいないため、現在の学生相談室の受け入れは飽和状態といえよう。

なお、チャプレンによるパストラルケアは、一般的なカウンセラーによるカウンセリングよりは「心」の問題をより専門的にケアする役割として、主として霊的ケア(スピリチュアルケア)および宗教的ケアを中心に学生やその家族に会ってじっくりと話を聞きながら丁寧な心のケアを行っている。そのため、多人数に対応することは難しいものの、このようなケアのシステムがあるため、これまでも重大な課題を抱えた学生本人や家族を、精神的な、霊的な困難から救い出すことが可能となっており、大いに評価できるものである。

【課題・方策】 学生相談室での初回面談時の主訴は、約半数近くが「対人関係」であり、続いて「精神衛生関係」となっている。2006年度の新入学生では、入学前から精神科通院歴を持ち服薬しながら大学生活を開始するケースも散見されるようになった。そのようなことから学生生活への適応以前の問題として、生活習慣の確立に関する指導を行う場合もある。また、課外活動やアルバイトなどの問題で来室する場合も、実際の相談内容としては対人関係問題が主であった。このように、学生の抱える問題はより複雑化、深刻化しており、今後も利用者が増えることが予想される。相談室の開室日数を増やすためには、現状の相談員・カウンセラー体制では対応が困難であり、施設の拡充も含めた対応が必要となっている。また、チャプレンによるパストラルケアについても限界があり、学内外の専門家などとも連携した相談体制について検討する時期に来ている。

4) 地域医療機関等との連携

(C群: 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況)

【現状の説明】 急病人や怪我人に関しては、校医と連携して、健康診断を委託している地域医療機関に救急受入れを依頼できる体制を整えている。しかし学内の相談機関と地域医療機関の連携についての最大の課題は精神科医との連携である。本学では、緊急の強制入院などの事態に対応するために、大学近隣を中心に精神科医を訪ねて大学の状況を説明し、援助の要請に努めてきたが、専門機関の混雑などの理由から、連携の恒常的な体制作りは困難であり、緊急時には近在の医療機関にそのつど受入れの依頼をしているのが現状である。

また月に1回、学外より精神科医を招きカウンセラーが助言を受けるとともに、その機会に最近の精神医学や地域専門機関の情報提供も受け、地域内の専門的な医療機関について理解を深めている。

【点検・評価】
【課題・方策】 自身の性格や対人関係で悩むという精神的な問題を抱える学生が急増しているが、学生相談室に専任の事務職員やカウンセラーがいないこともあって、万全の体制が確保されているとは言い難いのが現状である。前項でも述べたとおり、まずはスタッフを確保して活動を充実させながら、特定の精神科医との恒常的な関係構築を進めることが急務である。

5) 学生生活満足度アンケート

(C群: 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況)

【現状の説明】 大学生活に対する学生の満足度を把握することは、施設の充実等に留まらず多様化する学生のニーズに対応した学生サービスの向上を図る上で重要である。本学でも「法人広報センター」の協力を得て、毎年卒業を前にした2月に、4年次の学生全員を対象としたアンケートを郵送により実施している。学生が4年にわたる大学生活全般を振り返った際の、教育面、施設面での評価及び要望を尋ね、大学の点検・評価に資することを目的としている。無記名ながら所属学科、性別、入試方法などの属性を記入させているので、これらの属性とクロス集計することが可能になっている。卒業直前に行われるため、聖学院大学での4年間の経験を踏まえた回答となっており、学生による大学評価としてはユニークなものである。

質問項目は多岐にわたり、施設、教育制度、授業、教職員、就職支援、部会・同好会、行事、アルバイト・奨学金など、設問は100項目に及ぶ。これらの集計結果をすべて電子ファイル化すると共に、毎年9月頃までに「大学4年生・学生生活に関するアンケート分析」(巻末資料6)を作成し、大学運営委員会メンバー及び事務部門の関係部署長に配布している。具体的な学生の生の声が、窓口の対応や開設時間などについての改善に

つながっている。授業についても「授業アンケート」とは異なる観点からの設問になっているため、学科全体への要望が挙がることが多く、カリキュラム改善に資するものが多い。本学では「面倒見のよい大学、入って伸びる大学」を標榜しているが、このように、学生からのフィードバックを、細やかな大学運営、カリキュラム改革、業務改善に活かしている。特に自由記入項目では、改善してほしい施設や学生サービス、授業内容などが具体的に書かれていることが多い。最後の項目に「100 満点で聖学院大学を採点すると何点か」という項目を設けているが、毎年着実に評点が伸びてきており、「面倒見のよい大学。入って伸びる大学」を実現しつつある聖学院大学の姿が見えてくる。

【点検・評価】 上述の卒業生全員を対象とする「学生生活アンケート」では、学生の視点から見る大学像が浮かび上がってくるが、全体としては回答者の7割以上の卒業生が学生生活に概ね満足している様子が伺える。また大学への要望としては、施設環境に関心が集中しており、学生専用のパブリック・スペースの不足を嘆く者が多い。さらに、教職員の学生対応への不満なども語られ、このアンケートは、本学がいかなる大学づくりをしなければならぬかを考える貴重な資料となっている。アンケート結果は、各部門に配布され、施設、授業、学生サービスのあり方を考える上で部分的な改善に活用されてきた。しかしながら、大学改革の議論に充分活かされているとは言えず、今後も、「大学4年生・学生生活に関するアンケート分析」を手がかりとしてさらに細かなカリキュラム改革・業務改革が望まれる。

【課題・方策】 本学のアンケートでは、施設、授業、学生サービスや学生バスのあり方などに学生の意見が集中している。オピニオン・ボックスの設置も実験的に実施しているが回収結果は満足のいくものとはなっていない。今後は、卒業生アンケートに見られる要望の更なる具体化と同時に、在学中の学生の意識調査から学生の思いを拾い上げる取り組みが求められている。また、現在は毎年20%程度のアンケート回収率であるが、これは郵送による手段を用いていることも影響していると思われる。さらに幅広い卒業生の意見を聴くためには、アンケートの実施方法についても再検討の時期に来ている。

3 就職指導

1) 進路選択に関わる指導の適切性

(A群: 学生の進路選択に関わる指導の適切性)

【現状の説明】 本学では、学生の卒業後の進路選択に関わる指導を担う組織としてキャリアサポートセンターが設置されている。キャリアサポートセンターは、教員組織である就職部と協力しながら、2000年度から1年生を対象として入学式直後にアセスメント「自己発見レポート」を実施している。入学直後ということもあり90%以上の学生が参加している。

これは、入学時に自分の強みと弱みを理解して大学生活をスタートさせることを目的として行われており、結果を本人に送るとともに、後日、結果の見方・活用の仕方についてのフォローガイダンスを行っている。また、2年次には学生生活に「中だるみ現象」が目につくことが多いので、2002年度より4月初旬に「自己プログレスレポート」を実施している（約70%の学生が参加）。さらに、2003年度からは3年次の初めに、就職活動の準備のための「キャリアアプローチ」を行っている（約60%の学生が参加）。

本学には、資格取得などを目指すことにより就労観・職業意識が明確な学生がいる一方で、就職をあまり意識しない学生も多い。学部・学科の性格に依存する場合も多いため、それぞれの学部・学科を考慮したキャリアガイダンスを実施している。また、キャリアガイダンスを自由参加で実施すると、意識の高い学生は参加するが、本当にキャリア教育が必要な学生は参加しないことが多いため、最近では、先のアセスメント等の結果をもとに、必修授業の一部にキャリア教育を組み入れる学科が増えつつある。

【点検・評価】 アセスメントを実施するだけでなくフォローガイダンスを行うことによって、参加した学生が、その結果を以後の学生生活や進路選択のために活かせるように促していることは評価される点である。本学では、1年次の「自己発見レポート」、2年次の「自己プログレスレポート」、3年次の「キャリアアプローチ」等のアセスメントデータを一元化し、学部・学科毎の傾向を分析できる仕組みを整えている。その結果、留年生や離学者等への対応が可能になりつつあるとともに、これらの分析結果は就職活動で苦戦している学生への支援にも活用されている。一例として政治経済学部では、学生個人について、入試の形態から入学後の成績を含め、クラス・アドバイザー、ゼミ担当、クラブサークル・ボランティア活動等のデータを一元管理し、アセスメントデータと統合して学生指導に役立たせている。

【課題・方策】 自己発見レポートは入学時早々に実施するため参加率が高く、大きな問題はないが、2年次、3年次に実施されるアセスメントを受けなかった3、4割の学生への対応が課題である。また、一部の学部・学科ではアセスメントデータの活用が進んでいるが、それ以外の学部・学科では必ずしも結果が十分には活かされているとは言えない状態である。今後益々多様な学生を受け入れていくことが予想される中で、学生本人が自己の長所や弱点を十分に理解し、また、大学が有効な学生指導を行うためにも、これらアセスメントデータが有効に活用されるための全学的な仕組み作りを検討する必要がある。

2) キャリアサポートセンターの活動

(B群・就職担当部署の活動上の有効性)

【現状の説明】 キャリアサポートセンターでは、学生の就職指導の一環として、3年次生を対象にした就職ガイダンスのほかに、以下のようなグループ指導・個別指導を行っている。まず、

3年次の4月には、全学生を対象として、それを30人程度のグループに分けてのガイダンスを行い、前年度の就職状況や就職環境の変化を説明するとともに、残りの大学生活の意義ある過ごし方について指導している。9月には3年次生全員に就職活動に関する「登録カード」を提出させているが、その際、学科担当職員はそれぞれの学生と15～30分程度の個人面談を行っている。翌年1月には、5、6人程度のグループ毎の面談を行い、採用試験へのエントリーなど就職活動の準備状況を確認するとともに、早期に就職活動を開始するように促している。それ以降は電話連絡などにより各学生の就職活動を把握するとともに、活動していない学生には活動を促している。併せて学生の希望に合った企業を紹介するなど、実際の就職活動に関するアドバイスも行っている。また、希望する学生には、履歴書の添削や面接の個別指導も行っている。さらには、2月に3年次生を対象にした学内企業説明会、4月と10月に4年次生を対象にしたジョブフェア（学内での企業説明会兼面接）も実施している。

なお、最近ではインターネットなどの普及によって学生が直接就職先を探してくる場合も多くなっているが、キャリアサポートセンターとしても学生の就職先の新規開拓のために、様々な名刺交換会などには積極的に参加し、以後の企業訪問に繋げている。

【点検・評価】

キャリアサポートセンターにおける直接的な就職指導は、3年次の4月より実施されているが、そのプログラムは単なる説明会に留まるものではなく、少人数のガイダンスや個別面談などを細やかに実施しており、充実していると言えよう。下記の過去4年間のデータを見ると、大学全体としては「就職希望率=卒業生に占める就職希望者数割合」「就職率=就職希望者に占める就職者数割合」「就職者率=卒業生に占める就職者数割合」の3つの値とも上昇傾向にある。このような細やかな充実した指導の結果として評価される。

学科別就職状況

学部・学科		年度	卒業生(人)	就職希望率(%)	就職率(%)	就職者率(%)
政治経済学部	政治経済学科	2002	186	62	94	59
		2003	121	72	95	69
		2004	110	76	94	66
		2005	123	73	97	72
	コミュニティ政策学科	2002	-	-	-	-
		2003	87	68	98	67
		2004	104	79	100	79
人文学部	欧米文化学科	2002	99	56	87	49
		2003	96	56	96	54
		2004	83	53	96	51
		2005	118	63	97	70
	日本文化学科	2002	108	59	91	54
		2003	97	64	95	61
		2004	102	65	96	62
		2005	77	74	97	73
人間福祉学部	児童学科	2002	130	80	97	78
		2003	129	76	98	74
		2004	128	82	100	82
		2005	140	76	97	75
	人間福祉学科	2002	129	73	99	72
		2003	113	74	99	74
		2004	120	74	98	73
		2005	122	76	99	77
大学全体	2002	652	66	95	67	
	2003	643	69	97	67	
	2004	647	72	97	70	
	2005	676	73	98	71	

ただし、これらデータ上の上昇が人間福祉学部の2学科に依存する傾向にあるという点は否めない。特に、従来他の2つの学部と比べて就労観の醸成が難しいとされてきた人文学部での取り組みが課題であったが、この数年は、人文学部の2学科とも少しずつ改善されてきている。逆に人間福祉学部の2学科については、全体的に頭打ちの傾向が見られることは問題である。

約3,000名 of 全学生をキャリアサポートセンターの9名の職員だけで十分には掌握することは困難であるため、学生の就職活動などの状況を各学部・学科のゼミ担当の教員もしっかり捉え、キャリアサポートセンターと連携を取りながら、就職指導、支援を行う体制に移行しつつある。就職関係の提出物の対応を含め、各学科ゼミ担当の教員との連携が深まりつつあるので、今後、より効果が期待できると考えている。

[課題・方策]

景気の動向に伴って採用状況が好転しており、就職率のアップが期待できる状況になってきているが、さらに就職率を高めるためには、1・2年次からの就労意識の向上の他、考える力や行動する力といった将来の社会人として必要な能力をいかに身につけさせていくかということについて、教育課程を含めた全学的な取り組みが必要である。最近各学科において、教育課題として学生の就労感の醸成という面からの議論が活発化しており、教員とキャリアサポートセンターが一体となった取り組みを強化していく予定である。

3) キャリアアドバイザーの配置状況

(C群:就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況)

【現状の説明】 本学では、上述のように、入学直後にアセスメント「自己発見レポート」を実施するなど、キャリアサポートセンターの職員が「キャリア教育」という観点からさまざまな形で1年次の時点から継続的に学生に関わる体制が構築されている。そのため、職員の主たる職務は「就職指導」であるとはいえ、同時に、前掲項目「進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置」という側面も併せ持つこととなる。

キャリアサポートセンターでは学科担当制を導入し、学科別に4年次生約100名につき担当者1名で対応し、2006年度現在、キャリアサポートセンター全体で9名の職員態勢となっている。6名の学科担当職員のうち、厚生労働省キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者は3名である。また、1名は埼玉県立職業能力開発センターで90時間のキャリアアドバイザー養成講座を受講し修了している。他の2名は職業指導研究会に所属し、年6回の研修会にほぼ毎回参加し、就職支援スキルや基礎的な理論を学び、学生指導に役立たせている。なお、学科担当職員以外の内の1名は、民間企業人事部出身のベテラン担当者であり、年間を通して履歴書添削及び面接指導を行っている。

【点検・評価】 1 学科の学生をキャリアサポートセンターの決まった職員が担当する学科担当制を導入して以来、学生と職員のコミュニケーションが一層円滑になり、キャリアサポートセンターの利用者が非常に増えている。週平均200名の学生が来室しており、1学年600名の学生数からみるとキャリアサポートセンターの活用度は非常に高いといえる。さらに2005年度からは進路登録カード提出時に個別面談を取り入れたことにより、学生と職員のラポール(心を込めて相手の言うことを傾聴する)関係が醸成され、来室者の増加に繋がっているものと考えられる。なお、現在は1・2年次生を対象とした「キャリアガイダンス」も増やしているため、今後は1、2年次生の来室が増えることが予想される。

【課題・方策】 1、2年次生の対応に関しては、「就職支援」というよりは大学生活4年間を通しての「キャリア形成支援」が大きな課題である。また、2005年4月から担当職員1名が大学院修士課程で「キャリアデザイン学」を学んでおり、生涯発達心理学、キャリアカウンセリング論、ライフデザイン論等のキャリア支援理論や基本的技法を修得中である。さらに、職員間での勉強会を通じて知識・情報の共有化を進めているが、キャリアサポートセンターとして、より有効な就職指導、学生指導を行っていくためには、これらの職員教育を今後も継続していく予定である。

4) 就職ガイダンスの実施状況

(C群: 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性)

[現状の説明] キャリアサポートセンターでは、1、2年次生対象の「キャリアガイダンス」と3、4年次生対象の「就職ガイダンス」を実施している。1、2年次生対象の「キャリアガイダンス」はキャリアサポートセンター主催のガイダンスと、各学科の要請によるキャリア講演があるが、現在は特に後者が増える傾向にあり、各学科のオムニバス授業や学科主催の進路ガイダンスで職員が講演を行っている。2005年度においては、政治経済学科の3年次必修授業「現代における文明の諸問題B」で2コマを担当し、コミュニティ政策学科の1年次必修授業「予備演習」では2コマを担当、欧米文化学科の1年次必修授業「欧米文化入門」では2コマを担当、日本文化学科の1年次必修授業「ライフデザイン・よく生きるA」では1コマを担当、「同 B」では6コマを担当、人間福祉学科の1年次必修授業「人間福祉学概論」では2コマを担当するなど、必修の授業を利用した「キャリアガイダンス」を行っている。このような授業での出張講演も含めて、年間70回以上のキャリア・就職ガイダンス等の行事を実施し、参加学生数は年間延べ1万人以上に達している。このようにして、本学では大学4年間全体を通じたキャリア形成を推進している。

「就職ガイダンス」では、自己理解、職業理解、履歴書・エントリーカードの作成方法、社会人マナーなど、就職活動の基本的な事項を指導している。毎回の出席者は211～319名である。「就職ガイダンス」はいつでもどこでも見られるユビキタス化を進め、教室に入りきれない学生は学内のコンピュータ・ネットワークを利用して別教室からも参加できる体制を整えている。また当日参加できなかった学生は自宅でも録画した映像が見られるよう配慮している。さらに「就職ガイダンス」の最終段階として、12月下旬には模擬面接、グループ討議、会社説明会を内容とする「内定GET講座」を実施している。

2005年度キャリアガイダンス及び就職ガイダンスの実施状況

ガイダンス種類	対象学年	総実施回数	延べ参加人数
授業内キャリアガイダンス	1・2年生対象 * 3年生1回のみ	13	990
仕事発見シリーズ	1・2・3年生対象	4	421
就職ガイダンス(内定GET含)	3・4年生対象	18	3,773
ゼミ別ガイダンス	1・2・3年生対象	25	237
キャリアガイダンス(AH等)	1・2・3年生対象	18	1,440
各種適性検査&フォローガイダンス	1・2・3年生対象	7	2,888
ジョブフェア	4年生対象	2	157
合計		87	9,906

【点検・評価】 毎回のガイダンスでは「学生アンケート」を実施し、講師、講演内容、資料の3項目を評価、点数化し、講師に返却している。また、各年度の初めに学生の評価データを基に講師の入れ替えなどを行っている。このような方法により、現在、学生による講師評価は非常に高く、適切性を保っている。

就職ガイダンスへの出席の頻度と内定状況との間には高い相関関係があり、就職支援の有効性が見られる。未内定者の内訳を見ると、ガイダンス出席率50%以下の学生が未内定者全体の70%以上を占め、10回以上出席した学生は未内定者の8%を占めるに過ぎない。また、4年生の就職活動の状況が一目で分かるデータ(受験企業の合否・就職書類の発効状況・志望業界など)が整備され、教員にも情報が提供されることにより、キャリアサポートセンター職員と教員の連携による学生支援態勢が構築されている。

本学の就職率は全国平均を上回っており、また、就職希望率も年々上昇している。しかし、卒業生に占める就職者の比率は70%程度に留まっており、まずは就職希望者を増やすことが重要である。また、「就職ガイダンス」については、その有効性が確認されているので、いかに出席者を増やすかという取り組みが必要である。

【課題・方策】 学生に対しては、4年間の大学生活をいかに充実させ、キャリア形成をさせていくかが重要課題であり、本学としては、時代の変化に対応して「キャリアガイダンス」および「就職ガイダンス」を充実させていくことが不可欠である。そのためには、大学4年間における「キャリアガイダンス」、「就職ガイダンス」の体系化を進めていかなければならない。学年毎にキャリア形成の目標を設定し、さらに年次ごとのキャリア教育の連続性を高めることが当面の目指すべき課題である。

就職希望者の就職率は95%前後の高い水準で推移しているが、今後は卒業生の就職希望率(大学院等への進学希望率を含む。)を上昇させることが残されている課題である。過去4年の就職希望率を見ると66.4%、69.1%、71.6%、72.6%と着実に上昇してきているが、今後もこの傾向を維持していくためには、学科間の格差を減少させていく必要がある。

さらに、1、2年次生対象の「キャリアガイダンス」の実施回数増と内容の充実を進め、キャリアプランを持ち充実した大学生活を送ることができる学生を増やすことにより、就職希望率の上昇と就職実績に繋げていきたい。また同時に、学内の教員とキャリアサポートセンター職員との連携によるマルチ支援体制の推進、企業開拓を進め企業との連携による学生の就職希望に対応していくことが必須の課題である。

5) 就職活動の早期化への対応

(C群:就職活動の早期化に対する対応)

【現状の説明】 学生が3年次になると直ぐに、職業適性検査「キャリアアプローチ」に参加させ、「就

職グループガイダンス」(1グループ約30名)を実施している。2006年4月のキャリアアプローチの参加者は497名、「就職グループガイダンス」の参加者は542名であった。「就職グループガイダンス」では、過去2年間の大学生活で何を学んだか、社会はいかなる人材を受け入れるか、などについて考えさせ、3年次をどう過ごすかについて講義をしている。さらに、職業理解ガイダンスとして「しごと発見ガイダンス」を3年次の4～6月に実施している。2005年度は4回実施し、延べ421名の参加があった。

【点検・評価】 「キャリアアプローチ」参加者、「就職グループガイダンス」出席者は3年次生の約7割であり、ほぼ就職希望率に近く、その意味ではまずまずの参加状況である。時期的にも4月に開催しており、時機を得ている。このような指導を通して就職活動にとって3年次が重要であることを認識させ、早期化の進む企業採用スケジュールを把握させていることは評価できる。また、「しごと発見ガイダンス」への平均参加者数が、2005年度には1ガイダンス当たり100名を超え、前年度平均30名から大幅に増えている。職業への理解不足が就職活動を遅らせる要因の一つでもあるが、「しごと発見ガイダンス」への参加は就職活動の促進に繋がっている。

【課題・方策】 現状では、これらの早期対策のためのガイダンスに参加した学生の全員が、必ずしも早期に就職活動を開始するには至っていない。したがって、参加者全員が実際に早く行動するよう促すためには何が必要かを精査し、「就職ガイダンス」自体のコンテンツの見直しを検討する必要がある。「就職ガイダンス」の計画の中に、行動力強化のガイダンスの実施や、グループ就職活動の推進などのコンテンツを取り上げる方向で改善する予定である。また、早期活動に耐えうる基礎能力や積極的な行動力を育成するために、1、2年次生における「キャリアガイダンス」、「キャリア教育」の更なる推進が必要である。

6) 就職統計データの整備と活用

(C群:就職統計データの整備と活用の状況)

【現状の説明】 基本データとして、「進路統計表」を毎年作成している。この進路統計表の内容は、卒業生数、就職希望者、就職決定者、就職希望率、就職率、進学率、その他希望率等である。これらのデータは、文部科学省が毎年5月1日を期して行う学校基本調査に必要な資料ともなる。この他に、大学全体及び学科別の就職先のデータとして、進路、職種、所在地、株式、規模別等のものも整備している。また、毎月の教授会を通して、4年次生に関するこれらの最新のデータを前年との比較も含めて教員に提供している。さらには、不定期ではあるが、個々の4年次学生の就職活動の状況を学科長及び就職部委員の教員を通して、各学科に提供している。このような情報提供により、教職員の間で学生の就職活動の状況を共有するとともに、連携して学生の就職支援に当たることが可能となっている。

【点検・評価】 「進路統計表」は、アドミッションセンターや広報センターが学生募集の資料の一部として使用するために速報として仮データで提示し、学校基本調査資料の作成が終わった5月1日以降に最終的な正式データに書き換えている。毎年蓄積されたデータはそれぞれの年度の進路指導に活用されており、評価できるものである。また、進路統計データは蓄積され、学内の進路指導に活用されるばかりではなく、キャリアサポートセンターのホームページからも修正を加えないまま情報を外部へ公開しており、企業等の採用担当者や本学への受験希望者やその保護者、および他大学の関係者らが自由に閲覧できるようになっていることも評価できることである。

【課題・方策】 基本的に、今後も可能な範囲で学外へ向けて本学の就職に関する情報を提供していく予定である。課題を挙げるとするならば、在学生、および卒業生のデータは十分に整備されているが、卒業後の就業状況などに関するデータ整備が今後の課題であり、同窓会とも連携しながら卒業生との継続的な繋がりを確保する体制づくりを行っていく。

4 課外活動

1) 課外活動に対する指導、支援

(A群:学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性)

【現状の説明】 大学における自主的課外活動は、正課では十分に達成することのできない学生の多様な人間的諸要求とその発達を実現しようとする活動であり、自治活動において自らを練磨するものである。自主的課外活動は、大学教育が目的とする個性豊かな人間形成と組織への順応能力、リーダーシップ、忍耐力、協調性などキャリア形成の重要な要素を獲得するに優れた教育の場であって、結果として就職にも好結果をもたらすことになる。現状において施設面は不十分な点があるものの、学生部は、課外活動が自治活動であることを基本としながら課外活動の育成に努めてきた。他者との繋がりの希薄化、孤立が進む中で、コミュニケーション能力や人間関係構築の教育として、学生自治団体への支援はもとより、学友会団体に所属することのない学生に各種イベントを提供し、社会性のある人材育成に寄与している。特に学生の自主的活動の促進という視点から、学生に様々な気付きを与える企画立案に取り組んでおり、具体的には以下に述べるような学友会活動において、学生を指導、支援している。

(1) 学友会の組織

本学の建学の精神と理念に基づき、人格と教養の向上と会員(学生・教員)の親睦を深めて学生生活を豊かなものとするために学友会が組織されている。学友会には、総務委員会(学生自治会)のほかにヴェリタス祭実行委員会、卒業関連事業準備委員会、フ

レッシュマン・オリエンテーション委員会、リトリート委員会、特別委員会、体育会・文化会連合があり特別委員会には5、体育会には12、文化会連合には9の公認団体としての部がある。公認団体として同好会は、体育会8、文化会連合8がある。同好会設立申請も毎年数件あるが、学内施設に余剰空間がなく学生からの要望には必ずしも応えられてはいない。部・同好会活動には学生の約3割が参加している。公認団体には、教員の顧問を置くこととし、毎年5月に団体登録票、顧問等引受承諾書の提出を義務付け、学外活動届、学内活動届、合宿練習計画についても適宜提出を義務付けている。

学友会活動は、学校法人が委託徴収している学友会費によって運営されているが、大学後援会から補助金給付を受け、学友会参事会の議を経て学友会活動に配分されている。

(2) 学友会が主催する活動

クラブ勧誘DAY

総務委員会（学生自治会）が主催し、新入生を学友会活動へ参加するよう勧誘する催しである。毎年4月の第3週の3日間に開催している。

リーダーズキャンプ

総務委員会（学生自治会）が主催するリーダー研修会で、学友会各団体から各2名の役員を集め2泊3日の日程で開催する。学外有識者による講演会、ワークショップ、グループ討議を行う。その成果は、大学において発表会を開催し学友会の目標を構成団体にフィードバックし、意識の共有化を図っている。年々、議論の質が向上しており課外活動活性化や自己実現に向けての良い気づきを与えられるキャンプとなっている。

体育祭(ジュベナリス祭)

体育会が主催する体育祭で、新入生歓迎企画として5月中旬に開催される。2月頃より部活動終了後に準備委員会を開催している。

学園祭(ヴェリタス祭)

ヴェリタス祭実行委員会が主催して毎年11月に開催し、各種イベントを開催している。準備日・公開日・片付け日をヴェリタス祭期間として5日間設けている。

以上のような活動において学友会団体の自主性を尊重しながら、きめ細かな指導、支援を行っている。学園祭（ヴェリタス祭）、体育祭（ジュベナリス祭）、新入生クラブ勧誘DAYの行事では、実行委員会に担当教員、職員が常時出席し、企画立案・実施・評価までを指導している。また、課外活動の活性化支援として、各団体のリーダー養成のためのリーダーズキャンプを学友会総務委員会（学生自治会）とともに企画運営している。このように大学創設から18年の若い大学であるが、学生と大学がともに協力関係を保ちながら学生自治と課外活動組織を維持している。

【点検・評価】 学生団体に対するきめ細かい指導は、学友会活動に参加する学生の成長に大いに役立っている。特に学友会の各団体の幹部学生はリーダーシップ、公共性、経理知識を有しているため課外活動による人材育成に効果をあげている。

本学では、学生の約3割が自治活動に参加しているが、その参加者数も年々減少傾向にあり、公認団体（部・同好会）の中には、その存続すら危ぶまれる団体もある。その理由には、他者との繋がり希薄化、リーダーになりたがらない若者や人間力の弱さを感じざる学生が急増しているなどの多様な原因が考えられる。また、本学にはクラブハウス（学生厚生棟）やサッカー場、野球場など学生自治専用施設が他大学と比較して十分ではないことも問題である。本学では、屋外・屋内施設とも、少人数教育を前提とした教育施設であることから、その収容能力にも限りがあり、通常のクラブ活動では広さ等の面で公式戦には十分な施設とはなっていないためである。

【課題・方策】 課外活動は学生の成長に大いに影響を与える場であり、また正課では得られない人間形成の場として積極的に支援していかねばならないが、特に部や同好会の活動は学生の自主的な活動であるので、大学としては学生の主体性を尊重しながらの支援と指導を常に念頭に置く必要がある。また、学生のキャンパスライフの充実を大学の教育活動の一環として促進するならば、学生の自主的活動を積極的に支援するためのキャンパス空間をどのように形成し提供していくべきかという問題について、単に課外活動や施設の枠組みを超えて、全学的な観点からキャンパスの将来計画を検討する必要がある。さらには、学生が課外活動を楽しむことだけでなく、併せて社会的体験となり、将来のキャリア形成に役立つよう、学生参加型の運営をこれまで以上に進めていくことが重要である。

2) 課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

(C群: 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度)

【現状の説明】 学友会に所属する体育会系クラブ、文化会系クラブとも残念ながら高水準に達しているとはいえず、今後の修練が期待される。

本学は課外活動のための組織の整備や練習施設が十分ではなく、学生達は限られた環境の中で、自助努力により課外活動をしている。そのため、全体的に課外活動は低調であり、満足度も低いと言わざるを得ない。このように課外活動が低調である要因としては、施設面などの不十分さと共に最近の学生気質に起因するもの、学生自身の興味が多岐にわたり私生活が多忙となったこと、就職活動が早まったことなども挙げられる。なお、2005年度より体育会部活動活性化のパイロットプランとして陸上競技部を重点強化部に指定し、外部より監督、コーチを招き、選手育成の基礎を固めた。また専用陸上グラウンドとして山田宏臣記念陸上競技場が完成し、本格強化練習が可能となった段階で

ある。

【点検・評価】 課外活動の水準は、大学としてどの程度力を注いでいるかということと大きく関わっている。その意味では、本学では従来課外活動への支援は、残念ながら十分ではなかったと言える。しかし、一部の大学では広報活動の一環として、立派な施設を準備し、有能な指導者を招き、スポーツ推薦を行ったり力のある外国人留学生を集めたりすることによって大学の水準を一気に引き上げようとする動きも見られる。確かに運動系クラブに所属する学生の活躍などは、その学生のみならず、一般の学生の母校に対する帰属意識高揚の面からは効果が高いとも言えるが、大学としての本来の課外活動のあるべき姿からは評価は難しいところである。本学では、特定の学生のための課外活動ではなく、一般の学生のキャンパスライフを充実させるという側面から、施設や指導者の充実を図る必要がある。また、課外活動の充実やそれに対する学生の満足度は、単に施設の充実のみならず、普段の活動を通してどのような出会いが起こり、また喜びを感じることができるか、ということにかかっている。たとえ水準は高くはなくとも、活動を通しての充実感や満足感を得ることができるような支援を考えていく必要がある。

ただし、そのような観点からしても、本学の場合は施設・設備の整備は不十分を言わざるを得ない。現在のところ本学の課外活動専用施設は、簡易的な施設が多いため、部会・同好会室、音楽練習室やダンス練習場、集会室、学生ラウンジ、ロッカー室を兼ね備えた学生厚生棟の建築が急がれている。

【課題・方策】 本学における課外活動については、それに対する指導や支援を検討すると共に、課外活動に対する一般学生の意識・興味が著しく減退していることを課題として挙げなければならない。このことは本学のみならず多くの大学で指摘されているところでもあるが、課外活動が本来の目的を離れて、大学の広報手段となっている場合も少なくないのではないと思われる。最近、学生の自治意識は極端に薄らぎ、自己中心的な傾向が強まる中であって、本学の学友会はその1989年度の開始当初より学生と教員の組織として活動してきた。数年前は、ともすれば崩壊しかねない学生自治活動の活性化が目的とされた時期もあったが、2000年度から力を入れてきた「リーダーズキャンプ」等において学生部委員（教員）との面談を初めとして、懇親会、反省会等、学生代表と教職員が直接話し合える場をさまざまな形で設定することで学生のやる気、意欲を引き出してきた。課外活動が活性化することは大学自体の活性化につながることであり、学生部のみならず教授会全体として学友会活動を中心とする課外活動の活性化とその支援に向けて、大学としての方向性を打ち出していく必要がある。

3) 学生代表と定期的に意見交換を行うシステム

(C群: 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況)

【現状の説明】 学生は大学の主要な構成員であり、大学の自治や学問探求の担い手であるという観点から、本学は、以下に述べるように学生代表との意見交換の場を重要視し、複数設けている。以下において、定期的な意見交換の場についてそれぞれ具体的に述べる。

(1) リーダーズキャンプ

「リーダーズキャンプ」は、毎年9月に2泊3日で教職員と宿泊を共にしながら意見交換を行う催しである。グループミーティング、全体ミーティング等を通してさまざまな意見交換を行っている。更に、全体会では協議内容を大学への要望事項(「リーダーズアピール」)としてまとめ、大学に持ち帰り、反省会において学生部委員会に提出し、教授会に提案している。この「リーダーズキャンプ」において提案され解決された事例も多い。

(2) 学園祭実行委員会との面談

毎年11月に行われる学園祭(ヴェリタス祭)について、学生実行委員会との面談を行っている。大学の管理責任を説明し、近隣住民の生活を侵害することなく学園祭を実施することができるよう、学園祭の運営方法について学生と意見交換をしている。2004年度には北キャンパスにチャペルが完成したが、新チャペルに適したコンサートの企画立案について支援をした。

(3) 会計監査の活用

1998年より毎年2月に学友会団体すべての会計監査(決算前の中間監査)を実施している。この会計監査は総務委員会が主催して行っているが、学生部長、学生部委員、学生課職員も参加して会計事務処理基準に基づいた会計がなされているか監査している。この監査では、クラブの活動状況やクラブの様子等も直接確認ができるとともに、各団体代表者と直接話ができることも重要で、これらの情報を汲み取り課外活動支援に当てることができる。

【点検・評価】
【課題・方策】

学生代表との面談が年間を通して定期的に実施されるように計画されており、かつ、それが有効な形で実施され、それによって教職員側と学生団体とが学生の力を有機的に活かしながら協働してきた実績は高く評価される。そうした相互協議の場から、さらに学生たちの力を引き出すことができるような相乗効果を狙ったプログラムが提案され実施されている。その一例として、毎年春・秋に実施されている「クリーン・キャンパス・キャンペーン」(通称CCC)がある。これは、キャンパスから最寄り駅までの「清掃キャンペーン」であり、学生たちがゴミ拾いなどをして大学周辺や宮原駅・日進駅までの道のりを清掃するものであり、地域住民から歓迎されている。こうした取り組みをさらに

推進して行くためには長期的支援が必要であり、また学生団体同士の横のつながりの強化を支援していく必要がある。しかし、一方では学生代表に立候補する学生が減少傾向にあり、自発性に乏しい学生代表も見受けられることから、学生代表団体の構成員確保への新たな制度を構築しなければならない。

第 1 1 章 管理運営

【到達目標】 現代の急激な社会環境変化の中であって、大学はそれに対応できる管理運営や大学の理念の具現化、人材育成の目標をさらに明確にするため、自己改善に向けての継続的な努力が重要である。聖学院大学では、併せてキリスト教大学の特色を活かした、本学が目指す大学像を世に明確に示していくことに一層の努力を払うべきである。また、これらを速やかに実現していくために、迅速な管理運営と、大学改革等に対応できる、より効果的な意思決定体制を確立する。さらには、大学とそれを設置する学校法人聖学院の間の連携協力関係・機能分担について明確に定め、その定めに基づく運営を行う。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

大学における教育研究、管理運営、人事等に関する規程が整備され、これを関係者に公開すると共に、規程に基づく適切な運営が行われているか。

学長・チャプレン・学部長等の選任に関する規程は明確であり、その規程に基づいて適切な選任が行われているか。

大学とそれを設置する学校法人、あるいはキャンパスを共にする法人内関係諸機関の間の連携協力関係・機能分担については明確であり、かつ適切な関係の構築・維持・運営が行われているか。

1 教授会

1) 教授会の権限とその活動

(A群: 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性)

【現状の説明】 本学の管理運営については、常にそのあり方が検討され続けてきたが、大学創立時より、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制を整えることが考慮されてきた。それは建学の精神や大学の理念を直接的に維持し、次世代に引き継ぐことが学長の大きな使命とされているためである。したがって、本学では学長が議長となり全専任教員が構成員となる大学教授会の役割を、学部教授会のそれ以上に重視した大学運営を行っている。

原則として教育課程等の審議において重要な役割を果たすのは、大学教授会、学部教授会（以下、大学・学部教授会と言う。）および教務部委員会である。学部教授会では学部固有の事項について審議・決定するが、全学に関わる事項は教務部委員会を中心に調整され、その合意に基づき最終的には学部教授会、あるいは大学教授会において意思決定される。大学・学部教授会は、原則として月 1 回定期的に開催されるが、それ以外にも入学判定、成績・卒業判定など必要に応じて臨時に開催される。なお、毎年 1 月には大学の全専任教職員が参加しての 1 泊研修会が行われ、夏期休暇中には大学運営委員

会合宿が実施されるなど、点検評価を含む特定の課題について集中的に議論される機会が設けられている。また、学部や学科のレベルでも年に複数回の集中審議のための研修会や合宿が開催される場合もある。その他、授業期間中ではあっても緊急、かつ必要な場合には大学・学部教授会后などに協議の機会が設けられる。

以下に、それぞれの教授会組織の概要を説明する。

(1) 大学教授会

多くの大学では、大学としての意思決定は学部教授会が中心となって行われ、大学全体としての意思疎通や調整のための組織として大学評議会などの組織が設けられている。しかし本学の場合は、全学部の専任教員が構成員であり、学長が議長となる大学教授会が最高決議機関である。大学教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、一般議事は出席構成員の過半数で決する。また、学則などの重要諸規則や教員の人事に関する事項については3分の2以上の賛成により決する。このように、大学教授会は単なる学部間の問題についての調整や審議のための組織ではなく、大学としての最終意思決定機関である。

本学では大学創設当初1学部1学科でスタートし、学長が学部長を兼ねていた事情もあり、大学における全ての懸案事項を大学教授会での協議によって運営してきた経緯がある。その後複数学部体制となってからも、学部運営は学部独自の方針よってではなしに、学長のリーダーシップのもとに、大学全体の同一の基本方針のもとに運営されることが確認され、現在に至っている。なお、大学教授会の招集権者は学長であるが、構成員の3分の1以上の請求がある場合には、臨時の大学教授会を開催することができる。

大学教授会では、全学に関する重要事項を審議・決定するが、基礎総合教育部に関わる事項や、学部間共通の教員人事や教育課程についても審議、決定する。その他、学長任用に関する事項、役職者や全学教員組織に関わる事項、および各学部教授会間の連絡・調整を要する事項などが議題となる。なお、教員の懲戒や罷免に関する事項は、理事会（人事委員会）での先議事項である。

(2) 学部教授会

学部教授会は、各学部に所属する専任の教員全員をもって構成され、学部長が議長となる。学部教授会は構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席構成員の過半数をもって決するが、教員の人事に関する事項は構成員の3分の2以上の賛成を必要とし、理事会の承認をもって最終決定される。学部教授会では、学部の教員人事、教育課程について審議決定すると共に、学生の退学、休学、復学、転学等の身分に関する事項が諮られている。

【点検・評価】 学部自治を尊重して役割分担を考えるならば、大学教授会には学部間の問題についての調整、もしくは審議決定の権限を与えることで十分である。しかし、学部自治が前面

に出すぎると大学全体の運営に混乱を招く場合がある。特に、本学のような小規模の大学においては、学部・学科の意向が強調されすぎると、業務全体の効率化を阻害する要因にもなる。そのため本学では、大学教授会に与えられる役割と権限は他大学に比較して大きくなっていると言える。なお、大学全体の調整のためには学長・学部長連絡会や大学運営委員会が機能していることもあって、大学教授会において学部・学科間の利害が対立することはほとんど見られない。このような大学運営の方式は学長のリーダーシップをより発揮しやすいという面があり、大いに評価されるべきものである。大学運営委員会では学長の意思が各部会、委員会、及び各学部、学科に伝達され、全学的方針として確立していく。そのため本学では3学部6学科となった現在でも、全学的方針の周知および全学的な協力体制が可能となっていると言えよう。この意味において大学運営委員会の役割は非常に重要であるが、学長、学部長等を初めとする役職者には相当に大きな負担となっていることも事実であり、同時に問題でもある。

教員人事については、定年退職者や自己都合によって退職する教員がある場合、教育課程との関連で必要に応じて専任教員の採用や補充を行っているが、この場合には学長と理事会との調整が非常に重要なものとなる。これは、教員人事の最終決定権が理事会にあるためであるが、大学教授会・学部教授会では、専任教員の採用については任用規程に、教員の昇格については昇任規程に則り資格審査を行い、候補者を決定する。また非常勤（兼任）講師の採用は、各学科で推薦された候補者を大学運営委員会にてさらに審査し、了承を得た者について大学教授会、または学部教授会に諮られ、候補者として決定される。非常勤（兼任）講師の採用は純粋に教学上の問題であり、理事会で異議が唱えられることは経営的観点以外には殆どないが、専任教員の採用にあたっては、法人の建学の精神との関連から候補者の再考を要求される場合も起こりえる。このことは、私学においては、学校法人や大学の日本社会における存在意義を明らかとするためにも建学の精神を維持し守り続けなければならない、という立場からは、やむを得ないことであろう。

【課題・方策】 近年、新入学生の学力レベルの格差と価値観の多様化が進み、大学の役割も現実の学生像も従来のそれとは大きく異なってきている。本学としても、このような変化を敏感に感じ取り、大学自体を変えていかねばならない時代を迎えている。長期ビジョンを策定しそれを全学の協力体制のもとで推進するためには、現在の大方針である大学教授会中心の運営体制を継続していく必要がある。これは、全専任教員が100名前後の規模である本学としては、今後も十分に継続可能なものである。ただし、この数年の大学の急速な発展、拡大に伴って学内の各組織間の連絡・調整が難しくなりつつあることも事実であり、全学の調整機関である大学運営委員会の重要性が益々大きくなることが考えられる。そのため、大学運営委員会の組織自体が肥大化する傾向と共に検討を要する議案も増えつつあり、学内運営の責任を負う教員の負担軽減という観点を含めて、効率的な

管理・運営体制作りが検討されるべき時期を迎えている。

2) 学部長と学部教授会との関係

(B群: 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性)

【現状の説明】 本学は3学部構成であり、それぞれの学部に学部長が選任されている。学部長の選任手続きについては後に触れる通り管理者任用規程に則っている。本学では学部長選任は学部教授会構成員による純粋な意味での投票(vote)によらず、法人に設置される学部長選考委員会が学部教授会への意見聴取(poll)を投票形式で行うという方法がとられる。学部教授会では得票の多い者を上位3名までを氏名のみを公表し、学部長はその中から選任される。

学部長は、学校教育法第58条第5項に則り、学則に「学部長は学長を補佐し、所属学部を管理しその学事に関する運営を掌る。」と規定され、学部教授会の議長を務め、学部チャプレンの補佐を受けつつ学部の運営を行う。また、学長が議長となる大学運営委員会、各種人事関連の会議(任用教授会、昇任教授会)等における構成員として、学長のもとで大学内における諸案件の審議に加わる。学長の補佐としての役割には、この他にも学長・学部長連絡会(規程にはない非公式の連絡調整の会)に参加し、運営委員会、大学・学部教授会などに提案される予定の案件についてあらかじめ大学としての基本方針を確認し、必要に応じて各学科の責任者との意見を調整する業務などがある。

【点検・評価】 学部長は学部教授会における直接選挙で決められるわけではないので、学長の選任同様、必ずしも学部教授会構成員から最も多くの支持を集めた者が選ばれるとは限らない。もちろん選考委員会、理事会では学部構成員の意見を十分踏まえた選考を行うが、学部長は学部の利益代表であるよりは学長を補佐し大学運営全般にわたる責任を持ち、学部・学科間の調整を行える人物という観点で人選される。このことは学部自治の観点からは全く問題がないとは言えないが、学部長の補佐を受けての学長のリーダーシップ体制をより強化する仕組みと言える。本学における学部自治は大学全体の理念や方針のもとにある自治であるが、歴代の学部長職には学部教授会の意見が十分反映された適任者を得ており、彼らの見識とリーダーシップによって学部教授会の運営は非常に円滑に行われていると評価することができる。

【課題・方策】 学部長は各学部の実質的運営責任者であり、大学の理念、建学の精神の擁護者として学長と共に将来の大学全体の展望に対して十分深い理解を有している者がその任にあたらなければならない。また学部教授会構成員は、大学の理念に対する学部長の責務の重大さについて十分な理解を持つ必要がある。その意味では、実質的な投票行為ともいえる学部長選考にあたっての意見聴取の重要性について、教員への啓蒙活動が継続的に行われることが重要である。

3) 学長と大学教授会との関係

(B群:学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性)

【現状の説明】 本学においては、教学に関わる最高決議機関は大学教授会である。大学教授会は教員の人事と教育課程の運営・改善全般にわたっての責任を負っている。教育課程では、専門科目群カリキュラムについては各学部教授会が責任を負うが、それ以外の全学的な教育課程である基礎科目群、教養科目群、総合科目群カリキュラムなどについては基礎総合教育部が各学部・学科との連携のもと大学教授会において審議、決定する。一方、学長は大学教授会を代表し理事会の構成員となるが、法人全体の運営に対しても責任も負っている。したがって、学長は大学教授会の議長として大学におけるリーダーシップを発揮すると共に、理事会の構成員として全法的な立場から大学教授会での審議を円滑に進めるために、法人全体の方針の説明や、逆に大学教授会構成員からの意見の聴取などを直接大学教授会の場を通してのみならず、学長・学部長連絡会や大学運営委員会などで十分に行うなど、大学教授会との連携協力の下に大学運営を行っている。

【点検・評価】 「第5章 教員組織」で述べているように、学長の選任が理事会主導により決められることは、万が一にでも大学教授会構成員の多くの者の意に沿わない学長が選任されたような場合には、理事会（経営）と大学教授会（教学）との連携・協力関係は非常に困難なものとなる。したがって、学長と大学教授会との連携が良好に維持されるか否かは本学にとっては最重要課題といえる。幸いにも、開学以来の学長の選任にあたっては概ね大学の大多数の意見が反映されてきた。

大学教授会は定例（原則毎月1回、必要な場合は随時）で開催され、学長・学部長連絡会や大学運営委員会にて十分議論され調整された議題について審議、決定する。しかし大学教授会は、決定機関であると同時に教学部門の意見集約や調整のための場としても十分機能していると言える。学長は、それらのことを念頭においた議事運営を行っており、諮る議題や報告事項を整理・精選し、学内全体の将来の方向性を示す会議となっている。このように、学長は適切なリーダーシップのもと大学教授会を運営しており、学長と大学教授会との関係が良好に保たれていることは評価できる。

問題点としては、理事会の意向が強く示されるような場合に、教学の立場から大学教授会では様々な意見が出されることがあり、その際には学長は大学教授会と理事会との間の調整に苦勞するが、これは現行の制度上からはやむを得ないことである。

【課題・方策】 学長がリーダーシップを発揮し、教職員の協力のもとで改善や改革を推進していくためには、大学としての一体的・機能的な組織運営が必要であり、その観点から、現在本学で採用している大学教授会制度は今後も維持されねばならないだろう。しかし、そのための学長の負担は非常に大きなものであり、現在空席となっている大学チャプレンの選任や副学長制度の整備など、権限委譲を含めた学長の補佐体制・制度のより一層の充実が必要な時期に来ている。また事務組織においても、学長の直接の意を受けて動くこ

とができる企画・調整部門の再組織化についても検討しなければならない。

4) 学部教授会と大学教授会との連携

(B群:学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性)

【現状の説明】 大学教授会は学則や諸規程など建学の精神や大学の理念に深く関わる重大事項や、大学全体に関連する人事や教育課程などの事項を審議、決定する。一方、学部教授会は学部固有の問題について審議、決定する。しかしながら、3学部間で全く異なる方針の施策をとることは、全学的な了解を得た特別な場合を除いては殆どない。というのは、教育及び授業全般にわたる運営の主体を持つ教務部や、学生生活の充実に責任を持つ学生部など、殆ど全ての教員組織は学部毎に設けられているのではなく、大学全体の組織として設けられ活動を行っているためである。したがって、各学部・学科におけるカリキュラム編成、教員人事、学生の異動(退学・休学等)などについては、学部教授会が主体となって審議し決定されるが、それ以外の大学としての基本的な方針に関わる事項は、全学部の専任教員が構成員である大学教授会で審議、決定される。

【点検・評価】 学部自治が極端に過ぎると大学全体としてのバランスが崩れ、運営に混乱を来し、大学全体の発展を阻害する要因ともなりかねない。一般に大学評議会などの名称で呼ばれる組織の場合は、大学全体の立場から学部間の調整を行うための役割を担っている場合が多いが、本学では大学教授会が大学における最高意思決定機関として位置付けられており、学部教授会以上に大きな権限と責務を保持する組織である。したがって、大学教授会はともすれば学部間の利害のぶつかり合いの場になる危険性も含んでいるが、学長・学部長連絡会、大学運営委員会などの連絡調整の会議を通じて学部間の調整が円滑に行われ、学長が強力なリーダーシップを発揮できる体制が整えられていることは、評価できるであろう。

【課題・方策】 高等教育の分野においても、大学に対する社会的要請や期待が変化し続ける時代にあつて、一大学内における学部間で方針が異なったり、相反したりする動きをするような状態では、即応的な対応を取ることは困難であり、さらには大学全体としての長期的なビジョンを描くことも益々難しくなると想定される。その観点からは、学部教授会の意思を十分に反映させつつも、大学全体としての方針のもとに全学部が結集して大学運営、さらには教育研究活動に当たっていこうとする現在の本学の体制は今後も維持され続ける必要がある。

5) さいたま上尾キャンパス協議会

(B群:評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性)

【現状の説明】 本協議会は1988年度の大学創立当初、キャンパスを共有する女子聖学院短期大学(以

下、短期大学と呼ぶ。)との間における重要事項の調整や審議決定のために、高等教育協議会の名称で設置された組織である。その後、短期大学が大学の一部へと改組転換されるに至り、1998年度からは大学、大学院、総合研究所の高等教育研究機関相互の調整組織として定められるようになった。さらに、2006年度からは法人組織でもある国際センター、キリスト教センター、聖学院みどり幼稚園など、さいたま上尾キャンパスに関わる全ての機関間の調整のための組織として改組された。協議会の構成員は、議長となる聖学院長の他、学長をはじめとする大学運営委員会構成員、大学院からは大学院長と研究科長、総合研究所からは総合研究所長、その他にキリスト教センター所長、国際センター所長、広報センター所長、みどり幼稚園長などであるが、関係事務部局責任者も陪席する。本協議会では、キリスト教に基づく礼拝・式典等の全学的行事全般に関する事項、キャンパス利用に関する事項、各組織間の人事交流および教育研究交流に関する事項などが審議され、決定される。

【点検・評価】 本学は大学開学当初、それまでの短期大学キャンパスの一部を大学校地や校舎として分割し、グラウンド等の一部を共有することでスタートした。したがって、キャンパスの利用に関しては両大学の間での調整を必要とすること、また大学、短期大学それぞれの教育方針や学生指導などについて、両者の協力関係の中で行っていく必要があり、そのために高等教育協議会が設置された。高等教育協議会は両大学の幹部教職員が出席し、キャンパスを共有する大学、短期大学の間で様々な問題を調整する役割を十分に果たしてきたといえる。その後、短期大学廃止に伴って、学部、大学院、総合研究所間の相互調整および高等教育研究機関のあり方を議論する場としての役割を経て、現在は、さいたま上尾キャンパス全体の総合調整機関としてその役割を果たしている。具体的には各組織間のスケジュール(学年暦)調整の他、それぞれの組織の動静を相互に理解し、より強固な協力体制を取ることが可能となっており、本協議会の成果として十分評価できるものである。

【課題・方策】 本協議会での決定事項は、さいたま上尾キャンパスに所属する各機関にとっては強制力を伴う優先事項であることが相互に了解されており、調整機能として十分な役割を果たしている。したがって、現時点では今後さらに改善すべき課題は見られない。

2 学長、学部長の権限と選任手続

1) 学長、学部長、チャブレンの選任手続

(A群:学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性)

【現状の説明】 私学における人事政策の基本は、建学の精神の継承とその学問的・教育的活動に貢献し得る人員を確保し、かつその後継者を不断に育成することに他ならない。プロテスタ

ント・キリスト教精神を設立基盤とする本学においては、構成員としてキリスト者もしくはそれに理解、共鳴する者、そしてこの理念に基づいた教職員共同体の形成に寄与し得る人物が求められているが、同時に進展著しい昨今の学問諸分野にあって、学的貢献が期待される人材の確保と育成も不可避の課題である。特に学長、学部長という大学の最高責任者たる者に関してはいずれもキリスト者であるという資格要件（クリスチャン条項）が付されているが、このことは、先に述べた建学の精神、および人事政策の基本方針に即したものと肯定されてしかるべきであろう。このような理由から、本学では学長、学部長の選任は理事会主導で行われている。もちろん、大学教授会構成員には意向表明の機会が与えられているが、純粋な選挙による多数決投票という形ではなく、以下のような手続きによって選考が行われる。

学長の選出に際しては、まず、理事会の諮問機関として学長選考委員会が構成される。その構成員には院長、理事3名、評議員2名に大学専任教員3名が加えられるが、大学専任教員は大学教授会構成員の選挙に基づき得票順に上位3名がその任にあたる。次に、大学教授会構成員によって学長候補者の指名投票が行われ、上位3名が候補者として選考委員会に推薦される。ただし、大学教授会における投票は選挙ではなく意見聴取であり、選考委員会における判断材料として扱われるため、必ずしも大学教授会における得票数および得票順に依拠するわけではない。これら俎上に上った候補者に対して選考委員による多角的な議論が行われ、得られた合意が理事会に答申される。理事会は、その答申についてさらに協議し、決定の後に当事者の承諾を経て大学教授会に報告する。

学部長の選出も学長選出の場合と同様に選考委員会（院長、学長、理事1名、評議員2名）による当該学部教授会構成員による意見聴取が行われ、上位3名が学部長候補者として推薦され、選考委員会での協議を経て最終的な候補者が理事会に答申される。選考委員会における選考に際しては、得票数と得票順位が優先されないことは学長選考の場合と同様である。その結果、ふさわしいと判断された候補者の氏名が当事者の承認を経て理事会から当該学部教授会に報告される。

その他に、本学ではキリスト教大学である独自の役職としてチャプレン職が置かれている。大学におけるチャプレンは、建学の精神とも深く関わりキリスト教教育ならびにキリスト教活動全般にわたる責任を負う。また、学長や学部長を補佐し大学運営全体のアドバイスを行う役割をも担っており、本学においては重要な責務を負った役職である。そのようなことから、チャプレンはプロテスタント・キリスト教牧師であることが必須の採用要件とされ、理事会において選出され、任命される。ただし、チャプレンが大学において専任教員として講義・授業等を担当する場合は（これが一般的ではあるが）そのための資格審査については大学教授会に委ねられている。

【点検・評価】 本学の教育研究活動全般に対して、教学上および経営上の観点から責任を負う学長、学部長の職は最も重要なものであり、その選任作業は十分な公開性、公正性をもってな

される必要がある。他方、大学組織体の運営責任者の選任という見地からすると、学長の職にある者のリーダーシップ、先見性、社会性、そして本学の場合は大学の理念への十分な理解の必要性を含め、その選出にあたっては長期的視点からなされることも同様に重要である。その意味から本学の学長や学部長候補者が、学内・学外の両面から公正な制度の下に推薦されるというシステムは、システムの公開・公正性と、選任される学長職、学部長職の大学運営上の資質を重視するという2つの要請を満足するものであると言える。また、学内（大学・学部教授会）における投票による意見聴取制度は、選考委員会および理事会が学内構成員の意見を徴することを可能にしている。

しかしながら本制度は、意見聴取という本来その役割が持つところの限界に起因することによる問題点を有している。すなわち、意見聴取の役割に対する解釈の相違からくる学長、学部長選考決定主体のあり方に関することである。学長、学部長の最終選任決定はあくまでも理事会の権限と責任のもとにおいてなされるのであるから、もし学内の意見聴取により推薦される候補者と、理事会が大学運営を託するに足ると判断する者が異なるような場合、理事会の決定が優先される。その場合には、理事会と大学教授会との間に不調和を生み大学運営に支障をきたさないとも限らない。

一方、チャプレンの選任については、本学の建学の精神の擁護者としてキリスト教に関連する教育や諸活動に責任を負っているために、基本的には理事会より派遣される牧師職であり、この件に関して大学教授会が意見を挟む余地はない。しかしチャプレンが大学の専任教員として授業を担当するためには、大学教授会での教育研究業績審査を受ける必要があり、これまでのチャプレンについては全て大学専任教員として適格との判断を受けているが、学長、学部長の選任と同様、理事会の判断と大学教授会の判断が異なる場合が生じないとは限らない。少なくともこれまでチャプレンの選任は、理事会、大学教授会間の良い意味での緊張感のもとに行われている。

【課題・方策】 本学の学長、学部長、チャプレンの選任に関しては上述のような難しさを含んでおり、一部の教員からは制度の問題点についての意見が出される場合もあるが、現時点では大学全体として大きな問題となることはない。それは、本学の構成員におけるキリスト者の比率が他のキリスト教大学の中では比較的高い水準にあり、また、大学の理念や建学の精神の継承のために現在の理事会主導の方針を大筋において認めていることに他ならない。したがって、この制度が崩れる場合には、聖学院大学の存続理由も問われかねないため、理事会と大学教授会との連携・協力関係を常に良好に保つためにお互いの不断の努力が重要となる。

2) 学長権限の内容とその行使の適切性

(B群: 学長権限の内容とその行使の適切性)

【現状の説明】 本学は、開学当初より建学の精神の具現化のために学長主導の大学運営を行っている。第1には本学の学部教授会の権限と役割は、主として学部固有の教育課程の編成や教育担当者の採用など学部運営上最低限度必要なものとされ、それ以外の多くは原則として大学全体が同一の方針で進めている。したがって、大学としての意思決定のためには、大学専任教員全員が構成員であり学長が議長となる大学教授会の役割が重視され、また事務組織についても全学共通のものとなっている。第2は、大学全体で同一方針のもと運営を行うとは言いつつも、学部、学科間の利害が常に一致するわけではないため、定期的に学長・学部長連絡会が持たれる他、学長の諮問機関として大学運営委員会が設置されており、あらゆる大学・学部教授会議題や学長が諮問する大学としての基本方針や重要課題について全学的な合意形成を行う場として有効に機能している。

次に、学長の権限として重要なものは専任教員の人事である。本学では専任教員の採用にあたっては、関連する学部教授会あるいは大学教授会において最終的な候補者を決定し理事会に上申するが、まず、学長が議長となる任用教授会(学長以下、全学のチャプレン、学部長、学部チャプレン、学科長、教授が構成員となる。)が開催され、そこで候補者についての業績審査などが行われる。任用教授会において出された結論については、原則として学部教授会(基礎総合教育部所属の専任教員を採用する場合は大学教授会)はこれを受け入れることとしている。したがって、学部所属の専任教員であっても、学長が主催する任用教授会により全学的な観点からの採用が行われている。昇格についても同様に学長が議長となる昇任教授会が招集されるが、その構成員は当該学部の学部長、学部チャプレン、学科長、教授であり、この場合は学部の専門学問分野との関連で学部中心の審査となる。いずれにしてもこれら人事のための任用教授会、昇任教授会は、学長が議長となり進められることにより建学の精神や聖学院としての人事政策を人事上に反映することが可能となっている。

【点検・評価】 本学では学長の権限の内容について具体的に定めた規程はない。学則に学長の職務について「大学運営に関わる一般の事項を(中略)掌り、所属教職員を統督し、本学を代表する。」とあるのみである。本学における教育研究に関わる諸活動は全教職員の大学の理念や建学の精神への理解とその継承を前提条件として行われているが、そのため人事を含めた大学運営に関わる諸制度は、その徹底を期するため、学長のリーダーシップをより強調するものであるとすることができよう。大学の理念や建学の精神の強調に関しては過剰であるとの批判がないとは言えないが、私学の個性喪失が憂えられる昨今あって大学としての個性の鮮明な発現に他ならず、顕彰されるべき長所の一つと見なされるべきものである。このようにプロテスタント・キリスト教大学としての個性を維持、継承していくという観点から、さらには理事会(経営)と大学教授会(教学)との良好

なバランスを維持し続けていくためにも、学長のリーダーシップは欠くべからざる要件であり、今後とも維持されるべきものである。

【課題・方策】 全体として大学運営の営みに透明性が確保されることは、学内の士気に関連する重要な要因であり、私学の場合は特にこの点に留意すべきである。学長のリーダーシップが強化される中で透明性を確保するためには、学内運営に関連する諸規程の適切な改定とその規程への合意と遵守、および周知徹底が継続的に行われていくことが肝要である。また人事面では、個人のプライバシーの尊重が前提となるが、必要な場合には選考等の過程が可能な範囲で公開され、採否決定の根拠が明示され、正確な実態が説明される必要がある。そのような学長による説明責任が機能し果たされることによって大学運営が円滑に運ばれることとなり、教職員が一体となって大学の理念、建学の精神の実現のために、一層の協力体制を整えていくことが可能となる。

3) 学部長権限の内容とその行使の適切性

(B群:学部長権限の内容とその行使の適切性)

【現状の説明】 学部長は学則に則り、その所属学部を管理し、また学事に関する運営全般を掌ると共に、大学チャプレンと協力して学長を補佐する役割を担っている。具体的には、学部教授会を招集し議長となる、人事関連の諮問会議（任用教授会、昇任教授会）の構成員となり、特に所属学部の教員昇格に関しては選考委員会の長として選考の責任を負う、学長・学部長連絡会の一員として学部・学科間の調整を行う、大学運営委員会の構成員として大学全体の教育研究施策、管理運営体制について学長を補佐する、などの職務があげられる。

【点検・評価】 各学部とも2学科体制で収容定員が800名程度の比較的小規模な学部であるため、学部長と学科長との連携は円滑に行われており、現在、学部運営に困難を生じることは殆どない。ただし、学部長は学長の補佐的な役割として法人学校長会議への陪席や学部間の様々な調整のための会議への出席、さらには、学部運営に関する全ての日常業務に関わる必要があるため極めて多忙であり、過重な負担となっていることは問題である。また、学部長の役割はますます重要となってきたが事務的なサポート体制が十分とはいえない状況であることも、今後改善すべき課題である。

【課題・方策】 既述のとおり、本学では学長のリーダーシップをより強調した大学運営が行われているため、学部教授会における審議事項等についても、学長が議長となる大学運営委員会で原案が作成される。その意味では、学部長の権限およびそれに対応した責務は、学部の運営全般を含めて学長・学部長の管理者グループ全体によって負われている。そのため、本学における学部長の重要性は、大学内各学部間の調整や、大学院や総合研究所との調整、さらには大学と法人全体との調整といった学長主導のもと行われる様々の調整

のための補佐としての役割にあり、そのことが加重負担の一因ともなっている。事務組織を含めた管理・運営のための機能・役割分担、権限委譲について本学としての相応しいあり方について早急に検討すべき時期に来ている。

4) 学長補佐体制としての大学運営委員会の役割

(C群: 学長補佐体制の構成と活動の適切性)

【現状の説明】 大学運営委員会は、学長の諮問機関として大学・学部教授会の議題の決定、学部・学科間の調整の他、学長が諮問する大学の管理・運営に関する重要事項について検討し、答申する機関である。構成は、学長、大学チャプレン、学部長、基礎総合教育部長、学部チャプレン、学科長、教務部長、学生部長、広報部長、就職部長、国際部長よりなるが、その他に事務部署からは事務局長、総務部長、学務部長、大学院・総合研究所事務部長などが陪席する。本委員会は決議機関ではないため定足数等は定められてはいないが、全学に関わる課題の検討と各学部・学科間の調整などを行うことにより、学長補佐機関として大学・学部教授会における審議案件の実質的な合意形成の場として、本学においては重要な組織である。大学・学部教授会で審議される案件は全て本委員会において検討され、各学部・学科間や各部会・委員会、また関連する事務局所管部署の調整を経て、全学的な合意形成に至る見通しを得た上で大学教授会や学部教授会に諮られ、審議・決定されることになる。

【点検・評価】 学則の定めでは、学長は「大学運営に関わる一般の事項を大学運営委員会の補佐を得て…」とある。このように本学では創立当初より学長のリーダーシップと大学運営委員会による補佐体制を念頭に大学作りを進めてきた。最近では機能分化した副学長体制を採用する大学が増えつつあるが、本学では例外的に学長を補佐する役割として副学長を置いた時期があったが制度的に確立されたものではなく、むしろ学部長を初めとする大学運営委員会全メンバーが学長補佐的な役割を担っているとも言える。大学運営委員会は大学・学部教授会の前に必ず開催され大学・学部教授会に向けての準備・調整作業が行われ、学長補佐体制としては理想的な形であると評価できる。

さらに、学長を補佐する副学長的な役割を担う職として大学チャプレンをあげることができる。大学チャプレンは本学のプロテスタント・キリスト教の伝統を維持、継承するための大学付牧師であるが、常に学長を直接補佐する役割として大学運営に関わる存在である。現在は学長自身が牧師であることや、学部長をはじめとする大学運営委員会による補佐体制が充実していることもあって大学チャプレンは欠員となっているが、学長が牧師でない場合には必ず置かれるべき役職であり、本学の建学の精神やキリスト教教育をはじめとする諸活動が教職員、学生の十分な理解を得て推進されるために必要な役割であると言える。

あえて問題点を挙げるとすれば、学部長、チャプレンを除く学科長や部長職などの役職者は学長の指名により任命されることである。基本的に役職者の任命は、各学科や部会等組織の意向を十分に汲み取りつつ学部長やチャプレンとも相談しながら決められているため、現在まで特に大きな問題になることはなかった。

【課題・方策】 現在の大学運営委員会による補佐体制については、学内的な合意や周知徹底が図られており、またその必要な機能も十分果たされているため、改善の必要性については話題となることはあまりない。今後も学長の補佐機関として学長を助け、時には学長がトップダウンを意識するあまり独走的な指揮を執ろうとする場合にはブレーキ役として、その機能を十分に果たしていくことが期待される。一方、大学チャプレンについては、チャプレンそのものが理事会による選任であるため、学長補佐的役割を持つことに疑問を呈する向きもないわけではないが、本学の特色としての建学の精神を維持し、よりその長所を活かした大学運営を行っていくためには今後とも継続されるべき重要な役職である。

なお一方で、運営委員会構成員はそれぞれの組織や部署の責任を担いながら学長補佐という大きな負担を負っている状況から、今後益々重大となる学長の役割の機能分化、権限委譲ということを念頭に置いて、制度的な副学長体制についても議論を開始すべき時期となっている。

5) 個性ある学長の選任を可能とする学内体制

(C群:個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況)

【現状の説明】 本学では、学長の選任にあたっては大学教授会構成員による投票ではなく、理事会が組織した選考委員会による意見聴取がその選考のための大きなプロセスとなる。意見聴取は無記名投票の形で行われ、大学教授会構成員はすべて被選挙権を有するが、その他にも学内外を問わず、本学における学長として相応しいと思われる人物の氏名を学外候補者として記入することもできるようになっている。

【点検・評価】 選考委員会では大学教授会での意見聴取の結果を受け、クリスチャン条項を踏まえつつ、得票数の多い者から優先的に、全学院的立場から学長候補者として相応しい人物か否かを審議する。その際、大学構成員以外からの候補者に優れた人材がある場合には、積極的に取り上げられる。過去には大学・学部教授会に属さない大学院教授より大学学長として推挙された例もあり、本学に相応しい個性的な学長をより幅広く選任することが可能となっている。また学内的にもこのような変動の激しい時代にあって、本学の理念・建学の精神を堅持し、かつ社会的要請に応える大学形成を行っていくことができる学長の選任を要望する雰囲気が見られると言ってよいであろう。

【課題・方策】 個性ある学長の選任という観点からは、本学の学長選考のシステムは、単に大学教授

会構成員の人気投票的な学長選考とはならない制度的な長所があると同時に、社会における有能な人材の登用も可能となっている。しかしそのことは、本学においては、大学教授会が大学自治の名のもと社会とまったく隔絶した判断や行動を行うことは決して許されないことをも意味するものである。高等教育研究機関、最高学府としての権威と近年の大学に対する社会的要請の間で、バランスを取りながら大学運営を行っていくことが益々難しい課題となりつつあるが、選任された学長は社会的な動きにも常に敏感でありつつ、かつ教育者、研究者としての高い見識を持ち大学を代表するに相応しい存在であり続ける必要がある。

3 意思決定

1) 大学における意思決定のプロセス

(B群：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性)

【現状の説明】 本学における教育課程や教員人事等、大学の教育研究に直接かかわる基本的な事項はすべて大学教授会、または学部教授会の議を経て決定される。

学則等全学に関わる規程の制定ならびに改正については大学教授会の議を経て、また教育研究組織の設置および改編、教員の人事などについては、全学に関わるものは大学教授会、学部に関わるものは各学部教授会の議を経て、それぞれ理事会に上申される。理事会では、法人の建学の精神や経営的な側面から意見が付される場合もあるが、原則として大学での決定を理解・尊重し、追認されている。そのことは、毎月2度、定期的に行われている法人人事委員会や学校長会において、随時必要な情報が学長や学部長より提供され理解が得られるようにしていることと、学長の大学におけるリーダーシップが尊重されているためでもある。なお、教育や教務に関する事項、および入学、卒業など学生の身分に関する事項は学部教授会あるいは大学教授会の議を経て決定される。

総合研究所については、原則としてその運営は総合研究所所長のもとに独自に行われているが、人事に関わる事項については、大学教授会の承認を得て理事会に上申される。

なお大学創立以来、当時の女子聖学院短期大学や総合研究所、その後設置された大学院を含めた本学院の高等教育全体に関する重要事項を審議、調整するための組織として「高等教育協議会」が設置されていたが、2006年度からは「さいたま上尾キャンパス協議会」として聖学院みどり幼稚園、聖学院キリスト教センター、聖学院国際センターなどを含めた組織に移行した。

【点検・評価】 本学における意思決定のプロセスは、各々定められた学則や規程に則り極めて民主的に行われており明瞭である。また学部や学科間での意向が必ずしも一致しないような場合には、大学運営委員会にて意見調整などが行われ、それを受けた形で大学・学部教授

会に上程されるため、多くの場合円滑な意思決定が行われる。問題点としては、大学教授会、学部教授会、学科会、部会、委員会などはそれぞれ原則として月1回の開催であり、内容によっては部会や委員会より上申された案件について大学運営委員会から差し戻されるような場合があったり、さらには人事など理事会での決議が必要なものがあるなど、全体的に最終決定までに多くの時間を要するという点である。

【課題・方策】 民主的な意思決定の長所を保ちつつ、各会議の一層の効率化を進める必要がある。意思決定までに多くの時間を要する問題に関しては、インターネット等を十分に活用した会議や意思伝達方法の改善を進めると共に、関係事務部署のさらなる機能アップが重要である。また各案件については、いわば「下から」の幅広い意見を吸い上げるべきものと、「上から」の方針の提示という基本的な考え方を予め明確にしていくなど、案件自体の整理も必要である。さらに試行錯誤を繰り返しつつより適切な意思決定のプロセスを模索していく必要がある。

4 教学組織と学校法人理事会との関係

(A群：教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性)

【現状の説明】 本学は学校法人聖学院が設置する大学である。同法人は、寄附行為に「本法人は新約聖書に表示された基督教主義に基づき学校教育を行う」と目的を明記し、本学の他、同キャンパス（以後、「さいたま上尾キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院みどり幼稚園、東京都北区中里（以後、「駒込キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院幼稚園、同小学校、同中学校高等学校、女子聖学院中学校高等学校を設置している。また、学校法人聖学院本部事務局は駒込キャンパスにある。この他に、米国ジョージア州アトランタには聖学院アトランタ国際学校（幼稚部・小学部）を持つ。

本学における教学に関わる最高決議機関は大学教授会であり、教員人事と教育課程編成に責任を負っている。しかしながら、実際の問題としてはこれら大学で決定された事柄についても、最終的には理事会の承認、または了承が必要となることである。これは、理事会は経営上の最終責任を負わねばならないため、人事問題にせよカリキュラム等教学に関わる問題にせよ、最終的には経費・財源の問題に関わるためである。

法人としての学院の管理運営は、私立学校法に則り理事会が行い、また理事会において選任される理事長の諮問機関として評議員会がおかれている。理事会は15人（定数13人～15人）の理事で構成され、大学からは学長が職務上の理事となっているが、学外の理事の多くは聖学院高校、女子聖学院高校の出身者が占めている。評議員会の定数は29人以上31人以内であるが、現在31人の評議員で構成されており、大学からは、学長、学部長3名が選任されている。理事会および評議員会は寄附行為により毎年5月に定期会を開催する他、3月にも定例の理事会と評議員会を開催し、それぞれ予算、決算をは

はじめとする学院運営上の重要事項について審議を行っている。なお、理事会ではその他にも毎月定例会が開催されている。

理事会の下には人事委員会、学校長会、経営財務委員会が置かれており、それぞれ規程に則り理事会から委託された業務について処理し、その他重要議案を審議している。人事委員会は法人全体の人事に関する事項を審議するが、理事である各学校、組織の代表者に加え労務担当理事が委員となっている。また、法人内諸学校の管理運営全般に関わる事項を審議する学校長会は、人事委員会メンバーの他に聖学院みどり幼稚園園長、大学からは学部長が慣例により陪席している。

【点検・評価】 本法人は現在の女子聖学院中学校高等学校、聖学院中学校高等学校がそれぞれ100年の歴史を刻んできており、理事会の構成員も、役職上の理事を除いて多くは両高校の卒業生で占められている。その意味では、大学としての意見を反映しにくい状況にはあると言えるが、実際には法人全体の学生・生徒・児童・園児の半数以上を大学が担い、また、所属する教職員も同様に約半数は大学関係者が占めていることもあり、開学18年を経て、本学の理事会における存在と役割は重要なものとなってきている。また、理事の中には、理事長・院長が本学の大学院長、および総合研究所所長を兼務し、女子聖学院中学校高等学校長はキリスト教センター所長を兼務するなど、さらには、現理事の国際センター所長、経営財務理事、前キリスト教センター所長は、以前に本学教員であったことなどから、大学の事情を十分に理解しており、理事会、評議員会との連携協力関係は概ねに良好であると言える。

一方、理事会で審議された案件の内、大学に関わる重要事項については学長が大学教授会において報告し、事務部門においては、事務連絡会を通して大学事務局長が各事務組織に周知させている。しかし、その報告は要約的にならざるを得ず、理事会が大学教育の現状やそれを取り巻く諸条件をどのように認識し、そこからどのような問題が取り上げられ、どのように審議され、結論に至ったか、それらの過程を含めて一般教職員に理解が深まっているとは言い難い状況ではある。

【課題・方策】 理事会（理事長）は経営に関する執行権、大学（学長）は教学に関する執行権を持っているが、最終的な意思決定権は理事長にあり、学長の教学面における執行状況を監視する役目を担っているという原則は、本来理事会と大学の関係が良好な状態に保たれて意味をなすことである。その観点からは、現在理事会と大学との連携協力関係は良好であり、このような関係を維持、継続されるための努力を今後も続けていかななくてはならない。

5 管理運営への学外有識者の関与

1) 管理運営に対する学外有識者の関与

(C群: 公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況)

【現状の説明】 管理運営への学外者の登用・関与と言う場合、本学では理事会レベルでは牧師やクリスチャン有識者などが理事や評議員の一員となり、学校法人の運営に直接関与しているが、大学においては日常的な管理運営のレベルに外部者が直接関与する仕組みはない。

【点検・評価】 大学の日常の活動において外部者が関与する制度はないものの、法人レベルでは本学院の建学の精神との関わりでキリスト教牧師や外国人宣教師、さらにはすぐれたキリスト者企業人・他大学教員などが法人理事会の理事に加わり、それぞれの観点から法人全体、あるいは本学の管理運営について意見を述べ、その意見が取り入れられる形で大学の運営そのものが軌道修正される場合もあることなどから、十分とは言えないまでも外部者の意見を取り入れる仕組みが作り上げられていると言えよう。

【課題・方策】 大学は多くの学生を受け入れ教育する社会的な存在であり、社会と隔絶しては成り立たないことは言うまでもない。本学がキリスト教大学であることから、学外有識者はキリスト者であることが基本的な要件とされているが、特に専門的な立場から関与を必要とする時には、キリスト者以外からの登用も今後必要となる。

第 1 2 章 財 務

【到達目標】 大学として安定した組織を維持していくためには、財的基盤の確立は必須事項である。そのことは本学院においても例外ではない。聖学院大学は、18 歳人口の減少による受験生や入学生の減少を主因として、帰属収入が減少傾向にあるため、支出を収入減少に見合った額としながら教育研究目的・目標を実現する健全な財政基盤を維持する。また、全体としては経費節減を進めつつも、教育研究施設面の整備・充実、及び教育研究事業のための必要経費については適正に盛り込む必要がある。一方、収入面では資金運用や外部資金の積極的導入により収入増加を図る。このようなことを実施しながら、最終的には全国平均的な財務比率の達成を目指す。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

聖学院大学、及び学校法人聖学院全体の健全な経営を目指し、財務諸表における項目毎の比率の適正化が図られているか。

毎年度の予算編成方針が明確にされ、それに基づき計画的な予算編成、予算執行が行われているか。

寄付金や補助金、研究助成金などの外部資金導入は積極的に行われているか。

なお、本学は学校法人聖学院の中にあっては最も新しい教育研究機関であるが、そのため財政規模や歴史の経緯などから法人全体の運営は中等教育機関を中心とした体制となっている。したがって、財務状況の健全化については、単に大学のみならず、法人全体を見通した形で行わなければならない。しかし、ここでは法人全体の諸学校に及ぶ点検・評価を行うことは困難であるため、貸借対照表については法人全体の決算を中心に、消費収支計算書については聖学院大学の決算の数値を中心として、その適正化を図ることを目標として点検評価を行う。

1 教育研究と財政

1) 教育研究と財政基盤

(B群:教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況)

【現状の説明】 本学院の財政状況についてみると、聖学院大学は 1988 年政治経済学部政治経済学科の単科大学として開学し、1992 年には人文学部(欧米文化学科、児童学科)の増設、1998 年には人文学部に日本文化学科、および人間福祉学科を増設、2000 年には政治経済学部にコミュニティ政策学科を増設した。このような学生数の増加に伴って学生生徒等納付金を中心に 2001 年度まで収入は増加基調をたどった。その後、人文学部を分割する形で人間福祉学部を増設し 3 学部 6 学科体制が完成し現在に至っている。また 1996 年からは大学院の整備も順次行い、現在は 3 研究科(政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ

文化学研究科、人間福祉学研究科)体制となっている。

この間、毎年度の予算編成にあたっては、教育研究充実のために必要な経費を適正に盛り込むと共に、学生生徒数の増加に伴って新たな施設・設備の整備を行うなど、学内の教育研究環境整備に積極的に対応してきた。また、奨学充実引当特定預金を設け積極的に奨学資金の増額を図るなど常に将来の環境整備に向けての準備を行ってきた。このように、本学院では、教育研究上の使命を達成する上で必要な財政基盤を確立してきたと言える。2001年度以降は、学生生徒数が安定したことと、授業料等を値上げしていないことから、帰属収入が停滞傾向にあるので、ここ数年は収入に見合った支出予算を編成することを基本に財政の健全化を維持している。

ただし、1999年度の聖学院中学校高等学校の校舎建築、2004年度の女子聖学院中学校高等学校隣接の土地取得など法人としての大型特別プロジェクトにあたり、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を導入したことにより総資産に対する総負債の割合(総負債比率)が30%近くまで上昇することになった。しかし、帰属収支差額比率はこの5年間5%から10%の範囲でプラスを維持している。

【点検・評価】 これまで、学生生徒数の増加という要因を背景に比較的安定した財政基盤を確立し、教育研究施設面の整備・充実に取り組んできたことは評価できる。特にこの数年は、校舎建築など学院全体の大型特別プロジェクトを除いた經常の運営については、収入に見合った支出予算を編成することを基本としているが、帰属収入の約85%前後を占める学生生徒納付金に依存する構造上、将来予測される学生数減少や補助金減少などが財政基盤に及ぼす影響は大きなものがある。したがって、そのような環境の中で財政の健全性を維持していくためには、さらなる経費の節減が必要となる。

大学単独の教育研究費比率は、大学設立当初は学部、学科、大学院研究科などの増設を頻繁に行っていたこともあり、常に25%前後を維持してきた。その後、2001年度から2003年度にかけて19%まで低下したものの、その後再び増加基調となり、2005年度には24.1%まで回復した。しかし、教育研究活動の充実を一層進めるためには最低でも25%以上を確保できるようにする必要がある。

【課題・方策】 収入の面からは、教育・研究活動の充実を図り、安定的に行っていくためには、より質の高い教育を継続していくことによる、安定した学生の確保が重要であるが、幸い本学では、これまでいずれの学部、学科においても定員を割ったことはない。しかしながら今後大幅な増収を見込むことが難しい学納金収入のことを考えると、外部資金の導入が重要な課題となる。現在本学院では、「オール聖学院フェローシップ」(通称:ASF)という募金組織を有しており、2005年度における帰属収入に対する寄付金の割合も4.1%(法人全体としては9.8%)と、同規模大学の平均的な1.6%(2004年度)に対して2倍以上高いことから、今後も私立大学としての特色を一層打ち出した教育を行っていくことにより同窓生を初めとする新たな募金協力者を見いだしていく努力が必要であ

ろう。なお、法人全体に比較して大学における寄付金の割合が少ないのは、開学後 20 年に満たないため、同窓生も未だその殆どが 40 歳代に達しておらず、彼らからの寄付がまだそう多くは期待できないことによる。

補助金や研究助成金については、国庫補助金自体の将来的な展望が明確ではないため、過度に依存することには危険性が伴う。しかし、ここ数年補助金等に関する取り組みは教育職員と事務職員とが一丸となって積極的に行っており、その結果 2001 年度では 6.1%であった帰属収入に対する割合も 2005 年度には、同規模大学の平均である 9.8%には及ばないものの 9.4%と成果が出てきている。これら外部資金としての補助金等の多寡は、大学の活動における社会的評価の一指標とも考えられ、今後も引き続き獲得のための努力を継続していく。

経費の節減については、2005 年度で帰属収入の 58.7%を占める人件費（法人全体では 62.3%）について、教育・研究の進展に障害を及ぼさない範囲で、私立大学としての適正な割合である概ね 50%以下にまで削減する必要がある。一般の教育及び管理経費については、無駄な経費を洗い出し、削減する一方で、教育研究活動上必要な部分には十分な予算配分が可能となるよう、予算編成プロセスの見直しも合わせて行っていく予定である。また、事務の効率化という面からは、業務のアウトソーシング、ルーティンワークのコンピュータ処理化、業務の定型標準化の促進による経費節減も大学として今後も継続して取り組む課題である。

2) 中・長期的将来計画の策定と財政計画

(B群:総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性)

(C群:教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況)

【現状の説明】 本学院では、学校長会議（大学からの出席者は学長、学部長）は主として教育研究活動推進の立場から将来計画を議論し、経営財務委員会（大学からの出席者は事務局長、事務部長）は経営面、財政面からの将来計画を協議している。最終的には理事会において法人全体の基本的な方針が策定されることになる。重要な短期・中期計画に関しては、大学を含む法人内各学校からの要望として挙げられる計画について議論すると共に、同時に財政面からも収支シミュレーションを行い、基本金組み入れなど財源が適切に確保されるかなどを検証している。このように、特に大規模な施設設備や教育研究計画については必ず財政的な裏付けを確認することとしている。

【点検・評価】 将来計画の策定については、法人内各学校から挙げられる要望を最終的には理事会にて議論・調整した後、学院全体の総合計画として形作られる。しかし、短期的なものは別として、中・長期的な財政計画と学院全体の将来計画との関連が、これをもって明確になっているとは必ずしも言い難い状況である。また、大学自体の将来計画については、大学運営委員会や大学教授会、学部教授会などでしばしば話題とはなるが、財政的な裏

付けを伴った責任ある議論を行うことは難しいため、学長や学部長がそれら学内の意見を吸い上げ、学校長会や理事会に提案することになる。このような方法は特定の学校が独断専行する弊害を防止し、法人全体の連携を保つには良いが、大学としての独自性を発揮する上では問題があるとも言える。

〔課題・方策〕 中・長期的な将来計画を考えていく場合、財政面の裏付けがなければ画餅に帰すことになることは明らかである。本学院は所属する各学校が相互に助け合いながらそれぞれ困難な時期を乗り越えてきた歴史的事情があり、その意味では各学校が単独で計画を進めるのではなく、学院内の諸学校に配慮した進め方が要求される。2000年度以降、全学院の専任教職員が一堂に会して議論をする場として聖学院教育会議を開催するなど、学校間相互の理解は進みつつあるが、財政的な面での相互協力を、全教職員理解のもとで進めることの困難さに直面しているのも事実である。今後、財政的に楽観できない状況が予想される中で、長期財政の見通しと計画を教職員全体に明確に示すことの重要性がますます高まっている。法人内における教育の面での良い協力関係は構築されつつある状況の中で、経営面、財政面の情報公開を一層進め、法人全体として将来計画を教育研究、財政両面から議論できる場を設けることが必要な時期に来ている。

2 外部資金等

1) 外部資金の受け入れ状況

(B群: 文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況)

〔現状の説明〕 過去3年間の科学研究費補助金の申請、および採択の状況は下記のとおりである。

年度	申請件数	採択件数	採択金額
2003年度	7件	1件	1,200千円
2004年度	4件	2件	2,500千円
2005年度	18件	4件	4,000千円

全体としては、教員数に占める科学研究費補助金への申請は極端に低率であり、そのため研究費全体に占める補助金の割合も6%程度に留まっている。本学教員が他大学で採用された研究の分担者となる場合もあるが、大学としてはその状況を把握していない。科学研究費は、大学で取りまとめて申請する場合と研究者個人で申請する場合があるが、採択された場合には大学を經由して研究者名義の科学研究費口座に支給される。研究費の管理は研究者個人が行うが、通帳管理や出納事務は総務部会計課が行っている。なお、科学研究費で購入した備品や図書は、購入年度に大学へ現物寄付として寄贈されている。

ここ数年、教員に対し科学研究費補助金の説明会を実施するなど、大学として申請を

奨励しており、2004年度まではその効果は見られなかったが、2005年度には申請及び採択件数は増加した。

研究に関する外部からの資金（研究助成金）の受け入れは、総合研究所事務室が窓口になっている。これまでも地方自治研究機構、住友財団などの研究助成を受けてきたが、2003年から2005年の期間に限ると、次表にあるように、日本私立学校共済振興事業団補助金、独立行政法人の日韓文化交流基金、国際交流基金などの公的機関からの補助金、助成金のほかに、フェリシモ、天馬株式会社など民間からの研究資金を寄付金として受けて入れている。

（単位：円）

	2003年度	2004年度	2005年度
私学事業団補助金収入計	16,854,000	19,156,000	18,624,000
共同研究経費(1)	9,254,000	8,456,000	8,224,000
研究施設	5,300,000	6,000,000	5,000,000
国際シンポジウム(2)		800,000	
RA、PD等支援経費	2,300,000	3,900,000	5,400,000
助成金・寄付金収入		346,400	4,128,489
日韓文化交流基金(3)		346,400	
国際交流基金(4)			1,694,100
京都フォーラム(フェリシモ)(5)			734,389
フリードリッヒ・エーベルト財団(6)			700,000
天馬(株)(6)			1,000,000
聖学院教育振興資金計	6,000,000	6,000,000	6,000,000
収入計	22,854,000	25,502,400	28,752,489

注 (1) 共同研究プロジェクト11に対する補助

(2) 2004年度は、国際シンポジウム「第二次世界大戦後の教育と宗教」、2005年度は国際シンポジウム「戦後60年 ドイツと日本」に対する補助

(3) 2004年度、日韓シンポジウム「東アジアの平和と民主主義 日韓国交40年と日本の針路」に対する助成

(4) 日韓中学術セミナー「北朝鮮の改革可能性 中国の改革との比較を中心に」

(5) 聖学院・公共哲学フォーラム「日本における教会の意義と役割の再検討 公共する教会とは」に対する助成

(6) 国際シンポジウム「戦後60年 ドイツと日本」に対する助成と寄付

大学で2005年度に受け入れた寄付金は、特別寄付金として156,800千円、現物寄付として4,700千円の総額161,500千円であり、法人全体の寄付金の22.5%を占める。特別寄付金は殆どがASFによるものであるが、ASFは聖学院の理念や教育方針に賛同し、聖学院の教育・研究事業の発展を財政面から支える全学院的組織である。これまで大学関係ではASFによりチャペル・講堂棟及び周辺施設、8号館及びガルストホール

などが建設された。また、1998年度より継続して文部科学省から受託研究費を受け入れているが、2005年度は1,810千円であった。

本学では、資産運用益として受取利息配当金収入、施設設備利用料収入、奨学基金運用収入などがあるが、近年は2003年度14,867千円、2004年度11,874千円、2005年度12,000千円である。現在ではその内の殆どが施設設備利用料収入である。

【点検・評価】 科学研究費補助金を初めとする競争的研究資金や研究助成等の外部資金については、その研究費全体に占める割合が低率であることは改善すべき大きな課題である。但し、本学では企業などと提携したり、ロイヤリティなどの収入増を図ったりすることは、学部・学科の性格や教員の研究分野などから困難であることが予想され、その観点からは科学研究費補助金などの公的な資金の獲得に努力しなければならない。科学研究費については、基本的には申請数が少ないことが問題であるが、近年大学教員の教育に対する負担が大幅に増加していることに加えて、日常の教育研究活動を行いながら公的補助金や助成金を得るためには、関連する情報の収集や申請にかかる事務的作業の負担軽減などのために専門の事務的な支援が必要である。現在、総合研究所事務室ではその役割も一部担っているが、実際には多くの共同研究プロジェクトを抱え、個人の補助金申請を支援できる体制にはなっていない。しかし、そのような条件整備が不十分であることを差し引いても、特に政治経済学部ではこの数年科学研究費補助金申請が採択されていない状態が続いており、研究活動に対する教員の意識が問われかねない問題である。なお受け入れた資金については、適正に使用されるよう厳格に管理し、本学の会計基準に則って執行している。

資産運用については、休日に利用しない教室や施設を予備校や近隣の諸団体に貸与することにより施設設備利用料収入を得ている。また、資金を預貯金や有価証券で運用することにより、受取利息配当金等の収入を得ていることは評価できるが、この数年は頭打ちの状態が続いており、特に受取利息配当金や奨学基金運用収入については新たな対策が必要である。

【課題・方策】 現状の分析から、本学の多くの教員は自らの研究資金として、自己負担を除けば大学より支給される個人研究費が殆どであることになる。その意味では、研究の更なる展開や発展に支障をきたすおそれがあると言わざるを得ない。大学としては、今後も継続して外部研究資金の積極的な獲得を奨励していくことが不可欠であるが、同時に、教員の教育・研究・学内行政に対する負担配分の見直しを含む教育研究環境の改善を行うことや、専門的に研究助成金獲得の支援を行う事務部門の整備も行っていかねばならない。

資産運用については、今後も低金利傾向が続けば、大幅な受取利息配当金収入の増加は期待できないが、資金については元本の安全性に配慮しながら、より有利な運用方法の検討が必要である。施設設備については、本学の教育・研究活動に支障が生じない範囲で、今後も継続して積極的な活用を行っていく予定である。

3 予算編成

1) 予算編成過程における役割の明確化

(C群: 予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化)

【現状の説明】 実際の予算編成の立案及び執行を行う組織単位は法人本部、聖学院大学、聖学院大学大学院、聖学院大学総合研究所、聖学院中学校・高等学校、女子聖学院中学校・高等学校、聖学院小学校、聖学院幼稚園、聖学院みどり幼稚園である。一方、これら各組織で編成された予算は、本部経理局による各組織との調整、経営財務委員会における予算原案としての審議、及び評議員会での了承を経て、理事会で決定される。予算に関する審議・決定機関は理事会、評議員会であるが、基本方針に沿った実質的な協議は経営財務委員会においてなされ、最終的に理事会が承認する。なお、予算編成に関わる実務的な作業は本部経理局が行う。

これら予算編成過程を詳述すると、まず、6月より経営財務委員会において次年度予算編成基本方針案を策定する作業が開始され、理事会での最終決定を受け、例年10月下旬をめぐりに各組織に伝達される。しかし、そのこととは別に次年度予算編成に関わる各組織での準備作業は7月より開始されている。基本方針が出されたところで、各組織ではこの方針に従い最終的な学内調整を行った上、12月末までには本部経理局へ提出される。本部経理局では予算原案を整理・集計するが、予算編成方針に沿っていない場合には各組織と調整が行われる。これらの一連の作業を経て、経営財務委員会に予算原案として提出する。経営財務委員会では、収入が確保される見通しを得た上で、学院、及び各組織としての教育研究目標に沿った活動が適切に行われるよう資金を適正に配分し、その年度の収入と支出のバランスがとれるように予算編成を行っている。

一方、大学における予算編成作業は大学運営委員会が行っている。それに先立つ原案は、学部・学科関連の計画については各学科長より提出されたものを学部長が取りまとめ、部会・委員会関連については責任者毎に提出される。提出された原案は、大学総務部会計課において集計され、学長・学部長・大学事務局長による大学全体としての調整を行った後、大学運営委員会に提出する。その際、その内容に優先順位をつけることが義務付けられている。大学運営委員会はこの原案を検討し、その年度の重点項目を決め、全体調整を行った後、予算要求原案を本部経理局へ提出する。

【点検・評価】 予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化は出来ているが、予算編成作業は実質的には7月頃から開始されているにも関わらず、法人としての基本方針が出される時期が10月下旬から、遅い場合には11月になってしまうことがあり、各執行機関で基本方針を十分に理解した予算編成を行うことができるか否か問題がある。また、法人内の学校数が多いこともあり、集計や調整作業に多くの時間を費やす傾向がある。そのため、予算提出時期を早めざるを得ず、各組織では基本方針について十分に理解し、

その方針に則った議論がなされた上で原案を作り上げることが出来ているか疑問がある。また、審議機関においても予算原案と基本方針の擦り合わせが充分に行われているとは言えない状況である。

【課題・方策】 予算編成に関わる最も大きな問題は、執行機関それぞれの規模はそう大きくはないが、数が多いために事務処理作業に多くの時間を費やさざるを得ないことである。実質的な検討の時間を確保するために事務作業の効率化や予算編成過程の見直しを行っていく。なお、2006年度からはそれまで本部経理部門に集中していた予算執行事務処理が各組織単位で行うことができるようになったこと、また予算管理も各組織で行えるようになったので予算編成作業が効率的に行われることが期待される。

4 予算の配分と執行

1) 予算配分と執行の適切性

(B群: 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性)
(C群: 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況)

【現状の説明】 毎年3月下旬の評議員会、理事会での決議により、新年度予算が決定される。従来は決定の通知が遅れ気味であったが、2006年度よりは、各組織でコンピュータ上からの確認が可能となった。学内における予算配分は、各執行組織より上げられた予算原案に基づいて、経営財務委員会において審議された方針に従って行われる。なお、本学のような比較的小規模な大学では一つのプロジェクトに大きな費用を割り当てることは難しいため、限られた予算の中で年度毎の進行計画を作成し、目的達成のための予算の使い方にも創意工夫をこらしている。大学運営委員会では大学全体としての教育効果の観点から何を優先すべきかを議論すると共に、学部・学科間に不公平感が生じないように調整を行っている。

予算の執行は、各組織の責任者が原則として当初予算の趣旨に添って行いが、執行状況については毎月経理局より学長、各学校長、事務局長などに報告することになっている。支払伝票は2006年度からは各組織の予算管理責任者が行うようになったが、起票時点でコンピュータによる予算残高チェックが行われる。予算執行は30万円未満については各責任者の判断で行えるが、100万円未満については学長、事務局長、100万円以上300万円未満までは経営財務委員会、それ以上のものは理事長の決裁が必要であり、それぞれ内容が適正であるか否か判断される。なお、予算は年度後半になると当初の趣旨とは異なって使用される場合も少なくはない。計画段階での見通しが甘い部分もないとは言えないが、このような変化の大きな時代に、当初予測できない様々な問題や課題が発生することも事実であり、ある程度の計画変更はやむを得ないものとしている。そのような場合には比較的少額の変更は各学校等執行機関の責任において行われる場合もあ

るが、金額が大きな変更は経営財務委員会、理事会の議を経なければならぬ。このような手続きを取るにより、予算執行の明確性、透明性、適切性が確保されている。

【点検・評価】 予算配分のプロセスは「経理規程」に定められているが、毎年度の予算編成時に経営財務委員会にて具体的なスケジュールが決定され、明確にされている。また、予算申請の内容については、理事会に諮る前に予算編成基本方針に基づいているか、内容が適切であるかなどを本部経理局でヒアリングの上審査し、経営財務委員会で数回にわたり審議を重ねているため、透明性も高いと言える。但し、学長や各学校長は経営財務委員会の構成員ではないために、教育研究面と財務面の両面からの審議は学校長会や理事会で行わねばならず、時間的制約から予算編成に関わる審議が十分に行われているとは言い難い。また、法人全体の中・長期的な具体的計画が明確となっていないことや、長期を見通した形での配分基準等がないことから、実績踏襲的な予算配分になりやすいことは問題である。

予算執行のプロセスについては「経理規程」に基づき、実際には権限委譲の形で行われているが、執行状況を毎月報告することにより、予算責任者が予算内で適切に執行するようにチェックが行われていること、複数の組織で会計伝票や稟議書類を確認することにより、不正や誤った処理を防止することなど予算は適切に執行されている。また予算を超えたり、当初計画以外に支出したりする場合には、複数の者の承認を得るようにすることで透明なプロセスを確保していることは評価できる。ただし、実績踏襲型の予算の場合には、経費節減を行うと次年度予算が減額されることになるために、教職員の中に積極的に経費を削減しようとする意識を持ちにくい傾向が見られることは問題である。

【課題・方策】 毎年度のように、経費の重点的配分の必要性が言われるが、実際には特定の計画やプロジェクトを除いて十分に審議の時間を確保できているとは言い難い状況であり、このための改善が急務である。経費削減の状況下においても教育研究効果を上げるために、特定の事業に集中して配分することや、長期計画と連動した予算配分を行うための仕組み作りが必要である。

予算執行においては 2006 年度より経理処理の電子化が一層進むことにより、決裁・支払に要する時間が短縮されることが期待されるが、コンピュータ処理に慣れていない一部の教員への対応が課題である。今後講習会などを開催し、順次理解と協力を得ていく予定である。

5 財務監査

1) アカウンタビリティとしての監査システムの適切性

(B群: アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況)

(B群: 監査システムの運用の適切性)

[現状の説明] 本学では、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による監査と、私立学校法に定められた監事による監査を実施している。

監査法人による監査は、監事の同席のもと毎年2回、中間監査として4月から9月分を12月上旬に、決算監査として10月から3月分を5月上旬に実施している。内容は、会計監査だけではなく業務監査にもおよび、資金収支計算書を中心に現金、預金、確証類との整合性、会計処理の適切性について監査すると共に、それぞれの業務の流れ、決済手順についての適切性、関係書類との整合性についても監査対象とされる。なお、本学と監査法人の間には、公認会計士法の規定する利害関係は存在しない。

監事による監査では、監事は月一回開催される理事会に出席し、理事会における議事、議論を通して理事の執務状況などの業務監査を行っている。また、監事は後述する内部監査にも参加する。決算時には、経理局長より決算内容、財産目録と貸借対照表、現預金一覧表と現預金などについての説明を受け、監査を行っている。監査結果については、その後開催される理事会において報告し、必要がある場合は審議の対象とする。

その他、本学院には独自の内部監査制度がある。これは幼稚園から大学・大学院までの各学校の業務活動が健全かつ効率的に実施されているか否かを検証することを目的としている。内部監査は原則として経営財務担当の理事2名により行われるが、監査担当補助者として法人本部総務局長、法人本部経理局長、大学事務局長、および監査を受ける当該校以外の管理職職員が当たる。監査の内容は主として業務監査であり、監査結果は理事会に書面で報告される。なお内部監査は、さいたま上尾キャンパスと駒込キャンパス交互に隔年で実施されている。

学院における財務の内容を適切な時期に適切な方法で公開することは極めて重要である。本学院では、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表などは、在学生の保護者や教職員に配布される『聖学院報』の秋号に掲載すると同時に、ホームページ上でも一般公開している。また、2006年度からは上記計算書などに加え、財産目録や事業報告についても、印刷物などを一般に提供する予定である。

[点検・評価] 監査法人による監査、監事による監査、および内部監査とも特に問題はなく、十分機能している。本学院では、監査法人による監査に監事が同席することから、理事会と事務局に、第三者である公認会計士が加わり、それぞれの監査を通して浮かび上がった問題点を共有することができ、円滑な対応が可能となっている。ただし、法人全体に問題が波及するような場合は、それぞれお互いの事情が分かりすぎるだけにかえって最終的な改善内容の決定までに時間を要することがある。

監査後、理事会は指摘を受けた予算執行組織にはその内容を日常業務に反映させること、改善結果を報告することを義務付けており、次回監査で同様の指摘を受けることのないよう適切な指導を行っている。

本学院の情報の公開については、内容、時期共に適切に行っていると言うことができよう。

【課題・方策】 現時点で、監査のシステム、情報の公開などについて大きな問題はないと思われる。しかし法人全体に及ぶ問題が生じた場合には、前述のように規程の見直し等に時間を要することもある。これは幼稚園から大学・大学院まで関係する学校が多いため、規程の根幹部分を明確にした上で、予算執行と業務執行のための各学校における特殊事情を配慮し、調整することに多くの時間を要するためである。このことは、多くの学校を抱えた法人としてやむを得ない部分であるが、業務が停滞することのない範囲で、実情に合わせた適切な処理が行われるよう、継続的に検討していかねばならない。

6 私立大学財政の財務比率

1) 財務比率の適切性

(A群:消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性)

【現状の説明】 学校法人聖学院の2005年度における消費収支計算書と貸借対照表を巻末資料13に示す。消費収支計算書関係比率と貸借対照表関係比率を巻末資料14に示す。また、大学部門の消費収支計算書と消費収支計算書関係比率を別紙資料15に示す。

以下では私学振興・共済事業団資料による5～8千人の同規模法人の2004年度平均(以下、同規模平均という。)と本法人の数値を比較しながら現状を説明する。

消費支出関連比率では、消費支出比率は2004年度で92.3%、2005年度で95.0%であり、同規模平均の91.7%より高めに推移している。これは学納金を中心とする高位安定した収入に対し、教職員数の増加による人件費増および新規取得の建物等の減価償却額増によるものである。

収入構成では、2005年度データによると学納金比率は70.6%、寄付金比率は9.8%、補助金比率は16.5%とこの三本柱で、帰属収入の約97%を占めており、同規模平均の約81%を16ポイント上回っている。一方同規模平均では寄付金比率に代わって事業収入比率(12.3%)が大きくなっている。

支出構成では、人件費比率が62.3%と同規模平均51.5%に比較して10.8ポイント高くなっている。また管理経費比率も9.4%と平均よりも高い値となっており、そのことが逆に教育研究経費比率(21.8%)や基本金組入率(4.5%)などを圧迫しているとも考えられる。ただし、基本金組入率は2004年度では24.9%であったが、これは大学にお

いてチャペル・講堂棟等の建築を自己資金で行ったことによる。また教育研究経費比率についても、一時期 18% 台まで低下したが、その後は徐々に増える傾向にある。なお、借入金等利息比率や減価償却費比率については、平均に比べて同等かやや低い値で推移している。

次に、貸借対照表関係比率を見てみると、まず有形固定資産構成比率 76.7% (同 57.7%) で有形固定資産の総資産に占める割合が同規模平均より 19 ポイント高い。自己資金構成比率は 70.9% (同規模平均 84.2%) で総資産に対する自己資金の比重が同規模平均より 13 ポイント下回る。これらのことは同規模平均よりも資産の固定化が進み、資産の取得に他人資金の導入が進んでいることを示している。

以上のことを総括すると次のことが言える。

大学設置後 18 年、大学では更なる拡充期 (改組転換、大学院設置、IT 化、教育環境整備など) にあたり、また 97 年度から始まった聖学院中学校高等学校における老朽化校舎建替え、大学における礼拝・講堂棟及び付属棟建設と、資金の需要が旺盛となり計画的に内部資金の活用や外部資金を導入して進めてきたが、そのことにより流動比率の低下は大きく、負債の割合も高くなっている。

大学拡充による学生の増加と共に学納金収入の増加、教職員増加による人件費の増加、教育研究経費、管理経費の増加、更に前述 にかかると基本金組入増により、収支の改善はままならず消費収支差額はマイナスとなった。

少子化とともにその影響が幼稚園に現れ、園児の定員確保に支障をきたすようになったが、大学部門、中高部門では定員を上回る学生生徒等の確保ができた。

【点検・評価】 法人・大学における財務比率の現状を踏まえ、大学部門における消費収支計算書関係比率の状況から次のことが言えよう。

大学部門は拡充とともに学生の確保が順調に進んでいるが、チャペル・講堂棟及び付属棟の建設年度は基本金組入額が増え、その結果収支はマイナスとなった。しかし、建設が一段落した 2005 年度には同規模平均とほぼ同様の収支比率まで回復した。

人件費比率は同規模平均の 54.9% に対し、58.7% と 3.8 ポイント程度上回っており、人件費依存率も同規模部門平均の 60.9% に比べ 9.4 ポイント高い 70.3% であり、人件費比率、人件費依存率の改善に依然として課題が残されている。

【課題・方策】 大学部門は学生確保が出来ている現状としては順調と言えるが、早期に人件費比率を同規模平均まで下げる必要がある。面倒見の良い大学を標榜する本学としては、平均以上の人件費比率はやむを得ないとする向きもあるが、全体的な経費節減の必要性からは避けては通れない問題である。その上で、教職員個々人の負荷を増やさないためには、業務の効率化を推進すると同時に、IT 技術の活用を一層進めていかねばならない。2006 年度は特別プロジェクトを除く、経常費全体について 2 ~ 3 % の削減を目標としている。なお、入学者確保のためには教育の充実、施設の整備などの集中的な投資は必要不可欠

であり、それを計画的に行っていかなければならない。しかし、貸借対照表とその流動比率からも分かるように、現在本大学には備蓄がなく、現状の定員以上の入学者が得られている状況が一步狂えば、それに対する対応力は非常に低い脆弱な財政基盤と言わざるを得ない。入学者確保に全力を上げることは言うまでもないが、変化に備えて学納金の一定比率を備蓄に回すなどの財政再建計画を明確にすることが急務であり、2008年度予算編成に向けて、経営財務委員会を中心に検討を継続している。

第13章 事務組織

[到達目標] 近年、大学の事務組織は、大学における主体的・機動的な改革の推進や、教育研究機関としての一層の充実に貢献することが求められている。このため、聖学院大学では事務組織を構成する事務職員においては、大学の教育研究の趣旨と目的に理解を深め、教学組織との連携協力関係を確立すると共に、積極的な企画・立案能力を発揮することを目標とする。また、教務支援、国際交流、大学入試、就職支援、情報化支援などの事務は専門性や重要性が特に高いため、優秀な人材確保と、組織内における人材育成が目標とされる。さらに、社会の要請に応える大学を目指すため、急変する社会に即応するための迅速な組織変更、事務分掌の変更が出来るようなシステムを確立することをも視野に入れる必要がある。

少人数教育、面倒見の良い大学を標榜する本学にあっては、事務組織は単なる施設や組織の維持管理者、あるいは教員支援であってはならず、大学の理念や教育目標を踏まえた教育・研究の活性化支援組織である必要がある。そのためには教員組織との役割分担が明確であり、それに基づく教員組織との良い協力体制を整えることが重要である。また、大学の管理運営やその他の専門的知識を特に要する部門にあっては、十分な職員教育が行われ、学生サービスを充実させる職員体制を確立していかねばならない。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

教学組織との連携・支援体制が確立され、役割分担に基づく適切な運営が行われているか。

学生に対する支援として、学生の満足度の向上をめざして、窓口での対応の改善を進め、良きアドバイザーとしての役割を果たしているか。

事務組織、および事務職員のスキルアップを進めるための組織的支援体制が確立されているか。

1 事務組織と教学組織との関係

1) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係

(A群:事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況)

(B群:大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性)

[現状の説明] 本学では、建学の精神とも深く関わるキリスト教教育を中心とする学生の指導は、教員のみならず全教職員に関わるものであるとの認識が強い。したがって、学生のための学修の活性化支援・サポート業務や履修指導に関わる事務支援はいうまでもなく、キリスト教活動を含めた学生生活全般にわたる学生厚生補導、さらにはキャリアサポート業務などの面について、事務支援が果たす役割は大きなものとなっている。

大学における意思決定は、基礎総合教育部会や学科会を経て、あるいは直接に学部教

授会で審議され、最終的には大学教授会の議を経て行われる。それぞれの議題は以下に述べる大学教学組織の各部、委員会、あるいは学長から直接上がってくる。大学教授会や学部教授会の議題は、原則として事前に学長の諮問機関である大学運営委員会で検討され、調整される。

教学の最高決定機関は大学教授会であり、その下に常設委員会、特別委員会が置かれている。常設委員会には大学運営上特に重要な1センター委員会（キリスト教センター委員会）、5部会（教務部会、学生部会、広報部会、就職部会、国際部会）と、その他の定例委員会がある。専任の教員は、原則として5部会の内の一つと定例委員会に所属する。なお、委員の任命は学長が行う。教学組織についての詳細は第5章教員組織において述べられている。なお、特別委員会には大学点検評価委員会、校友会参事会、生涯学習センター委員会などがあり、必要に応じて会議を開催している。また学長が臨時に招集する特別委員会なども必要に応じて随時開催される。

それぞれのセンター委員会、部会、委員会等を支援するために、大学事務組織の各課、事務室あるいはそれらに属する担当職員が割り当てられている。事務組織はそれぞれの教学組織に対して必要な支援を行うことが義務付けられているが、組織的にはその配下にあるわけではなく、大学事務組織として大学事務局長の統轄の下にある相対的に独立した組織である。

現在、本学では総務部（総務課、会計課）、学務部（教務課、学生課、情報システム課）、大学院・総合研究所事務部（大学院事務室、総合研究所事務室）の3部に加えて、キリスト教センター事務室、アドミッションセンター事務室、国際センター事務室、キャリアサポートセンター事務室、総合図書館司書課などの各事務組織があるが、総務部の管理機能に関わる部分を除いて各組織とも教授会による部会、委員会等の教学組織の責任者が事務部門の責任をも負っている。本学では、大学院・総合研究所事務部以外は、学部独自の事務組織単位はなく、教学部門を初め全ての事務組織が大学学部全体をその業務の対象としている。このことを可能とする要因としては、1学年の入学定員が全学部合わせて600名程度の規模であることにもよるが、それ以上に、大学創立当初から、学部中心ではなく、学長のリーダーシップによる大学運営を意識して目指してきたことにある。そのため、事務部門と教学部門の良好な連携関係の維持、構築を進めることを狙いの一つとした、学長、学部長、事務局長らの連絡調整の会を定期的に行ったり、各部会、委員会へは大学事務局長が必要に応じて出席し意見を述べたりすることができるなど、事務部門と教学部門とが有機的一体性を保つための工夫を行っている。

【点検・評価】

教学組織における命令権者が学長であり、事務組織における命令権者が理事長の下にある大学事務局長である点では、教学組織と事務組織は独立していると言える。しかし、大学事務局長は大学全体の責任を担う学長の指示・命令に従うこと、また、各事務組織は大学教授会、各学部教授会、大学運営委員会を初めとする各部会、委員会を支援する

ことが義務付けられている。その意味では、各事務組織の責任者（課長、事務長など）と教学組織の責任者（部長、委員長など）との連携が非常に重要である。そのため、関係部署には5部長（教務部長、学生部長、国際部長、広報部長、就職部長）のための席が設けられ、空間的にも時間的にも常に課題を共有できるようにしている。また、事務的な決裁が必要な場合には、教学組織の責任者もその決定に関与する。このように、事務組織と教学組織との連携協力は非常に良く保たれており、評価できるものである。

〔課題・方策〕 従来は、事務組織の教務課（教務課長）と教学組織の教務部（教務部長）のように1対1の対応関係が主たるものであった。近年、学生サポートの多様化、IT技術活用による情報化の進展等によって事務業務の複雑化、高度化が進み、事務と教学の組織的対応が必ずしも1対1にはならなくなってきている。事務組織同士の横の連携が重要になるにつれて、複数の教学組織と関わらざるを得ない状況を創出している。現在、本学では事務部門を細分化せずに、センター組織等に大部門化し、相互協力体制の中で業務処理を行うことが多くなっている。このような動きの中で事務組織と教学組織の連携がこれまで以上に密接になされるような関係の改善を行っていく。そのためには教学組織の要望に応えられるよう事務組織、事務職員のより一層のレベル向上が必須の課題である。事務組織と教学組織とが、大学運営における実質的な車の両輪たるべく、相互に信頼しあえる関係の構築が急務である。

なお、教授会より一定の権限を委譲される、各部会や委員会の働きは、教授会における案件処理の軽減化と意思決定から実施までの迅速な業務遂行に寄与している。しかし、教員の側の関心の程度によっては、事務主導型の運営になることが度々見られ、教学組織と事務組織の間の適度な緊張関係に支えられた連携協力関係を形成することは、将来にわたっての継続的な課題と言える。

2 事務組織の役割

1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能としての事務組織体制

（B群：教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性）

〔現状の説明〕 本学の事務体制は、「事務分掌規程」に基づき整備されている。教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制として学務部が置かれている。学務部の各課は、教員組織である教務部や学生部が関わる日常的な事務的業務について、それぞれマニュアル化して遂行している。また、教学組織と事務組織との職務分担に関しても、必要に応じて調整が図られている。このことは、企画や立案に関しても同様であり、最終決定は教学組織に委ねられるものの、事務組織は学習・生活支援の一環として環境整備、学生指導等に積極的に関わっている。特に、業務の効率化とそれに伴う学生サービス向上に関しては、学内外ネットワーク網の整備など情報化の進展を背景として、事務組織からの

提案が教学組織の議論に大きな影響を与える場合が多くなっている。

正規の教育課程に関しては、原則として教務部、あるいは基礎総合教育部や各学科・学部からの企画・立案が運営委員会において協議され、最終的には学部教授会や全学教授会において承認されるが、直接学生指導を担う各学科では、発生する様々な問題の解決策を講じる際には教務課に相談・確認することが多い。学科に教務担当教員がいても、過去の事例や他学科の動向などを十分に把握していない場合があるためである。そうした相談・確認があった場合、事務組織は要請に応じて資料を提示し、アドバイスをすることになる。

学生部は、課外活動、行事、奨学事業、福利厚生、保健衛生、学生相談、学生処分等学生生活の指導・支援の基本方針を審議すると共に日々発生する諸問題に対処しているが、学生部活動においては特に教員スタッフと職員スタッフとのパートナーシップが重要な意味を持つ。本学の学生に多く見受けられる自分探し型学生や、対人スキルを持たない者への個別支援の実現と共に、学生処分や緊急対応についても、学生相談室、学生の家庭、警察等を巻き込む事例が増加しており、事柄の背景が複雑になっていることから、学生部と学生課の連携を緊密にすることで課題、問題解決に機敏に対処することが可能となっている。

さらに、事務組織の中でも国際交流、学生募集・入試、就職・キャリアガイダンス、情報化などの業務は、極めて専門性が高く、その中でも特に学生の入口（入学）と出口（就職）を支援する事務組織の重要性はますます高まってきている。そのため、本学ではアドミッションセンター、キャリアサポートセンター、国際センターは単独の組織として確立している。なお、情報化の事務部門は、将来的には図書館機能を含めた大学全体の情報を扱う組織として、情報センターを構想中である。その他、本学独得の組織として、キリスト教に関連する行事や教育をサポートする事務部門としてキリスト教センターを設置している。キリスト教センターについての詳細は第5章教員組織に詳述している。また、大学・大学院の研究体制を補佐するために大学院・総合研究所事務部が置かれている（詳細は第 部第 10 章 p.448 を参照）。

【点検・評価】

基本的に事務組織は、教学組織が行う企画・立案に対する補佐的な立場にあるが、いわば車の両輪のように機能することが本来望ましいことである。事務組織としては、当然のことながら、カリキュラムの適切性やその意図・方向性などの内容に直接的に関知することはないが、その運用に関しては対外的な情報も含めて全体的な状況を知りうる立場にあるからである。そのような関係を捉えた時、本学の事務体制は比較的良く機能している。また、教員の下位組織であってはならないが、シラバスシステム・Web履修登録システムなど学内全体の利便を図ることは先行的に行っており、この面では先導的な立場であり評価できる。

学生生活支援に関しては、従来以上に教育的指導・配慮のみでは解決が困難な問題が

多くなり、高度なカウンセリングや医学、法律等の周辺関連知識が要求されるようになってきているが、より専門性の高い職員との協同作業が確立されていることは評価できるものである。

その他、特に専門性の高い事務はセンターを組織し、教学組織とのより密接な連携のもとで業務遂行が可能としている。これは、意志決定から実行までの素早い対応が可能となると同時に、職場の活性化にも繋がっており、評価できるものである。

【課題・方策】 教学組織と事務組織は車の両輪であるべきだが、それによって事務が取り扱う領域が広がり、業務量も増大化する傾向にある。最近では作業手順の見直しを進めることで、従来に比較してルーティンワークとしての負担は軽減されてはいるが、それでもまだ改善の余地はある。引き続いて更なる検討を行う。

組織の独立性や業務処理の簡素化をより進め、有効に機能させるためには、全職員が自己責任において業務に携わることができる環境作りが重要であり、併せて必要な権限の委譲を行う必要がある。そのためには、これまで以上に事務職員の育成制度や研修制度が重要になる。

2) 予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割

(B群:学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性)

【現状の説明】 次年度の予算案の編成は、毎年夏期休暇前に行われる「予算編成伝達式」によって開始されるが、実際の作業は夏休み明けから本格的になる。予算編成伝達式では、学長および会計担当事務職員は各予算執行部署の責任者に対して、大学としての次年度予算編成上の方針、および留意事項を示すが、実際には10月から11月にかけて理事会より発表される予算編成方針を待って、学内の調整が開始される。ただし、現在は大学事務局からは大学事務局長、総務部次長、学務部長、総合研究所・大学院事務部長らが法人の経営財務委員会に出席し予算編成方針作成に関わっているため、大学の方針と大きな差違を生ずることはない。

予算執行部署の責任者には、教学組織からは学部長、学科長、総合図書館長、センター所長、部長、委員長が、事務組織からは事務局長、部長、次長、課長らが当たる。各責任者は学長が示す方針を考慮した上で予算案を作成し提出する。なお、実際の作業に当たっては、学部、学科を除いて、各部会、委員会、センターなどの教学組織にはそれをサポートする事務部門があるため、各予算執行部署において特別なプロジェクトを計画する以外の日常的な運営経費などは、事務責任者が前年度を踏襲した予算案を作成するが多い。編成した予算案は、10月中に総務部会計課へ直接提出するが、情報機器関係は情報システム課からコンピュータ委員会を経て会計課へ、施設・営繕関係は総務部総務課を経て会計課へ提出される。会計課は、それぞれの予算執行部署から業務別予

算申請書が提出される際に、新規項目などについて、その必要性と効果、優先順位を付けた理由などについてヒアリングを行う。また、コンピュータ委員会および総務課の責任者から提出される業務別予算申請書については、事務局長も同席の上、詳細についての報告を受ける。

11月末までに会計課でまとめられた大学全体の業務別予算申請書は、学長・学部長連絡会において報告、審議され、必要に応じて各予算執行部署との調整をした上で、法人本部経理局長に提出される。経理局長に提出された各学校からの予算申請書は、1月には経営財務委員会に報告され、理事会より出された予算編成方針に基づき法人全体の調整が行われる。

経営財務委員会での審議結果は、その後経理局長より各学校責任者および大学事務局長に説明され、その後、経理局と各学校との折衝が開始される。約1ヶ月足らずの間に数回の折衝が行われ、最終予算（案）が経営財務委員会で決定され、3月下旬に開催される評議員会の意見聴取の後、理事会において次年度予算として承認される。

【点検・評価】

現状の説明にあるように、本法人の予算編成の流れの中で事務の果たす役割は極めて大きい。経理局は次年度予算編成方針の原案を作成すると共に、各学校等から提出された予算案を経営財務委員会に報告するが、その際、経理局としての判断や見解も合わせて表明し、予算編成の方向性決定の一翼を担っている。これは、経理局には財政に関するデータは言うまでもなく、経理局長が常時理事会に陪席することにより法人内各学校等の全ての情報や事情は経理局に集積されているので、それを基礎にして原案を作成し、また決定された方針に沿って各学校との折衝を行う役割を果たすに相応しいためであり、その内容も適切なものと判断できる。

大学は、教育研究活動に必要な経費を中心に、それ以外では施設・設備・備品整備、営繕・管理、保安、教職員の福利厚生等に関わる部分を含めて予算案を作成する。その内、教育研究活動に関するものは、教学組織が予算案編成のための当該組織となる。しかしながら、現実にはこれら教学組織をサポートする各事務組織が予算原案を作成する場合が多い。これは、教学組織の責任者である教員には任期があり（学部長職、学科長職、部長職は各2年、委員長職は1年）、方針、施策の継続性が必ずしも保証されないためでもある。そのため、実際の予算案作成作業や予算執行は事務部門が中心となって行わざるを得ないという事情がある。その意味では、事務組織の予算案編成における役割と責任は大きなものがあるが、教育研究に対する直接の責任を負わない組織であるため、予算編成は前年度を踏襲した内容となることが多い。これに関してはやむを得ない部分もあるが、限られた予算を大学の教育研究の発展のために、いかに有効に用いるかという観点からは問題であると言わざるを得ない。

【課題・方策】

現時点における予算案作成上の最も大きな問題は、理事会による予算編成方針が決定される時期が遅いということである。実際には経理局では6月頃より準備作業に入って

いるが、法人としての具体的な中・長期的計画が明確ではないために、財政に関する中・長期計画が立てられないことや、年度ごとの予算編成方針に必ずしも整合性がないことによるものである。このような反省から、法人としては2006年度から2007年度にかけて、教育研究と財政が均衡した中・長期計画を策定し、毎年度の予算編成方針もこれに基づいて作成していくという方針を打ち出した。

予算編成に関する今後の課題としては、法人本部以外の大学を含めた各学校に対して、どのように予算に関する権限委譲を行うか、ということが挙げられる。これからは、限られた財源を、優先順位を見極めて効率的に投下し、教育研究の実質を高めていかねばならない。従来の管理的な発想による予算編成では立ち行かなくなる虞があるためである。そのためには、予算編成の過程で、細部についての過剰な査定をやめ、緩やかな予算編成の枠組みを提示し、個々の組織が提示された枠組みを尊重しながら、確かな分析と自己責任に基づいた予算編成が行える仕組みについて検討していかねばならない。

なお、学内においては、現在、実質的な予算案編成作業は事務組織が負っているが、教学組織の責任者が年度末まで決まらない状況の中では、予算案編成や執行に教学組織が責任的に関わることは難しく、改善すべき問題である。具体的には、予算案提出時期までには、少なくとも次年度の各教学組織の責任者が決定される必要がある。また同時に、教員と事務職員のイコール・パートナーシップが確立できるよう、事務部門の一層の能力の向上を図っていく。

3) 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割

(B群:学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性)

【現状の説明】 本学においては、最終意思決定機関は毎月1回開催される大学教授会である。この会において大学の教学、経営に関する重要事項が審議され、決定される。また、学部固有の問題については、学部教授会が意思決定機関となる。ただし、実際の運営にあたっては、全学的意思決定が必要な案件についての事前協議や調整のために大学運営委員会において先議される。ここでは学部教授会や学科会の意見や意思はそれを代表する学部長や学科長によって、また、事務組織の意見や意思は大学事務局長、総務部長、学務部長によって反映される仕組みとなっており、大学運営委員会が事務組織と教学組織の連携協力関係を確保する重要な役割を果たしている。教授会、および大学運営委員会については別項目(第11章 管理運営)に詳述されている。

大学における事務組織固有の問題についての意思決定は、大学事務局長を議長とし、事務部長、課長、事務長などから構成される事務課長会においてなされ、課長や事務長から各事務組織の職員に伝達される。また、理事会における意思決定事項については、教学組織に対しては学長が大学教授会において、事務組織に対しては事務局長が課長会

において報告するが、法人広報センターより毎月教職員向けに発行される「聖学院だより」によっても全法的な活動の状況が周知される。

パーソナルコンピュータ（パソコン）の普及に伴い（全専任教職員には一人1台のパソコンを貸与している。）教授会での最終意思決定の事務組織への伝達は、事務課長会において大学事務局長より口頭で、または資料の配布によって伝えるという従来の方法に加え、教授会記録をホームページの学内ページから閲覧することも可能としている。このように意思決定に関わる情報伝達の迅速性と浸透性は、過去に比べて格段向上した。教職員を対象とした、学内外からの様々な情報の伝達や提供についても、その情報を電子化した情報として学内Web掲示板に公開し、常に利用が可能となっている。

学生個人に対して公示や関係部局からのお知らせなどの情報を直接に伝達する手段としては、従来、学内掲示板が主として利用されてきた。その他にも、全法的な広報誌である「聖学院報」が年2回発行されているが、大学の方針や学内の出来事などを広報する機能としては十分とはいえない。学内広報としては、大学自体が責任を持って企画し、発行しているものはないが、学生課により学内情報紙として「かけはし」が年2回発行されている。また、2006年度からは情報システム課がメールマガジンを毎週発行しており、全学生にメールで送られ、学内の様々な情報の広報に役立っている。なお、2000年度からは学内の掲示板とほぼ同等の内容を、Web掲示板からも閲覧できるようにしている。

保証人や卒業生に対する情報は、先の「聖学院報」の他に年2回発行される「ASF NEWS」により伝達されている。また保証人、卒業生それぞれの団体である「聖学院大学後援会」、「聖学院大学同窓会」からは定期的に会報が発行されており、大学の近況などが報告されている。また、それぞれの総会などへは大学教職員が必ず出席し、本学の動向や学内の状況等を説明するようにしている。その他、社会に向けては、広報センターよりホームページを通して必要な情報を発信している。

このように職制を通じての情報伝達方法以外は、主に広報センターが、ホームページや種々の広報誌を通してその役割を担っている。

【点検・評価】

大学における意思決定の内容を、その都度正確に大学構成員や保証人、同窓生といった大学を支援する関係者に積極的に伝え、理解を得ることはますます重要になっている。教職員に対しては、職制を通じての伝達が現行システムでは最も良く機能しているが、伝達内容について、部署によって濃淡が見られる場合があることは問題である。各種広報誌は、情報伝達の対象者を想定した上での編集という特色がある一方、発行回数や配布方法によってそれぞれ制約があり、必ずしも時機を得た情報が対象者全員に届かないという問題もある。

一方、学内掲示板は、依然として重要な情報伝達的手段ではあるが、大学に来なければ見られない、多くの学生が対象となる情報が掲示される場合には掲示板前が混雑する

など、改善の必要が叫ばれていた。2000年度より、当初は学内掲示板の補完的な形で学内Webページからの閲覧や携帯電話からの情報取得を可能としていたが、最近では次第にこちらが主たる情報伝達の方法となりつつある。これは、学生や教職員に対する速やかな情報伝達という観点からは評価できるものである。

【課題・方策】 従来の職制を通しての伝達や、掲示板による伝達、さらには広報誌などによる伝達など、伝達方法にはそれぞれ特徴があり、一つの方法で完璧を期することは不可能であり、相互に補完する手段が必要である。その意味では、2006年度より試験的にはあるが、学生向けに毎週発行するメールマガジンやホームページを利用した掲示板などによる情報伝達は情報の速報性に優れ、また双方向のコミュニケーションを可能にする特性を有しており、インターネットを利用した新しい情報の伝達・共有の手段として、今後さらに使いやすいシステムとして改善していく。2005年度理事会では「聖学院はホームページ主義でいく」ということが決議されたため、それを受ける形でホームページデザインのリニューアルやコンテンツの充実などを、今後も継続的に行っていくことが肝要である。

4) 国際交流、入試、就職、研究活動推進等の専門業務への事務組織の関与

(B群:国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況)

【現状の説明】 本学における事務組織は、主として大学の経営管理に関わる総務部、教育活動に関わる学務部、総合研究所・大学院に関わる総合研究所・大学院事務部、総合図書館司書課の他に、キリスト教センター、アドミッションセンター、国際センター、キャリアサポートセンターの4センターにそれぞれ事務室を配置している。これらの組織がそれぞれセンターとして独立しているのは、それぞれの部門の役割の重要性と専門性、さらには教学組織と事務組織の密接な連携を勘案した結果である。各センターには所長が教員組織から任命されており(キャリアサポートセンターについては、現在の所長は事務職員である。)各センター所長はその他の部長職に比較して事務組織に対する大きな責任と権限を有している。

(1) 国際センター

国際センターは、全法的な観点から聖学院における学生(生徒・児童・園児)および教員(研究者)の国際交流活動を統括する組織の必要性から、1995年度に発足した。それまでは大学創立時、大学として最初の姉妹校提携を行ったオグルソープ大学との具体的交流プログラム推進のために組織されたオグルソープ委員会を、提携大学が増えることに伴って1992年からは国際交流委員会と改称していたが、事務的に補佐する部門は持たないままであった。したがって、そのような大学としての要望と、全法的な必要性から国際センターを設置するに至ったのである。その後、海外への留学を希望する学

生が増え、また正規入学生としての留学生が増えるにつれ、国際交流関連組織の充実が要望され、2001年より教学組織の国際交流委員会は国際部へと改組されたが、それに伴って国際センターの役割も益々重要となってきた。

国際センターは国際センター長（教員）、副センター所長（教員）、E C A（English Communication Arts）主事（教員）と事務職員4名（非常勤職員、専門職員を含む）で構成される。国際センターの活動方針は、法的には理事長および法人内各学校長より組織される国際センター委員会において、学内的には国際部会において決定される。国際センターは、国際センター委員会および国際部会に対して企画・立案に関する提示を行うと同時に、執行部門としての役割をも果たしている。国際センターが主として所管する事項は、以下のとおりである。

法人諸機関が行う海外諸機関との提携契約等の折衝に関する事項

国際交流計画およびそれに伴う調査、資料収集に関する事項

国際センター主催プログラムの企画、立案、実施に関する事項

学生（生徒・児童・園児）および教員（研究者）の海外派遣に関する事項

海外からの学生（生徒・児童・園児）および教員（研究者）の受け入れに関する事項

海外諸機関からの訪問および視察団等の受け入れ、応接に関する事項

海外から招聘する教員（研究者）の受け入れに関する事項

S L I（聖学院語学学校）に関する事項

国際センター職員は、国際交流事業担当者として、海外の提携校との連絡、情報交換をはじめ、現地状況の把握など常に国際交流に関連する基本的な情報の収集に努めている。

(2) アドミッションセンター

アドミッションセンターの前身は、1996年度に設置された入試広報課である。その後、広報部門が法人組織として独立したことに伴い、入試部門が分離され、2001年度からはアドミッションセンターとして独立した組織となった。アドミッションセンターは教学組織である広報部、入学試験実施委員会と連携しつつ、主として以下の事務的役割を担っている。なお、学生募集に関わる広報については広報部と共に法人広報センターの協力を得て行われている。

入学に関わる審査、試験の実施に関する事項

高校訪問、入試相談会等学生募集に関する事項

受験生等からの受験相談、資料請求処理に関する事項

入学案内、学生募集要項等の編集事務に関する事項

高・大連携による出張講義に関する事項

アドミッションセンターの発足により、入試関連事項（入試制度、入試広報、入試の

実施)を全学的な視点で統括する組織が整備され、各学科との連携・協力が強化されたことによって、これら関連事項の改善が図られた。具体的には、大学としてのアドミッションズポリシーを明確にしたこと、AO入試を初めとする全ての入試の管理を一括して行うことにより、学生確保ための人数調整などを可能としたこと、キリスト教主義に基づく人間教育、面倒見の良い大学というブランドの確立に向けて全学部・学科の協力体制を推進することができたこと、などがある。また、その他にも多くの課題に取り組み、各入試制度の改善や入試情報の開示などを行ってきた。

また、入学試験の実施にあたっては、各学科での判定会の前に事前の検討を行って問題点などを整理することにより、各学科における問題解決や今後の募集方針などの検討に大いに役立っている。

入試業務の役割は教職員の間で明確化されているが、所長を初めとするアドミッションセンター職員は高校訪問や入試相談会への参加に加え、入試に関わる受付などの事前準備や、当日の実施における教職員配置の手配、採点に関する事務、統計資料作成、合格者発表などの入試事後事務の重要な責任を負っている。

(3) キャリアサポートセンター

2003年度、「就職センター」から「キャリアサポートセンター」へ組織名称を変更したことにより、実際に就職活動をする学年の学生への就職支援活動から、入学から卒業までの一貫したキャリア支援活動へと、所管機能を大きく向上させた。学生には、入学時点から自分の将来を考えさせ、その中で、大学で学ぶことへ意義や意識の転換をはかり、大学生活を通して自己のキャリアを自立してデザインできるような指導方針をとり、プログラムを展開している。キャリアサポートセンターの主たる業務は、学部学生への直接的な進路・就職支援であるが、その過程で得られる学生に関する情報と企業情報は就職部会を通して、関係学部、学科に発信している。なお、進路・就職支援の詳細については別項目(第10章 学生生活(就職指導))で述べているとおりである。

【点検・評価】 本学では、1990年代の後半から大学における入口(入試)と出口(就職)および国際化の観点から、特にこれらの諸機能について教学組織と事務組織の連携の重要性を認識してきた。そしてそれに相応しい組織について検討した結果、順次センター化を進めてきた。従来の教学組織としての委員会と事務組織の単なる協力関係ではなく、両者を有機的に一体化し、同一の組織の中で連携する態勢を進めるためであった。そして2000年代に入って、この重要性に確信を強めることとなった。本学では、センター化を進めることにより、いち早く教職員が一体となった業務の遂行が可能となったことは大いに評価できるものである。

国際センターは全法的な国際交流プログラムを所管する組織として設置されているが、学部・学科や大学院、総合研究所などが独自に行う国際交流については、原則と

して当該部署が対応することになっている。しかし、その運営については、国際センターの経験や専門性から連携・協力して行う場合が多い。このように、大学全体における国際交流の推進は国際センター職員の働きに負う部分が大きくなっており、評価することができる。

アドミッションセンターが設置されたことによって、入試関連業務は大幅な転換を成し遂げることができたと言える。それまではそれぞれの学部・学科が独自の学生募集の方針に従い、効率的ではない学生募集戦略を展開していた。以前のように、黙っていても受験生が押し寄せてくる時代には、教員の主な関心事は受験生の篩い落としの方法であった。しかし、アドミッションセンターという概念の導入と組織化により、その考え方は一変した。すなわち、受験生の可能性をできるだけ探し出し、それを引き出し、延ばしていくというやり方により学生を受け入れようという考え方の導入である。また、これまで事務職員は、あくまで入試の補助的作業がその役割の中心であったが、教学組織の方針に従って、直接に高校訪問や説明会などによる学生募集や獲得の業務に関わることとなった。また、その専門的な知識と高校との連携の経験を基に、学生募集状況の分析や問題点の指摘、さらには将来に向けての重要な政策や方針決定のための意見具申などを行っており、高く評価できるものである。この事は教学組織と事務組織の一体的融合組織としてのセンター組織への転換によるものであることは間違いない。

キャリアサポートセンターは本学開学と同時に「就職指導室」という名称で設置された。この名称が示すように、当初より、単なる学生への就職斡旋ではなく、「将来の目標設定」や「人生設計」を視野にいれた教育指導を行い、自ら考えるためのきっかけを作らせることを目標に諸活動を実施してきた。その意味では、就職センターからキャリアサポートセンターへの名称変更も必然的であったと言えるが、名称に明確に表れているように、学生や教職員の意識改革を促し、大学教育におけるキャリア教育の重要性を浸透させる結果となったことは評価できよう。

【課題・方策】

国際センターが、その独自のプログラムや各学科等を中心に進めている独自の国際交流プログラムの中で果たす役割には大きなものがある。また、学生や研究者の受け入れについては、国際センターが業務の一部を所管しているが、そのように各学部・学科や大学院、総合研究所などでの国際交流活動が活発となるに伴い、国際センターの業務が益々増加することになり、対応能力が限界となりつつある。国際センターの組織自体の一層の充実を進めるのか、あるいは各組織における国際交流に関する事項を自立して担えるよう新たな形で協力体制を築くべきか、将来に向けての方針を打ち出す時期に来ている。

アドミッションセンターの設置は、大学全入時代を迎えた今、これまでの「本学に入学したい者を待つ」という姿勢から「本学にふさわしい者を獲得する」という大転換を成し遂げることができた最大の要因である。しかしながら、18歳人口の減少傾向が続く

中で、以前のように1回の入試で大量の受験生を確保することはますます困難になってきており、入試方法の一層の多様化は避けられない。入試制度の中・長期的検討、入試実務の業務改善は継続的な検討課題であるが、業務が複雑化し、より専門化しつつある中で、アドミッションセンターにかかる負担は今後も増加することが予想される。優れた人材の採用と育成は今後の重要な課題である。

キャリアサポートセンターは、従来の「就職指導」から、「キャリア教育」をより強調する態勢へ移行しつつある。またそのことにより学生や教職員の就職問題に対する意識転換を進めてきたことも事実である。しかしながら、一時期の就職冬の時代は去ったとは言え、企業の学生に求める高い採用条件と、本学学生の現状との乖離は依然として大きく、キャリア教育は今後も益々強化されなければならない。そのためには、日常の学生自身の学修活動の充実と言うまでもないが、キャリアサポートセンター職員の資質向上や、全学的にキャリア・就職支援を組織化し、強化していくという政策の実質化をより進めていくことにしている。

5) 大学運営を経営面から支える事務局体制

(B群: 大学運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況)

[現状の説明] 大学および法人全体の運営を経営面から支える事務局としては、理事長室、本部総務局、本部経理局の他に、大学内の組織としては総務部があり、各部局の構成は以下のようになっている。

理事長室

本部総務局: 秘書課、総務課、施設課、人事課、情報化推進室、(小学校・幼稚園事務課)

本部経理局: 経理課、財務課

大学総務部: 総務課、会計課、(みどり幼稚園事務課)

各学校が原則として独立採算を基本としているが、一つ一つの学校の規模が大きくなるため、校舎建築や学部・学科設置、さらには全法人の発展に寄与する特別事業などの大きなプロジェクトを実施するような場合には、全法的に支え合う体制が取られる。その意味では、大学の経営の実質的責任と権限は理事長に集約されており、経営管理部門としてのこれらの事務部局の役割と責任は非常に大きいと言える。

1988年の1学部1学科による大学創立以来、相次ぐ学部、学科、さらには大学院研究科の増設や再編によって、現在は3学部、6学科、3大学院研究科となり、これに伴いキャンパスや施設・設備面の整備や充実も順次行われてきた。なお、大学総務部における総務課と会計課については、それぞれ大学独自の課題処理に当たると共に、本部総務局および経理局の分署的役割も担っている。

現在、大学総務部が独自に担っている業務の内、主なものは以下の通りである。総務

課については、2002年度の事務改組によって従来の秘書室が総務課に吸収されたことに伴い、その業務も総務課で引き継いでいる。

(1) 総務課

文書等の受発信に関すること

大学教職員の福利厚生に関すること(食堂運営、スクールバス運行管理などを含む)

近隣住民との折衝に関すること

学長秘書に関すること(学長が主催する会議の運営を含む)

さいたま上尾キャンパス協議会に関すること

専任教員の採用、昇格に関わる事務に関すること

点検評価に関すること

特別研究期間制度に関わる事務に関すること

学内で行われる諸行事への援助に関すること

(2) 会計課

金銭出納に関すること

大学としての予算原案作成に関わる事務に関すること

学納金の徴収に関すること

関連周辺団体から委嘱を受けている会計処理に関すること

【点検・評価】 現在、大学においては、学部・学科の改組転換などのような大きな教学組織の改革は予定されてはいないが、将来の発展に向けてのキャンパス整備計画を検討する時期にきている。これらの実現のためには、これまで以上に教学、経営の総合的な視点に立った将来構想の立案が求められているが、大学における総務部には、単独でその任を果たす責任が与えられてはいないことは問題である。これまでも大学組織の改組などの場合は、人事や財政を含む経営的な面については法人本部の力を借りる形で進められてきたが、本部事務局と大学事務局は、キャンパスが異なっているために意思疎通が十分でなかったり、キャンパス間の移動に多くの時間を要したりするなどの問題があった。近年は、情報ネットワーク網が整備されたこともあって、意思疎通は比較的迅速かつ円滑に行うことができるようになったことは評価することができる。

【課題・方策】 聖学院全体の特徴でもあるが、一定の方針が決まった場合、その実現に向けてのスピードは速く、機動的な運営が求められる。これまでも、経営管理部門としては十分に対応してきたが、将来予想される様々な展開に向けて、点検・評価の項でも触れたように、大学総務部へある程度の権限を委譲することによって、大学の責任において計画推進が可能となるような体制を整えていく必要がある。

また、本学には2001年度までは秘書室が設けられており、学長を直接的に補佐する形で大学の教学に関わる企画・立案や経営に関する政策形成など、広範な案件処理の連絡調整機能を中心的に支える事務組織として重要な役割を担ってきた。その後、事務組

織の再編により秘書室は総務課に組み入れられたが、本来秘書室は、大学運営全般にわたる諸課題の総合調整役であるがゆえに、業務が過度に集中する傾向があった。また、大学創立当初は広報的な役割や姉妹校提携などを含む国際交流的な役割も担ってきたが、所管事項の整理と他部署への業務移管後はまた新たな課題に取り組むなど、学長の特命を受けて事務分掌に捕らわれずに比較的柔軟な業務を行うことのできる組織であった。一時期、大学が安定期に向かう状況もあったが、大学生き残りの時代を迎えて、将来計画の策定や組織改革、財政再建など多くの課題を抱えるようになっており、学長を事務的に補佐する事務組織の再構築が必要な時期に来ている。

3 事務組織の機能強化のための取り組み

1) 事務組織の機能強化

(C群:事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性)

(C群:教学上のアドミニストラータ養成への配慮の状況)

【現状の説明】 本学の事務組織は、1990年代に大学創設後の学部・学科増設や大学院設置などの影響を受けて、その都度大きく変わってきた。その後、2000年度以降については、教学部門のサポート体制の充実、教学組織と事務組織の融合によるセンター組織の内部充実をテーマに、人員配置の見直しと共にいくつかの組織改革を行ってきた。具体的には、総務部においては秘書室を総務課に吸収し、総務課の機能をより強化したこと、次に情報システム課を教学部門との連携を強化することを目的として、総務部から学務部へ移管したことなどがある。各センターは、就職センターを2003年度からキャリアサポートセンターへと名称を変更し、実質が名称に表れる形としたこと以外には、より専門性を活かした教育や指導の体制を強化するため、職員の補強などを順次行っている。なお、宗教センターは2004年度よりキリスト教センターへと名称変更をし、2005年度からは全法的な組織として独立した。このように事務組織強化の取り組みは、大学改革と連動しながら、必要に応じその都度行ってきたが、その趣旨は新しい課題への対応と業務の専門化、効率化に対応した改革とすることができる。

大学における事務業務の専門化、効率化に対応するためには、組織改革や情報化の推進、さらには一部業務の外部委託などと同時に、事務職員の業務遂行能力の向上が不可欠な条件である。2000年度以降、事務職員の人事制度の改革を進め、2002年度からは人事考課制度を採用し、2004年度からMBO(目標による業務管理)制度を開始した。

【点検・評価】 教学組織におけるFD(Faculty Development)と同様に、事務組織においてもSD(Staff Development)が、聖学院教育会議において3年間にわたって全事務職員が参加しての教育支援事務部会を持つなど、21世紀に向けた大学事務職員のあり方について協議されたことは評価できるものである。これは、その後の人事考課制度やMBO制度の

円滑な導入へとつながってきていると言える。

職員の人材育成は、採用、配置、異動、昇進などの職員のキャリア形成の各段階で行われるものであるが、なかでもOJT(On-the-Job Training)による業務の習熟に支えられた一人一人の成長がその原動力となる。また人事考課制度やMBO制度の採用を良い人材育成の場と考えるならば、管理職者の役割は重要である。本学院では、一般職員のスキルアップや管理職のマネジメント能力の向上を目指した一般職員研修や事務管理職研修を巻末資料16、17のように学内において年に何度か行っているが、徐々に浸透しつつあり評価できるものである。また、これ以外にも、毎年持たれる全教職員参加の新年教職員研修会では、教員と共に大学の理念や教育関連法律を学ぶ機会をもちたり、事務職員の分科会では、事務固有の問題についての話し合いの機会などを設けたりしている。さらには、私立大学連盟や私立大学情報協会、キリスト教学校教育同盟など外部組織が実施する事務職員研修会・研究会などにも積極的業務職員を派遣するようにしている。

事務組織の改革については、時代の要請と学内状況に応じてその都度行われてきた。このような時代にあっては、組織を守ることではなく、如何に変わっていかねかが事務組織としての課題であり、その意味では十分期待に応えるものであると考えられる。

【課題・方策】 大学における事務職員の役割が高度化し、より専門性を要求するものになりつつあるが、そのような環境においては、大学全体を把握することのできるジェネラリストが育ちにくくなる傾向がある。現に本学においても、近年は一般職員の人事異動は例外的に行われるのみである。少人数体制で行われている事務組織において、スペシャリストとして育成された人材が人事異動等により抜ける穴は非常に大きいためである。しかし、人事異動が行われない職場は硬直化することになる。また、より狭い専門性を追求するようになり、各部署間の業務の狭間に滞りが生ずる危険性もある。総合的な人材育成の立場からスペシャリストとジェネラリストをどのように養成していくのか、方針を明確にしていくことが大きな課題である。その際には、事務職員は自分の専門性に立脚しつつも、周辺の関連する分野をも取り込んで行けるような理解力を合わせ持った人材を育成できる制度としなければならない。単なる専門家としての知識は、それだけでは何の意味もなく、他の専門知識と結合してはじめて生産的な意味を持つためである。そのような観点から、現在2008年度に向けて抜本的な事務職員体系、及び職員レベル別研修制度の見直しを行っている。

また、アドミニストレータ養成については、これまではこの問題が組織的に扱われたことはないものの、アドミニストレータは大学のトップマネジメントに直接参画する重要な役割を担う者であり、各職場における業務および人事管理の責任者として、より高度な業務の遂行と職員の人材育成を推進する役割をも担うことになる。大学を取り巻く経営環境は益々厳しさを増しており、また、教員は基本的には研究者であるため、大学

行政への関わりには個人差が見られ、また任期制度も足枷となっている。中・長期計画に基づく業務の継続性の確保という観点からも、アドミニストレータ養成は緊急の課題である。事務職員体系見直しの作業において併せて検討していく予定である。

4 事務組織と学校法人理事会との関係

1) 事務組織と学校法人理事会との関係

(C群:事務組織と学校法人理事会との関係の適切性)

【現状の説明】 学校法人聖学院においては法人本部事務と大学事務の業務は明確に分かれている。また、その所在地も法人本部事務局は幼稚園、小学校、男女の各中学校・高等学校などが所在する東京都北区中里に、大学事務局は大学、幼稚園が所在する埼玉県上尾市にある。従って、法人本部事務局は理事長、総務局長、経理局長が管理責任者となるが、大学事務局は学長、大学事務局長の管理指導のもとで運営されている。もちろん、法人全体の事務部門の最高責任者は理事長であり、大学事務局においても、その任免等人事権は理事長のもとにあることはいままでのない。

法人本部事務局は、理事会と直接的に関連する業務、法人内各学校に共通する業務、および関係法令等の知識を必要とする特定の業務を扱うが、主として人事、給与、予算、施設管理などの業務を集中的に行っている。そのため、大学事務局においては直接理事会と関わるような部門はないが、大学事務局長は学長とともに、常に理事会・評議員会などへ出席し、法人全体の動きを理解し、把握できるようになっている。

【点検・評価】 法人本部事務局が理事会と直結する事務部門であるため、大学事務局においては、各種の上申手続きなど業務が煩雑になる傾向がある。また、東京都北区中里と埼玉県上尾市という距離的制約から、過去には連絡調整に多くの時間を要することがあり、円滑な連携が取りにくい場合があった。ただし、現在は情報ネットワーク網が整備されたこともあり、グループウェアやEメール等の活用が進み、地理的な距離が両事務局の連携上の障害となることは殆どなくなり、学内と同様な形で駒込キャンパスに所在する法人本部事務局を初めとする各学校事務室との連携・協力が可能となっている。

法人本部事務局と理事会との関係については、同事務局は理事会担当の専門事務組織であるため、理事会との連携という面からは全く問題はないと言える。一方、大学事務局との関係については、近年、法人本部事務局は、大学関連の業務で文部科学省との折衝する機会などが増大しているが、大学事務局との間における業務分担などが必ずしも明確になっていないため、混乱を来す場合があることは問題である。

【課題・方策】 事務組織と理事会との関係という視点からは、事務組織が理事会の意向を十分に把握して業務処理にあたることができおり、現状ではほとんど問題はないものと考えられ

る。

ただし、その理事会の意向を法人全体の事務組織へ浸透させるための方策については更に改善の余地がある。法人本部事務局は理事会の意向を直接に受けて業務に当たるが、大学事務局を含むそれ以外の事務組織では、理事会と直接的に接する機会が殆どないためである。これに関しては、現在理事会後定例で行われている事務連絡会の充実や参加メンバーの見直し、さらには下部事務組織への連絡体制の再構築などによって改善していくこと重要である。加えて、法人本部事務局と大学事務局との関係で言うと、業務に関する責任と分担をより明確にし、またルーチン的な業務に関連する権限を大学事務局へ委譲することにより、一層の業務の効率化を図る必要がある。

第14章 自己点検・評価

【到達目標】 自己の在りようを反省し、より良くしていこうとする営みは、個人にとっても組織にとっても重要なことであるが、今日のように社会が急激に変化し、教育機関にも競争原理が採用される時代にあって聖学院大学が継続的に発展していくためには、これは不可欠なことである。そして大学は公的な教育・研究組織であるゆえに、その点検・評価作業も組織的になされなければならないが、山積する目先の課題に追われると、ともすれば長期的な展望が見失われがちであり、展望や目標に鑑みて定期的、組織的に自己点検・評価を行うことがおざなりにされてしまいがちである。それゆえ、恒常的な組織的自己点検・評価作業が実質的になされ、それが具体的に教育改善に活かされることは本学にとっての必須の目標である。

自大学以外の第三者による外部評価を受けることは、自己点検・評価が恣意的・自己満足に陥らずに客観的妥当性を保持するためにも重要なことである。今回の報告書作成作業は、そこで判明した様々の問題点が改善に結びつかなければまったくの徒労にすぎない。評価結果を義務として受身に受け止めるのではなしに、聖学院大学の発展のために積極的に活用することが自己点検・評価の最大の目標である。

本章では以下の点に着目しつつ点検・評価を進める。

自己点検・評価を行うための制度が整備され、それに基づいて点検・評価が適切に行われているか。

点検・評価で得た結果を具体的な改善策に結びつけるようなシステム作りがなされ、機能しているか。

点検・評価が外部評価者によってもなされることによって、客観的妥当性を確保しているか。

1 自己点検・評価

1) 自己点検・評価の制度とシステム

(A群: 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性)

【現状の説明】 本学の自己評価活動の概要は以下のとおりである。

(1) 点検・評価の経緯と実施体制

聖学院大学は、日本に「キリスト教主義大学」を更に一校増し加えるのではなく、全く新しい理想を持った「キリスト教大学」を創設することを志して開学された。そしてそれに先立って、現在の聖学院大学総合研究所の母体である「理念検討委員会」を設置し、大学の設立理念の検討に着手した。大学は、この委員会によって作成された「聖学院大学の理念」に基づき創設され、爾來、教育研究活動を初めとする全ての活動の基本にこの理念が関わることになったのである。大学は教授会を中心に運営されるが、学

長の指導力が十分に発揮できる体制を構築するために、当初より補佐機関として「大学運営委員会」が設置され、学長の下に、チャプレン、各学部長、学科長、委員会の責任者、及び大学事務局長が委員として参加し、全学的視点から点検、改善に取り組んだ。

しかし、大学が、教育研究活動をより活性化し質の向上に向けて不断の努力を重ねると共に、その社会的責任を果たすためには、自らの現状を自らの責任において点検し、さらにはその結果に基づいて改善に努めることが当然であるとの観点から、その後、1991年（平成3年）の大学設置基準の改正とほぼ時期を同じくして、以前より準備が進められていた『聖学院大学政治経済学部活動報告書（1991年度）』（当時は1学部構成であったため名称が「政治経済学部」となっている）を刊行するに至った。

さらに1992年度より、大学全体として点検評価の目的を明確にし、いかなる組織体制で臨むかが検討され始め（点検評価検討委員会）同委員会の議論の結果を受けて、1994年6月には「聖学院大学点検評価規程」が施行され、その後徐々に「聖学院大学点検評価実施要項」が整備されていった。この「規程」は、2000年度、2004年度の一部改訂を経て現在に至っている。

この「聖学院大学点検評価規程」及び「聖学院大学点検評価実施要項」によれば、点検評価項目については、（1）大学の理念、建学の精神に関わる大学の目的、目標に関する事項（2）教育研究活動及びその組織機構、運営に関する事項、（3）教育研究活動以外の活動及びその組織運営に関する事項、（4）点検評価活動及びその組織機構、運営に関する事項、（5）その他の点検評価に関する事項が掲げられている（詳細は添付資料の「聖学院大学6」及び下記資料1参照）。また評価対象に応じて、「大学点検評価委員会」、「学部点検評価委員会」、「大学事務局点検評価委員会」、「部門点検評価委員会」、「個別部門点検評価委員会」、「基本事項点検評価委員会」、「点検評価専門委員会」という7つの点検評価機関が組織された。「基本事項点検評価委員会」では、特に、大学の理念、建学の精神に関わる大学の目的、目標に関する事項が扱われ、「点検評価専門委員会」では、学外者に意見を求める体制が整った（下記資料2参照）。

資料1 点検評価項目

(1) 大学の理念、建学の精神に関わる大学の目的、目標に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 1) 大学の理念、建学の精神の現代的意義 2) 大学(学部)の教育理念・目標 3) 大学の将来構想 4) 教育研究の活性化・充実のための取り組み(研修会等)
(2) 教育研究活動及びその組織機構、運営に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 1) 学生の受入れ <ul style="list-style-type: none"> 学生募集・入学者選抜の方針・方法 学生定員充足状況(志願者数、合格者数、入学者数、在学者数) 編入学の方針と状況 2) カリキュラムの編成 <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係 一般教育、外国語教育、保健体育、専門教育のそれぞれの内容とカリキュラム全体における位置づけ カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制 3) 教育活動 <ul style="list-style-type: none"> 各授業科目ごとの授業計画(シラバス)の作成状況 学生履修相談(カリキュラム・ガイダンス、ガイドブック、オフィスアワー等)の方針と実施状況 クラスの大きさ、編成方法 教員1人当たりの授業時間数 各授業科目担当者間での授業内容の調整 演習等の実施状況 他学科、他学部聴講の方針と状況 他大学との単位互換の方針と状況 教授方法の工夫・研究のための取り組み状況 成績評価、単位認定のあり方・基準 卒業生の就職状況及び学部卒業生の大学院への進学状況 退学者の要因分析 教員の教育活動に対する評価の工夫(学生による授業評価等) 4) 研究活動 <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の発表状況(学会、演奏会、学会誌等) 研究紀要の発行状況と編集方針 共同研究の実施状況 研究費の額、財源(学外からの資金の投入状況、科学研究費補助金の採択状況等)、配分方法 国内、国際学会活動への参加状況 総合研究所活動への参加状況
(3) 教育研究活動以外の活動及びその組織機構、運営に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 1) 学生生活 <ul style="list-style-type: none"> 大学行事参加への方針、指導体制と状況 奨学金制度(大学独自の奨学金、その他の奨学金等)、授業料減免の状況 学生生活相談の状況 課外活動の状況 福利厚生、健康管理体制の状況 就職指導の方針と状況 2) 国際交流 <ul style="list-style-type: none"> 留学生の受入れ状況(受入れ数、奨学金、宿舍等)、指導体制 在学生の海外留学・研修の方針と状況 教員の在外研究の方針と状況 海外からの研究者の招致状況 海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況 3) 社会との連携 <ul style="list-style-type: none"> 公開講座の開設状況 社会人の受入れ体制(特別選抜制度、特別の履修コース等)と状況 身体障害者の受入れ体制(特別選抜制度、特別の履修コース等)と状況 教員の学外活動状況 学外の意見を教育研究に反映させるしくみ

(4)教育研究体制の支援活動及びその組織機構、運営に関する事項	
1) 教員組織	専任教員・非常勤講師の配置状況 教育補助者(TA)、研究補助者(RA)の配置状況 出身大学の構成 年齢構成 各種委員会組織・役割分担と参加状況 任用、昇任の手順・基準 教員の兼職への方針と状況 教員人事についての長期計画 学内行事への意識と参加状況
2) 施設設備	施設設備の整備・運用状況 図書館の利用状況 学術情報システムの整備・活用状況
3) 管理運営、財政	教育研究に関する意思決定の方法・体制 事務組織(人員、配置) 福利厚生、健康管理体制の状況 予算の編成と執行の方針と状況 学外資金の導入状況
(5) 点検評価活動及びその組織機構、運営に関する事項	
1) 自己点検評価を行うための学内組織	
2) 教育研究活動等の公表	
3) 評価をフィードバックするためのしくみ	

資料2 点検評価の実施体制

	大学点検 評価委員会	基本事項点検 評価委員会	学部点検 評価委員会	大学事務局点 検評価委員会	部門点検 評価委員会	個別部門点検 評価委員会	点検評価 専門委員会
委員会の役割	全学的見地から 企画、立案、調 整、総括等を行 う。	理念、精神等 に関わる大学の 目的、目標等 に関する事項に ついて点検・評 価を行う。	各学部に関す る事項について 点検・評価を行 う。	事務局組織に 関する事項につ いて点検・評価 を行う。	各委員会が所管 する事項について 点検・評価を行 う。		点検・評価の客 観性、正確性及 び妥当性について 意見を述べ、若し くは改善について 勧告する。
委員	1.運営委員 2.基本事項評価 委員長 3.学部等評価委 員長	1.学長 2.大学チャプレン 3.各学部長 4.大学事務局長	1.学部の構成の 全部又は学部 長より委嘱され た若干名の者	1.課長会議の 構成員 2.事務局長より 委嘱された若 干名の者	1.各委員会の構 成員の全部又は 一部の者 2.事務担当役職 者	1.学長より委 嘱された若干 名の者	1.各学部より選出 されたそれぞれ3 名(助教授以上)
委員の任期	1.運営委員在任 期間 2.各評価委員の 委員長職等の在 任期間	各委員在任期 間	(学部長の判 断)	(事務局長の判 断)	各委員の任期	3年 (再任を妨げ ない)	3年 (再任を妨げない)
代行者	学長 大学チャプレン	学長 大学チャプレン	学部長 学部チャプレン	大学事務局長 事務局次長	各委員会委員長 各副委員長	学長の委嘱	委員の互選
委員会の運営	1.委員の3分の2 以上の出席をも って成立 2.出席委員の過 半数をもって決 定						
結果の公表(報告及び)	3年毎に1回「年 次報告書」をも とに「総括報告書」 を作成し、学長及 び評価専門委員 会に提出する。	1年毎に1回 「年次報告書」 を作成し、学長 に提出する。					

担当事務	事務局総務課	事務局総務課	事務局総務課	事務局総務課	各事務担当部課	事務局総務課	
その他	1.委員の中より互選で幹事を選出 2.幹事は委員長を補佐し、実施を推進する。	必要に応じて小委員会を置くことができる。					学長が必要と認めた場合、学外の者に意見を求めることができる。

こうした「規程」や「要項」の整備によって、点検評価に関する教員の意識啓発を促すとともに、1994年度からは、諸項目にわたって点検評価がなされるに至った。『活動報告書』は、当初は教員の研究業績報告書としての色彩が強かったが、教員自身による自己点検や、さらには教育面の活動についての自己点検評価を加えるなど、次第に教育研究活動全般に亘る活動の報告書となり、大学全体としての点検評価の前段階として、各委員会の活動報告なども掲載するようになった。その過程で新たに改善すべき課題として出された問題については、大学教授会内に特別委員会を設置して改善のための検討を加えつつ、カリキュラムをはじめとする様々な改革が実行された。この評価は本学が自ら独自に行ったものゆえ、その項目は今日の大学基準協会による点検項目のように網羅的なものではないが、大学の理念とその具体化が正しく行われているかという、本学にとっての最重要課題を中心に、教員の研究教育活動、施設や事務局の体制などが点検評価されている。また「授業アンケート」も、まずは政治経済学部で試行され、2003年度には全学的に実施されるようになった。

一方、1997年度には、本学も大学基準協会の加盟大学として申請するべく、点検評価報告書の作成作業に着手した。2000年3月『1999年度自己点検報告書』を完成し、同年5月加盟判定審査の申し込みをした。8月には、点検項目の不足を補った『追補版』を作成し、2001年3月加盟判定承認を受けた。2002年11月認定証と改善項目の指導を受け、2004年7月『改善報告書』を提出、2005年3月末には「改善報告書の検討結果について」が大学基準協会から送付された（改善の指摘項目と改善内容についてはp.382参照）。

この時期には、大学全体として組織的に自己点検・評価作業がなされ、報告書も作成されたため、それ以後は『教員活動報告書』には委員会報告などの点検項目は掲載せず、その内容が改善されつつ現在に至っている。

2004年度、大学点検評価委員会のもとに、各学科代表の委員7名及び事務職員3名からなる「点検評価実行委員会」が常設の委員会として組織され、同年、その「点検評価実行委員会内規」も施行された。これは、1994年度の「点検評価規程」に基づく重層的かつ多数の点検評価委員会の構成員が、主として、学長、学部長、学科長、チャプレンなどの役職者であるために、実務上の機動力を補う必要から生じた措置であった。

「点検評価実行委員会」では、まずは、『教員活動報告書』の作成と公表、授業アンケートの実施と各教員へ返却方法の改善、アンケート回答集の発行などが当面の業務と

された。これを受けて同実行委員会では、2004年度には、授業アンケートの内容や記入形式を改善して、結果をクロス集計できるようにした。これにより授業満足度と、学生の自宅学習時間や教員の熱意との相関関係も明らかになり（巻末資料4参照）学生の自宅学習時間を増やすことの必要性を実証的に訴えることなどが可能となった。

(2) 点検評価の実施方法

点検・評価の実施方法については、以下のような方針で臨むことが確認されている。

点検評価の実施に当たっては現在行われている教育研究活動等について正確に把握・分析し、その上で点検を行わなければならない。

点検について具体的には以下のような方法が考えられ、これらを適切に組み合わせ実施する。

- a．質問紙法（アンケート）
- b．面接（インタビュー）
- c．討論（ディスカッション）
- d．その他

点検評価の内容は客観性、妥当性を保持するものでなくてはならず、従って不断に点検の項目・方法、評価のあり方などに関する検討を行い、見直し、改善を図りつつ、漸進的・段階的に点検評価を行うものとする。

各評価委員会は設定された項目について吟味し、一定期間ごとにデータの収集・分析及び統計資料の作成を行いつつ、必要あるときは適宜関連する項目について点検評価を行う。また未設定の項目の点検評価について検討し、必要があるときはその実施について大学点検評価委員会に進言する。

【点検・評価】 1994年施行の「聖学院大学点検評価規程」は一部の変更を経て今日に至っており、それに基づいて自己点検・評価の実施体制、方法、点検項目、点検結果の有効利用や公表の方法について、緻密な検討がなされていることは高く評価できる。これによって自己点検・評価を恒常的に行うシステムが確立され、上述のように点検評価が行われてきたのであり、このシステムは有効であったというべきである。

組織的には体系的ではあるものの、多数の「評価委員会」が存在し、その構成員が多忙を極める役職者であるために、恒常的な点検作業に専門的に従事することは容易ではない、という現実があったが、この反省を踏まえて、2004年度以降は、点検評価作業の実務に専念する常設の「点検評価実行委員会」が「点検評価委員会」のもとに設置された。この点は、点検評価作業の恒常化、実質化と学内への浸透の側面からも高く評価できる。「点検評価実行委員会」は、現在、上部組織である「点検評価委員会」や、また同時に設置された「FD委員会」とも密に連携を取りながら活動しているが、その連携がシステム化されたものではない点に、若干の問題性が認められる。

〔課題・方策〕 聖学院大学は、組織的にも地理的にも法人本部機構と分かれており、将来的には法人本部と連携しつつ、教育研究面のみならず、管理運営に関する点検評価を進めていく必要がある。

また、「恒常的な自己点検」を網羅的に行うことへの教員・事務職員の意識改革も必要である。全学的で恒常的な自己点検は、今のところ、主として教員の研究・教育、授業内容、施設面に関して行われているが、各学部や学科、また委員会、部会単位で実際に行われている小規模なアンケート調査や点検が相互に周知されていない、というのも実情である。他学部・他学科、個々の部会や委員会がいかなる問題を抱え、改善の努力をしているかを互いに把握できるような学内の意思疎通のための体制が必要である。

また点検・評価項目のうち、事務局に関する点検・評価は後回しにされているのが現状である。しかし大学における教育研究活動の非常に大きな部分を事務体制と事務職員が支えているのは事実であり、事務局の部署間の連携、教員と事務職員との連携システム、作業の分担などが円滑に運んでいるかどうかを、緊急に点検・評価しなければならない。毎年、点検・評価の重点項目を決めて、少しずつ分散して点検・評価作業を進め、数年ごとに『報告書』を作成することが望ましい。さし当たって2007年度には事務局の点検・評価作業が必要である。

そして実施された点検・評価は、それが改善に繋がらなければ何の意味も持たない。「点検評価委員会」で提出された問題が、速やかに、授業改革を実際に推進する「FD委員会」や教務部委員会を初めとする他の部署に伝達されて、それが実行され、授業や教育環境の改善に繋がるような連携体制、チェックとフィードバックの機構の整備が急務である。

今回の申請を機会に、網羅的な自己点検・評価の必要性が痛感され、学内コミュニケーションの促進のための体制整備に着手しなければならないであろう。

2) 学外者による評価

(C群:自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況)

〔現状の説明〕 自己点検・評価の過程で、その判断材料及び資料蒐集の必要から、様々なアンケート調査・聞き取り調査が行われている。

授業及び授業環境に関しては、2003年度以来、「授業アンケート」を実施し、学生の声を授業や授業環境に反映させるシステムを確立している。2005年度秋学期の「授業アンケート」有効回答率は59.7%であり、全学生の実態を完全に把握するには至っていないが、この「授業アンケート」の結果を受けて、『授業アンケートに答えて』も刊行され、各教員が学生の声をいかに受け止め、いかなる授業改善を行ったかを、学生の側に回答するようになった。またその後、学生に対しては『回答集』の読後感想を募ったり、座

談会を開いたりして、授業改善のために教員・学生間の相互理解を促す努力をしている。

フレッシュマン・オリエンテーション、学園祭などの個々の大学行事や図書館利用に関しては、それぞれ、キリスト教センター、学生部、図書館などの部署が、学生に「アンケート調査」を行い、その内容を点検し、改善に役立てている。

卒業生や雇用主に対しては、聖学院広報センターやキャリアサポートセンターが「アンケート調査」を行っている。卒業時に聖学院広報センターが毎年行っている調査は大学生活全般にわたる詳細なものである（巻末資料6及びp.308参照）。またキャリアサポートセンターが卒業生を対象として2005年度に行った調査（「聖学院大学の教育内容・方法等のアンケート調査」）は、大学時代に学んだ科目が仕事面でどの程度役に立っているかなど、仕事との関連で大学教育を見直そうとするものである（巻末資料7参照）。

雇用主に対する調査としては、キャリアサポートセンターが2005年度に行った「聖学院大学出身者の就業状況に関するアンケート調査」がある。これは、点検評価のプロセスの中でその必要性が認識され、2005年度に初めて取り組んだものである。多くの本学学生を採用している企業約50社を選び、入社後の在職年数調査を行うと同時に、本学卒業生に対する雇用主からの期待と評価、また大学の教育内容・方法等に関する要望等を尋ねた（巻末資料8）。離職率や離職動機の把握という観点や就業後に雇用主から求められる実践的な力の育成という観点から、キャリア教育を含む大学教育全般を再検討することが狙いである。

さらに個々の学科、委員会でも、小規模ながら目的に応じた調査を実施している。例えば児童学科では学園祭に合わせて「ホームカミングデイ」を設けて卒業生の声を聞く機会を作っているが、保育士になるとはどういうことかを卒業生が在学学生に具体的に語りかける場であると同時に、学科の資格取得教育の問題点を把握する場としても有益である。

【点検・評価】
【課題・方策】

こうした仕組みの導入は、特に規程に定められているわけではなく、自主的に、またあるものは継続的に行われており、結果が報告されて教育改善に活かされていることは評価できる。ただ、例えば「授業アンケート」の有効回答率は、前述のごとく59.7%と、履修者全員の声を聞くには遠く及ばず、他の「アンケート調査」においても回収率は低くなっている。いずれの「アンケート調査」についても言えることだが、その場で回収できるような簡単なものは回収率が高く、自宅をよく考えて書くことを要求するような高度の内容のものは回収率が極めて低くなってしまふ。本来ならば、学期の途中で履修放棄をしてしまった学生や中途退学者など、いわゆる脱落者にいかなる不満があるのか、生の声を吸い上げることが重要であろうが、そうした学生の声は極めて掬い上げにくい、というのが実情である。「アンケート調査」の結果が一定の客観性をもつと思われるからといって過度にそれに依存するのではなく、退学希望や成績不振の学生との面談からアドバイザーが得た情報などを客観化、数値化して教育改善に繋げるなどの工夫も必要で

あろう。

他方、2005 年度に初めて取り組まれたキャリアサポートセンターによる 2 つの調査、「聖学院大学の教育内容・方法等のアンケート調査」及び「聖学院大学出身者の就業状況に関するアンケート調査」の調査結果の分析と活用はいまだ充分とはいえ、今後さらに具体的な改善のために活用されることが求められている。

また、聖学院大学の第 1 回の卒業生はまだ 30 歳台後半であるが、特に本学のようなキリスト教人間教育を重んじる大学にあっては、その教育評価は、卒業直後のものよりも、むしろ人生を長く経た後に測られるものの方が重要であるとも言える。卒業生を対象とするアンケートや聞き取りによる調査は、卒業後の年数や世代との相関関係などが分析できるように、同窓会の協力を得て恒常的に行うべきであり、そのシステムを検討する時期に入っているといえる。

2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

1) 将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システム

(A群:自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性)

【現状の説明】 本学では、前述の「大学運営委員会」が、『聖学院大学(教員)活動報告書』の内容を受けて短期的には新年度の課題を設定し、また中長期的に取り組むべき課題については、毎年夏期休暇中に合宿を実施し、協議を行ってきた。その結果、早急に取り組むべき課題については各委員会に検討を諮問し、また必要な場合には特別委員会を設置して集中的な検討を行っている。一般教育の改組、学期(セメスター)制度の実施、専門教育の改革、語学教育改革、国際交流の推進、入試・広報体制の整備等は、こうした過程を経てなされた。

また、「授業アンケート」などの個々の調査結果については、例えば授業環境整備に関する事柄は、「点検評価実行委員会」から教務部委員会や事務組織である教務課に報告されて即刻改善がなされるなど、部分的には改善システムが機能しているといえる。

【点検・評価】
【課題・方策】

本学では、本章冒頭にも記した通り、学長が強いリーダーシップをとり、それを具体的に「大学運営委員会」が補佐する体制が確立しており、全教員が属する各学科会で問題とされた事柄が、各学科長を通じて「大学運営委員会」に掬い上げられる仕組みになっていること、また学内に持ち上がっている問題を全教員が自然に伝達し共有できる規模であること、などから、官僚主義的な体制を打ち立てるまでもなく、広い意味での自己点検が暗黙裡になされてきた面があるといえる。

しかし、3学部6学科制が軌道に乗り、教員の世代交代によって新任教員の数が増えると、学内で起きる様々の問題を自然発生的なコミュニケーションのみによって解決す

るには限界がある、というのが実情であろう。本学の教員個人の「面倒見のよさ」「気配り」に依存せずに、本学の全組織において、問題性の認識とその報告 改善の必要性と方法の検討 改善の命令ないし依頼 改善行為の報告 改善結果の検証とその報告、を組織的に行う体制作りが必要であるといえる。

3 自己点検・評価に対する学外者による検証

1) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性の確保

(B群:自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性)

(C群:外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性)

(C群:外部評価者による外部評価の適切性)

(C群:外部評価と自己点検・評価との関係)

【現状の説明】 本項目では大学基準協会設定の項目「B群:自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性」、「C群:外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性」「外部評価者による外部評価の適切性」「外部評価と自己点検・評価との関係」について点検・評価を行うべきであるが、既述の通り本学が外部評価を受けるのは、2000年5月の大学基準協会への加盟判定審査を除けば初めてのことである。1994年施行の「聖学院大学点検評価規程」には、第17条において、「点検評価専門委員会」が点検・評価結果の客観性、正確性及び妥当性の検証のために学外者の意見を求めることができることを規定しており、その体制は整っていると言えるが、実際にはこれまで本学の自己点検・評価作業において学外者による検証がなされたことはなかったためである。

それゆえ、本学は、自己点検・評価結果の客観性、正確性及び妥当性を確保するべく第三者評価機関である大学基準協会に加盟し、今回、同協会に第三者評価を申請するに至った。

【点検・評価】 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために学外者による検証を行うという場合、本学独自に、外部から客観的に本学の教育・研究活動を評価できる人材を得ることは非常に困難なことである。本学は、建学の精神や大学の理念を教育・研究活動に具現化することを特に強調し、それを目指した活動を行うことを大学学則にも明確に謳っている数少ない大学である。したがって外部評価者には、本学の全ての活動の背景となる建学の精神や大学の理念、及びそこから導き出される本学が目指すべき方向性が十分に理解される必要があることは言うまでもないことであり、そのために大学側及び外部評価者相互に多くの時間と労力を要することとなるためである。但し、この問題は本学における自己点検・評価が恣意的となり、自己満足で終わることのないためには避け進むことのできない問題であり、残された課題とすることができる。

【課題・方策】 今回大学基準協会の相互評価を受けることとなったが、これは学外の評価者による客観性の確保という観点から望ましいことである。もとより、本学では日常の教育研究、

管理運営を含む諸活動に関して、法人内諸学校の責任者による学校長会において意見を交換し、初等・中等教育レベルからの要望や意見を吸い上げ学内活動に反映させるシステムが確立している。またキリスト教教会関係者や同窓会、後援会、学生採用企業などと定期的に意見交換を行う場を設けているが、大学の社会的責任がますます重要となっている昨今、本学独自に、恒常的に外部者による大学活動の評価を行える体制・仕組み作りを行っていく必要がある。なお、本学はキリスト教大学であるため、外部評価者がキリスト者であることが基本的な要件となると考えられるが、特に専門的な立場から評価に関わる場合には、キリスト者以外からの登用も必要となるであろう。さらに、常に外部の目に曝されるという緊張感のある大学運営をしていくためには、個人情報に配慮しつつも学内の諸情報の公開性、透明性を一層高め、外部者が本学の様々な情報にホームページなどから容易にアクセスできるシステムの構築を進めることが重要であると考えられる。

4 大学に対する社会的評価

1) 聖学院大学の社会的評価と教育上の特色

(C群: 大学・学部・学部の社会的評価の検証状況)

(C群: 他大学にはない特色や「活力」の検証状況)

[現状の説明] 「面倒見のよさ」というものが、大学の教育の質を評価する指標として加えられるようになって久しいが、本学は2000年から連続6年間「面倒見のよい大学」ランキングのベスト20位以内にランクインしており、「面倒見のよい大学」としての社会的評価が定着している(週刊『東洋経済』および週刊『サンデー毎日』の調査による)

また本学では、早くから社会人を対象とした「公開講座」や「社会人入試」を行ってきたが、「積極的に社会人を受け入れている大学」として社会的な評価を得ている(『2007年度版大学ランキング』(朝日新聞社刊) 全国91位)

文科系の大学としては、早くからコンピュータ・リテラシー教育に力を入れ、「コンピュータ基礎」を必修化するなど「情報教育」に積極的に取り組んできた点が評価されており、在宅でインターネットを通じて履修していくコンピュータ教育は「聖学院方式」と呼ばれるようになっている(本学のコンピュータ教育への社会的評価については『日経PC21(2001年度版)』日経BP社刊、『模索されるeラーニング 事例と調査データにみる大学の未来』東信堂2005他参照)

また大学ホームページを通じて入試結果やシラバス、就職実績などについて積極的に情報公開を行っているが、『2007年度版大学ランキング』(朝日新聞社刊)において、全国の大学のWebサイトに掲載された入試、教育に関する項目を調査した「Webサイト・ランキング」において全国39位にランクされるなど評価が高い。

さらに、高大連携の一環として 2001 年度から高校への「出張講義」を実施しているが、2005 年度は本学教員の派遣回数が 79 回に達しており、確実に定着し、評価されている。

以上のように、「面倒見のよさ」「社会人入試の重視」「早くからのコンピュータ・リテラシー教育の取り組み」「WEB を通しての情報公開」「高大連携への積極的な取り組み」といった本学ならではの特色が、それぞれに社会的な評価を受けている点は明らかである。

【点検・評価】
【課題・方策】

本学は、4 年制大学としての建学以来、20 年に満たず、現在の 6 学科体制となった 2000 年からはようやく 6 年、そして 3 学部 6 学科という現在の体制を整えた 2004 年度からは 2 年しか経ていない。その意味で、必ずしも大学としての歴史が長くはなく規模も大きくはない大学としては、短期間の間に、多様な観点から社会的に評価され注目されるに至っている点は、絶えざる自己改革を試みながら敏感に社会のニーズを把握し、意欲的にそれらに取り組んできたことの結果として、高く評価できるものである。ことに教育現場における不登校やいじめ、教室崩壊、そして学力低下といった点が社会問題化している今日、「面倒見のよい大学、入って伸びる大学」という本学への社会的評価は、まさに時代の切迫した課題に適切に対応していることの証左でもある。いわゆる偏差値基準のみによらず、それぞれの個性に応じて育てていくキリスト教精神に裏打ちされた本学ならではの人格教育に対する評価が定着しつつあるといえるだろう。

しかし一方、いわゆる大学全入時代が到来しつつある中、「面倒見のよさ」という評価の指標のみによって本学に適した学生を受け入れ育てていくことには限界も出てきている。本学は、従来の教育環境の中で必ずしも正当に評価されえなかった学生を受け入れ、それぞれの個性に合わせて伸ばしていく「面倒見のよさ」を維持しつつも、同時に、本学のような規模だからこそ可能となる「少人数教育」という特長を活かし、学際的な特色ある科目の新設等を通して、時代のニーズに敏感に対応し自ら問題提起していくことのできる人材の育成に意欲的に取り組んでいる。こうした後者の側面についても社会に対して効果的に発信していくことにより、「面倒見のよさ」に加えて新たな評価の指標を打ち立てていくこと、こうした課題が急務である。

5 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

1) 文部科学省などからの指摘などへの対応

(A 群: 文部科学省などからの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応)

【現状の説明】 2000 年度に本学が財団法人大学基準協会に加盟する際、同協会から受けた改善項目は下記の通りである。これについては、『改善報告書』を作成し、2004 年 7 月に大学基準協

会に送付し、2005年3月29日、『改善報告書』の検討結果について通知された。

1 A. 「助言」のうち、問題点の指摘に関わるものの改善への取組状況報告

1 教育課程について

- (1) 留学生の積極的な受け入れを図る必要がある。
- (2) 欧米文化学科においては、英語以外の外国語についての充実が望まれる。

2 学生の受け入れについて

政治経済学部コミュニティ政策学科で推薦入学者比率が高い点は、改善が必要である。

3 教員組織について

専任教員の高齢化が顕著であるので、中長期計画をもって、年齢構成の適正化を図るべきである。

4 施設・設備等について

小教室では約半数の教室にしかテレビあるいはビデオプロジェクター設備がないので、将来AV設備の充実が望まれる。

5 図書館の資料及び図書館について

検索等のソフト部門は充実しているが、図書館の総面積が狭く、書架容量がすでに満杯の状況にあるので、その改善が必要であろう。

B. 「参考意見」に対する大学側の見解

- 1 大学の明快な建学の精神が、政治経済学部の理念・目的においては必ずしも徹底して具体化されているとは言い難いので、この間の齟齬をなくす努力が望まれる。
- 2 学生相談室は1999年4月に開設されたところであるが、心理相談、精神保健相談を含めて相談体制はまだ不十分であり、専門の担当者の配置など、一層努力すべきである。
- 3 学生数の増加に伴い、体育館の増改築、学生会館の新設、食堂施設の拡充が望まれる。
- 4 研究活動に関して、内外の大学との学術交流を促進し、在外研究制度の拡充が望まれる。
- 5 将来は、IT時代をふまえて、ITリテラシー教育をより強化することが必要となるので、検討を進めることが望ましい。
- 6 政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科の退学者について、改善の努力は認められるものの、依然としてその割合が高いので、成績不良者への退学勧告制度や、入試方法との関連性を早急に検討し、さらに努力されることが望ましい。

2005年3月29日

〔1〕概評

2000(平成12)年度の大学基準協会による加盟判定審査に際し、問題点の指摘に関する助言として6項目の改善報告を求めたが、これらの助言を真摯に受け止め、多くの項目について改善への取り組みは満足すべきものであり、全般的に改善への意欲がうかがえる。貴大学の掲げる目的・目標の達成に向けて今後も引き続き努力することを期待する。

〔2〕今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

【到達目標】 大学は、学生納付金や国からの助成金を主たる収入源として成り立つ公共高等教育研究機関とであるから、学生や国民全体への説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保することを主眼として、必要な情報を公開し、その社会的責任を果たさなければならない。聖学院大学では、このような観点から、「大学情報の提供」と「個人情報の開示」を2本柱とする情報公開を行う。

具体的には、「大学情報の提供」は、大学事務局窓口等への文書の備え置きやホームページへの掲載によって、教育研究諸活動、点検評価結果、財務状況等に関する情報を公開する。また、本学では学生、保証人、卒業生、教職員などに関する膨大な個人情報を保有するが、これらの情報の収集や管理、活用は細心の注意が払われるべきであると同時に、「個人情報の開示」請求に対しても、適切に対応していかなばならない。したがって、そのためのルールやシステムの構築と、そのルールに基づく適切な運用を当面の目指すべき目標とする。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

聖学院大学における教育研究活動や財務の状況は適切に公開されているか。

自己点検・評価や外部評価の結果は、適切に公表・外部発信されているか。

個人情報公開請求に関する規程が整備され、規程に基づく適切な対応が行われているか。

1 財政公開

1) 財政公開の状況

(A群: 財政公開の状況とその内容・方法の適切性)

【現状の説明】 本学における財政状況に関しては、予算および決算についての説明責任の観点から、可能な限り分かりやすい表記方法により情報公開することを目標としている。こうした基本姿勢により、従来から、法人全体の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を教職員、在校生、保護者を対象として発行している『聖学院報』に掲載してきた。

さらに、2005年度からは学校法人聖学院のホームページ上に『聖学院報』の掲載を開始したことにより、上述の財政状況に関する一連の情報は、卒業生を含む社会全般に対して公開されたことになる。

【点検・評価】
【課題・方策】 2005年4月1日に「私立学校法」の一部が改正されたことに伴い、法人全体の「監査報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「事業報告書」を大学事務局内に設置し、これを閲覧に付すこととなった。

財政状況を示す主たる指標である「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照

表」については、ホームページ上での公開という方法をとっていることにより、不特定多数によってどこからでもアクセスされうるという意味で透明性の高い公開方法であるといえるだろう。これらの取り組みにより、2005年度以来、財政状況全般についての情報公開が適切になされていると考えている。

しかし現在までのところ、「財政情報の公開に係わる規程」はまだ整備されていない。今後は、「規程」の制定に向けた準備が早急になされることが必要である。

2 自己点検・評価

1) 自己点検・評価結果の学内外への発信

(A群:自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性)

【現状の説明】 1991年度より毎年刊行されている『聖学院大学(教員)活動報告書』は、学内の全教職員にはもちろん、希望者には学生や父母にも配布している。学外ではキリスト教学校教育同盟所属大学、私立大学連盟所属大学、埼玉県内の大学などに配布、県内高校にも約100部を配布し、学内外の貴重な意見を吸収している。

また大学基準協会への加盟申請に際して作成した『1999年度聖学院大学点検評価報告書』は『聖学院大学(教員)活動報告書』と同様に、学内では全教職員に配布すると共に、国内の関係諸機関に送付した。他方、『追補版』及び『改善報告書』は大学運営委員会委員に配布した。

しかし、2004年度に刊行した授業アンケートの回答集『授業アンケートに答えて』は執筆した全教員には配布したが、学生や父母には配布せず、学生は各アドバイザー・クラス、図書館、教務課、学生課、総務課の窓口で閲覧することとした。それは、個々の教員の授業アンケートの結果や授業に対する学生の生の声である自由記述に教員が答えているため、プライバシー保護の観点からの決定であった。

今回の本『聖学院大学点検評価報告書』はもちろん学内外に公表する予定である。

【点検・評価】 自己点検・評価の『報告書』は、もちろん公表を前提として作成されている。しかしそれはまた自己の至らなさを認め反省する偽りなき誠実な記録でもなければならぬ。社会やマスコミは大学を注目しており、至らなさを強調は、時には大学の信用失墜にも繋がりがねない。誠実な実情認識と大学の名誉、このジレンマの中で大学はいかに点検・評価の結果を学内外に公表するのが妥当なのであろうか。

聖学院大学では、自己点検・評価の結果は公表し、「授業アンケート」の『回答集』は授業に対する学生の生の声を取り上げていることから、制限付きの公表とした。学生の中には教員を誤解する者も誹謗する者があるので、その表現が一人歩きをすることには警戒しなければならないし、大学は学生の権利を守ると同時に教員をも守らなければならぬ。

らない。その意味で、この決断は適切であったと思われる。

〔課題・方策〕 上述のように、自己点検・評価の結果の学外への公表、及び「授業アンケート」の『回答集』の公表の方法については、適切であると考え。むしろ課題は、自己点検・評価の結果の学内への発信と浸透にあるものと思われる。2000年の本学の大学基準協会への加盟審査の際になされた自己点検・評価の作業内容とその結果については、『報告書』が冊子となって学内に配布されたとはいえ（『追補版』『改善報告書』の学内配布は運営委員会委員のみにとどまっております）、必ずしも全学に浸透しているとは言い難いのが現状のようである。また大学内の幾つかの部署が独自に行っている各種のアンケートの存在や集計結果も関係部署相互の周知が徹底されておらず、したがって、これも必ずしも改善のために十分に有効に活用されているとは言い難いのも残念な点である。

先にも述べたように、自己点検・評価の結果が具体的な改善に着実に結びついていくことこそが、自己点検・評価に取り組むことに意味を与えるのであるならば、点検プロセスで明らかになってきた良い点、変えていかねばならない点を、それぞれの担当部署ごとに確実に共有化していくことが不可欠である。

とはいえ、網羅的で多岐にわたる点検項目の全てを、全教員が点検評価することはできないのであり、その作業は、限られたメンバーが担うことになるのが現実である。各担当部署は、断片的な点検評価項目についてのみ自己点検・評価することはあっても、それらが別な部署の別な問題との間で、いかなる課題を持っているかという全体像の認識に至ることは不可能である。

今後は、自己点検・評価に携わるメンバーの人選やその体制作りそれ自体が、いかに、自己点検・評価というプロセス全体を通して全学的な共有化と浸透に結びついてゆくかという観点からなされる必要があるだろう。

差し当たりこのたびの自己点検・評価によってもたらされる結果としての『自己点検評価報告書』が、それぞれの関連する担当部署ごとに、改善の次のステップに確実に活用されるための仕組み作りが課題であると言えるだろう。

2) 外部評価結果の学内外への発信

(B群：外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性)

〔現状の説明〕 既に第14章において、本学が外部評価を受けるのは、2000年度の大学基準協会への加盟判定審査を除いて初めての経験であることを述べた。前回の加盟判定審査では維持会員として加盟を認められたが、同時に改善に向けての助言を受けた。当時、本学では情報公開の意識が必ずしも高いとは言えなかったため、審査の結果は、大学教授会および理事会において報告、説明され、外部に向けては、2001年度の「活動報告書」に審査結果が添付され、関係諸機関に配布されたのみであった。なお大学ホームページへは、

大学基準協会への加盟が認められたことのみが掲載され、その際付された助言等の内容については公開されてはいない。

【点検・評価】 自己点検評価結果、および外部評価結果のいずれについても、学内外に発信することは大学における社会的義務であり、さらには大学自身にとっても大きな重要性和意義がある。その観点からすると、2000年度の大学基準協会への加盟判定審査の結果についての外部への発信は十分なものとは言えなかった。本学ではその後、情報発信や情報公開などについての意識の高まりを受け、2006年度学則によって、教育研究活動等の状況について広く周知を図るために、積極的に情報を提供することを義務づけた。

【課題・方策】 外部評価結果を広く学内外へ発信して社会の客観的な評価を受け入れると共に、そこから得られた結果を本学の教育・研究活動の改善の指針とすることは、極めて重要である。2006年度より学則において情報公開に関する条文を盛り込んだが、形式的な情報公開に終始しないためには教職員の意識改革が求められる。

なお、今回の大学基準協会による相互評価の結果については、印刷物で関係各機関に発送すると共に、大学ホームページにおいても公表し、広く学外の意見を求めることにしている。

3 個人情報管理

1) 個人情報の保護・管理

【現状の説明】 情報公開、情報管理の観点から、個人情報の保護・管理については、学生やその保証人、さらには卒業生や受験生、教職員と多くの情報を収集、管理する大学として、大きな責任を負っていると言って過言ではない。そのため本学では、2000年度より個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な取り扱いに関しての基本事項を明確にした。その後、さらに個人情報の収集、管理および利用に関する大学としての責務を明らかにすると共に、個人情報の主体である学生・教職員等に、自己に関する個人情報の開示、訂正および削除を請求する権利を保障することとした。そのため、具体的な情報の取り扱いに関連する内規の整備を含め、学内での情報に関する啓蒙活動を行ってきた。

【点検・評価】
【課題・方策】 本学では他大学に先駆けて情報化を積極的に進め、インターネットなどを通じて大学情報、入試情報、教員情報、さらには財務情報など、多くの情報を発信して来た。また、教育においても他大学に先がけて情報ネットワークを最大限に活用した授業を推進してきた。その一方では、「個人情報保護に関する法律」の下、高度情報化社会における教育機関として、個人の権利利益を保護し社会の信頼に応えるために、いち早く個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な扱いについて検討を重ねてきたことは評価できることである。また、そのような観点から学内ネットワークのセキュリティの確保

についても、早急な対応を行ってきている。

ただし、問題点は事務職員に関しては、それなりの指導などを通して個人情報の管理を徹底させているが、教員、学生に関しては必ずしも意識改革が十分ではないことである。特に教員は学生の成績等を含む個人情報を扱える立場にあるが、不用意に書類を置き忘れたりするような事件が皆無ではない。幸い、大問題となるようなことは現時点では生じていないが、人権・情報保護委員会などの活動を通して、今後も啓蒙活動を積極的に行っていく。

第 部

大学院における点検・評価

第1章 大学院研究科の使命および目的・教育目標

【到達目標】 聖学院大学大学院・研究科の理念と目的はプロテスタント・キリスト教の精神に基づいており、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、人類の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体を構成する。その核心を近代デモクラシーに持ち、現実諸問題と深い関連性を有しながら、問題解決のための政策や指針となるような研究教育を高次のレベルで実践し、明日の社会を担う人材を養成する。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院・研究科の理念・目的・教育目標は明確になっているか。

大学院・研究科の理念・目的・教育目標は周知・徹底されているか。

大学院・研究科の理念・目的・教育目標は社会的状況や要請に応えるものとなっているか。

大学院・研究科の理念・目的・教育目標は教育研究活動に具現化できているか。

1 政治政策学研究科の理念・教育目標

(A: 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

(B: 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況)

【現状の説明】 大学院政治政策学研究科修士課程（以下、本章においては「政策研」という。）は1996年4月に発足して以来、大学卒業者に対する高度な研究と教育を教授するという目的に十分適合した成果を挙げている。以下、政策研の理念と現状などに関し述べる。

政策研の理念・目的と教育課程は、他の「政策」を冠する大学院に比べて、顕著な特色を有することを強調しなければならない。今日、政策学は政治学を始めとする社会学・行動科学の分野において急激に発展しつつあるが、その多くは、国家・公共体・企業・社会集団の意思（政策）決定過程のシステム分析やシミュレーション、そしてそれらに必要な概念・方法等の開発といった多分に技術的専門的な学問体系を形成している。中にはコンピュータを駆使するオペレーションズ・リサーチやモデル構築の高度に技術的な手法も形成されている。しかし、本大学院では、そうした学問的アプローチにおいて、ともすれば軽視あるいは排除されがちな人間的な価値や民主主義的な理念を重視し、それらの検討や認識なしには、政策学はグローバル化が進む時代的・社会的要求に応えるものとはならないという基本的視点にたつて、技術と理念、科学と価値の統合を図ろうとしている。したがってカリキュラムの編成も、そうした基本理念に基づいて組み立てられており、伝統的な政治学と新しい政策科学、更に高度な職業人の養成を求める実践的諸学とをバランスよく配合することによって、単なるテクノクラートや「魂のない専門家」を養成するのではなく、人間性と専門的能力を備えたリーダーを世に輩出そうとするものである。

大学院の今日的な社会的役割は、学術研究の推進や優れた研究者の養成、さらに国際

交流・国際的貢献のみならず、高度な専門的知識・能力をもつ職業人の養成と再教育が強く求められている。政策研には開設以来社会人学生が多数学んでおり、そのニーズと社会人教育の責任の大きさを自覚せざるを得ない。

【点検・評価】 本大学院の教育理念の達成と今日の社会の必要に応えるために、日本におけるデモクラシー研究の拠点として「デモクラシー」の研究と教育とをその基礎に据え、政策および政策決定過程の科学的分析や理論化を推進し、そのうえで地域政策と地域デモクラシー、開発政策と経済的デモクラシー、租税政策と法的デモクラシー、社会・福祉政策と社会的文化デモクラシー、更に国際化政策と国際的デモクラシーなどの研究・教育を含む高度な研究機関となることを目指し、以下の具体的人材養成目的を設定し、これを達成することに努めている。

デモクラシー思想を基盤とする問題発見・解決型人材の養成

地域の自治体、企業体等の職員または社員の高度専門的職業人としての再教育

高等学校・中学校の社会科教員に対するデモクラシー理解教育

専門職を目指す者への幅広い視野の育成と学問的能力の向上

地域住民等の生涯教育の一環としての高度専門的教育

大学院開設以来、この 10 年間については理念に基づいた社会的要請に応える大学院としての役割を果たしているものと考え。例年、政策研には学生定員の 3 倍強を超える入学希望者があり、その大半が社会人である。勉学の間から離れていた社会人の学習の便宜を図るため、昼夜間開講制、セメスター制などのシステム整備だけではなく、学生定員を越える教員が学生の研究講義や研究指導にあたり、教員とマンツーマンで懇切丁寧な指導教育がなされている科目も少なくない。

修了生も順調に育って社会に出ており、大学、研究所、自治体、企業、高度な専門職等、様々な方面で活躍している。また、一層の研究を目指して博士後期課程を有する大学院へ進む者も少なくない。

【課題・方策】 今後の課題として、社会人学生の強い学習と研究の欲求に応えながらも、ともすれば専門性やテクニカルな視野狭窄に陥りやすい社会人学生に対して、幅の広い研究視点と学問的基礎学力を身に付けさせることに重点を置く必要がある。専門職大学院とは異なった方法論で、高度専門的職業人としての再教育を行わなければならない。同時に、研究者として歩むことを希望する者に対しては、教員の研究指導者としての一層の能力向上、外国を含む他大学等への派遣および提携校協定の確立、研究者の定期交流、総合研究所とのより緊密な提携と協力関係の確立、在学生の研究発表の奨励とその指導助言等の必要性がある。

2 アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の理念・教育目標

(A:大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

(B:大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況)

[現状の説明] 1999年4月、聖学院大学人文学部欧米文化学科と聖学院大学総合研究所の「日本・アングロアメリカ研究センター」を基礎としたアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科(以下、本章においては文化研という。)博士前期課程を設立した。2001年4月には博士後期課程を開設し、博士課程の前期・後期を通じて、当該分野の高度な専門的研究者を養成することを旨とする強固な研究教育体制を確立した。

文化研の理念・目的と教育課程は、日本におけるこれまでのアメリカ文化研究あるいはヨーロッパ文化研究に対して明確な特色を持つものであるといえよう。それは、一言でいえば、グローバリゼーションの文脈の上でアメリカ・ヨーロッパの文化を深層から理解するという視点をもっていることである。21世紀に入り、世界ではEUの成立と共通通貨ユーロの誕生にみられるように、国民・国家を越えた新しい動向、グローバリゼーションが台頭している。それは経済の領域にとどまらず文化をも変容させ、新しい文化を生み出していくであろう。この大きな潮流を生み出しているのはいうまでもなくアメリカとヨーロッパ諸国とその文化である。いまこそ日本はアメリカとヨーロッパの文化を深層から理解する必要性に迫られている。このアメリカ・ヨーロッパの文化は深層においては「キリスト教文化」との関わりなしには理解できない。

したがってカリキュラム編成もこのような基本理念に基づいており、アメリカ・ヨーロッパ文化をその深層から理解するために、文化研においては、アメリカ・ヨーロッパ文化学をキリスト教文化学との関連において捉え、またその視点から研究する。またそのツールとしての英語コミュニケーションを身に付けることも欠かせない。文化研究の視点として、キリスト教文化的コンテクストに目を向け、アメリカ文化学においては、アメリカ宗教史とアメリカ文化史との関連づけ、その法的基盤として教会と国家との関係のキリスト教的由来に着目し、アメリカの現代思想の理解、キリスト教教育思想を探究することへと視野を広げる。ヨーロッパ文化学においては、ヨーロッパ文化をそのキリスト教思想史的背景において捉え、人間学を媒介として理解を深め、ヨーロッパ内の文化の多様性を見極め、その文化状況の神学的認識への視野を開くことを可能にする。更に英語コミュニケーションでは、国際化、情報化の進む現代社会において、国際語としての英語の重要性が急激に高まりつつあり、アメリカやヨーロッパの文化を研究する上でも、また今日のグローバル化する国際社会に貢献できる視野と異文化理解能力を高めるためにも、英語という言語コミュニケーション能力は不可欠となっている。このようにしてアメリカ・ヨーロッパ文化の深みからの基礎的理解を与え、テュートリアルな指導、演習の重視によって、新しい時代の国際局面の場で働くにふさわしい主体的な実力を与えることを目指している。

文化研は、博士前期課程においてキリスト教文化理解の基礎となる諸科目を履修することにより、深く新しいアメリカ・ヨーロッパ文化の理解をもつジェネラリストの育成としての教育的役割を果たすことができる。具体的に、以下のような人材養成目標を目指して、この教育目的の達成につとめている。

ジェネラリストとして、グローバリゼーションの理念に基づき、自治体、民間レベルの文化交流・国際的業務に携わる人材の育成。

アメリカ・ヨーロッパ文化を深く理解し、あらゆる分野で国際的信頼関係に基づいた活動ができる人材の育成。

語学力とともに、国際的な価値観・センスを身につけた人材の育成。

深く新しいアメリカ・ヨーロッパ文化教育に携わる人材の育成。(特に高校教師の再教育)

博士後期課程においては、博士前期課程の教育目的の豊かな成果の上に立って、文化研の理念と目的を実現させる。すなわち、聖学院大学はプロテスタンティズムの伝統を自覚的に受け継いでいるが、それゆえに文化研博士後期課程では、総合研究所とともに、特にモダナイゼーションとプロテスタンティズムとの関係に注目し、この方面での研究教育に貢献する。開設以来5年目にして、課程博士5名、論文博士1名の学位を授与して研究者の養成につとめ、総合研究所とともに、この分野の研究センターとしての役割を果たしつつあると言える。

【点検・評価】

文化研は博士前期課程、博士後期課程共に設置の理念に基づいた教育・研究がなされていると評価できる。博士前期課程では、グローバリゼーションの理念を理解したジェネラリストとして、またアメリカ・ヨーロッパ文化を文化の深層から理解し、語学力とともに国際的な価値観・センスを身につけた人材として、様々な分野で活躍し始めている。更にこれらの分野の研究者を目指して、博士後期課程へ進学する者も多い。

授業においては、教員・学生比率がほぼ1対1であり、教員1名、学生1名という講義もある。チュートリアルな教育・研究を実現できる環境を整備している。次に、海外から研究者を招聘し、大学院学生に講義を依頼することにより、最新の研究情報の提供を受けている。例えば、2000年度からは独ミュンヘン大学フリードリヒ・ヴィルヘルム・グラーフ教授に客員教授として隔年の「海外研究者講義」を担当し、さらに2003年度からは独チュービンゲン大学クリストフ・シュヴェーベル教授も隔年で「海外研究者特別授業」を担当している。このように海外の研究者との交流が非常に活発に行われていることは十分に評価できることと考える。

博士後期課程では、教員による研究指導の他に、総合研究所の各種共同研究プロジェクトへの参画や国際シンポジウムへの積極的な出席を通して、多面的な研究活動の支えが可能となっている。また、博士前期課程で述べた「海外研究者講義」「海外研究者特別授業」における主要な授業対象者として、日本にいながらにして海外の最新の研究情

報に触れる機会が多い。このような研究と教育の成果は、完成年度以降3年間で課程博士5名の学位を授与したことで示されているであろう(参考:p.413本文中の表)。

【課題・方策】 文化研の今後の課題は、大学学部(人文学部)から大学院博士前期課程、更に博士後期課程へと繋がる教育の連携を強めることにある。聖学院大学の理念・目的に沿った人材の育成に関して、学部教育と大学院教育の一貫性と連携が欠かせない。そのために、優秀かつ意欲的な学部学生の大学院授業への出席を可能にするカリキュラム設計や科目開設を行ってきた。また、学部教員の大学院授業科目担当を進めてきた。これらは未だ途上にあるものとして、今後一層の体制作りを推進して行かねばならない。そのために、総合研究所を媒介として、学部および大学院教員の積極的な研究活動を展開することが今後の課題となる。

3 人間福祉学研究科の理念・教育目標

(A:大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性)

(B:大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況)

【現状の説明】 2006年度4月、聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科を基礎とした人間福祉学研究科(以下、本章においては福祉研という。)修士課程を設立した。2006年度の入学者は定員10名に対して、14名であった。

福祉研は、人間学的基礎におけるソーシャルワーク論をコアとし、心のケア、発達支援、社会福祉(特に高齢者福祉)、保健・医療・福祉政策、というコアを含め五つの柱からなる研究対象と取り組む。「少子高齢社会」という現代の必要に応じて、人間学的基礎の上に「福祉文化」の形成を担いうる精神ある専門人、「福祉人」の教育とその研究を大学院で目指す。

【点検・評価】 福祉研の目的として、まず人間学的基礎の上に社会福祉分野におけるケア提供者の質的向上をはかるためソーシャルワーク論等の教育研究を推進することである。これをコア目的として、第一に心のケアの指導ができる実務者の養成と普及を図ること、第二に発達・子育て支援に関する教育研究を推進し心理と福祉との境界領域の教育・研究を充実させること、第三に社会福祉分野において特に高齢者のケアの教育研修を図ること、第四に医療・福祉政策における管理学・政策学の教育研究を推進することである。

福祉研が取り組む各分野における人材養成の方向性は以下の通りである。

社会福祉分野におけるソーシャルワーク論の必要性和人材養成

ケアの制度や各種施設の整備は進みつつあるが、ケアに関係する人材の育成が遅れている。特に、高齢者のケアを担ういわゆるヘルパーや介護支援専門員は数的には充足されつつあるが、その質や位置づけや資質には多くの疑問がある。ケアの提供者および介護支援専門員は本質的にソーシャルワーカーであるべきであり、その指導者の養成が急

務である。また、在宅あるいは施設における支援技術の改善も重要である。これを人間学的基礎においてケア技術の質的向上を図る。

心のケアの必要と人材養成

1970年代に入って死生学、生命倫理学、臨床心理学、カウンセリング技術など多くの学術的な知見は積み重ねられてきたが、これらの知見が現場に生かされていない。ケア施設におけるサービス提供者は、精神的なケアに関する修練をほとんど積んでいない。そのため、ケアは身体的なケアに偏りがちとなり、精神的ケアがないがしろにされがちである。本学人間福祉学部人間福祉学科は、開設当初より心のケアに取り組み、現在は総合研究所にカウンセリング研究センターを設けて実践的な教育研究に力を注いでおり、現場における心のケアができるケア提供者を養成し、その普及を図ることとしたい。

発達・子育て支援に関する教育研究の必要性と人材養成

我が国は世界が未経験の高度高齢化という深刻な内的環境激変の時代を迎えようとしている。その最大の原因は近年の少子化である。少子化の要因は多様であるが、わが国の育児環境の整備が遅れていることも大きな要因のひとつである。わが国のケアの重点が高齢者に傾きすぎているという懸念もあり、今後少子化対策が急がなければならない。児童福祉、あるいは虐待の問題のみに注目し解決を試みても不可能であり、さらに広く子育て支援の問題としてとらえていくことが重要である。本学は児童学においては良い伝統があり、これまでも多くの優れた人材を輩出してきたので、福祉との境界領域の本教育研究を充実させ更なる人材養成をしていきたい。

社会福祉分野における高齢者ケアの教育研究の必要性と人材養成

医学の進歩は目覚ましいものがあり、高齢者の身体的ケアについては大きく進歩した。しかし、高齢者ケアは、身体的ケアにとどまらず、人が老いるということの精神的ならびに社会的な側面をも含む総合的理解のうえに成り立つものであることの認識が必要であり、近年は老年学と呼ばれる研究領域を形成している。例えば、介護支援専門員等にはこのような研修が不足している。福祉研はこの必要性に応えようとするものである。

医療・福祉分野における管理学・政策学の必要性と人材養成

ケア提供組織においては、ケアの質の向上を管理するとともに、いわゆる Adverse Event の予防が重要課題である。現在、我が国においては医療施設の感染管理が不十分であることが指摘されているが、福祉施設や在宅においては更に不十分である。福祉施設の感染症は容易に医療施設に持ち込まれ、またその逆も当然起こっている。また、事故予防の管理も同様に今後さらに力を注がなければならない。また、身体の不活動が、特に高齢者の場合にはきわめて急速に自立度を低下させる事実があり、それをケアのあり方の中に取り入れていくことが非常に重要である。

また普遍主義的制度の導入によって、措置時代の福祉施設の管理者は、施設運営・経営管理強化の急激な必要性に直面している。しかし福祉施設は企業等と比較して、運営・経営に関する経験と研究の蓄積が不足しているため、近年の合理的な管理運営、健全な経営を学びたいという現場の要請はきわめて高い。しかし、これらの施設の運営・経営は、例えばケアの質の評価と管理、人事管理、種々の法的規制の下での管理など、多くの点で企業の管理とは異なり、独自の研究が必要である。また、施設運営・経営の説明責任や透明性の確保、提供されるケアの質の第三者評価は必須である。今後は個々のケア提供者や組織のインセンティブを踏まえた政策研究が必須である。

こうした医療・福祉分野における管理学・政策学の教育研究をとおして、社会のニーズに応える人材育成を図りたい。

以上のような、福祉研の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成目的に従って、現状についての履行状況を文部科学省に報告している。

【課題・方策】 福祉研の今後の課題は、完成年度に向けてのカリキュラムの整備と教育研究体制の最終的な確立である。今年度 14 名の新入生を得て、実際的な学生の教育指導が始まった。この現実を通してカリキュラムの整備と教育研究体制の充実を図らなければならない。福祉研の目的と教育目標の実現に関して、当面の間はこの課題の解決に集約されるであろう。

来年度以降の修士課程修了者に対するフォローも課題のひとつである。特に、より深い専門研究を志す学生を受け入れる博士後期課程設置も視野に修めた検討が必要である。

第2章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【到達目標】 聖学院大学大学院の理念と目的に基づき、日本のデモクラシーをより強固にし、日本の新時代を切り拓く人材の養成を図るため、有効な教育課程を実現する。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院・研究科の理念・目的・教育目標の実現を図るため、学生の学習に配慮した教育課程となっているか。

学部と大学院・研究科、および博士前期課程と博士後期課程における教育と研究の連携と体系を適切に考慮した教育内容となっているか。

教育研究指導・論文作成指導などを充実するとともに、学生の研究能力の涵養や高度な専門知識の習得を促進する教育内容となっているか。

第1節 教育課程等

1 大学院研究科の教育課程

1) 大学院各研究科の教育課程の適切性

- (A: 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連)
- (B: 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性)
- (B: 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性)
- (A: 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性および両者の関係)
- (A: 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係)
- (A: 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性)
- (A: 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性)

(1) 政治政策学研究科

【現状の説明】 政治政策学研究科(以下、本節においては「政策研」という。)は政治経済学部と総合研究所にその基礎を置き、学部の教育内容を高度に専門的にしたものである。同学部政治経済学科における政治、経済、法律、社会等の柱、そして同学部コミュニティ政策学科の行政、経営等の柱に対応して、政策研ではそれらの高度な研究と教育が可能となる教育内容を展開している。ただし、政策研の目的・教育目標に沿って、政策学やデモクラシーに重点を置きながら、社会の要求に応じて高度な専門的知識・能力をもつ職業人の養成と再教育に教育課程の特長がある。従って、学部の専任教員だけでなく、専門性に秀でた教員を広く外部に求めて多様な科目を開講している。

政策研の理念・目的は人間的な価値や民主主義的な理念を重視した上で、時代的・社会的要求に応える新しい政策学の構築を目指し、技術と理念、科学と価値の統合を図ろうとしている。したがってカリキュラムの編成も、そうした基本理念に基づいて組み立てられており、伝統的な政治学と新しい政策科学、さらに高度な職業人の養成を求める実践的諸学とをバランスよく配合し、人間性と専門的能力を備えたリーダーを養成しよ

うとしている。しかも、大学院の今日的な社会的役割は、学術研究の推進や優れた研究者の養成、さらに国際交流・国際的貢献のみならず、高度な専門的知識・能力をもつ職業人の養成と再教育が強く求められている。実際に、政策研には開設以来社会人学生が多数学んでおり、彼らのニーズの理解と社会人教育の重要性は十分に認識されており、具体的な教育内容にも活かされている。

政策研は教育理念の達成と今日の社会の必要に応えるために、日本における民主主義研究の拠点として「民主主義」の研究と教育とをその基礎に据え、政策および政策決定過程の科学的分析や理論化を推進し、そのうえで地域政策と地域民主主義、開発政策と経済的民主主義、租税政策と法的民主主義、社会政策と社会的文化民主主義、さらに国際化政策と国際的民主主義などの研究・教育を含む高度な研究機関となることをめざし、以下の教育内容を設定し、これを達成することに努めている。

政策研の教育理念・目的を実現する科目群として「共通コア科目」を設置し、学生の専門的ニーズに応えるため「政治・政策」「税務・経済」「公共政策」の3つの科目群(コースと呼ぶ。)を用意している。「政治・政策コース」では、日本国憲法や世界人権宣言の根源にある近代民主主義思想を根本から研究し、近代民主主義の本質に迫る。そして、現代世界の多様な政治的課題と民主主義思想を世界的な視野で究明する。

「税務・経済コース」は、経済学の歴史と理論を学びながら、現代の経済システムや市場の問題を研究している。さらには税法や租税制度の研究を通して国家の公共活動に必要な資金の調達や財政問題を究明する。「公共政策コース」は、国と地方、特に住民自身が意思決定できる地方分権体制を推進するために、地方自治体が直面する様々な政策的課題を多面的視点から総合的に研究する。住民がコスト意識を持ち、自分たちが本当に必要とする公共サービスが適切に提供されているかを判断する「地方分権」意識の涵養も目的のひとつである。

以上の科目群から22単位以上を修得し、研究指導としての演習科目8単位を修得した後に修士論文を作成する。この演習科目は修士論文作成のためのチュートリアルな研究指導であり、修士論文の作成は大学院修士課程での学びの集大成であるとの基本的認識に立って、論文作成への指導を強化している。各演習科目での個人指導のみならず、論文作成講座の開催や論文の中間発表を通して、きめ細かに学生の修士論文の作成指導を行っている。また、現代社会の急激な変貌と問題の多様化に対しては、政策研の知識や思考プロセスでは十分に対応できない状況が生じている。そこで10単位を上限に他研究科の単位を認定し、専門の枠を越えた研究が行える環境を整えている。このような幅広い分野の科目履修が可能になることにより「広い視野に立って清深な学識を受け、専門的ニーズに応える科目群を通して「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う」機会を学生に提供している。なお、政策研は修士課

程のみであり、博士課程はない。

【点検・評価】 政策研の教育課程は本大学院・研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項に基づいて形成されており、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養」っている。また基礎となる政治経済学部との連携を図り、教育内容の関係を深め、大学院レベルの教育研究を果たしていると評価できる。

【課題・方策】 政策研の 3 つの科目群（コース）の内、「税務・経済」科目群を主に履修し、特に税法の研究指導科目（演習）を受ける学生が 6 割以上を占める。これは現在の資格志向の社会的潮流から、税理士試験の税法科目免除を希望する学生が多く入学するためである。大学院の目的は「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を」を育てることにあり、単なる資格取得のための方便となってはならない。したがって、このような傾向に対応するため、税法科目を指導する専任・特任教授を充実し、論文作成能力を高めていくカリキュラム編成が必要となる。また、他の科目群（コース）の魅力と関連性を高めるカリキュラム編成も重要な課題である。

(2) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科

【現状の説明】 アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科（以下、本節においては「文化研」という。）は人文学部欧米文化学科と総合研究所にその基礎を置き、学科の教育内容を高度に専門的にしたものである。ただし、文化研は博士前期課程と博士後期課程を有し、キリスト教理解を基盤にした新しいアメリカ・ヨーロッパの文化学の構築を目的として教育目標にしていることから、創造的に学部からの相対的独立を謳っている。したがって、学部の専任教員だけではなく、専門性に秀でた教員を広く外部に求めて、多様で専門性に富む科目を開講している。

博士前期課程は、本学の教育理念と目標を実現する科目群として「共通コア科目」を設置し、学生の専門的ニーズに応えるため「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」「英語コミュニケーション」の 4 つの科目群（コースと呼ぶ。）を用意している。この科目群から 18 単位以上を修得し、研究指導としての演習科目 3 科目 10 単位以上を修得した後に修士論文を作成する。この演習科目は修士論文作成のためのтьюトリアルな研究指導であり、講義科目をより専門的に深める授業であるが、一年次に履修する演習 と 2 年次の演習 に分けている。演習 に関して学生は 2 科目を履修し、演習 に繋がる主専攻と、もうひとつの専門分野である副専攻が学べるように編成している。また、現代社会の急激な変貌と問題の多様化に対しては、文化研の知識や思考プロセスでは十分に対応できない状況が生じているため、10 単位を上限に他研究科の単位を認定し、専門の枠を越えた研究が行える環境を整えている。このような幅広い分野の科目履修が可能になることにより、ジェネラリストとしての「広い視野に立って清深な学識を授け」、「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」機会を学

生に提供している。同時に、修士論文の作成により博士後期課程への導入としている。

博士後期課程においては単位制を取らず、学生に対して正副2名の指導教授が研究指導を行う。博士論文を作成することにより、博士(アメリカヨーロッパ文化学)の学位が授与される。博士後期課程学生は、在籍期間中、研究指導を受ける他に総合研究所主催の各種研究会等に参加しなければならない。また1年次において、語学試験(Language Requirement)のために必要な語学科目の履修(博士前期課程科目)と、研究報告書としての小論文を1篇作成しなければならない。さらに博士論文の作成のためには、2年次以降に博士論文提出資格試験に合格しなければならないが、これは、2篇以上の小論文の作成(博士論文に関わるもの)と公開研究会での発表、および語学試験としての外国語2科目の合格あるいは履修、という条件で構成されている。

博士論文提出資格試験に合格した者は、翌年度以降に博士論文研究計画を提出して博士論文を作成するが、その進捗状況を問わず、全員が「予備審査用の博士論文」を予備審査会へ提出しなければならない。予備審査会は、正副指導教授を含む3名以上の関連科目担当教員によって博士論文に足るものかどうかを審査する。これに合格した者のみが、博士学位申請論文を提出することができる。

博士学位申請論文が提出されると、大学院長は研究科委員会に論文審査を付託し、研究科委員会は論文審査と最終試験のために正副指導教授を含む3名以上の専門分野の研究者によって構成される審査委員会を設ける。審査委員会は審査および口頭試問を含めた最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与の可否について審議議決を行う。研究科長はこの議決を大学院長に報告し、大学院長が所定の学位を授与する。

【点検・評価】

文化研博士前期課程の教育課程は本大学院・研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に基づいて形成されており、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養」っている。また基礎となる人文学部欧米文化学科との連携を図り、教育内容の関係を深め、大学院レベルの教育研究を果たしていると評価できる。

文化研博士後期課程の教育課程も博士前期課程と同様に形成され、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に適合していると評価できる。また博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の適切性および両者の関係は十分であり、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは極めてシステムチックに整備されていると言えよう。文化研博士後期課程は、完成年度以降毎年の博士学位授与者があり、また学生の学会発表や専門誌掲載も活発に行われていることから、教育課程の効果は高いと判断される。

〔課題・方策〕 文化研博士前期課程の課題としては、一般的に大学生の人文思想教養系研究分野への大学院進学は芳しくなく、本学においても例外ではない。しかし、学生には欧米文化学の研究基礎となる英語に関する研究ニーズが高いため、これに応えつつ文化研の教育目標を実現するカリキュラムの再編成が不可欠であった。そこで、学部の積極的な協力を得て、学部との一貫した指導体制を確立しながら、博士前期課程において「英語コミュニケーション」の科目群を2005年度から開設した。今後は社会人や中高校の英語教員の再教育にも対応するカリキュラムを作り、英語科高校教師専修免許の取得が可能となるように文科省申請を行いたい。

(3) 人間福祉学研究科

〔現状の説明〕 人間福祉学研究科（以下、本節においては「福祉研」という。）は人間福祉学部人間福祉学科にその基礎を置き、学部の教育内容を高度に専門的にしたものである。教育課程の基本構造は、以下の四つの研究領域をシームレスに包含したカリキュラムを提供することにある。第一は、社会福祉、特に高齢者福祉のケアについての教育研究領域。第二は、心のケアの教育研究領域。第三は発達・子育て支援に関する教育研究領域。第四として、管理学・政策学の医療・福祉政策領域における教育研究である。「社会福祉」領域では、児童福祉・高齢者福祉等社会福祉の分野に関する科目を配し、「心のケア」領域では、精神福祉・臨床心理に関する科目を配する。「発達支援」領域では、発達心理学と障害者福祉・児童文化・児童教育等に関する科目を配し、「医療・福祉政策」領域では、保健医療政策・施設管理経営・環境保健等に関する科目を配する。

以上の4領域を包含しつつ、ホーリスティックな研究視点を有することができるように、「コア科目群」を開設している。この科目群中のキリスト教人間学研究および大学院コロキウムは、本学の設立理念および福祉理念を支える考え方を身につけるための特色ある科目例である。またソーシャルワーク研究は、その教育方針として4領域それぞれにおいて履修されることができるようになっている。

以上の4領域とコア科目群から26単位以上を修得し、研究指導としての演習科目4単位を修得した後に修士論文を作成する。また、現代社会の急激な変貌と問題の多様化に対しては、福祉研の知識や思考プロセスでは十分に対応できない状況が生じている。そこで10単位を上限に他研究科や学部指定科目の単位を認定し、専門の枠を越えた研究が行える環境を整えている。このような幅広い分野の科目履修が可能になることにより、「広い視野に立って清深な学識を授け」、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」機会を学生に提供している。

既設の学部との関係については、コア科目群、社会福祉科目群は既設の人間福祉学部人間福祉学科を基礎とし、心のケア科目群は同学科および総合研究所カウンセリング研究センターを基礎とし、発達支援科目群は同学科を基礎としつつ同学部児童学科と関連し、医療・福祉政策科目群は人間福祉学科を基礎としつつ大学院政治政策学研究科人間

福祉コースから独立した。

福祉研の教育方針は、この分野の研究のために必要な専門的基礎的な知識と事柄の取扱いにおいて実力のある人材を養成することにある。内外の論文や本を読む指導は当然のことながら、論文や研究調査報告を作成する能力を高めることに力点を置く。しかも机上の知識や狭い技術に囚われるのではなく、人間という存在を全体的に捉えて、多様な要素から人間の福祉課題を認識し、それらを解決する実践的な研究を重んじる。担当教員は教育研究のコーディネータとして講義指導形式で知識や技法の教授を行うだけでなく、内容によっては専門性に優れた外部講師の協力を依頼し、さらに現場の実務家にケーススタディの準備を依頼して、討論を中心とした教育を図る。なお、福祉研は修士課程のみであり、博士後期課程はない。

【点検・評価】 福祉研は 2005 年度に設置が文部科学省から認可され、2006 年度 4 月に開設した。現在は設置申請に従って教育課程を進めており、評価できる段階に至っていない。

【課題・方策】 今後の課題は、完成年度に向けてのカリキュラムの整備と教育研究体制の最終的な確立である。具体的には、現在籍中の 1 年生に対しての論文作成指導にあるだろう。大学院教育（修士課程）のゴールは、いかにして良い修士論文を学生に書かすことができるかによると言っても過言ではない。このために、2 年次から始まる「演習科目」の履修に先立って指導教授をあらかじめ決定し、その日常的な指導の責任体制を明確にする必要がある。夏の大学院研修会での「1 年次生中間発表」も必要な課題である。

2 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

1) 社会人、外国人留学生に対する対応

(A: 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮)

【現状の説明】 政策研、文化研および福祉研はいずれも昼夜間開講制を採用しているが、社会人が多数であるため、昼間の科目数よりも夜間および土曜日の科目数を増やしている。特に、平日は 18 時から 21 時の夜間授業時間帯に複数の科目を配置し、学生の選択を可能にしている。

外国人留学生に対しては、入試の段階で大学院授業に相応しい日本語能力と専門知識を求めている。従って、外国語による授業等の特別な配慮は行っていないが、本学の特長である少人数授業によりきめ細かい個別指導が可能となっている。

また、本大学院は春学期および秋学期の Semester 制を採用している。秋学期入学が可能であり、各学期で単位履修が完結するので、留学生や社会人学生にとって十分な便宜が図られている。

【点検・評価】 本大学院は、特に社会人を意識した対応を充実させているが、そのことは昼夜間開講

制という形で明確に打ち出されている。社会人にとってそれぞれの会社等の勤めの後に大学院で授業を受けることを想定し、平日の夜間や土曜日などに多くの授業を集中させていることは評価できる。しかし逆に言うと、大学学部等から進学してきた学生にとっては、昼間に履修できる科目が少ないとの指摘もある。ただし、そのような学生の中には、昼間はT AやR Aとして学部教育の補助や総合研究所等における研究補助に携わっている者も多く、学生への経済的支援との関連で有効とも考えられる。

外国人留学生に対しては、特別の配慮は行ってはいないこともあり、学生としてはそう多くはない。本学では、基本的な考え方として日本人と外国人留学生を区別する意識はあまりないためである。

【課題・方策】 夜間に開講している授業時間帯が18時から21時ということで、都心に勤める社会人にとって18時の授業開始に間に合うのが困難という声の一部が挙がっている。しかし、夜間開講の授業を遅らせた場合は終業時間も遅くなり、帰宅の交通機関の不便さも指摘されている。社会人学生を多く受け入れている本大学院にとって、重要かつ大きな課題である。

外国人留学生にとって、論文作成にあたっての日本語力は極めて重要である。これまでは指導教授の個別の献身的努力によって、彼ら（彼女ら）の論文作成の支えとなっていた。しかし、今後はリサーチ・アシスタントや若手教員による論文作成へのサポートが必要である。

3 生涯学習への対応

1) 生涯学習推進を意識した社会人再教育の状況

(C:社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況)

【現状の説明】 政策研、文化研博士前期課程および福祉研では、社会人入試を実施している。「社会人」の条件として、「大学卒業後3年以上の者で、かつ入学時に大学等卒業後1年以上の職歴を有する者」に該当することを求め、入試においては特別措置を講じて、社会人の入学に配慮している。現在の在籍者数に占める社会人の割合は約6割であり、社会人の識見や積極的な参加態度が授業等を通して教員や他の学生に良い刺激と影響を与えている。

【点検・評価】 本大学院では企業や公官庁、学校等を定年退職した者が少なからず学んでおり、まさに生涯学習時代の先頭を進む大学院としてパイオニア的役割を果たしている。

【課題・方策】

4 研究指導等

1) 履修指導、および教育・研究指導の適切性

- (A:教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性)
- (A:学生に対する履修指導の適切性)
- (B:指導教員による個別的な研究指導の充実度)
- (C:複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化)
- (C:研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科では、学生が履修する授業を通して担当教員から具体的な研究指導が行われている。論文指導については、演習科目を担当する教員が「指導教授」となって修士論文の作成指導に当たり、当該学問分野の方法論から精神に至るまで教授され、本大学院の特長である少人数制の利点を活かした個別で丁寧な指導が可能となっている。

入学時に大学院オリエンテーションと履修相談が持たれ、大学院担当の教職員から全体的な履修指導と個別の科目概要説明がなされている。政治政策学研究科とアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科において、研究指導に関わる演習科目は1年次の秋学期の演習と2年次通年の演習に分かれており、演習科目の履修は学生の希望を優先している。この演習の履修を通して学生が研究分野や指導教員の変更を希望した場合は、指導教授と研究科委員会の判断によって、演習からの変更が認められる。2年次の夏には修士論文の中間発表会が持たれ、学生は修士論文の構想や概略を各研究科の教員や在籍生に発表しなければならない。また、同時に「論文作成講座」も開催され、修士論文作成の質を高める指導がなされている。また人間福祉学研究科の演習科目は2年次に配置されているが、1年次秋学期には実質的に指導教授を決定し、チュートリアルな指導によって修士論文の作成準備に入っている。この指導教授決定のために、学生の研究計画を1年次中間時に発表する機会を設けている。

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程においては、入学時に正副2名の指導教授が定められる。学生は指導教授の指導の下で研究を行い、博士論文提出資格試験で求められる博士小論文の作成や学会発表や学術誌等の研究論文の作成を通して指導を受けることになるが、最終的には博士學位申請論文の作成に向けての指導に力が置かれている。

【点検・評価】 「大学院は良い論文を作成する場」というのが、本大学院教員の共通の認識（願い）である。研究者や高度な職業人等を問わず、大学院生は論文作成の過程を通して教育され、大学院教育の成果は修士論文あるいは博士學位申請論文として現れる。そのため本大学院の論文作成の指導は相当に充実したものとなっており、履修指導もこの目的に沿って適切に行われている。

博士後期課程では複数指導教員体制を取っているが、正副の役割と責任が定められており、副指導教員は正指導教員の方針に沿って指導を行い、論文作成の支援を行って

る。

【課題・方策】 昨今論文作成の経験や基礎知識を十分に持たない学生が増えており、また社会人学生の多くは論文作成の経験から遠ざかっている現実もあるため、論文作成指導に関してはこれまで以上のきめ細かくて、基本的な授業や様々なプログラム等を開設する必要がある。

第2節 教育方法等

1 教育効果の測定

1) 教育・研究指導効果の測定

(B:教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性)

(C:修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況)

(C:大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科においては、大学院生の最終的な目標は修士論文や博士学位論文を書くことにある。そのために、授業や様々な形での研究発表を通して指導がなされ、その過程を通じて教育研究指導の効果を測ろうとしている。特に、本大学院では2年次の夏に論文中間発表会がもたれ、修士論文や博士学位申請論文の作成の進捗状況や論文概要等が教員や学生に発表される。この中で、出席者からの忌憚のない質疑に対する応答を通して論文の精度と質を高めていく機会となっている。この論文中間発表会は、教員にとっても、またカリキュラム全般にとっても、それまでの学生に対する教育や研究指導の効果を測定する極めて良い機会になっている。そして学生の最終的な各論文の提出までの期間を、研究指導の強化や修正や変更の機会とすることが可能となっている。

また、聖学院大学総合研究所との密接な連携を通して、修士課程(博士前期課程)学生の最優秀の修士論文は「総合研究所紀要」に掲載されることになっており、博士後期課程の学生には「総合研究所紀要」の他に学術誌掲載や学会発表を積極的に奨励し、その準備・作成する過程において、具体的な研究指導を実施することが有効な教育・研究指導の測定の機会となっている。

本大学院は昼夜開講制を採用し、大学新卒者のみならず社会人教育にも力を注いできた。そのため社会人が全学生に占める割合が高く、政治政策学研究科では働きながら学ぶ者が大多数である。大学院教育そのものが社会と交わり、相反する二つの要素である社会的実践と学問的研究が融合している研究科と言えるであろう。この研究科の学生は主に社会人であるため、修了後は自らの研究を活かし、引き続き社会で活躍するものがほとんどである。特に税理関係の仕事に携わって活躍する者やキャリアアップをはかる者が多い。大学新卒者の学生については、他大学の博士課程に進学する者もいるが、多

くは自己の研究を基盤に一般の企業に就職している。

政治政策学研究科に比べ、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科は少々趣きが異なる。キリスト教理解をベースに据えて新たな文化学構築を目指すこの研究科は、社会的動向に敏感でありつつも、より歴史的・文化的理解が重要となる。また異文化理解のために、深い研究姿勢・幅広い海外の文献収集も求められる。これらの要素から、この研究科に所属する者は将来研究職を目指している者が多い。博士前期課程に所属する学生の半数以上が、そのまま本研究科博士後期課程において研究を続行することを望み、現に進学している。

博士後期課程の学生は、学問の性格上、主に教会等で働きつつ研究を進める者が多い。また博士号取得者は全員が大学教員・研究員に就き、継続した研究を行っている。2006年度開設の人間福祉学研究科はまだ修了者を出していないが、教育指導方法は政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科に準じ、適切な効果測定が行われるよう配慮されている。

本大学院修了者の進路状況

2004年度政治政策学研究科の修了者数16名中、就職者数11名・進学者1名・他4名。

2004年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の修了者数9名、就職者数4名・進学者3名・他2名。

2005年度政治政策学研究科の修了者数16名中、就職者数11名・進学者1名・他4名。

2005年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の修了者数4名中、就職者数2名・進学者1名・他1名。

【点検・評価】 教育・研究指導の効果を測定するための方法は論文や論文作成指導に顕著に表れる。そのための方策は十分に提供されていると評価できる。特に本大学院は総合研究所と役割を分担し、教育は大学院そして研究と発信を総合研究所が担い、研究発表の方策のひとつとして「総合研究所紀要」がある。しかし、「総合研究所紀要」は一定のレベルを有した論文のみが発表可能な学術誌であって、修士課程（博士前期課程）学生が発表掲載するチャンスは少ない。学生の研究論文の発表の場を十分に確保するためには、研究科単位の機関誌の発行が必要であろう。

また、政治政策学研究科においては、教育の場で社会的実践と学問的研究の融合が意識されている。つまり当初から社会に目が向けられ、密接に結びついている。そのため政治政策学研究科修了者は、自らの研究を究めるよりも社会の中心で活躍するものが多い。在野の研究者や高度な職業人を育成する研究科である。

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科においては、研究職、教育関連のポストが減少しているのは全国的な問題である。多くの研究者を養成する本研究科もまた、この問題を真摯に受け止める必要がある。現在までのところ、博士号取得者は幸いにも研究を継続できる立場を得ている。だが、今後は修了者の就職状況に対して楽観視はできない。いかに社会のニーズと合致した研究を指導できるか、いかなる研究環境を用意して最良の研究者を養成することができるか、さらには社会的な需要の分析を踏まえた学生の将来

のプランを提示することも教育効果の測定に必要な課題である。

人間福祉学研究科においては、高度な職業人と研究者の育成の二面性を持つ。現在の教育研究体制を通して、いかなる修了者を輩出することができるかが、とりあえずの教育効果の測定に他ならない。

【課題・方策】 今後の課題として挙げられるのは、各研究科の修了者についての追跡調査である。先達の研究姿勢とその後のスキルアップは、これから本大学院を志望する人たちに対し、自己研鑽のための道しるべとなりうる可能性がある。

2 成績評価法

1) 成績評価法の適切性

(B:学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士課程前期課程および人間福祉学研究科においては、成績の評価は各授業において各担当教員によってなされる。成績評価はS、A、B、C、D、I、の6段階をもって行い、S、A、B、Cを合格とし、合格した授業科目については所定の単位を与えている。100点を満点として評価し、100~90(S)、89~80(A)、79~70(B)、69~60(C)、59~0(D)、未修了(I)となり、成績表には実点評価も表示している。成績評価が「I」の場合は、事情を斟酌すべき理由があって同科目を再履修することが前提の仮評価で、再履修で得た成績評価に置き換えることが出来る。ただし、再履修しない場合は「D」評価に置き換えられる。成績証明書は記号表示のみでS、A、B、C、記載なしの5段階表示である。

博士課程後期課程においては単位制を取っていないため、各学期に履修科目、提出小論文、語学試験についてP(pass=合格)、F(fail=不合格)で学生に通知し、勉学の進捗状況についての目安を示している。

【点検・評価】 各授業担当教員がレポート、発表、授業態度などに基づいて総合的にかつ公正に判断を行っており、適切である。ただし、全担当教員がこの基準をシラバスによって明示していないため、来年度には全教員による明示を実施しなければならない。また、修了判定の際にはGPAを算定して活用しているが、国際化が進む現在はより積極的なGPAの活用を進めたい。

【課題・方策】

3 教育・研究指導の改善

1) 教育・研究指導改善に向けての組織的取り組み

- (A: 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況)
- (A: シラバスの適切性)
- (B: 学生による授業評価の導入状況)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科では、現在のところ、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みはなされていない。それぞれの研究指導の方法等は随時に、そして個別に情報交換が行われているが、教育・研究指導方法の改善努力は、各教員の自覚に委ねられている。しかし、教育・研究指導方法については教員共通の課題であるため、研究科委員会等において指導方法の議論や個々の学生の履修状況や研究の進展等に関する報告が行われている。このようなことは学生数が少ないことと、それに対する教員が多く配置されるため可能となっている。

大学院のシラバスは、授業に関する必要な予備情報を明晰に学生にあたえることを主眼とする。そのため授業担当者には、「授業内容」、「成績評価方法」、「教科書」、「参考書」に分けて簡潔に記してもらい、毎年度の始まりに『大学院要覧』としてまとめ、学生に配付している。

大学院生による授業評価はまだ導入されていない。

【点検・評価】 従来、大学院における教育は、特に社会科学・人文科学の分野では教員と学生が1対1に近い関係で指導が行われる場合が多かった。近年、高度職業人の養成への期待から、大量の社会人を受け入れることによって、その関係は崩れつつある。本学では、学生数に比べて教員体制や科目が充実していることもあり、個人指導が中心となっている。そのため組織的な教育・研究指導の改善に取り組みにくい状況があることも事実である。

シラバスは全ての授業科目について共通の形式で作成されているため、学生にとって個々の授業内容の把握や、授業内容や評価方法等の比較検討も可能である。教師にとっても授業内容や進行等について学生への周知が可能であり、授業計画や指導方法の準備、改善に繋がっていると評価することができる。

大学院では、学部で実施されているような授業評価（アンケート）は実施してはいない。これは多くの授業が教員と学生が1対1で行われるような場合が多く、学部で行われているような形式の授業評価を採用することが難しいためである。

【課題・方策】 個別の教員に委ねられている教育・研究指導方法の改善は、各研究科の共通した問題意識が前提となり、統一的な目標の設定が今後は必要となるであろう。その意味で、組織的な対応が求められるので、小委員会等を設置して改善の努力を積み重ねていく。シラバスは全授業科目が共通の形式で作成されているが、非常に詳細なものと、そうでないものがある。掲示項目の充実を図り、必要な情報を詳細に記載するよう努めたい。

また、今後学生の便宜のために、シラバスをデータベース化し、ホームページ等から閲覧できるシステムを整備していく予定である。

授業評価に関しては、既に述べたように本大学院の特長である少人数制教育が学生の正しい評価を困難にさせる場合が想定される。本大学院にふさわしい学生による授業評価のあり方について、学生の意見も聞きながら検討を行っていく必要がある。

第3節 国内外における教育・研究交流

1) 国際化への対応と教育研究交流

(B:国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況)

(B:国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性)

(C:国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況)

(C:外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性)

(C:教育研究およびその成果の外部発信の状況とその適切性)

[現状の説明] 本大学院は、開設以来、21世紀の国際社会に生きる次世代の研究者や高度な職業人の養成を目指してきた。総合研究所との連携の下で様々な国際シンポジウムを開催し、また海外の第一線で活躍している研究者を招聘して特別授業を設け、さらに大韓民国翰林国際大学院大学校との国際交流協定を結んで大学院生を受け入れている。研究の成果や教員・大学院生の国際交流を通して、大学院の学問的水準を国際的レベルから確認し、研究成果を世界に向けて発信するように努めている。具体的には、総合研究所にある聖学院大学版会が主体となって編集発行している“ A Theology of Japan ” Monograph Series 1～3に表れている。

現在、大韓民国元統一相の康仁徳博士は政治政策学研究科客員教授として毎年「北東アジア国際関係論」を、ドイツ・ミュンヘン大学のグラーフ教授およびテュービンゲン大学のシュベール教授には隔年でアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科客員教授として「海外研究者講義」科目を担当いただいている。また、2005年はドイツ大使館参事のカーペンター博士、エーベルト財団のコンラット博士、シュベール教授らを招いての「戦後ドイツと日本」、韓国高麗大学校南成旭教授、韓国慶南大学校梁文秀教授、康仁徳博士らを招いての「北朝鮮の改革可能性」、そして米ラグレング大 D.エイハン助教授、韓国長老会神学大学校洛雲海氏らを招いて「グローバリゼーションと日本の神学」の国際シンポジウムを総合研究所主催で開催し、これに多くの大学院生や大学院教員が関わった。この「グローバリゼーションと日本の神学」は国際宗教学宗教史会議世界大会で行ったシンポジウムであり、本大学院の大木英夫大学院長らも参加発表を行って、これらの成果は英文誌「Theology of Japan」として広く内外に向けて発表した。

また、2006年は米国エモリー大学のウイッテ教授を招いて「海外研究者特別講義」の開催や、本学で開催された日本ピューリタニズム学会発会記念講演を実施し、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の教員や学生を中心に多くの院生の参加があった。

韓国翰林大学校国際学大学院、および翰林国際学大学院大学校との学生交換協定概要

受け入れ身分は、聖学院大学にあっては研究生とする。また翰林大学校にあっては交換留学生とする。

受け入れ大学における、入学検定料、入学料および授業料は、相互に徴収しないこととする。

学内規定に基づいて、受け入れ大学においては取得単位を相互に認定する。

交換留学生の数は年間2人以内とする。

留学の期間は、当面2学期以内とする。

【点検・評価】
【課題・方策】

本大学院は国際化対応や国際レベルでの教育研究交流の推進に対しては極めて積極的であり、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の設置が示しているように基本方針として明確化されている。

ただし大韓民国翰林国際大学院大学校との国際交流協定は、2000年度から毎年各1名（2005年度は除く）の交換留学生を受け入れているが、本大学院からの留学希望者は皆無である。また、欧米の研究者を招聘しての授業やシンポジウムは、通訳者を立てているが、使用言語は原則として英語である。博士後期課程学生は十分に英語授業をフォローしているが、修士課程の学生にとっては英語授業に積極的に参加できない傾向がある。両方とも、その障害となっているのは語学であり、語学力をどのように高めるかが今後の課題となっている。

第4節 学位授与・課程修了の認定

1 学位授与

1) 学位授与の状況

- (A: 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性)
- (B: 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性)
- (C: 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況)

【現状の説明】 大学院開設以来、政治政策学研究科修士課程およびアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程は着実に修士号取得者を輩出している。また、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程は2003年度に始めての課程博士を出し、2004年度には最初の論文博士号を授与した。人間福祉学研究科は2006年度開設のため、未だ修士号授与はない。以下に「年度別学位授与状況」を記す。

年 度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	累計
政治政策学研究科 修士課程	14	9	11	10	20	19	16	16	16	131
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科博士前期課程				7	4	7	3	5	2	28
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科博士後期課程							1	3	1	5
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科 論文博士								1	0	1
人間福祉学研究科 修士課程										0

学位授与・課程修了を研究科委員会が認定するための要件は、学則および学位規定に明示している。修士の学位は、修士課程あるいは博士前期課程に標準2年以上在学し必修科目を含めた30単位以上を修得し、かつ、必要な指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した学生に授与される。

修士論文の審査については研究科委員会毎に行われるが、研究科委員会は審査を願い出た学生の指導教授を主査とし、他に副査として学内外の教員等2名からなる審査委員会に審査を付託する。審査委員会は論文審査および口述試験を実施し、その結果を各研究科委員会へ文書にて報告する。学位授与の可否は研究科委員会において投票により議決され、厳正に学位の授与の可否が決定される。

論文審査および口述試験においては、テーマの設定が適切でオリジナルなものであるか、設定されたテーマが十分に調査・検討されているか、調査・検討されたテーマが理解しやすい形で表現されているかを検討した上で、学則の目的でもある「広い視野に立った精深な学識のもと、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要能力」を示しているかが基準となっている。

博士の学位は、博士後期課程に標準3年以上在学し、必要な研究指導を受けて博士論文提出資格試験に合格した上で、博士學位申請論文を提出し、その審査および試験に合格した学生に授与される。(課程博士)また、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与される。(論文博士)

博士論文の審査については、研究科委員会は審査を願い出た学生の指導教授か、あるいは大学院長が指名した専任教員を主査とし、他に副査として学内外の専門分野の教員等2名以上からなる審査委員会に審査を付託する。審査委員会は論文審査および口述試験を実施し、その結果を各研究科委員会へ文書にて報告する。学位授与の可否は研究科委員会において投票により議決され、厳正に学位の授与の可否が決定される。

【点検・評価】

政治政策学研究科およびアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科共に開設以来順調に学位号を授与している。学位規程に従って、厳正な学位審査、課程修了の認定が行なわれており、特別の問題点もない。学位の質を維持するため、論文審査の基準を明確化し、論文作成指導も授業の指導(演習科目)のみならず「論文作成講座」等の特別指導を実施している。

また論文審査の客観性を実現するため、学外の専門性にに基づいた研究者を積極的に審査委員会に加える努力を続けている。近年ほぼすべての論文審査委員会に本学以外の研究者が委員として加わっている。

【課題・方策】

現時点では、学位授与に関連する授与数、方針の明確性、基準の適切性、審査の透明性・客観性など、いずれに関しても大きな問題は見あたらない。現在の方針に基づいて、今後も公平な学位授与を進めていく。

2 課程修了の認定

1) 標準修業年限未満での修了

(B: 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科においては、修了条件を満たせば、標準修業年限未満で修了することを認めている。標準修業年限未満での修了は、過去において2001年度政治政策学研究科で1名認められた。このケースの学生は入学前に科目等履修生として6単位を履修しており、それを大学院秋学期入学後に認定して、修了に必要な30単位以上の履修条件を満たした。また修士論文作成については、入学前の科目履修で専門分野に関わる「研究科目」単位を修得していたため、入学時の秋学期に論文指導科目である「演習」科目を履修し、2年次に通年で「演習」科目を履修して修士論文の作成に備え、結果的に1年半の在籍で修了することが可能であった。

【点検・評価】
【課題・方策】 修士課程においては、入学前に科目履修生として単位を修得していること、しかも専門分野に関わる「研究科目」単位の修得が望ましい。修了必要単位である30単位修得は、1年あるいは1年半で取得することは決して困難ではない。しかし修士論文の作成には、「演習」科目の修得を含めて、最低1年以上の指導が欠かせない。制度的には標準修業年限未満での修了は可能であるが、現実的には本人の相当の努力が必要と考えられる。

今年度開設の人間福祉学研究科は「演習科目」を2年次に配置している。そのため論文作成の準備指導が2年次以降になるため、1年修了は実質的に不可能となる。この点のカリキュラム修正と指導体制の柔軟化が、完成年度以降の課題となる。

第3章 学生の受け入れ

[到達目標] 聖学院大学大学院・研究科の理念と目的および教育目標に適したものであるとともに、入学志願者の多様化やその学習目的に適した学生の受け入れ態勢を実現する。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院・研究科の理念・教育目標に適したものであるとともに、入学志願者の学習目的や多様な学習経験に対応した入試選抜方法となっているか。

入試選抜方法に沿った適切で公平な入学者の選抜を行っているか。

大学院・研究科の理念・教育目標を理解した入学志願者の確保を図る広報活動を充実しているか。

1 学生募集方法、入学者選抜方法

1) 学生募集・入学選抜方法

(A:大学院研究科の学生募集の方法、入学選抜方法の適切性)

[現状の説明] 本大学院の入学者選抜方法は各研究科に委ねられているが、政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科に共通することとして、夏期入試、秋期入試、春期入試の3度の入試を実施しており、学部出身大学にとらわれず、広く有為な人材を選抜すべく、「一般入試」、「社会人入試」、「留学生入試」を実施している。入試科目については、各研究科の特色にあわせて、筆記試験（外国語科目・専門科目）、研究計画書に基づく面接試験のほか、出身大学の調査書等を総合して行っている。

『一般入試』= 選考は、筆記試験（外国語科目・専門科目）、研究計画書に基づく面接試験のほか、出身大学の調査書等を総合して行う。ただし、以下に該当する者は筆記試験のうち外国語科目の試験を免除している。国際連合公用語検定英語試験B級合格者、実用英語技能検定試験準1級合格者、TOEFLのCBTスコアが〔政治政策学研究科・人間福祉学研究科：173点（旧500点）〕〔アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科：213点（旧550点）〕以上の者、またはTOEICのスコアが〔政治政策学研究科・人間福祉学研究科：600点〕〔アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科：750点〕以上の者 ドイツ語中級統一試験（Zentrale Mittelstufenprüfung des Goethe-Instituts）修了者、ドイツ語技能検定試験2級合格者、または同等の資格取得者 国際連合公用語検定仏語試験B級合格者、実用仏語技能検定試験2級合格者、またはパリ大学語学認定試験初級合格者。

『留学生入試』= 外国人で本大学院に入学を希望する者については、財団法人日本国際教育支援協会の主催する日本語能力試験（一級）に合格、または独立行政法人日本学生支援機構の主催する日本留学試験（日本語）で275点に達している者に対し、専門科目に関する小論文（日本語）と研究計画書（日本語）の審査およびそれに基づく面接に

より選考する。

『社会人入試』 = 大学卒業後3年以上の者で、かつ入学時に大学等卒業後1年以上の職歴を有する者。専門にこだわらないテーマの小論文(日本語)と研究計画書(日本語)の審査およびそれに基づく面接により選考する。

『博士後期課程入試』の入学者の選考は、英語試験、出願書類および面接試験により総合して行う。入学選考は「春期入試」で行う。

学生募集の方法としては、本学ホームページ、新聞やインターネット上の教育系サイトおよび雑誌や大学院進学ガイドへの広告掲載、そして全国の教会、自治体、大学への大学院学生募集要項の送付を行っている。また、業者企画の進学説明会にも参加し、学内では、年間12回以上の進学相談会を開いている。

試験内容は以下の表のとおりである。

【修士課程・博士前期課程】

	外国語科目 (60分)	政策研専門科目 (60分)	文化研専門科目 (60分)	福祉研専門科目 (60分)	面接試験
入一 試般	「英語・独語・ 仏語」から1科 目選択	「小論文約1,600字」 政治学・経済学・公 共政策学より1題選 択	「小論文約1,600字」 アメリカ文化学・ヨーロッパ文化 学・キリスト教文化学・英語コ ミュニケーションより1題選択	「小論文約1,600字」 社会福祉学・心理学・ 教育学・社会学より1 題選択	研究計 画書に基 づき、面 接試験
入留 学生 試	なし	同上	同上	同上	同上
入社 会人 試	なし	「参考小論文約1,600字」 当日テーマが与えられる(60分)			同上

【博士後期課程】

試験科目	英語 (60分)	面接試験 (研究計画書に基づき、面接試験)

過去3か年の出願・合格者状況

研究科・課程	定員	入試種類	2003年度				2004年度				2005年度			
			出願者	受験者	合格者	手続者	出願者	受験者	合格者	手続者	出願者	受験者	合格者	手続者
政治政策学研究科 < 修士課程 >	10	一般	3	3	2	2	7	7	6	5	13	13	4	4
		留学生	4	4	2	2	3	3	2	2	0	0	0	0
		社会人	22	22	11	10	14	14	13	12	13	13	12	10
		学内(内数)	3	3	2	2	3	3	2	2	4	4	2	2
	合計	29	29	15	14	24	24	21	19	26	26	16	14	
		倍率(受/合)	1.93				1.14				1.63			
アメリカ・ヨーロッパ文 化学研究科 < 博士前期課程 >	5	一般	6	5	4	2	3	2	2	0	2	2	2	2
		留学生	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
		社会人	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		学内(内数)	1	1	1	0	2	2	2	0	2	2	2	2
	合計	7	6	5	3	5	4	4	2	6	6	6	6	
		倍率(受/合)	1.2				1.0				1.0			
アメリカ・ヨーロッパ文 化学研究科 < 博士後期課程 >	5	一般	6	6	6	5	5	5	5	3	8	8	7	7
		倍率(受/合)	1.0				1.0				1.14			
人間福祉学研究科 < 修士課程 >	10	一般	/											
		留学生												
		社会人												
		学内(内数)												
	合計	/												
倍率(受/合)														

【点検・評価】 本大学院における研究科の学生募集の方法や入学選抜方法については、大学院委員会や各研究科委員会の管理運営の下で、大学院・研究科の理念や目標に沿うように計画的かつ適切に実施されていると評価できる。夏期と秋期と春期の3回出願機会があり、社会人および外国人留学生に対しても特別入試を実施しているので、多様な学生を受入れている。さらに大学学部の成績優秀者に対しては、政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科前期課程および人間福祉学研究科において学内進学の特典を設け、学内からの進学者確保をしているが、安定数には至っていない。

【課題・方策】 学内においても、本学大学院について十分に理解されているとは言えない面もあり、説明会や学部ゼミ指導等において理解を促す必要がある。また、ティーチング・アシスタントや学科研究室における院生による学部生の支援等を通じて学部生と院生との交流を図り、大学院進学を理解を促したい。また、昼夜間開講制を採っているため、市内および都内、その近辺に勤務する社会人に対して一層入学の呼びかけを図る必要がある。

2 学内推薦制度

1) 学部成績優秀者等に対する学内推薦制度

(B:成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科で本学4年次生を対象に学内推薦の特典を設けた。条件は、以下のとおりである。ただし、「卒論演習担当者の推薦書」および「卒業論文の概要・進行状況に関するレポート」の提出を義務付けている。

外国語試験の免除 (大学における外国語の卒業必要単位を修得し、その平均点が3.8以上)

筆記試験の免除 (大学における卒業に必要な単位条件を満たし、取得した全科目の平均点が3.6以上)

なお、学内推薦制度は、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程では実施していない。

【点検・評価】 本学出身の優秀な学生を入学させて大学院を活性化すると共に、定員の充足をも図る意図を持ってこの制度を始めた。優秀な学生を確保するように2004年度から共通科目等において大学院・学部共通授業を開始し、成果が出てきている。学部の卒業論文・卒業研究指導教員による指導や学内の入試説明会等においてこの制度を周知徹底させることが課題である。

【課題・方策】

3 門戸開放

1) 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」

(A: 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況)

【現状の説明】 政治政策研究科における他大学・大学院の出身者の人数は次のとおりである。

2005年度政治政策学研究科の志願者26名中21名、合格者16名中14名。

2006年度政治政策学研究科の志願者22名中20名、合格者17名中15名。

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程、および後期課程における他大学・大学院の出身者の人数は次のとおりである。

2005年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程の志願者6名中4名、合格者6名中4名。

2006年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程の志願者5名中2名、合格者5名中2名。

2005年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程の志願者8名中1名、合格者7名中1名。

2006年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程の志願者7名中6名、合格者5名中4名。

人間福祉学研究科における他大学・大学院の出身者の人数は次のとおりである。

2006年度人間福祉学研究科の志願者15名中7名、合格者14名中6名。

本大学院の理念はカリキュラムや時間割編成に反映されている。働きながらも科目を履修できるように夜間と土曜の講義を多く開講している。フレキシブルな少人数指導制を守り、社会人学生の研究生生活が可能となるよう最大限の便宜を図っている。

また、聖学院大学総合研究所と連携をとりながら、さまざまな公開の研究会・シンポジウム等を開催している。これらには教員や学生のみならず多くの他大学の研究者や学生、社会人等が参加しており、これらの場から本大学院に入学する者も少なくない。特にアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程の学生にとって、多くの研究者とのかかわりは研究活動への刺激のみならず、人的連帯を結ぶ場として機能している。また、海外の研究者を招聘する「海外研究者講義」は、異文化理解を深めようとする学生には国際的な一流研究者との重要な架け橋になっている。

以上のような指導体制のもと、毎年多くの社会人学生が修士号を取得し、社会で活躍している。また、対外的な学生・研究者に広く門戸を開き、多くの交流を持つことにより、社会に対して高度な研究の提供と研究者の輩出という本大学院の理念は、概ね達成されているものと考えられる。

【点検・評価】 本大学院は、大学卒業生に対して高度な研究と教育を提供するのみならず、専門的知識・能力をもつ職業人の育成と再教育を理念に掲げている。そのため大学新卒者だけでなく、社会で活躍している人材に広く門戸を開き、社会人学生の職業と研究活動の両立が可能な指導体制を目指している。学内進学者に対しては成績に応じて外国語や筆記試験免除等の入試特典があるにもかかわらず、受験者と入学者の大多数を他大学・大学院出身者が占めていることを考えれば、本大学院の学外に対する門戸開放は十分に行われ

ていると結論できる。

【課題・方策】 今後の課題として挙げられるのは、国際的視野を持つ研究者の輩出である。本大学院は社会人学生が多数を占める。即戦力として社会で活躍する人たちの専門的な要求に答えつつも、より広い視点に立って世界情勢を分析する能力を育成しなければならない。テクニカルな職業人育成ではなく、学問的知識に支えられた専門的職業人を輩出することが一層求められる。また研究者への道を歩もうとする学生に対しても、これまで以上に対外的な研究の場が提供される必要がある。一般的に外部の大学などから本大学院へ入学してくる学生の中には、本学学部出身者に比較して、本学の建学の精神や大学の理念への理解が十分ではない場合もある。表面的な知識ではなく、本学における学問の基礎にあるキリスト教的人間理解から生み出される教育理念を十分理解できる機会を必要に応じて設けていくことが重要である。

4 飛び入学

1)「飛び入学」実施

(B:「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性)

【現状の説明】 大学学部において特に優秀な成績を収めた学生が、大学院の政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科でより研究を深めさせることを目標として「飛び入学制度」を実施している。出願資格は、「大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年目の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者」と定め、他の志願者と同様の試験科目を課し、選抜している。政治政策学研究科において、開設時に本学政治経済学部の4名、次年度に1名の学生が飛び入学制度を利用して入学した。

【点検・評価】
【課題・方策】 本大学院では「飛び入学」を実施しているが、飛び入学者は学部を中退するという形を取るため、飛び入学生は自分で大学院修了後学位授与機構に申請することになる。学士取得はあくまでも大学院修了が条件となるため、この制度を用いる学生には、慎重な判断が必要なこと、不利益となる場合があることを説明し、十分な理解のもと制度を活用することが求められる。

5 社会人の受け入れ

1) 社会人学生の受け入れ

(B:社会人学生の受け入れ状況)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科は、開設当初から積極的な社会人の受け入れを標榜し、社会人に配慮したカリキュラムにより多くの社会人を受け入れている。勤務の都合上、同一曜日・時間帯に受講することが困難な社会人の便宜を図って授業は昼夜間開講制を取っており、しかも平日の18時以降と土曜日に集中的に開講している。また、集中的な授業で学習効果を高めるために Semester 制を導入している。奨学金も充実しているので、働きながらも無理なく研究ができる態勢が整っている。社会人学生の存在は、研究意欲や社会経験の上で他の学生に良い影響を与えている。

政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科の選抜試験においても社会人入試を実施している。「社会人入試」の条件としては、大学卒業後3年以上の者で、かつ入学時に大学等卒業後1年以上の職歴を有する者としている。選考方法は、専門にこだわらないテーマの小論文(日本語)と研究計画書(日本語)の審査およびそれに基づく面接によって実施している。

また、出願資格の柔軟化弾力化を図り、研究意欲と社会的実績の優れた社会人にも幅広く門戸を開いている。特に「大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認める者」の出願資格選考に関しては、各入試出願期間の1ヶ月前までに研究業績書を含めた必要書類を提出させ、大学院委員会で協議して受験を認めている。2005年度は、最終学歴は尋常高等小学校卒業ながらも簡易裁判所判事を務めた男性に対して受験資格を認め、合格した例がある。

社会人の占める割合を2003年度から2005年度までの統計で見してみる。政治政策学研究科においては、全出願者79名中49名が社会人で、割合は62.0%である。また入学者に占める割合は、全入学者47名中の32名で、68.1%になる。アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程では、全出願者18名中5名が社会人で、27.8%を占める。入学者に占める割合は、全入学者11名中5名で、45.5%である。人間福祉学研究科では開設の2006年度全入学者14名中社会人は7名で50%である。

【点検・評価】
【課題・方策】 本大学院は、その実際から鑑みて社会人に開かれた大学院と言えよう。今後も多くの社会人が学べるような教育研究環境を整え、市内および県内、都内その近辺に勤務する社会人に対して積極的な募集を図って行きたい。また、資格志向の社会人のキャリア・フォーメーションに寄与するため、資格取得が可能となるカリキュラムの編成が課題となる。

6 科目等履修生、研究生等

1) 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ

(C:科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程および人間福祉学研究科では演習科目を除き、全ての授業で科目等履修生・聴講生を受け入れている。

入学資格は大学院入学資格に準じており、希望者は受講願と履歴書等を提出し、該当する研究科委員会の選考を経て承認される。なお、科目等履修生が取得した単位は、本大学院入学時に正規単位として10単位まで充当される。

本大学院では社会人教育に重点を置いている。そのため社会人と大学新卒者を問わず、2003年度8名、04年度11名、05年度12名の科目等履修生・聴講生を受け入れた。科目等履修生・聴講生は資格取得ではなく、自らの研鑽と知的向上を主な目的としているため、総じて学習意欲が高い学生が多い。正規学生と活発な議論を繰り広げ、現在では大学院講義の一翼を担うまでに至っている。

科目等履修生・聴講生の学習環境については、図書館やパソコン利用など、正規学生との差はない。また毎年再受講する人も多いことから、学習環境だけではなく、教員との関係・指導体制も十分な評価を得ていると言えよう。

研究生については、特定の課題についての研究を希望する大学院修士課程以上の修了者を対象として、各研究科委員会の承認を経て受け入れている。

【点検・評価】
【課題・方策】 本大学院における科目等履修生、研究生、聴講生の受け入れ方針や要件は適切かつ明確であると評価できる。今後の課題を挙げるとすれば、この科目等履修制度をいっそう周知し、社会貢献をなせる人材育成を推進するとともに、社会人履修者に配慮した学習環境を努めて維持することである。

7 外国人留学生の受け入れ

1) 外国人留学生の受け入れ

(C:外国人留学生の受け入れ状況)

(C:留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性)

【現状の説明】 本大学院・研究科は近代デモクラシーを根幹に置いており、門戸を大きく開いて社会に貢献できる人材育成を目指している。それは外国人留学生に対しても例外ではない。その一つとして留学生入試が挙げられよう。これは留学生にむけて外国語科目試験免除の特典を設けるもので、グローバルな研究環境作りを目指す本大学院では広く留学生を受け入れてきた。毎年多くの留学生が政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科で学び、独自の視点を持つ研究によって学問の活性化を

促している。

他方、韓国翰林大学校国際学大学院、および翰林国際学大学院大学校と交流協定を結び、交換留学制度を設けている。この制度によって質の高い留学生を受け入れ、例年意義深い教育研究が本大学院でなされてきた。この知的交流は、国際社会を視野に置き研究を続ける学生にとって、きわめて有益なものである。

本大学院における外国人留学生受け入れ状況

2003 年度政治政策学研究科の志願者数 4 名、合格者数 2 名。

2004 年度政治政策学研究科の志願者数 3 名、合格者数 2 名。

2005 年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の志願者数 2 名、合格者数 2 名。

2006 年度政治政策学研究科の志願者数 2 名、合格者数 2 名。

2006 年度アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の志願者数 1 名、合格者数 1 名。

2006 年度人間福祉学研究科の志願者数 3 名、合格者数 3 名。

留学生入試における受験資格

財団法人日本国際教育支援協会の主催する日本語能力試験(一級)で合格した者、または独立行政法人日本学生支援機構の主催する日本留学試験(日本語)で 275 点に達していること。

【点検・評価】
【課題・方策】

今後の課題として挙げられるのは、より柔軟に留学生を受け入れると共に、彼らの希望をより理解し反映させること、奨学金等の生活環境作りを充実させることである。また、留学生入試における受験資格として財団法人日本国際教育支援協会主催の日本語能力試験等を活用しているが、それでも論文作成における日本語能力に大きな障害がある。論文作成においては、個別指導を含めた留学生支援の態勢とカリキュラム編成が課題となる。

8 定員管理

1) 収容定員に対する在籍学生数の状況

(A: 収容定員に対する在籍学生数の比較および学生確保のための措置の適切性)

【現状の説明】 政治政策学研究所、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所および人間福祉学研究所は、定員充足と広く多様な能力を持つ学生を得るために、入試機会の増大と入試方式の多様化を図るべく、夏期、秋期、春期の3度入試を実施している。各研究所の2004年度から2006年度の入学定員超過率および収容定員超過率については、以下の通りである。

政治政策学研究所

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員 超過数倍	収容定員 (人)	在籍学生 数(人)	収容定員 超過率(倍)
2004	10	18	1.8	20	35	1.75
2005	10	15	1.5	20	31	1.55
2006	10	12	1.2	20	27	1.35

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所 博士前期課程

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員 超過数倍	収容定員 (人)	在籍学生 数(人)	収容定員 超過率(倍)
2004	5	2	0.4	10	7	0.7
2005	5	7	1.4	10	8	0.8
2006	5	3	0.6	10	10	1.0

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所 博士後期課程

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員 超過数倍	収容定員 (人)	在籍学生 数(人)	収容定員 超過率(倍)
2004	5	3	0.6	15	13	0.87
2005	5	6	1.2	15	14	0.93
2006	5	5	1.0	15	17	1.13

人間福祉学研究所

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員 超過数倍	収容定員 (人)	在籍学生 数(人)	収容定員 超過率(倍)
2004						
2005						
2006	10	14	1.4	10	14	1.4

【点検・評価】 政治政策学研究所の収容定員に対する在籍学生数の比率は、前表のとおり2004年度1.75倍、2005年度1.55倍、2006年度1.35倍と、充足しているといえる。しかし、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所博士前期課程は応募者が少なく、2004年度0.7倍、2005年度0.8倍、2006年度1.0倍と、毎年度収容定員割れをしており、厳しい状況である。後期課程では2004年度0.87倍、2005年度0.93倍、2006年度1.13倍であり、近年安定しつつあるが、より定員を充足する努力が必要である。

【課題・方策】 政治政策学研究所においては、例年十分な定員を確保することができている。これは資格指向の状況の反映でもあるが、税理士試験の税法科目の免除を希望して受験する者

が多いためである。逆に言うと、本来の政治政策学研究科の教育理念に基づく教育を指向して入学してくる者の割合は多くはなく、その意味では他研究科と同様の問題を抱えているとも言える。従って、入学者確保の観点からは、資格に関連する科目を増やすことによって、安定した入学者を得ることができると考えられる。しかし、本大学院のあり方として、大学院としての教育理念を維持することを前提としながらも、今後どのような方向をめざしていくかは十分な議論が必要である。

アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科については、今後も本研究科の内容からして、教員や研究者を志望する者が中心とならざるを得ないと考えられるため、教育職員専修免許の資格を取れるようにするなどの方策は考えられるが、それにしても現在以上の多くの入学者を期待することはなかなか困難な状況にある。

第4章 教員組織

【到達目標】 聖学院大学大学院・研究科の理念と目的および教育目標を実現するために、有効かつ適切な教育研究における人的体制の確立を図る。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院・研究科の理念・教育目標を実現するために、適切な教員配置が行われているか。
教員の年齢構成は適切であると共に、募集・任免・昇格の基準は明確にされているか。

1 教員組織

1) 政治政策学研究科における教員組織

(A:大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性)

【現状の説明】 政治政策学研究科は、本研究科の理念と目的を達成し、学生からの様々な研究ニーズに応えるために「政治・政策」「公共政策」「税務経済」の3つのコース(科目群)を設置している。このため、開設科目は論文作成指導科目である演習・を含めて54科目に及ぶ。従って、8名の専任・特任・併任教授だけではこれらの3コースの領域を十分に担うことができないため、客員教授という職制を設けて、各分野での実績のある研究者や実務者を採用し、学生の研究指導に当たっている。

学生数は定員10名のところ例年16～18名の入学があり、在籍生は30～40名で、しかも学生の研究志望分野が税法研究に集中している。従って、学生数よりも開講科目が多い状況であり、教員と学生が1対1というケースや履修者ゼロで閉講する科目も少なくない。

本大学院は、学部とは「相対的独立」の関係を保ちながら、大学院独特の社会的ニーズに対応するために学部とは異なるカリキュラムを編成している。そのため本研究科の学部教員には演習科目を担当する「併任教員」と研究科目を担当する「非常勤教員」の2種が存在する。

【点検・評価】
【課題・方策】 本研究科における教員組織は、その理念・目的を達成するための適切かつ妥当なものとなっていることは評価できる。ただし経営的な効率性を求め、大学と大学院の有機的な関係を強化するために、今後解決すべき3つの課題がある。第一は、社会的ニーズに応えながらも本研究科の独自性と理念を社会に訴えるためには、総合デパート的な開講科目を整理統合して、特長ある専門的な科目編成を行う必要がある。第二に、学部と大学院の一貫した教育指導体制を確立するため、「併任教授」の拡大が必要であろう。内部進学の子生にとっては、学部と大学院での同一教員による一貫した論文作成指導を受けることが効果的である。そして第三に、教員の年齢の「老壮青」世代のバランスを図ることで、将来的にも本研究科の理念や目標を達成することを保証する必要がある。

2) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科における教員組織

(A:大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性)

【現状の説明】 アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科は、本研究科の理念と目的を達成し、学生からの様々な研究ニーズに応えるために「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」「英語コミュニケーション」の4つのコース(科目群)を設置している。博士前期課程においては研究分野の特長から4単位科目が多く、開講科目も研究科目と演習科目を合わせて35科目であり、専任・特任・併任教授が7名と充実している。しかも、博士前期課程及び博士後期課程の学生数は20名前後で、教員数の割合からすると中身の濃い少人数指導が可能となっている。

【点検・評価】
【課題・方策】 本研究科における教員組織は、その理念・目的を達成するための適切かつ妥当なものとなっていることは評価できる。しかし一般的に人文系分野への大学院進学が多くない状況の下で、博士前期課程においては学生確保の苦闘が続いている。本研究科の理念と目的を最もよく現している「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」の分野を志す学生は少ない。資格や特技志向の社会的なニーズに応えるために「英語コミュニケーション」分野を新しく開設したが、教員は本大学の学部教員が大学院非常勤(兼任)講師として科目を担当している。安定した数の内部進学生確保のため、学部と大学院の一貫した教育指導体制の確立を図り、「併任教員」を充実させる必要がある。博士後期課程においては、17名の在籍生に対して6名の専任・特任・併任教授で特殊研究指導を行っており、現在のところ極めて妥当な状況と思われる。ただし、教員の高齢化が進んでおり、将来的に「老壮青」世代のバランスを図る必要があるだろう。

3) 人間福祉学研究科における教員組織

(A:大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性)

【現状の説明】 2006年度から人間福祉学研究科が本大学院に開設された。この研究科の特徴は、人間学を基礎にすえて「社会福祉」「心のケア」「発達支援」「医療・福祉政策」の4つのコースを設け、社会の要請に応える質の高い人間福祉を探究することにある。初年度の入学者は定員10名に対して14名、そのうち社会人は7名であったことは、社会に開かれた研究科であることを裏付けている。

この研究科は聖学院大学人間福祉学部を土台としており、そのため教員も学部との関連が強く、本研究科教員16人のうち11名が学部で教鞭をとっている。しかし大学院専任教員率は50%を誇り、学部と強い関連性で結ばれつつも、相対的独立を保持した教育機関を志している。これらの体制から在籍生数をはるかに超える27の開講科目を用意し、学生の指導にあたっている。教員数とあわせ、学生に対して密度の濃い指導体制が敷かれている。

【点検・評価】
【課題・方策】

本研究科は 2005 年度に設置が文部科学省から認可され、2006 年度 4 月に開設した。現在は設置申請に従って教員組織を形成しており、問題はない。本研究科の今後の課題は、完成年度に向けてのカリキュラムの整備と教育研究体制の最終的な確立である。学生の要望と指導状態を見定め、研究科の方向性を確立しなければならない。

2 研究支援職員

1) 研究支援職員および R A、T A の配置状況

(B: 研究支援職員の充実度)

(B: 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性)

(C: ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性)

【現状の説明】

政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科および人間福祉学研究科共に「研究支援職員」の配置は行っていない。ただし、アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科博士後期課程学生をリサーチ・アシスタントとして採用し、必要がある場合にこれに代わる職務を遂行させている。研究者のニーズや状況をよく理解している博士後期課程学生であるため、研究支援という観点で適切な連携・協力関係が存在していると言えよう。また総合研究所職員が、必要に応じて「研究支援職員」の役割を果たしており、十分な研究支援体制が整っている。

本大学院はティーチング・アシスタント（以下 T A）、リサーチ・アシスタント（以下 R A）制度を採用している。希望者は大学院事務室にて申請し、大学院委員会にて選考推薦される。T A の職務内容は大学学部における履修指導や実験、実習、演習、事務の補助等であり、R A は総合研究所等主催の共同研究の推進や事業、調査、研究の補助、大学院業務の補助等である。T A は教育的な補助業務を通して、学生の経済的支援や指導者としてのトレーニングの機会提供を、他方 R A は学術研究の推進、研究支援体制の充実と強化、若手研究者の養成と確保をそれぞれ主眼としている。どちらも学生が自らの研究を究めるとともに、本大学と総合研究所、教育・研究機関の業務に関わることによって、広い視野と経験を身に付けることが目指されている。

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント採用状況

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
T A 採用数	11 名	9 名	6 名	8 名	8 名	10 名
R A 採用数	4 名	4 名	10 名	7 名	9 名	10 名
合 計	15 名	13 名	16 名	15 名	17 名	20 名

【点検・評価】
【課題・方策】

総合研究所事務室および T A ・ R A 制度によって研究者との連携・協力関係が十分に図られている。T A ・ R A 制度は本大学院在籍生に対して格別な配慮がなされており、

毎年希望する学生が多数を占める。R Aに関してはアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程学生が対象のため、政治政策学研究科や人間福祉学研究科の学生に対する支援に困難が生じている。よりきめ細かな学生支援を考えると、学問分野の制限が研究支援の障害になりかねない。

3 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

1) 専任教員の募集・任免・昇格

(A:大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性)

【現状の説明】 政治政策学研究科およびアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科は完成年度を過ぎたために、大学院設置基準第9条を採用や昇格の基準とし、本大学院の理念と目的に沿う専任教員の採用等について、大学院委員会が資格審査を行っている。募集に関しては、必要とされる専門分野の定評のある研究者の紹介や推薦を受けている。

【点検・評価】 広く公募する方策を一層検討する必要があるが、私学キリスト教大学院としての理念
【課題・方策】 や目的を理解する人材の確保が課題である。

4 教育・研究活動の評価

1) 教員の教育活動及び研究活動の評価

(B:教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性)

【現状の説明】 教員の教育活動及び研究活動の評価は、本学点検評価委員会のもとに大学全体として行っている。また総合研究所の紀要やニュースレター等で教員の研究活動内容の点検、評価を行うことが可能となっている。教育活動については、院生には指導教員が付き、修士課程や博士前期課程では修士論文の作成と審査で教員の教育活動が検証されている。また博士後期課程においては、博士論文提出資格試験で課せられている要件の指導及び博士論文の指導や投稿論文の指導報告などで検証されている。

【点検・評価】 教育活動に関しては、大学院独自での点検評価活動は難しいため、大学全体として、
【課題・方策】 学部と十分に連携した取り組みが重要となる。一方、研究活動に関しては、様々なレベルでの総合研究所との連携が強く、研究活動における十分な検証や評価活動が可能であることは大きな長所である。今後、教育活動における検証作業をより強化していくためには、定期的に大学院担当教員が一堂に集まるなど、継続的に大学院教育の評価活動を行っていく必要がある。

5 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

1) 学内外の教育研究組織間の人的交流

(B:学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性)

【現状の説明】 学部教員の本大学院科目担当は、「併任教授」及び「非常勤講師」の2種の職務身分で関わっている。学部教員の大学院担当教員に占める割合は、政治政策学研究科で約28%、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科で約35%、人間福祉学研究科においては53%を占めている。年毎に学部と大学院の一貫した教育研究活動が強化されているので、今後人的な交流が一層増えるものと思われる。

大学院の「専任・特任教員」及び「客員教授」は、ほとんどが総合研究所の各研究科会の研究委員を兼ねている。総合研究所の11の共同研究プロジェクトに所属して、学内外の幅広い研究員と一緒に積極的な研究活動を行っている。

【点検・評価】
【課題・方策】 本大学院の専任・特任・客員教員は、ほとんどが総合研究所の共同研究プロジェクトメンバーとして学内外の幅広い研究員と一緒に積極的な研究活動を行っている。その意味で、総合研究所を通じて他の教育研究組織間の人的交流がなされていると言えよう。修士課程・博士前期課程においては、修了所要単位30単位のうち10単位までは、他大学院において修得した単位を認定するシステムがある。しかし、大学院間の単位互換制度等の具体的な提携が無いために、過去にこれを適用した事例がない。本大学院の理念や目的に沿った形での、他大学院との連携が今後の課題となるであろう。

第5章 研究活動と研究環境

[到達目標] 聖学院大学総合研究所との役割分担および連携協力を通して、有効かつ適切な教員の研究活動と研究環境を整備する。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

研究成果の発表の場を確保し、学部・学科・研究科・総合研究所の連携を強化して、全学的な研究活動の活性化が図られているか。

総合研究所の研究会活動への積極的な参加が行われているか。

研究活動に必要な個人研究費、研究室などの環境は整えられているか。

第1節 研究活動

1 研究活動

1) 大学院教員の論文等研究成果

(A:論文等研究成果の発表状況)

(C:国内外の学会での活動状況)

(C:当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況)

[現状の説明] 本大学院教員の研究業績については、大学が発行する「聖学院大学教員活動報告書」、
「聖学院大学自己点検評価報告書」における報告、大学院発行の「聖学院大学大学院教員活動報告書」および総合研究所が発行する「聖学院大学総合研究所活動報告書」に掲載されている。

本大学院は政治政策研究科に8名、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科に6名、人間福祉学研究科に9名の専任・特任・併任教員を擁している。2005年度に発表された学術研究論文数は、政治政策研究科9件・アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科7件、人間福祉学研究科8件であった。例年同数の研究成果をあげており、ほぼ全員が対外的な研究活動に従事している。

本大学院における全ての研究活動は聖学院大学総合研究所によって推進され、毎年啓発的な報告がなされている。この総合研究所は研究領域として、「教育」、「組織神学」、「日本・アメリカ・ヨーロッパ」、「日韓現代史」、「政治経済」、「カウンセリング」、「人間福祉学」の7つを掲げ、それぞれの領域に研究センターを設置している。さらに研究センターの中に13の研究室が設置され、共同研究プロジェクトの推進、資料の蓄積などにあたっている。

この他に重要な研究活動は、年に数回開催されるシンポジウム、2005年度に立ち上げられたピューリタニズム学会の中心的な活動が挙げられる。研究会の活動を含め、これらは全て総合研究所ホームページ、研究所発行の紀要とNews Letterにて公開されている。

【点検・評価】 本学大学院の教員については、総合研究所の活動とリンクしながら、活発な研究活動が行われ、論文等研究成果の発表も適切に行われていると評価できる。

【課題・方策】 現在の大学院教員の年齢構成が高いため、将来の大学院・研究科・総合研究所を担う若手の研究者の育成が今後の課題となる。そのためには、カリキュラム上における相対的独立性は維持しつつ、学部教員とのより密接な連携が必要である。

2 教育研究組織単位間の研究上の連携

1) 附置研究所との関係

(A: 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係)

【現状の説明】 聖学院大学総合研究所と本大学院は、機構的に研究と教育を分担していると言える。双方を兼ねる人材が教育活動は本大学院が、そして研究活動は総合研究所が担いながらそれぞれの役割を進めている。その意味でユニークかつ効率的な試みであり、活発な総合研究所の活動が大学院の研究活動を支えている。総合研究所には7の研究領域とそれに対応した研究センターがあるが、その研究センターに各研究者が集って11の研究会が開催されている。なお、総合研究所の活動については、第 部大学学部第6章に詳述している。

聖学院大学総合研究所における共同研究会一覧

「グローバル化の研究」(研究代表 大木英夫所長)

「英語一貫教育の研究」(研究代表 寺田正義教授)

「都市経営研究」(研究代表 佐々木信夫客員教授)

「日韓現代史研究」(研究代表 康仁徳客員教授・小田川興客員教授)

「グローバル化の文脈における総合的日本研究」(研究代表 鶴沼裕子日本研究室長)

「公共神学研究」(研究代表 深井智朗准教授)

「ヨーロッパ統合の理念と実態 - 日本のEU政策にむけて」(研究代表 大木雅夫教授)

「ピューリタニズム研究」(研究代表 松谷好明特任助教授)

「キリスト者のメンタルヘルスとカウンセリング事例研究」(研究代表 平山正実教授)

「<児童>における「総合人間学」の試み」(研究代表 村山順吉教授)

「国際金融研究」(研究代表 速水優全学教授、真野輝彦特任教授)

【点検・評価】 本大学院と総合研究所の役割や機能の分担は極めてユニークなものであり、緊密な関係を持って研究活動を進めていることは評価できる。

【課題・方策】 このような大学院と総合研究所間における態勢が、どのような有効性や影響を及ぼすのかを検証していく必要がある。

第2節 研究環境

1 経常的な研究条件の整備

1) 研究条件・研究環境の整備

- (A:個人研究費、研究旅費の額の適切性)
- (A:教員個室等の教員研究室の整備状況)
- (A:教員の研究時間を確保させる方途の適切性)
- (A:研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性)
- (B:共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性)

[現状の説明] 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科において、個人研究費、研究旅費については、聖学院大学規定にしたがって適切に使用されている。大学院の個人研究費は、専任及び学部との併任の教授には年額 50 万円が支給されている。個人で購入できない大規模の図書は大学院全体で年間に 300 万円計上されている。

学会出張等については、本務に特別の支障がないかぎり国内、国外を問わず、「教員出張願」を提出することによって、原則的に自由に出張できるものとしている。授業を休講にした場合の措置については補講の措置がとられている。出張に要する費用は、個人研究費で賄うことにしている（個人研究費を越えた分については、自己負担としている）。

原則として、本大学院に在籍する専任・特任・併任教員は研究室が割り振られている。各部屋は平均 20 m²の面積を確保し、内線電話や机、書架、パソコン環境が整えられている。設備・環境は大学教員研究室に準じている。

大学院教員の研究室は主に研究棟（8号館）7階が割り振られているが、教員の便宜を図り、図書館棟、1号館・2号館等にも若干の研究室を設けている。現在までのところ、特殊な場合を除いて全専任・特任・併任教員に研究室を提供できており、それぞれの論文指導に用いられる場合も多い。また研究棟に設置された印刷室や大学院事務室の設備を用いて研究室の不備を補っており、教員から不満の声はない。

大学院での授業の担当コマ数は、学部と兼務する教員に対して、双方合わせて年間最大 13 コマ（1コマ = 90分 × 15週を原則とする）の上限を設け、教員の研究時間を確保できるように配慮している。また、大学院全体としての研究活動は総合研究所の研究活動の一環として行われている。

教員研究費、教員研究旅費の限度額枠内での費目を移行できることにより研究活動がより活性化するように配慮している。「個人研究費」の運用に関しては、教員が教育・研究の計画に基づいて予算計画をたて、学校法人会計基準や関係の諸規程に照らして適切な処理を行っている。

また本大学院の専任・特任・併任教員は、原則として総合研究所の 11 テーマある共同研究会に属して共同研究を行っている。大学院として独自に共同研究費が設けられて

はないが、この共同研究費はそれぞれ総合研究所において予算化されており、総合研究所事務室で予算管理と運用を行っている。

【点検・評価】 本大学院での教員に対する経常的な研究条件の整備は適切かつ妥当に行われていると評価できる。ただし、教員研究費により取得した物品等は大学に帰属し、在任中は各自の責任で保管している。教員が退職する際に、研究費で取得した物品等は大学に返還される。今後も教員が教育・研究の計画に基づいた予算計画を把握し、学校法人会計基準や規模に照らした適正な運用を図っていく。

【課題・方策】 今年度の人間福祉学研究科設立や学部教育、専任教員体制の充実に伴い、研究室の不足が危惧されている。研究棟そのものが学部と大学院とで共用しているため、部屋の割り振りも問題となってくるであろう。大学と総合研究所との綿密な連携が必要であるとともに、当面の対策としては、研究室使用状況の見直しと教員の柔軟な理解を求めていかねばならない。

第6章 施設・設備等

[到達目標] 聖学院大学大学院研究科の教育研究目標を達成するために必要な施設・設備等を整備し、その責任体制を確立する。さらに学部・学科との連携協力体制を強化し、施設・設備等の効率的かつ適切な活用を図る。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院として必要な施設・設備等は整備されているか。

施設・設備等の管理体制は大学学部との関連で明確になっているか。

第1節 施設・設備

1 施設・設備等

1) 大学院専用の施設・設備の整備

(A:大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性)

(B:大学院専用の施設・設備の整備状況)

(C:大学院学生用実習室等の整備状況)

[現状の説明] 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、及び人間福祉学研究科において、講義に使われるのは主に大学院棟（3号館）であり、その他に研究棟（8号館）7階ゼミ室、聖学院本部新館（駒込）がある。また講義以外に使用可能な施設として、学生の交流の場である3号館コモソールーム、修士課程研究室（1号館5階）、博士課程研究室3室（1号館4・5階）、聖学院大学総合図書館がある。総合図書館を除き、これらの施設はいずれも大学院事務室が一元的に管理しており、鍵の管理、設備の点検は事務室が行う。この管理体制は学生に周知されており、学生の理解と協力を得て有効な施設利用がなされているが、最終的な管理責任は事務室に帰する。そのため、学生の講義時間・施設利用時間（8:40～21:00）には、絶えず事務職員が待機する勤務体制が整えられている。

大学院の教室は3号館及び8号館7階に集中的に設けられ、教員の研究室は8号館と1・2・3号館に設置されている。これらの大学院施設は全てが3研究科によって共有されている。教室はテレビ・ビデオを設置した3号館4室（総計45席）と8号館セミナー室2室（総計35席）が用意されている。

大学院生専用の共同研究室も用意され、博士後期課程専用研究室3室、修士・博士前期課程専用研究室1室、また学生全体の共用施設としてコモソールームとラウンジがある。これらの部屋にはパソコンとインターネット環境、プリンターが完備され、学生は自由に使用することができる。

大学院専用教室は全部で7室である。いずれも空調設備や時計、ホワイトボード等、講義に必要な設備を整え、少人数体制を維持する本大学院の教室としては座席数も十分

である。

大学院研究室については、学生に快適な研究の場を提供することが主眼となるため、十分なスペースとツールが整えられている。現在、修士・博士前期課程の学生には1室が用意されている。この研究室は社会人学生数を考慮し、登校率50%、研究室使用率20%を想定して11席が設けられている。1席あたり3.1㎡のスペースが確保され、その他にパソコン2台とプリンター1台、書架が自由に使用可能である。また修士・博士前期課程研究室は事務室が管理を行う共有スペースであることから、個人用ロッカーを用意して荷物の便宜を図っている。さらに博士後期課程の学生に対しては専用の研究室3室14席を用意し、在籍生に1席ずつ割り振られている。一人当たり4.7㎡のスペースとパソコン設備は、他の大学院研究室に比べても十分な環境である。

大学院施設概要

		室数	面積(㎡)	専用共用の別	設 備
1 号 館	ドクター研究室A	1	21.97	博士課程専用	6席 パソコン2台・プリンター1台
	ドクター研究室B	1	21.97	"	4席 パソコン2台・プリンター1台
	ドクター研究室C	1	21.97	"	4席 パソコン2台・プリンター1台
	マスター研究室	1	34.46	修士課程共用	11席 パソコン2台・プリンター1台
	その他院生用ロッカー			学生共用	16人分。施錠可
	合 計	4	100.37		25席
3 号 館	事務作業室	1	28.41	大学院共用	6席
	講師室	1	28.56	"	6席
	コモンルーム	1	28.08	学生共用	9席 パソコン3台・プリンター1台
	ラウンジ	1	16.35	"	4席
	3201教室	1	20.62	大学院共用	11席 テレビ・ビデオ1台
	3202教室	1	22.37	"	11席 テレビ・ビデオ1台
	3203教室	1	20.62	"	11席 テレビ・ビデオ1台
	3204教室	1	30.60	"	12席
	その他院生用ロッカー			学生共用	24人分。施錠可
	合 計	8	195.61		学生共有施設13席・教室45席
8 号 館	セミナー室A	1	40.38	大学院共用	21席
	セミナー室B	1	40.72	"	14席
	合 計	2	81.1		35席

【点検・評価】 本大学院・研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備や大学院専用の施設・設備の整備の状況は適切に行われている。また本学総合図書館の閲覧席と教員研究室と合わせ、学生が利用できる学習環境は万全である。

【課題・方策】 2006年秋学期からは、大学院コモンルーム(1号館1階)、大学院セミナールーム(1号館1階)が新たにオープンする。今後、大学院の質量共に一層の充実拡大が見込まれるので、教室や研究室、ロッカーの数等が不足することが予想されるため、学部との協力体制を強化し、効率的な施設・設備の活用を行っていく。

2 維持・管理体制

1) 施設・設備等の維持・管理体制

(A:施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況)

(B:実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科の大学院関連分の施設・設備の維持及び管理については、学年開始時、学期開始時、月初めに大学院事務室が定期的に点検を行っており、大学事務局総務部総務課や聖学院本部総務局施設課と連携して、不備不足等について対応している。原則として、細かな設備・備品等のメンテナンスは大学院事務室が担当し、施設等の大型のものは総務部総務課や総務局施設課の担当としている。

【点検・評価】 本大学院における施設・設備等を維持・管理するための責任体制や安全管理・衛生管理と環境被害防止の体制については、大学総務課や聖学院本部と連携分担して確立していると評価できる。大学院の拡充に伴っての施設の狭隘や教室の不足が過去に指摘され、特に全大学院生を対象とする授業や大学院担当教員が一同に会する会議のための、40～60人を収容する教室の設置が火急の課題となっていた。しかし、今秋学期に大学院コモンルーム（1号館1階）や大学院セミナールーム（1号館1階）が新たにオープンするので、当面の課題の解決がなされている。

【課題・方策】 研究室や教室等の大学院関連の施設がキャンパス内に分散していることで、綿密な管理を行うことが難しい状況を生み出している。施設・設備的には大学学部や総務部総務課、さらには学内管理委託業者などとも連携した体制を整えていかなばならない。

第2節 情報インフラ

1 経常的な研究条件の整備

1) 情報インフラの整備状況

(B群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性)

(B:国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性)

【現状の説明】 学術資料・図書は聖学院大学総合図書館が一括して管理している。詳しくは第 部大学学部第 8 章図書館および図書・電子媒体等の項を参照願いたい。また、情報関連機器の整備状況については、第 1 節施設・設備に詳述している。

【点検・評価】 本大学院に在籍している学生は大学院研究室、コモングルームに設置されたパソコンを使い、図書館の OPAC システムで蔵書検索が可能である。他大学の蔵書検索は NACSIS を利用し、総合図書館を介して容易に文献複写・貸与のサービスが受けられる。また本大学院講義の参考文献と修士論文は大学院コモングルームに常備しており、誰でも自由に閲覧することができる。現在までのところ、大学院の情報利用環境は万全である。

【課題・方策】 情報インフラに関しては、良く整備され、利用上の問題は特に見あたらない。今後の課題としては、教職員や学生がそれぞれのパソコンを学内のネットワークへ接続したい要求が今後増えてくることが予想されるが、セキュリティ等の問題との関連でなお十分な検討を行う必要がある。

第7章 社会貢献

【到達目標】 基本的には、大学院、学部の区別なく、本学が持つ知的・物的資源を広く社会に活かしながら、より主体的、かつ積極的に専門的な学習や研究の拠点として、さらには地域社会に根ざした社会貢献を推進していくことが目標となる。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院や総合研究所が開催している公開授業やシンポジウム等を通して、大学院の有する知的資源を地域社会等に還元しているか。

地域社会の諸活動や組織への教員の積極的な参加や研究成果を通して、地方自治体等における具体的な政策提言を行なっているか。

1 社会への貢献

1) 研究成果の社会への還元

(B:研究成果の社会への還元状況)

(C:地方自治体等の政策形成への寄与の状況)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科の大学院教員の研究成果の社会への還元として、大学院や総合研究所が開催している公開授業やシンポジウム等がある。また、個々の教員は、それぞれの研究領域の専門的立場から各種審議会や委員会、講演会等に参画して社会的貢献に努めている。特に、埼玉県に所在する大学院として、埼玉の地域に関わるテーマや課題を持った公開シンポジウムを毎年開催し、埼玉県下の地方自治体職員を対象とした「ポリシー・カレッジ」も開催して、地域自治体への政策形成に寄与している。

また、政治政策学研究科の「公共政策」コース及び「福祉政策」コースの学生の修士論文は地域に根ざした研究テーマが多く、修了後に様々な形で地域還元を行っている。その他、主として総合研究所が中心となって行っている社会貢献については、第 9 章「社会貢献」に詳述している。

【点検・評価】 大学院教員の個別的な形での社会貢献は別として、組織としての社会貢献は、既に述べているように総合研究所と連携した研究活動によるものが大部分である。そこでは、研究者や地方自治体などの職員に向けたものが中心であるが、より高度な知識への要望が強い、一般市民等の参加も増えていることは、大学院レベルの社会貢献として評価できるものである。

【課題・方策】 本大学院は近代デモクラシーの理念に基づく学風を核心としているので、研究成果の社会や地方自治体への還元は必然的に生じる大学院活動のひとつと言える。本大学院は社会人が学ぶ割合が多いが、今年度開設した人間福祉学研究科は実務者の再教育を強調している。これは教育や福祉領域の性格上、現場実践と不可分の関係であることと、地

域に根ざした大学院形成を目的のひとつとしているからである。人間福祉学研究科で学ぶ学生が、自らの職業を通してだけでなく、その研究や修士論文を通して、具体的に地域や社会に還元する実績作りが今後の課題となる。

第 8 章 学生生活への配慮

[到達目標] 聖学院大学では、経済的理由による学業継続が困難な学生のための奨学金等の支援制度を充実させる他、学生の心身の健康保持、安全・衛生に関する指導を充実すると共に、学生の様々な悩み等に対応する相談・解決のための組織及び体制を整備する。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

奨学金制度の整備や T A ・ R A 制度の活用により、経済的困難等にある学生を支援するとともに、学業成績・人物ともに優秀で他学生の模範となり得る学生が学業に専念できる経済的環境を整えているか。

総合研究所の各種研究会活動への参加を学生に呼びかけ、研究成果の発表の機会や学外研究者との交流の機会が提供されているか。

学生の心身の健康保持やハラスメント防止そして進路指導等について、学部や大学事務局との連携協力のもとに条件整備と支援体制の充実が図られているか。

1 学生への経済的支援

1) 聖学院大学大学院の奨学金制度

(A: 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性)

(B: 各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性)

[現状の説明] 本大学院の政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、及び人間福祉学研究科においては、大学新卒者から社会人高齢者までの幅広い年齢層の学生が在籍しており、学生の生活環境は多様である。そのため既存の日本学生支援機構奨学金だけでなく、本大学院独自の制度である『ニーズスカラシップ』を設け、学生の研究活動の更なる充実化を図っている。この『ニーズスカラシップ』とは、聖学院大学大学院特別奨学金、聖学院大学後援会活動援助費奨学金、稲永奨学金、都築奨学金の4つからなる給付制の奨学金制度であり、毎年5月に周知・募集を行っている。これらは経済的援助が必要であり、学業成績・人物ともに優秀、他学生の模範となり得る学生に向け、年間授業料の半額を上限として経済的困窮度に応じた給付金が支給されている。2004年度は18名、2005年度は13名の学生がこの奨学制度の給付を受けた。

また、文科省授業料減免措置の対象のならなかった私費外国人留学生に対して、聖学院大学大学院特別奨学金の留学生授業料減免として年間授業料の30%を支給している。さらに留学生対象の奨学金としては、ロータリー米山記念奨学生への推薦や学習奨励費の推薦を行い、留学生活と学業の便宜を図っている。さらに、また学費納入金の見直しを図り、2005年度から施設費が従来半分に減額された。

その他にティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)制度を採用しており、奨学金制度を補っている。詳しくは第4章「教員組織」のティーチ

ング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの項を参照願いたい。

本大学院における奨学金制度一覧

名 称	金 額	出 願 期 間	備 考
日本学生支援 機構奨学金	・第1種 月額 88,000 円 (修士・博士前期課程) 月額 122,000 円(博士後期) ・きぼう21 プラン 月額 50,000 円 ~ 130,000 円 (2005 年度実績)	入学後に説明会を行い公 募 < 4 月後半 >	貸与制
聖学院大学大 学院特別奨学 金	年間授業料相当額の 2 分の 1 他	研究科長による推薦および 公募 < 5 月後半 >	給付制 貸与制
	留学生対象(授業料の 1/2)	文科省留学生授業料減 免に漏れた者 < 11 月 >	給付制
聖学院大学後 援会奨学金	金額は年度毎に検討	研究科長による推薦および 公募 < 5 月後半 >	給付制 貸与制
都築奨学金	金額は年度毎に検討	研究科長による推薦および 公募 < 5 月後半 >	給付制 貸与制
稲永奨学金	金額は年度毎に検討	研究科長による推薦および 公募 < 5 月後半 >	給付制 貸与制
米山ロータリー国 際奨学金	月額 140,000 円 (2005 年度実績)	留学生のみ(45 歳以下)	給付制

【点検・評価】 上記の経済支援は下記的手段によって周知されている。

- 大学院のホームページによる周知
- 学生募集時のパンフレット・学生要覧掲載
- 入学希望者への個別相談会
- 大学院入学式に行われるオリエンテーションでの説明会
- 大学院掲示板による周知
- 奨学金担当者による個別説明会

本大学院における奨学金その他学生への経済的支援やその周知方法は有効かつ適切に行われていると評価できる。

【課題・方策】 大学院生の研究生活への不安を払拭するうえでも、今後は大学院入学希望者に対して一層の周知が必要である。また社会情勢を考慮するならば、今後は奨学金希望者の増加が予想される。奨学生枠の見直し・奨学金担当者の柔軟な対応が必要である。

2 学生の研究活動への支援

1) 学生の研究活動への支援体制

(C: 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性)

(C: 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、及び人間福祉学研究科における研究活動は、聖学院大学総合研究所主催のプロジェクトによって推進されている。研究所の研究活動については第 4 章第 6 章研究活動と研究環境に詳述している。

総合研究所の活動は広く内外に周知される。ここで開催される活動はハイレベルでありながらも、本学の一貫した研究性から大学院講義と関連を持つものも多い。そのため本大学院では学生の研究会参加を講義の延長・一環ではなく、個々人の自由な研究の場所として必ずや糧になるものと捉えている。また博士後期課程に在籍する学生が研究発表や報告書作成、運営補助などを担い、大学院講義と研究所活動には深い交わりの意識で結ばれている。従って、本大学院は学生の研究活動について配慮しつつ、研究会参加を積極的に奨励している。多数の大学院生が研究会に参加し活動していることを考えれば、学生への研究活動支援はスムーズに行われていると言えよう。

この大学院と研究所との交わりは、大学院生が対外的に論文を発表する場をも用意している。大学院修士課程・博士前期課程の学生が執筆した修士論文は厳正な審査がなされる。その中でも優秀な論文と認められたもの 2 編は、総合研究所から発行される「聖学院大学大学院総合研究所紀要」に毎年掲載される。また博士後期課程に在籍する学生には紀要への論文掲載が奨励され、結果的に公的な研究業績の一部を形成するに至っている。他方、翻訳等の刊行については主に教員の指導に依るところが大きい。本大学に併設された聖学院大学出版会からこれまでに数冊の書籍が上梓された。大学院生が参加する研究プロジェクト及び執筆活動は、総合研究所と出版会を通じて広く社会に還元されるよう意識されている。

【点検・評価】 少人数ながらも、本大学院は旺盛な研究意欲と活発な活動を行っている。これは一流の学者のみが集まるのではなく、これから研究の道を志す年若い研究者をもその中に取り込んでいることに発するものである。学生と教員との関係、指導体制は万全を期しており、そこから生まれる成果は絶えず社会に発信されている。

【課題・方策】 今後も学生の意識を高めて研究活動を奨励しつつ、本大学院の全体的な研究活動の底上げを図ることが大切である。そのためには研究に関する情報の徹底した周知、研究会そのものの活性化、学生のより良い環境作りが目指されなければならない。

3 生活相談等

1) 学生の心身の健康保持・増進等に対する配慮

(A:学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性)

(A:ハラスメント防止のための措置の適切性)

【現状の説明】 (1) 健康診断

政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科、及び人間福祉学研究科の大学院生の健康診断は、学部と一緒に毎年1回(4月)実施されている。しかし、社会人学生の場合は、会社等所属先で受診しているため、全員強制はしていない。

(2) 災害傷害保険制度

入学時に、全学生が学生教育研究災害傷害保険に一括加入している。

(3) 学生相談室、保健室

この項については大学学部と共同しての取り組みのため、第 部第 10 章「学生生活」を参照願いたい。

(4) ハラスメント防止のための措置の適切性

この項については大学学部と共同しての取り組みのため、第 部第 10 章「学生生活」を参照願いたい。

【点検・評価】 大学事務局学務部学生課との協力連携の下で、学生生活面への配慮は適切に処置され
【課題・方策】 ている。学生生活への配慮の詳細については、第 部第 10 章学生生活を参照願いたい。

4 就職指導等

1) 学生の進路選択に関わる指導

(A:学生の進路選択に関わる指導の適切性)

【現状の説明】 昨今の社会情勢を背景に、大学院の進学率は増加傾向にある。研究者育成機関としての大学院から高度な職業人養成の場としての大学院へと、そのニーズの変化が大きな要因であろう。本大学院も大学新卒者教育だけでなく、高度な職業人の育成を目標に掲げて多くの社会人を受け入れてきた。そのため修了者の進路状況は年を重ねるごとに多様化し、さまざまな問題を生みつつある。

進路に関わる指導の困難さは、社会情勢はもとより、本大学院を構成する研究科の方向性の違いにも起因している。政治政策研究科では税理関係に勤めている者が多く、既存の大学院生とは環境や希望進路が異なる。就労者が多いことから、就職支援等を求める学生は少ない。それに対して博士後期課程を擁するアメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科は就職支援等が必要であるが、他大学・大学院から送られてくる情報は可能な限り提

供しているものの、研究科の性格上学生の一括した就職支援は困難である。研究職を目指す学生の支援は、学生間のさまざまな交流、教員との相談に頼らざるを得ない。

他方、2006年度開設された人間福祉学研究科については修了者を出しておらず、学生の進路データがない。そのため前述の2研究科を参考としつつ学生の進路希望を取り入れてゆかねばならないが、研究科の性格上、やはり独自の対策が必要になってくるであろう。

具体的な就職情報は大学キャンパス内キャリアサポートセンターが扱っている。大学生と同じく、大学院在籍生も相談・施設活用ができる。また学生に向けたインターネット環境も充実させ、入学時に配布する個人パスワードを使用して自宅からの就職情報検索も可能である。詳しくはキャリアサポートセンターの項を参照願いたい。キャリアサポートセンターは多くの学生相談と指導を引き受けてきた。相談者の受け入れ環境やデータの収集、それら総合的な経験は大学院生に対しても十分なフォローがなされている。修了生の進路把握については、修了生に向けたアンケート、及び個人的な報告に頼っている。組織的な実態調査とは言えないものの、少数数制を維持している本大学院の性格上、情報収集の有効的な手段である。

【点検・評価】 本大学院の学生に対する一般的な就職情報の提供や進路指導は、大学キャリアサポートセンターの指導の下に適切に行われている。しかし、社会人で既に職業を持っている者以外については、大学院修了者の就職状況は厳しくなっている。

【課題・方策】 現状の説明で記述したように、本大学院は研究科によって性格が異なるため、学生の進路も多様である。それぞれの学生の立場に立った進路相談・就職支援は容易ではない。教員や大学キャリアサポートセンターとの一層の連携がますます重要になるであろう。同時に修了者の就職状況も有力な情報になり得る。大学院生の現状理解、ひいては大学院の進むべき方向性のためにも、追跡調査などのデータ作成が必要である。

第9章 管理運営

【到達目標】 聖学院大学大学院・研究科における教学・研究・運営・人事、各種委員会における意思決定の権限、管理者の選任や職務執行について、それぞれの規程にもとづく適切な管理運営を図る。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院長・研究科長の選任に関する規程は明確であり、その規程に基づいて適切な選任が行われているか。

大学院における教学・研究・運営・人事等に関する規程が整備され、この規程に基づく適切な運営が行われているか。

1 大学院の管理運営体制

1) 大学院研究科の教学上の管理運営組織

(A: 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性)

(B: 大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性)

(B: 大学院の審議機関(同上)の長の選任手続の適切性)

【現状の説明】 大学院研究科の教学上の管理運営は、大学院学則第8条によって構成される研究科委員会が担い、第9条に従って研究科にかかわる事項を審議、決定している。本大学院は、学部からの「相対的独立」を標榜し、大学院専任・特任教員を中心にして各研究科の管理運営を行っている点に特徴がある。研究科委員会は毎月1回定例に「大学院委員会」と称して合同で開催し、その後半に個別研究科委員会を実施している。大学院委員会は大学院長が議長を務め、個別研究科の課題を大学院の全体的視点から審議することにより、本大学院の共通の理念や目的を見失うことがないよう努めている。

大学院委員会には、学長を初め、キリスト教センター所長、総合図書館長、総合研究所長、そして学部長が常時出席しており、大学全体との意思の疎通や学部教授会との間の相互関係を適切に保っている。

また、聖学院長、学長、大学院長、総合研究所長、研究科長、大学チャプレンによる「大学院構想委員会」を設け、大学院の理念を維持し、それを具体化するための基本課題、及び将来構想に関する事項を審議している。

大学院長の選任は「管理者選出規程」に基づき、聖学院長、大学長、総合研究所長、キリスト教センター所長、大学院研究科長の中より、理事会にて選出される。また、研究科長は理事会に設置される選考委員会(委員: 聖学院長、大学院長、大学長、理事1名、評議員2名)が、当該研究科委員会の意見を聴取した後、候補者を理事会に答申し、理事会の審議を経て決定される。

【点検・評価】 本大学院・研究科の教学上の管理運営組織の活動は、学則および規程に基づいて適切に行われている。また大学院長、研究科長の選任手続は、学校法人聖学院の管理者選出

規程に則って適切に実施されている。

〔課題・方策〕 2006年度新しく「人間福祉学研究科」が設置されて、3学部および総合研究所の基礎の上に立つ3研究科体制が確立した。これまでの大学院の運営管理は、学部からの「相対的独立」を謳って大学院専任・特任教員中心に行ってきたが、学生数の安定確保や学部教員の積極的な関わりを図るためには、学部教員の大学院併任教員への登用を促進する必要がある。大学のサバイバル競争が益々激化する状況下では、学部と大学院が一体となつての大学作りが不可欠である。そのためにも、カリキュラムや管理運営、人材の共通化を図りながら、効率的な管理運営が今後の課題となる。

第10章 事務組織

【到達目標】 聖学院大学大学院・研究科の充実発展に伴い、教学組織のみならず広報・学生生活・管理運営等をも力強く支える事務室機能を目指す。同時に大学事務局の統括の下で、諸業務の適切な連携分担を図る。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

大学院の充実と将来発展に関わる役割としての事務局機能は充実しているか。

大学院の教育研究活動を支える独立の事務局体制が整備されているか。

1 大学院事務局体制

1) 大学院運営を支援する事務局体制

- (B: 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性)
- (B: 大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性)
- (B: 大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況)
- (C: 大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況)

【現状の説明】 大学院事務室は大学院・総合研究所事務部の中の一部署として、大学事務局内に組織付けられている。しかし、大学院は大学からの「相対的独立」を特長としてカリキュラム面・人的面・管理運営面において、自立的に活動してきており、大学院事務室もこの方針に従った役割を果たしている。すなわち、大学院としての教育研究活動、広報学生募集活動、施設設備管理、学生生活や進路に関する個別の指導や相談対応、さらに大学院の充実と将来の発展に関わる各種企画・立案機能や大学院管理運営については、大学院事務室が独立して事務機能を推進している。ただし、予算(案)編成や折衝さらに経営面における事務局機能は、大学院事務室を統括する大学事務局が担っている。この他に総合研究所事務室は、「事務分掌規程」に「大学院の教員及び院生の研究の事務に関すること」と規定されているように、大学院教員の研究事務を担当している。

【点検・評価】 大学院開設時の1研究科から発展充実し、現在は博士後期課程を含む3研究科を有するまでに拡大した。現在大学院は、管理・運営面において大学からの相対的独立を謳っているため、大学院事務室の業務は大学事務局から分離する傾向が生まれがちとなり、業務負担が広範囲に及んで増大する傾向があることは問題である。

【課題・方策】 大学における管理・運営の効率化を図るためには、大学と大学院の密接な協働体制が求められる。その下で、これまでの大学院の「相対的独立」の実質性を見直し、大学院の管理・運営に関しての新たな再構築が図られる必要がある。これに伴い、大学院事務室の役割も大学事務局の機能の中に明確に位置付けられ、他部署との協働関係を強化する必要がある。

第 1 1 章 自己点検・評価

第 1 2 章 情報公開・説明責任

日常の教育・研究活動において、当面の課題に追われると、いつの間にか長期的な展望を見失いがちになる。したがって、そのような観点からは常に自己を振り返り、反省し、今後の方向性の確認を怠らず、大学・大学院の目指すべきものを見失わないようにしなければならない。いわゆる自己点検・評価という作業は、そのようなものであり、今回のように大学全体をまとめて総点検する機会も必要だが、不断の振り返りの重要性を改めて教えられるものである。

一方、情報公開・説明責任の問題については、大学学部の人権情報保護委員会や、大学事務局において大学としての十分な検討がなされ、規程も整備されている。大学院としてはこのような大学全体の方針に関わるようなものについては、学部と十分に協議し、基本的には同一の歩調を取ることが確認されている。

聖学院大学大学院は大学院に関する事務を専ら専門に扱う事務組織があるものの、規模的には少人数の組織であり、直接的な教育にかかわること以外は、基本的に大学学部組織や大学事務局との密接な連携の下運営が行われている。今回の自己点検・評価作業も、大学学部の組織的な作業の中に大学院も加わる形で行われたが、したがってこの 2 章は学部との共同作業として、第一部大学学部の第 1 4 章「自己点検・評価」、第 1 5 章「情報公開・説明責任」を参照願いたい。

終 章

2007年度（平成19年度）財団法人大学基準協会に相互評価（認証評価）の申請をするに際して、本学は、「自ら行った点検・評価結果について真摯に向き合う」という基本姿勢をもって臨んだ。しかし、実際の作業を通して、大学が自らを客観的に評価することの難しさを改めて痛感させられることともなった。

今回の作業では、まず大学における全ての組織がそれぞれ自己点検を実施し、その報告書やレポートを集めることから始まった。集められた報告は膨大なものであり、また実に多様であった。これを集約するために多くの時間を費やして議論を重ねたが、全体として焦点を定めることには困難を極めた。そのため、最終的には編集委員会内において、各組織との意見交換をしながら、全体を取り纏めるに至ったのである。

この自己点検評価報告書を意味あるものとし、本学の将来のあり方に対して方向性を定めるものとするためには、今後の作業が一層重要となる。本報告書の中で論じられてきた本学として評価できること、あるいは課題として依然残されている問題などから、本学の将来のあり方にとって特に重要と思われる事項を抽出し、集中的に議論を継続していかねばならない。本学のように規模も小さく、比較的新しい大学では、全ての面で平均的に合格点に達することよりも、現代日本にとって有為な存在としてあり続けるための本学独自の特色を最大限に伸ばしていくことのほうが重要であると考えられる。大学の理念第4条や第8条にも明確に示されているように、聖学院大学は既存の大学の枠に捉われることなく、「新たな指標」を打ち立て「新たな創造」に努めることをその使命として発足した大学だからである。その観点からは、今後の重要事項の抽出作業も、本学の建学の精神や大学の理念に鑑みて行われることになる。

本章の構成は、第 部「大学・学部における点検・評価」、第 部「大学院における点検・評価」とし、それぞれの各章の冒頭に聖学院大学としての「到達目標」を明示したが、同時に今回の点検・評価作業において本学が特に重視したポイントを箇条書きで記した。それは最終的な到達目標へ至る道のりとして避けて通ることのできない事項であるからである。その上で、「現状の説明」では本学の抱える現状をありのままに説明し、「点検・評価」において全体的な達成度を点検し、評価した。この中では、現状について一定の評価が可能となるもの、また到達目標に照らして欠けている点などをできるだけ抽出するようにした。また、「課題・方策」では、この「点検・評価」の結果を受けて、将来の改善に向けて課題としなければならないことや具体的な展望などを、できるだけ現状に満足せずに、また単なる決意表明に終わらないよう留意しつつ検討を重ねた。しかしながら、今回の点検・評価作業の結果明らかとなった新たな課題については、具体的な方策を示すことができないまま、学内での議論を待たざるを得ないもの

もある。課題を克服するための現時点での我々の努力が不足しているのか、財政上の問題に因るのか、あるいはシステム上の問題なのかという現状認識についてさらに議論が必要な事柄もある。しかし、そのような中であっても、より魅力ある大学形成のために教育環境を整え制度改革を行うなど、常に自己改革を怠らなかつた本学の取り組みの姿勢も随所に示されている。

以下、今回行われた点検・評価結果について、本学としての到達目標を踏まえつつ、項目ごとに総括を述べる。

大学の理念・目的・教育目標

< 大学学部・大学院 >

聖学院大学は、「理念の力」に信頼を置いて企画され発足した大学である。その理念は聖学院大学学則や大学院学則の中にも明確な形をとって表現され、かつ大学の管理・運営を初め、教育・研究活動、諸行事の企画・実施の中でその具体化が常に試みられている。また、そこから示される「キリスト教的人間理解と社会理解に基づく人間教育・人格教育の実現」という教育方針は、それぞれの研究科や学部・学科の専門性とも関連して具体的な教育課題・目標として展開されている。

なお、これら本学の建学の精神や大学の理念を初めとするそれぞれの研究科・学部・学科の教育目標は、ホームページや入学案内等で受験生に周知しているほか、学生手帳や大学院要覧などに詳細に記述されており、また全学礼拝やアッセンブリアワー等のプログラムを通して、理解と協力を得るための努力が継続的になされている。

教育研究組織

< 大学学部・大学院 >

聖学院大学は、1学部、1学科、1総合研究所の単科大学として創立して以来、数度の学部・学科改組、また大学院設置などを経て、現在は3学部、6学科、3大学院研究科、1総合研究所へと発展してきた。そして、その間の教育研究組織の改編は、常に大学の理念や教育目標の実現へ向けての体制整備という形で行われてきた。そのことにより、本学独自の少人数教育やアドバイザー制度、演習論文作成指導などを初めとする、綿密な学生指導体制が可能な組織となっている。

教育課程等

< 大学学部 >

本学学部のカリキュラムは、全学共通の基礎科目群、教養科目群と各学科の専門分野に関わる専門科目群、さらには学部教育の総仕上げとして、問題を総合的・思索的・批判的に掘り下げて考える力を養う、より高度な学際的科目の総合科目群とが、体系的に織り合わさって構成されている。本学の大学の理念や建学の精神から導き出されるキリ

スト教教育や倫理性を培う教育は全学共通の基礎科目のみならず、専門科目をも縦貫して配置され、本学の教育の理想がカリキュラムに浸透していると言える。また、リベラルアーツとしての広い教養と同時に専門分野を深く学ぶことができる点、卒業後のライフデザインにも有効な科目を配置している点などは聖学院大学が掲げる【到達目標】に鑑みて評価されてしかるべきであろう。必修科目と選択科目の配分、専任教員と非常勤（兼任）教員の分担の配分などについても、改定の努力を重ねた上でのぎりぎり収束点であると言える。こうしたことから、カリキュラム構造自体については概ね満足のいくものと言うことができる。

一方、残された問題としては、カリキュラム作成時にも、その運用に際しても、理想と現実のギャップが付きまとうことである。カリキュラム編成に際しては、多様化する社会や学生のニーズに応え、本学志願者や高等学校に対しても魅力的なカリキュラムを策定しなければならず、学科の理想のみを追求出来ない実情がある。また、カリキュラムの運用に際しては、多種多様な学生の現実に直面して、カリキュラム本来の良さが十分に発揮できない場合がある。大学の理念や基本的な教育の方針に関わるような重要なカリキュラムの核となる部分については理想を見失うことなく、理想と現実の溝をFD活動や教員の教育力でいかに埋めていくかが、学部教育の課題である。

<大学院>

大学院においては、各研究科としての教育目標にそれぞれ沿った形で、修士課程（又は博士前期課程）では「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養」っている。また、博士後期課程では「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養」っていると言える。

教育方法等

<大学学部>

本学では1988年の開学当初より不完全ながらGPAの考え方を採用してきたが、その後数度の修正を経て、2004年度以降現行のGPA制度に至っている。しかしながら、厳格な成績評価という側面からは、未だ決して十分なものと言うことはできず、今後も本学に相応しい適切なシステムへ向けてブラッシュアップしていかねばならない。関連して、教育効果という面からは、入学以後卒業までの大学教育全体を通しての教育の成果や効果の測定法、あるいは基準などを作り上げていく必要がある。

学生の学修の活性化については、意欲のある学生をさらに伸ばすための試みは種々行われているが、意欲が欠如しがちな学生や基礎学力が不足している学生などに対する対策は十分と言うことはできない。今後も、アドバイザー制度や各種相談体制などの一層

の充実によって、きめ細かな指導体制を整えていく必要がある。

教員の教育指導の改善については、学生による授業評価（アンケート）を実施し、それに対する教員の回答集が出されるなど、授業改善に結びついているものと思われる。同時にFD委員会と点検評価委員会、さらには教務部委員会等との連携による授業改善に向けての取り組みが開始され、着実に効果が表われつつある。

<大学院>

大学院においては、院生の最終的な目標は修士論文や博士学位論文を書くことにあり、そのために、授業や研究会など様々な形での研究発表を通して指導が行われ、その過程を通じて教育研究指導の効果が上がっていると言っていることができる。一方、授業評価に関しては、大学院には教員と院生の1対1の授業なども多くあるため、学部と同様の授業アンケートを導入することは現状では困難である。今後、大学院独自の授業評価システムを作り上げていかねばならない。

国内外における教育研究交流

<大学学部・大学院>

国際交流の推進に関する本学の基本方針は、大学の理念に基づき、学生や院生が国際人として通用する人格と教養を身に付けることができるように、様々な面からその成長を助ける努力を結集することである。また、教職員に対しては、自らを国際人とするべく切磋琢磨の機会を提供することである。本学ではこのような立場から、国際センターを中心に、これまで特に欧米のキリスト教諸大学との提携を進め、学生交換や語学研修の制度を整備してきた。ただし、現実の問題としては、学生の語学力の問題もあり、必ずしも活発な交流が行われてきたとは言い難い状況である。なお、近年は韓国を中心とするアジア諸国との交流が活発化しており、今後も積極的に推進していく予定である。

教員交流については、学部では特別研究期間制度によって毎年6～7名（半年または1年）及び1～2名（2ヵ月）の専任教員が、在外研究、国内留学等により研究休暇を利用した国内外における研究交流を行っているほか、大学院や総合研究所を中心として、海外からの研究者、客員教授などを招聘している。

学位授与・課程修了の認定

<大学院>

大学院では開設以来、順調に学位号を授与している。学位規程に従って厳正な学位審査、課程修了の認定が行われており、現状では問題は認められない。学位の質を維持するために論文審査基準を明確化し、論文作成指導に際しては授業の指導（演習科目）のみならず「論文作成講座」等の特別指導も実施されている。

学生の受け入れ

< 大学学部 >

大学全入時代における本学の課題は、いかに志願者を増やすかというよりは、志願し入学してきた学生たちに、いかにその実力をつけさせて社会に送り出すかということである。その意味ではアドミッションズポリシーにも明示されているように、単に学力優秀に留まらない、勉学意欲に溢れた学生、語学やスポーツやキリスト教文化活動などに秀でた成果を修めた学生、豊富な人生経験で若い学生に刺激を与えてくれる社会人学生、日本文化や国際文化、キリスト教文化などに深い関心を寄せる外国人留学生などを、小刻みに多種多様な入試を繰り返しながら丁寧に受け入れていくという方針は、キリスト教に基づく人間教育をその使命とする本学の建学の精神、理念と一致するものである。

近年、本学の地道できめの細かい教育は、近隣の高校からも一定の評価を得ている。そのような本学の教育に共鳴する高校から、まじめで可能性を秘めた学生が送られてくることは、本学の教育方針が理解されつつある結果といえる。

なお、在籍学生数や入学者数がそれぞれ収容定員、入学定員を大きく上回っている現状は問題ではあるが、特任教員を含む専任教員体制を充実させ、本学の特色である少人数教育などの教育環境に支障が生じないように配慮している。近年の大学を取り巻く様々な状況から、収容定員や入学定員を超える入学生を確保することは大前提であるが、入学辞退などの状況が予想困難であるために大事を取って入学許可をした結果であり、大学としてはぎりぎりの選択と言わざるを得ない。

また、本学にとっての最重要課題の一つが、退学や除籍等による大学離学者を減らすことである。常にその状況や退学理由の把握に努め、学科としてきめ細かな対応をするほか、アドバイザー、学生相談室、ラーニングセンターなど、様々なシステムを活用した対応をとっている。しかし、学力問題、心理・精神的問題、経済的問題などによって大学を離学する学生数は、年度によって増減はあるもののほぼ横ばいの状態であり、大学全体としての取り組みを一層強化する必要がある。

< 大学院 >

大学院研究科における学生募集や入学者選抜の方法は、大学院委員会や各研究科委員会の管理運営の下で、教育理念や目標に沿うよう、計画的かつ適切に実施し、常に定員以上を確保している。本大学院は、社会人学生が6割を占めることから、社会人に開かれた大学院とすることができる。

教員組織

< 大学学部 >

本学では教授会構成員である専任教員と、教授会構成員ではないが教育活動を中心にほぼ専任教員と同等の義務を負っている任期付きの特任教員を合わせた、いわゆる広義

の専任教員数は、大学設置基準を大きく上回り、少人数教育が可能な体制となっている。また、教員年齢構成は一部の学科において多少の偏りが見られるものの、大学全体としてはほぼ適切な範囲に収まっているとすることができる。

専任教員の任免・昇格等に関しては、規程に基づき適切に運用されている。たとえ学部所属の専任教員であっても、大学全体の観点から諸手続きが行われるシステムは、建学の精神や大学の理念を重視した本学の特徴とも言えるものである。なお、教員の教育研究活動の評価は複数の方法で行われているが、特に昇格に際しては、研究活動と共に教育活動や教育行政活動に関する評価を明確に点数化、基準化して行っている。

教育面における人的補助体制に関しては、T A、S Aを中心に制度としては整備されているが、現実の対応は必ずしも十分とは言えず、そのため語学教育や実習科目などで教員にかかる負担は大きくなっている。財政上の問題があるものの、奨学金的意味合いも含めて、大学院生や学部学生のより積極的な活用を図る必要がある。

<大学院>

大学院においては、学生数に対しての専任・併任・特任教員の比率が高く、きめ細かな少人数指導体制が整っている。しかしながら、専任教員の年齢構成が高いことが最も大きな課題となっている。

研究活動と研究環境

<大学学部>

本学は、大学創立の理念であるキリスト教文化の継承と新たな形成という目標に沿って、ピューリタニズム研究、デモクラシー研究、グローバリゼーション研究、公共神学研究など、特色ある共同研究・学会活動等を行っている。これらの研究活動は国内外の著名な研究者による主題講演なども含む活動であり、国際的な研究水準を確保していると言える。さらに、国際金融研究、地方自治研究、日韓問題研究、カウンセリング研究、児童学研究等も、本学の学部・学科の特色を活かした研究課題である。

一方、個人の研究活動に関しては、個人差が大きいものの、大学全体として教育や大学運営・教育行政にかかる比重が大きくなっていることもあって、必ずしも活発とは言えない。このことは、科学研究費補助金など学外の競争的資金の獲得の状況などからも言えることである。特に若手の教員にあっては、本人の将来のためにも、また、大学としての教育・研究の質の維持向上のためにも着実な研究活動および論文発表が望まれる。大学としては、教員個人の教育負担や学内運営に関わる負担を適正化し、研究時間の確保に配慮すると共に、研究活動のための事務的支援を充実させていく必要がある。

なお、本学の特別研究期間制度（長期：半年～1年、短期：2ヵ月）では、集中的に研究に専念できる機会と財政的援助を行っており、標準以上のレベルに達しているものと思われる。近年、この制度を利用して著書や論文を公表し、博士の学位を取得する教

員が増えていることは、その成果の表れと言える。

< 大学院 >

大学院各研究科は総合研究所との役割分担、および連携協力を通して、有効かつ適切な教員の研究活動と研究環境を整備している。教育活動は各研究科が、研究活動は総合研究所が主として担いながら、それぞれの役割の充実、活性化に向けた活動を行っている。したがって、大学院の専任教員の多くは総合研究所の専任教員を兼ねている場合が多い。その意味では、他にあまり例を見ないユニークかつ効率的な試みであり、総合研究所における活発な活動が、大学院の研究活動を支えていると言っても過言ではない。

施設・設備等

< 大学学部・大学院 >

本学は、1988年の開学当初、前身である女子聖学院短期大学とキャンパスや校舎等の建物、また諸施設・設備を共有、あるいは分割所有していたが、その後女子聖学院短期大学が廃止されるに伴い、全てが大学へ移管された。キャンパスの整備は学部・学科や大学院研究科などの新增設、改組転換等の度に充実させてきたが、豊かな自然に恵まれた環境の下に、建学の精神や大学の理念を基盤として、教員と学生が共に学問を中心とした人格的な触れ合いや、文化交流、生活の場として、本学の目的達成のために相応しい施設・設備を順次整えてきた。さらに、新たなカリキュラムや技術革新が求める教育施設の充実に積極的に対応してきたが、近年の特筆すべき事項は、2004年度に建学の精神の象徴とも言える1,000人収容の礼拝・講堂棟、及び周辺施設が建設されたことである。

なお、学生の課外活動の面からは、本学の施設は未だ十分とは言うことはできず、現在、学生厚生棟（学生会館）の建設に向けて協議が開始されている。

図書館

< 大学学部・大学院 >

本学の図書館は、他の施設・設備等と同様に女子聖学院短期大学より継承したものである。その後、大学としての図書や学術雑誌などが充実し学生数も増加したことに伴い、書架や閲覧座席数の不足は深刻な問題となった。2005年度に行われた図書館棟の大改修により、面積で約20%増、書架収容能力で約10%増、閲覧座席数で約40%増となったほか、情報ネットワーク利用環境も大幅に改善された。しかし同規模の私立大学と比較すると、面積や書架収容能力などの面で未だ平均に達していない。資料の電子化などを一層進めることを前提としても、快適な図書館環境を確保するという面からはさらに改善の必要がある。

なお、現在の図書館は、昼夜間開講の大学院への対応や地域社会等外部者への開放などの観点から、平日は夜9時30分まで開館している。また、開館日数も同規模の私立

大学と比較して大きく上回っており、学生・教職員の多様なニーズに対応し、また地域に開かれていると言うことができる。今後は、単に従来の図書館の機能のみならず、本学や周辺地域における情報の中枢機関として情報センター機能を充実させていく必要がある。

社会貢献

< 大学学部・大学院 >

本学はこれまで、本学の知的・物的資源を広く社会に活かしながら、専門的な学習や研究の拠点として、さらには地域社会に根ざした大学として社会貢献を推進してきた。具体的には女子聖学院短期大学時代を含め、30年以上にわたり地域の自治体との共同開催として公開講座を開設してきたほか、地元公民館等との共催による講座を行うなど、大学の持つ知的資源を地域社会に公開、還元してきた。英会話、文学、コーラス等の講座では常連の受講者も少なくない。また、大学院や総合研究所などが開催する様々なシンポジウム・国際会議・講演会などは研究者のみならず一般にも公開されている。最近では、総合研究所のカウンセリング研究センターにおいて「グリーンケア・ルーム」を東京及び学内に開設し、市民からの相談を受けたり、NPO「まちづくり支援センター」を立ち上げ、地域の商工会、公民館、まちづくり協議会などと協力した様々な活動やイベントを積極的に実施したりしている。

一方、地方自治体の政策形成への寄与の観点からは、総合研究所の研究活動の一環として様々な提言を行ったり、教員がそれぞれの学問研究領域の専門的立場から、自治体における各種審議や委員会、講演会などに参画するなど、積極的な社会貢献活動を展開しており、地域に根ざした大学としての地位を確立しつつある。

学生生活

< 大学学部・大学院 >

本学学部における日本人学生を対象とする奨学金の内、本学が独自に設けている制度は、聖学院大学特別奨学金（第1奨学金、第2奨学金）、女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金、ルーラ・ロング・コムズ記念奨学金、聖学院大学学友会修学援助奨学金、聖学院大学後援会修学援助奨学金などである。聖学院大学特別奨学金（第1奨学金）は成績優秀者に給付される奨学金であるが、その他の内、経済的援助を主目的とするものは、聖学院大学特別奨学金（第2奨学金）、聖学院大学学友会修学援助奨学金、聖学院大学後援会修学援助奨学金である。これらの奨学金は原則として貸与であるが、一部、緊急性を伴って給付される場合もある。現状では1セメスターに25～30名程度の学生に貸与または給付をしており、人数的には学生の要望とほぼ合致していると言える。また大学院においても、経済的援助のみならず、他の学生の模範となる成績優秀者に対する各種奨学金を給付しているが、これらの財源の多くは寄付によるものである。

学生の心身の健康保持、安全・衛生等に関する相談体制は、深刻な相談内容が増えつつあることから今後は専任のカウンセラーを配置する予定である。また、チャプレンによるパストラルケアでは学生やその家族を精神的、霊的な困難から救い出すことが可能となっており、このように大学として様々な窓口を通して学生の悩みの相談を受ける体制が整えられている。

キャリアサポートセンターによる学生の就職相談については、単なる職業斡旋ではなく、学生自身が自己の能力や適性を活かせる職業を発見・選択し決定する過程を支援することにあり、その意味では入学直後より自己発見、ライフデザインに関する指導に力を入れ、大学後半での就職活動へと結びつけている。なお、本学では卒業生に対しても、就職活動を継続したり再就職したりする際の支援を併せて行っている。大学院生も学部生と同様のサービスを受けられるが、本学では社会人が6割を占めること、研究者を志望する者が多いことなどから、大学院内での個別相談が必要なケースが多くなっている。

管理運営

< 大学学部 >

本学の管理運営については、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制を整えることが第一に考慮されてきた。それは建学の精神や大学の理念を直接的に維持し、次世代に引き継ぐことが学長の大きな使命とされているためである。そのため教授会体制も学部教授会が中心ではなく、大学教授会で大学全体に関わる重要事項を審議・決定する方策が採られてきた。また、学部長は学部の代表者というよりは、学長を補佐し、学長と共に大学運営全体を担う役割を負っている。なお、本学にはキリスト教大学の特色としてのチャプレン制度があるが、チャプレンは特に建学の精神を担う存在として理事会の任命による。

学長、学部長の選任には、教授会構成員による直接投票という形ではなく、意見聴取という方法が採られており、最終的には理事会の責任において選出される。これらはいずれも規程によって明確にされているが、本学独自の方式とすることができる。ただし、このような選任方法は経営部門（理事会）と教学部門（大学教授会）の連携協力体制が良い状態にあることを前提としており、万が一にでもその関係が悪化するようなことがあってはならない。

大学における意思決定のプロセスは、学長、学部長、チャプレンのほか、各学科長、各部長等役職者からなる学長の諮問機関としての大学運営委員会により、学内全体の調整が図られ円滑な運営が可能となっているが、これら役職者の学内運営に関わる負担が非常に大きいことは、改善する必要がある。

< 大学院 >

大学院における研究科長の選任は、学部と同様、研究科委員会からの意見聴取という

形で行われ、研究科長は理事会の責任において選出される。また、意思決定については、大学院自体が小規模の組織であるため、学部における運営委員会のような組織は設置せずに、大学院長を議長とする大学院委員会、研究科長を議長とする研究科委員会などで直接議論される。

財務

< 大学学部・大学院 >

本学は学校法人聖学院内にあるゆえに、財政規模や歴史的経緯などから、その財務状況の健全化に関する議論は、単に大学のみならず法人全体を見通した形で行わなければならない。近年、聖学院中学校高等学校、現在は女子聖学院中学校高等学校の校舎建築のために、法人として大きな借入金を余儀なくされたこともあり、法人全体の財政状況を圧迫している。そのような中であっても、現在、大学は常に収入に見合った支出をするなど健全な財政を維持している。しかし、将来の教育研究活動の活性化のためには必要な部門に集中投資するなどの必要があり、その観点からは法人財政面における中長期計画を明確にしていかなければならない。

事務組織

< 大学学部・大学院 >

従来は、事務組織と教学組織は1対1の対応関係が構築されていた。しかしながら、学生サポートの多様化、IT技術活用による情報化の進展等により事務業務の複雑化、高度化が進み、事務組織と教学組織は横の連携を重視した複数対複数の組織的対応状況を生み出している。そのような中において、本学の教学組織の責任者にとっては、実質的に事務組織に深く関わるのが主な役割の一つである。その結果本学の事務組織には、教学組織との良好な協力関係の下でこれを支援する体制が整えられている。今後、事務組織が教学組織と同様に大学運営に対する責任をより良く果たすためには、専門性を追求した事務職員一人一人のスキルアップが必須となる。同時に、学生に対する良き支援者として、カウンセリング技術など新たなスキルが要求されるようになってきており、これまで行ってきた学内での研修や、私立大学連盟など関連する外部団体による職員研修の機会をさらに積極的に活用することが重要である。

自己点検・評価

< 大学学部・大学院 >

自己点検作業は、ある意味で広義の反省行為とも言えるものである。反省によって「汝自身を知る」ことは、教育のみならずすべての点で重要なことであり、教育熱心な教員にとっては、個人レベルの教育改善行為は常に行われていると言えるかもしれない。しかし、今日のように社会が急激に変化する時代に、公的な教育研究機関である大学にも競争原理が導入されるようになると、点検・評価の営みは組織の存続にも関わる重大

事項となってくる。聖学院大学では、大学設置基準の大綱化に先立って自己点検・評価のための組織作りが始められた。これは社会の趨勢に対して素早い対応であったと評価できる。しかし、実際の点検・評価作業が多忙を極める役職者に委ねられたことや、山積する目前の課題をまず優先しなければならなかったことなどの理由で、個人や学科レベルでは様々な反省を踏まえて小さな改善がなされたものの、大学全体の組織的点検・評価作業はなかなか進まないのが現状であった。

今回は、財団法人大学基準協会による第三者評価を受けるべく、大学を挙げての点検・評価作業が行われ、ほとんど全ての教員が議論をし、本報告書の執筆にも関わった。この作業によって、教職員の間にも本学のあり方に関する問題意識の理解と共有が深まったことは、今後の継続的な点検・評価の実施に向け、大きな財産となったことは間違いない。今回のような周期的に行われる大規模な点検・評価作業においては、本学の教育がいかにあるべきかを徹底的に検討する機会となったが、新たな課題として、日常的・継続的な小さな積み重ねとしての点検・評価作業の必要性や重要性を認識する機会ともなった。

情報公開・説明責任

< 大学学部・大学院 >

公的な教育研究機関である聖学院大学は、適切に情報を公開し、説明責任を果たすことによって社会的な要求に応えていかなければならない。本学では他大学に先駆けて情報化を進め、インターネットなどを通じて大学情報、入試情報、教員情報、さらには財務情報など、多くの情報を発信して来た。一方では、「個人情報保護に関する法律」の下、高度情報化社会における教育機関として、個人の権利利益を保護し社会の信頼に応えるため「聖学院大学個人情報の保護に関する規程」を定め、2000年度より運用を開始した。本規程により、個人情報の適正な扱いの確保についての基本事項が定められ、学生・教職員等からの自己に関する個人情報の開示に対する請求にも適切に対応できるようになっている。今後も、公開すべき情報と漏洩してはならない情報を適切に区別し、社会に対しては明快に、学生やその家族、教職員の個人情報に関してはプライバシー権の保護を第一の目的として、適正な情報管理を継続しつつ社会的責任を果たしていかなければならない。

本学の様々な活動は、多くは「大学学部」と「大学院研究科」という形で行われている。大学院各研究科は特定の学科（及び総合研究所）を基礎としており、その意味では学科 - 研究科という構図は出来ているものの、日常の教育活動の面では、それぞれの学部学科間、あるいは大学院研究科間の学生指導にできるだけ温度差を生じさせない形で行うことを基本とし、学部教授会よりは大学教授会、研究科委員会よりは大学院委員会

を重視した運営を行っていることは本章で述べたとおりである。したがって、今回の点検・評価作業もそれぞれの学部や研究科ごとではなく、大学全体として行ってきた。もちろん教育課程などには大学全体の方針による共通課程のほか、それぞれの学科がその特性を活かして編成したカリキュラムもあるが、しかし具体的な教育方法等に関わる諸活動は、原則として学部学科全体、あるいは研究科全体として共通の方針の下に行われているためである。今回の点検・評価では、内容によって学科等の特色が出ているものについては、その都度独自の取り組みとして特記したが、全体としては学部や学科、あるいは研究科ごとには行われていないことを断っておきたい。

本学にとっての真理とは、学校法人聖学院の建学の精神にあるように「神を仰ぎ、人に仕う」という言葉に集約されるが、このことは約 100 年前に本学院の創建に携わった先達者が見た「幻」を、大学という高等教育研究機関を通して踏襲し、21 世紀の現代日本に相応しく実現させていくことに他ならない。その意味では、本学が追求する大学の理念、建学の精神の具現化に向けての道は、方向性は明確ではあるものの、具体的な施策としては今なお道のりの途上にあり、不十分な面もあることを認めざるを得ない。したがって、今回の自己点検評価作業を通して改めて様々な側面が見えてきたことは大いなる成果の一つであった。

ある組織体が継続的に維持・発展していくためには、その組織の根本的存在理由である理念が明確にされ、その理念を実現させるための大胆な方策が構想され、さらには、構成員がその理念実現のために共に努力するものでなければならない。すなわち、聖学院大学が高邁な理念を持ちながら、大学として大胆に変革していくためには、柔軟で俊敏性のある教学組織、事務組織でなければならないが、今回の自己点検評価作業はそのための第 1 歩と行うことができよう。また、この結果を基に財団法人大学基準協会による相互評価（認証評価）を申請することは、本学の大学としてのあり方を自己満足的ではなく、第三者の目を通して再確認しようとの試みであることは言うまでもないことである。高等教育研究機関としての責務を果たすと同時に、その結果を公表するという社会的責任の自覚を基本として、常に現状に安住することなく、絶えず自己改革を遂げる必要があることを再確認できたことは、今回の点検・評価作業を通して得られた最大の成果とも言えよう。

聖学院大学 点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
I 大学・学部における主要点検・評価項目						
1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標						
(理念・目的等)						
・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	A群	p. 7-10	p. 10-12	p. 12-14	p. 14-15	
・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有	A群	p. 16	—	—	—	—
(理念・目的等の検証)						
・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入	C群		—	—	—	—
・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況	C群	p. 18	—	—	—	—
(健全性、モラル等)						
・大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況	C群	p. 19	—	—	—	—
2 教育研究組織						
(教育研究組織)						
・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性	A群	p. 21	—	—	—	—
(教育研究組織の検証)						
・当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	C群	—	—	—	—	—
3 学士課程の教育内容・方法等						
(1) 教育課程等						
(学部・学科等の教育課程)						
・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連	A群	p. 28	p. 35-40	p. 40-47	P. 47-52	
・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性	A群	p. 28	p. 35-40	p. 40-47	P. 47-52	
・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ	A群	p. 53	—	—	—	—
・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性	B群	p. 28	p. 35-40	p. 40-47	P. 47-52	
・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適	B群	p. 54	—	—	—	—
・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性	B群	p. 55	—	—	—	—
・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性	B群	p. 58	—	—	—	—
・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況	B群	p. 60	—	—	—	—
・グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ	C群	p. 61	—	—	—	—
・起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ	C群	p. 65	—	—	—	—
・学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況	C群	p. 66	—	—	—	—
(カリキュラムにおける高・大の接続)						
・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況	A群	p. 67	—	—	—	—
(カリキュラムと国家試験)						
・国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率	C群	p. 73	—	—	—	—
(医学系のカリキュラムにおける臨床実習)						
・医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適	B群	—	—	—	—	—
(インターンシップ、ボランティア)						
・インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	C群	p. 74	—	—	—	—
・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	C群	p. 76	—	—	—	—
(履修科目の区分)						
・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性	B群	p. 78	—	—	—	—
(授業形態と単位の関係)						
・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性	A群	p. 81	—	—	—	—
(単位互換、単位認定等)						
・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性	B群	p. 84	—	—	—	—

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性	B群	p. 85	—	—	—	—
・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の	B群	p. 86	—	—	—	—
・海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ	C群	p. 84	—	—	—	—
・発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性	C群	—	—	—	—	—
(開設授業科目における専・兼比率等)						
・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合	B群	p. 88	—	—	—	—
・兼任教員等の教育課程への関与の状況	B群	p. 89	—	—	—	—
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)						
・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮	C群	p. 90	—	—	—	—
(生涯学習への対応)						
・生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性	B群	p. 91	—	—	—	—
(正課外教育)						
・正課外教育の充実度	C群	p. 93	付：アッセンブリアワー 付：フレッシュマン・オリエンテーションp. 96			
(2) 教育方法等						
(教育効果の測定)						
・教育上の効果を測定するための方法の適切性	B群	p. 103	—	—	—	—
・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況	B群	p. 105	—	—	—	—
・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況	B群	p. 106	—	—	—	—
・卒業生の進路状況	B群	p. 107	—	—	—	—
・教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況	C群	p. 109	—	—	—	—
・教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況	C群	p. 109	—	—	—	—
・教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況	C群	p. 110	—	—	—	—
・国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況	C群	p. 107	—	—	—	—
(厳格な成績評価の仕組み)						
・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性	A群	p. 111	—	—	—	—
・成績評価法、成績評価基準の適切性	A群	p. 112	—	—	—	—
・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況	B群	p. 117	—	—	—	—
・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適	B群	p. 118	—	—	—	—
・学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況	C群	p. 120	—	—	—	—
(履修指導)						
・学生に対する履修指導の適切性	A群	p. 122	—	—	—	—
・オフィスアワーの制度化の状況	B群	p. 123	—	—	—	—
・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性	B群	p. 124	—	—	—	—
・学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況	C群	p. 127	—	—	—	—
・科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性	C群	p. 129	—	—	—	—
(教育改善への組織的な取り組み)						
・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性	A群	p. 129	—	—	—	—
・シラバスの作成と活用状況	A群	p. 131	—	—	—	—
・学生による授業評価の活用状況	A群	p. 133	—	—	—	—
・FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性	B群	p. 135	—	—	—	—
・FDの継続的実施を図る方途の適切性	C群	p. 135	—	—	—	—
・学生満足度調査の導入状況	C群	p. 137	—	—	—	—
・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	C群	p. 138	—	—	—	—
・雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況	C群	p. 139	—	—	—	—
・教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性	C群	p. 140	—	—	—	—
(授業形態と授業方法の関係)						
・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効	B群	p. 140	付： Semester制度の導入p. 142			
・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性	B群	p. 143	—	—	—	—
・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	B群	p. 145	—	—	—	—
(3年卒業の特例)						
・4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	C群	—	—	—	—	—
(3) 国内外における教育研究交流						
・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性	B群	p. 146	—	—	—	—
・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切	B群	p. 147	—	—	—	—
・外国人教員の受け入れ体制の整備状況	C群	p. 149	—	—	—	—
・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性	C群	p. 150	—	—	—	—
(4) 通信制大学・学部等						

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
・通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切		A群	—	—	—	—
4 学生の受け入れ						
(学生募集方法、入学者選抜方法)						
・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性		A群	p. 155	—	—	—
(入学者受け入れ方針等)						
・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係		A群	p. 152	—	—	—
・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係		B群	p. 159	—	—	—
・学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係		C群		p. 161-163	p. 163-166	p. 166-169
(入学者選抜の仕組み)						
・入学者選抜試験実施体制の適切性		B群	p. 169	—	—	—
・入学者選抜基準の透明性		B群		—	—	—
・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況		C群	p. 170	—	—	—
(入学者選抜方法の検証)						
・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況		B群	p. 171	—	—	—
・入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況		C群	p. 171	—	—	—
(アドミッションズ・オフィス入試)						
・アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性		C群	p. 172	—	—	—
(「飛び入学」)						
・「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性		C群	—	—	—	—
(入学者選抜における高・大の連携)						
・推薦入学における、高等学校との関係の適切性		C群	p. 173	—	—	—
・入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ		C群	p. 174	—	—	—
・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性		C群	p. 174	—	—	—
(夜間学部等への社会人の受け入れ)						
・夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況		C群	—	—	—	—
(科目等履修生・聴講生等)						
・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確		C群	p. 175	—	—	—
(外国人留学生の受け入れ)						
・留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性		C群	p. 176	—	—	—
(定員管理)						
・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性		A群	p. 177	—	—	—
・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況		A群	p. 179	—	—	—
・定員充足率の確認の上立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況		B群	p. 180	—	—	—
・恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性		C群	—	—	—	—
(編入学者、退学者)						
・退学者の状況と退学理由の把握状況		A群	p. 181	—	—	—
・編入学生及び転科・転部学生の状況		C群	p. 182	—	—	—
5 教員組織						
(教員組織)						
・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性		A群	p. 183	—	—	—
・主要な授業科目への専任教員の配置状況		A群	p. 185	—	—	—
・教員組織における専任、兼任の比率の適切性		A群	p. 188	—	—	—
・教員組織の年齢構成の適切性		A群	p. 189	—	—	—
・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性		B群	p. 191, 193	2項目に分けて叙述		
・教員組織における社会人の受け入れ状況		C群	p. 199	—	—	—
・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況		C群	p. 200	—	—	—
・教員組織における女性教員の占める割合		C群	p. 200	—	—	—
(教育研究支援職員)						
・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性		A群	p. 201	—	—	—
・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性		B群		—	—	—
・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切		C群		—	—	—
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)						
・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性		A群	p. 204	—	—	—
・教員選考基準と手続の明確化		B群	p. 207	—	—	—

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性		B群	p. 208	—	—	—
・任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況		C群	p. 210	—	—	—
(教育研究活動の評価)						
・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性		B群	p. 211	—	—	—
・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性		B群	p. 213	—	—	—
(大学と併設短期大学(部)との関係)						
・大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切		B群	—	—	—	—
・併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性		C群	—	—	—	—
6 研究活動と研究環境						
(1) 研究活動						
(研究活動)						
・論文等研究成果の発表状況		A群	p. 215	—	—	—
・国内外の学会での活動状況		C群	p. 217	—	—	—
・当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況		C群	p. 220	—	—	—
・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況		C群	p. 221	—	—	—
(研究における国際連携)						
・国際的な共同研究への参加状況		C群	p. 223	—	—	—
・海外研究拠点の設置状況		C群	p. 225	—	—	—
(教育研究組織単位間の研究上の連携)						
・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係		A群		—	—	—
・大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係		C群	p. 226	—	—	—
(2) 研究環境						
(経常的な研究条件の整備)						
・個人研究費、研究旅費の額の適切性		A群	p. 229	—	—	—
・教員個室等の教員研究室の整備状況		A群	p. 230	—	—	—
・教員の研究時間を確保させる方途の適切性		A群	p. 231	—	—	—
・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性		A群	p. 231	—	—	—
・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性		B群	p. 233	—	—	—
(競争的な研究環境創出のための措置)						
・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況		C群	p. 234	—	—	—
・学内的に確立されているデュアルサポートシステム(基般(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム)の運用の適切性		C群	—	—	—	—
・流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況		C群	—	—	—	—
・いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性		C群	—	—	—	—
(研究上の成果の公表、発信・受信等)						
・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性		C群	p. 235	—	—	—
・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況		C群	p. 236	—	—	—
(倫理面からの研究条件の整備)						
・倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性		C群	p. 238	—	—	—
・医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性		C群	—	—	—	—
7 施設・設備等						
(施設・設備等の整備)						
・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性		A群	p. 240	—	—	—
・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況		B群	p. 244	—	—	—
・社会へ開放される施設・設備の整備状況		C群	p. 245	—	—	—
・記念施設・保存建物の保存・活用の状況		C群	p. 246	—	—	—
(キャンパス・アメニティ等)						
・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況		B群	p. 247	—	—	—
・「学生のための生活の場」の整備状況		B群	p. 247	—	—	—
・大学周辺の「環境」への配慮の状況		B群	p. 248	—	—	—
(利用上の配慮)						
・施設・設備面における障害者への配慮の状況		A群	p. 249	—	—	—
・各施設の利用時間に対する配慮の状況		C群	p. 249	—	—	—
・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況		C群	—	付：大学への交通手段の状況p. 250		
(組織・管理体制)						
・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況		B群	p. 251	—	—	—
・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況		B群	p. 253	—	—	—
8 図書館および図書・電子媒体等						
(図書、図書館の整備)						

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性		A群	p. 255	—	—	—
・図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効		A群	p. 258	—	—	—
・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、		A群	p. 260	—	—	—
・図書館の地域への開放の状況		A群	p. 253	—	—	—
(学術情報へのアクセス)						
・学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況		B群	p. 263	—	—	—
9 社会貢献						
(社会への貢献)						
・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度		B群		—	—	—
・公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況		B群	p. 265	—	—	—
・教育研究上の成果の市民への還元状況		B群		—	—	—
・ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性		C群	p. 279	—	—	—
・地方自治体等の政策形成への寄与の状況		C群	p. 284	付：NPO活動p. 289		
・大学附属病院の地域医療機関としての貢献度		C群	—	—	—	—
(企業等との連携)						
・企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用		C群	—	—	—	—
・寄附講座の開設状況		C群	—	—	—	—
・大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策		C群	p. 292	—	—	—
・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況		C群		—	—	—
・特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況		C群	—	—	—	—
・産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況		C群	—	—	—	—
10 学生生活						
(学生への経済的支援)						
・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性		A群	p. 295	—	—	—
・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性		C群	p. 299	—	—	—
(生活相談等)						
・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性		A群	p. 299	—	—	—
・ハラスメント防止のための措置の適切性		A群	p. 302	—	—	—
・生活相談担当部署の活動上の有効性		B群	p. 304	進路相談については10章－3－3)で扱うp. 313		
・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況		C群				
・学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況		C群	p. 308	—	—	—
・不登校の学生への対応状況		C群	— (第3章で扱う)	—	—	—
・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況		C群	p. 308	—	—	—
・セクシュアル・ハラスメント防止への対応		C群	p. 302	—	—	—
(就職指導)						
・学生の進路選択に関わる指導の適切性		A群	p. 309	—	—	—
・就職担当部署の活動上の有効性		B群	p. 310	—	—	—
・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況		C群	p. 313	—	—	—
・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性		C群	p. 314	—	—	—
・就職活動の早期化に対する対応		C群	p. 315	—	—	—
・就職統計データの整備と活用状況		C群	p. 316	—	—	—
(課外活動)						
・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性		A群	p. 317	—	—	—
・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度		C群	p. 319	—	—	—
・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性		C群	— (第3章で扱う)	—	—	—
・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況		C群	p. 321	—	—	—
11 管理運営						
(教授会)						
・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性		A群	p. 323	—	—	—
・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切		B群	p. 326	—	—	—
・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性		B群	p. 328	—	—	—
(学長、学部長の権限と選任手続)						
・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性		A群	p. 329	—	—	—
・学長権限の内容とその行使の適切性		B群	p. 332	—	—	—
・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性		B群	p. 327	—	—	—
・学部長権限の内容とその行使の適切性		B群	p. 333	—	—	—
・学長補佐体制の構成と活動の適切性		C群	p. 334	—	—	—

主要点検・評価項目		群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況 (意思決定)		C群	p. 335	—	—	—
・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性 (評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)		B群	p. 336	—	—	—
・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性 (教学組織と学校法人理事会との関係)		B群	p. 328	—	—	—
・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性 (管理運営への学外有識者の関与)		A群	p. 337	—	—	—
・国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性		C群	—	—	—	—
・公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況		C群	p. 339	—	—	—
12 財務						
(教育研究と財政)						
・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況		B群	p. 340	—	—	—
・総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性		B群	p. 342	—	—	—
・教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況 (外部資金等)		C群	—	—	—	—
・文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況		B群	p. 343	—	—	—
(予算編成)						
・予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化		C群	p. 346	—	—	—
(予算の配分と執行)						
・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性		B群	p. 347	—	—	—
・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況		C群	—	—	—	—
(財務監査)						
・アカウントビリティを履行するシステムの導入状況		B群	p. 349	—	—	—
・監査システムの運用の適切性		B群	p. 349	—	—	—
(私立大学財政の財務比率)						
・消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性		A群	p. 350	—	—	—
13 事務組織						
(事務組織と教学組織との関係)						
・事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況		A群	p. 353	—	—	—
・大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性		B群	p. 353	—	—	—
(事務組織の役割)						
・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性		B群	p. 355	—	—	—
・学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性		B群	p. 357	—	—	—
・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性		B群	p. 359	—	—	—
・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況		B群	p. 361	—	—	—
・大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況		B群	p. 365	—	—	—
(事務組織の機能強化のための取り組み)						
・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性		C群	p. 367	—	—	—
・教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況		C群	p. 367	—	—	—
(事務組織と学校法人理事会との関係)						
・事務組織と学校法人理事会との関係の適切性		C群	p. 369	—	—	—
14 自己点検・評価						
(自己点検・評価)						
・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性		A群	p. 371	—	—	—
・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況		C群	p. 377	—	—	—
(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)						
・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性		A群	p. 379	—	—	—
(自己点検・評価に対する学外者による検証)						
・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性		B群	p. 380	—	—	—
・外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性		C群	p. 380	—	—	—
・外部評価者による外部評価の適切性		C群	p. 380	—	—	—
・外部評価と自己点検・評価との関係		C群	p. 380	—	—	—
(大学に対する社会的評価等)						
・大学・学部の社会的評価の検証状況		C群	p. 381	—	—	—
・他大学にはない特色や「活力」の検証状況		C群	p. 381	—	—	—

主要点検・評価項目	群	大学全体	政治経済学部	人文学部	人間福祉学部
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)					
・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応	A群	p. 382	—	—	—
15 情報公開・説明責任					
(財政公開)					
・財政公開の状況とその内容・方法の適切性	A群	p. 385	—	—	—
(自己点検・評価)					
・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性	A群	p. 386	—	—	—
・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	B群	p. 387	—	—	—

聖学院大学大学院 点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

主要点検・評価項目	群	大学院全体	政治政策学研究科	アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科	人間福祉学研究科
II 大学院における主要点検・評価項目					
1 大学院研究科の使命および目的・教育目標					
・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	A群	p. 393-399	p. 393	p. 395	p. 397-399
・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況	B群				
2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等					
(1) 教育課程等					
(大学院研究科の教育課程)					
・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連	A群	p. 400	p. 400-402	p. 402-404	p. 402-405
・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性	B群				
・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性	B群				
・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係	A群				
・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係	A群				
・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性	A群				
・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性	A群	p. 400	-	-	-
・創造的な教育プロジェクトの推進状況	C群	-	-	-	-
(単位互換、単位認定等)					
・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性	B群	-	-	-	-
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)					
・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮	A群	p. 405	-	-	-
(生涯学習への対応)					
・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況	C群	p. 406	-	-	-
(専門大学院のカリキュラム)					
・カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合	A群	-	-	-	-
・高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況	A群	-	-	-	-
・高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性	A群	-	-	-	-
・高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定	A群	-	-	-	-
・学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性	C群	-	-	-	-
(独立大学院等の教育課程)					
・学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性	C群	-	-	-	-
(連合大学院の教育課程)					
・連合大学院における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性	B群	-	-	-	-
・複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性	C群	-	-	-	-
(「連携大学院」の教育課程)					
・研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性	B群	-	-	-	-
(研究指導等)					
・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性	A群	p. 407	-	-	-
・学生に対する履修指導の適切性	A群	p. 407	-	-	-
・指導教員による個別的な研究指導の充実度	B群	p. 407	-	-	-

主要点検・評価項目	群	大学院全体	政治政策学 研究科	アメリカ・ヨーロッパ 文化学 研究科	人間福祉学 研究科
・複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確	C群	p. 407	—	—	—
・教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性	C群	—	—	—	—
・研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策	C群	p. 407	—	—	—
・才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況	C群	—	—	—	—
(医学系大学院の教育・研究指導)					
・医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度	B群	—	—	—	—
・医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性	B群	—	—	—	—
(「連携大学院」における研究指導等)					
・「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性	C群	—	—	—	—
(2) 教育方法等					
(教育効果の測定)					
・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性	B群	p. 408	—	—	—
・修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況	C群	p. 408	—	—	—
・大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況	C群	p. 408	—	—	—
(成績評価法)					
・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性	B群	p. 410	—	—	—
(教育・研究指導の改善)					
・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況	A群	p. 411	—	—	—
・シラバスの適切性	A群	p. 411	—	—	—
・学生による授業評価の導入状況	B群	p. 411	—	—	—
・学生満足度調査の導入状況	C群	—	—	—	—
・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	C群	—	—	—	—
・高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況	C群	—	—	—	—
(3) 国内外における教育・研究交流					
・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況	B群	p. 412	—	—	—
・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	B群	p. 412	—	—	—
・国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況	C群	p. 412	—	—	—
・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性	C群	p. 412	—	—	—
・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性	C群	p. 412	—	—	—
・国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性	C群	—	—	—	—
(4) 学位授与・課程修了の認定					
(学位授与)					
・修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性	A群	p. 413	—	—	—
・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性	B群	p. 413	—	—	—
・修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性	C群	—	—	—	—
・学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況	C群	p. 413	—	—	—
・留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性	C群	—	—	—	—
(課程修了の認定)					
・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性	B群	p. 415	—	—	—
(5) 通信制大学院					
・通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性	A群	—	—	—	—
3 学生の受け入れ					
(学生募集方法、入学者選抜方法)					
・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性	A群	p. 416	—	—	—
(学内推薦制度)					
・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性	B群	p. 418	—	—	—
(門戸開放)					
・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況	A群	p. 419	—	—	—
(飛び入学)					

主要点検・評価項目	群	大学院全体	政治政策学 研究科	アメリカ・ヨーロッパ 文化学 研究科	人間福祉学 研究科
・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性 (社会人の受け入れ)	B群	p. 420	—	—	—
・社会人学生の受け入れ状況 (科目等履修生、研究生等)	B群	p. 421	—	—	—
・科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性 (外国人留学生の受け入れ)	C群	p. 422	—	—	—
・外国人留学生の受け入れ状況	C群	p. 422	—	—	—
・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上 に立った学生受け入れ・単位認定の適切性 (定員管理)	C群	p. 422	—	—	—
・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置 の適切性	A群	p. 424	—	—	—
4 教員組織 (教員組織)					
・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数 との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性	A群	p. 426	—	—	—
・任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の 導入状況 (研究支援職員)	C群	—	—	—	—
・研究支援職員の充実度	B群	p. 428	—	—	—
・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	B群	p. 428	—	—	—
・高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承してい くための方途の導入状況	C群	—	—	—	—
・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化 の状況とその活用の適切性	C群	p. 428	—	—	—
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)					
・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の 内容とその運用の適切性	A群	p. 429	—	—	—
・「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任 用基準の明確化とその運用の適切性	C群	—	—	—	—
(教育・研究活動の評価)					
・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性	B群	p. 429	—	—	—
・教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況	C群	—	—	—	—
・教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況	C群	—	—	—	—
(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)					
・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の 状況とその適切性	B群	p. 430	—	—	—
5 研究活動と研究環境 (1) 研究活動					
(研究活動)					
・論文等研究成果の発表状況	A群	p. 431	—	—	—
・国内外の学会での活動状況	C群	p. 431	—	—	—
・当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況	C群	p. 431	—	—	—
・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	C群	—	—	—	—
(研究における国際連携)					
・国際的な共同研究への参加状況	C群	—	—	—	—
・海外研究拠点の設置状況	C群	—	—	—	—
(教育研究組織単位間の研究上の連携)					
・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係	A群	p. 432	—	—	—
・大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・ 大学院との関係	C群	—	—	—	—
(2) 研究環境					
(経常的な研究条件の整備)					
・個人研究費、研究旅費の額の適切性	A群	—	—	—	—
・教員個室等の教員研究室の整備状況	A群	—	—	—	—
・教員の研究時間を確保させる方途の適切性	A群	p. 433	—	—	—
・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性	A群	—	—	—	—
・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	B群	—	—	—	—
(競争的な研究環境創出のための措置)					
・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請と その採択の状況	C群	—	—	—	—

主要点検・評価項目	群	大学院全体	政治政策学研究科	アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科	人間福祉学研究科
・学内に確立されているデュアルサポートシステム（基般（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性	C群	—	—	—	—
・流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況	C群	—	—	—	—
・いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性	C群	—	—	—	—
(研究上の成果の公表、発信・受信等)					
・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性	C群	—	—	—	—
・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	C群	—	—	—	—
(倫理面からの研究条件の整備)					
・倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性	C群	—	—	—	—
・医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性	C群	—	—	—	—
6 施設・設備等					
(1) 施設・設備					
(施設・設備等)					
・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性	A群	p. 435	—	—	—
・大学院専用の施設・設備の整備状況	B群		—	—	—
・大学院学生用実習室等の整備状況	C群		—	—	—
(先端的な設備・装置)					
・先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性	C群	—	—	—	—
・先端的な研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性	C群	—	—	—	—
(独立研究科の施設・設備等)					
・独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性	C群	—	—	—	—
(夜間大学院などの施設・設備等)					
・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性	C群	—	—	—	—
(本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等)					
・本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性	C群	—	—	—	—
(維持・管理体制)					
・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況	A群	p. 437	—	—	—
・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況	B群		—	—	—
(2) 情報インフラ					
・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性	B群	p. 438	—	—	—
・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性	B群		—	—	—
・コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の	C群		—	—	—
・資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況	C群	—	—	—	—
7 社会貢献					
(社会への貢献)					
・研究成果の社会への還元状況	B群	p. 439	—	—	p. 439
・地方自治体等の政策形成への寄与の状況	C群		p. 439	—	
(企業等との連携)					
・寄附講座、寄附研究部門の開設状況	C群	—	—	—	—
・大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策		—	—	—	—
・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況	C群	—	—	—	—
・奨学寄附金の受け入れ状況	C群	—	—	—	—
(特許・技術移転)					
・特許の取得状況	C群	—	—	—	—
・工業所有権の取得状況	C群	—	—	—	—
・特許料収入の研究費への還元状況の適切性	C群	—	—	—	—
・特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性	C群	—	—	—	—
・TLOの設立と運用の状況	C群	—	—	—	—
・TLO・リエゾンオフィス等の整備状況	C群	—	—	—	—
・技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況	C群	—	—	—	—

主要点検・評価項目	群	大学院全体	政治政策 学研究科	アメリカ・ヨーロッパ 文化学 研究科	人間福祉 学研究科
(産学連携と倫理規定等)					
・「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかる ルールの明確化の状況	C群	—	—	—	—
・発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明 文化の状況	C群	—	—	—	—
8 学生生活への配慮					
(学生への経済的支援)					
・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適 切性	A群	p. 441	—	—	—
・各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性	C群		—	—	—
(学生の研究活動への支援)					
・学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切	C群		—	—	—
・学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促す ための方途の適切性	C群	p. 443	—	—	—
(生活相談等)					
・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性	A群	p. 444	—	—	—
・ハラスメント防止のための措置の適切性	A群		—	—	—
(就職指導等)					
・学生の進路選択に関わる指導の適切性	A群	p. 444	—	—	—
9 管理運営					
(大学院の管理運営体制)					
・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性	A群		—	—	—
・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との 間の相互関係の適切性	B群	p. 446	—	—	—
・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性	B群		—	—	—
10 事務組織					
・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能 の適切性	B群		—	—	—
・大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割 とその適切性	B群	p. 448	—	—	—
・大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況	B群		—	—	—
・大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況	C群		—	—	—
11 自己点検・評価					
(自己点検・評価)					
・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその 活動上の有効性	A群	学部準ずる	—	—	—
・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革 を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	A群	学部準ずる	—	—	—
(自己点検・評価に対する学外者による検証)					
・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適 切性	B群	学部準ずる	—	—	—
・学外の専門的研究者等による評価の適切性	C群	—	—	—	—
12 情報公開・説明責任					
(自己点検・評価)					
・自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその 適切性	A群	学部準ずる	—	—	—